

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（3月2日）（木曜日）

開 会	1 0
開 議	1 0
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 0
日程第 2 会期の決定	1 0
日程第 3 諸般の報告	1 0
日程第 4 行政報告	1 0
宮路市長報告	1 1
日程第 5 報告第 1 号平成 1 7 年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画及び資金計画の変更並びに予算の補正の報告について	1 1
日程第 6 報告第 2 号平成 1 8 年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画及び予算の報告について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
益満総務企画部長	1 2
池満 渉君	1 4
益満総務企画部長	1 4
池満 渉君	1 4
益満総務企画部長	1 4
日程第 7 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
日程第 8 諮問第 2 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
日程第 9 議案第 2 号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について	1 6
日程第 1 0 議案第 3 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について	1 6
日程第 1 1 議案第 4 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について	1 6
日程第 1 2 議案第 5 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及	

	び鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について	1 6
日程第 1 3	議案第 6 号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について	1 6
日程第 1 4	議案第 7 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について	1 6
日程第 1 5	議案第 8 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について	1 6
日程第 1 6	議案第 9 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について	1 6
	宮路市長提案理由説明	1 7
日程第 1 7	議案第 1 0 号辺地に係る総合整備計画について	1 8
	宮路市長提案理由説明	1 8
	益満総務企画部長	1 8
	谷口正行君	1 9
	益満総務企画部長	2 0
	富迫企画課長	2 0
	谷口正行君	2 1
	益満総務企画部長	2 1
	谷口正行君	2 1
	益満総務企画部長	2 1
	谷口正行君	2 1
日程第 1 8	議案第 1 1 号第 1 次日置市総合計画基本構想について	2 1
	宮路市長提案理由説明	2 1
	益満総務企画部長	2 2
	坂口ルリ子さん	2 4
	坂口ルリ子さん	2 5
	益満総務企画部長	2 5
	田畑純二君	2 5
	宮路市長	2 5
	池満 渉君	2 6
	宮路市長	2 6
	西園典子さん	2 7

宮路市長	27
西藺典子さん	27
宮路市長	28
花木千鶴さん	28
宮路市長	28
花木千鶴さん	28
宮路市長	28
休 憩	28
梶 康博君	28
宮路市長	29
梶 康博君	29
坂口洋之君	29
宮路市長	30
坂口洋之君	30
宮路市長	30
出水賢太郎君	30
宮路市長	30
日程第19 議案第12号日置市国民保護協議会条例の制定について	31
日程第20 議案第13号日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定につい て	31
宮路市長提案理由説明	31
益満総務企画部長	31
坂口ルリ子さん	32
池上総務課長	33
坂口ルリ子さん	33
宮路市長	33
坂口ルリ子さん	34
田畑純二君	34
池上総務課長	34
上園哲生君	34
宮路市長	35
休 憩	35

益満総務企画部長	3 5
日程第 2 1 議案第 1 4 号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について	3 5
宮路市長提案理由説明	3 5
樋渡市民福祉部長	3 5
日程第 2 2 議案第 1 5 号日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について	3 6
宮路市長提案理由説明	3 7
樋渡市民福祉部長	3 7
日程第 2 3 議案第 1 6 号日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について	3 7
日程第 2 4 議案第 1 7 号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について	3 7
日程第 2 5 議案第 1 8 号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について	3 7
日程第 2 6 議案第 1 9 号日置市伊集院都市農村交流施設 Chest 館条例等の一部改正について	3 7
日程第 2 7 議案第 2 0 号日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正について	3 8
宮路市長提案理由説明	3 8
益満総務企画部長	3 8
樋渡市民福祉部長	4 2
外園産業建設部長	4 4
樋渡市民福祉部長	4 4
満尾教育次長	4 5
日程第 2 8 議案第 2 1 号日置市情報公開条例の一部改正について	4 6
日程第 2 9 議案第 2 2 号日置市個人情報保護条例の一部改正について	4 6
宮路市長提案理由説明	4 6
益満総務企画部長	4 6
日程第 3 0 議案第 2 3 号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	4 7
宮路市長提案理由説明	4 7
益満総務企画部長	4 8
梶 康博君	4 8
益満総務企画部長	4 8
梶 康博君	4 8

益満総務企画部長	4 8
坂口ルリ子さん	4 8
田代教育長	4 9
富迫企画課長	4 9
樋渡市民福祉部長	4 9
坂口ルリ子さん	4 9
休 憩	4 9
日程第 3 1 議案第 2 4 号日置市行政嘱託員条例の一部改正について	4 9
宮路市長提案理由説明	5 0
益満総務企画部長	5 0
日程第 3 2 議案第 2 5 号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	5 0
宮路市長提案理由説明	5 0
益満総務企画部長	5 1
日程第 3 3 議案第 2 6 号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	5 1
宮路市長提案理由説明	5 2
益満総務企画部長	5 2
日程第 3 4 議案第 2 7 号日置市人材育成研修基金条例の一部改正について	5 2
宮路市長提案理由説明	5 2
益満総務企画部長	5 2
日程第 3 5 議案第 2 8 号日置市防災会議条例及び日置市消防委員会条例の一部改正について	5 3
宮路市長提案理由説明	5 3
日程第 3 6 議案第 2 9 号日置市手数料徴収条例の一部改正について	5 3
宮路市長提案理由説明	5 3
田上消防本部消防長	5 4
日程第 3 7 議案第 3 0 号日置市一般住宅条例の一部改正について	5 4
宮路市長提案理由説明	5 4
益満総務企画部長	5 4
日程第 3 8 議案第 3 1 号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について	5 5
宮路市長提案理由説明	5 5
樋渡市民福祉部長	5 5
坂口洋之君	5 5

樋渡市民福祉部長	5 5
日程第 3 9 議案第 3 2 号日置市立図書館条例の一部改正について	5 6
宮路市長提案理由説明	5 6
日程第 4 0 議案第 3 3 号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について	5 6
宮路市長提案理由説明	5 6
外園産業建設部長	5 6
日程第 4 1 議案第 3 4 号日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域 重度心身障害者福祉手当条例の廃止について	5 7
宮路市長提案理由説明	5 7
樋渡市民福祉部長	5 7
花木千鶴さん	5 8
宮路市長	5 8
日程第 4 2 議案第 3 5 号平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号）	5 8
日程第 4 3 議案第 3 6 号平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 8
日程第 4 4 議案第 3 7 号平成 1 7 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）	5 8
日程第 4 5 議案第 3 8 号平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）	5 8
日程第 4 6 議案第 3 9 号平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	5 8
日程第 4 7 議案第 4 0 号平成 1 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 8
日程第 4 8 議案第 4 1 号平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）	5 8
日程第 4 9 議案第 4 2 号平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会 計補正予算（第 4 号）	5 8
日程第 5 0 議案第 4 3 号平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 8
日程第 5 1 議案第 4 4 号平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 8
日程第 5 2 議案第 4 5 号平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 8
日程第 5 3 議案第 4 6 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	5 8
日程第 5 4 議案第 4 7 号平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	5 9
日程第 5 5 議案第 4 8 号平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）	5 9
日程第 5 6 議案第 4 9 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）	5 9

	宮路市長提案理由説明	5 9
	田畑純二君	6 3
	池上総務課長	6 4
	外園産業建設部長	6 4
	樹土木建設課長	6 4
	外園産業建設部長	6 4
	田畑純二君	6 5
	宮路市長	6 5
	田畑純二君	6 5
	池上総務課長	6 5
休	憩	6 6
	池満 渉君	6 6
	宮路市長	6 6
	池満 渉君	6 7
	宮路市長	6 7
	坂口ルリ子さん	6 7
	池上総務課長	6 8
	福田財政管財課長	6 9
	馬場福祉課長	6 9
	樋渡市民福祉部長	6 9
	馬場福祉課長	6 9
	外園産業建設部長	7 0
	坂口ルリ子さん	7 0
	田代教育長	7 1
	松尾公裕君	7 1
	樋渡市民福祉部長	7 1
	松尾公裕君	7 2
	樋渡市民福祉部長	7 2
	坂口ルリ子さん	7 2
	樋渡市民福祉部長	7 3
日程第 5 7	議案第 5 0 号平成 1 8 年度日置市一般会計予算	7 4
日程第 5 8	議案第 5 1 号平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計予算	7 4

日程第 5 9	議案第 5 2 号平成 1 8 年度日置市老人保健医療特別会計予算	7 4
日程第 6 0	議案第 5 3 号平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	7 4
日程第 6 1	議案第 5 4 号平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計予算	7 4
日程第 6 2	議案第 5 5 号平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	7 4
日程第 6 3	議案第 5 6 号平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	7 4
日程第 6 4	議案第 5 7 号平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算	7 4
日程第 6 5	議案第 5 8 号平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	7 4
日程第 6 6	議案第 5 9 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	7 4
日程第 6 7	議案第 6 0 号平成 1 8 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算	7 4
日程第 6 8	議案第 6 1 号平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	7 4
日程第 6 9	議案第 6 2 号平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計予算	7 4
日程第 7 0	議案第 6 3 号平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算	7 4
日程第 7 1	議案第 6 4 号平成 1 8 年度日置市水道事業会計予算	7 4
	宮路市長提案理由説明	7 5
日程第 7 2	請願第 1 号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書	8 0
日程第 7 3	陳情第 1 号日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書	8 1
散 会		8 1

第 2 号（3 月 9 日）（木曜日）

開 議		8 7
日程第 1	議案第 3 2 号日置市立図書館条例の一部改正について	8 7
	田畑教育文化常任委員長報告	8 7
日程第 2	議案第 3 3 号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について	8 8
	松尾産業建設常任委員長報告	8 8
日程第 3	議案第 3 5 号平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号）	8 9
	田丸総務企画常任委員長報告	8 9
	長野環境福祉常任委員長報告	9 2
	松尾産業建設常任委員長報告	9 3
	田畑教育文化常任委員長報告	9 4

坂口ルリ子さん	97
休 憩	97
松尾産業建設常任委員長	98
田丸総務企画常任委員長	98
長野環境福祉常任委員長	98
坂口ルリ子さん	98
長野環境福祉常任委員長	98
坂口ルリ子さん	98
日程第4 議案第36号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	99
日程第5 議案第37号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	99
日程第6 議案第38号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)	99
長野環境福祉常任委員長報告	99
日程第7 議案第39号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	101
日程第8 議案第40号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	101
松尾産業建設常任委員長報告	101
日程第9 議案第41号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第3号)	102
日程第10 議案第42号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第4号)	102
田丸総務企画常任委員長報告	102
日程第11 議案第43号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	104
日程第12 議案第44号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)	104
日程第13 議案第45号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	104
長野環境福祉常任委員長報告	105
日程第14 議案第46号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	106
松尾産業建設常任委員長報告	106
日程第15 議案第47号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)	107
日程第16 議案第48号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)	107
長野環境福祉常任委員長報告	107

日程第17	議案第49号平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)	108
	松尾産業建設常任委員長報告	108
休 憩		109
日程第18	議案第50号平成18年度日置市一般会計予算	109
日程第19	議案第51号平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算	109
日程第20	議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算	109
日程第21	議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	109
日程第22	議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算	109
日程第23	議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算	109
日程第24	議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	109
日程第25	議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別 会計予算	109
日程第26	議案第58号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	109
日程第27	議案第59号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算	109
日程第28	議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算	109
日程第29	議案第61号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	109
日程第30	議案第62号平成18年度日置市介護保険特別会計予算	109
日程第31	議案第63号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算	109
日程第32	議案第64号 平成18年度日置市水道事業会計予算	109
	田畑純二君	110
	宮路市長	110
	満尾教育次長	111
	福田財政管財課長	111
	池満 涉君	112
	宮路市長	112
	池満 涉君	112
	宮路市長	113
	福田財政管財課長	114
	池上総務課長	114
	池満 涉君	115
	宮路市長	115
	福田財政管財課長	116

坂口ルリ子さん	1 1 6
宮路市長	1 1 9
福田財政管財課長	1 1 9
池上総務課長	1 1 9
富迫企画課長	1 1 9
坂口ルリ子さん	1 2 0
富迫企画課長	1 2 0
馬場福祉課長	1 2 0
樋渡市民福祉部長	1 2 0
坂口ルリ子さん	1 2 0
樋渡市民福祉部長	1 2 0
坂口ルリ子さん	1 2 0
樋渡市民福祉部長	1 2 0
坂口ルリ子さん	1 2 0
樋渡市民福祉部長	1 2 0
坂口ルリ子さん	1 2 0
外園産業建設部長	1 2 0
坂口ルリ子さん	1 2 1
宮路市長	1 2 1
外園産業建設部長	1 2 1
馬場福祉課長	1 2 2
坂口ルリ子さん	1 2 2
宮路市長	1 2 2
休 憩	1 2 3
坂口ルリ子さん	1 2 3
樋渡市民福祉部長	1 2 3
花木千鶴さん	1 2 3
宮路市長	1 2 3
馬場福祉課長	1 2 4
花木千鶴さん	1 2 4
宮路市長	1 2 5
花木千鶴さん	1 2 5

	宮路市長	1 2 5
	梶 康博君	1 2 5
	福田財政管財課長	1 2 6
	益満総務企画部長	1 2 6
	外園産業建設部長	1 2 6
	池上総務課長	1 2 7
	梶 康博君	1 2 7
	外園産業建設部長	1 2 7
休	憩	1 2 7
	東 孝志君	1 2 7
	外園産業建設部長	1 2 8
	樹土木建設課長	1 2 8
	東 孝志君	1 2 8
	外園産業建設部長	1 2 8
	東 孝志君	1 2 9
	外園産業建設部長	1 2 9
	重水富夫君	1 2 9
	宮路市長	1 2 9
	長野瑛や子さん	1 3 0
休	憩	1 3 0
	長野瑛や子さん	1 3 0
	満尾教育次長	1 3 0
	長野瑛や子さん	1 3 0
	満尾教育次長	1 3 0
	長野瑛や子さん	1 3 0
	満尾教育次長	1 3 0
	長野瑛や子さん	1 3 0
	田代教育長	1 3 0
	満尾教育次長	1 3 1
	鳩野哲盛君	1 3 1
	宮路市長	1 3 1
	鳩野哲盛君	1 3 2

	宮路市長	1 3 2
	大園貴文君	1 3 2
	益満総務企画部長	1 3 3
	大園貴文君	1 3 3
	益満総務企画部長	1 3 3
	谷口正行君	1 3 3
	宮路市長	1 3 4
	谷口正行君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	谷口正行君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
休	憩	1 3 5
	満尾教育次長	1 3 5
	中島 昭君	1 3 5
	田代教育長	1 3 5
	中島 昭君	1 3 6
	田代教育長	1 3 6
	佐藤彰矩君	1 3 6
	池上総務課長	1 3 7
	佐藤彰矩君	1 3 7
	池上総務課長	1 3 7
	地頭所貞視君	1 3 7
	樋渡市民福祉部長	1 3 8
	地頭所貞視君	1 3 8
	梶 康博君	1 3 8
	外園産業建設部長	1 3 8
	松尾公裕君	1 3 9
	宮路市長	1 3 9
	松尾公裕君	1 3 9
	宮路市長	1 4 0
	松尾公裕君	1 4 0
	宮路市長	1 4 0

田畑純二君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
散 会	1 4 2

第3号（3月10日）（金曜日）

開 議	1 4 6
日程第1 一般質問	1 4 6
畠中實弘君	1 4 6
宮路市長	1 4 8
田代教育長	1 5 2
畠中實弘君	1 5 5
宮路市長	1 5 6
休 憩	1 5 6
畠中實弘君	1 5 6
田代教育長	1 5 7
畠中實弘君	1 5 7
田代教育長	1 5 7
畠中實弘君	1 5 7
田代教育長	1 5 7
畠中實弘君	1 5 8
樋渡市民福祉部長	1 5 8
畠中實弘君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
畠中實弘君	1 6 0
宮路市長	1 6 0
出水賢太郎君	1 6 0
宮路市長	1 6 3
田代教育長	1 6 5
休 憩	1 6 6
出水賢太郎君	1 6 6
宮路市長	1 6 6
出水賢太郎君	1 6 6

宮路市長	1 6 7
出水賢太郎君	1 6 7
宮路市長	1 6 7
出水賢太郎君	1 6 7
宮路市長	1 6 8
出水賢太郎君	1 6 8
宮路市長	1 6 9
出水賢太郎君	1 6 9
宮路市長	1 7 0
出水賢太郎君	1 7 0
宮路市長	1 7 0
出水賢太郎君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
出水賢太郎君	1 7 1
宮路市長	1 7 1
出水賢太郎君	1 7 2
田上消防本部消防長	1 7 2
出水賢太郎君	1 7 2
宮路市長	1 7 2
出水賢太郎君	1 7 2
宮路市長	1 7 3
出水賢太郎君	1 7 3
宮路市長	1 7 3
出水賢太郎君	1 7 3
田代教育長	1 7 3
出水賢太郎君	1 7 3
田代教育長	1 7 3
出水賢太郎君	1 7 4
田代教育長	1 7 4
出水賢太郎君	1 7 4
宮路市長	1 7 4
坂口ルリ子さん	1 7 4

宮路市長	176
坂口ルリ子さん	178
馬場福祉課長	178
坂口ルリ子さん	178
馬場福祉課長	179
坂口ルリ子さん	179
馬場福祉課長	179
坂口ルリ子さん	179
宮路市長	179
坂口ルリ子さん	179
宮路市長	180
坂口ルリ子さん	180
宮路市長	181
坂口ルリ子さん	181
宮路市長	181
坂口ルリ子さん	181
宮路市長	182
坂口ルリ子さん	182
宮路市長	182
坂口ルリ子さん	183
宮路市長	183
休 憩	183
漆島政人君	183
宮路市長	184
漆島政人君	185
宮路市長	185
漆島政人君	185
宮路市長	186
漆島政人君	186
宮路市長	186
漆島政人君	186
宮路市長	187

漆島政人君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
漆島政人君	1 8 7
宮路市長	1 8 7
漆島政人君	1 8 7
宮路市長	1 8 8
漆島政人君	1 8 8
宮路市長	1 8 9
漆島政人君	1 8 9
宮路市長	1 9 0
漆島政人君	1 9 0
宮路市長	1 9 0
漆島政人君	1 9 0
宮路市長	1 9 1
漆島政人君	1 9 1
宮路市長	1 9 1
漆島政人君	1 9 1
宮路市長	1 9 2
漆島政人君	1 9 2
宮路市長	1 9 3
漆島政人君	1 9 3
漆島政人君	1 9 4
宮路市長	1 9 4
休 憩	1 9 4
谷口正行君	1 9 4
宮路市長	1 9 6
谷口正行君	1 9 8
宮路市長	1 9 8
谷口正行君	1 9 9
宮路市長	2 0 0
谷口正行君	2 0 1
谷口正行君	2 0 2

宮路市長	202
谷口正行君	202
西藺典子さん	203
宮路市長	204
田代教育長	205
西藺典子さん	205
富迫企画課長	205
西藺典子さん	205
富迫企画課長	206
西藺典子さん	206
富迫企画課長	206
西藺典子さん	206
富迫企画課長	206
西藺典子さん	206
富迫企画課長	206
西藺典子さん	206
富迫企画課長	206
西藺典子さん	206
宮路市長	207
西藺典子さん	207
宮路市長	208
西藺典子さん	208
宮路市長	208
西藺典子さん	208
馬場福祉課長	208
西藺典子さん	208
宮路市長	208
西藺典子さん	208
田代教育長	209
西藺典子さん	209
宮路市長	209
西藺典子さん	210
池上総務課長	210
西藺典子さん	210

池上総務課長	2 1 0
西園典子さん	2 1 0
宮路市長	2 1 1
西園典子さん	2 1 1
宮路市長	2 1 1
西園典子さん	2 1 1
宮路市長	2 1 1
西園典子さん	2 1 1
富迫企画課長	2 1 2
西園典子さん	2 1 2
宮路市長	2 1 2
散 会	2 1 2

第4号（3月13日）（月曜日）

開 議	2 1 6
一般質問	2 1 6
梶 康博君	2 1 6
宮路市長	2 1 7
梶 康博君	2 1 8
宮路市長	2 1 9
梶 康博君	2 1 9
宮路市長	2 2 0
梶 康博君	2 2 0
宮路市長	2 2 1
梶 康博君	2 2 1
宮路市長	2 2 2
梶 康博君	2 2 3
宮路市長	2 2 3
梶 康博君	2 2 4
花木千鶴さん	2 2 4
宮路市長	2 2 4
花木千鶴さん	2 2 5

	横山助役	2 2 5
	花木千鶴さん	2 2 6
	宮路市長	2 2 6
	花木千鶴さん	2 2 7
	宮路市長	2 2 7
休	憩	2 2 7
	花木千鶴さん	2 2 7
	宮路市長	2 2 7
	花木千鶴さん	2 2 8
	宮路市長	2 2 8
	花木千鶴さん	2 2 8
	宮路市長	2 2 8
	花木千鶴さん	2 2 8
	宮路市長	2 2 8
	花木千鶴さん	2 2 8
	宮路市長	2 2 9
	花木千鶴さん	2 2 9
	宮路市長	2 2 9
	花木千鶴さん	2 2 9
	宮路市長	2 3 0
	花木千鶴さん	2 3 0
	宮路市長	2 3 0
	花木千鶴さん	2 3 1
	宮路市長	2 3 1
	松尾公裕君	2 3 2
	宮路市長	2 3 3
	松尾公裕君	2 3 4
	宮路市長	2 3 4
	松尾公裕君	2 3 4
	宮路市長	2 3 4
	松尾公裕君	2 3 5
	宮路市長	2 3 5
	松尾公裕君	2 3 5
	宮路市長	2 3 6

休 憩	2 3 6
松尾公裕君	2 3 6
宮路市長	2 3 7
松尾公裕君	2 3 7
宮路市長	2 3 7
松尾公裕君	2 3 8
宮路市長	2 3 8
松尾公裕君	2 3 8
宮路市長	2 3 8
松尾公裕君	2 3 9
宮路市長	2 3 9
松尾公裕君	2 4 0
宮路市長	2 4 0
松尾公裕君	2 4 0
宮路市長	2 4 1
松尾公裕君	2 4 1
重水富夫君	2 4 1
宮路市長	2 4 4
重水富夫君	2 4 7
宮路市長	2 4 8
重水富夫君	2 4 8
宮路市長	2 4 8
重水富夫君	2 4 8
宮路市長	2 4 8
外園産業建設部長	2 4 8
重水富夫君	2 4 9
宮路市長	2 4 9
重水富夫君	2 4 9
宮路市長	2 4 9
休 憩	2 4 9
重水富夫君	2 4 9
宮路市長	2 5 0

	重水富夫君	2 5 0
	宮路市長	2 5 0
	重水富夫君	2 5 1
	宮路市長	2 5 1
	重水富夫君	2 5 1
	宮路市長	2 5 1
	重水富夫君	2 5 2
	宮路市長	2 5 2
	重水富夫君	2 5 3
	外園産業建設部長	2 5 3
	重水富夫君	2 5 3
	宮路市長	2 5 3
	重水富夫君	2 5 4
	宮路市長	2 5 4
	田畑純二君	2 5 4
	宮路市長	2 6 0
休	憩	2 6 3
	田畑純二君	2 6 3
	宮路市長	2 6 4
	田畑純二君	2 6 4
	宮路市長	2 6 4
	田畑純二君	2 6 4
	宮路市長	2 6 4
	田畑純二君	2 6 4
	宮路市長	2 6 4
	田畑純二君	2 6 4
	宮路市長	2 6 5
	田畑純二君	2 6 5
	宮路市長	2 6 6
	田畑純二君	2 6 6
	宮路市長	2 6 6
	田畑純二君	2 6 6
	宮路市長	2 6 6
	田畑純二君	2 6 6

宮路市長	2 6 7
田畑純二君	2 6 7
宮路市長	2 6 7
田畑純二君	2 6 7
宮路市長	2 6 8
田畑純二君	2 6 8
宮路市長	2 6 8
坂口洋之君	2 6 8
宮路市長	2 7 0
田代教育長	2 7 1
坂口洋之君	2 7 3
田代教育長	2 7 4
坂口洋之君	2 7 4
田代教育長	2 7 4
坂口洋之君	2 7 5
田代教育長	2 7 6
坂口洋之君	2 7 6
田代教育長	2 7 6
坂口洋之君	2 7 7
田代教育長	2 7 7
坂口洋之君	2 7 7
田代教育長	2 7 8
坂口洋之君	2 7 8
宮路市長	2 7 8
坂口洋之君	2 7 8
宮路市長	2 7 9
坂口洋之君	2 7 9
宮路市長	2 7 9
坂口洋之君	2 7 9
宮路市長	2 7 9
坂口洋之君	2 8 0
宮路市長	2 8 0

坂口洋之君	280
宮路市長	280
有村合併プロジェクト室長	280
坂口洋之君	280
宮路市長	281
坂口洋之君	281
有村合併プロジェクト室長	281
坂口洋之君	281
散 会	282

第5号（3月15日）（水曜日）

開 議	286
日程第1 一般質問	286
並松安文君	286
宮路市長	287
並松安文君	287
宮路市長	288
並松安文君	288
宮路市長	289
成田 浩君	289
宮路市長	290
田代教育長	291
成田 浩君	292
宮路市長	292
成田 浩君	293
宮路市長	293
成田 浩君	293
宮路市長	293
成田 浩君	294
宮路市長	294
成田 浩君	294
宮路市長	294

成田 浩君	2 9 4
宮路市長	2 9 5
成田 浩君	2 9 5
田代教育長	2 9 5
成田 浩君	2 9 5
田代教育長	2 9 5
成田 浩君	2 9 6
田代教育長	2 9 6
成田 浩君	2 9 6
池上総務課長	2 9 6
成田 浩君	2 9 6
田代教育長	2 9 6
成田 浩君	2 9 6
田代教育長	2 9 7
成田 浩君	2 9 7
田代教育長	2 9 7
成田 浩君	2 9 7
田代教育長	2 9 8
成田 浩君	2 9 8
池上総務課長	2 9 8
成田 浩君	2 9 8
田代教育長	2 9 8
成田 浩君	2 9 9
田代教育長	2 9 9
成田 浩君	2 9 9
田代教育長	2 9 9
成田 浩君	3 0 0
田代教育長	3 0 0
休 憩	3 0 0
池上総務課長	3 0 0
上園哲生君	3 0 0
宮路市長	3 0 2

	上園哲生君	3 0 3
	宮路市長	3 0 3
	上園哲生君	3 0 3
	宮路市長	3 0 4
	上園哲生君	3 0 4
	宮路市長	3 0 5
	上園哲生君	3 0 5
	宮路市長	3 0 6
	上園哲生君	3 0 6
	宮路市長	3 0 6
	上園哲生君	3 0 7
	宮路市長	3 0 7
休	憩	3 0 7
	下御領昭博君	3 0 7
	宮路市長	3 1 0
	田代教育長	3 1 1
	下御領昭博君	3 1 2
	宮路市長	3 1 3
	下御領昭博君	3 1 3
	宮路市長	3 1 3
	下御領昭博君	3 1 3
	宮路市長	3 1 4
	下御領昭博君	3 1 4
	宮路市長	3 1 4
	下御領昭博君	3 1 4
	宮路市長	3 1 5
	下御領昭博君	3 1 5
	宮路市長	3 1 5
	下御領昭博君	3 1 6
	宮路市長	3 1 6
	下御領昭博君	3 1 6
	宮路市長	3 1 6

	下御領昭博君	3 1 6
	宮路市長	3 1 7
	下御領昭博君	3 1 7
	宮路市長	3 1 7
	田代教育長	3 1 7
	下御領昭博君	3 1 7
	宮路市長	3 1 8
	下御領昭博君	3 1 8
	宮路市長	3 1 8
	田代教育長	3 1 8
	下御領昭博君	3 1 8
	宮路市長	3 1 8
	下御領昭博君	3 1 8
	宮路市長	3 1 8
	下御領昭博君	3 1 8
	宮路市長	3 1 8
	下御領昭博君	3 1 9
	田代教育長	3 1 9
休	憩	3 1 9
	池満 涉君	3 1 9
	宮路市長	3 2 0
	田代教育長	3 2 3
	池満 涉君	3 2 5
	田代教育長	3 2 6
	池満 涉君	3 2 6
	田代教育長	3 2 6
	池満 涉君	3 2 6
	田代教育長	3 2 6
	池満 涉君	3 2 6
	田代教育長	3 2 6
	池満 涉君	3 2 6
	田代教育長	3 2 7
	池満 涉君	3 2 8
	田代教育長	3 2 8
	池満 涉君	3 2 9
	田代教育長	3 2 9

池満 渉君	3 2 9
田代教育長	3 2 9
池満 渉君	3 2 9
田代教育長	3 3 0
池満 渉君	3 3 0
田代教育長	3 3 0
池満 渉君	3 3 1
田代教育長	3 3 1
池満 渉君	3 3 1
田代教育長	3 3 2
池満 渉君	3 3 2
田代教育長	3 3 2
池満 渉君	3 3 2
田代教育長	3 3 3
池満 渉君	3 3 3
田代教育長	3 3 3
池満 渉君	3 3 3
田代教育長	3 3 3
池満 渉君	3 3 4
休 憩	3 3 4
池満 渉君	3 3 4
宮路市長	3 3 4
池満 渉君	3 3 5
宮路市長	3 3 5
池満 渉君	3 3 5
宮路市長	3 3 5
池満 渉君	3 3 5
宮路市長	3 3 5
池満 渉君	3 3 6
宮路市長	3 3 6
池満 渉君	3 3 6
宮路市長	3 3 6

住吉東市来支所長	3 3 6
池満 渉君	3 3 7
住吉東市来支所長	3 3 7
池満 渉君	3 3 7
中島 昭君	3 3 7
宮路市長	3 3 8
田代教育長	3 3 8
中島 昭君	3 3 9
田代教育長	3 3 9
中島 昭君	3 3 9
日程第2 発議第1号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の制定について	3 3 9
花木千鶴さん提案理由説明	3 3 9
坂口洋之君	3 4 0
鳩野哲盛君	3 4 0
日程第3 議案第65号伊集院中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について	3 4 1
宮路市長提案理由説明	3 4 1
満尾教育次長	3 4 1
谷口正行君	3 4 2
福田財政管財課長	3 4 2
谷口正行君	3 4 3
満尾教育次長	3 4 3
谷口正行君	3 4 3
谷口正行君	3 4 4
坂口ルリ子さん	3 4 4
福田財政管財課長	3 4 4
坂口ルリ子さん	3 4 4
福田財政管財課長	3 4 4
満尾教育次長	3 4 4
坂口ルリ子さん	3 4 4
宮路市長	3 4 5
坂口ルリ子さん	3 4 5
花木千鶴さん	3 4 5

	満尾教育次長	3 4 5
	花木千鶴さん	3 4 6
	満尾教育次長	3 4 6
	花木千鶴さん	3 4 6
	満尾教育次長	3 4 6
	西菌典子さん	3 4 7
	満尾教育次長	3 4 7
	西菌典子さん	3 4 8
	満尾教育次長	3 4 8
	西菌典子さん	3 4 8
	満尾教育次長	3 4 8
	西菌典子さん	3 4 8
	満尾教育次長	3 4 8
	門松慶一君	3 4 8
	宮路市長	3 4 9
	地頭所貞視君	3 4 9
休	憩	3 4 9
	下御領昭博君	3 4 9
	満尾教育次長	3 5 0
	下御領昭博君	3 5 0
	重水富夫君	3 5 0
	満尾教育次長	3 5 0
	重水富夫君	3 5 0
休	憩	3 5 1
	福田財政管財課長	3 5 1
	東 孝志君	3 5 1
	満尾教育次長	3 5 1
	東 孝志君	3 5 1
	満尾教育次長	3 5 1
	東 孝志君	3 5 1
日程第 4	議案第 6 6 号薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について	3 5 2
	宮路市長提案理由説明	3 5 2

日程第5	議案第67号日置市長の給与の特例に関する条例の一部改正について	352
日程第6	議案第68号日置市長等の給与の特例に関する条例の制定について	352
	宮路市長提案理由説明	352
	益満総務企画部長	353
	梶 康博君	353
	宮路市長	354
	梶 康博君	354
	坂口洋之君	354
	宮路市長	354
日程第7	議案第69号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	355
	宮路市長提案理由説明	355
	益満総務企画部長	355
	坂口ルリ子さん	357
	池上総務課長	357
	坂口ルリ子さん	358
	池上総務課長	358
	坂口洋之君	358
	宮路市長	358
	坂口洋之君	358
	宮路市長	359
	坂口洋之君	359
	宮路市長	359
	池満 渉君	359
	池上総務課長	359
	坂口ルリ子さん	359
	花木千鶴さん	360
日程第8	議案第70号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	360
	宮路市長提案理由説明	360
	益満総務企画部長	360
日程第9	議案第71号日置市特別会計条例の一部改正について	361
	宮路市長提案理由説明	361
日程第10	議案第72号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	361

宮路市長提案理由説明	3 6 2
樋渡市民福祉部長	3 6 2
日程第 1 1 議案第 7 3 号日置市介護保険条例の一部改正について	3 6 2
宮路市長提案理由説明	3 6 2
樋渡市民福祉部長	3 6 3
日程第 1 2 議案第 7 4 号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に 関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条 例の一部改正について	3 6 4
宮路市長提案理由説明	3 6 4
外園産業建設部長	3 6 5
梶 康博君	3 6 5
散 会	3 6 5

第 6 号（3 月 3 0 日）（木曜日）

開 議	3 7 1
日程第 1 議案第 1 0 号辺地に係る総合整備計画について（総務企画常任委員長報告）	3 7 1
日程第 2 議案第 1 1 号第 1 次日置市総合計画基本構想について（総務企画常任委員長報告）	3 7 1
日程第 3 議案第 1 2 号日置市国民保護協議会条例の制定について（総務企画常任委員長報告）	3 7 1
日程第 4 議案第 1 3 号日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定につ いて（総務企画常任委員長報告）	3 7 1
田丸総務企画常任委員長報告	3 7 1
日程第 5 議案第 1 4 号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について（環境福祉常任 委員長報告）	3 7 4
日程第 6 議案第 1 5 号日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定につ いて（環境福祉常任委員長報告）	3 7 4
長野環境福祉常任委員長報告	3 7 4
日程第 7 議案第 1 6 号日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定に ついて（総務企画常任委員長報告）	3 7 5
日程第 8 議案第 1 7 号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について（総務企画 常任委員長報告）	3 7 5

日程第 9	議案第 18 号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について（環境福祉 常任委員長報告）	376
日程第 10	議案第 19 号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正につい て（産業建設常任委員長報告）	376
日程第 11	議案第 20 号日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部 改正について（教育文化常任委員長報告）	376
	田丸総務企画常任委員長報告	376
	長野環境福祉常任委員長報告	377
	松尾産業建設常任委員長報告	378
	田畑教育文化常任委員長報告	378
日程第 12	議案第 23 号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（総務 企画常任委員長報告）	380
日程第 13	議案第 25 号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（総務 企画常任委員長報告）	380
日程第 14	議案第 26 号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について（総務企画常 任委員長報告）	380
日程第 15	議案第 30 号日置市一般住宅条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）	380
	田丸総務企画常任委員長報告	380
日程第 16	議案第 31 号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について（環境福祉常任委 員長報告）	382
日程第 17	議案第 34 号日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地 域重度心身障害者福祉手当条例の廃止について（環境福祉常任委員長報告）	382
	長野環境福祉常任委員長報告	382
休 憩	383
日程第 18	議案第 50 号平成 18 年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）	384
	田丸総務企画常任委員長報告	384
	長野環境福祉常任委員長報告	388
	松尾産業建設常任委員長報告	391
休 憩	393
	田畑教育文化常任委員長報告	393
	田畑純二君	398

	田丸総務企画常任委員長	399
休 憩		399
	田丸総務企画常任委員長	399
	田畑純二君	399
	長野環境福祉常任委員長	399
	田畑純二君	399
	池満 渉君	399
	花木千鶴さん	401
	坂口ルリ子さん	402
	中島 昭君	403
日程第19	議案第51号平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	404
日程第20	議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	404
日程第21	議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	404
	長野環境福祉常任委員長報告	404
休 憩		406
日程第22	議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	406
日程第23	議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	406
	松尾産業建設常任委員長報告	407
休 憩		408
	松尾産業建設常任委員長	408
日程第24	議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）	408
日程第25	議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）	408
	田丸総務企画常任委員長報告	408
日程第26	議案第58号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	410

日程第 2 7	議案第 5 9 号平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	4 1 0
	長野環境福祉常任委員長報告	4 1 0
日程第 2 8	議案第 6 0 号平成 1 8 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算（産業建設常任委員長報告）	4 1 1
	松尾産業建設常任委員長報告	4 1 1
日程第 2 9	議案第 6 1 号平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	4 1 2
日程第 3 0	議案第 6 2 号平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）	4 1 2
日程第 3 1	議案第 6 3 号平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算（環境福祉常任委員長報告）	4 1 2
	長野環境福祉常任委員長報告	4 1 2
日程第 3 2	議案第 6 4 号平成 1 8 年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）	4 1 4
	松尾産業建設常任委員長報告	4 1 4
日程第 3 3	請願第 1 号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書（教育文化常任委員長報告）	4 1 5
	田畑教育文化常任委員長報告	4 1 5
日程第 3 4	議案第 7 5 号日置市手数料徴収条例の一部改正について	4 1 6
	宮路市長提案理由説明	4 1 6
日程第 3 5	議案第 7 6 号日置市民病院診療費等の費用徴収条例の一部改正について	4 1 7
	宮路市長提案理由説明	4 1 7
日程第 3 6	議案第 7 7 号平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 0 号）	4 1 7
	宮路市長提案理由説明	4 1 7
日程第 3 7	意見書案第 1 号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	4 1 8
	田畑純二君提案理由説明	4 1 8
日程第 3 8	意見書案第 2 号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書	4 1 9
	花木千鶴さん提案理由説明	4 1 9
日程第 3 9	公共工事不正再発防止等調査特別委員会報告（公共工事不正再発防止等調査特別委員長報告）	4 1 9

池満公共工事不正再発防止等調査特別委員長報告	4 2 0
畠中實弘君	4 2 1
池満公共工事不正再発防止等調査特別委員長	4 2 3
田畑純二君	4 2 3
池満公共工事不正再発防止等調査特別委員長	4 2 4
下御領昭博君	4 2 4
池満公共工事不正再発防止等調査特別委員長	4 2 4
下御領昭博君	4 2 4
池満公共工事不正再発防止等調査特別委員長	4 2 4
日程第 4 0 閉会中の継続審査申し出について	4 2 5
日程第 4 1 閉会中の継続調査申し出について	4 2 5
日程第 4 2 所管事務調査結果報告について	4 2 5
閉 会	4 2 5

平成18年第2回(3月)日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
3月 2日	木	本 会 議	議案上程、質疑、表決、付託、市長施政方針説明
3月 3日	金	委 員 会	総務企画、環境福祉、教育文化
3月 4日	土	休 会	
3月 5日	日	休 会	
3月 6日	月	委 員 会	総務企画、環境福祉、産業建設
3月 7日	火	休 会	
3月 8日	水	休 会	
3月 9日	木	本 会 議	付託事件等審査結果報告、表決、総括質疑、付託
3月10日	金	本 会 議	一般質問
3月11日	土	休 会	
3月12日	日	休 会	
3月13日	月	本 会 議	一般質問
3月14日	火	休 会	中学校卒業式
3月15日	水	本 会 議	一般質問
3月16日	木	委 員 会	総務企画、環境福祉、教育文化
3月17日	金	委 員 会	総務企画、環境福祉、産業建設
3月18日	土	休 会	
3月19日	日	休 会	
3月20日	月	委 員 会	総務企画、産業建設
3月21日	火	休 会	春分の日
3月22日	水	休 会	
3月23日	木	休 会	小学校卒業式
3月24日	金	休 会	
3月25日	土	休 会	
3月26日	日	休 会	
3月27日	月	休 会	
3月28日	火	休 会	

3月29日	水	休	会	
3月30日	木	本	会	議
				付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 1 号	平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画及び資金計画の変更並びに予算の補正の報告について		
報告第 2 号	平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画及び予算の報告について		
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
議案第 2 号	鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について		
議案第 3 号	鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について		
議案第 4 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について		
議案第 5 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について		
議案第 6 号	鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について		
議案第 7 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について		
議案第 8 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について		
議案第 9 号	鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について		
議案第10号	辺地に係る総合整備計画について		
議案第11号	第1次日置市総合計画基本構想について		
議案第12号	日置市国民保護協議会条例の制定について		
議案第13号	日置市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定について		
議案第14号	日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について		
議案第15号	日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について		
議案第16号	日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について		

- 議案第17号 日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について
- 議案第18号 日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について
- 議案第19号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正について
- 議案第20号 日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正について
- 議案第21号 日置市情報公開条例の一部改正について
- 議案第22号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第23号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
- 議案第25号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第26号 日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第27号 日置市人材育成研修基金条例の一部改正について
- 議案第28号 日置市防災会議条例及び日置市消防委員会条例の一部改正について
- 議案第29号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第30号 日置市一般住宅条例の一部改正について
- 議案第31号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 議案第32号 日置市立図書館条例の一部改正について
- 議案第33号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について
- 議案第34号 日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止について
- 議案第35号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第36号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第39号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第40号 平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第42号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第43号 平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第47号 平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第48号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第49号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第50号 平成18年度日置市一般会計予算
- 議案第51号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第52号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算
- 議案第53号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第54号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第55号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第56号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第57号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算
- 議案第58号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第59号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 議案第60号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 議案第61号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第62号 平成18年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第63号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第64号 平成18年度日置市水道事業会計予算
- 請願第 1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書
- 陳情第 1号 日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書

第 1 号 (3 月 2 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画及び資金計画の変更並びに予算の補正の報告について
日程第 6	報告第 2号 平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画及び予算の報告について
日程第 7	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 8	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	議案第 2号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
日程第10	議案第 3号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
日程第11	議案第 4号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
日程第12	議案第 5号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
日程第13	議案第 6号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について
日程第14	議案第 7号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
日程第15	議案第 8号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
日程第16	議案第 9号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について
日程第17	議案第10号 辺地に係る総合整備計画について
日程第18	議案第11号 第1次日置市総合計画基本構想について
日程第19	議案第12号 日置市国民保護協議会条例の制定について

- 日程第20 議案第13号 日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第21 議案第14号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について
- 日程第22 議案第15号 日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第16号 日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第17号 日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について
- 日程第25 議案第18号 日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第19号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第20号 日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正について
- 日程第28 議案第21号 日置市情報公開条例の一部改正について
- 日程第29 議案第22号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第30 議案第23号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第24号 日置市行政嘱託員条例の一部改正について
- 日程第32 議案第25号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第26号 日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第27号 日置市人材育成研修基金条例の一部改正について
- 日程第35 議案第28号 日置市防災会議条例及び日置市消防委員会条例の一部改正について
- 日程第36 議案第29号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第37 議案第30号 日置市一般住宅条例の一部改正について
- 日程第38 議案第31号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第39 議案第32号 日置市立図書館条例の一部改正について
- 日程第40 議案第33号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について
- 日程第41 議案第34号 日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止について
- 日程第42 議案第35号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第43 議案第36号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第44 議案第37号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第38号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第46 議案第39号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第47 議案第40号 平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第48 議案第41号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第49 議案第42号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予

算（第4号）

- 日程第50 議案第43号 平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第51 議案第44号 平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第52 議案第45号 平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第53 議案第46号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第54 議案第47号 平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第55 議案第48号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第56 議案第49号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第57 議案第50号 平成18年度日置市一般会計予算
- 日程第58 議案第51号 平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第59 議案第52号 平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算
- 日程第60 議案第53号 平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 日程第61 議案第54号 平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第62 議案第55号 平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第63 議案第56号 平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第64 議案第57号 平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算
- 日程第65 議案第58号 平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第66 議案第59号 平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第67 議案第60号 平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第68 議案第61号 平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第69 議案第62号 平成18年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第70 議案第63号 平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第71 議案第64号 平成18年度日置市水道事業会計予算
- 日程第72 請願第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書
- 日程第73 陳情第1号 日置市老人はり、きゅう等施術費助成条例の一部改正を求める陳情書

本会議（3月2日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	蘆園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
企画課長 富迫 克彦 君
教育総務課長 坂上 安男 君

土木建設課長 樹 治美 君
合併プロジェクト室長 有村 芳文 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成18年第2回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、田丸武人君、池満渉君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月30日までの29日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの29日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。
まず、監査結果の報告であります。平成17年11月28日から12月12日にかけて実施された本庁及び支所関係各課等の定例監査の結果、平成17年12月16日から平成18年1月18日にかけて実施された市内小中学校の随時監査の結果、平成17年12月分及び平成18年1月分の例月出納検

査の結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

次に、平成18年2月22日、薩南衛生処理組合議会定例会が南薩摩市市議会議場で開催されました。議案として鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について、平成17年度薩南衛生処理組合一般会計歳入歳出決算の認定について、平成18年度薩南衛生処理組合一般会計予算についての3議案が提案され、いずれも原案のとおり可決認定されました。

次に、平成18年2月23日、西薩火葬場組合議会定例会がいちき串木野市議会議場で開催されました。議案は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加と減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の規約の変更について、同じく同組合の財産処分について、平成18年度西薩火葬場組合予算についての4議案が提案されましたが、いずれも原案のとおり可決されました。

引き続きいちき串木野市・日置市衛生処理組合議会定例会が開催され、議案は火葬場組合と同じく鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合に関する3議案と同組合組織の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、平成17年度同組合補正予算第2号について、平成18年度同組合予算についての計6議案が提案され、いずれも原案のとおり可決されました。

資料は事務局に備えてありますので、必要な方はごらんをいただきます。

以上、ご報告をいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。
市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

行政報告をする前に、先ほど全協の方で補正等におきます文字また数字の修正ということでご説明申し上げ、大変幾多の修正をしたことにつきまして、市長から議員の皆様方に深くおわび申し上げます。

今後、このようなことのないよう、幾重にも精査してまいりますので、ひとつよろしくご理解いただきたいというふうに思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年11月28日から主要な行政執行の経過につきまして報告を申し上げます。

新年に入りまして1月3日に伊集院文化会館におきまして日置市として初めての成人式が600名の出席者の中、開催されました。

次に、2月4日に、東市来こけけドームにおきまして、防ごう地球温暖化をテーマに日置地区植樹祭が開催され、林業功労者の表彰を初め、遠見番山緑の少年団によります活動発表などが行われ、また、グラウンドゴルフ場の近くに松くい虫抵抗性クロロツ400本の植樹を行いました。

次に、2月11日に、吹上浜砂丘荘におきまして、旧吹上町が提携しておりました岐阜県上石津町との友好の町宣言を引き継いだ日置市友好都市宣言継承締結式を小川上石津町長、平塚議長のご臨席を賜りとり行いました。

次に、2月17日に、滝之平処分場に係る産業廃棄物処分業の許可に関する地元説明会を吹上地域野首地区公民館で実施しました。

これは、県が業者に対して営業を許可したことによる地元の意見交換として実施したもので、今後は地域の意見ごとに対応してまいりたいと考えております。

次に、2月27日に、第6回日置市行政改革推進委員会を開催し、日置市行政改革大綱

の答申を受けております。このほか行政の動きにつきましては、別紙に報告してありますので、これでご了承をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画及び資金計画の変更並びに予算の補正の報告について

△日程第6 報告第2号平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画及び予算の報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、報告第1号平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画及び資金計画の変更並びに予算の補正の報告について及び認定第6、報告第2号平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画及び予算の報告についての2件を一括議題とします。

2件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第1号は、平成17年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画及び資金計画の変更並びに予算の補正の報告、報告第2号は、平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画及び予算の報告についてであります。

去る2月9日に、鹿児島県市町村土地開発公社日置支社審議会を開催し、審議会会長から答申を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明

をさせますのでよろしくご審議をお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、まず報告第1号につきまして概要の説明をさせていただきます。

今、市長からもございましたとおり、この件につきましては、去る2月9日の日置市支社の審議会において別紙のとおり答申をいただいたものでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1枚あけていただきまして、別紙をお開きいただきたいと思っております。

平成17年度第1回鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画の変更及び予算の補正でございます。

この表に示しますとおり、日置市といたしまして、旧4町からの事業を引き継いでおるわけでございますが、まず、ナンバー1といたしまして、農村地域工業団地造成事業、これは、旧伊集院町からの分でございます。

次に、大内田住宅団地造成事業、これにつきましては、旧東市来町からの引き継ぎ分でございます。

ナンバー3の伊作田住宅団地造成事業、それから、中央団地造成事業、上市来荻住宅団地造成事業、いずれも旧東市来町からの引き継ぎでございます。

ナンバー6といたしまして、植木住宅団地造成事業、これにつきましては、旧日吉町分でございます。

次の7番目、本町・剣壇塚・今田住宅団地造成事業及び8番目の湯之元・窪田・緑ヶ丘住宅団地造成事業につきましては、いずれも旧吹上町分でございます。

ここに一覧表として1ページにありますけれども、この表の見方といたしましては、2段書きにしてあると思っておりますが、括弧の上段の方は当初の計画でございまして、今回の補正につきましては、決算に近い額といたし

たわけでございます。この今回補正をいたしました額が下の段に示す額でございますので、中につきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

次に、報告第2号の18年度の鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社事業計画、資金計画及び予算の報告について概要を説明いたしたいと思っております。

この別紙の1ページでございますが、先ほど申しましたとおり、旧4町からの引き継ぎでございます八つの団地等に行います事業を計画しております。

まず1番目の1ページでございますが、農村地域工業団地造成事業につきまして、残区画が清藤の工業団地でございまして3区画でございます。今年度からリース制度を導入いたしまして、年間約900万円のリース料を考えて事業を進捗させていきたいというふうに考えているところでございます。内容につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

2番目の大内田団地造成事業でございますが、これにつきましては別に鶴丸ニュータウンと申しております。これにつきましても、残りが10区画ございまして、これにつきまして今後鋭意努力をしております。

3番目が、伊作田住宅団地造成事業でございます。これにつきましても、残りが6区画ございまして、これも鋭意努力をしております。

それから、4番目でございますが、中央住宅団地造成事業、これにつきましては、面積が2,337平米でございまして、まだ、これは区画としては1団地でございますが、造成が完了していないということでございます。そういうことで今民間の会社に貸し付けをしておって使用料が入っております。

それから、5番目でございますが、上市来荻住宅団地造成事業ということで、面積とし

ては509.63平米ございますけれども、残り1区画ということで今売り出しをしているところでございます。

6番目の植木住宅団地造成事業、これにつきましては、面積で1,690.25平米、残り3区画ということで、ここも役場の近くでございまして、今後積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

7番目が、本町・剣壇塚・今田住宅団地造成事業ということで、面積が2万7,851平米でございまして36区画ということで、本年度1億4,000万円程度の工事費で着工して造成をするという計画でございまして。

それから、8番目、湯之元・窪田・緑ヶ丘住宅団地造成事業でございまして、窪田団地は、もう完売でございまして、湯之元の方が4区画残っております。それと、緑ヶ丘団地が2区画ということで、吹上の方が6区画残っておりますので、これにつきましては、市としてまた新たなパンフレット等もつくって積極的に売り込んでいきたいと考えているところでございます。

次、2ページでございまして、様式第8号というのがございまして、これにつきましては、今申し上げました計画の集計でございまして、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、3ページでございまして、3ページにつきましては、支社の予算でございまして、総則といたしまして、第1条、平成18年度鹿児島県市町村土地開発公社日置市支社の予算は次に定めるところによります。

第2条で業務の予定量でございまして、第3条が収益的収入及び支出でございまして、左の方の表でございまして、収益的収入といたしまして、本年度のみを読み上げをいたしますが、収益的収入が2億3,001万2,000円でございまして、土地造成事業収益と事業収益が同額でございまして2億2,962万円、それから、事業外収益が

39万2,000円、受け取り利息を1,000円、雑収益を39万1,000円と見込んでおるところでございまして。

それから、右の方が収益的支出でございまして、収益的支出の額が1億9,617万1,000円、それから、事業原価と土地造成事業原価は一緒でございまして1億9,345万6,000円でございまして、販売費及び一般管理費につきましては221万5,000円となっております。

それから、予備費として50万円を計上いたしております。

次に、様式第5ということで4ページでございまして、第4条といたしまして、資本的収入及び支出でございまして、資本的収入を公社債及び借入金ということで6億5,030万円を見込んでおります。

次に、資本的支出につきましては、総額を7億2,364万8,000円、土地造成事業で1億5,584万8,000円、借入金を5億6,700万円、予備80万円見込んでおります。

それから、様式第9が日置市の支社の当初資金計画ということで、受け入れ資金が前年度繰越金の9,775万6,000円、借入金が6億5,030万円、土地造成事業収益で2億2,962万円、その他収入で39万2,000円、受け入れ資金の総額が9億7,806万8,000円でございまして。

それから、支払い資金といたしまして、事業費の工事費として1億4,050万円、関連費が383万3,000円、借入金の償還といたしまして5億6,700万円、借入金等の支払い利息を1,151万5,000円、販売費及び一般管理費を221万5,000円、支払い資金の合計額が7億2,506万3,000円、差し引き2億5,300万5,000円ということで計上をしております。

次、6ページからは、個々の事業計画でありますのでお目通しをよろしくお願ひしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

17年度、18年度まで含めてご説明をいただきました。なかなかこの企業会計、こういった書式は一般にはわかりにくいものでございまして、わかりやすく説明をもっとするような形でできればという気がいたします。

そこでお伺いをいたします。先ごろ鹿児島県においても県の土地開発公社の借り入れあるいはその借り入れに関する県の側の債務保証問題もございましたけれども、この全体で残っている土地、いわゆる売れ残っている土地、資産ですが、その資産の評価額と申しますか、が出ますか、その金額に直して。

それから、結局、その財産そのものが売れていかないと、借り入れを起したものに対する返済ができないわけありますので、売れないときには単年度で借り入れを起して、そしてそれをまた返済に充てていくというような感じだろーと思ひますが、開発公社全体の借入金総額がわかりますか。それをお示しいただきたい。

それから、その借り入れに対する、いわゆる債務保証、保証人です。保証人は、どこですか、日置市ですか。

以上、3点お願ひいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

評価額につきましては、現在このところに申し上げておりませんが、借り入れ額につきましては、先ほど私が18年度の償還金というところでご説明しております。

18年度の5ページに支払い資金として18年度につきましては5億6,700万円

が18年度の償還金でございまして、この中で清藤の工業団地の分は短期借り入れということで、1年の借り料5億円程度をずっと回しております。それで、短期利息が0.3%ぐらいだったと思ひますが、それで回しておりますし、あと東市来、吹上等については、長期借り入れでやっているとと思ひますので、そこにちょっとここに資料を持ち合わせておりません。

それから、債務保証につきましては、日置市が引き継いでおるところでございまして。

以上です。

○16番（池満 渉君）

現在、ここに資料がないということですが、示された、いわゆる償還金に見合う額だけが借金残なのかということをお尋ねしておりますので、もしそのほかにそういうものがある、あるいは、全体として今借りているものは幾らというのは、あともって結構です。お示しをいただきたいと思ひます。

それから、全体の財産の評価というのは、土地面積としてここにあらわしてございましてけれども、やっぱり実際は借り入れとかなんとかというのは金額で表すわけでございますので、財産というのは実勢価格でなくても税務課なりのいわゆる基準単価、何ていうんですか、評価額、ああいったようなもので一応の線を出しておくべきだろうと、金額で、そういうふうに思ひますので、このことについても換算ができれば、あともって資料をいただきたいと思ひますが、議長よろしいでしょうか。

以上で終わります。

○総務企画部長（益満昭人君）

資産の評価につきましては、ここの表にございせんけれども、棚卸資産という表現になると思ひますので、これにつきましてはあともって調査いたしましてお示ししたいと思ひます。

それから、借入金総額につきましても、詳細につきましましては事務局の方で持っておりますので、後でお示しをしたいと思っています。

以上、2件について後でお示しいたします。

○議長（宇田 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。これで報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

△日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

前委員が、平成18年3月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補として重信忠身氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

重信氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから諮問第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第

37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については、重信忠身さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は重信忠身を適任者と認めることに決定しました。

△日程第8 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第2号は、同じく人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

平成18年6月30日をもって任期満了となるため引き続き後任委員の候補として岩下輝子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

岩下氏の経歴等につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから諮問第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第2号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件については、岩下輝子さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は岩下輝子さんを適任者と認めることに決定しました。

△日程第9 議案第2号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

△日程第10 議案第3号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

て

△日程第11 議案第4号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

△日程第12 議案第5号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

△日程第13 議案第6号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について

△日程第14 議案第7号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第15 議案第8号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第16 議案第9号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分について

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第2号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、日程第10、議案第3号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第11、議案第4号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第12、議案第5号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第13、議案第6号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について、日程第14、議案第7号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第15、議案第8号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第16、議案第9号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分についての8件を一括議題とします。

お諮りします。議案第2号から議案第9号までは、当局からの説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは、8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第3号は、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第4号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第5号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第6号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について、議案第7号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第8号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、議案第9号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分についてであります。

まず、議案第2号は、平成18年1月1日の廃置分合により、鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡串良町及び同郡吾平町を脱退させ、鹿屋市を加入させ、また、指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町を脱退させ、指宿市を加入させ、また、曾於郡松山町、同郡志布志町及び有明町を脱退させ、志布志市を加入させることに伴い、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少をすることについて協議を行うものであります。

続きまして、議案第3号は、平成18年4月1日から鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合に枕崎市、阿久根市、大口市及

び垂水市を加入させることに伴い、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて協議を行うものであります。

続きまして、議案第4号から議案第6号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合に係る規約の変更及び財産処分についてであります。

平成18年4月1日から、同組合に阿久根市及び阿久根地区消防組合を加入させ、また、徳之島三カ町 畜場組合の解散に伴う脱退と財産処分について協議を行うものであります。

続きまして、議案第7号から議案第9号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合に係る規約の変更及び財産処分についてであります。

平成18年4月1日から同組合に阿久根市、大口市及び垂水市を加入させ、また徳之島三カ町 畜場組合の解散に伴う脱退と財産処分について協議を行うものであります。

それぞれ地方自治法第286条1項及び同法第289条の規定により提案するものであります。

別紙につきましては、お目通しいたご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから8件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号から議案第9号までの8件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第9号までの8件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号から議案第9号までの8件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号から議案第9号までの8件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号から議案第9号までの8件は可決されました。

△日程第17 議案第10号辺地に係る総合整備計画について

○議長（宇田 栄君）

日程第17、議案第10号辺地に係る総合計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第10号は、辺地に係る総合整備計画についてであります。

日置市伊集院町上神殿辺地総合整備計画について、辺地に係る公的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますのでご審議をよろしくお願ひいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第10号につきまして補足して説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思ひます。

辺地といたしましては、伊集院町の上神殿

辺地ということでございますが、これまで第1次の計画が平成7年から9年まで3カ年でございました。それから、第2次が平成10年から12年までの3カ年、第3次が13年から17年ということで5年間にわたっております。

今回、提案申し上げますのが、第4次ということで、平成18年から22年までの5年間でございます。そういうことで、まだ事業は終わっておりませんので、さらに5年間延長するというものでございます。

総合整備計画でございますが、辺地の人口といたしましては上神殿地区の303人、面積といたしましては6.9平方キロメートルでございます。

辺地の概要でございますが、辺地を構成する町または字の名称ということで、日置市大字——これ間違っております。日置市伊集院町大字上神殿でございます。修正をいただきたいと思っております。日置市伊集院町大字上神殿字伊牟田と66小字がございまして、66小字全部ということでございます。

それから、(2)で地域の中心の位置でございますが、上神殿の2396番地3番地付近を予定をしております。

それから、辺地度点数ということで、公共施設等への距離とか、いろいろ条件がございまして、認定基準は100点以上が認定されるという基準でございまして、今回、辺地度点数は129点ということで、これに基準にマッチするものでございます。

それから、2番目が、公共的施設の整備を必要とする事情ということで、これにつきましては、道路、橋梁でございまして、これまでも市街地と本地域を結ぶ市道は急坂、急カーブ等が非常に多く、また幅員も狭いため離合が困難であり、交通に支障がございました。この市道を改良舗装することにより交通の安全性の確保、市街地や各施設までの時間

短縮が図られ、地域住民の利便性の向上や生活の安定化だけでなく、地域振興の活性化が期待できるというのが理由でございます。

それから、先ほどから申しておりますが、公共施設の整備計画につきましては、これまでの計画をさらに5年間延長するための平成18年度から平成22年度までの5年間とするものでございます。

区分といたしまして、施設名が道路・橋梁、事業主体はもちろん日置市でございます。事業費といたしましては3億3,000万円、財源といたしましては、一般財源、そのうちの辺地の事業債を3億3,000万と100%辺地事業債で賄うものでございます。

これにつきましては、過疎事業に匹敵する事業ということでとらえていただければありがたいと思っております。

そういうことで、今後の計画につきましては、別添で図面を差し上げてございますが、平成18年度延長が150メートル、幅員が7メートル、平成19年度から22年度までの残が延長として680メートル程度ということでございます。別に示します図面を参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。(発言する者あり) 済みません。私の判断でございまして、大字は日置市大字伊集院町上神殿字伊牟田でございます。訂正をさせていただきます。

(発言する者あり) そのままでございます。原案のとおりで結構でございます。

○議長(宇田 栄君)

これから議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番(谷口正行君)

ちょっとお聞きしたいと思います。

東市来の方では、私はちょっと余り耳にすることがございませんでした。よって、初めてのことでありましたので、いろいろ法律も

ひっぱり出してみましたけれども、目的かれこれは少しは出てきましたけれども、施行に対しては別にしたためるといようなこととございました。

今、部長の方からちょっといろいろ説明聞きましたけれども、ちょっと聞き漏らしたところもあるかもしれませんけれども、ちょっと伺いたいと思います。

これ大分古い法律であるようで、伊集院の方も今聞いてみますと、平成これ7年ですか。4次計画になるということでしたけれども、先ほどの資料、吹上の方にもあるんだなというのを資料をいただきました。よって、この吹上の方もカラーでしてありますけれども、面積もちょっとこう差があるなど。そこによつては、人口かれこれもこれに示してありますから、そこらあたりのその辺地の条件というのがあるんだなど。これを数字で表示するんだなど、これはわかるわけではありますが、そこらあたりの基準はちょっとどうなっているのか、ちょっと、大体でいいですので、それちょっと聞きたいと思います。

それと、伊集院町は、今4次計画になるというようにおっしゃいましたけれども、吹上町は、これはいつごろなされたのか。これ3カ所になっておりますけれども、これは、今回は吹上の提案ではありませんけれども、これいつごろなされたのか、そこらあたりがわかっておれば教えていただきたいと思いません。

それと、吹上は過疎地域指定がなされておりますよね。これは、事業計画があるようではありますが、これは、過疎債との関連はどうなるのか、過疎地指定との、ちょっとそこもお聞きしたいと思います、一応。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほど概略は公共施設等からの距離ということでお答えいたしましたけれども、いろいろ条件がございまして、例えば、上神殿地区

は病院がございませんので、近くの病院への距離とか、高速道路等へのインターチェンジへの距離とか、それから、国道への距離と、それから、小中学校への距離とか、基本的には公共施設ということで、公益的な施設までの距離を、それを点数であらわしまして、これのトータルが100点を超えるところが認定をしますと。

もちろんこの先ほど（2）番目のところで、地域を中心地の位置というのがございます。ここをどこに持ってくるかで距離が違ってまいりますので、これは上神殿地区の一番中心点を指してるところでございます。そういうことで、基本的には大字単位でやるものだというご理解いただければありがたいと思っております。

それから、吹上地域については、参考程度でここに載せております関係上、私は詳しく調査しておりませんが、これは課長の方で答弁させます。

○企画課長（富迫克彦君）

吹上地域の三つの辺地については、現在、平成15年から19年までの計画として位置づけられております。それで、山田辺地と芋野辺地につきましては、特段整備計画というのは定められておりません。

それと、平鹿倉の辺地につきましては、同じく15年から19年の計画なんですけど、一部18年度に変更をしたいということで今準備を進めておりまして、県との協議等を踏まえて6月議会に変更を上程させていただきたいということで考えております。

それから、吹上地域の過去の計画についてはちょっと手元に資料がございませんので、また調べてお答えをさせていただきたいと思っております。

それともう一点、過疎との関係でございますが、今、議員おっしゃいましたように、吹上地域は全体が過疎地域ということになって

おります。国の政策の中で過疎対策事業、それから、辺地対策の事業ですね。それぞれ区分けをされておりますが、市としては有利な事業を選択できるということになるかと思えます。そういう意味で、基本的には過疎の方を進めながら、もし財源的に……（発言する者あり）済みません、失礼しました。辺地を優先させて、辺地でつかない場合に過疎を使うと。そういう二段構えのやり方だということでご理解いただければと思います。

○25番（谷口正行君）

大体わかりました。要するに今の過疎債の過疎地域の問題ですけれども、結局、事業が重複できないということですね。そういうことでいいわけですね。

それと、これちょっと聞き漏らしたのかなと思いますけれども、今回5年間の計画で3億3,000万円の計画がなされておりますけれども、これ法律の中で地方交付税の算定額に入れ込むことができると、こうなっておりますよね。これは、どうなんですか。これは、非常にいいなと思ったものですが、そこに対する今度はこれからまた5年間地方交付税の中にその国がもう出してくれるんですかね。それ目に見えた形で返ってくるんですかね。そこらあたりはどうなってちょっといるのか。

○総務企画部長（益満昭人君）

この件につきましては、元利償還金を交付税の中で基準財政需要額として見てあげますよと。これは、償還金のこの額の8割ということでございます。過疎が7割ですかね。ということで、これが1割有利な事業だということ認識していただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに。

○25番（谷口正行君）

わかりました。これは本当いい事業だなと思うんですけども、例えば、東市来の場合も該当するところがあったのかなと、こう思いますよね。であれば、ちょっと我々も勉強不足だったんだと、このように思いますけれども、これ端的に考えて、どうなんですかね。この指定地域をするようになってますよね。そこに対してこの数の制限というのはないわけですか。例えば、日置市でその基準をクリアすれば、何カ所でもできるのかなと思ったりもするわけです。そこはどうなんですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほど辺地度点数というところでご説明いたしました。辺地の基準がずっと項目がございまして、それを点数を足していただきまして、100点以上であれば認定されるというものでございます。数に制限はないと思っています。

以上です。

○25番（谷口正行君）

わかりました。いいです。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第18 議案第11号第1次日置市総合計画基本構想について

○議長（宇田 栄君）

日程第18、議案第11号第1次日置市総合計画基本構想についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第11号は、第1次日置市総合計画基本構想についてであります。

本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定めたいので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしく願いたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第11号につきまして補足説明をさせていただきます。

この第1次日置市総合計画につきましては、これまでも幾度とか全協等でもお願いをいたしまして説明をいたしました。若干、これまでの経過につきまして再度ご報告申し上げます。

まず、10月の議会の全員協議会で説明をいたしましたわけですが、日置市まちづくり計画を基本に作成いたします。

次に、地域審議会への説明、意見、要望聴取をいたします。それから、住民説明会も開催いたしますということで、先般の日置市の総合計画審議会の方に諮って、諮問いただいて答申を得たものでございます。

それから、これまでの主な経過ですが、17年の8月8日に地域審議会の4地域の合同会を開催いたしました。11月17日から22日までは4地域の審議会をこの総合計画案の内容説明をいたしまして、意見、要望等をいただいております。

それから、ことしの1月の15日から18日までは、市内の21会場で住民説明会を開催いたしました。全体で493人ということで、少ない人数でございましたが、それを補足、補完する意味からも市長が事あるたびごとに商工会や高齢者クラブ等での説明等もいたしました。なお、延べ600程度になるのではないかと考えております。

す。

それから、1月30日から31日までは、4地域の審議会を開催いたしまして住民説明会の状況の報告やら総合計画の変更点の説明をさせていただきました。そして、審議会条例の第3条第1項第4号に基づいて審議会への答申をするということになっておるわけですが、まず、地域審議会の内容でございますが、東市来、伊集院両地域につきましては、原案のとおり答申をいただきました。

日吉地域につきましては、農業の部分で一部地域別振興方法を修正してくださいという意見もございました。

吹上地域につきましては、海砂の採集に関する記述について要望を加えてほしいということで答申をいただきました。

18年度の2月6日に日置市の総合計画審議会を開催いたしまして、変更点の説明とか、審議会条例第2条第2項に基づいての諮問をいたしまして、総論の記述を一部変更いたしました。それを得まして本日基本構想として提案申し上げます。

別紙から第1次日置市総合計画ということで、計画期間が2006年から2015年ということで10カ年の長期ビジョンでございます。

基本理念といたしましては、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」ということを基本理念としているところでございます。

次のページからが目次でございます。総論といたしましては、1ページをあけていただきますと、第1章で計画策定の考え方、第1節が計画策定の趣旨、これにつきましてはお目通しをいただきたいと思います。

それから、第2節の総合計画の期間と構成ということで、先ほど申しましたとおり、計画につきましては平成18年から向こう

10年間の平成27年度までとするものでございます。

計画の構成でございますが、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画をもって構成いたします。

基本構想につきましては、日置市が21世紀初頭に目指す総合的かつ計画的な都市づくりの基本理念を示すものでございまして、将来のあるべき都市像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものいたします。計画期間については、日置市まちづくり計画が10年間かけることや、急速に変化する社会経済情勢に対応していくため、平成18年度を初年度として平成27年度を目標年度とする10カ年計画ということでございます。

それから、基本計画、実施計画につきましては、本日、参考資料として資料2、3でご提示申し上げておりますので、後でご参考にいただければありがたいと思います。

それから、第3節でございますが、日置市総合計画の体系ということで、体系図につきましては3ページのとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それから、第2章が日置市を取り巻く情勢ということで、時代の動き、それから、少子高齢化・人口減少社会の到来、価値観や生活様式の多様化、3番目に、高度情報化の進展、4番目が、環境問題への配慮、5番目に、地方分権社会への対応、6番目が国際化への対応となっているところでございます。

6ページでございますが、第2節で国・県及び県内広域計画に見る将来像ということで、これとの関連性をここにうたっておりますのでお目通しをいただきたいと思っております。

7ページからが第3節で、これまで地域別座談会等でお出されました課題等をここに紹介してございます。

まず、住民説明会でお出された意見につつま

しては、基本理念に関するものが4項目、それから、基本計画の全般に係るものが2項目、社会基盤に関するものが11項目、次の8ページでございますが、生活環境部門が14項目、産業経済部門が10項目、保健医療福祉が9、教育文化が11項目、住民自治が6項目、行財政が8項目となっております。

それから、10ページでございますが、人口関係で3項目、地域別振興方向で7項目、その他が3項目となっております。

それから、11ページでございますが、地域審議会でお出された意見等ということで、基本計画全般が3項目、社会基盤が4項目、生活環境が14項目、産業経済で6項目、あけていただきまして、12ページが保健医療福祉が5項目、教育文化の部門が10項目、住民自治1項目、人口が1項目、地域別振興方向で6項目、その他6項目となっているところでございます。

それから、14ページでございますが、総合計画審議会でお出された意見は、基本計画全般で1項目、生活環境で1項目、産業経済で1項目、教育文化3項目、住民自治1項目、行財政1項目、人口が2項目、その他7項目となっております。

次が、第2編基本構想ということで、この部分が今回議会にお諮りしてご協議願うものでございます。

基本構想の15ページでございますが、第1章が市政の展開方向、日置市の特性ということで第1節に掲げてございます。

1番目が地域資源でございます。(1)といたしまして、日本三大砂丘の「吹上浜」を掲げてございます。(2)で多彩かつ豊かな歴史・文化資源、(3)で、古くからの温泉街や新たな温泉施設。

2番目が立地条件でございます。(1)で県都鹿児島市に隣接する地理的優位性、(2)が、人・物の交流にすぐれた交通アク

セス。

3番目が近年の動向、(1)といたしまして、本県農業の総合的開発拠点の「県農業開発総合センター」を位置づけをしておるところでございます。

第2節が、日置市の土地利用でございまして、土地利用の土地の利用方針を掲げてございます。1番目が、都市地域、2番目が農業地域、3番目が森林地域、17ページでございしますが、4番目として、自然公園地域。

次に、日置市の土地利用区分につきましては、次の表のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

18ページが、第3節の主要指標の見通しということで、18ページの本市の人口の将来予測ということで、平成12年、17年、平成22年、平成27年ということで掲げてございますが、この参考の真ん中にありますが、平成17年度国勢調査の速報値では、日置市総人口は5万2,414人でございましたけれども、これの予測といたしましては、上の表のとおりを掲げてございます。そういうことで、注で参考として出てございます。18ページの下の方が本市の世帯数の将来予測でございます。

19ページからが推計人口と将来の高齢化率、それから、世帯数の推計を入れてございます。

20ページからが、第4節、日置市の基本理念でございまして。繰り返しになりますが、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」といたします。

基本理念の詳細につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

21ページでございまして、日置市の将来像といたしまして、第1節から第4節、四つを掲げてございます。

第1節が豊かな自然環境を生かしたふれあ

いと安らぎのある健やかなまちづくり、第2節が地理的特性を生かした魅力あるまちづくり、第3節がいにしへのロマンが織りなす歴史と伝統、風土を生かした教育文化のまちづくり、第4節で地域資源の持つ可能性を生かした個性ある産業振興のまちづくりということでございまして、将来像までが今回お願いいたします議案の対象となるものでございますので、あと基本計画、実施計画を参照いただいで、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(宇田 栄君)

これから議案第11号について質疑を行います。質疑はありますか。

○18番(坂口ルリ子さん)

地域審議会にも参加しましたが、参加者も少なく、本当に市民の関心も薄いと。ただ10年計画としてこんなことが決められた場合、こんなはずじゃなかったというようなことが出てくるような気もいたします。暮らしはよくなるのか、負担はどうなるのか、年をとって本当に安心して暮らせるのか。最後の21ページなどは、私は絵にかいたもちだと心の中では思っておりました。

それで、私は、日置市を憂う一人として、きのうの「課長・係長昇任に関する試験」、この記事を見てびっくりいたしました。鹿児島県で初めてとね、こんな手柄にできることじゃないんですよ。

私は、公務員として学校に長く勤めておりましたが、学校が勤務評定、管理職任用試験を導入したとき、くると雰囲気は学校は変わるんですよ。だから、やはり日置市の住民から見た場合、このきのうの記事のことは、ここでも詳しくは言いませんけれども、実は、私はきのうは、職員組合も反対してますよね。私も大反対ですが、たまたまきのう鹿大の同窓会があったんです。「坂口さん、日置市は、

ないごつよ。こんなとを決めて」だから、こういうことを考えた場合に、この絵にかいたもちのようないいことばかりはないと。本当に日置市の職員の間は暗くなり、学校がそうでしたから。ごますりができたり、大変なことだ。これを議会にもかけないで決めて、どこでどう決まったのか、それぐらいは議会に報告してほしいと。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと坂口さん、基本計画、ちょっと後が……。

○18番（坂口ルリ子さん）

いや、基本計画は不安を感じずるちゅうことで関連ですたい。どうしてもこれは言わんとですね。そうですよ。議会にも報告なく、こんな新聞ざたで、けさの新聞にもいかにも予算が通ったような何か載ってるでしょう。何か日置市おかしいですよ。

以上です。

だからね、私は、益満部長に質問するのは、これが基本計画が通って暮らしが本当によくなるのかと。年にとって安心して暮らせるのかと。そんな保障は私はこの中にはね、頭をひねりたくりますが、部長の考えをお聞かせください。

○総務企画部長（益満昭人君）

これにつきましては、暮らしがよくなるか、悪くなるか、そういう観点ではなくて、日置市のまちづくりの10カ年を決めますということで、結果としては悪くならないように努力はしたいというのが、この基本的な精神だと思います。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

13番。この第1次日置市総合基本計画構想については、今、部長の方から今までの過程、現在に至る過程のことはよく説明があっ

たわけですけれども、よく考えてみますと、市長にちょっとお伺いしたいんですけど、住民説明会で499名、それで、商工会あるいは団体も入れて600名と。20カ所で500名としても25名、1カ所ですね。500名とすりゃ大体日置市の人口の1%に当たる人しか説明会に来なかったと。そして、その説明の資料もよく見てみますと、合併協議会のときにつくられたまちづくり基本計画、そのままをただ大きくコピーして、それを出したと。ですから、特に、伊集院地区の場合は参加者が極端に少なかったという現実があります。

それで、この現実をよく考えて直視してみますと、今、最も考えなきゃいけない住民の皆さんの意見をいかにくみ上げるかと。いわゆるパブリックコメントていうのがあるわけです。それをというの、重大な政策を決定するのに地域住民の皆さんを幅広く結集して、それで、つくり上げていくというのが基本理念にあるべきです。

今、このこれに至る経緯を見てみますと、確かにいろんな会議をされて、確かに手順は踏まえております。ですけども、果たしてそれで本当に市民の皆さんの生の声、今坂口議員が言われたようなそういう声を聞けるチャンスを持たれたのかなという非常に疑問点があります。ただ手続に従ってパフォーマンス的に手続を踏んでこういう計画はできたというのは、非常に、非常にていいますか、ちょっと考えるべき問題じゃないかと。だから、こういう意見は、住民説明会でも1人ならず数名から出たはずですよ。だから、そういう懸念とか、そういうことに関して市長は基本的にどのように考えておられるか、市長の見解をお示してください。今、そして、この結果に対する思いですね。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、この説明会に関しま

しては、会場的に少ない部分があったというのは、私自身自身も本当に残念な気持ちがあります。ですけど、今、部長が申し上げましたとおり、この説明会だけでなく、あらゆる機会を設けまして、今回、その高齢者のクラブの総会とか、また、婦人団体とか、私がそれぞれ2カ月間する会議の中におきましては、いろいろと意見交換をさせていただきました。その中でいろいろとまたそのほかで地域のことをそれぞれそのときに意見をいただきました。基本的に、今回の計画をするにつきましては、基本的には合併のまちづくり計画を基本にすると、これが大前提でございまして、と申しますのも、やはり4町一緒になった中で、やはり地域的なバランスを含めた中を十分考慮した計画書になっていかなければならないという基本的な私の考え方がございましたのでまちづくり計画を基本にさせていただきます、特に、今回、地域審議会、この議員がおっしゃるとおり、型通りと言え型通りかもしれませんが、基本的には、この地域審議会の中のこれもやはり代表でございませう。そういう地域審議会がきちっとこの計画につきましてご審議をしていただいた。3回ほどそれぞれの代表者でございましたので、私は、この地域審議会が、本当に今後機能していくことがそれぞれの地域の雇用を吸い上げていくと、そう考えております。

特に、今回、総合計画をつくる中に至って、ご意見が出たのは、具体的な施策が載ってないから十分わからないというご意見は多々出ましたので、このことにつきましては、地域の皆様方にも、またいろんな各種団体につきましてもそれぞれの当初の予算、いろいろとそれが終わった後について、またいろんな機会をとらえてご説明申し上げたいと。

私どもは、やはり今後行政としては、説明責任と、この説明責任というのを十分自覚して、今後の行政を進めてまいりたいと、その

ように考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。この前の参加者が非常に少なかったということもありました。市長からも今ございましたが、機会をとらえて、市民の皆さんにいろんな手段で思いを伝えていただきたい。そして、そのときをお願いしたいのは、わかりやすく、似たようなまちづくり計画とかなんとか何回もありますので、わかりやすく、こういったことですかということを少し要約してでもいいと思いますが、そういった方法をとっていただきたい。

さて、この基本構想、まちづくり計画などに沿ってという話でございましたが、市長、助役あるいは部長などなどの手で作られたものでありますか。この基本構想を作成したのはだれですか。どの部署でしょうかということをお聞きいたします。

それから、そのために、参考にした、あるいは助言をいただいた機関というのがありますか。我がふるさとこの日置市のまちづくりの基本構想をつくるときに、みずからの手でおつくりになったのか。あるいは、専門的なところはもちろん助言をいただかないとなりませんが、そこら辺をどういった形でだれがおつくりになったのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この主管が企画課でございました。企画課の中が主管になりまして、それぞれの専門部会といいますか、担当の係長を含めまして、その専門部会におきましてひとつの積み上げをしてきたというふうに、それで私ども課長、また三役含めた部課長会に上げて、ひとつの基本的な素案をつくったということでございます。

大まかに、さっきも申し上げましたとおり、

合併のまちづくり計画、これは鹿児島総研が入っております。その中で助言はいただきましたけど、今回のこの総合計画につきましては、職員の手づくりの中で、ひとつの基本的な素案をつくったということをご理解していただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（西園典子さん）

14番。私もこの総合振興計画の住民説明会に、ほとんど東市来の場合、参加させていただきました。住民の方々の熱い思いが、いろいろとこうして通じたわけでございます。この将来像とか、いろいろとこうして読ませていただきまして、日置市がこういうふうでありたいと、本当にこれを目指していきたいという理念を熱く感じまして、こうあってほしいというふうに願うところです。

しかし、現実には、行革が進めなければいけないと。そういうような難しい現実には日置市も多分立たされているわけです。

例えば、そういう中でもですし、この中でもいろいろなこうしていいことがたくさん、こうあってほしい、あああってほしいということがうたわれておりますが、このうちの何パーセントぐらいがあってよしとするかと。私は全部をこうして住民の方々は、こういうふうになっていくだろうということに期待してこれを読まれるのではなかろうかというふうに思われるし、日置市がこういうふうに進んでいくだろうということに期待なさると思っておりますが、これがどういうふうなのかと。何パーセントぐらい、全部できるというふうには市長みずからは思ってもらえないだろうと私は感じたりします。

例えば、公共教育の誘致とか、いろいろとそれから、定住人口というふうないろんな促進を図るそのためには、企業の誘致とか、いろんなのがありますが、現実には厳しいもの

があったりしますが、どのくらいをもってよしとなさると思ってもらえるか、本音でちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この10カ年の中で、この構想の中で、今おっしゃいました何パーセントと。大変難しいご質問でございまして、基本的には、これは基本構想でございまして、特に、いつも申し上げておりますとおり、今後、やはり3カ年の実施計画、単年度、このことにつきましては、基本的には財政的な裏づけ、やはり私は基本的には、この財政的な裏づけとともに、これをどれだけ実現できるのか。やはりこの中におきます10カ年の財政投資をどれだけしたときに、これが100%できるのか。

今後、単年度を含め3年度、その3年のローリングをしていながら、1期、2期、3期、そうして10年たっていきます。

前におっしゃいましたとおり、この計画におきましては大変たくさんのお金を盛り込んでおりますので、できる限りこのことに努力を傾注していかなきゃならないというふうに感じておりますけど、今後の国、県におきます財政の大変三位一体改革を含めたそういう財政的なこともきちっと考慮しながら、着実に一つずつ積み上げをし、理想的なこのことが100%できれば結構なことではございますけど、この10カ年におきます財政計画と照らし合せながらこれを進めてまいりたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

今のお答えで見れば3カ年ずつ見直しをしながら、財政的な本当裏づけをできるだけしながら100%を目指すということですが、なかなかそうあるとは限らないというふうな覚悟をしていた方がいいというふうな、うんとおっしゃいましたね、そういうふうな解釈してもよろしいわけでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、お話のとおり、この財政の裏づけをきちっと、お互いが私ども含め、議会、市民の皆様方が私ども市におきます財政運営計画というのが、それに基づいてそれぞれの満足度というのは出てくると思っておりますので、今、お話のとおり、大変厳しい環境であるということ認識していただきたいというふうには思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（花木千鶴さん）

6番。1点だけお尋ねをいたします。

向こう10年間のこの計画の中で、市長はそのうちの3年間で18年度からですので担われるわけですが、その100%ができるかできないかというのは別といたしましても、そのうちのその3年間の間で何を基本的に重点的に、この計画の中で3年間の間、どの部分を重点的にやっていきたいとお考えなのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この4町合併したばっかしでございまして、大きな仕事というのは大変難しいというふうに思っております。また、後ほど18年度の当初予算も含めて、いろいろとご審議があるというふうに思っておりますけど、この歳入を含めまして大変財政状況がいい状況じゃない。その中におきまして、行政改革の中におきます、その行革をどれだけ進められるのか。そうすることを踏まえまして、基本的にはやはり4町が融和していく。そういう関係を含めたときにおきましては、ハード面におきましては、やはり道路整備というのが一番大きなひとつの主眼になってくのかなと。それと、ソフト事業、市民がそれぞれ交わっていける、そういうやはり4町が融和する、この私3年間、そういうものに基本的には努力するような予算づけをやって

いきたいと、基本的に考えております。

○6番（花木千鶴さん）

その中の1点ですね。行革を進めていくということですが、その行革の中で、最も重点的に市長がここのところを18年度重点的に取り入れていきたいというところはということでしょうか。

○市長（宮路高光君）

後ほど関連もございまして、この指定管理者制度、公的な施設を民間の皆様方ができるところにつきましてはお願いしていかねばならない。また、2番目がやはり職員の削減であるのかなと。そういうものを含めまして、やはり義務的な経費というのをいかにして削減していく、こういうことにやはり行革の中で重点的な施策として推し進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。ちょっと済みません。ここでちょっとしばらくトイレ休憩をしますので、よろしいですか。もう言いましたけれども。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時30分といたします。

午前11時20分休憩

午前11時32分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

先ほどの市長の答弁の中で、総合計画の裏づけはやはり財政だとおっしゃっておられますが、私も全くそうだと思うわけです。そこで、伺いますが、合併の時点で、約299億円の地方債の残高があったわけです。そして、けさの新聞で見ますと357億円の残高になるというようなことで、先ほど修正の中では352億円幾らと、地方債の残高がですね。

そういうことでずれもあるわけですが、そういう中で年間の地方債の発行と公債費は約1億5,000万円から2億円の誤差で地方債が減っていくと、債務残高が減っていくというようなことを感じているわけですので。

そういった中から、今回の議会にも指定管理者制度の議案が提案されておるわけですが、住民説明会の中でもありましたように、この類似公共施設の問題について、やはり今後10年間を考えると、やはり手を加えていくというか、検討を加えていくということが、やはり財政再建への道があるんじゃないか、今私はこう考えているわけですので。そういったことについて、今後、どのように触れて検討を加えていくのか。

言いかえると、指定管理者制度が3年の期限で繰り返されるわけですが、その経過の中では、やはり類似施設の整理統合というのは、やはり考えていかなければならないし、それはこういった長期計画の中で盛り込んで、市民の合意を、理解を得る必要もあるんじゃないかと思えます。

財政的には、一部資料を見ますと、景気は今が一番最高のときであり、かつての7%も8%もというような経済の発展というのは望めないというようなこと、そういったこと等も報道されておりますので、やはり市の財政改革の中での財政の建て直してなると、やはり類似施設の問題に検討を加えていく必要があると思えますので、そこらあたりについて市長はどのように、また総合計画に盛り込まれない中でも考えているのか、考え方を聞きます。

○市長（宮路高光君）

今、議員がご指摘をしたとおりだというふうに認識はしております。基本的に、今この指定管理者制度という制度上の中におきます民間委託ということをやっておりますけど、

これだけじゃない、今後におきましても、まだ、たくさんの類似施設がございます。そういうものにつきましては、その物件物件におきまして、いろいろと検討委員会をし、基本的には統合するのか、基本的には廃止するのか。基本的にはもうそこまで恐らく論議をしていかなければならないと、これをそれぞれ年度別に分けながら、今後そのような手法を使って公共施設の整理というのをやっていきたい、さように考えております。

○17番（梶 康博君）

17番。考えているということであれば、機会あるごとにこの行財政改革の立て直しということを考えるときに、やはり大きな課題として市長は、市民の皆様にも理解を得る行動をとっていくことが大事なことだと思いますので、市長とされては、非常に議員もですけども、致命的な選挙というものもありますけれども、これを乗り越えていってこそ、やはり住民の福祉に役立つ状況が生まれてくると思いますので、やはりこれを一番重点的に今後市民の理解を得られる行動をとっていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（坂口洋之君）

合併しまして、まもなく1年を迎えようとしております。合併によりまして、最近、都市部へのさまざまな集中が目立つような気がいたします。市役所の横を見ますと、隣には、生協ができ、また、いろんなドラッグストアなどができまして、特に、伊集院地域は、どんどんどんどん都市化が進みますけれども、その反面、人口の過疎地域がますます広がっているような気もします。

旧4町のうち、旧3町では、役場がなくなり支所になりました。職員の数も減りまして、どんどんどんどんまちが寂れていくといった、

そういった声があります。

日置市の均衡ある発展を市長はどう考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今私どもが施策をしているのは、旧それぞれの町におきます保護計画の継承、今おっしゃいますとおり、それぞれの事業の展開を新規事業というのは大変難しいというふうに思っております、今、伊集院地域がそのような状況であるということをございますけど、これは以前からそれぞれ都市計画法に基づいた計画的な、継続的な事業を展開しているだけのことでございまして、今後におきましても、やはり均衡ある、やはり人口対策を含めた形は、やっていかなきゃならないというふうに考えております。

○5番（坂口洋之君）

これ以外も行政改革の話が出たようですが、行政の効率化も当然必要であります、人口減少地域の声も十分耳を傾けるべきではないかと思っておりますが、その点についてどう考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

基本的にそれぞれの地域の皆様方のご意見というのは十分耳を傾けていかなければならないというふうに思っておりますし、今おっしゃいますとおり、この人口対策、大変難しい部分がございます、今、私どものこの日置市全体でも減になっておりますし、今、おっしゃいます伊集院地域、この地域すらも人口はふえてないという状況でございます。そういう中におきまして、総体的に減する中において、どうしていけばいいのか。これお互いに今後知恵を出しながら、また地域住民の皆様方と十分話し合いをして、その対策を打つ必要があるというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（出水賢太郎君）

今のその人口の件につきましてお伺いいたします。

将来の推計人口ということで、平成17年度5万3,568人と推計されておりました、実際の国勢調査の速報値は5万2,414人、大体1,000人ほど少ないと。それで、平成27年度が5万3,900人で、この人口の推移がこのままいくのかどうか、この見通しが甘いんじゃないかなと思います。

この17年度以降は簡易人口推計システムに当て込んで、その数字から打ち出していると思うんですが、もう一度この平成17年度の国勢調査の速報値に当てはめて計算をし直す必要があるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺をいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に今後の人口の推計ということでございまして、国勢調査、私どもが二つのとらえ方がございます。国勢調査のとらえ方、これが一番やはりはっきりしたこの財政的ないろんな基本的ななりますけど、基本的に、ここに住民基本台帳を基本としたひとつの人口の推計ということもございまして、やはり私どもこの日置市は、やはり全体的に1,000名ほどぐらいつつも住民基本台帳におきます人口と国勢調査、約1,000名程度差異があるようございまして。これは、国勢調査と住民基本台帳とのとらえ方が違っている部分がございますので、今後、やはり今おっしゃいましたとおり、この数値の問題につきましては、やはり十分考慮した中で今後の見通しというのを推測していく必要があるというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号

は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第19 議案第12号日置市国民保護協議会条例の制定について

△日程第20 議案第13号日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

○議長（宇田 栄君） 日程第19、議案第12号日置市国民保護協議会条例の制定について及び日程第20、議案第13号日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第12号は、日置市国民保護協議会条例の制定について、議案第13号は、日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。

まず、議案第12号は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき条例を制定するものであります。

続きまして、議案第13号は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき条例を制定するもので、それぞれ地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第12号につきまして補足説明をさせていただきます。

別紙をお開きいただきたいと思います。別

紙により概要について説明を申し上げます。

日置市国民保護協議会条例でございますが、まず、第1条が目的でございます。この条例は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づきまして日置市国民保護協議会（以下「協議会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条で、委員及び専門委員について掲げてございます。

第2条、協議会の委員の定数は40人とすると。この40人につきましては、法律で第1号委員から第8号委員まで、こういう方を選びなさいというのがございまして、これを日置市に当てはめた場合は40人程度になるのではないかということで、40人以内とするという表現をしております。

次に、専門委員は当該委員の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとするというものでございます。

第3条が、会長の職務代理でございます。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するというところで、この法律の中で会長は市長というもう位置づけになっております。

第4条で会議でございますが、協議会の会議は会長が招集し、その議長となるものでございます。

第2項、3項についてはお目通しいただきます。

幹事でございますが、第5条、協議会に幹事40人以内を置く。この幹事につきましても、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命するものでございます。

第6条が、部会でございますが、協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名するものでございます。

雑則として、第7条でございますが、前各号に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定めると。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第13号日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定でございますが、別紙をお開きいただきたいと思いますが、これの概要を説明申し上げます。

まず、第1条で、以下、目的でございます。この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という）第31条及び法律の第183条において準用する法第31条の規定に基づき、日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条が、組織でございますが、国民保護対策本部長（以下「本部長」という）は、国民保護対策本部の事務を総括するということで、これも本部長は法律で市長となっております。

2項、3項、4項、5項については省略いたします。

第3条が、会議でございますが、本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集するものでございます。

第2項については、お目通しください。

第4条が、部のことでございます。本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4で、部長は、部の事務を掌理するものでございます。

第5条が、現地対策本部でございます。第5条、国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てるものでございます。

2項については省略いたします。

第6条が、雑則でございますが、前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定めるものでございます。

準用規定が第7条でございますが、第2条から前条までの規定は、日置市緊急対処事態対策本部について準用するというので、この条例につきましては、先ほど冒頭説明申し上げましたとおり、日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部という二つの条例、本部と緊急対策との二つの読みかえ規定ももちまして二つの本部ができるという規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。

まず、議案第12号について質疑はありますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

前の議会で私は、有事法制のことを質問したときに、市長の答弁が17年度が国民保護法というので県が制定すると。18年度、市町村がすると答弁を受けた。ああこれだなと思っているわけですが、私は、本当に怖い気がするんです。ここには、市長を初め戦争体験者でないわけですよ。これは、武力攻撃ですからね。災害じゃないですよ。災害のときに住民を守るんじゃないです。本当に、戦争をする国を前提にしたような、こんな武

力攻撃に対して保護をすることが決まる。

戦後60年にして私も平和にこだわり、教え子を戦場に送らないで頑張ってきたのが、何でこんなことになるのかと不安でたまりませんが、国が、県が、市町村が制定せと言われて制定する段取りになったんだろうと思いますけれども、このたしかこないだの40人のときには、審議会のメンバーの中にたしか総務課長が答えたのは、その中に自衛隊員もおりましたね。いろんな人がまじってきたんですが、余りにも市長の権限が、会長が市長、任命するのも市長。

私は、戦争体験のない市長で不安を感じるわけですが、本当に日本はどこへ向いているのか。今戦争か平和か綱引きをしてるようなときに、こんなのでずるずるずるどっちへいくのかと。私は、市長の姿勢が本当にここで問われる。

こないだの日曜日、鹿屋市長は、鹿屋で集会があって8,000人ぐらい集まって鹿屋基地のアメリカの海兵隊が来るのを阻止する集会をやっておりますね。ああ鹿屋方面は、自衛隊があるばかりに平和に対して関心が高いんだと思うわけですが、市長を本当に高く評価したと山下市長ですか、したいと思っておるわけです。

だから、私もこの40人のメンバーを委員を公募するのか、だれが決める、これまた市長が決めるようなことですが、それでは困りますので、その40人のメンバーはこの間、池上さんでしたよね、から聞きました。そのメンバーなのか、そこ辺をわかっているはずですので、ここで答えてほしいです。

○総務課長（池上吉治君）

ただいまのご質問でございますが、まず、協議会の委員でございますけれども、これは先ほど部長が申しあげました協議会の会長は市長をもって充てるということは、これはこの法律の中でもう既に決まっていることでご

ざいます。

それから、そのほかの委員につきましては、先般の議会でも申しあげましたけれども、市町村長が任命するわけですが、まず、その区域を管轄する指定地方行政機関の職員、それから、自衛隊に所属するもの、次が、都道府県、その市町村に属する都道府県の職員、それから、市町村の助役、教育委員会の教育長及び区域を管轄する消防庁、または、その指名する消防吏員、それから、当該市町村の職員、それから、指定公共機関または指定公共機関の役職員、それと、国民の保護のための措置に関して知識または経験を有する者、その中から市長が任命をするということになっております。

今回40人で提案をさせていただきましたのは、それぞれのその構成職員の中を日置市に当てはめまして、旧4町の各地域から、いわゆる公平に委員を選出していきたいということもございまして、40名という数字を入れさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

もう法律で決まって、市長が委員長ですか、会長と決まってる。そしたらあとの40人中は今るいるい聞きましたけれども、市長が任命するということは、公募じゃないちゅうことですね。

そして、男女の割合とか、年齢のいろんな構成とか、本当にこの審議会が市長の考えが大きく影響するので、私たちは、この条案に私は反対したいと思ってるわけですが、よっぽど考えていかないと、日本全体、県全体、日置市全体の住民の命にかかわることだと思いますので、市長のこのメンバーの任命の考えを聞きたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、総務課長が話しましたとおり、これは法律で決まっておる部分の中で、それぞれの

団体ですか。そういうことが決まっておりますので、今おっしゃいましたとおり、男女とか、年齢とか、そういうことは十分配慮した中で最終的に選定をしていきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

戦争体験者をたくさんというわけじゃないけど、数名入れないと戦争を知らない大人たちが、この国民保護法を決めようと言っても私は不安を感じますので、そのメンバーの中に年齢の戦争体験者、外地から引き上げた体験者、いろんな人たちを考えて、あれもありますよ、戦争未亡人、未亡人という言葉は今では差別かもしれませんが、ご主人が戦争で亡くなったとか、そんな人たちですね。そんなメンバーもぜひ考えて制定してほしいと思います。要望です、最後は。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

これはさっき説明がありましたように、法律に基づいて制定するという事なんですけど、参考までに近隣市の南さつま市とか、いちき串木野市とか、薩摩川内市とか、そこら辺も足並みをそろえてやるのかどうか。県内の状況を、他の市に対する状況をちょっとお知らせください。

○総務課長（池上吉治君）

これまで制定が済んでおりますのが、鹿児島市です。西之表市、垂水市でございますが、あとそのメンバー等につきましては、鹿児島市が委員を54名としております。それから、西之表が33人、垂水市が18人を予定しているということでございます。

そのほかの市につきましては、薩摩川内市あるいはいちき串木野市、霧島市、阿久根市、大口市あたりが3月議会に提案をされるというふうに聞いております。ほかの市につきましては、6月議会に提案をしたいというふう

に聞いております。そのような状況でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（上園哲生君）

2番。私は、この条例を待っておりました。と申しますのも、我々の日置市は、国境のまちでございます。2昼夜で外国と接した、先ほど総合計画の中では、大変3大砂丘でありますとか、明るいイメージのお話がありましたけれども、現実問題としましては、この海岸線の中には大変厳しい状況のものがいっぱいあります。

私どもの吹上浜の中にも光ファイバーが沖縄向けで入っております。前は3本入っておりましたけれども2本撤去しましたんで、要するにその海底ケーブルも裸になりました。

また、お隣のいちき串木野市には、地下備蓄基地がありますね、石油の備蓄基地があります。また、そのお隣の薩摩川内市には、ご承知のとおり、原子力発電があります。

そういう形で、これは我々も平和を希求してやまないんですけれども、やはり何かあったとき、ここに書いてありますように、武力攻撃を受けたとき、いわゆる不慮の事態にあたふたとしないための備えというのは大変大事なことではなからうかと思えます。

今現在はどういうふうをやってるかと言いますと、海の方は、串木野の海上保安部を中心に、ここには高速艇が2隻しかございません。きりしまとトカラ。このトカラ号、なかなかスピードがなかったものですから、新しい新造船を就航させたという経緯があります。そしてあとは、この広い海を2隻でとても守ることはできませんので、各漁協の役員の人たちが薩摩安全協会という会をつくりまして、そこの会員になって、そして、彼らが不審船を見たときは連絡をするというふうになっておりますけれども、本当に操業の最中にそう

いうことができるんだろうかと、いつも思っ
ておりました。

ですから、やはり、きちっと行政の方でも
そういう事態に対処できるような備えとい
うのは必要なんじゃないかなと思います。

以上です。（「質疑じゃないんですか」と
呼ぶ者あり）今の現状でのご認識をお伺い
したいと思います、現状に対する。

○市長（宮路高光君）

今、議員がご指摘されまして、私どもの方
もやはりこの戦争に行くからこういうもの
をつくっていくという形じゃなく、やはり今は
テロとかいろいろなものが起こります。そう
いうときに備えをきちっと私どもはやって
いく。こういうことが必要であると、私認識
しておりまして、この条例を制定させていただ
き、また、こういう協議会等におきまして、
いろいろそのような課題等がございましたの
をご審議していただきたいというふうに思
っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第12号
及び議案第13号は、総務企画常任委員会に
付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議
を13時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務企画部長（益満昭人君）

午前中の部の都市開発公社の資産の借り
入れ状況ということでご質問がございまして、
当時資料がございませんでしたので、4地域
合せまして借入金の総額でございますが、
6億3,476万円でございます。

それから、帳簿価格については、今各支所
で調査中でございますので、わかり次第ご報
告申し上げます。

△日程第21 議案第14号日置市ひとり
親家庭等医療費助成条
例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第21、議案第14号日置市ひとり親
家庭等医療費助成条例の制定についてを議題
とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第14号は、日置市ひとり親家庭等医
療費助成条例の制定についてであります。

合併協議の事務事業調整方針の結果、地方
自治法施行令第3条の規定により、暫定施行
されていた条例を廃止し、新たに条例を制定
したいので、地方自治法第96条第1項第
1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明
させますので、ご審議をよろしく願いいた
します。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第14号日置市ひとり親家庭等医療費
助成条例の制定について補足説明を申し上げ
ます。

ひとり親家庭につきましては、父または母
の死亡あるいは婚姻の解消等により、父また
は母が児童を監護している家庭等でありま
すが、これらの家庭につきましては、県単事業

により医療費が助成されることとなっております。ただし、一定以上の所得がある場合は、対象外とされているところでございます。

旧伊集院町においては、この所得制限者も対象者として単独で助成をしているところですが、合併調整の中で単独補助については、3年以内に見直しをするとの報告がなされておりましたので、今回、サービスの公平を図るため、伊集院のみの単独分は廃止したいというものでございます。

なお、旧3町については、県の要項のとおりで助成がなしているというところでございます。

今回、サービスを統一したことから、これまで旧町ごとにそれぞれ四つの暫定条例があったものを廃止して、新たに条例を制定するものでございます。

なお、平成17年12月現在、受給資格者は、日置市全体で449世帯1,169人であり、このうち伊集院地域の単独補助者は20世帯33人で56万5,578円の助成をいたしております。

それでは、別紙に基づきまして説明を申し上げます。

まず、この条例につきましては、旧伊集院町を除く3町の条例とほとんど変わっておりませんし、また、伊集院の条例につきましても、所得制限者の区分がなかっただけであり、この部分を加えただけであります。

第1条は、趣旨、第2条は定義で、児童のこと、あるいは父母が婚姻を解消した児童等、ひとり親についてなどを定めています。

第3条は、対象者であります。第2項、第3項は、対象外の者で、第2項には、他方での該当者は除くこと。また、第3項は、所得制限で一定以上の所得のある者は対象外とすることを、第4項では災害を受けたときの適用をそれぞれ定めています。

第4条は、受給資格者証の交付、第5条は、

変更等があったときの届け出義務、第6条は、療養を受けるときの受給資格者証の提示、第7条では、助成の範囲で、一部負担金の支払い額としています。第8条は、支給申請、第9条は、支給について、第10条は、不正に受給した場合等の助成金の返還、そして、第11条には、権利の譲渡等の禁止をうたっており、第12条は、規則への委任を定めています。

また、附則の第1項として、この条例は公布の日から施行し、平成18年8月1日以後の診療に係る医療費から適用することとしてあります。これについては、県の要綱が平成7年8月から施行されたことにより、各市町村基準日を8月1日と定めてあり、現在の資格者証もこのようになっていることから8月1日としたものであります。これまでの取り扱いと変更はありません。

附則の第2項は、これまでの旧町の条例を廃止するものでございます。

附則の第3項で、経過措置として、平成18年8月1日以前の分については、これまでの条例を適用することを定めております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第14号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第14号は、環境福祉常任委員会に付託します。

△日程第22 議案第15号日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第22、議案第15号日置市障害者自

立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第15号は、日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてであります。

障害者自立支援法に定める審査会の委員については、本市における委員の定数等を定めることに伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第15号日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

障害者自立支援法が、18年4月から施行されることに伴い、審査会の設置が必要となることから、今回この条例を制定しようとするものでございます。

平成17年10月に障害者自立支援法が成立しておりますが、これまで身体、知的、精神の障害者に対するサービスがばらばらに行われていたものを統一したサービスにしたことや支援の必要度に関する客観的な基準を設けたこと、さらに、介護保険と同じように原則1割の利用者負担が設けられたことなどが盛り込まれた自立支援法であります。

現在、日置市内には、身体障害者3,017人、知的障害者413人、精神障害者255人、合計3,685人がいらっしゃいまして、この方々が対象となります。

サービスの申請がなされますと、調査員による1次判定を経て、医師の意見書等を参考にしながら審査会を行い、障害程度区分の認

定を行います。

さらに居住とか介護などを勘案し、サービスの向上聴取などを経て支給決定という流れになっていきます。このような流れの中で審査会が必要となることとなりますので、今回、この条例を定めるものでございます。

委員といたしましては、医師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、学識経験者等の中から25名以内でお願いをする予定にいたしているところでございます。

別紙条例について説明を申し上げます。

第1条は、趣旨であります。第2条は、審査委員会の定数で25名以内とするものでございます。第3条は、委員で必要な事項は規則で定めるとしております。

附則としてこの条例は、平成18年4月1日から施行するとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、議案第15号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第15号は、環境福祉常任委員会に付託します。

△日程第23 議案第16号日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について

△日程第24 議案第17号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について

△日程第25 議案第18号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について

△日程第26 議案第19号日置市伊集院都市農村交流施設チェ

スト館条例等の一部改正
について

△日程第27 議案第20号日置市文化
施設条例及び日置市東市
来運動公園運動施設条例
の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第23、議案第16号日置市公の施設
に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
の制定について、日程第24、議案第17号
日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部
改正について、日程第25、議案第18号日
置市東市来総合福祉センター条例等の一部改
正について、日程第26、議案第19号日置
市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等
の一部改正について、日程第27、議案第
20号日置市文化施設条例及び日置市東市来
運動公園運動施設条例の一部改正について、
以上5件を一括議題とします。

5件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第16号は、日置市公の施設に係る指
定管理者の指定手続等に関する条例の制定に
ついて、議案第17号は、日置市健康交流館
ゆーぷる吹上条例等の一部改正について、議
案第18号は、日置市東市来総合福祉セン
ター条例等の一部改正について、議案第
19号は、日置市伊集院都市農村交流施設チ
ェスト館条例等の一部改正について、議案第
20号は、日置市文化施設条例及び日置市東
市来運動公園運動施設条例の一部改正につ
いてであります。

まず、議案第16号は、日置市の公の施設
に係る指定管理者制度を導入するため、指定
管理者の指定手続等に関する条例を制定した
いので、地方自治法第96条第1項第1号の
規定により提案するものであります。

続きまして、議案第17号から議案第

20号は、日置市が管理する公の施設に指定
管理者制度の導入を図るため、条例の一部改
正を行うもので、地方自治法第96条第1項
第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、さらに各部長に説明
させますのでご審議をよろしくお願いいたし
ます。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、まず、指定管理者制度について
ちよつとご説明申し上げます。

平成18年9月1日から施行されます地方
自治法の一部改正に伴いまして、本市の公の
施設の管理運営を従来の管理委託制度から指
定管理者制度へ移行させるためのものではご
ざいます。

指定管理者制度へ移行させるために、本市
では公の施設に係る指定管理者の指定手続等
に関する条例を制定し、各施設の管理条例な
どは個々に一部改正を行うものでございます。

まず、第16号でございますが、別紙によ
り説明いたします。

日置市の公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例ということで、この条例
に手続等は一本化してございます。

まず、第1条が趣旨でございますが、この
条例は地方自治法第244条の2第3項の規
定に基づき、本市が設置する公の施設の管理
を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し
必要な事項を定めるものでございます。

第2条で、指定管理者の指定の申請でござ
います。

指定管理者の指定を受けようとする団体は、
規則で定める申請書に次に掲げる書類を添え
て、市長または教育委員会の指定する日まで
に市長等に提出しなければならないというも
のでございまして、まず、第1番目に指定管
理者の指定を受けようとする施設の管理の業
務に関する事業計画書及び収支計画書、第
2号で、当該団体の経営状況、責任ある経営

ができるかという経営状況を説明する書類、第3号で、当該団体の業務の内容を明らかにすることができる書類、4号といたしまして、前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類を出していただくということになります。

第3条が、指定候補者の選定でございます。

市長等は、前条の規定による申請があったときは、これらを総合的に審査して選定するものとするというものでございまして、まず第1号で、目的が十分達成できること、それから、利用者の平等な利用の確保、サービスの向上が図られること、第3号で、施設の効用を最大限に発揮させ、その管理に係る経費の縮減が図られること、それから、4号によりまして、施設の経営を、管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力があるかということ、それから、第5条で、業務に関する安全確保、緊急時の対策が確保されているかということでございます。第6号で、前各号に掲げるもののほか、施設の管理設置目的を達成するため市長等が必要と認める基準が必要だということになります。

第4条で、指定管理者の指定でございまして、これを受けまして、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該指定管理候補者を指定管理者に指定するものとするということで、これが順調にいきますと6月の議会にこの案件が出てまいりのではないかと思います。

第2項で、市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならないということでございます。

第5条で、協定の締結でございます。

指定管理者の指定を受けた者は、市長等と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

第6条が、業務報告の聴取等でございます。市長等は、施設の管理の適正を期するた

め、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、または必要に応じて臨時に報告を求め、現地に調査し、または必要な指示をすることができるというものでございます。

第7条が、指定の取り消し等ということをごここに掲げてございます。中身についてお目通し願います。

第8条は、事業報告書の作成及び提出でございまして、毎年度30日以内に事業報告書を作成して市長に提出しなければならないというものでございます。

第9条が、原状回復義務でございまして、その指定の期間が満了したときは、または、指定を取り消された場合などは、速やかに原状に回復しなければならないというものを定めたものでございます。

第10条が損害賠償義務でございまして、指定管理者は、故意または過失により管理している施設または設備を損壊し、または滅失したときは、それによって生じた障害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部または一部を免除することができるという規定でございまして。

第11条が、個人情報の取り扱いということでございまして、この施設を管理するに当たりまして知り得た情報、これを保有個人情報と言っておりますが、これを取り扱う場合については、漏えい、滅失または毀損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第5条に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならないというものでございます。

第2項においても、期間満了後、または指定を取り消されたときにおいて、また従業者の職務を退いた後においても同様とするものでございます。

第13条が、委任の規定でございまして、

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、第17条に入るわけですが、その前に、本市では23の施設条例、総務企画部で7件、それから、市民福祉部8件、産業建設部6件、教育委員会関係2件、23の施設条例で一部改正を行ってまいりますが、指定管理者は公募によることが原則となっておりますが、今申しましたとおり、施設には公募によるもの、現在の委託先を指定管理者にそのまま指定するもの、また、現在指定管理者による制度を充てるものがひまわり館の1カ所がございまして、

今回の一部改正では、まず、指定管理者による委託させると指定したものと指定管理者でも本市の直営でもできるように指定したのも両方ございまして、これにつきましては、日置市文化施設、伊集院健康づくり複合施設ゆすいんなど19施設条例があります。

それから、必ず指定管理者に委託させる施設としては、チェスト館、蓬莱館、山神の郷、ひまわり館の四つの施設はもう指定もしておりますし、現在も委託先が決まっているところもございまして、これについては必ず指定管理者に委託させる施設という条例改正をお願いしてございます。

そういうことで、この施設については従来の地方自治法の管理委託制度により管理運営面やすべての業務を委託した制度であるため、その他の施設とは異なる指定の方法をとってございます。

それから、これまで規則で設けておりました開館時間等、これにつきましては今回の条例改正で条例の中でうたうということにしてございます。

それから、損害賠償の規定につきましても、

今回、統一的に入れてございます。

それから、指定管理者の業務内容、利用料金等の取り扱い、以上の規定等を条例に新たに加える改正となっているものでございます。

なお、公の施設が指定管理者による管理等になると、行政処分に該当する利用許可についても管理権限の一環として行うことが可能になるものでございます。ただし、利用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用等については、これらを指定管理者に行わせることはできないというものでございまして、使用料、利用料というのが、この条例出てまいりますが、民間の民間人指定管理者を担った人が徴収するものは、利用料という表現になります。それから、そのまま直営で利用者からいただくものは、行政がいただくものは使用料ということで、ここで使い分けをしてございますので、ここで断っていきたくと思います。

それでは、条例の中身に入らせていただきますが、第17号でございまして、

まず、総務企画部関係でございまして、この条例では、先ほどから申しておりますとおり、ゆーふるなど7施設条例を一括改正するものでございます。

まず、第1条が、健康交流館ゆーふる吹上条例の一部改正、それから、第2条が、日置市キャンプ村条例の一部改正、1枚あけていただきまして右のページでございまして、第3条で日置市森林体験交流センター等条例の一部改正、それから、もう1枚あけていただきますと、第4条で日置市共同登り窯条例の一部改正、もう1枚あけていただきますと、第5条で日置市国民宿舎条例の一部改正、右のページでございまして、第6条で日置市国民保養センター及び老人休養ホーム条例の一部改正、それから、もう1枚あけていただきまして、右側が第7条で日置市元外相東郷茂徳記念館等条例の一部改正ということで、以

上七つの施設条例を一括改正するものでございます。

まず、第1条の日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正でございますが、先ほど申しましたとおり、開館時間等はこれまで規則でうたっておりましたので、これを第3条の次に次の1条を加えるということで、第3条の2で開館時間等を加えているところでございます。時間等については、これまでと変わっておりませんので中身については説明いたしません。

第8条で、損害賠償の規定を入れてございます。

それから、第10条が、指定管理者による管理でございますが、ここで第10条、市長は、ゆーぷる吹上の設置の目的を効果的に達成するため、ゆーぷる吹上の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができるという表現をしてございます。

これについては、裏を返しますと、直営でも今の方法でもできるということでこういう規定をしてございます。

それから、第11条中「、規則で」を「、市長が別」ということで、今まで規則で定めるというのを市長が別に定めるということで、この字句の訂正を今回お願いしてございます。

それから、第11条が、指定管理者の業務ということで、先ほど手続条例のところでも申しましたとおり、基本的に第1号の施設等の維持管理に関する業務、それから、事業目的を達成するための業務、それから、許可の取り消しに関する業務、それから、利用料の徴収、減免に関する業務、それから、その他の業務ということで、ここに5項目上げてございます。

それから、第12条が、利用料でございますが、指定管理者になりますと、利用料ということで納めていただくわけでございます。

それから、第2条が、日置市キャンプ村条例の一部改正ということでございまして、先ほどから申しましたとおり、第2条の2で、開設時期、使用時間等は、指定の方から持ってきております。ということで、中身については同じでございます。

第11条が、損害賠償、第12条が指定管理者による管理ということで行わせることができるという旨の規定でございます。

それから、第13条が、指定管理者の業務、14条が利用料でございます。

それから、第3条は、日置市森林体験交流センター等条例の一部改正でございますが、これは、美山陶遊館の施設でございますが、これにつきましても休館日を第2条の2で、それから、2条の3で使用時間を入れてございます。

1枚あけていただきまして、第11条が指定管理者による管理でございます。

第12条が、指定管理者の業務、13条で利用料、第4条が、日置市共同登り窯条例の一部改正ということで、美山にございます共同登り窯の関係でございますが、これにつきましては、第9条で指定管理者による管理、それから、第10条で管理者の業務、第11条で利用料ということでございます。

1枚あけていただきまして、第5条が日置市国民宿舎条例の一部改正ということで、吹上浜荘の関係でございます。これにつきましても、第2条の2で営業時間、これについては、宿泊施設、食堂、広間及び会議室という項目がございます。

第5条が、指定管理者による制度ということで、これも指定管理者に行わせることができるという改正でございます。

第6条が、指定管理者の業務でございます。

第7条が、利用料、第6条でございますが、日置市国民保養センター及び老人休養ホーム等の一部改正ということで、江口浜荘のこと

でございます。これも営業時間を第2条の2で入れてでございます。これも資格施設と吹上浜荘と一緒にございます。

次に、第5条で、指定管理者による管理ということで、指定管理者に行わせることができるという表現になっております。

第6条が、指定管理者の業務、第7条が、利用料でございます。最後、第7条で、日置市元外相東郷茂徳記念館等条例の一部改正ということで、2条の2で開館時間等、第5条が損害賠償、第6条で指定管理者による管理、それから、第7条が、指定管理者の業務、8条が、利用料ということでございます。

以上が、総務企画部関係、7施設条例関係でございます。附則として、この条例は、平成18年9月1日から施行するものでございます。

以上、総務企画部関係の説明を終わらせていただきます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

ただいま議題となっております議案第18号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。

この条例の内容につきましては、指定管理者導入関係等に伴う条例の一部改正についてでございます。

この条例に出てきます福祉関係の施設といたしましては、東市来総合福祉センター、ゆすいん、児童館としまして、伊集院地域の飯牟礼、土橋、伊集院北、妙円寺、吹上地域の今田の5館でございます。

それと、老人福祉センターといたしまして、伊集院、日吉、吹上が3館、日吉デイサービスセンター、日吉生きいきデイサービスセンター、日吉ふれあいセンター、吹上地域の市営公衆浴場の14施設でございます。

指定管理者に関する条例の一部改正につきましては、どの施設についても必要事項は同じようなものでありますので、指定管理者以

外の条文整理あるいは料金の一部改正部分についてご説明を申し上げます。

別紙を開いていただきたいと思います。

まず、第1条の日置市東市来総合福祉センター条例の一部改正でございますが、第3条の2は開館時間等を規定化するものです。

また、第7条を使用料に改め、第9条に損害賠償を加えております。

第10条を指定管理者による管理とし、第11条で、指定管理者の業務、第12条で利用料の規定を条例に新たに加えるなどの改正をするものでございます。

1枚あけていただきたいと思います。真ん中より下の方に第2条、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例の一部改正でございます。

第3条の2は、開館時間等を規定化するものです。

第12条で指定管理者による管理、第13条で指定管理者の業務、第14条で利用料の規定を条例に改めるなどの改正となります。

また、第14条の別表では、1枚をあけていただければ、別表が出てきます。トレーニングルーム2の「250円」を「100円」に改めるものですが、これまでトレーニングルームには、会議室として使われておりましたが、平成16年度においてトレーニング機器を設置したことから、現在、トレーニングルームとして利用されており、料金をトレーニングルーム1に合わせるものでございます。

1枚あけていただきたいと思います。済みません。その下でございます。第3条で、日置市日吉ふれあいセンター条例の一部改正でございます。

第4条は、開館時間等を規定化するものです。

第13条で指定管理者による管理、第14条で指定管理者の業務、第15条で利用

料の規定を条例に新たに加えるなどの改正となります。

1枚あけていただきたいと思います。真ん中ほどに第4条で、日置市児童館条例の一部改正についてでございます。

第4条には、開館時間等を規定化するものです。第9条で指定管理者による管理、第10条で指定管理者の業務の規定を条例に新たに加えるなどの改正となります。

それから、右下の一番下の方に、第5条、日置市老人福祉センター条例の一部改正ということでございますが、同じように、第3条の2は開館時間等を規定化するものでございます。

第10条で指定管理者による管理、第11条で指定管理者の業務、第12条で利用料の規定を条例に新たに加えるなどの改正となります。

右下の方に、別表5というのが出てきますが、別表3を別表5として同表を改めております。

吹上老人福祉センターの使用料の改正につきましては、日置市営公衆浴場の入浴料が改正されることから、その改正分を加算するもので、これまでの料金に大人が30円、中人が20円、子人が10円、それぞれ増額をしております。

また、利用時間帯でございますが、半日の時間帯が午後0時までとか、午後4時までとなっていたものを各福祉センターとも半日は午前9時から午後1時までの4時間、午後は、午後1時から午後5時までの4時間に統一をいたしております。

1日についても、午前9時から午後5時までと統一したところでございます。

さらに区分欄の市内に居住する高齢者等の欄及び備考欄についても各福祉センターとも統一した形としております。

別表2、一番下の表でございますが、日吉

老人福祉センター使用料ですが、これも利用時間帯等を統一したことほか、市内に居住する高齢者、身体障害者、寡婦の欄が重複しておりましたので、この部分については抹消をし、また、使用料について、合併調整時に過誤により消費税を抜いた表となっていましたので、これについては旧日吉町のもとの料金表に戻してあります。

また備考についても他とあわせた形としてございます。

次は、その下の伊集院の老人福祉センターの使用料でございます。これまで、別表第1として掲げてあったものを別表第3とし、区分及び備考欄については、他のセンターとあわせております。

また、使用室及び個人団体別欄の会議室及び休憩室に団体の欄がありましたが、この部屋は、6畳と8畳でございまして、他のセンターでは同規模の部屋は個室扱いになっているなどのことから、団体欄を抹消しております。

また、超過料金の欄もありましたが、利用時間も定められていること及び他のセンターにはこのような規定がないことなどから、この欄も抹消してございます。

その他料金については、これ以降はございません。

次のページの真ん中の上でございます。第6条の日置市日吉デイサービスセンター条例の一部改正でございますが、第4条に使用料を、また、第10条で指定管理者による管理、第11条で指定管理者の業務、第12条で利用料の規定を条例に改める等の改正となります。

次のページをお開きください。下の方で第7条です。日置市日吉生きいきデイサービスセンター条例の一部改正でございますが、これも同じように、第3条は開館時間等を規定化するものでございます。

第6条から第10条までを次のように改めております。第6条で使用料、第7条で損害買収、第8条で指定管理者による管理、第9条で指定管理者の業務、第10条で利用料としております。

1枚あけていただきまして、左側のページの真ん中ほどでございます。第8条での、日置市営公衆浴場条例の一部改正でございますが、第4条で開館時間等を規定化しております。また、第9条で、指定管理者による管理、第10条で指定管理者の業務、第11条で利用料の規定等を条例に新たに加える改正となっております。

次に、別表の改正でございます。吹上地域の一般の公衆浴場の入浴料が値上げをされました関係で、この公衆浴場をこれらと同額にするための改正でございます。

改正内容につきましては、大人1回「250円」を「280円」に、中人「100円」を「120円」、小人「50円」を「60円」に改正をするものでございます。

また、連続回数券につきましても、大人がこれまでの「2,500円」を「2,800円」に、中人は「1,000円」を「1,200円」に、小人は「500円」を「600円」に改正し、家族においては、大人が、家族湯になりますけれども、大人が「500円」から「600円」に、中・小人は「200円」から「240円」と、それぞれ改正をするものでございます。

なお、今回の改正につきましては、温泉審議会で審議された、その答申に基づくものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○産業建設部長（外園昭実君）

もう委員会付託ですので、簡潔に説明していただかないと、各条例ごとにならなくなってまいりますので、簡潔にお願いします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

引き続き第15号について説明を申し上げます。

日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正についてですが、チェスト館条例ほか五つの施設条例改正の内容でございます。

まず、別紙の第1条は、伊集院都市農村交流チェスト館条例の一部改正で、4条が指定管理者による管理、5条は、指定管理者の業務、第11条は別表による利用料、その他の条は字句の改正となっております。

以下、同様の改正内容でございますので、特徴的な部分だけご説明申し上げます。

第2条は、農村センター条例の一部改正で、この条例には、市内に七つの施設があります。東市来地域に東市来農業構造改善センター、伊作田地区活性化センター、伊集院地域に、伊集院農産物加工センター、農村生活センター、日吉地域に、農村婦人の家、農産加工センター、吹上地域に坊野地区農業構造改善センターという七つの施設があります。

同時改正として、別表中、伊集院農村生活センターの被服管理実習室1工程1,000円という利用欄がありますが、これを削る。これについては、これまで毛布などを洗う洗濯機がありましたが、使用不能につき削るものでございます。

それと吹上地域の坊野地区構造改善センターの研修室、農産加工施設は、他地域との均衡を図るために、今回利用料を設定するものでございます。

次に、第3条は、農産物直売所ひまわり館条例の一部改正で、ひまわり館につきましては、既に指定管理者制度を導入していますが、他の条例と今回条文をあわすための一部改正となっております。

それから、第4条は、山神の郷施設条例の一部改正で、この条例には三つの施設があります。吹上地域の農林水産物加工センター、

体験学習施設、特産物直売施設「かめまる館」、これの三つがございます。

第6条で開館時間等を規定化するものでございます。

次に、第5条は、伊集院森林公園条例の一部改正で、第2条の2で使用時間等を規定化するものでございます。

最後に、第6条は、江口蓬莱館条例の一部改正で、第6条に同じく開館時間等を規定化、また第11条に利用料を別表として規定化するものでございます。

附則として、この条例は平成18年9月1日から施行するというものでございます。

終わります。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、議案第20号の補足説明をいたします。

これまでの条例改正と同じでございますが、日置市の文化施設条例及び日置市東市来児童公園施設条例の一部改正の条例でございますが、まず、日置市の文化施設条例の一部改正であります。

第1条で、3条中「置く」を「置くことができる」に改めるものでございます。

3条の2は、開館時間等ではありますが、これまで規則で規定しておりましたが、指定管理者制度の導入のために条例で規定することになったものであります。

第11条で損害賠償規定、第15条で、指定管理者に管理を行わせる旨の規定、第16条は、指定管理者の業務の内容、第17条は、利用料等の取り扱い、以上の規定等を条例に新たに加える改正であります。

次に、日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正であります。

これにつきましては、第2条で、日置市東市来運動公園の施設条例を改正するものでありまして、第16条は指定管理者に管理を行わせる旨の規定、第17条は、指定管理者の

業務内容、第18条は、利用料等の取り扱い、第3条は使用時間等で、別表の1のとおりであります。先ほどと同じでございます。

別表第1につきましては、湯之元球場と東市来体育館の使用時間と休場日を新たに設けたものでございます。

以上の規定を新たに加える改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成18年9月1日から施行するというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから5件について質疑を行います。

まず、議案第16号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号

及び議案第17号は、総務企画常任委員会に、議案第18号は、環境福祉常任委員会に、議案第19号は、産業建設常任委員会に、議案第20号は、教育文化常任委員会にそれぞれ付託します。

△日程第28 議案第21号日置市情報公開条例の一部改正について

△日程第29 議案第22号日置市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、議案第21号日置市情報公開条例の一部改正について及び日程第29、議案第22号日置市個人情報保護条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第21号は、日置市情報公開条例の一部改正について、議案第22号は、日置市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

まず、議案第21号は、日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例制定をすることとあわせて、日置広域連合及び日置地区消防組合が保有していた文書を承継したいため条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第22号は、日置広域連合及び日置地区消防組合が保有していた文書を承継したいため、条例の一部を改正したので、それぞれ地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案をするものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第21号、第22号につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第21号でございますが、別紙により説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、先ほど提案理由につきましては、市長が申し上げたとおりでございます。この目次中「39条」を「39条の2」に改めるものでございますが、つまり、今回、指定管理者の関係の情報公開の項を追加するためにこの目次の改正がございます。

次に、第39条の2ということで、具体的には、指定管理者は、その保有する文書であって自己管理を行う公の施設にかかるものの公開に努めるものとするということでございます。

第2項でございますが、実施機関は、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものでございます。

それから、第3項で、附則の項中で、これまで「行政情報」という字句で用いておりましたが、これを「公文書」という字句に改めるものでございます。

附則第4項で次のように改めるものでございまして、この条例は解散前の日置広域連合及び日置地区消防組合から承継された公文書について、それぞれの開示のための整理が終了したものとして実施機関が指定した公文書について適用するというので、両連合と組合の方から文書を引き継ぐというものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第22号でございますが、日置市個人情報保護条例の今度は改正でございます。別紙によります。これにつきましては、附則の第2項中、先ほど申しましたとおり「行政情報」は今回はこのところでは「保有個人情報」に改めます。そういうことで、

今度は附則の項中に次の1項を加えるものでございます。

第4項といたしまして、この条例は、改正前の日置広域連合及び日置地区消防組合から承継された個人情報について、それぞれ開示のための整理が終えたものとして実施機関が指定した保有個人情報について適用するというものを追加するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するということをごさいますして、以上、2件よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。

まず、議案第21号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第21号及び議案第22号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号及び議案第22号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

△日程第30 議案第23号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第30、議案第23号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第23号は、日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例制定等に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長より説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、別紙により説明をさせていただきますが、今回の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、議案第15号でお願いいたしました障害者自立支援審査会会長、それから、その同委員の条例の提案に基づきまして、それがこれを受けまして追加するものと、それから、この報酬の左のページでございますが、その真ん中ほどに、中央図書館長というのを今回表の中で追加しております。

ということで、それから、3項のその他の委員のところ、次のページでございますが、第33号、これにつきましては、今年の12月に安心・安全まちづくり推進会議の委員ということで成立をさせていただきました。34号、35号は、先ほどの提案のところ、協議会の委員ということでお願いしているものでございます。

ということで、以上6件を追加いたしました。

それから、今回、条例委員でなかったけれども、この条例の中に入っていたというものが今回合併したときに17程度ございましたので、そこを整理させていただきました。主なものにつきましては、伊集院の中央公民館長、伊集院地区の地区公民館長、それから、公民館主事、それから、福祉事務所の嘱託員とか、東市来の関係では、市有林の監視人とか入会林野等の活用促進対策協議会とか、条例委員でないけれども、ここに入ってたというところが17ございまして、そこを今度整理させていただきました。そこで、今回の別紙に基づくような改正になったわけでございます。

内容につきましては、以上でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第23号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

ちょっと1件だけ伺いますが、18年度から地区間の主事のこの項目で廃止されておりますが、18年度からは社会何とかという身分の方が配属になるだろうというふうなこと、社会教育委員ですか。その方々の身分等についてはどのようになっているのか、お伺いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

左の報酬の欄のところで、10番目に社会教育指導員というのがございました。伊集院も前はあったわけでございますが、今吹上の方で地区公民館主事にかわると申しますか、同じ職を仕事をしていただいている人が社会教育指導員ということで、この呼び名に統一したいということで、地区公民館主事の項を削ってございます。ということでございます。

○17番（梶 康博君）

これまでも地区間における業務内容については、地域の実情に応じてそれぞれ無理な点もあるだろうと思っておりますけれども、こういった身分であっても対応は十分可能な方になるわけですか。

○総務企画部長（益満昭人君）

呼称を統一したということでございまして、業務内容についてはこれまでと変わらないというふうに伺っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

3点ぐらい。外国指導助手、国際交流員、両方とも月額33万円なんです、ALT、スタートしたっちゃALTが1人いて33万円もらっていると思ってたんですが、そこをご説明願います。

もう一つ、今私は猪鹿倉の推進委員をやっています、保健推進員というのを見つけて

くれて頼まれて、保健推進員、ここにないようですが、そしたら、頼みに行ったら、どれぐらい手当がつくのって。それによって働く働かないて言うんですよ。だから、その保健推進委員のことと、猪鹿倉3人見つけなくちゃなくて、本当にやる人がいないんですが、どこにあるんでしょう。

それから、最後もう一つ、大田ふれあい館ですね。大田ふれあい館長と、たしかこの人は大田下の公民館長も兼ねているんじゃないかと思うんですが、兼ねた場合は、両方もらえるのか。その3点質問いたします。

○教育長（田代宗夫君）

外国語指導助手というのはAL Tと言っているもので、各これまでの旧地域に1人ずつおりますので計4名いるということです。

○企画課長（富迫克彦君）

国際交流員の関係について私の方から答弁をさせていただきます。

現在、旧吹上地域にマレーシア人の国際交流員が1名、東市来地域に韓国からの交流員が1名と、それぞれ配置をされております。

以上でございます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

保健推進の件でございますが、この保健推進委員につきましては、条例委員ではないということで、ここの条例の方に載っておりません。この方々のお仕事というのは、各種健診等の受診を進めるための推進をしていただいていくということで、年間額はちょっとははっきりとしませんが、1万円か2万円の報酬と、謝礼ですか、謝金を払っているような状況だと思っております。

それから、大田ふれあい館の館長の手当につきましては、これまでここに載っておりますように、10万6,200円の報酬を月額払っております。

あと自治会長手当につきましては、こちらの方では把握はしておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

外国のこのAL Tは各町に4人、これは継続されるわけですね。そのほかにマレーシアと韓国がいるから合計6人ということになるんですね。33万円払っている人が6人いるということですね。考え直さなきゃいけないかと思います。

それから、大田ふれあい館のこと、ちょっと10万6,200円ふれあい館長はもらってて、この人が例えば、公民館長もしていたら合計したら幾らになるか、13万2,000円ぐらいになるわけですかね、合計したら。

それから、もう一つ、保健推進委員は、詳しくはまだ後で聞いてみますけれども、あんなり手がおらんはっちゃと、ちょっと思いましたね。なかなか見つけるのが苦勞をしておりますので、少しこの人たちも待遇をよくしてほしいと思うわけですが。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

答弁はいいですね。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、いいです。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時15分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時18分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第31 議案第24号日置市行政

嘱託員条例の一部改正に
ついて

○議長（宇田 栄君）

日程第31、議案第24号日置市行政嘱託員条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第24号は、日置市行政嘱託員条例の一部改正についてであります。

自治会の事情を考慮して、自治会長以外の方でも行政嘱託員として任命できるよう条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第24号について別紙により説明させていただきます。

日置市行政嘱託員条例の一部改正をするものでございまして、第2条の行政嘱託員のところで、次のように改めるものでございます。

第2条は、もちろん嘱託員は、市長が任命するわけでございますが、この2項のところ、前項に規定する嘱託員は、自治会長をもって充てることができるということで、自治会長以外の人でも任命できるということで、この幅を広げたわけでございます。

第3項で、事故あるときまたは欠けたときは、自治会の推薦を得た者を臨時の嘱託員として市長が任命するものでございまして、附則として、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第24号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第24号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

△日程第32 議案第25号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第32、議案第25号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第25号は、日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。

日置市職員の特殊勤務手当については、所要の改正を行うため条例を改正したいので、

地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第25号につきまして別紙により説明をいたします。

今回の改正につきましては、合併時に調整しておりませんでした市民病院と特老の青松園の関係の特殊勤務手当に関係するものでございます。

また、国などから見直しの要請があったものでございまして、今回は県の改正に基づきまして準じて改正するものでございます。

まず、一部改正の中身でございますが、今回第2条の中で第3号及び第4号、第6号、それから、第9号、10号という手当を削っております。手当を削減した内容につきましては、これまで13種類ございました特殊勤務手当を5手当削除するものでございます。

まず第3号につきましては、看護業務等従事手当というのがございます。それから、2番目に、感染症接触手当、これが第4号でございます。それから、第6号といたしまして、往診手当及び補助手当、それから、第9号で、特養施設職員等の手当、それから、5番目に第10号ということで青松園の清掃手当というものを削ります。

ということであと順次繰り上げるわけでございますが、これにつきましては、これまで報酬等と二重支給ではないかという指摘を受けたものを今回ピックアップして組合と協議も重ねまして、一応の了解いたしましたということをお願いをして削除するものでございます。

それから、第7条で検査手当というのがございますが、これにつきましては、これまで月額手当として支給しておりましたものを日額手当、日額500円の手当とするものでござ

います。

ちなみに、臨床検査に従事する職員につきましては、月額8,000円、それから、臨床検査技師及び診療報酬技師につきましては、月額3万円というのを日額の500円に、従事した日数に応じて支給しますよという実績に基づくものでございます。

それから、第11条12号を削るというのは、もう上で出てまいりましたものでございまして、今回残す、13種類の中から5種類削りまして残された8種類というのも一般的な特殊……どこの自治体にも存在する手当でございまして、まず、公労病人、それから、公労死亡人の取扱手当、それから、医師手当、3番目が死体処理手当、4番目が転給手当、5番目が検査手当、6番目で夜間看護手当、7番目、8番目は、消防署に消防職員に該当します夜間通信業務手当、それから、出勤手当と、以上、8種類の特殊勤務手当が残るということになります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第33 議案第26号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第33、議案第26号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第26号は、日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。

日置市職員等の旅費の取り扱いについて所要の改正を行うとともに、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

議案第26号について補足説明いたします。

別紙をお開きいただきたいと思います。今回は、旅費の改定、改正ということで、16条中の改正をお願いするわけでございますが、今回は3つの主な項目でございます。まず、16条第1項中に、寝台料金及び特別船室料金というのがございましたが、この特別船室料金を削りまして「及び寝台料金」にいたします。

それから、同項第1号中に、次に規定する運賃ということで、上級運賃、中級運賃、下級運賃という3段階に分かれておりましたが、これの中の中級に一本化するものでございます。

それから、次に、規定する運賃ということで、第2号中の中にあります。これも、上級、下級2段階の運賃を掲げてございますが、上級のみ、これ一本化ということでご提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、18年の4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第34 議案第27号日置市人材育成研修基金条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第34、議案第27号日置市人材育成研修基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第27号は、日置市人材育成研修基金条例の一部改正についてであります。

人材育成研修による基金の運用について、他の補助金の運用と取り扱いを統一するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明をさせていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

議案第27号でございますが、これにつきましても、提案理由の中で、市長が他の補助金の運用と同じ取り扱いをするためということでございまして、別紙にお示ししてございますとおり、第7条中の「、規則で」を「、市長が別に定める」という文言の修正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第27号は、会議規則

第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

△日程第35 議案第28号日置市防災会議条例及び日置市消防委員会条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第34、議案第28号日置市防災会議条例及び日置市消防委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第28号は、日置市防災会議条例及び日置市消防委員会条例の一部改正についてであります。

委員の職名の変更により、「日置地区消防組合消防長」を「消防長」に改めるための条例の一部改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。ご審議をよろしく願います。

します。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

△日程第36 議案第29号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第36、案第29号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第29号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の技術基準の改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い所要の改正を行うため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。あけていただきまして別紙を参照願いたいと思います。

補足させていただきます。移動タンク貯蔵所は、通称「タンクローリー」のことでありますので了解をお願いいたします。従来、タンクローリーからの船舶への直接給油は、引火点が40度以上の軽油、重油等に限定されておりましたけれども、今回、タンクローリーの性能・技術基準等の改正により、設置許可の審査手数料に関する政令の一部改正がなされましたために、日置市手数料徴収条例の一部改正を提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第29号について討論を行い

ます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

△日程第37 議案第30号日置市一般住宅条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第37、議案第30号日置市一般住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第30号は、日置市一般住宅条例の一部改正についてであります。

永吉一般住宅2号棟設置及び扇尾一般住宅の払い下げに伴い、所要の改正を行うため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第30号につきまして補足説明をさせていただきます。

別紙をお開きいただきたいと思います。この条例の別表中、玉田一般住宅、扇尾一般住宅、八幡一般住宅と、3カ所の一般住宅がございしますが、これを今回、扇尾一般住宅が廃止ということで、この欄を削除するものでご

ございます。

続きまして、下の表でございますが、今回17年度で永吉の一般住宅がRC2階建てができて、これの1階部分が3棟ふえました。それと、2階部分が2棟ふえましたので、3棟を6棟、それから、2棟を4棟、それぞれ追加するものでございます。

それと、あわせまして、旧伊集院町以外の一般住宅というのがございまして、これを合計、今回のもので50戸ということになる見込みでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第30号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第38 議案第31号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第38、議案第31号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第31号は、日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正についてであります。

乳幼児に係る医療費の対象者となる者の負担を軽減することにより、なお一層の乳幼児の健康の保持・増進を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明さ

せますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第31号につきまして補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。第2条第2項で対象外となっている乳幼児を、これまでの条例では、生活保護を受けている者、または、日置市重度心身障害者医療費助成条例の対象者としていましたが、今回、議案第14号で提案いたしております日置市ひとり親家庭医療費助成条例の対象者をここに追加するものでございます。

また、第4条第2項の助成金の額を一部負担金の支払い額からの控除額、これまでの「3,000円」を「2,000円」に引き下げるものでございます。この引き下げに伴います市の負担につきましては、約530万円ほど増になるものと予想しております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○5番（坂口洋之君）

昨年の6月議会で、私が一般質問のときした乳幼児医療の引き下げなんですけれども、今回「3,000円」から「2,000円」に、個人負担が減額されるんですけれども、県がですね、多くの方が償還方法ですか、今役所に来てですね、その差額をですね、手続しなければならないということなんですけれども、県の方で予算を組みまして、来年度以後ですね、自動償還になるように調査をするということをおっしゃっているんですけれども、償還方法の見直しはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

まだ、その辺のところの情報につきまして把握いたしておりませんので、今後調査をい

たしまして、また検討しなければならないか
と思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号
は環境福祉常任委員会に付託します。

△日程第39 議案第32号日置市立図
書館条例の一部改正につ
いて

○議長（宇田 栄君）

日程第39、議案第32号日置市立図書館
条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第32号は、日置市立図書館条例の一
部改正についてであります。

吹上図書館の新築開館に伴い、日置市立図
書館条例第2条の表に、名称及び位置を規定
するため条例の一部を改正したいので、地方
自治法第96条第1項第1号の規定により提
案するものであります。ご審議をよろしくお
願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第32号について質疑を行
います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号
は教育文化常任委員会に付託します。

△日程第40 議案第33号日置市水道
事業の設置等に関する条
例の一部改正等について

○議長（宇田 栄君）

日程第40、議案第33号日置市水道事業
の設置等に関する条例の一部改正等につ
いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第33号は、日置市水道事業の設置等
に関する条例の一部改正等についてであり
ます。

日吉地域及び吹上地域簡易水道事業に、地
方公営企業法の規定の全部を適用させるこ
とに伴い、条例の一部を改正し、これにより
日置市日吉地域及び吹上地域簡易水道事業
基金条例及び日置市日吉地域及び吹上地域
簡易水道事業の設置に関する条例を廃止し
たいので、地方自治法第96条第1項の規
定により提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明さ
せますので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第33号について補足説明をいたし
ます。

日置市日吉地域及び吹上地域の簡易水道事
業について、平成18年4月1日から地方公
営企業法の規定の全部を適用することとし、
日置市すべての区域を包括した事業運営を
行うため、関係条例の一部改正と廃止をす
るものでございます。

別紙の、まず第1条については、日置市水
道事業の設置等に関する条例の一部改正で
ございますが、別表に、3、日吉地域簡易水
道事業の2給水区域及び4、吹上地域簡易水
道事業の7給水区域を加える内容でござい
ます。

次に、第2条は、日置市簡易水道事業に地
方公営企業法の全部を適用する条例の一部
改正で、本則中、つつじヶ丘地区簡易水道
事業の次に、先ほどの合計9地区の簡易水
道事業

を加える内容でございます。

次に、第3条は、日置市日吉地域及び吹上地域簡易水道事業基金条例、第4条は、日置市日吉地域及び吹上地域簡易水道の設置に関する条例でございますが、いずれも廃止するものでございます。

附則として、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は産業建設常任委員会に付託します。

△日程第41 議案第34号日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止について

○議長（宇田 栄君）

日程第41 議案第34号日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第34号は、日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当支給条例の廃止についてであります。

日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給事業及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当支給事業について、合併後の事務事業

調整の結果、18年度より廃止することとし、日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当支給条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第34号につきましては補足説明を申し上げます。

この2つの事業については、伊集院地域の実施でございます。遺児修学手当については、伊集院地域に居住し、父母の一方、または、両方が死亡した遺児等であり、義務教育中の者を看護している者に対して、一人につき年5,000円を支給するものでございます。

また、重度心身障害者手当につきましては、身体障害者の1級、あるいは、療育手帳のA1、A2などに該当する者であって、伊集院地域に居住している者、または、保護者に対して、一人につき年額5,000円の支給をしようとするものでございます。

なお、生活保護、施設入所、入院などの者は対象外でございました。

この単独事業につきましても、合併調整において3年以内に見直すということで、サービスの公平性から、平成18年度より廃止の方向で調整したいということで、今回条例について廃止の議案を出したものでございます。

附則としましては、公布の日から施行するというものでございます。

なお、この手当の該当者につきましては、本年度130世帯、197人、98万5,000円の支給の見込み、また、重度心身障害者手当につきましては、240人の120万円の支

給の予定をしている状況でございます。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○6番（花木千鶴さん）

1点伺います。これまで市長は、各町の単独事業を削る場合と統一する場合の考え方は、費用対効果も考えたとかっていうふうにおっしゃいました。で、これは、伊集院町の単独だったわけですけれども、削らなければならぬと考えた根拠について、もう一度その経過についてを説明いただけませんか。

○市長（宮路高光君）

合併協の中でも、いろいろとこのことにつきまして論議をしております。今回、今部長も申し上げましたとおり、それぞれの統一という形をした場合につきまして、特殊的にこの部分が伊集院地域だけあったということではございましたので、これを全般的に広げると、この手法もあるんですけど、この場合につきまして、大変、全般的に広げていくということは、大変難しいものであるという判断をした中において、今回廃止という方向の中で議会の方に提案するわけでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は環境福祉常任委員会に付託します。

△日程第42 議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）

△日程第43 議案第36号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第

3号）

△日程第44 議案第37号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第45 議案第38号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第46 議案第39号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第47 議案第40号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第48 議案第41号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第49 議案第42号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第50 議案第43号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第51 議案第44号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第52 議案第45号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第53 議案第46号平成17年

度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第54 議案第47号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第55 議案第48号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

△日程第56 議案第49号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第42、議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）、日程第43、議案第36号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第44、議案第37号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）、日程第45、議案第38号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）、日程第46、議案第39号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第47、議案第40号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第48、議案第41号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）、日程第49、議案第42号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第4号）、日程第50、議案第43号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）、日程第51、議案第44号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）、日程第52、議案第45号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、日程第53、議案第46号平成17年度日置市簡易

水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第54、議案第47号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第55、議案第48号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）、日程第56、議案第49号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）、以上15件を一括議題とします。

15件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の予算額の総額に歳入歳出それぞれ2億602万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億4,358万4,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでは、地方道路譲与税928万5,000円を減額計上いたしました。利子割交付金では、503万3,000円を増額計上いたしました。株式等譲渡所得割交付金では、20万9,000円を減額計上いたしました。地方消費税交付金では、408万4,000円を増額計上いたしました。分担金及び負担金では、農地災害復旧費分担金等の減額により、487万2,000円を減額計上いたしました。使用料手数料では、施設使用料等の減額により、378万3,000円を減額計上いたしました。国庫支出金では、生活保護費、保育所運営費等の追加及び減額により、4,165万7,000円を減額計上いたしました。県支出金では、民生費の県負担金、補助金、農業費県補助金、災害復旧費県補助金、県委託金の事業費確定により、3,350万2,000円を減額計上いたしました。財産収入では、市有地の売却による土地売り払い収入等により、488万

8,000円を増額計上いたしました。寄附金では、江口漁協からの寄附金に伴う差額の一般寄附金299万9,000円を増額計上いたしました。繰入金では、財源調整のために財政調整基金繰入金4億8,806万1,000円の増額、老人保健医療特別会計繰入金5,473万9,000円の増額により、5億4,280万円を増額計上いたしました。諸収入では、新市町村振興宝くじ交付金、畜産基盤再編総合整備事業参加者負担金等により、3,136万8,000円を減額計上いたしました。市債では、農林水産業債の自然災害防止事業土木債の市道整備事業、地方特定道路整備事業、公営住宅建設事業、教育債の屋内運動場整備事業、一般単独事業、災害復旧債の事業費確定により、2億2,910万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、議会費では、負担金等の減額により、642万4,000円を減額計上いたしました。総務費では、賃金及び需用費等の執行残の減額、情報管理費の固定資産税納付書等印刷製本費の増額及び電算システムリース料の減額など、5,108万4,000円を減額計上いたしました。民生費では、知的障害者施設訓練等支援事業、重度心身障害者医療費助成事業、老人福祉施設入所措置費、保育所運営費の減額など、8,144万3,000円を減額計上いたしました。衛生費では、浄化槽設置事業の事業費確定による補助金の減額、老人保健医療特別会計繰出金の増額、クリーンセンター運営費等の減額など、4億6,488万2,000円を増額計上いたしました。農林水産業費では、中山間地域等直接支払い交付金事業、畜産基盤再編総合整備事業、県単補助治山事業など、事業費等の確定により、1億376万1,000円を減額計上いたしました。商工費では、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計の繰出金の増額、観光費の伊

作バス停周辺整備事業工事費の執行残減額など、1,246万5,000円を増額計上いたしました。土木費では、一般道路整備事業、土地区画整理事業、街路事業、公営住宅建設事業など、事業費等の確定により、1億2,800万2,000円を減額計上いたしました。消防費では、消防施設費の工事請負費執行残の減額など、911万7,000円を減額計上いたしました。教育費では、小中学校の学校管理費、学校建設費の執行残の減額、社会教育施設費の工事請負費の執行残減額など、1億4,875万4,000円を減額計上いたしました。災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の事業費確定による減額など、1億1,917万5,000円を減額計上いたしました。公債費では、起債元金利子3億7,469万1,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第36号は、平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,449万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものでは、療養給付費等負担金の減額、財政調整交付金療養給付金交付金の増額など、188万7,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費負担金、退職被保険者等療養給付費負担金、高額療養費負担金の増額、旧町借入金返済金の減額など、188万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第37号は、平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ2億1,908万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92億9,243万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、支払基金交付金の減額、医療費負担金一般会計繰入金の増額など、2億1,908万4,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、医療費給付費の増額、一般会計繰出金の増額など、2億1,908万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第38号は、平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,880万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、施設介護サービス収入、短期入所生活介護サービス収入、諸収入の歳計余剰金の増額など、733万5,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、一般会計繰出金の減額、予備費の増額など、733万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第39号は、平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ351万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,982万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、一般会計繰入金、基金繰入金、公共下水道事業債の減額など、351万8,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、終末処理場維持管理費

の執行残の減額、下水道整備費の執行残の減額など、351万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第40号は、平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,537万円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、農業集落排水事業基金繰入金の減額など、128万1,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、予備費を128万1,000円減額計上いたしました。

次に、議案第41号は、平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,302万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,145万6,000円とするものであります。

まず、歳入では、事業収入、財政調整基金繰入金を1,302万円を減額し、歳出では、備品購入費、賄い材料費など、1,302万円を減額計上いたしました。

次に、議案第42号は、平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,944万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,009万8,000円とするものであります。

まず、歳入では、事業収入の減額、一般会計繰入金増額など、2,944万5,000円を減額計上し、歳出では、賄い材料費などの

減額など、2,944万5,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第43号は、平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ565万7,000円とするものであります。

歳入では、温泉使用料10万円を減額し、歳出では、原材料費を10万円減額計上いたしました。

次に、議案第44号は、平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ1,241万円とするものであります。

歳出で、そのほか委託料の減額、消費税の減額、予備費を増額いたしました。

次に、議案第45号は、平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ1,076万6,000円とするものであります。

歳入で、一般会計繰入金の減額、貸付金元利収入を増額いたしました。

次に、議案第46号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,840万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億361万1,000円とするものであります。

歳入では、繰越金1,300万円の減額、簡易水道事業債540万円の減額など、1,840万円を減額計上いたしました。

歳出では、水道管理費1,997万8,000円の減額、公債費157万8,000円の増額など、1,840万円を減額計上いたしました。

次に、議案第47号は、平成17年度日置市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,132万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,889万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、介護保険料、介護給付費負担金、調整交付金の一般会計繰入金、雇用保険料精算還付金など、8,132万5,000円を増額計上しました。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費、施設介護給付費、特定入所者介護サービス費など、8,132万5,000円を増額計上しました。

次に、議案第48号は、平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

資本的収入及び支出の予算で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額432万3,000円を177万6,000円に改め、資本的収入の予算を254万7,000円増額し、予算の総額を679万8,000円と決めました。

収入は、繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金254万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第49号は、平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算を収入支出それぞれ2,134万円を減額し、予算の総額を4億4,834万7,000円と決めました。収益的収入は、営業収益2,207万

9,000円の減額、営業外収益73万9,000円を増額し、収益的支出では、営業費用2,134万円を減額いたしました。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入556万2,000円減額し、総額を6,818万8,000円と定めました。資本的支出では、5,674万円を減額し、総額2億221万8,000円といたしました。資本的収入では、出資金372万7,000円、工事負担金183万5,000円を減額し、資本的支出では、工事費の確定等に伴い、建設改良費5,674万円を減額いたしました。支出に対する収入の不足額1億3,403万円を過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第35号から議案第49号までの15件について質疑を行います。

まず、議案第35号について質疑ありませんか。

○13番（田畑純二君）

まず、議案第35号平成17年度補正予算について、説明資料とともに質問させていただきます。

大きな金額を考えてきたんですけど、時間の都合もございますので、ポイントを絞って4点ほど質問いたしますので、そのつもりで教えてください。

まず、補正予算説明書の44ページ、一般会計総務管理費、目1の、01一般管理費、節の19負担金補助及び交付金、説明資料の24ページです。24ページの上の方、節の19負担金補助及び交付金2,837万9,000円、負担金2,975万7,000円、県からの職員派遣負担金3,101万円、それから、県市町村会、研修協会、市町村アカデミー等負担金、これを組んでいるわけですけども、まず、第1番目の質問、県からの派

遣社員は何名で、どこにいて、いつまでの期間、期限か、それが、まず第1点。

第2点目、市町村アカデミーとは何か、具体的に説明してください。

それから、この4つの項目ごとの負担金、全部で3,101万円になるわけですけども、この項目ごとの各負担金。

それから、第2問目、第2問目は、補正予算書の61ページ、目4畜産業費、節19負担金補助及び交付金、これは、説明資料の53ページ、畜産業費、節19、下の方の投資的経費のもの4,153万3,000円、それから、本庁、吹上、別々にこうなっていますけれども、畜産基盤再編の内容をわかりやすく具体的に説明してください。

そして、事業年度変更による減額とありますけど、事業年度はいつに変更になるのか、まず、それ。

で、私が今質問していますのは、私の所属する教育文化常任委員会以外の案件に関するのを質問しておりますので、そのつもりで答弁してください。

それから、第3番目、第3番目は、予算の説明書の69ページ、歳出、目3道路新設改良費、節15工事請負費2,649万6,000円の減、補助事業1,299万6,000円、単独事業1,350万円、これは、説明資料の67ページ、67ページの節15、下の方です。工事請負費、減額の2,649万6,000円、補助事業1,299万6,000円、その内訳として、その2つ書いてあります。それから、単独事業の一般道路整備事業、事業変更に伴う執行残、この地方道路整備臨時交付金事業費補償金への組み替え、どこの分を何の補償へ組み替えるのか、わかりやすく具体的に説明してください。

それから、まちづくり交付金事業費、どこの分でどのように確定したのか、わかりやす

く具体的に説明してください。

それから、単独事業、一般道路整備事業、事業変更に伴う執行残1,350万円の減額とありますが、どこの分をどのように事業変更したのか、それが、まず第3点。

それから、第4点が、予算書の71ページ、説明資料は69ページ、71ページの土地区画の整理費ですね。節が22補償補てん及び賠償金、減額の2,360万6,000円、説明資料の69ページ、節の22補償補てん及び賠償金2,360万6,000円、執行残による減額補正と書いてありますけれども、執行残による減額補正とは具体的にどこの分で執行残になったのか、わかりやすく具体的に説明願います。

あと、まだ3点ほど考えて質問したかったんですけど、もう時間の関係で、とりあえず、この4点に絞りますんで具体的に説明、よろしく。

○総務課長（池上吉治君）

まず、説明資料の24ページ、負担金補助及び交付金の補正額の中で、県からの職員派遣負担金3,101万円の増額補正でありますが、これにつきましては、17年度から、県の方から派遣をしていただきました保健師の2人、それから、福祉におります生活保護関係のケースワーカーの2人、この4人分の負担金でございます。

それから、次のアカデミー関係でございますが、ここは、県の町村会から研修協会、アカデミー、それから、統一的情報公開審査会等負担金の執行残額が98万9,000円の減額ということでございまして、このアカデミーにつきましては、国の研修機関であります施設に本市の職員等の研修を派遣したときの負担金でございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

説明資料は53ページになりますが、19節の畜産業費、本庁分で1,925万円

の減額になっております。これは、畜産基盤再編総合整備事業ということでございまして、伊集院地域の古城にあります内ファームですね、ここが、乳製品加工施設を建設することで、事業主体は、県の農業公社へこの負担金を納めるわけですが、16年度の繰り越し事業ということで、これは三角の減になっております。

その下の吹上地域で同じ事業でございますが、これは、西園ファームというところの牧場ですが、牛舎、パーラー舎、堆肥舎等を建設することで、同じく農業公社への負担をする予定でございます。これにつきましては、18年度へ繰り越しということになりまして、総体で4,153万3,000円を減額という結果になっております。

○土木建設課長（樹 治美君）

道路新設改良費の工事請負費の関係についてお答え申し上げます。

単独事業の1,350万円、これは、日吉町の庄ノ中線改良工事業の変更ということで執行残になっております。

それから、臨時交付金の関係です。伊集院地域の窪田線の改良工事、これと、それから、日吉地域の笠ヶ野線の改良工事と、これは不用額になっております。組み替えの分につきましては、高田線の改良工事の分でございます。

それから、まちづくり交付金の関係ですが、これにつきましては、これも、伊集院の地区になります。新宮線と新宮朝日ヶ丘線、この2本の道路の事業執行に伴う減額ということでございます。

終わります。

○産業建設部長（外園昭実君）

説明資料69ページの土地区画整理費の22節補償補てん及び賠償金2,360万6,000円の補正減になっております。内容につきましては、伊集院地域で徳重地域の

区画整理事業を実施しております。この事業に要する15件の補償を行いました。執行残ということでございます。

それから、もう一つは、東市来地域で湯之元第一地区の区画整理事業を行っておりますが、こちらの方は17件の補償をいたしました。執行残として、合わせて2,360万6,000円を減額という補正内容でございます。

○13番（田畑純二君）

以上、今それぞれ各担当者から答弁いただいたわけですが、前回の補正予算の説明のとき質疑したんですけれども、とりあえず、説明資料をですね、作成する際に、各担当者は、読む我々の側に立っても、ちょっと、もうちょっとわかりやすく具体的に書いてもらいたい。そうすれば、今あえてこの場で尋ねたような質問も減ると、だから、もう一歩踏み込んでですね、ただこう字を羅列するんじゃなくて、説明資料をもうちょっとわかりやすく書けるように心がけていただきたい。

今、私が質問したこれ以外のことについても、そうです。それで、このことは、前の予算書に対する質疑でも要望しました。前回も、要望しました。

それで、市長にお尋ねしますけど、市長はこの点をどう考えて、職員にどのように指導していかれるか、あるいは、どのように指導されているか。

というのは、この予算説明書、せっかくつくってもらってるわけですから、もうちょっと、ただ、この書けばいいちゅうもんじゃなくて、もうちょっと一歩踏み込んで、読む側にも立って書いていただきたい。我々はこれをもとにして、この予算を審議するわけですから、一番基礎になるもとのことです。

だから、市長はこういう考え方に対して、今後職員に対して徹底してですね、できるだけわかりやすい一目瞭然、私が今質問しまし

たようなこういう質疑ができるだけ少なくなるように効率的な審議をするためにぜひ心がけていただきたい、今後とも、その3つの点について市長はどう思われるか、答弁してください。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございまして、今、各課の方にも統一して、特にこの工事関係、そういうものにつきましてですね、いろいろと総体の中で書いてございます。例えば、特に、この69ページの街路事業の19につきましては、それで、どこの通りで、このようにしてちょっと詳しく書いてございますので、今それぞれの中におきまして統一できるようまた議員の皆様方がわかりやすくという統一的な考え方の中で指導していきたいと思っております。

○13番（田畑純二君）

これに関連して質問いたします。

この補正予算説明資料、これの23ページ、23ページですね、款の2、節の11需用費、その真ん中のところに自治会長懇親会不用残額、減額の10万5,000円とあります。それで、この自治会長の懇親会、これは、いつ、どこで、だれが、どのように、何の目的で行った懇親会なのか、また、当初の予算は幾らであったのか、ただ単なる、いわゆる飲む方であってはいけないと思いますので、あえて質問いたします。具体的に明確に納得のいく答弁をお願いいたします。

○総務課長（池上吉治君）

今回の予算につきましては、もうご承知のように、旧4町の持ち寄り予算でございました。今、お尋ねの自治会長懇親会の不用残につきましては、東市来支所分でございます。これ、目的等につきましては、行政と自治会長さん方の連携を密にするというような目的でされておりますが、欠席者等の不用残ということで、10万5,000円を減額するというものでございます。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を14時40分といたします。

午後3時27分休憩

午後3時40分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

桜の5月1日に合併をいたしました。それから、ちょうど11カ月、きょうの、今回のこの補正が最終だろうと思いますが、これで決算に向けての調整をしていくわけでありませうけれども、まず最初に、この11カ月を振り返ってですね、市長の感想をお伺いをしたいと思います。

それから、きのう、予算に対する訂正が届きました。我々は、先ほど田畑議員からもありましたけれども、いただいたこの補正予算の説明資料すべてをもとにきょうの審議に臨むわけですが、また、けさになって訂正も出ました。老人医療保健の過年度分、そのことも入りますけれども、一般会計に絡む訂正でありました。こういったことについてですね、朝の全協で説明があり、おわびもありました。また、本会議の当初で市長からのおわびもございましたけれども、原因というのは何なんだろうかという気がいたします。

もう一つ、資料の中に、訂正の中にですね、地方債の残高もございました。残高合計が4,000円、5,000円違うならまだしも、38億2,900万円くらい違います。大変厳しい財政のですね、この市の財政に対する認識の甘さというか、そういったものが非常にこう感じられるのでありますが、先ほどの老人医療保健の分やらとあわせてですね、そういった原因というのはどこにあるのかという気がいたしますが、市長の説明はありまし

たけれども、こういったことへのですね、思いを、原因を聞かせていただきたい。

それから、地方債の残にあわせですね、特別会計などの、いわゆる借金総額、あるいは、債務負担行為など、以前もお伺いしましたけれども、こういったのもしっかりと近いときに機会を設けて、皆さんに本当に、議員の皆さんにも正確な数字をですね、示していただきたい。そういうふうな機会を設けていただきたいと思います。

細部にわたっては委員会での審議がございますので、この補正予算について、さまざまな訂正がございました。そういったことに、市長としてはどういうお考えをお持ちか、そういったことが、こういったことについての事態を招くのかということですね、お聞かせをいただきたいと、11カ月の感想とあわせてお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

朝、皆様方におわび申し上げたとおりでございます。今回、何回となくこの数字の訂正をしたような次第でございます。特に、この17年度の中におきまして、5月合併ということでございまして、基本的に4月分と、また、それからの5月分を含めたその起債を含めた中は、特にその移動といいますか、その分の移動がよくなされてなかったといえますか、そのような原因があったのかなと思っておりますし、また、老人特会につきまして、特に、この4町を一括して検証してしなければならなかった。それぞれの中におきまして、これは行政のプロでございますので、いかなるそういうのは想定しておったということでもありますけど、基本的には単純なミスであったというふうに思っております。

今後18年度以降におきまして、特に、それぞれのチェック機能、担当がおり、係長、補佐、課長、そこまでの4つのチェック機能をどういうふうにしていくのか、やはりそれ

ぞれの担当にも今後指導していかなきゃなりませんけど、やはり前年度がどうあったのか、やはりいろんな問題におきまして比較検討する、チェックするポイント、やはりこのポイントをどこに突いていくのか、やはりそういう自覚といいますか、勉強をしていかなきゃならないというふうに思っております。

今後、私どもも、二重、三重でのチェックをしながら、それぞれ一つの数字のミスもやはりミスでございますので、そういうことがないよう今後とも職員の指導をしていくつもりでございます。

今、お話のとおり、この11カ月過ぎる中におきまして、今までも申し上げておりましたとおり、今まで持ち寄り予算ということにおきまして、それぞれの各議会が議決したものを執行させていただきました。その中におきまして、いろいろと地域的に事業内容といいますか、そういうものが違った部分もあったようでございますけど、今後におきまして、18年度予算からなるべく統一できるものは統一して、さきにも申し上げました均衡あるバランスよい一つの予算配分というのをしていかなければならないというふうに思っております。

11カ月の間、特に、私ども、それぞれ今後の日置市の受けたそれぞれの新しいまちづくりの基礎固めといいますか、まちづくり総合計画を含め、また行革、またいろんな委員会をつくって、それぞれ市民の皆様方にも入っていただきまして、検討をさせていただいたということございまして、それぞれ合併した中におきまして、それぞれ何が効果あったのかということも、すぐいつも聞かれるんですけど、まだまだそのような一つの大きな効果というのがまだ出てないというのが実情でございます。この1年間を振り返りながら、また18年度のいろいろのステップにやっていきたいと、それが私の今の感想でございます。

す。

いろいろとこの地方債を含めたまた全協とか、いろんな問題が会場が、機会がございますので、私どもの方も機会あるごとに全協を通じた中でも、そのような数字はお示しをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○16番（池満 渉君）

合併のごたごたといいますか、4町が一緒になってですね、というのは、私もよくわかりますが、やっぱり職員を初め、緊張感が不足してるんじゃないかという気がいたします。けさ、議会の中でも配ってきたときに、またかと、本会議を二、三おくらせてくれというようなですね、声さえあったぐらいであります。

そういったことで、市長みずからが範を示してですね、職員の皆さんに、公務員としてかねての緊張感と、そして、この実情をしっかりと認識していけるように、そんなふうに訓示をし、日々教育をしていただきたいと思っておりますが、そういった決意をお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、やはり私の方がトップとして大変大きな責任を感じております。そういう中におきまして、やはり職員のこのそれぞれの仕事に対する気持ちというのをやはり引き締める、そのような形の中で今後とも指導していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

簡潔に申し上げます。

説明資料の中のページでいきます。22ページ、筆耕賃金、筆耕賃金、いっぱい出てきます。筆耕賃金について説明を願います。パートだと思っておりますが、この筆耕者の内

規というのをですね、同じ人がいつもいる
というような声も届いてきますが、どんな内
規があるのか。それから、正規職員で頑張っ
てやってほしいと、何でパートをこんなに使
わなきゃなんのかと思うこともあります。

それから、退職者の天下りですね、児童館
長とか、シルバーセンターの長とか、いろん
なところに働いている人はいるわけですが、
こんな人の勤める年限の内規とか、そんなの
があるのかないのか。

次、23ページ、使用料及び賃借料の中に
タクシーちゅうのがあるんですよ。伊集院
の公用車についてお尋ねします。市長用、議
長用、公用車クラウンがいつも2台入ってお
りますが、この使用規定はどうなっているの
か、管理維持費、運転手のことなどを説明願
います。

24ページ、備品購入費、どんな基準で購
入しているか、市内、なるべく市内から買う
とか、ほとんど市外だとか、この割合ですね。

27ページ、企画費、あっ、これは省きま
す。男女共同事業のことは、だれか質問する
ようですよ。

35ページ、寝たきり老人のことが載って
います。寝たきり老人が日置市内に何人いて、
手当は月幾らか。

次、老人福祉、20節だと思いますが、私
は、今度これを質問しようかと思ったけど、
これが出てきたんでやめたんですが、緊急通
報体制のことをですね、相当残が残っている
ようですよ、緊急通報体制は4町でどうな
っているんだろうか。

それから、同じページに、老人福祉施設入
所措置費というのが672万円減額になって
いる、この理由。

その次の44ページ、環境衛生費、生ごみ
堆肥容器の補助ですね。1基に2万5,000円、
これは、私は町議のときに、このあれを決め
てもらったんですが、260万円近くも残っ

ているということは希望者が少なくなってい
るのかな、この現状を知りたい。

次、52ページ、農業振興費です。中山間
地域等直接支払い、これは、たしか時限立法
だったと思いますが、いつまでで、そして、
1,168万円という多額の金が残っていま
すが、これをよくよく活動すれば、農家の
方々へ行くべき金じゃなかったかなと、何で
こんなに残が残るんだろう。そこを質問いた
します。

次、62ページ、私も、町議のときは水産
業ちゅうのは、伊集院にはなかったわけだ
が、初めて水産業という欄を見まして、江口
浜海浜公園事業費残440万円の説明を願
います。

それから、68ページ、河川総務費、これ
は、1万2,000円残が、ですから、どっ
こかの自治会が河川愛護を返上したんだなど、
毎年出てくるんです。伊集院町でも、時には
2万4,000円出てきたら、あっ、2つの
部落が返上したなど、1つの部落に1万
2,000円来ますので、今度はどこのと
ころが返上したのか、お知らせ願います。

最後、70ページ、公園の管理費です。市
の管理している公園の数と管理費のトータル
がわかっていたら、そしてですね、これは、
ここに直接関係ありませんが、きのう電話を
もらったんです。城山公園のトイレが汚れて
階段も壊れて、今小学生がお別れ遠足にあそ
こを使うと、私は行く暇がなかったです。き
のう、電話が来ました。どうかしないと、子
供が公園でけがをするよというようなことが
入ってますので、公園の管理について。

以上です。

○総務課長（池上吉治君）

まず、説明資料22ページの筆耕賃金の減
額補正について説明を申し上げます。

筆耕賃金につきましては、現在、事務的な
手続といたしましては、筆耕職員等の登録申

請をし登録をしまして、さらには、その雇用申請を原課から上げていただき、決定をすれば、本人への雇用通知を出すというような手続を経てやっておるわけですが、今回のこの補正額39万2,000円の減額につきましては、事務補助筆耕料の残額でございますが、吹上支所におきまして25万2,000円、それから、日吉支所におきまして14万円の残額が発生をしたということで減額をするものでございます。

それから、23ページの使用料賃借料で、タクシーの表示がございますが、これにつきましては、市長等が公用車も、車、あるいは、運転手の都合等でタクシーを利用した方が経済的であるという場合等に使うものでございます。チケットを購入しまして利用をいたしております。それらこの補正額については、そのほか、高速道路料金その他もろもろの今年度の執行残額を減額補正をするものでございます。

それから、24ページの備品購入費の件だっと思っておりますが、これは、文書費におきまして、紙折り機等を購入した執行残でございます。購入は市内を使っているかということでございますが、できるだけ市内を使うように心がけておりますが、こういった多額の金額の購入につきましては、指名委員会を通して購入先を決めていただいております。

○財政管財課長（福田秀一君）

公用車の管理の件でございますが、特別職の送迎用といたしまして、クラウンが2台おります。1台を市長の専用、残りの1台を助役、教育長、それと議長、送迎用ということで運用いたしております。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

寝たきり老人の手当でございますけれども、これは、吹上の地区でございます……（「後でもいいです」と呼ぶ者あり）
済みません、次にいきます。緊急通報シス

テムにつきましては、吹上地区で2件ほど申請がございましたけれども、他の地区ではございません。

それから、老人の保護措置費でございますが、これが、16施設に78人ほど入っているような状況でございます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

生ごみ処理器のことでございます。今回、減額補正をいたしておりますけれども、内容につきましては、当初、伊集院地域では、28基とコンポスト式を10基の予算計上をいたしておりました。今回、生ごみ処理器につきまして6基の減額をするということ、それから、東市来地域におきましても、当初35基の予算計上をいたしておりましたけれども、今回9基の減額と、それから、吹上地域におきましては、当初50基の予定をいたしておりましたけれども、今回43基の減額ということで、これが大きな要因を占めております。日吉地域におきましては、年度途中で補正をいたしまして30基の予定をいたしております。

そういうことで、我々も、地域住民の方々にはPRはしているつもりなんですけれども、これまでの設置状況につきましてですね、今、電気式のごみ処理機で、平成14年度で、日吉町を除く3町で154基、15年度で108基、16年度で80基というような設置状況がございまして、ある程度、少ないですけれども、必要などころには普及したのが原因ではないかと思っておりますのでございます。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

先ほどの寝たきり老人のことでございますけれども、吹上地区に24人の対象者を見込んでおりましたところ、実数で21人というようなことで減額をしてございます。

（「1カ月幾ら手当」と呼ぶ者あり）月額1万円の支給でございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

52ページの中山間地域直接支払い交付金事業で1,100万円ほど減になっておりますが、これは、急傾斜地、緩傾斜地というふうなふうの負担区分になっておりまして、16年度までは急傾斜地が2万1,000円、緩傾斜が8,000円というような負担金になっておりましたが、17年度から少し8割負担ということで、基準額が減になっておる関係で総体的に落ちております。

それと、団地化ですね。伊集院地域が6団地化減になっております。理由は、1つは、上神殿の田代地区が東市来の方へ、それから、大田地区の久木野々が日吉の方へと地域がかわった点と、あと、高齢化によりまして役員のなり手がいないというようなことで、4カ所ほどこの団地化ができなくなったということもございます。（「時限立法かという……」と呼ぶ者あり）あっ、これはですね、平成17年から21年度までまた5年間延長になっております。

それから、62ページの水産業振興費の負担金のところですが、これは、県営で江口浜海浜公園の整備事業、特に、植栽工事等を実施しておりますが、その工事費に見合う負担金の減ということもございます。

それから、68ページは、河川報償費が1万2,000円減になっておりますが、これまで、伊集院地域の方でこの河川愛護作業の方はする公民会においては5,000円と、平米5円ということで算出基準で出しておりますが、河川の作業の面積減による1万2,000円の減ということで考えておっていただきたいと思っております。

それから、70ページの公園費の中の、公園の数でございましたね、（「はい」と呼ぶ者あり）都市公園は東市来が11、伊集院が37、それから、吹上地域にはその他の公園

ということで4カ所ございます。

城山公園のトイレ清掃につきましては……（「日吉町、何でないんですか」と呼ぶ者あり）あっ、日吉町はございません。（「ないの」と呼ぶ者あり）ないです。城山公園のトイレの清掃関係については、都市計画課職員が定期的に巡回しておるわけでございますけれども、特に夜間等の使用について、ちょっと、何ですか、社会的使用の悪い者がいるということで、たまにそういったのがありますので、今後気をつけていきたいと思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

簡単に言います。

市長に、市長が公用車を使わなくてタクシーで行ったと、市長交際費で使えばいいじゃないかと、私はこう思うんですよね。前も言ったことがあります、市長交際費って何に使うのって、情報公開もしないし、100万円が200万円になってますからね、使いでもあると思うんですが、やはりこんなのは公開してほしい。一体全体何に使うの、国会議員は機密費といって何に使ってもいいようなお金が何百億円ちゅうあります。機密費はですね。たった200万円じゃよって言いますけれども、やはりこの緊急財政の中では、市長交際費ちゅうのも、200万円は大きいと思うんですよね。

市長交際費を公開できませんかちゅうたら、筋を通して一人じゃなくて何人かで来たら見せてあげますよって言われたけれども、そこまでせんでいいわと思って、私も見には行きませんがね、市長交際費というのを使えばいいのにと思ったりしますが、やはりほかの市町村ですね、ほかの市はね、公用車をこんなに2台も、しこちょっと、準備してるかと思うと、日置市はむだなことをやってるんじゃないかという人がいます。あそこの前を通りゃ、いっつも公用車のクラウンが2台入

っているわけですから、前は町長の私用と公用車が入っていましたが、そういうことです。

それから、1番目の筆耕賃金と天下りのことを言われなかったんですね。天下りの規約でないのかと、例えばですね、シルバーセンターの、今度はやめられるって聞きましたけれども、一人で長うおって、もう7年も働いちよらよち、何で後進に道を譲らんのかってというような声も聞こえてくるんですね。

だから、やはり内規というのはないのかですね、児童館やら図書館やらいろんなところに天下っていきますがね、ほとんど校長とか、管理職にあった者がね、だから、こんなのも住民が納得するような方向でいかないと、内規つくってですね、何年じゃっと、3年じゃっと、5年じゃっとちいうのをつくって、あるのかないのかね、そこ。

それから、もうほかは、それから、中山間、これもですね、私はね、農家の人がもらうべき金を1,168万円もあるのに、まあっと思ってるんですが、また来年度からこんなに残を残さないようにですね、21年度まで時限立法と言いますので努力してほしいと、ここは要望です。

終わり、あと2つ、3つ答えて。

○教育長（田代宗夫君）

日置市内の社会教育指導員等につきましては、内規というんですか、お話がありましたように、一応5年ということで今回また新たに市内一斉にそうしようということで話をしました。ただ、5年になっていないこれまでの地域がありましたので、急に今から、はいというわけにもいきませんので、暫定的な期間は少々置きたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑ありませんか。

ちょっと、ちょっとお待ちください。35号でした。ごめんなさい。（「36号じゃないですか」と呼ぶ者あり）ちょっと訂正します。まず、議案第35号については終わります。

次に、36号について質疑ありませんか。

○21番（松尾公裕君）

2つほどちょっとお尋ねをしたいと思いますのですが、今回この補正で保険給付費が1億200万円ほどこの補正をされておりますけれども、非常にこの国保会計、非常にこの厳しい今状況の中でですね、やはり保険税が上がるということは非常に困るわけでありますので、保険の医療費の適正化ということは非常にこの大事でありますので、それを考えて今後進めていただきたいと思っておりますけれども、今回、この1億円上がったこの主な理由ですね、保険給付費の、これについて伺いたいと思います。

それと、老人保健の拠出金でございますが、これは、ほとんどその、老人保健そのものは非常に会計は今回、誤りの部分もありましたけれども、5億円ほど老人保健そのものは上がっておりますが、当初から見てアップしてないということで、いいことかもわかりませんが、果たして、これは正しい数字なのかなと思ったりもするところではありますが、この理由について伺っておきたいと思っております。

それと、もう一つは、基金のことでございますが、12月のときには、2億1,800万円基金があるということでございましたが、今回この繰入金の関係が、基金の繰入金が減額になっておりますけれども、3月の基金の残高は幾らになるか、伺っておきたいと思っております。

以上です。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

国民健康保険の医療費につきましては、上

昇傾向にあるというようなことをごさいますて、12月の補正予算におきましても、この給付費につきましては増額でお願いした経緯があります。今回また、退職者医療の方で6,454万9,000円、一般被保険者療養で3,799万5,000円といったような大きなまた補正をお願いしているわけでごさいますけれども、やはりこれまでの医療費の伸びを計算をいたしまして、また、この冬、懸念されましたインフルエンザ等によります医療費の高騰、そういったもの等十分考慮いたしまして、このような補正をお願いをしているところでごさいます。

それから、老人保健医療拠出金につきましては、これにつきましては、もう基金の方からその請求が来ますので、それに基づく不足分を計上をお願いをしているということでごさいます。

それから、保険給付準備基金の残でごさいますけれども、今回、補正減をいたしておりまして、それを含めました形では、2億7,067万円ほどの準備基金の減額になると思っておるところでごさいます。

以上でごさいます。

済みません。基金残高については、今申し上げました2億7,067万円ほどになるということでごさいます。

○議長（宇田 栄君）

いいですか、松尾議員、いいですか。

○21番（松尾公裕君）

基金のことでありましてけれども、基金が2億7,067万円ということでごさいますけれども、やはりその基金の積立額といいますかね、あれは、多分給付費の3カ月分ということで、あらかた計算をしますと、約10億円近いかなと思っておりますけれども、非常にほど遠い状況でごさいますけれども、今後この医療費の関係、あるいは、国保税の関係といろいろあるわけでありまして、そこまで持っていくには非常

に大変なことでありますけれども、やはりそういう目標を持ってやっていくのかどうか、そこをちょっと伺っておきたいと思っております。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

今議員がおっしゃるとおり、基金につきましては、医療費の不測に備えるための準備基金でごさいます、3カ月相当額をとということで条例でも制定をされておりますので、私どもは、やはりこの3カ月を目標に積み立てていかなければ安心ができないと思っておりますけれども、なかなか今おっしゃったように、保険税にはね返ってきたりいたしておりますので難しい面もごさいます。こつこつためていかなければいけないのかなと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

済みません、老人医療費のことですが、私は先日、レセプト審査をする女の方たちから相談を受けまして、個人審査と委託の方法が両方あって、日置市は個人審査やって、相当老人医療費の抑制のために、あん人たちは頑張っているわけですよ。だけどね、予算がなかで今度は委託に出すよって、あの人たち言われて、物すごく動揺してて相談があったんですが、18年度は個人審査でいくと言われてたんですけども、私は、よく調べてどっちが実績を上げて、委託に出した場合と、予算がない、予算がないと言いながら、老人医療抑制に頑張っているレセプト審査の人たちをですね、使って抑制した場合と委託に出した場合と、どれぐらいの違いがあるんだろうと、私は個人審査の方が、あの人たちの話を

聞きゃ思うもんですから、また引き続きですね、委託に出しても、どっか医療学校の若い女の人たちがただすうすうみて実績が上がらないと、あの人たちはもうプロですからね、20年からやっている人がいますから、ほんとに不正を見つけ出して、何百万円とか、実績を出していると聞きますので、そこ辺を予算がないからといって簡単に委託へね、してほしくないもんですから、委託の場合と個人審査の場合のね、差なんかわかるものでしょうか。わからなかったら、またずっとそんな方法でしてほしいという要望です、要望です。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

今おっしゃるとおり、そのような予算編成の段階で考えたこともありましたけれども、やはり私、吹上の方では、医療専門学校の方に委託をした経緯もございまして、伊集院の場合よりも、そういった実績が上がっていないというようなところもあったみたいでございまして。そういうことで、今後また十分にその辺のところはですね、効果というのを考えながらやっていかなければいけないと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第40号について質疑ありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第49号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第35号は各常任委員会に分割付託します。議案第36号、議案第37号及び議案第38号は環境福祉常任委員会に、議案第39号及び議案第40号は産業建設常任委員会に、議案第41号及び議案第42号は総務企画常任委員会に、議案第43号、議案第44号及び議案第45号は環境福祉常任委員会に、議案第46号は産業建設常任委員会に、議案第47号及び議案第48号は環境福祉常任委員会に、議案第49号は産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。

△日程第57 議案第50号平成18年度日置市一般会計予算

△日程第58 議案第51号平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第59 議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第60 議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第61 議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第62 議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事

業特別会計予算

△日程第63 議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第64 議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算

△日程第65 議案第58号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第66 議案第59号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第67 議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第68 議案第61号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第69 議案第62号平成18年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第70 議案第63号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算

△日程第71 議案第64号平成18年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第57、議案第50号から日程第71、議案第64号までの15件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明及び施政方針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は、3月9日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、日程第57、議案第50号平成18年度日置市一般会計予算、日程第58、議案第51号平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算、日程第59、議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算、日程第60、議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、日程第61、議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算、日程第62、議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算、日程第63、議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算、日程第64、議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算、日程第65、議案第58号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算、日程第66、議案第59号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算、日程第67、議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算、日程第68、議案第61号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第69、議案第62号平成18年度日置市介護保険特別会計予算、日程第70、議案第63号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算、日程第71、議案第64号平成18年度日置市水道事業会計予算、以上15件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成18年日置市議会第2回定例会が開催されるに当たり、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と本年度の施政方針を申し述べ、議会を初め市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っています。

私が、新生日置市の市長に就任してから、ことしの4月でおおよそ1年になります。こ

の間、市長として、市民生活の充実と日置市の発展のみを念頭に置いて、私なりに懸命に職務を全うしてまいりました。苦しい思いもありましたが、その中であって日置市政を運営してこられたのは、ひとえに多くの皆様方のご協力があったからにほかなりません。そして、ここに改めて市民の皆様を初め、ご参集の議員の皆様方に心から感謝申し上げます。

この1年間、私は市民の皆様にご約束したことを実行に移すことに全力を傾けてまいりました。

まず、大胆な行政改革と住民・民間との協働による効率性と透明性の高い行政体をつくるために、収入役制を廃止、二人助役制を導入しました。また、地域審議会の委員を公募により募集しました。

町村合併の大きな目的であります行政改革を進めるために、行政改革推進委員会を設置し、「行政改革大綱」の策定に取り組みました。そして、公共施設の効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入することとし、鋭意作業を進めているところであります。

次に、異業種企業等の交流促進事業による産業・雇用創出のため、異業種交流懇話会を立ち上げました。その結果、17の企業に参加をいただきましたので、今後この組織を核として、商工業や農林水産業の方々との交流を進めながら、新たな産業の創出や企業誘致に取り組み、雇用の創出と企業の活性化に努めてまいります。

次に、生活改善グループ連携による特産品の選定については、4地域の改善グループを統合して、「日置市生活改善グループ連絡協議会」を設立しましたので、この組織を中心に特産品としての位置づけを進めてまいります。

次に、モデル地区選定を通じた都市農村交流による観光農業の確立については、吹上地

域の上與倉地区や東市来地域の高山地区などで行われている体験交流を今後拡大してまいります。

次に、少子化に伴う次世代育成支援のための環境づくりについては、次世代育成支援行動計画を策定中ではありますが、まずは妊婦検診の無料受診回数を2回から3回にふやし、乳幼児医療費助成の自己負担限度額を「3,000円」から「2,000円」に引き下げることであります。

一方、新市発足間もない時期に、公共事業の発注に絡む職員の不祥事やUSBメモリーの紛失事故等が発生し、市民の皆様方の信頼を裏切ることになってしまいました。二度とこのようなことが起こらないように外部委員による入札等監視委員会を設置し、入札制度の改善等について研究を進めているところでもございます。

このような取り組みをもとに、平成18年度は今定例会に提案させていただきました第一次日置市総合計画を基本に日置市の一体感を醸成しながら、市民の皆様方に合併してよかったと言ってもらえるまちづくりのために全力を傾注してまいり所存であります。何とぞ、引き続きお力添えをお願いいたしたく、深くお願い申し上げます。

平成18年度の我が国の経済は、雇用・所得の環境が改善されつつあることから、今後の原油価格や世界経済の動向などが、内外経済に与える影響には留意する必要があるものの、引き続き民間需要中心の回復を続けると言われております。

このような中、政府は、平成18年予算について、小さくて効率的な政府の実現に向けて従来の歳出改革路線を堅持・強化するため、三位一体改革を推進するとともに総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革等の構造改革について順次予算に反映させるなどとした基本方針を定めたところで

あります。

また、地方財政についても、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、人件費、投資的経費、一般行政経費等の歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとされております。

平成18年度の予算編成に当たりましては、本市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことを認識し、限られた財源を最大限有効に活用するとの観点から、経費の一層の節減合理化と引き続き行政各般にわたる事務事業の見直しをすることとしました。

また、各種施策の優先順位につきましては、普通建設事業については継続事業を優先し、そのほかの事業については、費用対効果を勘案した厳しい選択を行い、本市の基本理念であります「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」の実現に向け編成したところであります。

それでは、議案第50号から議案第64号まで、本年度における各会計予算の概要と部門別の主要事業について順にご説明申し上げます。

一般関係予算案は、総額を前年度より約23億円少ない、241億3,960万円といたしました。

内訳としまして、まず、歳入では、市税で前年度より1.6%増の36億1,362万7,000円を見込みました。市債借り入れは、36億3,980万円となり、償還元金31億6,402万2,000円を上回る額となりました。

一方、歳出につきましては、合併に伴う「第一次総合計画」の推進や農業、漁業への取り組み、子育てしやすい環境をつくるための施策や安全安心のまちづくりの推進、中心市街地活性化のための都市基盤整備など、こ

れまでの懸案事項や当面する事業を着実に実行するための予算としました。

続きまして、各部門ごとに事業の概要を申し上げます。

最初は、総務部門であります。

まず、災害に向けた取り組みであります。

防災計画を策定し、防災意識の高揚と災害時における安全な避難行動、減災に役立ててまいります。

消防については、水槽付ポンプ自動車の購入や防火水槽の設置、消防団の消防積載車の整備を進めてまいります。

交通安全確保策として、ロードミラー等の交通安全施設の整備を進めます。

市内外間の移動を円滑に進めるバス路線の整備については、伊集院地域のゆすいんバスを充実し、ほかの3地域と同じように100円バスとして運行するように進めた後、市内の周遊性を高められるようなバス路線を検討してまいります。

情報政策については、市内全域の公共施設を光ケーブルでつなぐイントラネット整備事業を進め、情報通信格差是正を推進します。

次に、民生部門であります。

障害者福祉については支援費制度のより円滑な運営に努めてまいります。

児童福祉については、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援のための具体的な行動計画を策定し、この計画の普及推進に努めてまいります。

高齢者福祉については、老人保健福祉計画や介護保険計画を策定し、これに基づいた取り組みを進めてまいります。

乳幼児医療費助成制度については、医療費の自己負担限度額を引き下げるなど、制度の充実を図り、子育て支援に努めてまいります。

公立保育所では、保育所の建設や延長保育の実施など、保育内容の充実に努めてまいります。

環境施策については、生活環境面については浄化槽設置事業を推進して環境の保全に努め、自然環境保護の観点から、貴重な財産であります吹上浜等の豊かな自然環境を守り、自然環境と調和する豊かな暮らしの実現を図ってまいります。

特殊地下ごう対策事業を日吉地域ほか2地域で調査を実施し、住民の不安の解消に努めます。

保健、医療面については、各地域での保健体制の充実を図るとともに、病気、介護に対する予防事業を充実し、きめ細かく質の高い福祉サービスの提供に努め、子供から高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

次に、経済部門であります。

農業生産基盤の整備については、県営かんがい排水事業や土地改良事業の推進に努めてまいります。さらに、活動火山周辺地域防災営農対策事業、かごしま園芸タウン産地条件整備事業、畜産基盤再編総合整備事業、県営中山間地域総合整備事業、農林道整備事業、県単補助治山事業、江口浜海浜公園事業整備事業、漁港整備等のハード面の整備を進めてまいります。

ソフト面では、農業振興資金利子補給や新規就農・後継者育成事業等を推進してまいります。

商工関係では、各種イベント補助事業等を実施し、地場産業の育成や商工業の育成に努めてまいります。

観光面については、風情ある温泉街の整備やサービス向上による集客向上のための組織を立ち上げ、商工会とも連携しながら引き続き取り組んでまいります。

次に、建設部門であります。

主要幹線道路網整備については、主要道路整備臨時交付金事業や道整備交付金事業により、事業の推進を図ってまいります。また、

国道及び県道の整備については、継続して事業促進が図れるよう要望してまいります。

さらに、市民要望の多い道路等生活に密着した事業についても、計画的に整備を進めてまいります。

都市計画事業については、街路の整備や、徳重地区及び湯ノ元第一地区の区画整理事業を進め良好な住環境の整備を促進してまいります。

公園については、引き続き総合運動公園の整備を進め、市民の健康増進を図ってまいります。

公営住宅については、紙屋敷住宅、中園住宅、新宮住宅等の整備に努めてまいります。

最後に、教育部門であります。

学校教育については、小中学校施設の整備を進め、教育環境の整備に努めてまいります。

のびゆく塾事業を市全域に拡大し、子供たちの学力向上に努めてまいります。

スクーリングサポート事業の適応指導教室（ふれあい教室）において、不登校児童生徒の自立を促し、支援指導を行ってまいります。

外国青年招致事業を実施し、地域内外で活躍する人づくりに努めてまいります。

社会教育については、市内すべての地区公民館に社会教育指導員を配置し、公民館活動等地域活動の強化充実を図ってまいります。

青少年の健全育成については、青少年海外派遣事業やふるさと学寮を通して、心身ともに健やかな次世代を担う人材づくりに努めてまいります。

文化については、文化会館や交流センターの自主事業を充実し、伝統を継承し活用する仕組みの構築に努めてまいります。

体育施設の利用については、吹上浜一帯の自然環境を生かした施設を中心に、市民のグラウンドゴルフ大会や野球、陸上、バスケットボールなどの合宿に広く利用されていますが、引き続き利用促進に努めてまいります。

続きまして、国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

国民健康保険特別会計予算は、国民健康保険制度の使命と保険給付を適正に行い、これを賄うに足りる保険税を公正かつ適正に賦課徴収することを主眼として編成しました。

国民健康保険制度は、被保険者の高齢化、医療技術の高度化、生活状況等の変化により、医療費は増加し、また、老人保健拠出金の増加などにより、非常に厳しい事業運営となっております。

こうした状況の中、医療給付費の適正化対策、介護納付金をあわせた保険税の収納率向上対策、収支両面にわたる経営努力を実施するよう配慮し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億4,907万6,000円と決めました。

続きまして、老人保健医療特別会計予算について説明申し上げます。

老人保健医療特別会計予算は、老人保健法の改正により平成14年度から受給対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、医療費の負担割合も世帯の自己負担限度額が定められております。本年度の医療費の動向等考慮し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億4,687万9,000円と決めました。

続きまして、特別養護老人ホーム青松園の特別会計予算について説明申し上げます。

特別養護老人ホーム青松園は、指定介護老人福祉施設として運営を行っております。

従来の運営費と異なり、施設介護サービス等を利用者に提供した対価として報酬を得ており、この施設報酬を主たる財源として施設の運営を行っております。

また、居宅介護サービス事業であります、短期入所生活介護事業を併設し、同時に運営を行っており、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億892万2,000円と決めました。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算

について説明申し上げます。

公共下水道事業特別会計予算は、職員の人件費のほか、終末処理場及び汚水中継ポンプ場等の維持管理費、下水道実施設計委託及び汚水管渠築造工事等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,231万円と決めました。

続きまして、農業集落排水事業特別会計予算について説明申し上げます。

農業集落排水事業特別会計予算は、維持管理費の光熱水費、修繕料、手数料、委託料及び公債費で起債元金、起債利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,463万1,000円と決めました。

続きまして、国民宿舎事業特別会計予算について説明申し上げます。

国民宿舎事業特別会計予算は、職員の人件費、一般賃金、備品購入及び原材料を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,629万8,000円と決めました。

続きまして、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算について説明申し上げます。

国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算は、職員の人件費、一般賃金、修繕料、原材料及び公債費、予備費等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,576万3,000円と決めました。

続きまして、温泉給湯事業特別会計予算について説明申し上げます。

温泉給湯事業特別会計予算は、給湯事業費で電気料等の管理運営費及び維持補修費、委託料等を計上し、歳入歳出の総額をそれぞれ566万5,000円と決めました。

続きまして、公衆浴場事業特別会計予算について説明申し上げます。

公衆浴場事業特別会計は、公衆浴場費で電気料等の管理運営費及び維持補修費、嘱託賃金等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞ

れ1,053万3,000円と決めました。

続きまして、飲料水供給施設特別会計予算について説明申し上げます。

飲料水供給施設特別会計予算は、電気料等施設の管理運営費及び維持報酬費、薬品費、水質検査手数料等を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68万2,000円と決めました。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、公債費で起債元金及び利子を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ916万4,000円と決めました。

続きまして、介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

介護保険制度は平成12年4月に施行され、5年以上が経過した今日では、着実に制度が浸透してきており、介護給付サービスも増加しています。

また、介護保険法により、5年をめどとして制度のあり方を見直すことになっており、給付費の上昇幅を抑制し、制度の維持可能性を高めるため、平成17年6月において、介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、予防重視型システムへの転換、利用者負担の見直し、サービスの質の確保・向上などが改正の骨格になっております。これらに伴い、本年度から要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進する事業として、地域支援事業が創設されました。介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億6,639万4,000円と決めました。

歳入では、介護保険料使用料及び手数料、国・県支出金などを計上し、歳出では、保険給付費、地域支援事業費等を計上しました。

続きまして、国民健康保険病院事業会計予算について説明申し上げます。

業務の予定量入院患者数1万5,695人、

外来患者数2万5,235人と決めました。

収益的収入及び支出の予算では、収入額支出額それぞれ3億8,095万3,000円と決めました。

収入の主なものは、医業収益で、入院収益・外来収益・その他医業収益3億6,021万1,000円、医業外収益では、受取利息配当金・他会計負担金・患者外給食収益・その他医業外収益2,074万2,000円を計上しました。

支出の主なものは、医業用費で、職員の人件費のほか医薬品等の材料費・施設の管理運営に係る経費・減価償却費・資産減耗費・研究研修費、3億7,862万9,000円を計上しました。医業外費用では、企業債利息・患者外給食材料費111万7,000円、特別損失1,000円、予備費として121万1,000円を計上しました。

資本的収入及び支出では、収入額381万4,000円、支出額572万3,000円を計上し、差し引き財源不足額190万9,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんすることとしました。

続きまして、水道事業会計予算について説明申し上げます。

水道事業会計では、平成18年度から日吉地域及び吹上地域のすべての簡易水道事業にも、地方公営企業法の規定の全部を適用し、日置市水道事業に包括した事業運営を行うこととしました。

収益的収入及び支出の予算では、収入額、支出額それぞれ7億6,382万1,000円と決めました。

収入の主なものは、営業収益で、水道料金、給水負担金等6億7,745万4,000円、営業外収益では、簡易水道事業分に係る一般会計補助金、繰入金等8,636万7,000円を計上しました。

支出の主なものは、営業費用で職員の人件

費のほか、配水管破損等の修繕費、日置市水道事業全体計画作成、動力費、減価償却費等6億5,263万円、営業外費用では、支払い利息等1億618万8,000円を計上しました。

資本的収入及び支出では、収入額1億7,796万7,000円、支出額4億9,027万9,000円を計上し、差し引き財源不足額3億1,231万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることとしました。

なお、日吉地域簡易水道事業及び吹上地域簡易水道事業は平成18年3月31日で打ち切り決算となることに伴う特例的収入及び支出に関しては、第4条の2で未収金2,690万円、未払い金334万5,000円を見込み計上しました。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と本年度の施政方針について申し上げましたが、本施策の推進に当たりましては、議会の皆様を初め、市民各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

これで議案第50号から議案第64号までの15件に対する提案理由の説明を終わります。

△日程第72 請願第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第72、請願第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書を議題とします。

請願第1号は教育文化常任委員会に付託します。

△日程第73 陳情第1号日置市老人は
り、きゅう等施術助成条
例の一部改正を求める陳
情書

○議長（宇田 栄君）

日程第73、陳情第1号日置市老人はり、
きゅう等施術助成条例の一部改正を求める陳
情書を議題とします。

陳情第1号は環境福祉常任委員会に付託し
ます。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。
3月9日は午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会をいたします。

午後4時54分散会

第 2 号 (3 月 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 3 2 号 日置市立図書館条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第 2	議案第 3 3 号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について（産業建設常任委員長報告）
日程第 3	議案第 3 5 号 平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号）（各常任委員長報告）
日程第 4	議案第 3 6 号 平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（環境福祉常任委員長報告以下 3 8 号まで）
日程第 5	議案第 3 7 号 平成 1 7 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第 3 8 号 平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 3 9 号 平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（産業建設常任委員長報告以下 4 0 号まで）
日程第 8	議案第 4 0 号 平成 1 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 4 1 号 平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 3 号）（総務企画常任委員長報告以下 4 2 号まで）
日程第 1 0	議案第 4 2 号 平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 1	議案第 4 3 号 平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境福祉常任委員長報告以下 4 5 号まで）
日程第 1 2	議案第 4 4 号 平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 4 5 号 平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 4 6 号 平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 5	議案第 4 7 号 平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（環境福祉常任委員長報告以下 4 8 号まで）
日程第 1 6	議案第 4 8 号 平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 7	議案第 4 9 号 平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 8	議案第 5 0 号 平成 1 8 年度日置市一般会計予算
日程第 1 9	議案第 5 1 号 平成 1 8 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 2 0	議案第 5 2 号 平成 1 8 年度日置市老人保健医療特別会計予算
日程第 2 1	議案第 5 3 号 平成 1 8 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

- 日程第 2 2 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度日置市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 平成 1 8 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 6 0 号 平成 1 8 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 6 1 号 平成 1 8 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 6 2 号 平成 1 8 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 6 3 号 平成 1 8 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第 3 2 議案第 6 4 号 平成 1 8 年度日置市水道事業会計予算

本会議（3月9日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	蘆園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
企画課長 富迫 克彦 君
教育総務課長 坂上 安男 君

土木建設課長 樹 治美 君
合併プロジェクト室長 有村 芳文 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第32号日置市立図書館条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第32号日置市立図書館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました議案第32号は、去る3月2日の本会議において当常任委員会に付託されました。その審査を去る3月3日午後、第3委員会室において議案第35号、議案第20号に引き続き委員全員出席のもと、執行当局の担当者に出席を求めて行いました。その審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第32号日置市立図書館条例の一部改正について執行部の説明を求めました。提案理由は、吹上図書館の新築開館に伴い所要の改正を行うため、条例の一部を改正したいというものです。

別紙をもとに担当課長より詳細な説明を受けました。

議案第32号日置市立図書館条例の一部改正について、日置市立図書館条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由は、今申し上げたとおりです。別紙、日置市立図書館条例の一部を改正する条例、日置市立図書館条例（平成17年日置市条例第90号）の一部を別紙のとおり改正する。

第2条の表に次のように加える。日置市立吹上図書館、日置市吹上町中原2775番地2。この新しい吹上図書館につきましては、

敷地5,280.56平米、本体の床面積1,085.84平米、鉄筋平屋建て、蔵書は5万冊。当初3万2,000冊でスタートする。そして、5月11日のオープニングに向けて準備中であるとの説明でございました。

以上で説明を終わり、質疑に入りましたが、主な質疑と答弁だけ申し上げます。

委員より、各図書館の開館時間を示してほしいとの質疑に対しまして、この条例の施行規則を変更し、1、個人貸出数を現在の登録者1人につき3冊以内を登録者1人につき5冊以内に変更。貸出期間は、現行のまま14日以内。

2、開館時間は、各図書館によって異なる。東市来図書館9時から17時30分、中央図書館9時から18時。ただし土曜日、日曜日は9時から17時。日吉分館8時30分から17時、吹上図書館10時から19時。いずれも月曜日と国民の祝日は休館。

3、利用者カードの変更、裏面に記載する注意事項を改定する。これらはいずれも3月の定例教育委員会にかけて決定する予定であるとの答弁でした。

委員より、新刊本のリクエストにどう対処しているかとの質疑に対しまして、各図書館の選考委員会で予算の範囲内で決めているとの答弁でした。

委員より、各図書館の蔵書数はどうなっているかとの質疑に対しまして、東市来図書館5万1,126冊、伊集院中央図書館7万468冊、日吉分館8,403冊、吹上中央図書館、現在2万6,412冊であるとの答弁でした。

委員より、日吉町の移動図書館車「ひよしまる」の現状はどうか。また、高齢者用に図書館への巡回バスを考えてほしいとの質疑に対しまして、平成16年度末現在で、「ひよしまる」を利用した人の延べ人数は1,395人で3,414冊を貸し出している。今まで

8年間、毎月第2と第4土曜日15カ所のステーションを巡回していたが、平成18年度よりは人員の関係と第4土曜日は開館していることもあって、毎月第2土曜日のみ月1回8時30分から17時30分まで巡回予定である。

図書館への巡回バスは、職員の対応の問題等もあり、当分は無理のように思われる。今後は、リクエストに応じ、地区公民館を借りて図書を整備するなどして、高齢者の方も利用しやすい、いろいろな方法を考えていきたいとの答弁でした。

委員より、日吉分館の8,403冊は、ほかに比較して少なく、サービス面で劣るようだが何とかならないのか。また、吹上の分の2万6,412冊には、地区公民館の分は入っているのかとの質疑に対しまして、日吉分の蔵書は少ないが、伊集院の中央図書館とインターネットで結んでいるので、中央図書館の蔵書も簡単に利用できる。吹上の分には、地区公民館分は入っていないが、自治公民館に配付する分は入っているとの答弁でした。

以上で質疑を終わりましたが、討論もなく、採決の結果、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第33号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第33号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等についてを議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第33号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について、産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、3月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をしました。

この条例は、日置市日吉地域及び吹上地域簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用させることに伴う一部条例改正と日置市日吉地域及び吹上地域簡易水道事業基金条例及び日置市日吉地域及び吹上地域簡易水道事業の設置に関する条例の廃止に伴う条例であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

水道事業の対象になっていない未普及地についてはどのように考えるかとの問いに、未普及地域については、住環境の観点から市発

展のためにも普及させていきたい。しかし、公営企業であるため採算も考えていきたいが、今後は生活環境の部門と協議していきたいとの答弁。

簡易水道での給水量は足りていたか。また、公営企業に簡易水道が入ってくるが、経営面は大丈夫かとの問いに、水源については渇水時に吹上で足りなかったことがあった。

18年度に水源探査等も予定している。経営面については16年度に日吉、吹上で5,000万円、一般会計より繰り入れしている。

伊集院、東市来は、水道料金で3,000万円近くの余剰金が出ている。今後は日吉、吹上の減価償却も入ってくるので、経営的に非常に厳しい。いつときでも早く料金を上げていかなければならないと思うと答弁。

以上で質疑を終了。所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第33号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第35号平成17年度
日置市一般会計補正予算
(第9号)

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）の総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日、本会議におきまして、総務企画常任委員会に係る予算を付託され、3月3日と6日に委員会を開催し、所管部長、課長、課長補佐、係長の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

本案は、現行の予算額に歳入歳出それぞれ2億602万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億4,358万4,000円にしようとして提案されたものです。

継続費の補正は、10款教育費、図書館建設事業費と同じく、（仮称）伊集院総合運動公園ドーム建設事業の補正であります。

繰越明許費の補正は、農林水産業費2件、土木費5件、教育費1件、災害復旧費2件、計10件であります。

債務負担行為補正は、追加18件、18年度分14件、18年度と19年度分1件、変更が8件であります。

地方債の補正は、追加が1件、変更が

18件となっております。

今回の補正は、平成17年度最終予算であり、事業確定による分、執行残が主であります。

歳入歳出について主なものを申し上げます。

歳入では、地方譲与税の減は、地方道路譲与税見込みによる減、6款地方消費税の増は、交付見込みによる増であります。

16款財政諸収入増は、土地建物収入減、利子及び配当金の減、土地売り払い収入増、建物売り払い収入減、物品売り払い収入の増を操作して減であります。

17款寄附金の増は、江口漁協寄附金の増であります。

18款繰入金の増は、財政調整基金繰入金で、財政調整による増と老人医療特別会計からの繰入金であります。

21款市債の減は、農林水産業債、土木債の減、教育債の増、災害復旧債の減となっております。

歳出では、1款議会費642万4,000円ですが、議長の交際費、需用費、負担金補助及び交付金で政務調査費等の見込み減です。

2款総務費5,108万4,000円の減ですが、1項総務管理費の減は3,994万3,000円の減であります。1目一般管理費が増となっておりますが、人件費、旅費、需用費等の各費目減であります。19項負担金補助及び交付金で県からの県職員派遣負担金4人分の増となっております。

2目の文書費の減は、役務費減、通信運搬費の減等です。

4目会計管理費の減は、給料等人件費の減と役務費の手数料等の減で、職員1人、東市来2人を1人にしたものです。

財産管理費の減は、需用費とそれぞれ事務費の減です。

7目企画費の減は、委託料工事請負費が主なものです。委託料の減に総合計画委託料

800万円未執行が含まれております。

情報管理費の減は、使用料及び賃借料の減が主なもので、合併電算システム機器及びシステムリース料の期間短縮等のためのものです。

2項徴収費の減は、1目税務総務費、2目賦課徴収費の事務費減と過誤納返戻金の操作をしてあります。

次に、7款商工費1項商工費は1,246万5,000円の増となっております。

1目商工総務費の増は、19節負担金補助及び交付金で商工業負担金、商工業制度資金利子補給確定による増、本庁分。繰り出し金増は、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計への繰り出し金であります。

2目商工振興費の増は、負担金補助及び交付金で、商工業制度資金利子補給3支所分の確定によるものであります。

3目観光費の減では、15節工事請負費の減は、伊作バス停周辺の整備工事費の執行残が主なものであります。

次に、9款消防費1項消防費911万7,000円の減となっておりますが、1目の常備消防費の主な減は、15節工事請負費北分遣所の改修工事執行残が主なものです。

2目非常備消防費は、減となっておりますが、8節報償費増、ポンプ車操法訓練費の増と旅費、需用費等の減による操作をしたものです。

3目消防施設の増は、19節負担金補助の増で、下神殿消防車庫建設補助金の増と公有財産購入費等の見込み減が操作してあります。

最後に、12款公債費の増は3億7,649万1,000円で、本年度の償還金は36億3,722万2,000円となります。

1目元金3億2,104万6,000円、起債元金です。2目利子5,544万5,000円、起債利子です。

次に、質疑の主な内容を申し上げます。財

政管理課から申し上げます。

一般寄附について、江口漁協の金額の根拠は何であるかの問いに、一般寄附であり、向こうの判断であり、あくまでも寄附であるとの答弁。

17年度の財政調整基金から繰入金の総額は幾らか。残りの基金残高は幾らになるかの問いに、17年度財政調整基金の取り崩し額は14億690万1,000円、17年度の末現在高の見込み額は18億9,725万2,000円である。このほか減債基金3億8,110万円、施設整備基金5億2,570万円である。17年度末減債基金の残高は3億8,506万2,000円、施設整備基金は7,443万6,000円である。17年度の基金からの繰り入れ総額は23億1,538万6,000円となっているとの答弁。

今後の財政運営の状況はどうかということに対し、当初の財政調整基金は16億円ぐらい入れるが、基金は3億円ぐらいしか残らない。あと歳入で見込まれるのは、特別交付税を当初予算で6億500万円を計上しているが、16年度実績8億7,000万円ぐらいであったので、それを見込んでも、その差額ぐらいが、あとは繰り越しが残るぐらい非常に厳しい状況となっているとの答弁。

総務課では、消防施設の負担金補助及び交付金は、消防の陳情採択にかかるものかの問いに、陳情を尊重して補助金要綱を作成したもので、事業費200万円を限度に補助は100万円を限度として計上しているとの答弁。

税務課関係ですが、固定資産税の返戻金はどんな例があるかの問いに、土地の関係で住宅が2筆にまたがって建っていたため、一方の土地だけに住宅認定をかけて、一方は非住宅用地として課税していたためであるとの答弁。

都市計画区域の評価の仕方で不公平感はない

いかとの問いに、不動産鑑定士による鑑定や地価公示の価格をもとに評価しているとの答弁。

今後の徴収率の見通しはどうかの問いに、推測で話しているが、2月初めに推計徴収実績見込み額では前年より厳しい。市税で約6,000万円、国民健康保険税で約5,800万円が前年度の徴収率と同等の徴収率に持つていくためには不足するようであるとの答弁。

企画課関係では、空港バス吹上から伊作と伊集院駅経由があるが、日吉地域で路線的に見て量があるのではないかと思う。行政から要請すべきではないかとの問いに、各事業所に要望活動はしていないが、今後、精査して要望してまいりたいと答弁。

男女共同参画について、総合計画と懇話会の整合性はどうかの問いに、総合計画は3月議会に提案するという事で作業を進めてきたが、計画の中に男女共同を盛り込んでから懇話会を立ち上げるということで送りましたという答弁でございました。

商工観光課では、観光振興について、官と民の役割を具体的にすべきではないと思う。日置市の面的取り組みについてプロジェクト、コーディネートなどの必要はないか。行政と民間のテーブルが必要ではないかの問いに、行政と商工会、観光協会と連携はできている。商工会の合併、観光協会の合併も必要ではないかと思っているという答弁。

次に、天然塩建物を建てつつある個人の集まりということであったが、建物の法人登記はどうなるのかとの問いに、ことしは館の工事であり、まだ法人化されてはいない。検討させてほしいとの答弁。

消防関係、消防本部では、高層ビルに対してはどのような対処するのかとの問いに、県の農業大学校11階と13階の建物があるが、南さつま市にははしご車があるので協定を結んでいる。伊集院地域の中高層ビルに対して

は、鹿児島市、いちき串木野市と協定を結んでいるとの答弁。

次に、救急車の予備車があるが、これは1台出た場合の対応のためか、車検等の場合のものか、予備の救急車が出る場合はないのかとの問いに、車検、事故、故障等のためである。3台運用を原則としている。今のところ運用していないとの答弁。

以上のほか、多くの質疑が出ましたが、省略いたします。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）、総務企画常任委員会所管にかかわる補正予算については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託されました議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）のうち、当委員会の所管に属する部分についての審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、所管部長、各課長等の説明を求め審議いたしました。

まず、所管にかかわる18年度債務負担行為補正額は4億3,944万9,000円であり、一般廃棄物収集運搬業務、し尿・浄化槽汚泥、海洋処分業務、衛生処理場管理運営業務、クリーンリサイクルセンター施設管理運営保守業務、保健福祉施設等管理運営業務等、新年度契約に伴うものであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

社会福祉総務費20節扶助費は、知的障害

者の施設入所、身体障害者の施設訓練費、デイサービス、重度心身障害者の医療費助成等の執行残3,042万9,000円の減額補正であります。

老人福祉費20節扶助費は、老人の保護措置費や敬老金及び介護手当等の実績見込みに伴う執行残であります。

児童措置費では、保育所入所児童見込み減によるもの、児童扶養手当及び児童手当の執行残による減額補正であり、一時保育促進事業費204万3,000円については、日吉地域2カ所分であり、1カ所129万6,000円の基準額変更によるものであります。

環境衛生費では、19節浄化槽設置整備事業補助金2,684万4,000円は、設置基数の確定による減額補正であります。

老人保健費の繰り出し金5億3,465万3,000円は、老人医療給付費見込み増に伴う計上であります。

塵芥処理費では、コンテナ収集に伴う報償費、機材等の不用残による556万2,000円の減額が主なものであります。

クリーンリサイクルセンター運営費では、施設機器類執行残及びその他プラスチックプレス保管料の見込み計上であります。

し尿処理費では、13節委託料は本庁分の衛生処理場よりの液肥運搬委託の減と、日吉支所海洋処分委託料追加計上であります。

歳入については、それぞれの歳出基準に基づく国、県からの負担金及び補助金、雑入等の補正が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

委員より、浄化槽設置数の大幅な減はどの質疑に対し、昨年実績見込みに対し半分の申し込みであった。浄化槽設置の補助は3分の1である。吹上地区は5人槽見込み55基が37基、7人槽20基が2基、10人槽5基が2基の状況であった。

16年度までの設置状況は、東市来地区1,880基、伊集院地区1,143基、日吉704基、吹上1,270基であるとの答弁。

委員より、不快害虫駆除の状況はどうかとの問いに、昨年、鹿児島緑地会社所有の吹上農園で離島に生息するヤンバルトサカヤスデという害虫が発生し、駆除及び監視を行ってきたが、本年度は発生はないとの答弁。

委員より、し尿処理の問題が緊急課題であるが、その後の状況はどの問いに、吹上東市来地域は、現衛生組合での処理ができ問題はないが、伊集院日吉地域が海洋投棄が禁止となることで緊急事態であり、他組合等へのお願いをし検討中であるとの答弁。

委員より、日吉地域には、昨年までごみ処理機の補助はなかったが、その後の状況はどの問いに、この事業は平成14年度から始まり、2分の1補助で2万5,000円を限度額とし、これまで342基の実績である。東市来101基、伊集院115基、吹上126基であり、日吉もロコミで広がり始め、現在23基の実績となっているとの答弁。

委員より、児童クラブ指導員賃金の不用額の理由はどの問いに、吹上地区での夏休みにクラブを行わなかったことと、時間短縮の分であるとの答弁。

委員より、福祉センターの電気料の動力分をなぜ気づかなかったのかとの問いに、高圧電気がまま移設のままになっており、今回の電気工事でわかったものであるとの答弁。

委員より、環境福祉課は、住民に一番身近な課であり、直接住民意見を受けるところである。住民サービスが公平にサービス低下しないためにも、事務作業を的確に効率的に行われるよう鋭意努力されたいとの意見がありました。

以上のほか質疑等がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し審議を終了。討論はなく、採決の結果、全員一致で本案の所管

に属する部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日の本会議におきまして、産業建設委員会にかかわる補正予算を付託され、3月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産費にかかわる補正予算は1億376万1,000円の減額補正であります。

農林水産課で主なものは、農業振興費の負担金補助及び交付金は、中山間地域等直接支払い交付金で、急傾斜2万1,000円、緩傾斜8,000円が8割負担になったために減額であります。

農業振興育成事業費の農業近代化資金利子補給事業は、39件分の補助額決定による減額であります。

畜産業費の負担金補助及び交付金は、畜産基盤再編総合整備事業の事業年度変更による減額であります。

農地費の委託料は、日吉地域のかんがい排水事業の計画書作成で、事業費見直し及び地元協議が必要なため減額であります。

工事請負費の県単農業農村整備事業は、中川、恋之原、下與倉の農道舗装や頭首工などの入札執行残による減額であります。

林業振興費の投資的委託料は、県単補助治山事業測量設計の執行残による減額補正であ

ります。

次に、土木費にかかわる補正予算は1億2,805万2,000円の減額補正であります。土木建設課で主なものは、道路維持費の委託料は、吹上、伊集院の植栽管理、道路維持などで、事業費確定による執行残であります。

道路新設改良費の工事請負費は、地方道路整備臨時交付金事業で、保証金へ組み替えのため減額であります。

まちづくり交付金事業、一般道路整備事業は、事業費確定に伴う減額や、事業変更に伴う執行残であります。

土地区画整理費の工事請負費は、湯之元の土地区画整理交付金の減額など執行残による減額補正であります。

公有財産購入費は、JR土地の土地購入費の執行残による減額補正であります。

住宅建設費の工事請負費は、公営住宅建設費の執行残額の減額であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

認定農業者等担い手育成対策事業費の県補助金の減額の理由はとの問いに、これまで市が行っていたが、17年から県が事業主体になった。日置管内では、伊集院農林事務所と日置農業改良普及センターがセットで担い手育成対策協議会を立ち上げているとの答弁。

畜産基盤再編総合整備事業費で大幅な減額であるが、その内容を示してもらいたいとの問いに、この事業には2人の方が申し込んでおり、吹上地域の方が計画していたが、悪臭等が発生するというので、地域住民の反対に遭い、17年度は断念して、現在は金峰町の土地で予定をしている。

伊集院地域の方は、今月の中旬に営業を開始することになっている。この減額については、16年度に事業を繰り上げたため、市を通じて納める必要がなくなったとの答弁。

土木建設課では、東市来の計画していた美

山パーキングの見直しと見直しはどうなっているか。また、インターチェンジを計画しているが、どのような状況かとの問いに、旧東市来でパーキングの奥を埋めてスペースをつくる計画があったが、結局、この計画は取りやめになり、土地は測量した上で地権者に返すことになった。インターチェンジは5,000万円ぐらいを見込んでいたが、各種の規制や道路整備、建設費、標識料など、まだ正式な額ではないが1億3,000万円ぐらいはかかるのであると聞いているとの答弁。

がけ地近接危険住宅移転事業費を減額にしているが、県からの補助もあるが、どのような状況かとの問いに、この事業は本人が申請して、危険住宅を除去して、移転する方に移転費用と借入金利子補助を行う性質のもので、移転による用地取得や建設費は自分で負担しなければならないとの答弁。

都市計画では、現在、湯之元と徳重地区の土地区画整理の事業費ベースでいくと、進捗状況はどうかとの問いに、年度末見込みの事業費ベースでは、徳重が87.4%、湯之元が11.88%であるとの答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第35号日置市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）のうち教育委員会関係について、教育文化常任委員会における審査の経過と結

果について報告をいたします。

3月3日、第3委員会室において委員全員出席、また執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め委員会を開催いたしました。

なお、審査は1、教育総務課、2、学校教育課、3、社会教育課、4、市民スポーツ課の順で課ごとに説明を求め質疑して審査を進めました。

その中で、主な事項のみについて申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。

款10項1目1教育委員会費減額の157万8,000円、目2事務局費減額の195万3,000円、項2目1小学校管理費減額の444万3,000円、主なものは、委託料の減額、目2教育振興費減額の568万7,000円、主なものは、使用料及び賃借料の減額、目3学校建設費減額の703万円、主なものは工事請負費の減額、項3目1中学校管理費、減額の450万4,000円、目2教育振興費、減額の533万7,000円、主なものは、使用料及び賃借料の減額、目3学校建設費、減額の5,659万7,000円、主なものは、上市来中学校の工事の執行残及び入札額の残、項4目1幼稚園費、減額の337万6,000円、項5目1社会教育総務費、減額の969万3,000円、目2公民館費、減額の558万5,000円、目3図書館費、減額の2,450万3,000円、主なものは、吹上図書館新築工事及び外構工事請負費の執行残、目4社会教育施設費、減額の1,136万円、主なものは伊集院文化会館屋根防水改修工事等執行残、項6目1保健体育総務費、減額の170万4,000円、目2体育施設費、減額の429万円、目3給食センター費、減額の111万4,000円。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

目9教育使用料、減額の132万円、目3上市来中学校屋内運動場建設費国庫負担金

3,183万4,000円、目6教育費国庫補助金減額の3,557万8,000円、主なものは、小中学校費及び幼稚園費国庫補助金の減。

それから、教育費県委託金、減額の380万7,000円、このような説明がなされました。

続いて質疑に入りましたが、質疑と答弁の主なものについて報告いたします。

1、教育総務課学校教育課関係、委員より、小中学校でのパソコンはどんな割合で設置されているか、実態を知りたい。また、その電磁波に対する健康対策は講じているのか。中学校では、週何時間のパソコン事業で、その資格を取るための対策を何か講じているのかとの質疑に対しまして、例えば、パソコン室に40台あり、1学級40人おれば原則として1人1台使えるようにしてあり、パソコン室のパソコン数は学級の人数が最も多いところにあわせて入れている。

電磁波に対する健康被害については、今後調査していく。

パソコン授業は、学校によって差があり、細かく調査してみるが、中3で技術の中の情報の時間は2週間で1時間ぐらいである。その他、総合的な学習の時間に、インターネットを使用している。資格は、自主的な努力によって取得してもらいたいので、特別な対策はとっていないとの答弁。

委員より、上市来中学校の体育館工事の落札率はいくらであったかとの質疑に対しまして、予算の2億6,537万8,000円に対し、入札の執行残は4,837万円であるので82.7%の落札率であるとの答弁。

委員より、説明集の10ページ、節3の幼稚園費国庫補助金減額の224万2,000円の理由は何かとの質疑に対しまして、東市来の方であり、12月補正で落せばよかったが、この3月補正で落した。幼稚園奨励費国庫補

助金は、全員に出るようになっており、多い人で年額20万円ぐらい、少ない人で7万円ぐらいである。国の基準に従って市民税額によって5段階に区分されているが、今回は、事業費確定に伴う減額であるとの答弁。

委員より、予算書35ページ、奨学金資金に関連して、本市の奨学資金貸与の返還状況とその未納者で一番長い人は何年からか、未納者に対してはどう対処しているか、また、奨学制度の種類と同額応募状況、選考委員、選考基準などはどうなっているか等の質疑に対しまして、基金は1億461万円あり、そのうち貸付中が約5,200万円、未納金が約600万円で、未納者は32名、預金が約4,600万円である。今、一番長い人は、昭和56年から借り始め、昭和63年から返還が始まった人である。督促状を数回出して保護者から連絡してもらったり、その家庭を回ったり、いろいろな手段で対処をしている。

日置市奨学資金貸付基金条例に基づいて選考委員は、教育関係者10名で、選考基準は所属を参考にして家庭の事情を見て決定している。金額は、大学生2万円、専修学生2年専門課程2万円、高等科課程1万円、高校生1万円である。平成17年度は17名応募があり、2名を落されたとの答弁。

委員より、給食センターの滞納金は400万円ぐらいあるとのことだったが、滞納金が400万円あるのに2,700食の質が変わらない理由は何か、また、給食費の滞納をなくするため、日置市内で統一した徴収方法は考えられないかとの質疑に対しまして、平成11年から16年までの滞納繰越金は500万円であったが、100万円徴収して400万円になった。400万円は11年から16年までの各年の積み上げの数字であり、毎年入札で給食をやっているので、献立に影響はなく質は落ちていない。現在、伊集院のみ口座振替になっており、ほか3地域はなっ

ていないので、各地域の徴収方法に任せ統一はしないとの答弁。

2、社会教育課、市民スポーツ課関係。委員より、東市来文化交流センターの開館後4カ月経過の感想と問題点は何か。また、利用のニーズはどうかとの質疑に対しまして、文化交流センターの特徴を生かして、音楽関係の催しを行うよう心がけている。始まったばかりで空調の調整等の問題もあるが、実施したアンケートの結果では、おおむね好評で立派な施設にびっくりしたが、特徴を生かした事業を月1回はやってほしいとか、看板設置等の要望もあるので、施設の看板等も準備中である。利用者の人数は集計していないが、自主事業のコンサート等は満員が多く、その他の催しも300人から400人は入っているとの答弁。

委員より説明資料82ページ、筆耕賃金についてと28万9,000円残った理由を説明してほしいとの質疑に対しまして、事務の補助をしてもらうため臨時筆耕者を雇っているが、時給640円で1日7.5時間、1月14日以内としている。

図書館の司書補は司書免許が必要であるが、東市来図書館ほか臨時雇用者の日数減による執行残であるとの答弁。

委員より、説明資料の79ページ、子育て学習講演会、ジュニアオーケストラ、講師謝金等、執行残71万8,000円あるが、その理由と謝金の内訳はどうか。また、講師の定年はないのか等の質疑に対しまして、部門ごとに庁外からの欠席者が10名であった。謝金は、今まで3,000円ないし4,000円でまちまちであったが、18年度4月より市内4,000円、市内の中の地域外から来る人5,000円、市外から来る講師6,000円に統一する。定年はないが、後継者を育ててほしいとの要請あり、ケース・バイ・ケースで考えていきたいとの答弁。

委員より、吹上にできる図書館の概要と利用者の年間見込み数を知らせてほしいとの質疑に対し、開館予定は5月11日午前中、蔵書数は、開館時3万2,000冊、その後5万冊、このうち新刊は4万4,000冊、本体床面積1,085.84平米、約300坪、図書館敷地5,280.56平米、本体工事請負費、鉄筋平屋3億4,125万円、町有林の木材を床、壁、天井材に使用している。子供に優しいのが特徴で、児童図書数は約4割、普通なら3割、16年の入館者は5,788名だったが、新館開館後は1万人規模を目指したいとの答弁。

委員より、スポーツ合宿の件数はどうか、また、スポーツ合宿誘致の担当課窓口はどこか、また、吹上で合宿した関東学院大学野球部、陸上部の誘致の仕方を聞きたいとの質疑に対しまして、4地域おののけにスポーツ合宿はあるが、その件数はあともって知らせる。伊集院と吹上では市民の利用とスポーツ合宿で摩擦があるが、摩擦を避けて合宿誘致をネットワークして積極的に進めていきたい。

施設の維持管理の観点から、合宿の受け入れ窓口は商工観光課では無理で、市民スポーツ課で仕方ないと判断している。

吹上出身の卒業生のコネで、鹿児島県と全国の同窓会に呼びかけてもらい、下見もしてもらって誘致が実現したとの答弁。

委員より、伊集院の駅伝大会は、昨年から陸上競技場に変更したが、その後の状況と市民の声はどうかとの質疑に対しまして、8月15日から11月13日に変更し、アンケートもとったが、8月15日の意見もあったが、交通事情悪化の中で各集落を回るのは難しいので、今のやり方に余り反対はなかった。区間の見直しや年代別の分け方、女子の区間等に意見はあったが、やめるとの意見は余りなかった。安全面や暑さを考慮して、今後とも今のやり方を継続したいとの答弁。

委員より、体育施設の指定管理者制度の利用をどのように考えるか。また、今後の利用の見通しはどうかとの質疑に対しまして、今回は、湯之元球場と東市来体育館の2カ所のみで、いずれも今までの委託先を指定管理者に指定するものだが、ほか施設については、今後直営しながら検討していくべきで、数も多く、すべての指定は難しいのではないかと。かえって高くついたり地域とのつながりが薄れることもあり得るので、よく考えて実施しなければならぬと思うとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第35号平成17年度日置市一般会計補正予算（第9号）のうち教育委員会の関係で当委員会に属する案件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

総務委員長に1点、環境委員長に1点。

前のたしか議会だったと思うんですが、人口に対する消防署員の不足が出て補充するというようなことが回答になっていましたが、補充されたのか、そこ辺の話し合いはあったのかなかったのか。

環境委員長には、緊急通報体制について現状がどうだったのか。ちょっと今聞き取れなかったもので、その2点だけ質問いたします。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

松尾産業建設委員長より発言の申し出がありますので許可いたします。

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

一部修正がございますので、これを報告します。

実は、最初で農林水産課の関係で申し上げましたけれども、その中で農業振興費の中山間地域等直接支払い交付金で、急傾斜2万1,000円、緩傾斜8,000円が8割負担になったためというふうに言いましたが、8割の交付になったために減額であるということで「交付」に変えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

大変、失礼いたしました。余りにもたくさんの質疑が出てページをうまくめくれませんでした。

坂口議員の質疑にお答えいたします。質疑が新規採用3人となっているが、どうなるのかという答弁に、66人に3人ふえても67人ぐらいにおさまるではないかと思う。消防団と研修との関係が出てくるということで、まだ、本庁の人口規模からいってはまだまだ少ないんだが頑張ろうという答弁でございました。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

お答えします。

先ほどの緊急通報システムの件であります。これは、吹上地区で実績が2件あったということと、これは自己負担が伴うというものであります。特段、審議はありませんでした。

○18番（坂口ルリ子さん）

安心・安全のまちづくりに消防署員が人口比で足りないということは、やはり不安なことですので私も質問したわけですが、たしか66年に3人て聞いたんですけど、そうじゃなくて66人今現在いるわけ。そして、

3人18年度でふやすちゅうことですね。そうですか。それでもまだ足りないだろうと思いますが、なるべく補充をしてほしいということは、議会としても要求すべきじゃないかと思ひます。

それから、次の緊急システムですが、お年寄りが1人ぼつんと死んでいて発見されたというようなことが日置市にないようにと、私もいつも思っております。たった吹上にこの緊急システムをしてる人が2人だけしかないちゅうのは余り少ない。伊集院も何かベル押して緊急装置をつけたという人私も知ってるわけですが、吹上だけ2人だったのか。ほかの町には本当はないのかなと今首をひねりたくなるんですが、また、後これは担当課で私も聞いてみたいと思ひます。

実は、このことについて一般質問するはずでしたけれども、これをおろしたもんですから、次の議会ぐらいで質問してみたいと思ひます。自己負担の金額は幾らでしょう。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今、持ち合わせはないんですけど、たしか数年前からの事業だと思ひますが、設置料が要ると思ひますが。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってください。長野さん、ちょっと2人で質疑応答じゃないんですから、そういう審議がなされたかなされないか、坂口さん、そういう尋ね方でしていただかないと。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

先ほども申しましたが、この件については審議はなされませんでした。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいです。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。全員起立です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第36号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第5 議案第37号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第38号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、議案第36号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第37号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第38号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）、以上3件を一括議題とします。

3件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託

されました議案第36号、議案第37号及び議案第38号についての審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、所管部長、各課長等の説明を求め審議いたしました。

以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第36号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ188万7,000円を追加し、総額58億1,449万8,000円とするものであり、歳出の主なものは一般被保険者、退職被保険者等の医療給付費、国民健康保険病院への繰り出し金等の見込み増、旧町借入金返済金の執行残であります。

17年度国保基金財政状況については、保険給付費見込みが医療費の予想以上の増加で前年度より3億2,100万円、8.85%の伸びとなった。これは、法改正により75歳まで老人保健事業への移行がなされず、国保被保険者として残るためである。

逆に、老人保健拠出金は、19年度まで被保険者が増加しないため、前年度より9,500万円、8.89%の減である。介護給付金は、被保険者の増で12.39%の増となった。基金は、税収が伸びず、医療費が伸びたことにより、当初旧4町持ち寄り額3億3,200万円のうち7,553万円取り崩さざるを得なくなり、17年度末残高見込みは2億7,067万円となった。予備費6,800万円は、18年度への繰越財源とするとの説明でありました。

委員より今後の国保会計のあり方はどの問いに、17年度はそれぞれ環境の違う持ち寄り予算で統一してなかった分もあった。18年度は一本化した予算であるので、執行状況等の把握もわかりやすくなる。国保税については、合併協議に基づき検討していきたいとの答弁。

委員より、レセプト点検のあり方はどう考えるのかとの問いに、個人、業者委託それぞれメリット・デメリットがあり、今後の検討が必要であるが、今のところ個人委託を行うとの答弁。

委員より今後さらに疾病予防の推進を図られ、健全なる運営に努められたいとの意見がありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ2億1,908万4,000円を追加し、総額92億9,243万1,000円とするものであり、歳出の主なものは、医療給付費1億6,548万2,000円、繰り出し金5,473万9,000円の見込み計上等であります。

委員より、年々医療費が増加する原因をどう考えるのかとの問いに、老人保健医療費は、予測がつかず減る傾向にない。医療費の適正化事業への取り組みをさらに進め対処していきたい。

なお、老人保健負担割合については、個人負担10%、国負担30%、県負担7.5%、市負担7.5%、残り拠出金負担45%であるとの答弁。

委員より、今回、予算書記載の単純ミスとはいえ、金額的にも大きく、あらゆる面において支障を来すことであり、チェック体制の充実を強化されたい。また、職員の連携を図られ、常に緊張感と危機管理意識の高揚に努められたいとの意見がありました。

審議を終わり討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号平成17年度日置市特

別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ733万5,000円を追加し、総額3億1,887万円とするものであり、歳入の主なものは、施設介護サービス収入の減額見込み等であり、歳出については予備費等の見込み計上であります。

委員より、施設利用者の滞納分とあるがどうかとの問いに、合併前の3月分のものであり、現在、滞納者はいないとの答弁。

委員より、訪問調査委託料が要らなくなった理由はとの問いに、訪問調查看護支援専門委員からの情報により行っていたが、10月に広域連合が廃止となったため不要となったとの答弁。

委員より、入所者の通帳管理のチェック体制はとの問いに、毎月収支内訳内容の通知を保護者に通知しているとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第7 議案第39号平成17年度
日置市公共下水道事業特別
会計補正予算（第4号）

△日程第8 議案第40号平成17年度
日置市農業集落排水事業特
別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第39号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第8、議案第40号平成

17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第39号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、3月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算は、歳入歳出それぞれ351万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,982万5,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金と基金繰入金を減額しております。

歳出では、総務管理費と下水道整備費を減額しております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

下水道整備費の委員の報酬辞退による減額があるが、今後どうするつもりかとの問いに、委員の方のうち保健所所長等が公務で来ているために辞退された。今後委員を選任する以上、報酬は確保していくとの答弁。

放流水の検査結果は、どのような結果かとの問いに、検査結果については、基準をクリアしている。毎月の軽微な検査は処理場にて検査している。重金属の検査分は業者委託して検査の上、県に提出しているとの答弁。

以上で質疑を終了。所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第39号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

以上、ご報告申し上げます。

次に、ただいま議題となっております議案第40号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、3月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算は、歳入歳出それぞれ128万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,537万円とするものであります。

歳入で主なものは、基金繰入金を減額しております。

歳出では予備費を減額しております。

次に、質疑に入りましたが、質疑はなく、所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第40号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第9 議案第41号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第10 議案第42号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第41号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第10、議案第42号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題とします。

2件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第41号平成17年度日置市国民宿舎事業特別

会計補正予算（第3号）、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日、本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、3月3日と3月6日に委員会を開催し、所管課長、係長説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

本案は、現行予算の額に歳入歳出それぞれ1,302万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億7,145万6,000円にしようとする提案されたものであります。

債務負担行為の補正は、18年度にかかわる吹上砂丘荘管理運営業務の追加であります。

歳入では、1款経営収入1項事業収入の1目利用料金収入112万円を減額し、宿泊者が見込み減によるもの、一方、休憩料は見込み増により138万円の増額、2目物品売上収入340万円の減、宿泊見込み減に伴い700万円の減額し、飲み物料140万円を減額、一方、売店売上料500万円増額したものです。

4款繰入金2目財政調整繰入金を850万円全額減、マイクロバス購入の予定であったが、部品調達で買いかえの必要がなくなり、先送りしたものであります。

歳出では、1款経営費1目総務管理費を1,167万円減額、人件費の減、備品購入費、マイクロバス購入見送りのための減、2目の一般需用費135万円の減は、業務用消耗品と賄い材料費等の減であります。

質疑に入りまして、今回の指定管理者公募になるが、合併して自分たちの施設という意識が薄れていくのではないかと、商工観光課ではなく地域振興にした方が地域のためにも職員の意識のためにもよいのではないかとありますが、その辺はどう考えるかの問いに、吹上砂丘荘、江口浜荘があるが、離れていると苦情など耳に入らない面もある、検討してみたい

との答弁でありました。

そのほか多くの質疑がございましたが、内容を省略いたします。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第41号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第4号）、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日、本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、3月3日と3月6日、委員会を開催し、所管課長、係長の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

本案は、現行予算の額に、歳入歳出それぞれ2,944万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,009万8,000円にしようとする提案されたものです。債務負担行為の補正は、18年度からにかかわる江口浜荘管理運営業務の追加であります。

今回の補正は、大幅な宿泊室利用者の見込み減で、歳入では1款事業収入1目の利用収入で4,014万9,000円の減で、宿泊料、室利用料、食事料、酒料及び飲み物料の減で、2目売り上げ収入、3目その他の収入の減です。2項営業外収入で、雑入でも消費税の減となりました。

3款繰入金の1目で一般会計繰入金を1,500万円を増額しようとするものです。歳出では、1目事業運営費で2,944万5,000円減額、補正で人件費、需用費、原材料費等を減額しようとするものです。

質疑に入りまして、職員を削減することになっているが、余っている職員をこのような施設につき込むという方法はできないのか。人

材を活用する方法、20歳代、30歳代を優秀な職員を活用しそれを市に戻す、民間からもスカウトが来るぐらいのことを考えなければならぬと思うがどうかとの問いに、余剰人員がいると思われるかもしれないが、早期退職者、定年退職者また包括支援センター、介護など人員をふやさないとという面もある。余剰人員があれば、研修を行い人材を育成できる。長期職員にすれば人件費も要る。現実には非常に厳しい。民間発想は必要であると思うとの答弁。

修繕費等履行できなかつたとあるが、経営は大変であると思う。現場の職員声はどうかとの問いに、30件程度の修繕は行った。13年度の民間の支配人を入れて伸びてきたが、施設の改修につき込んでいるので苦しい面もある。やるだけのことはやりたいという支配人の考えであるとの答弁。

以上で、多くの質疑がありましたけれども、省略いたします。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

41号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第11 議案第43号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第44号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第13 議案第45号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第43号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第44号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第13、議案第45号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業

特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題とします。

3件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑳や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑳や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第43号、議案第44号、議案第45号について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、所管部長、各課長の説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第43号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ10万円を減額し、総額565万7,000円とするものであり、歳入については温泉使用料見込み減によるものであります。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳出の主なものは、浴場内清掃委託料27万9,000円は執行残によるものであります。

委員より、公衆浴場の任期はどうかとの問いに、毎年4万6,000人から4万8,000人の利用客があり、ことしは600人程度ふえている状況である。昨年、貯蔵タンク改修により湯の花もなくなり、温泉水がきれいになったことにもよるとおられるとの答弁。

委員より、委託料の執行残であるが、清掃面での支障はないかとの問いに、年1回、天井等の清掃分の入札残によるものであるが、以前と比べ仕上がりがきれいでないという声

もあり、今後、清潔感等には十分配慮していきたいとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

歳入については、貸付金元利収入320万5,000円に伴い、起債償還金の減額補正であります。

委員より、貸付金返済の期日はいつ終わるのかとの質疑に対し、借入者については平成27年度、起債償還については平成30年度であるとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第43号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第14 議案第46号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第14、議案第46号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております、議案第46号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の産業建設委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、3月6日委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

提案された補正予算は、歳入歳出それぞれ1,840万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億361万1,000円とするものであります。歳入では、繰越金と事業債を減額しております。歳出では、水道管理費を減額し、公債費を増額しております。

次に質疑に入りましたが、質疑はなく、所管課長の説明で了承し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第46号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第15 議案第47号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第16 議案第48号平成17年度日置市国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第15、議案第47号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第16、議案第48号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題とします。

2件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第47号並びに議案第48号について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査に当たっては、所管部長、各課長等の説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第47号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれ8,132万5,000円を追加し、総額25億6,889万2,000円とするものであり、歳出の主なものでは、居宅介護サービス及び施設介護サービス、居宅支援サービス等の給付の増額、特定入所者介護サービス費等の増額見込み計上であり、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、高額介護サー

ビス費等は、執行残による減額補正であります。

委員より、介護保険2期目の最終年に当たり、介護保険の状況はどうかとの問いに、介護保険導入2期目の3年目に当たり15年度、16年度で1億1,000万円の基金積み立てもできた。広域連合解散に伴い、負担の多いところが別になって余裕が出るのではと思っていたが、増額の状況になったが、基金取り崩しもなくスムーズにいったのではないかと。新年度より新予防給付等が始まる予定であるが、次の3年間を乗り切る取り組みに努めていきたいとの答弁。

委員より、特定入所者介護サービスの内容はとの問いに、昨年10月の法改正にかかわる施設利用料金の食費、居住費に係る低所得者分の収入減額を保険料で負担する。利用者負担は第1段階から第3段階になっているとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

資本的収入予定額254万7,000円は、国民健康保険特別会計繰入金であり、患者、輸送車、生体情報モニター装置、いす式階段昇降機購入に係る見込み計上であります。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第17 議案第49号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第17、議案第49号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております、議案第

49号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）の産業建設委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、3月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

今回の補正で主なものは、収益的収入では水道料金の見込み減額であります。収益的支出は、原水及び上水費、排水及び給水費、総係費などの減額であります。補正の総額は、2,134万円を減額し、収益的収入、収益的支出をそれぞれ4億4,834万7,000円とするものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。基金残高と18年度以降の水道料金改正は、についてはどうなるかとの問いに、水道料については平成18年度に料金設定をし19、20、21年度に調整する予定である。基金については、手持ち資金として約6億5,000万円程度ある。簡易水道の日吉吹上で積み立てていたものが約4,000万円ある。ただし、事業の運営から考えると、日吉吹上はこれまで一般会計からかなり繰り入れをしており、来年度から公営企業法に乗った事業をしていくとなると、これまでなかった減価償却費などが必要になってくる。18年度に値上げを決めても、運営は非常に厳しいとの答弁。

以上で質疑を終了。

所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第18 議案第50号平成18年度日置市一般会計予算

△日程第19 議案第51号平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第20 議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第21 議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

△日程第22 議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第23 議案第55号平成18年

度日置市農業集落排水事業特別会計予算

△日程第24 議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第25 議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算

△日程第26 議案第58号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第27 議案第59号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

△日程第28 議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

△日程第29 議案第61号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第30 議案第62号平成18年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第31 議案第63号平成18年度日置市国民健康保険病院事業会計予算

△日程第32 議案第64号平成18年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第18から日程第32、議案第50号から議案第64号までの以上15件を一括議題とします。

この15件につきましては、さきの本会議において提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することにしておりましたので、これから総括質疑を行います。

まず、議案第50号について、質疑はあり

ませんか。

○13番（田畑純二君）

平成18年度施政方針及び予算説明について、市長に下記3点ほどお尋ねいたします。

まず、資料の2ページ8行目、「2度とこのようなことが起こらないように、外部委員による入札等、監視委員会を設置し、入札制度の改善等について研究を進めているところであります」とありますが、入札等監視委員会について、下記4点お聞きしますので答弁願います。

まず1、人数と構成メンバー、それとこれは市長の諮問機関であるのかどうか。それと2番目、委員会の任期と開催の時期。これにつきましては、平成18年度当初予算説明資料40ページでは、謝金として5万5,040円、5名分掛ける5が27万5,200円と予算計上してありますが、これとの関連。それから3番目、今までの委員会で研究された入札制度の改善点の概要見込み。4番目、いつごろまでどんな改善点が期待できそうですか。また、この委員会に何を期待しておりますか。ちなみに平成18年度当初予算説明書40ページでは、財政管理化、電子入札システム開発費負担金358万6,000円とありますが、どこでだれといつごろまでに開発する予定か、内容をわかりやすく具体的に説明してください。

それから2番目、資料の5ページ14行目「公営住宅については、紙屋敷住宅、中園住宅、新宮住宅等の整備に努めてまいります」とあります。私は、昨年9月議会の一般質問で次のように質問しました。「日吉地域の榎園、住吉、松山公営住宅の建てかえはいつごろで、どのような建物を予定しているか」という質問に対しまして、市長の答弁は次のようなものでありました。「榎園団地については、平成15年度に全体計画の基本設計を実施しており、鉄筋コンクリート3階建て

27戸で計画されている。今年度策定する日置市総合計画に位置づけて整備していきたい。住吉、松山団地についても、基本設計を実施していないが、日置市全体を見渡した中における整備計画を策定して、おのおの順次整備をする予定」との答弁でした。その後、具体的にこれらの案件についてどのように進めているか、教えてください。

それから、資料の5ページ19行目、教育部門の中で「伸びゆく塾事業を市全域に拡大し、子供たちの学力向上に努めてまいります」と述べられています。この伸びゆく塾事業とはどういう内容のものか。わかりやすく具体的に説明してください。

以上3点。

○市長（宮路高光君）

1番目の外部監視委員会の委員会でございますけど、今まで2回ほど実施をしております。構成メンバーは5名でございます。特に今17年度におきます入札の結果の検証をしておるということでございます。詳細につきましては課長に答弁させますけど、基本的に入札制度の仕組みの中で、それぞれ今、競走入札でございますけど、一般入札とか公募型とかいろいろと入札制度の中がございますので、ここあたりも十分論議をしていただきたいというふうに考えておまして、また、今事前公表をしております。この事前公表が適切なのか、この検証もさせていただきますし、また最低制限を設けておりませんが、今後この最低制限等を設けて実施すべきなのか、もろもろいろいろと検討することがたくさんございまして、基本的には来年の3月まで、あと1年間という中におきまして、5名のそれぞれの学識経験者の皆様方から意見をまとめていただき、これは市長の方に答申をしていただきたいというふうに考えておることでございます。

また、2番目におきます公営住宅でござい

ますけど、18年度の予算計上につきましては、基本的に継続事業を実施する。特に、公営住宅につきましては、今後、さっきも答弁申し上げましたけれども、今後日置市におきます全体計画の中で事業を進めていかなければならないというふうに思っておりますけど、基本的には、やはり一番大事な国の補助事業、これが最優先してくるといふふうに思っております。大変今は厳しい財政事情の中におきまして、国の中におきます枠に決定、位置づけることができるのかどうか、そういうことを今後検証していきたいというふうに考えておりますけど、公営住宅につきましては、とりあえず継続事業が終わった後でないと、新規のものは大変難しいということを考えていただきたいというふうに思っております。

伸びゆく塾につきましては、教育長の方から答弁させますので、ひとつよろしくお願ひします。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、伸びゆく塾につきましてご説明をいたします。

この伸びゆく塾につきましては、学力につまずいている児童を対象にいたしまして、学習支援と確かな学力の定着を図るといふ目的で行うものでございます。毎週土曜日に年間40日間を予定をいたしておきまして、午前中の9時から12時までを予定をいたしております。昨年度までは、伊集院の活性化支援センターで実施をいたしておりましたけれども、ことしは4地域に広げて、これを実施をしたいということでございます。1カ所の1地域の対象者といたしましては、約20名程度を予定をいたしております。

なお、学習については、昨年度は算数を行っておりましたので、またことしもそういう状況になろうと思っております。

なお、具体的には班に分かれておきまして、中学年、高学年の2班に分かれて実施をする

ということで、現在は考えておるところでございます。

以上です。

○財政管財課長（福田秀一君）

入札等監視委員会のメンバーでございますが、5人でございます。公認会計士の先生がお一人、それと大学教授の方がお二人、それと弁護士の先生がお一人、それと学識として住民の方でございますがお一人となっております。

それと、任期と開催時期の関係でございますが、任期につきましては一応、平成19年の3月までということにいたしております。

それと、委員会の開催時期につきましては、四半期ごとに、四半期ごとといひますか、1年に定例的に4回を一応予定をしております。先月2回目を開催しましたけれども、新年度は5月、8月、11月、2月、それと謝金の件ですが、それと臨時的なのを1回を予定して、5回ということでご予算計上いたしております。

それから、いつまでに何を期待するかということでごございましたけれども、一応ことしの8月には、一応の改善案といひますか、本市にふさわしい入札制度、契約制度を一応提案をいただくということで進めてもらっております。

それから、財政管理費の中の19節負担金の件でございますが、これにつきましては、県が音頭をとりまして電子入札の開発を今進めているところでございます。18年度に詳細設計をしまして、19年度から施行すると。20年度以降に本運用をしていくというものでございまして、おおよそ概算の経費が5億円ぐらいかかるわけですけれども、これの半分を県が持ちまして、残りの半分を市町村が持つということでございます。一応、人口割とかで試算をしてありまして、本市の18年度の負担金が、先ほどおっしゃいました358万

6,000円ということでございます。これにつきましては、ことしの3月末で合併が一通り終われば49市町村になるということでございますけれども、その団体で一応計算をしてございます。

その参加する団体によっても負担金が変わる可能性もあるわけですが、これにつきましては、市町村には負担させないで県が負担すると、今のところはそういうふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

平成18年度当初予算241億3,960万円という額になりましたけれども、まず市長にこの当初予算の編成作業において、最も苦慮したことをお伺いをしたいと思います。

それから、この厳しい財政の中で18年度、合併時に4町の一体化を図るとするのは当然でありますけれども、18年度としては、こういった中でどのようなことが重点的な施策とされるのかということ、まずお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

今回、241億円程度の当初予算でございますけど、やはり一番苦慮して編成したのは、歳入の確保ということでございます。特に、今は市税におきましてもそのような大きな伸びもない中におきまして、特に交付税の額が恐らく大変厳しい環境であるというふうに思っております。また、なるべく起債等におきます借りを縮小していく。これが基本的な考え方の中で、今回編成に当たったというふうに思っております。

特に18年度の重点的な施策ということでございますけど、基本的にはさっきも申し上げましたとおり、17年度を含めまして16でも結構でございますけど、それぞれの

旧町におきます継続事業を最優先して予算計上しております。早く継続事業を終了していきたいと、そのように考えております。

特に、今回の中におきますイントラネットの事業の中におきまして、特に4町を一体化していくにおきます、それぞれの情報伝達を含めた中におきます地域格差といいますか、距離を縮めていく、そういう感覚の中におきまして、早くイントラ整備をやっていきたいと、これが一番大きな18年度におきます重点的な事業内容になってくるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

大変厳しい中であるということで、交付税などがしっかりと確保されるだろうかというご答弁でございました。私も当然そう思います。最も基本的な中心交付税であります。平成17年度の実績で75億8,250万円という実績であります。

今回、当初予算で75億円という見込みであります。国はご承知のように対前年比9.5%の減の交付税会計であります。1兆5,584億円、この日置市が合併する前、16年度、四つの町が受けていた交付税の合計が82億9,000万円、それからこの平成17年度、1年間の交付税が75億8,250万円ということありますから8.53%の減であります。75億8,200万円の実績に対して、そう変わらない75億円を今回交付税に見た、その根拠というのをお示しをいただきたいと思います。8.3%、単純に減をすると交付税は69億3,000万円ぐらいの予定になるんじゃないかという気がしますが、平成18年度に何か国からの特別な交付税の算定の基準というのがあるのか、この75億円を見込まれた根拠をお伺いをいたします。

それからもう一点、基金でございます。基金の繰り入れを約20億円、19億9,900万

円、貯金を取り崩すということでもあります。当然、厳しい中で基金を運用していくというのは、これはどうしようもないことかもしれませんが、財調は当然、財政の調整の機能、それから減債基金はやっぱり借金を返すために、本来積み立てていくべきものがありますし、施設整備基金、これも大型の施設をつくったりとかといったようなことのためにであります。

しかしながら、多くの基金の中からこの三つぐらいが大体運用がきくのかなというふうに思っておりますけれども、18年度でおよそ20億円繰り入れを、貯金を崩しますと、実際この三つの基金の残高が3億円ぐらいしか残らないということになります。予期せぬ災害や大規模な支出が必要になったときに、これで大丈夫なのかという気がいたしますが、この基金の繰り入れ、基金が少なくなっていくということについては、どうお考えなのかということをお伺いをいたします。

それから、歳出でございますが、大変厳しい中でしっかりと歳出を抑えていかないとならないという点で、一つ、昨年、私は質問もいたしました、共済組合特別負担金がございます。総務費の一般管理費の共済組合負担金、これ1億5,100万円というふうに出しておりますが、恐らくこれにその負担金が入ってるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。その額は幾らぐらいになりますか。投資的経費を抑えたり補助費を抑えたりしながら、内部ではやっぱりこういったことがあるというのは、どうもおかしい気がいたします。

それからもう一点、給与明細票の給料及び手当の増減額、この明細が出ておりますが、11カ月の17年度でしたので12カ月に18年度がなります。1カ月分ふえるというのは、これは十分理解できます。それから消防署あるいは広域連合といったようなところ、

塵芥もでしょうか、日置市の中に職員が入って、その人件費がふえるというのは、これは当然私、理解できますが、その以外のといいますか、例えば昇給によるというような部分も表現をしてありますが、大変厳しい中で、こういった中でやっぱり昇給というのが含まれてるのか、その額が大体大まかどれぐらいになるのかということをお示しをいただきたいと思っております。

以上、2点お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

特に交付税の算定でございますけど、今ご指摘のとおり、今回におきます75億円の交付税を上げております。特に、普通交付税はそれぞれの計算基礎に基づいて行われるものでございまして、また特別交付税、17年度におきましては約6億円程度の交付税の額を計上しておったということございまして、今回これを8億円程度、2億円程度上げておる。これは17年度、ことし3月の中旬ごろ17年度の特別交付税の確定が参りますので、今、私ども6億円程度上げておりましたけど、これが今12月に3分の1程度入ってきておりますので、基本的にここが約10億円程度になるのかなと。これは合併という一つの大きな事業をした中におきまして、通常、合併してなかったら、ない町村におきましては、特別交付税が3分の1程度、昨年からどこも減になっておりますけど、今回17年度におきます、この特別交付税におきます算定が、ある程度見込めたと。確定的には、ことしの今月の中旬ごろに確定するというところでございます。

そのような中で、今回75億円の交付税を算定したということでございます。

特に、基金につきまして、詳細につきましては課長に説明させますけど、さきも予算編成の中におきまして、大変やりくり苦労した中におきます基金の活用ということの中で

ございますけど、今おっしゃいますとおり、財調が約3億円程度しかも実質残らないということでございまして、特に17年度の繰越金を含めた決算額がどのようになってくるのか。ここでも少し微妙な部分の中で、繰越金とまた繰入金、この中におきまして、またある程度の財調を積んでいかなければならないというふうに思っております。

また、特に今回の18年度の給与におきましては、今ご指摘のとおり増になっているのは、消防組合、広域連合を上げた計上の中におきまして、年度途中におきます本市になった関係で、そのような給与が上がったということでございまして、特に今後の中におきましては、今、給与の中におきましては、退職した人数も入っております。そういうものの生産は、今後6月か9月の中におきまして、また新たな一つの給与の予算は計上をしなければならぬというふうに思っております。

それぞれの項目につきまして、詳しいことにつきましては、それぞれの担当課長、部長の方に説明をさせます。

○財政管財課長（福田秀一君）

交付税の方でございますが、特別交付税につきましては、市長の方から答弁がありましたので、普通交付税のことを申し上げます。

議員のご指摘のように、国の総額は額で言いますと約9,900億円、率で5.9%減額というふうになっております。

私どもが計上いたしました額は、それよりも若干高めに96%ぐらいで一応計上いたしております。この率は過去の実績を一応参考にして計上したわけでございます。本当はまだ低めに計上したかったんですけども、歳入の方がなかなか伸びないということで、交付税の方もやや高めに予算計上いたしております。

それから、基金の件でございますが、こちらの方も当初に約20億円、一応取り崩して

充当するというふうにしてはありますが、そうしますと18年度末が3億数千万円と5,000万円、3億5,000万円程度と今のままでいきますと、そういう計算になるわけですが、一応17年度の剰余金がどれくらい出るかということですが、今の試算としましては、収支の剰余金が10億円程度出るんじゃないかというふうに、一応見込んでおります。

これは、先ほど市長からもありました特別交付税の関係も含めてでございますが、この中から財調を充ててる分を特別交付税に振りかえて財調にまた残すと。そして、この当初で3億円の繰越金を計上しておりますけれども、これは剰余金の2分の1ということで3億円を計上してあります。その残りが3億円程度ということで、それを基金の方に積み立てられれば、新規に7億円程度は何とか出ないのかなと。そして、今この3億四、五千万円と合算しまして10億円程度は、何とか確保できないのかなということで、今、進めておるところでございます。

○総務課長（池上吉治君）

まず、共済組合の特別負担金の件でございますが、説明書の方では62ページの一般管理費の共済費で出てまいります。一般職の共済組合負担金1億5,167万6,000円のうちの、ご質問の特別負担金につきましては1億2,100万円でございます。これはもうご承知のとおり、恩給等の部分の支給の費用、それから年額改正に伴う恩給等の部分に跳ね返るアップ分に対する費用の共済追加費用ということでございます。

それから、職員の昇給に係る部分でございますが、これは給与費明細書158ページでございますが、その中で給料の中の昇給に伴う増加分といたしまして2億6,391万8,000円を計上いたしておりますが、これにつきましては、今回、人事院勧告がござ

いました給与改定を後日、また提案を申し上げる予定にいたしております。その改定の方
向にいきますれば、この金額はほとんど減額
されるものと思っております。

○16番（池満 渉君）

交付税は、特別交付税もということもあり
ましたけれども、やっぱり歳出を計算をした
ときにどうしても足りない、そういったこ
とで管財課長もおっしゃいましたが、95ぐ
らに見たということをおっしゃいましたけ
れども、歳出が足りなかったから交付税を少
し大目に見たというような感じが、しない
でもないという気がいたします。

そこで、一つお伺いをいたします。今後の
ためにも18年度を起点として、交付税の今
後の見込みといいますか推移、そういった
ところをどのように見ておられるかという
ことを質問をいたします。

それから基金でございますが、17年度の
繰越金が予想よりもかなり出るかもしれない
ということもありましたけれども、借金の中
に一括償還をするようなものは含まれて
ないでしょうか。こういったものがもしあ
ったときに、基金などがないと、なかなか
払えないという部分もありますので、債
務の中で一括償還をするといったような
ものはないのか、ということをお伺いを
いたします。

いよいよ合併特例債が、地域イントラ
ネット、この整備の事業の中に3億6,400
万円出てまいりました。今年度のこの市長
の施政方針の中にも書いてありますが、年
度中に借入れを起す額と、年度中に返す
予定の額、どうしてもやっぱりふえてしま
ったというふうに書いてございますが、こ
のことで1日も早く逆転をさせる、いわ
ゆる好転をさせるということが大事だろ
うと思っております。

鹿児島県も17年から少しずつ減って
おります。県が17年が2億円、いわゆる
黒字。

このプライマリー指数の部分については
です。そして18年が12億円をそうし
ようと言っておりますが、大体これが黒
字になるというのか、この部分が好転
するのはいつごろだとお考えですか。

これから日置市が持続可能な自治体
として、将来に向かって子孫にしっかり
渡していかなければならないという
意味では、しっかりと運営をしてい
かないとならないと思っております。

今、日銀が量的緩和の解除、これを
解除するというような話もして
おります。ますます市民の暮らしが
厳しくなることが予想されますし、
大変経営の厳しい借金をやってる
方々からは、取り立てが厳しくな
るでしょうし、貸し出しもこれ
まで以上にはなくなるだろう
という気がいたします。

そういった思いもありまして、市
税も確保されるのかというように
思いもありますので、全体を含
めてこの18年度の財政の部分、
まさに市長が厳しいということ
を認識をされてやっていかれる。
その思いを確認をして終わ
りたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

特に、この交付税におきます
今後の見込みということでござ
いますけど、特に三位一体改
革が、それぞれ税源移譲を含
めて19年度から、それぞれ
20年度、この3カ年の中
におきまして、大変変わって
くるというふうに思ってお
ります。

特に、市民税と所得税の割合、
10%のフラット化、そうい
うことを含めた中におきま
して、この交付税の見込み
というのが大変今後、不
透明であるのかなという
ふうにご考えておきま
して、私どももこの税法
改正を含めた中で、きち
っと交付税の算定という
のを今後、検証してい
かなければならないとい
うふうにご思ってお
ります。

また、今後の市債を含め
まして償還でございます
けど、特に15年、16年、
17年、

このことを含めまして、昨年も約17年度の市債でございまして、約43億円という大変今までにない大きな借入れを17年度やっております、そのような状況の中におきまして14、15、16年の借入れを含めた総体を見ますと、今後19、20、21この3カ年間に、3カ年の間にこれを含めました償還が始まってくるということでございます。

そのような状況を考えた場合につきまして、この3年間、今後の3年間の返済というのが大変大きくなっていくというふうに思っております。

そのようなことを含めて、今後の予算編成また行政改革に当たるそれぞれの部署につきまして、大変補助金とかそういうものに大変厳しい制約をしていかなければならないと、そのような認識でおります。

また、詳細については課長の方に答弁させます。

○財政管財課長（福田秀一君）

地方債の一括償還の件でございますけれども、今のところ具体的な計画は持っておりませんけれども、内容を精査いたしまして有利な方法をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質問はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

18年度の施政方針及び予算説明、まず、私はいつも年度が変わるたびに、中身をむだはないかと、むだ遣いはないか、コーヒーの飲み食いはないかというようなことで点検し、ことしもむだはないかで、いつも反対討論をしている地方改善対策費を捜せども、予算にありませんでした。

それで、大田ふれあい館の主事さんに聞いてみました。先生、17年度末で解消だと。「わあ、嬉しい万歳」と私は言いたかったで

す。あの地区の人たちにアンケートをとったら、95%の人が同和地区を解消してほしいと。5%はまだ続けてほしいというような話があって、そして部落開放同盟とも話がつきまして、解消に向かって、あそこに役場職員も常駐しなくてもよくなったと。ほかの町の方はご存知じゃないですけども、1年間に1,300万円という予算が、改善対策費として組まれて、県や国から700万円ぐらいが来て、町の持ち出しが600万円ぐらいあったわけです。その600万円の中に、町職員の給料が400万円ぐらい使われていて、あと二、三百万円があそこの地区のいろんな行事やら何やらに、子供たちの塾みたいな学習やら何やらに使われていたわけです。

それで、これは私はおかしいということで、毎年反対討論をしておりました。もうことは反対討論せんで済むわけですが、これだけは嬉しいです。むだ遣いの一つであったと思います。

まだほかにもむだ遣いが幾つがあるわけですが、毎年私が聞いているのは、食糧費のトータルは幾らかと、コーヒーの飲み食いをしないということで、私が町議になった初めは500万円を超えてた食糧費が、8年たったときには268万円ぐらいに落ちました。なるだけコーヒーの飲み食いをやめようといひ続けて、私は半分までは減らなかつたですけども、だから、ことしの食糧費のトータルも質問しますので、後でお答え願いたいと思いますが、施政方針演説の中で市長に3点ぐらい質問いたしますが、小泉内閣の行財政改革を肯定するようなふうを受け取れる文章があるわけですが、私はこの行政改革を行えば行かうほど、国民は不幸になると私は思うわけですが、市長は今の小泉のやる政治を当然だと思われるのか、ちょっと困ると思われるのか、コメントが欲しいです。

次、指定管理制度もいろんなのが指定されていくようですが、私も財政上からこんな方法を考えついて、ほんに頭のいい人があるなと思うわけですが、これも肯定されているような文章になっています。私はこれは官から民へで、官から民へ移行して、国民にとってよいことはない。民はやっぱりもうけ主義、国民の命の安全、暮らしのことは二の次、だから姉齒の偽造事件のようなことも起こるのではないかと思いますので、指定管理制度はいいことと思われているのか、ちょっと首をひねるようなおかしなことと思われているか。それが2点目のコメントです。

3番目、この施政方針演説の中には、特別書いてはありませんが、私はこないだ勇み足みたいに質問をして、ストップをかけられましたので、ここでどうしても言いたいと思います。

市の方針として、とても重要なことです。それは、この間、3月1日の新聞に載った日置市の課長、係長昇任に試験制度をとということです。議員も知りません。どこでだれがどんなふうにして話し合われて、新聞社へこんなことを載せてくれと言われたのか、私は質問いたします。議会軽視じゃないか。議会を通さんでもいいかもしれませんけれども、これは重要な問題だと思うわけです。組合も合意してない、そして組合の合意は要らないというようなことも書いてあるし、今までの昇任・昇格の見直しということで、今までどんな課長やら係長昇任をして、それをどんなふうに見直すのか、試験をしてテストをして見直すというようなふうにこれはとれるわけですが、私は過去、教職員の組合員として、勤務評定と管理職試験が通って、本当に職場はおかしくなったという経験を持っていますので、私は日置市は職員がこれじゃ市のためにボランティア精神で頑張っていく職員は育たない。必ずゴマすり職員が出てきたり、仲間

同士が疑心暗鬼に陥るんです。勤務評定が、あれはAやろうかもBやろうかも、教員はABCで評価されます。ここに教育長先生もいらっしゃいますけれども、9月に勤務評定なんです。そうすると夏休みに、一生懸命要もないのに来て花に水をかけたりして、点数を上げようという教師もいます。そして、子供の側は見ないで、教育委員会やら行政の上を見る。これを私はよくヒラメの魚は上しか目がなくて、ヒラメ教師と言ってましたが、そんなタイプになっていく。

この市の職員も、やっぱり昇格したいですから、大変なことが起こると。結局、ペーパーテストがよかったからといって、事務能力や管理能力は関係ないと思いますので、なぜこんなことを「県下初めて」と書いてあるでしょう。これを誇らしげに書いてある新聞記事を見て、私は仲間の先生のOBから批判されました。同窓会でこの間もちょっと言います。「坂口さん、日置市はないごうち」、3月1日同窓会が、私は31年鹿大を卒業しています、終了していますので三一会といって3月1日にいつもあるんです。そこで、「坂口さん、日置市はないごうと。市会議員のよって、何をしよった。私たちは知らなかった。そげなおかしこばいや。日置市の職員はもう大変なこっちゃ」と、そういうことなんですよ。

昇格試験で職員がよくなる、職場がよくなると。談合もなくなるというようなふうに市長はとらえていらっしゃるのか。その市長には3点です。小泉改革と管理職のコメントと、その昇任試験。

それから、そのほかにまだありますが、説明資料の37ページです。市歌と市木のあれますね。市民歌はどうなっているんだろうかと。歌です。市民歌は出てこなかったようにちょっと思います。

次、37ページにある市長の交際費を

200万円に上げた根拠。

次、47ページ、まちづくり研究先進地視察5万5,000円掛ける11人、これを説明願います。

72ページ、自治会敬老祝い金です。1,000円掛ける2,200人は220万円、伊集院町はこれを節目にやっていたが、80、88、90、99です。これがどう変わったのか。

それから、レセプト、こないだもちょっと言いましたけどレセプト点検員が6,300円掛ける7人、今9人いるはずと思いますが7掛ける45日、たった45日で何ができるのか。説明願います。

それから、あと二、三点です。農業振興費、111ページ、農業振興費後継者育成価格保障が見当たらない。本当に食糧自給率、食糧危機が来るんじゃないかというようなことをみんな心配しているときに、食糧自給率は日置市は20何%でした。だから、平成17年度の就農者、農業について人が何人いたのか。

それから、ちょっとこれに関連があるんですが、ことしで養蚕農家が打ち切られました。蚕を飼っている農家が、県下に37戸あって日置市に8戸あって伊集院町に1戸あったんです。蚕を飼ってる人です。その人にきのう会って、お話を聞いてきました。県は補助を3反分桑を植えて、3反分桑をひっこやしたと。何か補助があったんですかと。県から1万5,000円あった。市は何もなかった。今から農協と経済連が少しはくれるかもしれないけれども、毎年、春夏秋冬、年に4回蚕を飼って、収入が相当3桁に近いほどあったと。それが本当に全滅ですから、蚕、絹糸です。絹糸は中国かよその国から入ってくるだろうと思うけれども、ほんに悲しいよと、その人おっしゃるんです。宮崎県は去年でやめたそうです。鹿児島県は全滅で、ことしやめるといことです。その理由が金がないか

ら、財政が苦しいから補助ができないからということだと。その人もおっしゃいました。県庁の隣を10億円で買うような銭があってなどおっしゃいました。だから、本当に悲しい目をしている農家の人がいるということ。もう今から蚕ちゅう字も、天に虫と書く、この蚕も実物を知らない人が出てくるなど、私も悲しくなります。そういうことで、市の補助というのは、この養蚕農家には全然考えなかったのか。

それから、都市計画費176ページ、22節ですが、私は猪鹿倉です。猪鹿倉に12戸、今度立ち退き予定の人がいるみたいですけれども、その人たちの話を聞くと、伊集院町の都市計画は徳重地区区画整理であって、徳重の人はよく呼ばれて会合はあったけれども、猪鹿倉は蚊帳の外だったと。今になって、どうして猪鹿倉に何とかかんとかいうて、おまさが理解が足らん何のと言われて腹立つと。そして、その都市計画が済んだら、徳重地区の民家へ移ってきてくださいなんどと言われたって、坂口さんおかしいと思わんと、こないだあそこでも公民館の落成式に行っても、話になっていましたけれども、そんな都市計画整理の12戸の説明をお願いいたします。

そして、この都市計画（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）、都市区画整理で関連があるんですが、体育館の向こうの道路を去年工事したのに、また掘り起こしているんです。課長に聞いたら、強度不足、道路が25トンのトラックが通らやなんに、強度不足で手直し工事をやってるから、あれは税金の持ち出しではありませんと、一応おっしゃいました。6日から15日までだと。だけど、あそこあたりの人は、ものすごい振動で困っているわけです。犬猫病院もありますし、いろんな病院もあるんですが、そんなふうにして1回した工事をどこが検査するのかちゅう

ことです。検査が通って、一年もたたんうちつくり直しですから、ああ、ここは偽装工事だと私は思いますが、そこの辺を説明。

それからあと一つ。地下壕のことですが、伊集院町の2カ所で伊集院町の地下壕も入っているでしょうか。ほかの吹上が入ってるようでしたが。

以上です。

○市長（宮路高光君）

行政改革のことをございますけど、本市におきましても、この行政改革推進委員会を設置いたしまして、今回、行政改革大綱を策定して答申をいただきました。私どもも、この大綱に基づきまして、今後具体的な実施計画を行動をして実施をしていかなければならないというふうに思っております。

小泉首相のことにつきましてのコメントも求められましたけど、国は国としての一つの行革の中で私はあるのかなと思っております。今お話のとおり、本市におきましては本市にあった行政改革というのをすべきであると、さように考えております。

2番目の指定管理者制度でございますけど、このことにつきましては官から民という言葉がございますけど、基本的には今まで直接的に行政がしておったものの中におきまして、経費的に削減できるのか、また、もし民でしたときは、それが活力的にまたいろんな時間を含めて、みんな市民のために活用ができていくのか、そういう争点を含めた中において、それぞれの攻防する中において、この指定管理者制度の中におきまして、業者が決定されるというふうに思っております。

また3番目の昇任試験でございますけど、このことにつきましては、私も昨年5月の市長選挙におきますマニフェストの中にも、公約として一応上げておりました。基本的に課長、係長の試験でございますけど、基本的にはやはり人物本位というのを最優先してい

きたいというふうに考えておまして、今、議員の方がおっしゃいましたゴマすりとか何とかという言葉が出ましたけど、基本的にはペーパーの試験もいたしますけど、外部の方に人物本位で、この人がサービス産業としてあつてるのかどうか、また管理能力があるのか、外部の皆様方にこのことについては面接もしていただきたいと。そうすることにおいて、やはり職員の意識改革、このことが一番大きな私はテーマでございます、そうして活力ある職場といいますか、また意欲ある人材の育成とか、そういうものの中で今回この制度を18年度からやっていきたいと、さように考えております。

○財政管財課長（福田秀一君）

食糧費の件でございますが、平成17年度で680万円、平成18年度で335万円ということで、約50%の減になっております。（「330」と呼ぶ者あり）5万円でございます。

○総務課長（池上吉治君）

まず、市民課のことでございますが、市民課につきましては、今のところ計画はいたしてございません。今後、必要かどうかを含めて検討していきたいと思っております。

それから交際費でございますが、本年度200万円を計上いたしておりますけれども、前年度同額を計上したつもりでございます。ただ、17年度は170数万円ございましたけれども、合併以降11カ月分でございます、これを4町の4月分を入れますと200万円でございますので、前年度同額を計上いたしたところでございます。

○企画課長（富迫克彦君）

私の方から、まちづくり研究会のことについてご説明をさせていただきます。

この制度は、市役所に採用されて15年以内の職員を対象に、自主的に総合計画の実施のこととか行財政改革のこと、またまちづく

りに関する研究をするという組織でございます。定員は20以内ということで募集を進めているところでございます。

以上でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

まちづくり研究会のことね。どの答弁かわからん。

○企画課長（富迫克彦君）

47ページのまちづくり研究会の先進地視察の件でございます。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

72ページの自治会の敬老交付金のことでのお尋ねでございますけれども、この事業につきましては、吹上地区のみの単独事業でございます。吹上地区の自治会において、いろいろ敬老事業をやるというようなことで、75歳以上の方々に1人当たり1,000円ということで、自治会に交付金を交付するという事業でございます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

レセプト点検の賃金のことが出てきましたけれども、これは特別会計の方のことではないでしょうか。

○18番（坂口ルリ子さん）

45日では足りないでしょう。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

国保特別会計の方の予算のことではないでしょうか。今は一般会計でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

両方から出るわけですね。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

いやいやいや、お尋ねの件は250ページのこの件でございますか。ちょっとページを言われなかったもんですから、一生懸命みつけたんですが。94ページですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

94ページでした。済いません。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

済いません。これ後ほどお答えをいたしま

すので。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいです。それでいいです。

○産業建設部長（外園昭実君）

説明資料111ページに野菜価格保障等がないとか、蚕の保障がないとか言われましたが、蚕の状況につきましては、平成17年度日置市内では6戸、2町9反ほどの生産農家がございましたが、高齢化とまた県の方の施策等もありまして、蚕取得生産業者の撤退とありまして、17年度で蚕生産については、もう打ち切りということでございまして、県からの交付それから市からの離農農家に対する助成、こういったものは蚕については何もないということでございます。

それから、新規就農者につきましては、日置市内、平成16年度で4戸、平成17年度で7戸の新規就農者が発生しております。

176ページの方に区画整理事業の徳重地域の関係でございますが、この事業名は一応徳重地域の区画整理事業となっておりますが、これには大字として徳重と郡と猪鹿倉地域がこの区域に入っておりまして、猪鹿倉の関係者につきましては、18年度、12戸というふうなことで該当者がいらっしゃいますが、18年度の区画整理事業の実施につきましては、あす、工事と移転関係者につきましては工事の説明会をするということで、今後とも地域につきましては十分な説明を実施してこうというふうなことで考えておるところでございます。

あと、あわせまして現在、井尻の総合体育館裏の文化通り線の側溝の方の工事をやっておりますが、この工事につきましては平成16年度、文化通り線を横断する水路がありまして、そこに暗渠の既製品のボックスを埋め込んで舗装道路の築造を行ったわけですが、そのボックスの加重不足ということで、県の工事完了監査におきまして指摘さ

れまして、市として今現在、手直し工事をさせておるといふようなことで、工事を施工する際は、関係自治会長また付近住民の方に工事内容と協力方について説明しているわけですが、今回、業者の方も全く近辺の住民しかちょっと工事内容の説明と協力を回っていないということで、そのもう一つ周りの周辺の方々から騒音苦情がありまして、これについてもまた回ったということございまして、今後、工事施工の対応、こういうことが起こらないように、今後、以後気をつけたいと思っておるところでございます。

あと179ページの地下ごうの関係ですが、これにつきましては、伊集院地域は切通地区と言いまして、今現在、伊集院中学校の上のグラウンドのところでございます。そのほかの地域としましては、日吉の吉利の内門というところと吹上の野首地区、この3地区を18年度調査する予定でございます。

終わります。

○18番（坂口ルリ子さん）

あと簡単に言います。

○議長（宇田 栄君）

質疑は簡潔に、済みませんが。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい。再度質問したいのは、食料自給率をどう考えているかということですね。就農者がたった4戸、7戸ちゅうのは、ほとんどこれ畜産やお茶だと思ふんですよ。やっぱり米とか、そんなのをつくる農家のことも考えないと、自給率はどうなるか、本当に。

それから、お年寄りは何で吹上地区だけ何かお祝い金があるのかな、ほかの町にもあるはずだがな、高齢者祝い金ですね。

それと、もう一つは、今の最後の部長さんの話で、私はこれは強度が足りなくて手直しをするようなのは、検査がずさんだったと思ふんですよ。もう東京、いろんなところにあるような、こんなずさんなことが我が町でも

あるんだと、強度不足で工事やり直し、そんなおかしい、恥ずかしいことないですがね、あそこら辺の人が聞いたら、ほんなことやらわしいとに、またことしもやるって、こんなふうなんですから、検査はだれがいつやるのか。

そして、あと一つ、市長は、昇格試験のことを、だれがどこで決めて、議会にもだれも知らさないで、新聞社に直接言った理由を答えてください。

○市長（宮路高光君）

これは職員のそれぞれの管理という形の中でございまして、こういう要項につきましては、市長の考えの中で進めていくものであるというふうに思っております、このことにつきましては、私が新聞社に言ったわけでもありません。それぞれ私のマニフェストに載っておりますので、それをどうするのかというただしがあった中において、担当の者が答えておるといふことでございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

工事の検査の関係ですが、工事をする際は、製品検査とか、中間検査、完了検査、いろいろ検査につきましては、今回の場合は都市計画課の関係ですので、都市計画課の技師が行っておるわけですが、「えー」と呼ぶ者あり）たまたま今回の場合は、県の完了監査で指摘されたということで。（「県で」と呼ぶ者あり）結果論としまして、確認が十分に行われなかったということで反省をしているところでございます。以後こういうことがないように検査は厳しくしていくよう指導したいと思っております。

食料の自給率関係につきましては、国につきましては40%、あと5%ぐらい上げようということで、いろいろ農業施策につきまして実施をしております、それが即新規就農者を多くして自給率が上がるかというような点は大変疑問な点もございますけれども、

我々の日置の地域としては、数量ベースでいけば、国よりもはるかに自給率は高いというふうなふうに認識しております。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

72ページの敬老祝い金のことでございますけれども、先ほど申し上げましたのは吹上町単独の敬老祝い金でございます。

それから、市の分につきましては、その下の7行ぐらい下の方に敬老金として1,138人分ということで計上してございますけれども、ちなみに、これは節目の支給でございます、80歳が565人、88歳が293人、90歳が228人、（「ちょっとゆっくり」と呼ぶ者あり）最初からいきます。（「はい」と呼ぶ者あり）80歳が565人、88歳が293人、90歳が228人、99歳が16人、100歳、14人、101歳以上が22、合計、合わせて1,138人というふうな状況になっております。

○18番（坂口ルリ子さん）

ありがとうございました。

最後に、あと一つ、やはりその昇格試験にこだわりますが、市長が決めたマニフェストがっちいいますけれどもね、（「3回」と呼ぶ者あり）3回目だよ、今度。（「質疑が3回になります」と呼ぶ者あり）3回しているんだよね。（「3回目です」と呼ぶ者あり）3回目ですよ。差別しないでください。（笑声）（「3回目ですよ」と呼ぶ者あり）3回目です。4回目ちゅう思った人がいるんですか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）こんなふうだね、市長の権限で市長の何とかでっっておっしゃいますけれども、市長が一人で決めたはずはない。助役とか何かを交えて、部長とかを交えて決めたのかな。僕のマニフェストですから、議会にも一言も言わないでよ、そんなワンマン政治がありますか。おかしいですよ。本当に日置市はこれで私はね、極端に言ったらね、死んでしまうんじゃないかっ

ち思うぐらいですね。だから、慎重にしないといけない。組合の承認も要らないとかね、それから、今までしていたのを変えるでしたか、今までどんな昇格をしていたのかね。-----

○18番（坂口ルリ子さん）

自分が一人でしたって言うから言うんですよ、自分のマニフェストを貫き通そうと思って、議会の人たちも知らない。ほかの議員は腹が立たないんですか。いきなり3月1日、日置市昇格、係長、課長に昇任試験というのを見て、腹が立たないのかなあと私は思うんです。私は腹が立ってしょうがないんですよ。

そういうことで、もう少し慎重に議会にも知らせ、町民にもしっかり説明ができるようなことでないと批判を受けると思います。もういいです。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

質問でしょう。質問、答弁はいいんですか。（「もういいです」と呼ぶ者あり）答弁が要らない質問はしないでください。

○18番（坂口ルリ子さん）

これを9月から実施するという宣言、新聞にあります、変更する気はないですか、考え直す気はないですか、それを質問して、終わります。

○市長（宮路高光君）

それぞれこのことにつきましては、いろいろ賛否両論があるというふうに思っております。私もそれぞれ公民会長さんとか、いろんな方々にお聞きすることもございまして、これはまた一生懸命こういうことをしなさいと

特に今回の条例で出したものにつきましては、合併協で話をしていたものもございませうけど、基本的に今回の18年度の予算の中に、一般単独のものにつきましては総体的に削減はしてないと。これは18年度中にきちっと福祉部門、農政部門、いろんな分野において精査をさせていただきたいというふうに思っております。

ちょっと詳細につきましては、その福祉部門につきましては、福祉部長か福祉課長の方に答弁させます。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

お答えいたします。

先般、議会でも出てまいりましたけれど、そのときも報告がありましたが、遺児就学手当で130世帯、197人の98万5,000円、それから重度心身の部門で240人、120万円、それから、ひとり親家庭の医療費の部門で20世帯、33人で56万5,578円ということで、ここでの廃止部分は275万円となっております。

その他調整をいたしました部分が保育料についても調整をしてございます。これは廃止でなくて、調整を図って、安かったところが順次上がってくるというような計算です。

それから、訪問給食も統一をいたしております。これまで300円のところ、350円のところ、400円のところありましたが、国の事業の中で人件費は見ませんというようなこともありまして、一応これも400円に統一してございます。

それから、敬老金につきましては、吹上の方が75歳が5,000円の支給、それから77歳の支給となっておりますけれども、これは統一して、先ほど申し上げました80歳、88歳、90歳と、こういうふうに調整をしてございます。

詳細な金額については、ここには資料で持ち合わせておりませんが、そのように

しながら、単独事業については順次調整を図っていくといった方向で動いているところでございます。

○6番（花木千鶴さん）

今回見直されたのは、福祉の方から報告がありましたように、今度の条例の分と、あと幾らか、今説明があったぐらいなんだろうと思いますね、市長が。今回は余り手をつけていないということでございますので。

そこで、補助事業等の見直しについては、費用対効果で廃止か全市同一にするかということは答弁してこられ、先日も条例のところでもそのようにお答えになったわけですが、このたびの伊集院地域の条例の分についても、そのように全市統一は難しいと判断したものだ、そんなふうにお答えになりました。

しかし、それではなかなか市民には説得力に欠けると思うんですね。合併する前に数多くの補助事業を未調整のまま引きずってまいったわけですが、3年以内に調整となっております。どのようなことを考慮し、どのような理由で見直すのか、今後多分多くの事業の中で説明が求められてくるんだと思うんですね。

私は先月17日に大分県日出町に行っておりました。行財政改革プランで大変注目を集めている町であります。そこでは、行政改革評価対象事務事業を一覧表にして、その方向性を明らかにして、半年ごとに評価を明示して、年度別の効果額をきちんと明らかにしていました。お手元にそのサンプルがあるかと思えます。内容をどう見直して、どのような効果を上げるのか、それを額で示すこと、そのことはなぜ見直す必要があって、それをどう生かすのか、今後の方向づけを明確にするという利点を持っているんだと思うんですね。

今回も行革というふうに市長は言っておられるわけですが、本市での行革推進本部は、日出町のようにはいかないまでも、どのよう

な形で踏み込んで今年度改革に当たられるのか、具体策をどのように考えておられるのか、伺わせてください。

○市長（宮路高光君）

先般、行政大綱の方は通していただきまして、さきも申し上げましたとおり、今後におきましては、この具体的な計画というのを策定していかなければならないというふうに思っております。特に今おっしゃいますとおり、目標の年度とか、またそれぞれの額とか、特に今回この大綱を含めまして、行政評価、視察に行かれたところもあられたと思っておりますけど、やはり行政評価というのを、費用対効果と、この部門を累積しながら、先ほど申し上げましたとおり、まだまだ3年以内で見直しをしていかなければならないものがたくさんございます。そういうものをそれぞれの課におきまして、事業ごとにつきまして列記していただいて、その費用対効果というものの表現をして、それぞれを廃止するのか、額的に見直しをするのか、やはりそこあたりを十分18年度の中で具体的にやっていきたいと、さように考えております。

○6番（花木千鶴さん）

私は、個別具体については総務の所管でございますので、委員会の方で個別具体的には伺っていききたいと思うんですが、ただ、市長が今言われたように、3年で見直していくんだということは、そのやっぱり手法が、手段が、プロセスが大事なんだと思うんですね。それをどれほど開示できるのか、住民に納得してもらえるのかという、そこをどうするのかということが大事なことなんだろうと思うんです。

私が伺った日出町もそうですし、もう一件、もう一つの町にも行ってまいりました、四国の方ですね。いずれも合併をしない町でした。大変な行革に取り組んで、もう目を見張るものがあったわけですが、それは単独だか

らではなくて、合併をした町も、単独しなかった町と同じような行革をして初めて合併効果というのが出てくるわけですよ。その辺の覚悟がすごく大事だと思うんで、ぜひその辺のプロセスを明らかにしていただきたいと思うわけですが。ただ、市長は、ソフト面で4町の融和を図っていくように努力したいと言われる。だけれども、先ほどの条例のように、明確でありませんと、どうして伊集院の地域の最も弱者の人が真っ先にやられるのかという感情がわいてきたのでは、一体感がなかなか生まれてこないんじゃないかと思うので、今後そのプロセスを明確にするということを含めて、施政方針の中で大胆な行政改革と住民、民間との協働による行政改革が必要だと、そういう行政をつくると言っておられるんで、そここのところの4町の市民の融和を図るといところでどのようなことを具体的に考えていきたいのか、見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

やはりこれは説明責任といえますか、やはりそれぞれ具体化していくにおきましては、対象者を含め、市民の皆さん、特に議会の皆様方にもきちっとご説明申し上げていかなければならない。また、その手法として、今、行政改革委員会がございまして、委員会の方にも説明申し上げ、また地域におきましては、その地域審議会、そういうそれぞれの委員会がございまして、また今申し上げましたとおり、あらゆる中に実施するまでの間に、やはりきちっと説明を十分尽くしていきたいと、さように考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

一般会計について二、三、市長並びに担当課長に伺いますが、まず、今年の6月議会において、過疎地域自立促進法の施策を策定さ

れた中で、17年、18年のこれまでのこの地域に対する予算の今年度の、18年度の割合といたしますか、それをお知らせいただければと思うわけでございます。5年間の時限立法でありますので、市民の相手方のある事業もあって、なかなか事業の進捗ちゅうのは難しい面もあるかと思っておりますけれども、お知らせいただきたいと思っております。

次に、歳入で償却資産の前年度の積算の実績がないわけですが、このことについて、今年度、前年対比どのぐらいの課税増収が見込まれるのか、お知らせをいただければと思います。

それから、説明資料の32ページの消防関係でございますけれども、昨年より本年にかけて、伊集院町の小型積載車の車検の問題で、今後積載車について、その車の能力等の限界というような話も聞いておる中で、今後の見通しについてはどのようなお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

それから、109ページの2目7節、110ページの3目7節の営農指導員賃金というのが計上されておりますけれども、給与に差があるわけですが、この営農指導員の配置の目的、またその地域ですか、そのことについてお尋ねをいたします。

それから、130ページになりますけれども、5目の13節、平成19年度以降新規事業概略設計委託ということで計上されておりますけれども、どのようなことを想定されておられるのか、伺います。

以上です。

○財政管財課長（福田秀一君）

過疎債のことでお尋ねでございますが、平成18年度予算には、一応過疎対策事業債といたしまして総額4億7,930万円ということで計上いたしております。うち道路の関係が2億9,110万円、総合運動公園の関係が9,210万円ということでございます。

17年度の実績で大体許可予定額が11億円ほどございます。それからすれば半分程度に今なっておりますけれども、この11億円の中には東市来の交流センターの関係が3億3,000万円ほど、これがもう落ちてまいります。それと、あと道路の関係で臨時交付金事業、それと道整備交付金事業、こういった新規でやる事業を当初では計上いたしておりません。補正で計上するつもりですけれども、これが国庫が10分の5.5と、その裏の方にこの過疎債等を充当していきたいと。それから、ほかの事業でも過疎債を使える事業があれば、そちらの方を優先的に充当していきたいというふうに考えるところでございます。

○総務企画部長（益満昭人君）

お尋ねの償却資産のことでございますが、今回の当初予算の計上に当たりましては、前年のほぼ同水準ということにとらえて計上してございます。そういうことで今回新規取得、それから償却が終わる物件もあるわけでございますので、そういうことで前年度並みの水準で計上しているということでございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

110ページの営農技術指導員の賃金の件でございますが、110ページの賃金の一番下の方にもありますが、これにつきましては、吹上地域におきます営農指導員の方の賃金、1月17万2,000円ということで掲げてあります。

もう一つはどこにありますかね。（「109ページ、2目7節」と呼ぶ者あり）109ページ……109ページ、見当たらんのですが。

（「2目7節のどこ、21万円とかいうふうな……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

（「109ページの農業総務費」と呼ぶ者あり）もう一つの方は、東市来地域の方が昨年、一応年度途中で退職されまして、今回事業を計画しておるのが、通常は農業改良普及セン

ターの退職者の方を該当者として選定しているんですが、その方が1年前退職というような方でございまして、その方については、この吹上地域の方とは少し額を高くした賃金ということで今予算を上げておるところでございます。まだ確定はしておりません。

それから、説明資料の130ページの13節の委託料で19年度以降の新規事業の概略設計委託というのがありますが、これは県単事業を行う際は、2年後等を見込みまして、集落農道とか頭首工とか、こういった事業を計画するわけございまして、そのための概略設計を前年度にするということで計上してございます。

○総務課長（池上吉治君）

説明資料の32ページにあります。消防施設整備事業、これにつきましては、消防本部関係のタンク車購入の事業でございます。今お尋ねの件につきましては、伊集院方面団におきます軽の積載車のことではないかと思っておりますが、それにつきましては、現在、伊集院方面団だけが軽の積載車を小さな組織で使っておるわけでございますが、これは将来、日置市全体を交流いたしまして、その分団の組織等も今後検討していかなければならないわけでございますけれども、当面は今の組織で今の積載車を使って活動していくという方向で考えております。

○17番（梶 康博君）

17番。130ページの19年度以降の新規事業概略設計ということについて、ただいま部長の答弁の中では、一般的な集落道的な受け取り方もするわけですが、この見出しは、新規事業ということですので、何らかの組織といいますか、そういった事業規模的には概略の要素が含まれるような計画ではないかと思うんですが、再度お尋ねいたします。

それから、この過疎自立促進計画について

の事業計画、予算のことでございますけれども、合併特例債等もあるわけで、そういった中ではこの事業の中においては、やはり住民密着型の事業促進の方を積極的な予算の計上ということで取り組みをしていただいて、5年間の中で地域の、それこそ市長が言っておられます「だれもがどこに住んでも安全・安心な地域」という基盤づくりに積極的な投資もお願いをしたいと思います。

終わります。

○産業建設部長（外園昭実君）

委託料の19年度以降の新規事業概略設計委託というふうになっておりますが、中には、先ほど言いました県単事業分でございますが、箇所につきましては、今のところ把握しておりません。後でわかりましたら、また報告いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。（「13番」と呼ぶ者あり）田畑さんはもう1回した。（「いや、だから、2回目」と呼ぶ者あり）いやいや、そりゃもう続けて出してもらって。（「いやいや、だから、2回目質問するから……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）私が受け取ったのは、ほかの項目のところであるというこの……（「いやいや、これ今の当初予算で。だから、2回目です」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）しばらく休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時44分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

○19番（東 孝志君）

2点だけ質問いたします。

説明資料の120ページ、無人才ペレーター、これはわかるんですけども、この産業

用の無人ヘリで稲作用と書いてあるんですけど、これを詳しく説明してもらえますか。

それと、184ページ、投資的経費の嶽地区の住宅地の補助、これを何カ所見られているのか、お願いします。（発言する者あり）

（「東さん、もう一回、じゃ済みません。マイクが」呼ぶ者あり）

120ページの無人オペレーター部会補助金68万5,000円、それと下の産業用無人ヘリのことで書いてありますね、692万9,000円ですか、これの詳しい説明と、それから184ページ、投資的経費のもの1,572万円、これは嶽地区の移転のことで、この移転が何件分であるのか、これはどこになるのか、お願いします。

○産業建設部長（外園昭実君）

先ほどの楢議員の質問で回答漏れがございまして、委託料の19年度の概算、場所は、伊集院地域の大田と飯牟礼の用水路の取水口を整備したいということの概算でございまして、

それと、今の質問の120ページの稲作生産システム確立推進事業費の中の産業用無人ヘリ692万9,000円ですが、これにつきましては、稲作用の防除用のヘリを1機購入する分の負担金でございまして、そこに書いてありますとおり、60%を市が負担するというようなことで、残りはJAが負担するというようなことでございまして、

○土木建設課長（樹 治美君）

住宅対策費、183ページの崖地近接危険住宅移転事業ということでございまして、市内で2カ所を一応計画しているということでございまして。これはどこがちゅうことでまだ決まっています。申請があった場合に備えてということで予算をお願いしたいということでございまして、

終わります。

○19番（東 孝志君）

この無人ヘリのことでちょっとお聞きした

いんですけど、昨年、無人ヘリで非常に薬が思うようにいかずに、田んぼがだめになったところがたくさんあるんですよ。そういう苦情をたくさん聞いているんですよ。特に東市来の方はですね、東市来の議員の方は知っているだろうと思いますが、たくさん苦情が出ているんですよ。何でかちゅうと、やっぱり薬の濃度がどうかわからんけれども、隅々まで行ってないと。私も見に行ったところが、もう3反歩区画ぐらいのやつはほとんど80%ぐらいもうだめなところがたくさんあったですよ。

それで、私の考えるところは、伊集院には前のこのスパウダーですか、今現在使っているやつ。これをやっぱり購入してやった方がいいんじゃないかと思うんですけど、この伊集院の町内の方、東市来のようなあげんな薬をかけてもろうては非常に困るちゅう苦情を聞いているんですよ。伊集院はこのヘリにするよりも、今までのあれで、できるもんならあれにしてもらいたいと、私もですけど、農家の方も何人か私のとこに話が来てるもんですから、それをちょっと今後どうされますか、お願いします。

○産業建設部長（外園昭実君）

水田への農薬散布についてでございまして、伊集院地域については、前からスーパースパウダーによる防除を手がけておりますが、2台ありまして、大分もう老朽化しております。市としましては、もう無人ヘリに切りかえようというようなことで現在検討をしております。伊集院を除く他の地域はもう既に無人ヘリがやっておるということでございまして、伊集院地域のこのスパウダーになりますと、水田の近くの人家とか、野菜等を植えた畑の近くについては、非常に他の部門まで農薬が散布されるというようなことでもあります。無人ヘリの方に切りかえつつあり、17年度もそんなふうを実施しておりますの

で、今後はもう無人ヘリの体制に変わっていくんじゃないかというふうに計画しております。

○19番（東 孝志君）

くどいようですが、実は野田の方も無人ヘリでかけられたところは、もうあたいもまた薬を何年ぶりちミストキをかける、薬をかけたという話を何人からも聞いてるんですよ。またその次購入するときはどうしてもスパウダーの方にしてもらえんだろうかという話も聞いております。これも人家のところはその無人ヘリでやってもいいけども、何も差し支えないところはスパウダーちゅう方向づけはできんとですかね。

○産業建設部長（外園昭実君）

今後、農薬散布につきましては、時期とか風が無風状態とか、いろいろ天候の作用もあるようでございますので、農薬の種類につきましては、もうJAのオペレーターの方が、専門家がするわけでございますので、被害に、ちょうど合うような農薬散布というのはされると思っておりますので、今後効果がより一層出るような散布体制をとっていきたいと考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○22番（重水富夫君）

私の所管でありますので、1件だけ質問いたします。

本市になりまして10カ月になりますが、よく市民から合併してどうですかと聞きます。皆さん期待をされているのはよくわかりますが、一、二年でそんなに効果があらわれませんよと言ってはいるんでありますけども、各旧町の首長、助役、収入役、議員、職員は減員になったことにより、確かに経費の減にはなっております。今後いろいろな事業費の見直しなど、精査が必要となってくると思いますが。

市長は、いろいろな機会でも旧町間を結ぶ幹線道の新設、整備改良を進めると言われてきました。市民も大変期待しているのですが、合併したことによる特例措置としての合併特例債が18年度の実施計画、また当初予算で地域イントラネット基盤整備事業に6億2,000万円ほど計画されているようです。これに反対することはいたしません。旧町間を結ぶ幹線道の新設を含め、整備改良に関する道路の整備の方は、今後市長はどう考えておられるのか、基本的なことだけでよろしいです。あとは委員会でお尋ねしますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今回の当初予算につきまして、先ほど申し上げましたとおり、一般財源を含めた確保というものを大変苦慮しているのが実情でございます。基本的に今後の事業の展開という中におきましては、なるべく国県の補助のついたのを最優先的にして、特にやはり地域住民に密着したそれぞれの地域のご要望というのは、やはり道路じゃないかなというふうに思っております。

そういうことを含めまして、特に今申し上げました国県を含めた事業導入というのを最優先し、そのほかにそれぞれ収支的な総体の予算をベースにいたしまして、その中におきまして、今おっしゃいました合併特例債、過疎債、この活用をしていかなければならないというふうに思っております。

その中で、さっきも申し上げましたとおり、継続事業を私はなるべく早く済ませていきたい、これを最優先させていただいて、その中におきます予算編成のある程度の投資的などいいますか、その中につきましては、ある程度行政改革をして、そこで生まれたものにつきまして、特にこの道路整備また福祉関係、そういうもろもろに振り向けていかなければならないという、こういう基本的な考え方の

中で今後とも進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○20番（長野瑛や子さん）

説明書の142ページ、図書館費についてお尋ねします。

昨年より人件費が増額になっておりますけれども、この四つの図書館の人的配置というんですかね、これはどうなさろうとお考えなのか。また、その管理運営ですね、四つの図書館の。これもどう考えるのか、お尋ねします。

（発言する者あり）142ページ、説明書。

（「説明資料の」と呼ぶ者あり）説明書、予算書。（発言する者あり）説明書。（「図書館費」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

長野議員、もう一回済みませんが。

○20番（長野瑛や子さん）

予算説明書の142ページです。図書館費、昨年よりも人件費の方が相当幅がアップしていますけれども、この中にも図書館の中の人的配置というのがあると思うんですけど、その四つの図書館の人的、館長とか、そういう方々はどうなるのか。あとその管理運営ですね、このことについてもどうお考えなのか、お尋ねします。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げますけれども、四つの図書館の人的な体制でございますけれども、伊集院の中央図書館におきましては、館長と職員が2名、それに臨時筆耕が4名、それから東市来の図書館に

つきましては、館長と書記が1人おりまして、臨時職員2人ということです。それから、日吉の中央公民館・日吉分館におきましては、職員1名に臨時職員1人。それから、吹上の図書館につきましては、職員2人に臨時職員4名という状況で今体制を整えるということで計画をいたしております。

なお、先ほど申しました図書館長におきましては、四つの図書館を兼務するという形で計画をいたしておるところでございます。

○20番（長野瑛や子さん）

それでは、今までの館長さんが2人いらっしゃるけれども、この2人の方が四つの図書館を運営していかれるちゅうことですかね、どうですか。

○教育次長（満尾利親君）

先ほど申しましたように、1人の館長は4図書館の館長を兼務すると。なお、東市来の図書館長においては、現在のままということでございます。

○20番（長野瑛や子さん）

館長は伊集院と東市来にいらっしゃるということですか。

○教育次長（満尾利親君）

先ほど中央図書館の館長が4図書館長の兼務ということでございますが、この東市来の図書館の館長につきましては、18年度は計画しておりませんので、いないということになります。

○20番（長野瑛や子さん）

この中に司書等の声はなかったんですけども、当然含まれると思うんですけど、例えば、吹上は今度、合併する前から子育てにやさしい図書館をということで、子育てのそういう幼児を重点的にということなんですけど、そういうやはり運営に関して、そういう人材的には十分なのか、お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

これまでは伊集院の図書館の方には図書館

長がおりまして、児童館長等も兼ねたりしておりました。東市来は東市来で館長がいたわけですけども、今回は図書館長を独立させまして、図書館長だけをやるということで、四つを統一して同じような形でやっていただくということで18年度は考えております。

（「いや、吹上の図書館、子育てに大丈夫かちゅうことです。それが質問の趣旨」と呼ぶ者あり）吹上の図書館は大丈夫かということです。大丈夫かどうかわかりませんが、（笑声）専任図書館長として専任の館長を置いて、そして四つを同じ立場で指導していただくということにしておりますので、多分これまでと違った経営ができるんじゃないかと思っております。（発言する者あり）

○教育次長（満尾利親君）

今回の新しくできました吹上の図書館の体制につきましては、現在1人職員が、司書がおりますけども、もう一人……………増員をいたしまして、そういう対応ができるというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○29番（鳩野哲盛君）

本市の基本理念で、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」というのをモットーに、新しい新市がスタートしたわけでありですけども、新年度の予算の中でそれぞれの部門でそれぞれの事業が計画がされております。

ただ、今言えることは、合併後まだ1年にならないわけですけども、どうしても早く新市の一体感を醸成させるということが一番大事ではないかというふうに考えるわけですが、内政的には、先ほども言いましたように、それぞれの事業を、前の市長の答弁にもありましたけど、継続的な事業を主体に今のところはやり、早くそれを片づけて新市の新しい発想の計画、単独事業、あるいはまた、いろん

な事業を取り組むというような説明がなされましたけれども、ある意味では、私も確かにそれも大事だろうと思うんですが、対外的に、よそから見て、ああ、日置はまとまったなあ、あるいはまた日置市のイメージをアップさせる一つの手だてといたしますか、手段、それも必要ではないかというふうに考えるわけですが、今回の18年度の事業の中で特産品づくりとか、あるいはあとそれぞれの事業の中で日置市自体の、ほかの町にないいろんな事業というものの取り組みも考えてありますけど、もっと具体的に力を入れて、新市・日置市というのが今ここにあるんだというようなことを対外的にもイメージアップあるいはPRできるような施策というのが必要な気がいたします。

そこで、市長にお伺いいたしますけれども、この日置市の中では、今、生活改善グループ等の中での特産品づくりの件がちょこっと触れておりましたけれども、いろんな特産品が旧4町の中であつたと思います。だから、それを今度は日置市のブランド品としてもっと広い地域でといたしますか、日置市全体で取り組んで、それを日置市の特産とすべきものとならないのか、そういった取り組みの検討というのはなされないのか。そしてまた、特に農産物におきましては、それぞれの地域の特性というのを生かしてそれぞれ今取り組んでおられると思うんですが、それらが他の地域にも他の町村にも適用できて、それがもっと広範囲に年次計画の中で多量に生産され、そしてまた、日置市の大きな特産品として発展する可能性というのもあるんじゃないかと思えます。その辺についての検討というのはなされていないのか、お伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃいますとおり、一体感を含め、またその反面、やはり日置市の存在といたしますか、日置市のまちづくりという、早

くそれぞれのところに具体的に実施した方がいいという、いろいろなご質問であると思っております。

特に18年度におきましても、新しい新規事業を含めたものもございまして、また19年、20年以降におきましても、やはりそれぞれの事業の1割程度は新しい一つの新規事業を、いろんなことを展開してやっていきたいし、その反面、また1割程度はそれぞれ廃止を含めていかなければならない。基本的には、先ほど申し上げましたとおり、いつも限られた予算でそのような手法を行っていかなくちゃならないというふうに思っております。

その中におきまして、特にこの特産品の開発ということでございまして、それぞれの旧町におきましても生活改善グループというのがございまして、先般このことが日置市の改善グループの設立総会というのもございまして、これが一つのきっかけになりまして、今後それぞれの持ち寄りのそれぞれの開発したものを一つのグループとして、また特にその中にふるさと小包とか、いろいろとあると思っておりますけど、そういうものも今後やはり日置市のふるさと小包という中でそれぞれ販売、また郵送していくのかなと思っておりますし、また、それぞれの大豆を使った豆腐とか、いろんなものもその生活改善グループで開発しております。

今後また新しい地産地消を含めた中で生活改善グループの皆様方にまた研究もしてもらいたいという希望を持っておるところでございまして、今ご指摘のとおり、4町でそのような研究ができるようなスタイルをこの改善グループの方にもお願いをしていきたいと思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

1割程度はその年の予算の中で新規事業に取り組むというような市長の答弁であります

が、徐々にその枠というのは広げられていくだろうと思うんですけども、今、生活改善グループを例に言われましたが、農産物を含め工芸品、それぞれいろんな、漁業も含めてですけども、特産品というのがあるかと思えます。それらの指導、あるいはまた今後の取り組みということについて、先ほど1割程度の考えというのを市長言われましたけれども、今後具体的に、例えば、来年度、再来年度の中で市長の考えておられる新しい新規事業といいますか、新規に取り組みたいというようなお考えがあらわれましたら、お伺いいたしておきます。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今回の総合計画を策定しておりますので、その中からそのような選別をし、またそれが地域のそれぞれの声を聞きながら、単年度の予算、また3カ年計画というのを計画していきたい。今は今言いましたように、総合計画ができただけでございまして、向こう、特に19年、20年、21年、この3カ年計画と実施計画をことしじゅうに策定していきたいと思っておりますので、今からその中に盛り込んでいけばいいというふうに思っております。現時点でどれとどれを来年度以降するということは、ちょっと今のところ控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（大園貴文君）

18年度からこれまで農業のビニールハウスに金額が上限があるかと思いますが、これまでは東市来だけが税金がかかっていたわけなんですけど、今回から、18年度から4町すべてにわたって固定資産税がかかっていると思えます。その対象のハウスが何世帯ぐらいこの税の中に含まれているのか。そして、何%ぐらいを税金として計画されているのか、

その辺をお示しいただきたいと思います。

○総務企画部長（益満昭人君）

さっきは総体的なことをお答えいたしましたけれども、ハウスの調査の結果、全体で今回ふえる見込みが9団体ということですね。それから、その増に伴います税額といたしましては260万円程度ということが見込まれております。

以上です。

○10番（大園貴文君）

260万円ということなのですが、吹上町には新規就農者や補助金を含む高額なハウスが多いかと思えます。そういったところも単年度から全部支払いが来るのか。また、作物によっては1年でできないものもある。そういった中でどのように考えてパーセントを決められておるのか、お示しをお願いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

ハウスの今の償却資産につきましては、土地・家屋償却資産合わせまして固定資産税として課税するわけでございますので、税的な減免というのは、こちらの課税サイドでは考えられないことございまして、またそのハウスの補助とか、そういうものについては、また産業建設サイドであるのかもしれませんが。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。大園さん、いいですか。（発言する者あり）ほかに質疑ありませんか。

○25番（谷口正行君）

合併後2年目の予算になりますけれども、そこに対してやはり私どもが気になりますのが、住民に対するサービスがどう変わってくるのかなあとということでありまして。

合併協議会のときを思い出すわけですが、よく「サービスは高く、負担は低く」と言っておりましたけれども、でも、これが無理なことはもう重々私どももこれは承知いたしておりました。

でも、そんな中にありながらも、やはりサービスの後退をさせることはよくないというようなことで、ほとんど17年度の事業はそのまま継続というようなことで、予算も持ち寄った形になってきたかと思っております。

そこで、この合併2年目の現時点においては、先ほどの補正予算、また条例の見直しかれこれで、やっぱりこのままじゃどうもできないというのがちょっと見え隠れもいたしております。やはりそこには4町の公平さというものもあるかと思っております。

そこで、やはり合併に携わった私なんかも、そこに対しては、まあこんなつもりじゃなかったというようなこともまあちょっとはあります。それとともに、今度は逆に、本当に合併してよかったなあというようなことも、これはたくさんあるかと思えます。そういった面が目立たないのかなあと、このように思っておりますけれども。よって、そこには置かれたその状況の中で、市長は精いっぱい努力をしなければならぬということになるかと思えますが。

そこで、伺います。1年目と比較して、2年目の今度の予算、事業、極端に違ってきたものもあるかと思っております。特にこんな中で、住民負担を伴うもので高い方に見直しせざるを得なかったもの、これもあるかと思えますが、先ほどもちょっと福祉関係の事業で出ましたけれども、環境福祉関係については、また委員会の方で聞きたいと思っております。特にこういったこと、そういった事情などがあったのか。

それと、いろんな団体等に対して補助金がございます。これが大きく削減された、もう全く削減されたものもあるのかなあと思いますが、そういったこと、たくさんあると思えますけれども、主なものだけでもわかっておれば伺いたいなあ。

それとともに、非常に範囲が広くて、一概

に取りまとめていらっしゃれば、もうわかるかと思いますが、ちょっと範囲が広くてわからないところもあるかなと思いますが、これ後ほど取りまとめた資料をいただければいいかと思いますが、これいただけますか、ちょっとこれ聞きます。

○市長（宮路高光君）

それぞれ18年度の予算編成の中におきまして、さきも申し上げましたとおり、大変17年度の持ち寄りから18年度約23億円程度の削減した予算計上になったということでございます。その中におきまして、合併協の中におきましてもいろいろと論議がございまして、それぞれの負担の問題、サービスの問題、特に負担の問題を含めた中におきまして、基本的には介護保険の料金が、今3,880円という形の中で推移しておりますけど、この間の審議会等におきましては、これが3,980円、100円程度をもう18年度から上がってくると。今後の問題につきましても、水道料金また下水道料金、こういう住民に直結する料金の問題につきましても、今それぞれの委員会といいますか、協議会の中でこれをどれだけの料金に設定していけばいいのか、今これを検討しておるところでございます。そのようにして住民に対してある程度の負担というのは強いらなければならないというふうに、お願いしなきゃならないと思っておりますし、その反面、今度は今までサービス、福祉部門、今おっしゃいましたそれぞれの団体、そういうものに対しましての、どれだけのことが18年、19年ということでございますけど、特にこれは福祉部門とか商工観光部門、また農業関係、こういう分につきましては、それぞれの担当課の中で精査をして、補助金団体につきましては、それぞれの精査して、表は差し上げられると思っておりますけど、これはちょっと時間もいただいて、後ほど議会の方にはそれぞれの

17年、18年度の比較のことはできるというふうに思っております。

特にさきも申し上げましたとおり、この一般的な補助団体については、またそれぞれのイベントの補助金、こういうものについては、さほど17年と18年度は査定をしていないという理解をしていただきたいと思いますと思っておりますけど、この問題につきましては、18年度中にそれぞれの団体を含め、話し合いをしながら、基本的には削減をしていかなければならないということを思っておりますので、理解をして、また私どももやはりきちっと、さきも出ました説明責任という形の中で、私どもの行政の財政的な置かれているその環境もきちっと説明を申し上げて、今後進めさせていただきたいと思っております。

○25番（谷口正行君）

わかりました。18年度の事業でそれぞれ精査をしていくと。そう大きな変化はないというようなことを理解いたしましたけれども、とにかく住民へのサービスが余り低下することがないように、私どもも思うわけでありませうけれども、なかなかそうはいかないだろうと思っております。もしサービスが低下した場合においては、やはり先ほどもちょっと出ましたけれども、住民に対する説明ですね、これをしっかりとやっていただくということが大事かと思っております。

行政がそこに対するしっかりとした説明がなされれば、住民も行政に対する不信・不満というものも、そうわからんもんじゃなかろうかと、このように思っております。その説明までしっかりと考えておられますか、それを。

○市長（宮路高光君）

それぞれの部門の中には、やはり早目にいろいろとサービスの問題につきましても、補助金等、また団体に対する補助金も早く提示をしていかなきゃならないと。急に1カ月、

2カ月の中でこれだけになりましたと、大変いろいろと不安定になると。また、市民にとっても、さっきも申しあげました水道料金にしても、下水道料金、早目に周知ができるようやっていかなきゃならん。その前にやはりきちっといろんな手順をとといいますか、審議会とか、また議会とか、皆様方にもごさいますけど、事前に早く説明を申しあげて、ご意見をいただいてやっていかなきゃならないというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

それで、市長の説明を聞きましたけれども、先ほど私、申しました資料、もうもらうまでもないのかなと、このように思っております。これ自分で勉強せにゃいかんのかなあと。極端にもう変更がなければ、そりゃもういいと思いますので、もしいただけるもんならいただきたい、このように思っています。そこをちょっと。

○市長（宮路高光君）

重立ったのは、それぞれ担当課の中で精査していただいて、全部が全部というのはないかもしれませんが、もし若干違っておるものも含めまして、重立ったもの、福祉関係、さっき言いましたように、イベント関係とか農政関係、そういうものを取りまとめをいたしまして、議会の皆様方にちょっと時間をいただいて、資料としてお渡しできるようにしていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時35分といたします。

午後3時25分休憩

午後3時35分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（満尾利親君）

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（中島 昭君）

12番。全国的に児童生徒を取り巻く環境は非常に厳しい状況でありまして、悲惨な事件が起こっております。

そういう中で予算説明資料の53ページですけれども、ここの需用費、ここに防犯対策費としまして、看板の作成、そしてのぼり旗というふうに書かれておりますけれども、これは恐らく児童生徒を対象にしたそのようなものだろうと思っておりますけれども、防犯に対しましては、それぞれの単位PTAなどで一生懸命予算化されまして取り組んでいるようでございますが、教育費の方で、この児童生徒の防犯ということにつきましての予算が、私が見たところの内容でございます。ここまであれば万全ということはないかなかないと思っておりますけれども、教育委員会としまして、この児童生徒を守る、このようなことに対しての防犯意識、これについて質問をいたします。どのような方策を考えていらっしゃるのか。

○教育長（田代宗夫君）

各学校の防犯対策についてのお答えだと思いますけれども、今現在、各学校区におきましては、PTAとかいろんな地域の方々のご協力をいただきまして、例えば、吹上の永吉小あたりは看板を設置したり、あるいは腕章とか、あるいは車につけるステッカーとか、いろんなものをそれぞれ工夫していただいて対策を練っていただいているところです。

教育委員会といたしましては、そういう防犯組織をつくったりするとか、そういう指導をしたり、あるいは市内の小中学生全部に防

犯ブザーを今度予算を全部持たせるように一応計上してございます。そのようなことについては現在しておりますが、まだまだ本当にだれも入らないようにというには、まだまだいろいろなものがいっぱいあると思いますけど、とりあえずそういうことで組織づくり、そういうこと等と防犯ブザーの件については、今年度特に力を入れております。

○12番（中島 昭君）

ちょっと名称が間違っているかもしれませんが、先日、シルバースクールガードでしたか、スクールガード、そういうものも会合を持たれた、立ち上げられたというふう聞いておりますけれども、防犯ベルは児童にあるいは生徒に持たせる、これは大変ありがたいことだと思いますけれども、そういうボランティア団体に対しまして、今おっしゃったような腕章とか、あるいは帽子とかジャンパー、そういうものを貸与するでもいいんです、貸してもいいんですけれども、そういう計画が見れなかったんですけれども、これからもそういうお考えがないかどうか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

こういう防犯対策につきましては、確かに大事な面の側面もたくさんあると思うんですけども、その時々によってまた取り組みをいろいろ、すぐ取り組まなきゃならない問題、長期的な問題、いろいろあるだろうと思うんですが、今ご指摘の、シニアスクールガードというものも、急遽昨年度末からではございません、1月になりまして、高齢者クラブの会長さん等々と話をしまして、国の厚生省の方から高齢者クラブの団体の会長さんあてに、高齢者の方に各学校の地域で子供を見守る活動等にご協力いただきたいという文書が上の方で流れまして、それが末端の方にも流れてきたわけですけれども。市の会長さんの方からも、学校区で高齢者などと取り組みと言っ

てもなかなか取り組めないと。だから、市の方で何かそれがスムーズに取り組めるような話し合いをしてほしいということでありましたので、私どもも大変ありがたいことですので、市の高齢者の役員の方、あるいはPTAの代表の方、学校の校長、関係者等を集めていただいて、今後、各学校区で単位老人クラブの会長さんの方々を中心にして話し合いができるような、例えば、こういう組織をつくって、こんなふうな活動ならできるのではないだろうかというようなものを話し合いをして、そして、せんだって3月の6日の日に市の講習会をいたしましたので、そこでその文書等を配布して、各学校区で話をしてほしいと、そういう組織づくりについては取り組んだところですが。その際にもご指摘の問題は出ました。腕章とか帽子とかたすきとかつくってくれないかという高齢者の方の申し出もありましたが、また一方、ある高齢者の方は、そげんなものは要らない、子供を全部知ってるから、もう子供もわかっているという方もいらっしゃいましたが。それは予算が伴うこととございますが、今のところはその予算を計上することは考えておりませんが、今後いろんな場面が生じたときには、また考えていかなければならないとは思っております。

ただ、簡易的な、ここに付けるワッペンみたいなものは今検討しております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。——ほかに質疑ありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

1点だけお尋ねいたします。

というのが、一般職員の時間外勤務手当の問題でございます。今回の時間外勤務手当がちょっと少ないような気もするんですけども、積算の基準、総額、この辺についてお尋ねいたします。

○総務課長（池上吉治君）

18年度の時間外勤務手当の状況でございますが、17年度は、やはり合併当時ということで非常に事務が輻輳した時期がございましたので、全体的には5%というのを基準に計上いたしました。今回は一応もう2年目に入るといふことで、ある程度事務が落ち着いてきたというふうな見方をいたしております、3%に戻したところでございます。

ただ、所属箇所によっては特殊事情等もありますので、それに応じた計上をしているところもありますが、基本的には3%ということで計上いたしております。（「総額」と呼ぶ者あり）

済みません。時間外勤務手当の総額でございますが、一般会計の総額は、給与費明細書にも掲げてございます6,446万9,000円を計上いたしております。

○27番（佐藤彰矩君）

17年度が5%ということで、実は過去、旧町時代・伊集院町におきましても、この時間外勤務手当は5%ということでした。ずっと通ってきたような気がいたします。

そのような中で、18年度から3%ということになりますと、それぞれ職員数も少なくなり、仕事量は同じということで、非常に職員に係るこういう残業というものが今後もまた続くんじゃないかという気がいたします。

そこで、夜ここを通りますと、庁舎の電気もついて仕事をしている様子が多々見られるわけでございますけども、財政難ということで3%にされたのか、仕事量から加味して3%にされたのか、どういう形で一応検討されたのか、再度お尋ねいたします。

○総務課長（池上吉治君）

3%にした理由ということでございますが、ご質問のとおり、もちろん厳しい財政事情を考慮した面が一つ、それから極力仕事がある程度は落ち着いてまいりましたので、それ以

内にできるだけ時間外を少なくするように努力をするということの2面からこのような計上をさせていただきました。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑ありませんか。

○24番（地頭所貞視君）

この一般管理費の委託料についてちょっとお伺いいたしますが、これの中にレセプト点検等が含まれていると思うんですが、これから医療費の高騰、そして医療関係者の不正請求等を防止するための最大の私は予算じゃないかと、こう思っておるわけですが、今回はその委託料で診療報酬明細書等電算処理料が1,300万円と。まずこれはやはりレセプトに関連する予算であるのかどうか。そうであれば、どのようなところに委託する考えであるのか。そして、先ほどもまた当初の方にも出ていて、どちらで質問するのかなと思っただけですけれど、先ほど坂口議員も言われましたように、94ページの方に老人医療事務指導適正化事業債とレセプト点検補助員、そしてレセプト点検費、これは一般会計の方でこれは出ているんですが。ところが、17年度予算では、今回、先ほど私もちょっと質問というか、したいと思いましたら、もうちょっと通り過ぎたもんでできませんが。（笑声）この中で、やはり補正の中で一般管理費150万円の減額、これがレセプト点検及び補助員賃金の減、東市来と、これは国民健康保険特別会計、95ページですね、補正の。この金がまた今度こっちの方に今年度のこの一般会計の94ページ、この老人医療適正化事業レセプト点検補助員との関係ですね。それと、今度は国民健康保険18年度予算の中

に、診療報酬明細書等電算処理料、これは17年度と18年度とは予算を移したわけですかね、その点の関連性について、ちょっとお伺いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

お尋ねの件でございますけれども、249ページの委託料の診療報酬明細書等電算処理料ということで、これはレセプトをそれぞれの世帯ごとといいますか、個人ごと、そういったデータを得るために、やはり電算入力をして、即座に医療費等が出るようにするシステムだと思っておりますけれども、そういったことをしながら、医療費の適正化に努めていかなければいけないと思っておりますけれども、委託先については、ちょっと今のところ把握をしておりますので、また後もさせていただきます。

あと一点のレセプト点検でございますけれども、先ほどの坂口議員の質問の中でも説明しましたけれども、老人医療関係につきましては、一般会計の方の医療費適正化事業の方でレセプト点検をいたしまして、国民健康保険の方につきましては、特別会計の方でレセプト点検をするということの予算を組んでおりまして、会計は違いますけれども、同じようなやり方で点検はやっていきますということで、適正な点検はされていくものと思っております。

○24番（地頭所貞視君）

24番。よくわかりましたが、内容は一緒であっても、老人健康保険と国民健康保険とを分けて予算を計上したということだと理解いたしました。

それと、委託先はまだ考えてないということですが、なるべくやはりこの財源が少ない中、今、耐震構造を国会の方でもやっておりますが、あれなんかも私、仮に性善説、一級建築士等は悪いことをしないだろうと、そういう観点のもとにたくさん不正が暴かれ

ておりますが、これ医者でも大丈夫だろうと、そういう思い方は私はいかんと思うし、やはりレセプトはすることによって不正請求等の防止につながると、そういう観点で私は、やはりこの財政の健全化を図るためには、入札の談合防止とともに、この二つはやはり重要な問題であろうと思っております。今質問の件に関しては、よくわかりました。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第54号について質疑ありませんか。

○17番（梶 康博君）

17番。公共下水道の予算のことで伺いますが、毎年2億円を超す一般会計の繰り入れがなされておるわけでございます。これまでの伊集院町の議会の中でも提案はされてきたところでありましたけれども、企業会計に持っていく考えはないのかというのがこれまでも言われてきましたけれども、毎年、財政の厳しい中における公共下水道事業会計のこのあり方について、今後とも特別会計で計上されていくのか伺います。

○産業建設部長（外園昭実君）

公共下水道の特別会計をそのまま続けてい

くのかということですが、これにつきましては、公共下水道の普及については、それぞれの国庫補助金等を計上しまして、それと起債を借りまして事業を執行しております。それでまだ起債残高も28億円を超える額が残っている状況でございますが、財政状況が厳しい中ではございますが、一般会計からの繰り入れにつきましては、償還元金の全額と利子分の一部を繰り入れていただいて、事業は執行しているというような状況でございますので、今後とも特別会計で続けていく予定でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第56号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

○21番（松尾公裕君）

一つだけお尋ねしたいと思いますが、この江口浜荘でございますが、経営がやはり今までも非常に厳しかったわけでありましてけれども、毎年繰入金をしなければならぬということで経営が非常に大変でありますけれども、特にこの売り上げが毎年度落ちてきているということで、経営がそういう面では非常に厳しいなと思っておりますが。

ところで、この江口浜荘の検討委員会です

ね、これが毎年度開かれているわけですが、存続の云々ということなんかいろいろ話も出ております。そして、新しくまたやり直したらどうかという話も出ております。この検討委員会の結果、それを踏まえて、市長はどのように考えていらっしゃるか。

そして、私たちは今まで単なる国民宿舎ということだけじゃなくて、老人休養ホームということで非常に福祉的に大切な宿舎であるということで、そういう意味もありますので、そういうことも考えて、現時点でどういう考えを市長として持っていていらっしゃるか、伺っておきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今回の指定管理者制度の中の公募で行わさせていただきたいというふうに思っております。その結果によりまして、このことにつきましては考えていかなきゃならない。それぞれ今の中において、公募の中でそれぞれしたいという方がいらっしゃれば、それで運営は続くのかなと思っておりますけど、もしだれもいなかった場合、そういうときにおいて、そのときにおいては、今ご指摘のとおり、江口浜荘を含めた中であり方検討委員会をきちんと立ち上げまして、そこでいろいろと論議をしていただいて、今後の方向性を出していただきたいと、そのように現時点では考えております。

○21番（松尾公裕君）

市長、この江口浜荘の検討委員会、これは毎年度開かれるはずであります、その会の様子、その実情というものは把握されていないのかどうか、そこはできればそのこともしっかりわかった上で指定管理者制度というものに乗っていくべきであるのかなと思っております。公募でそれに参加する人がいなかったらどうしようかというような、そういうような考えというのは、少し後ろ向きではないのかなと思ったりもしており

ますが、そこらについてどうでしょうか、そういう意見、江口浜荘の検討委員会ですね。

それと、やっぱり売り上げも非常に大切なことでありますけど、売り上げが非常に伸び悩んでいるということでもあります。支出をいろいろ工夫を本当にしていかなければならないという中で、指定管理者制度は9月から始まっていくわけではありますが、そこらの経営も含めて、存続のこともですが、経営も含めて、こうすればもっとよくなるんじゃないかなというようなことがございましたら、それをひとつ伺っておきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

松尾議員の中で、この江口浜荘の運営委員会は、これは旧町でしておった形の中におきまして、新市の中における規定は何も設けてないというのが事実でございます。

そういう中におきまして、さき出ましたとおり、これは特別にいろいろと老朽化しておる部分もございまして、経営的なものもこれだけの繰入金をしておる、そういうことでございまして、新たに検討委員会を立ち上げていきたいと、さように申したところでございます。（「いや、もう一つ経営上のことをちょっと聞いたでしょう」と呼ぶ者あり）今の段階におきまして、いろいろと今までも工夫をした中において、外部から支配人を入れたり、また今回の中におきまして、特に今職員が2人おりますので、基本的には1人は引き上げていきたいと思っております。

そのようにして少しでも経費を安くして、それでもどうなのか、そういうものはまた18年度のそれぞれの経営自体を考えて検討していかなきゃならないということをおぼろげに思っておりますし、特に今、売上げ部門の中におきまして、蓬莱館のできた後におきます食堂部門、これは大変激減しております。これは事実でございます、これはそれぞれの距離的なものの中におきまして、あの中において

大変昼食を含めたのは、蓬莱館ができる前はある程度ございましたけど、そこあたりが大変逼迫しているような実情でございます。

今後そこあたりも十分含めながら、さきも申しあげました検討委員会等も立ち上げてやっていかなきゃなりませんけど、今の段階におきましては、さきも申しあげました指定管理者制度の中で公募しておりますので、そこできちっと説明し、その結論を待たなきゃならないというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

指定管理者制度を進めていくというようなことではありますが、市も検討委員会をつくるということではありますが、それは先に市の検討委員会をつくらせて、そしてこの指定管理者制度に入っていくのか、そこらの調整はどうなっておりますか。

○市長（宮路高光君）

先ほども申しあげましたとおり、この指定管理者制度の公募をする結果を見た中で、今後この検討委員会は、もしやっとならなくとも、もしそれで応募して、経営的にやりたいという人がおいたら、もうそのまま私は今の現状の中で入っていけばいいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第63号について質疑ありませんか。

○13番（田畑純二君）

議案第63号なんですけども、日置市立国民健康保険病院、これにつきましては、先ほども話がありました江口浜荘と同じようなあれちゅうことで、私どもが理解しておるのは、2月28日にあり方検討委員会をつくって、7名委員を決定して、今後1年間ぐらいかけて五、六回の検討委員会を開いて結論を出したいというふうに聞いているんですけども、その事実の確認、このあり方検討委員会について、市長、私が今申し上げたんですけど、もうちょっと詳しく説明してください、あり方検討委員会について。

○市長（宮路高光君）

先般、鹿大の宮迫先生を委員長に、ほかの委員はそれぞれ医師会の代表とか、また旧日吉地域の方とか、そういう方のメンバーで設立をさせていただきました。基本的には公営企業法の中におきます一部適用なのか、全部適用を使ってやっていくのか、そういう部分を含め、また経営の内容の分析もしていただ

きますし、また今後一番また老朽化した中におきまして建てかえをすべきなのか、そういう試算と、そういうもろもろについて今回のあり方検討委員会の中で結論を出していただきたいと。約1年ぐらいかかりまして出させていただくということでございます。特にこのことにつきましては、県におきましても大変県病院の問題につきまして大変苦慮されておるといふふうにお聞きしております、私ども、この市立病院におきましても、大変今後の経営を含めた中で苦慮するということがありますので、事前に早い機会にこのようなあり方検討委員会の中で今後の方向性というのを示していかなければならないということで、約1年間程度検討させていただきますので、また皆様方にも、それぞれ中間報告、いろんなことは出てくると思っておりますので、また議会の皆様方にもそういう中間報告的なものはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、各常任委員会に分割付託します。議案第51号、議案第52号及び議案第53号は環境福祉常任委員会に、議案第54号及び議案第55号は産業建設常任委員会に、議案第56号及び議案第57号は総務企画常任委員会に、議案第58号及び議案第59号は環境

福祉常任委員会に、議案第60号は産業建設常任委員会に、議案第61号、議案第62号及び議案第63号は環境福祉常任委員会に、議案第64号は産業建設常任委員会にそれぞれ付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。
あす3月10日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会をいたします。

午後4時07分散会

第 3 号 (3 月 1 0 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（23番、1番、18番、11番、25番、14番）
-------	------------------------------

本会議（3月10日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	鶴園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
企画課長 富迫 克彦 君
教育総務課長 坂上 安男 君

土木建設課長 樹 治美 君
合併プロジェクト室長 有村 芳文 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、23番、畠中實弘君の質問を許可します。

〔23番畠中實弘君登壇〕

○23番（畠中實弘君）

まず冒頭に、個人的なことで恐縮ですが、私、病癒えて、半年ぶりにここにまたカムバックできました。夢のようです。おかげさまで。感謝、感動に震えながら、質問者の1番バッターとして、市長にお尋ねいたします。

市長は、選挙前のマニフェストで、大胆な行財政改革と住民・民間との協働による効率性と透明性の高い行政体づくりを公約されました。その骨子の中で、職員の定員適正化計画、昇任試験、指定管理者制度導入等のことを実施に向けて、今、矢継ぎ早に発表され、決意表明をしておられます。

首長の権利と責務において、公約に基づき、当たり前のことをたんたんと進めようとしているわけですから、何ら唐突でなく、違和感もないのですが、いずれも明と暗、光と影を伴う実に重い課題であると受けとめています。

そこで、さきに提出した通告書の質問事項に沿って順にお尋ねいたします。

まず、1番目の職員の意識改革と素材の活用について。

質問要旨の①は、職員に対して企業感覚の涵養を施しているかを問うものであります。

また、先般、市長は、18年度から管理職昇任試験制度を導入することを決められまし

た。種類は、課長、係長の昇任試験で筆記、論文、面接などを行うようになっており、これについては新聞も大きく報じています。市長の談話として、年功序列に縛られることなく、やる気と能力ある職員を登用する仕組みをつくることで、職員の意識改革と市役所の活性化につなげたいとありました。

県内では、同様の管理職昇任試験制度を採用している自治体はまだ一県もないということですが、ここで、わかりやすく、この制度採用に踏み切った理由を具体的に説明願いたいと思います。

次の②は、民間企業への長期研修派遣は考えていないかを問うものであります。

次の③のことですが、特に本庁舎の場合、各課ごとに旧4町出身の職員の混成でチームを組んでいるわけですから、私はほとんど毎日、用件をつくっては市役所内の各部署を回っていますが、いつも思うことは、職員同士仲よくスムーズに仕事をしているのだろうか、そんなことが大変気になります。議員もそうですが、職員も多分に地域のエゴを背負って働いているわけですから、切磋琢磨の中にもお互い理解し合い、融和をモットーに心がけ、さらなる合併効果を上げてほしいものと願っております。

そういった面から、市長は、今、職場の状況をどのように判断しておられますか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、質問の要旨④です。市長は、行財政改革の一環として、職員数を5年間のうちに80人削減することを公約されました。平成17年度の状況はどうであったか、また、今後4年間の見通しはどうなっているかを問うものであります。

次の⑤は、公共施設の指定管理者制への移行が9月1日から実施されますが、当然、職員の定数バランスに影響を及ぼします。この指定管理者導入の意義と職員定数について、

市長の見解を伺います。

質問事項の2番目は、教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

①で、教育長の教育に対する基本理念を問うとなっておりますが、教育文化、特色ある地域文化を継承する風土づくりの中心になるのが教育行政の長であり、その役割、影響力ははかり知れないものがあります。並々ならぬ決意をまずお伺いいたします。

さらに、質問の要旨②は、特色ある学校づくりの一環として、学校や地域の実態、児童生徒の特性等を踏まえた教育課程の編成、実施を本市は標榜しているわけですが、とりあえず、その具体策をお示し願いたいと存じます。

続きまして、質問事項の3番目は、建国記念の日について、これはまた市長にお尋ねいたします。

毎年、旧伊集院町においては、2月11日に「建国記念の日」が実施されてまいりました。ところが、ことしは何も行われなかった。何もなかった。その理由は何かをお伺いするものであります。

質問を前に、私は「建国記念の日」について調べてみました。それは「建国をしのび、国を愛する心を養う国民の祝日」として、昭和41年に制定されたものです。

戦前は、神武天皇が即位された日として、日本書紀に出てくる日を太陽暦に換算し、2月11日を「紀元節」と定め、国民は、国家に誇りを持って国旗を掲げ、心から祝福してきたものであります。昭和20年の敗戦後、連合国により日本弱体化政策により、昭和23年7月4日の制定の国民の祝日に関する法律から紀元節は除外されました。その後、講和条約制定、独立を果たしてから、紀元節復活の声は国民の間に高まってまいりましたが、左翼勢力やマスコミの反対が根強く、ようやく昭和41年6月になって祝日法が改正

され、「建国記念の日」の制定に至っております。

旧伊集院町における建国記念の日の祝賀行事は、3代前の町長時代から、新しい日本の建設という意味をもって、毎年実施されてきたものと思われまます。記念式典終了後、役場職員により編成されたブラスバンドの先導で市中行進もされたと聞いております。純粋に青少年健全育成に役立ってきたはずでございます。

その後も、前年の17年度までは、中央公民館において、教育委員会主催のもと、各種団体の協賛で、多くの青少年が参加して実施されていきました。最近の憂うべき世情の中、特に将来を担うべき青少年の教育を思うとき、風格ある教育のまち伊集院にふさわしい行事の一つが消えたことを残念に、遺憾に思う市民は多くおります。

合併を機に、いとも簡単に切って捨てた市長の心情はいかなるものであったのか、どのような経緯を経て決断されたのか、説明を求めます。

次に、4問目に入ります。市民の安全・安心確保について。

まず①は、健康基本検査で国民健康保険加入者はことしから無料化され、受診者がふえていたようですが、その結果はどうであったか、お示してください。

②は、高齢者や子供の安全・安心対策について、4つの題に分けてお尋ねいたします。

高齢者をねらった新しい手口の犯罪が次々に発生しています。日置市内の発生件数と対応策についてお答えください。

また、子供をねらった犯罪も各地で次々に起き、親の不安は極限に達しています。具体的な取り組みが急務となりますが、どのように対処しておりますか。

次は、青少年の健全育成にかかわる安心対策についてお伺いいたします。市内の有害図

書の取扱店の状況はどうなっていますか。また、東市来湯田地区の有害図書自動販売機設置の経過についてもお伺いいたします。

それから、日置市安全安心まちづくり条例について、市の責務をどのように具体化されますか。一方、市民の責務で市民の自覚と行動を促す対策をどう推進するおつもりでしょうか。

以上のことについて、質問の趣旨をより具体的に通告書に明示いたしましたので、時間の都合により、できればそれぞれ一発回答願えれば幸いです。

5番目は、郡中央通り線の改良工事の進捗状況についての質問であります。

郡地区の沿線居住者、麦生田を入れますと数千人の生命線とも言うべき郡中央通り線のことですが、住民の30年来に悲願がかない、既に1期工事とバイパスの文化通り線は見事に完了し、残された第2期工事に向けて着々と用地買収等の準備も整っています。しかし、ここへ来て、国、県ともに公共投資予算の削減を打ち出しており、事業の完成予定がまた延びてしまうのではないかという先行きの不安感が漂っています。

このような状況の中では、首長自身の全力投球以外に早期完了の決め手はないのであります。車両通行量の最も多い市街地幹線の未整備区間で、ただ一つ残された最後の部分であります。住民は毎日祈るような気持ちであります。

今後の見通しと、市長は緊禪一番、決意を新たに取り組んでほしいと強く訴え、私の1問目の質問をこれで終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の職員の意識改革、素材の活用にとご質問でございます。

現在の厳しい経済状況の中にありまして、民間企業は常に競争にさらされながら、質の

高いサービスを低コストで提供することを目指しており、その経営姿勢については、我々自治体も学ぶべき点が多いと感じております。中でも特に、今何が求められているのかを的確に把握し、よりよいサービスを市民に提供していく市場感覚とともに、費用対効果を常に問い直していく経営感覚を行政運営に生かしていくことが重要な課題であると考えております。

こうした観点から、職員に期待される能力も一層多様化し、高度な専門性や政策形成能力、また、常に市民の視点で物事を考える公務意識など、これまでに増して求められるようになってまいりました。

こうした職員育成のための一つの方策といたしまして、18年度から任用試験制度を設け、年功序列に縛られなく、やる気と能力のある職員を登用する仕組みづくりを推進することで、職員の意識改革と市役所の活性化、ましては住民サービスの向上につながるものと考えております。

また、この試験が単に選抜だけの試験ではなく、管理職として常に市政の重要課題を意識するよう、さらには自己啓発の動機づけになるような試験としていきたいと考えております。

地方分権の進展に伴いまして、情報化や複雑多様化する住民ニーズに即座に対応できる職員の育成が、これまでも増して求められている時代となっております。こういう状況の中で、コスト意識、さらには接客マナーを持った経営感覚や社会情勢の変化に敏感に対応する感性、視野の広さを身につける意味で、民間感覚を学ぶ研修は大変重要であると感じております。

現在、国、県への派遣は、研修計画の中にも策定し、計画的に実施しておりますが、今後におきましても、民間への派遣、または民間経営者を招いての研修等も模索し、コスト

意識や住民ニーズのとらえ方など、民間の視点に立った考え方を学ぶ機会を積極的につくってまいりたいと思っております。

日置市が誕生し、約10カ月がたとうとしておりますが、通常業務に加え生じてきた合併事務も次第に落ちつき、本来の業務に戻ろうとしております。合併により旧4町の職員が一つになり業務を推進する中で、懸念されておりました事務事業の調整等も何とか乗り切って、職場環境の面からも特に問題はないと理解しておるところでございます。

今後におきましても、さらに旧4町職員が交流できるよう、本庁・支所間、あるいは支所間の人事異動を実施し、さまざまな立場で物事を推進できる職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

本市におきましては、合併後の職員数を極力抑制するという観点から、合併前旧4町の職員を80名削減するという目標を掲げ、徹底した定員管理に努めております。これからの時代は、社会情勢の変革及び地方分権の動向など、今後の行政需要に影響を及ぼす変動要素は多岐にわたるものでございますが、これらの新しい行政需要にも内部で生み出した人員を振り向け、総職員数の抑制に努めてまいりたいと考えております。

それから、定数削減の見通しでございますが、合併時点で退職者補充をせず、19名、17年の4月1日現在で減らし、さらに、合併後の退職者及び退職予定者、18年の4月1日で16名、新規採用予定者が消防職員を除き保健婦の2名となっておりまして、18年4月1日現在で推計しますと33名の減となります。今後におきましても、計画的に、この80名という削減の目標の中で新規採用者を抑制してまいりたいというふうに考えております。

次に、指定管理者制度の移行と定数のバランスということでございますけど、今回、指

定管理者制度を導入いたしまして、それぞれ民間にできるものは民間に委託したいと、そのような中におきまして、本議会に条例の改正の提案をしているところでございます。

そのような状況の中におきまして、今回上げているところの職種に約7名の職員がおるわけでございます。今後、指定管理者制度を導入するに当たりまして、応募する方がお引き受けになった場合につきましては、この7名の職員はほかのところにも配置しなきゃならないというふうに思っておりますけど、今後、この結果を見た中で判断し、それぞれのバランスといいますか、ことを考えていきたいというふうに考えております。

3番目の建国記念日の日についてということでございます。

旧伊集院町では、昨年まで過去32回の「建国記念の日祝賀会」を実施してまいりました。今回、ご指摘のように開催しておりません。

最近の行事内容は、花壇コンクールの表彰と心を結ぶ家族への手紙コンクールの表彰、町民憲章の朗読、中学生の抱負発表、またスポーツ少年団の奉仕作業というものでございました。

そのような中におきまして、花壇コンクールも一昨年度から中止しておりまして、また、家族への手紙コンクールも主催者の郵便局が中止になりました。また、町民歌も今まで一緒に朗読しておりましたが、町民歌、町民憲章、また市になりまして、この市民歌、市民憲章というのも策定をできなかった、しておれないと、そういう状況の中でございましたので、17年度中止せざるを得なかったということでございます。

そういう状況の中でございましたけど、17年度におきましても、それぞれの各種団体が実施をしておるものがございますので、そういうものに協賛、またご支援したという

こととございます。特に、吹上地域におきましては、南郷会という団体が「建国記念日の剣道大会」をそれぞれ旧日置郡内に呼びかけて実施しております。大変たくさんの小学生、中学生が参加しておりましたので、こういうものの協賛を市としてさせていただきました。

今後、このことにどうするかということとございますけど、いろいろとご意見を賜ってやっていかなきゃならないと思っておりますけど、基本的には市の行政としての主催じゃなく、今後は、それぞれの各種団体が実施したことについて協賛、協賛していきたく、さように考えております。

4番目の市民の安全・安心確保についてということとございます。

日置市では、市民の疾病の早期発見と早期治療を図るため、基本健康診査とがん検査を集団健康診断として実施しております。

具体的には、老人保健事業の基本健康診査として、40歳以上の市民に対して、検尿、血圧測定、血液検査、心電図、眼底検査、診察等を実施しております。がん検診においても、胃がん、肺がん、大腸がんを40歳以上の市民を対象に、乳がん検診については40歳以上の女性を対象に、子宮がん検診については20歳以上の女性を対象にしております。

これらの健診に係る一部自己負担率は、実費額の約3割負担を基本と定めておりまして、基本健康診査は1,300円、肺がんは300円、また胃がん検診は1,000円、痰は300円、腹部超音波検診は1,000円、大腸がん検診は500円、子宮がん検診は700円、乳がん検診が2,100円、骨粗鬆症が300円となっております。

基本健康診査を除くすべてのがん検診の一部自己負担金無料化は、平成16年度まで旧伊集院町を除く3町は実施しておりましたが、17年度から伊集院地域も実施するようにし

ております。そのような状況の中におきまして、伊集院地域の受診者がふえたということとございまして、約2,115人、16.6%ふえたということとございます。

この無料化に対する経費は、国保特別会計より17年度予算で391万6,000円、18年度予算で556万3,000円を計上しております。

そのようにして、市民の健康を守るために、市としても、国保会計、大変厳しい国保会計とございますけど、その中から拠出しているものでございますので、どうか市民の皆様方にもこのような健診を早く受けていただき、早期発見、早期治療に努めていってほしいというふうに思っております。

2番目以降につきましては、教育長の答弁もございまして、私の方で簡単に説明させていただきます。

日置市内の消費生活相談とその発生件数、対応策についてのご質問でございますけど、16年度に訪問販売や架空請求、不当請求などの消費生活に関する相談が、日置市全体で148件、17年度は、3月1日現在でございますけど、94件寄せられております。

相談内容については、県消費生活センターと連携を図りながら対応しております。相談に対する被害者の多くは高齢者で、中には悪質な事案もあります。市民に対しては、お知らせ版を通じて注意を呼びかけ、また、緊急を要する場合は防災行政無線等を活用し、未然の防止に努めておるところでございます。

平成17年度は、お知らせ版で「悪質住宅リフォームにご注意！」など計6回の掲載で、市民に注意を呼びかけました。また、県の県民生活課が発行している「くらしの情報誌・マイライフかごしま」を年4回、班回覧し、市民に対して注意を呼びかけております。また、県が主催する研修会に出席し、年々巧妙化する手口に対する対処法を学んでおります。

今後も、定期的にお知らせ版などを通じて市民への注意喚起を図るとともに、研修会等に職員を参加させ、巧妙化する手口への対処法を身につけ、高齢者や市民が被害になるような事案を未然に防ぎ、市民が安心して生活できるよう努めていきたいと考えております。

また、子供をねらった犯罪等いろいろな事案が、それぞれの地域でも起こっております。大変悲惨な事件といたしますか、そういうものも起こっておるようでございますし、また特に、教育委員会を初めPTA、それぞれの地域の皆様方と連携をしながら、子供たちが安心して通学できるよう体制整備を努めていかなければならないというふうに思っております。

また、詳細については、教育長の方もこのことについてはご答弁させます。

また、有害図書の件でございますけど、日置市内の有害図書の販売店の状況は、書店で5店舗、ビデオレンタル店で4店舗、コンビニ店で16店舗、また、自動販売機2件を含めると27店舗でございます。

うち、書店、コンビニ店につきましては、専用のコーナー、 Gondola を設け、「条例で18歳未満の購入はできません」と表示することになっており、この啓発の張り紙をしております。また、図書の中身が見れないよう、ビニール等でくくって包んでおまして、また年齢確認もしておるようでございます。

ご指摘の東市来の湯田地区のことについてでございますけど、平成17年8月に県に届けをして、自動販売機という名称で設置されております。貸付業者は福岡の業者で、管理者は薩摩川内市の方でございまして、土地所有者が日置市在住の方で、この在住の方は有害図書と知らなく、自動販売機を設置するからということで賃貸契約を結んだというふうにお聞きしております。

そのような状況下の中でございましたので、

今、県、私ども市の職員、警察、そのような中で、特に業者の方、管理者の方も含めまして土地の地権者の皆様方に、それぞれ撤去をしていただきたいという今要請をやっているところでございます。

市の職務と対策であります。条例に基づく協議会を早急に立ち上げ、活動方針を協議していただき、市民一人一人が安心・安全の確保に関する知識を持つことが必要であることから、知識の普及や啓発活動を推進するため、各種広報活動を推進します。また、安心・安全についての専門的、実践的知識を習得するなど、地域活動の人材育成を図っていきたく思っております。

一方、市民の安心・安全のための自主的な活動の推進を図るために支援し、安全・安心のための整備環境を進めるとともに、子供、女性、高齢者等に配慮し、警察、地方自治体及び防犯組合連合会など関係団体の相互連携を図り、各関係者の意見の収集により各種施策を実行していきたく思っております。

5番目の郡中央通りの改良工事の進捗状況ということでございます。

郡中央通り線は、県施行の街路事業として工事を進めています。2期工事部分の中園住宅前から徳重機までの延長960メートル区間については、平成17年3月30日に国の補助事業の事業認可を受けております。

全体事業費で約25億円、現在、用地先行で事業を進めていただいております。16年度で予算的に2億8,000万円程度、17年度が2億5,000万円、進捗率におきまして21.5%となっております。

そのような状況の中におきまして、先般、県の説明会があったというふうにお聞きしております。特に完成まで23年度ということでございます。

今、議員がご指摘のとおり、このような大変公共事業におきます削減の時代でございます

す。ですけど、基本的に、この路線は私どもの日置市を結ぶ大動脈の路線という位置づけの中で認識しておりますので、今後、この予算獲得におきましては、職員を含めそれぞれの関係機関と一緒に、県の方に要望、陳情してまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

教育行政につきまして、教育長の教育に対する基本理念を問うということでございますけれども、教育の基本理念につきましては教育基本法に示されておりますので、私個人の立場といたしまして、これからの日置市の教育の基本的な考え方を理念ととらえ、述べさせていただきますと思います。

日置市に参りまして9カ月が過ぎ、ある程度は地域の実情もわかりましたけれども、まだ十分理解しているまでには至っておりませんが、これまで考えてまいりましたことを述べさせていただきますと思います。

教育の目的につきましては、教育基本法の中に「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と述べられております。

このことを踏まえながら、私は、日置市全体の目指す方向を「心の豊かさと夢をはぐくむ人づくりを目指して」とし、日置市民の皆様方が「夢を持ち、楽しく、便利で、生きがいを持って、心豊かな生活を享受できるような個性あふれる生涯学習のまちづくり」を目指した取り組みを推進してまいりたいと考えております。

私は、教育というものは学校と家庭と地域社会の3つの場で行われるものであり、この

三者がそれぞれの果たすべき役割をお互いが十分認識して、連携を取り合ってその責任を果たしたときに、最もよい教育ができるものと考えております。

そこで、生涯学習の推進につきましては、地域の皆様方の学習に対するニーズを的確に把握し、さらに学習内容や学習機会の充実に努め、市民の皆様がいつでも、どこでも個人のニーズに応じて学べ、学んだことが地域に生かせる環境づくりを進めていきたいと思っております。また、行政側が提供する学習機会だけでなく、住民の皆様方の創意工夫による自主的、自発的な学習グループの育成や自治公民館など身近な場所における学習の場の開発も図っていく必要があると考えております。

そのためには、まず公民館の組織や施設を整備し、中央公民館、地区公民館、自治公民館の三層構造を確立し、それぞれの連携と運営の充実に努めていきたいと考えております。特に、自治公民館というものは、住民の最も身近な場所にありますので、生活に密着した意義ある活動が期待できます。したがって、その活動の活性化に努めていく必要があると思います。

また、青少年の育成に当たりましては、PTAを初め自治公民館や子供会等の関係団体との連携を密にし、家庭や地域社会の果たす役割を十分理解していただき、子供たちの自然体験や生活体験の機会の拡充を図るなど、地域みんなで子供を温かく見守り、はぐくむ気風づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

家庭の教育についてであります。子供にとりまして、家庭は家族関係の中で愛情を通して基本的な生活習慣を育成するところであり、特に、就学前の幼児期の教育がこれからの成長発達上極めて重要でありますので、この期の保護者を対象とした学習の機会を創

意工夫して設定していかなければならないと考えております。

また、「家庭の日」「青少年育成の日」には、家族の触れ合いを促進したり、地域行事に親子で参加したりし、優しい心や思いやりの心を培うことも大切であると考えております。そのためには、学校や地域社会は、その教育機能を発揮して、親の学習機会の拡充に努めていく必要があると思います。

学校教育につきましては、「新しい時代に対応する教育」を進める中で、「夢をはぐくむ教育」を推進してまいりたいと考えております。そのためには、人間形成のベースとなっており心身の豊かさと基礎学力、基礎体力を身につけるとともに、一人一人の個性を生かすとともに、新しい時代を切り開いていく生きる力の育成に努めていかなければならないと考えております。

また、より学校を開かれたものにする一方、地域の実態を生かし、すぐれた人材を活用するなどし、特色ある学校づくりを積極的に推進していきたいと考えております。

さらに、幼・保・小・中連携した教育や国際理解教育、情報教育など新しい課題にも取り組むとともに、現代的な課題であります心身の問題に対応する教育相談体制の整備や子供たちの登下校の安全対策等にも努め、子供たちが安心して学習できる体制を整えてまいりたいと考えております。

このような教育を推進していくためには、教職員の資質向上が重要な課題でありますので、行政、学校ともに職員の研修の充実にさらに努めていく必要があります。

以上、私の考えを述べさせていただきましたが、議員の皆様方を初め住民の皆様方のご理解とご協力を得なければ、これらの推進を図ることはできません。皆様方の英知をいただきながら、精いっぱい努力してまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力を賜

りますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、特色ある学校づくりについてですが、特色ある学校づくりは、学習指導要領に示されております4つの柱の一つ、「各学校が創意を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」に従って現在推進されております。

市内の27の小中学校においては、一人一人の個性を生かして、生きる力をはぐくむために、それぞれの学校が、学校や地域の実態に応じて、農業体験活動や情報教育、交流活動、ボランティア活動、自然体験活動、確かな基礎学力定着のための習熟に応じた指導など、さまざまな特色ある学校づくりを目指して、教育課程を編成し、積極的に取り組んでおります。

具体的に幾つかご紹介申し上げますと、総合的な学習の時間を利用したサツマイモの栽培と「マイ焼酎」づくり、自分たちでサツマイモを栽培して、そのサツマイモを使って焼酎づくりに取り組んでいる中学校。そして、二十になったらみんなで飲みましょうという取り組み。次に、地域の人材を活用したしんこだんごづくりや大豆栽培と豆腐づくりをやっている学校。異年齢集団による模様花壇の設計図づくりと実際の栽培活動をやっている中学校。あるいは地域の人材を活用した全校生徒による俳句づくりをやっている中学校。地域の茶畑で茶摘みをし、給食でのお茶を飲んだり、講師を呼んで「茶道」についての礼儀作法を体験したりする小学校。あるいは郷土教育の推進として、日新公ゆかりの「いろはカルタ」の暗唱検定をやっている地域。それからあと、環境整備活動、それから妙円寺詣り保存会の方々等を講師に呼んで、実際によろいやかぶとを使って歴史学習をしている学校。

まだいろいろありますが、幾つかをご紹介申し上げますが、これらは総合的な学習の

時間を使って、各学校が創意を生かして教育活動を展開している例であります。

次に、高齢者の問題についてですけれども、高齢者をねらった犯罪については先ほど市長の方から答弁がありましたので、教育委員会といたしましては、市内に36の高齢者学級がございます。1,526人の方々が参加をしておられますので、そのカリキュラムの中に防犯教室や交通安全教室、人権教育などを組み込んでおりますので、そういう集合学習の場で対応をしているところでございます。

次に、子供をねらった犯罪が次々に起きているが、それへの具体的な取り組み、対応をどうするかということですが、学校への不審者侵入、登下校時の連れ去り、暴力行為、性にかかわる問題等が全国的に多発し、多くの児童生徒が被害に遭ったりしております。

このような事態を受けまして、本市すべての学校で防犯ベルを取りつけたり、あるいは火災報知機を使ったりして、すべての学校でこれらを使って不審者侵入への対応をしております。また、学校においては、さすまたや防犯棒等を備えつけて、非常時への対応を講じているところもあります。

それから、登下校時の安全確保の一環として、市内の小中学校では児童生徒への安全ブザーの携帯を推進しており、教育委員会では、平成18年度には全児童生徒が携帯するよう予算計上を今回しているところでもあります。

また、警察の協力のもとに、校内及び登下校時における不審者との遭遇時を想した対応訓練をすべての学校で実施しており、安全確保の手段を身につける学習をしております。危険の未然回避の面からは、すべての学校で「県警安心メール」等を利用した不審者出没に関する情報の入手及び共有ができる体制づくりができております。そして、児童生徒への指導の徹底及び保護者への周知を図ってきております。

さらに、すべての学校で、あらゆる機会を想定しての危機管理マニュアルを作成し、実効性のあるものとなるよう、機会あるごとに見直しもしております。

このように、学校では安全管理、安全教育の充実を進めておりますが、問題の深刻化、多様化、広域化が進み、学校のみでは対応できる状況でなくなってきております。そのために、学校、保護者、地域社会、関連機関等が一体となった地域ぐるみの取り組みを進めることが喫緊の課題となってきました。

現在、学校では、PTAとの協力により校区内を再点検し、危険箇所や「子ども110番の家」、各通学路の利用児童生徒数を記載した安全マップを市内すべての学校が作成し、児童生徒、保護者へ周知させるとともに、警察へも情報提供し、登下校時の危険箇所の周知を図っております。この安全マップをもとに、登下校を中心としたPTA、警察等によるパトロールを実施しております。また、防犯パトロール中のステッカーや腕章を作成し、それを装備して巡回している学校は市内小中学校の89%にもなり、不審者への抑止力にもなっていると思われまます。

さらに、新聞記事等で掲載された永吉小学校の取り組みのように、学校、PTA親父の会、地域等が連携して、通学路上に「不審者パトロール警戒地域」等の看板設置をするなど、子供を守る多様な取り組みが推進されており、さらには取り組みの強化という点から、学校、PTAを中心に、その対応策について検討されている状況にあります。

また、地域ぐるみで犯罪から子供を守るという観点から、まずは地域の高齢者クラブの方々による児童生徒の登下校時を中心としたボランティアによる巡回協力として「シニアスクールガード」をお願いしたところでもあります。

また、自治会を初めとする各種団体からの

主体的な巡回実施協力の申し出もあり、このことを受けて、青少年健全育成会議が巡回時に腕章を貸与して支援するなど、児童生徒の安全確保へ向けた地域としての取り組みの機運も広がってきております。

このような危機意識の高まりに加え、これまでの学校、PTA、地域各種団体、関係機関等の「点と点」の連携から、地域全体をカバーする地域ぐるみの「面」としての安全確保の体制づくりができつつあります。

これらの取り組みがさらに拡大・充実していくよう、教育委員会としても積極的な啓発活動をしていくとともに、可能な限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、有害図書の問題につきましては、先ほど市長の方からもありましたが、教育委員会の対応は、青少年問題協議会等の検討を受けて、自動販売機等を設置させない運動や、そういう文書等を見ない、あるいは買わない青少年の育成に努めてまいりたいと、そのためには、自動販売機の設置に関する業者側のたくみな契約の方法とか、有害図書の弊害等をみんなが理解できるように地域の教育力を高める手だてを講じてまいりたいと思います。

具体的には、自治会活動研修会や一般住民対象の高齢者学級とか婦人学級、各種研修会や大会等で、事あるごとにこれらを学習テーマにして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日置市安全安心まちづくり条例に関しては、市長の方からもありましたが、教育委員会といたしましては、これまで子供をねらった犯罪が多発しております関係で、私どもは、学校、PTAと協力して対策を講じているところであります。

これまでの具体的な事例や今後懸念されるようなことなどを警察署や関係機関との協力を得て、事業所や公共施設の関係者を対象に連絡会を実施したりし、広く関係機関と連携

を図り、犯罪や事故防止、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

なおまた、市民の責務としまして、身近に住んでいる地域のさまざまな活動に参加して、身の回りの小さなことから安全対策に協力していく意義の高揚を図っていきたいと思います。例えば、子供会活動とか、あるいは高齢者クラブとか女性団体、各学校のPTA組織等、こういうあたりでそのようなことを図ってまいりたいと思います。また、自治会等で学校の通学路の点検や危険箇所の整備に関する調査とか、あるいは資料づくりなどの実践を通じた組織づくりにも努めてまいりたいと思います。

○23番（畠中實弘君）

大変念の入ったご答弁で、二の矢が継げないぐらいでございます。

2回目の質問に入ります。

一通りの答弁をいただきました。その中から、まず管理職の任用試験のことを再度、質問者の視点から論じてみたいと思います。

基本認識として、市政に携わる職員は、市民の幸せに奉仕する公僕であり、市行政の一員として持てる能力を全力で傾注しなければなりません。市長の先ほどの答弁と重なるところもありますが、そのためには、日夜研さんに励み、市職員としての資質を磨き高め、常に住民の視点で行政の改革・改善に努めなければならないと思うのです。そして、何事にも労を惜しまず、率先して行動しなければなりません。

以上のような認識の上に立って、意欲と能力のある者を公正に認め、登用し、活躍の場を与えることは、必ず市民の利益につながります。それぞれの能力を適切に評価し、適材適所に配置することは、行政の当然のあり方でありましょう。そこに職員の意識改革・改善を図る仕組みがあり、日常的、効果的に機能するよう運用するのは、組織体として実に

有効であると考えます。したがって、私も、昇任試験の採用についてはもろ手を挙げて賛成でございます。

しかし一方、管理職昇任試験のデメリット、いわゆる明と暗の影の部分についても考えておかなければなりません。

そこで、市長にお尋ねします。昨日の18番議員の質疑と重なる部分がありますが、整理の都合上、再度お聞きします。ペーパーテストと事務能力、管理能力とは必ずしも一致しない点があるはずですが、そのことについて市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

今回、この任用試験を登用する中におきましては、それぞれ旧町におきましては職員の数も100名から150名程度という中でございましたけど、今回合併するに至って、600名という職員の人数になりました。そういう中におきまして、特に若い職員の方がやる気が出るような形の中で、今回このような制度上を設けたわけでございます。

特に、今ご指摘のとおり、この試験のあり方がどうあるべきなのか、そこで一番それぞれご心配している部分があるというふうに思っております。それらの中におきまして、今ご指摘のとおり、ペーパーテストがよかった人が管理職で適しているのかと、これはそれぞれの大きな一つの課題でございますので、やはり私ども公務員たるものにつきましましては、ある程度のそれぞれの公務員法に基づいたそれぞれの法を熟得していかなければならない部分もございますけど、基本的には、やはり市民に対する市民サービスをいかにできる人格本位、やはりこの人格本位を私は最優先していきたいと、さように考えておきまして、特にある程度のペーパーテスト、論文もございますけど、そのペーパー、論文を、点数を仕分けいたしますと、そこが4割程度、あと6割程度は人物本位というふうに基本的には

内容を考えております。

また、この人物本位の中で、だれが面接をするのか、いろいろとご指摘がございましたとおり、この間の話で、ごますりがいいのか何とかという話もございましたけど、それは別といたしまして、やはりそういうものじゃなく、やはり人物本位をするには、やはり今まで民間の皆様方に、私はこの役場職員としての資質がいいのかどうか、この採用試験に当たりましては民間の皆様方にもお願いを申し上げていきたいと、それで総合的に私どもも評価いたしますけど、やはり民間の皆様方が見た目の中で私どもこの職員像がどうあるのか、やはり今回のこの任用試験につきましては、評価ということがございますけど、やはり基本的には人物本位の評価を最優先していく制度上に持っていきたいと、さように考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでちょっと休憩とります。いいですかね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）いいですか。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○23番（畠中實弘君）

ご答弁が余りにも念が入り過ぎていますので、もう二弾、三弾準備はしていますが、割愛いたします。あと7つぐらい項目を準備しておったんですけども（発言する者あり）いやいや、ほかに行きます。ただ、この件で、昇任試験の件ですが、これだけでもたくさん聞きたいんですが、念が入ってしまったので、いいです。

ところで、県下に先駆けて、この実施を決

意された宮路市長が、今まで何を見てこられたか。多分、悪平等で進取の気概に欠ける職場・職員の現状打破、改善を図る手段として採用を決意されたものと私は推察します。

しかし、さきにも申しましたように、この制度の運用は、地方公共団体にとっては極めて難しいものと考えます。試行錯誤を重ねながら、幾多の想定外の難問に直面することでしょう。前途多難が予想されますが、前向きなことです。私どもも協力を惜しみません。市長の決断にエールを送り、次の質問に移ります。

幾つか項目を飛ばしまして、1問目の⑤、指定管理者制への移行と定数のバランス、これについても私自身詳しくお聞きしたいわけでありまして。しかし、この件は、去る3月6日の総務企画委員会で活発な質疑応酬を行いました。極めて難しい問題で、いまだに理解できておりませんが、ほかの議員の質問もあると思いますので、私は割愛いたします。

そして、次の教育行政について再度、教育長に伺います。先ほど教育に対する基本理念についてお答えをいただきました。まことに失礼ですが、ここでお尋ねいたします。田代教育長の座右の銘をお聞かせくださいませか。これは歴代教育長、ずっと続けておりますので、失礼ですがお願いします。簡潔で結構です。

○教育長（田代宗夫君）

座右の銘を申せということでございますけれども、昔から私が考えております言葉は、「艱難汝を玉にす」という言葉がございますけれども、「艱難」とは難儀、苦勞という意味であります。意味を返せば、難儀、苦勞はなんじを、あなたを玉にすると、つまり難儀や苦勞はあなたをきれいな玉にするということは、立派な人間にするということにつながると思います。

私、これまで、子供たちの6年生の卒業式

は大抵これを使ってきましたが、つまり難儀や苦勞はあなたを立派な人間にすると、平穩で苦勞のない、難儀のない生活は楽で大変いいかもしれないけれども、人間から緊張感を奪って平凡にして、進歩、向上をとめてしまうと、したがって、人間の能力というものは、艱難とか難儀、苦勞に遭遇したときに、それを乗り越えようとして大きく伸びるものである。そして、努力によって、精神的な強さやたくましが身についてくるものであると、こんなふうに書いてありますけれども、6年生を中学校に送り出すときとか、あるいはスポーツ少年団を励ますときとか、この言葉を使いながら話をしたり、自分自身も、できはしませんけれども、こういう気持ちでこれまでやってまいりました。

以上です。

○23番（畠中實弘君）

まことに格調高いお話をいただきました。その信念、信条を日置市の教育行政に反映していただきたいと思うわけですが、どう生かしていくか、これも簡潔で結構です。お願いします。

○教育長（田代宗夫君）

これをどう生かしていくかということじゃなくして、子供たちに、やはり勉強の場合でありまして部活でありまして、いろんなものに対して正面から、苦しいことに逃げないで、自分からそれに向かっていくような子供になってほしいという願いを込めて、いつも話をいたしております。

○23番（畠中實弘君）

次に、②の特色ある教育長、特色ある学校づくりの一環のところですか。校長の裁量権、校長の裁量権の尊重について、教育長はどうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

一応、学校というのは、校長にすべてを任せてございますけれども、教える各教科の内

容とか、そういうものは文部科学省が作成しております学習指導要領というものがございます。そういうものに基づいて、校長がすべてを運営していくわけですので、特に総合的な学習時間のあり方等については、かなりの思い切った取り組みができると考えております。

○23番（畠中實弘君）

教育長には丁寧にお答えいただきました。

次の建国記念の日の行事について、これは市長より答弁がありました。歴史と文化を誇る伊集院地域の特性を生かし、その精神はほかの文化行事等で継承していきたいというご答弁だったと理解しております。そこでまた、この国を愛する精神が引き継がれていくことを祈っております。

次に行きます。これも市長でございます。

健康基本検査のことで、先ほどの答弁により、無料化は国民健康保険事業改善の手がかりとなっていることをうかがい知ることができましたが、前年度、旧町時代にインフルエンザ予防注射の励行でかなりの予防効果を上げた実績を思い出します。これからも新しい予防策を次々に打ち出してほしいものと思っています。

それにしても、悲しいかな、日置市は、医療費の高さにおいて全国でワーストファイブ、5本の指の中に入ると聞きました。その出どころは定かでないわけですが、原因は何か。高いことは確かに高い。原因は何か分析しているのか、また、抜本的な改善策はないのか、お尋ねいたします。これは担当部長にお伺いします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

医療費の高騰の原因ということでございます。一つは、自然増というふうなところもあると思っておりますけれども、これまでの医療制度といいますと、70歳になりましたら老人医療の方へ移行しておったわけでござい

すけれども、これが平成14年の10月ですか、法が改正されて、75歳に引き上げられたということで、これに引き上げられたことによります被保険者、国民健康保険の被保険者数、これは毎年約700名ぐらいつはふえているんじゃないかと考えているところでございます。

そういうことからしますと、老人の方々の年間の1人当たりの医療費というのが、約60万円ぐらにかかっているんじゃないかと思っておりますけれども、この60万円の700人としますと、年間で医療費総額で約4億2,000万円ぐら医療費がかかってくるというふうな計算になるようでございます。そういうことで、これが一番の大きな要因ではないかなと、こちらの方では考えているところでございます。

それと、またもう一つといいますか、ある特定医療の関係になるわけですが、公費で見る医療費があるんですが、この患者さんが、日置市で認定されていますのが62人、全体で認定をされておりますけれども、そのうち57人の方が国民健康保険の被保険者であると、90%以上の方がもう国保の被保険者ですよということでございます。

そのようなことから、この人方のレセプトをちょっと見てみたんですが、1カ月の医療費が安い人で約38万円、高い人では82万円、これは通院です。そういうふうに医療費がかかっているようでございます。そういうことで、この方々が57名いらっしゃいますと、平均仮に50万円医療費がかかったとしますと、月に2,850万円、年間で3億4,000万円ぐらいの医療費もかかってくるというようなことで、これらのこういった特定疾患の方々の医療費についても、若干またそういう原因もあるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、今後は、やはり先ほど市

長が申しあげましたように、健診等を充実して、いろんな方々に早期発見、早期治療をしていただいて、医療費の抑制に努めていかなければならないと考えております。

○23番（畠中實弘君）

細かい分析結果まで発表していただいて、参考になりました。

次の質問に入ります。高齢者及び子供の安全・安心対策については、理解、納得いたしました。要は、関係者が一丸となって目配り、気配りしながら、住みよい安全なまちづくりに励むことが大切なことと身にしみております。

最後の質問事項、郡中央通り線改良工事の進捗状況についてでございますが、これも見通しを答弁いただいたわけですが、実はこの件に関する私の質問は、旧町時代を含めると、たしか4回目に当たると思います。その間、県庁にも何回か陳情に行っておりますし、地元としての努力は最大限に果たしてきたつもりです。

そこで、痛切に感じたことは、やはり国、県の事業のしりをたたき、予算を獲得するには、首長の頑張りしかないのだということでした。市長、とにかく多忙な合間を縫って、国や県の機関にお百度を踏んでください。

さきにも言いましたとおり、郡中央通り線は、市街地幹線道路では最も車両の交通量が多く、子供の通学路、高齢者の買い物道でありながら、歩道もなく、危険きわまりない道路であります。一般の人は、車両で、車で通る場合はほとんど気がつかないと思うんですが、歩行者、歩いてみると、その危険性がよくわかります。大変なことなんです。

市街地であるにもかかわらず、取りつけ道の整備もおくれております。それは、幹線道路の改良が終わったらという条件づけをいつも突きつけられて、何年もたなざらしにされているような状況もあるわけです。しかも、

雨水排水処理は、これもまた未解決の状態で待たされております。現実的には、工事そのものは虫食い状態という結果になってるわけですね。その部分がですね。

何年も住民の生活を脅かして、それこそもう言葉に言えないぐらいですね。暴動が起こるぐらいの地元の感情はあるんですが、私が市長を住民の前で責めると、すごく嫌な顔をするんです。それほど市長を信じているわけですね。もう私の言うことなんか聞かないぐらいに市長を信じている。その市長であればこそ、ほかの仕事はほっといても、このことをやっていただきたいというのは住民感情、私の感情にももちろんあるわけです。本当に今まで死ぬ思いで頑張ったのかと問えば、恐らく多分、上のそらではないけれども、まだまだ二の次、三の次の心だったのかなという気がします。

愚痴を言えば切りがありませんので言いませんが、とにかくみんな市長に頼っているわけですから、全力投球していただきたいと願うところであります。この現実を直視してください。今からでも遅くございません。腹を決めて、予定の工事が延期とならないよう、最大の努力を傾注してください。私がこれほど言うのだから、最後に市長の決意のほどを改めてお伺いいたします。どうぞ。

○市長（宮路高光君）

議員の切なるご意見の中におきまして、私、自分自身も、こういういろんな地域に密着する道路、これはそれぞれの地域からのご要望というものの、いつも胸に占めてまいっております、県にしても国にしても、あらゆる機会をとらえまして、いろいろとお願いをしているわけでございます。

特に、この路線につきましては、先ほど申しあげましたとおり、もう決定をしております。決定をしておるということは、それぞれの予算枠の中で進んでいきますけど、やはり

今後、私どもやはり日置市におきますほかの議員の皆様方も、要望もそれぞれの地域のそれぞれの幹線道路という、これも含め、大変そういうご要望というのはい多いというの思っております。

そういうことでございますので、やはりみんなと一緒に、こういう予算のない中におきまして、やはりそれぞれいつも言っていますとおり、優先順位といいますか、私どもが全部できるわけございませんので、お互いその地域を含めて優先順位をし、できるものから早く継続的なものを解決して、それぞれ地域住民の皆様方に利便がよくなるようにしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今後とも、県、国の方にご要望を申し上げていきたいというふうに強い意思を持っております。

○23番（畠中實弘君）

日置市の予算の同じパイの中での奪い合いというような論議じゃないわけです。それだったら、私は、合併して、ほかのもっともっとひどいところも、地域も、日吉、吹上、東市来それぞれあるわけですから、こんな我田引水なことは言いませんが、首長の努力次第で、その予算の獲得というのはいかなりのものができるわけです。それにこの何年もの間少し物足りなかったというのは、本当の気持ちなんですよね。

だから、くどいようですけれども、そこ辺をよく踏まえて、ほかも、あっちもあるとかいうようなことじゃないんですよ、これは。郡地区が非常にひどい状態だったということを再認識していただいて、頑張ってもらいたいということでございます。

もう一点、時間がまだ4分あります。後先になりましたが、最後にもう一問だけ残っております。管理職昇給試験について、労働組合とのコンセンサスがなされていないということですが、大変気にかかります。組織体

の健全維持、運営において最も大切な人間、対人間の根幹問題にかかわります。今後どのように取り組んでいくつもりか、そのお考えをお聞きして、私の質問のすべてを終わります。市長、どうぞ。

○市長（宮路高光君）

この問題につきましては、もう以前に組合の方にもこういう考えの中で進めていくということをお示しをしておりますけど、今後におきましても、やはり理解が求めるよう私の方も努力をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

まず、冒頭に、一般質問通告書のちょっと訂正の方をお願い申し上げます。3項目め、教育の充実の点で、「学生支援ボランティア」という言葉がございますけれども、こちら「学習支援ボランティア」ということで訂正方よろしく願います。

それでは、質問の方に移ります。

私は若い世代を代表いたしまして、未来を見据えた観点で、さきに通告しておりました3点の事項につきまして質問をいたします。

まず、1点目は、観光資源を生かした人の誘致についてでございます。

平成16年、九州新幹線開業1年間の利用者累計は約323万人で、在来線の時代の約228%の伸び率を見せました。県内の消費の増加額は96億円、経済波及効果は165億円とも試算され、県外の観光客の宿泊も、県内では前年度比2.2%の増加となりました。

しかし、観光客は鹿児島市、指宿、霧島方面に集中し、地理的条件と観光資源に恵まれた我が日置市にはその効果が出ておりません。

平成22年度には博多・鹿児島中央間が全線開通いたします。この後が本当の意味での地域間競争が激化するのではないかと考えられます。日置市内の観光資源の活用、観光ルートの構築、そしてほかの観光地との連携を早急に進め、日置市の知名度向上を図り、新幹線全線開通に備える大胆な観光戦略が今求められております。

そこで注目されるのが、農業と観光の融合、都市と農村の交流構築、いわゆるグリーンツーリズムの推進でございます。グリーンツーリズムとは、都市の住民が自然の豊かな農山漁村で、自然や文化を初め、地元の人たちと交流を楽しむ滞在型の余暇活動でございます。全国的な田舎暮らしのブームの中で、鹿児島県内でも田植えや稲刈りといった農作業体験を行う交流イベントが盛んとなり、県農村振興課のまとめでは、平成16年度の都市農村交流は祭り・イベント型が77件、農業体験型が49件の計126件となっております。

そこで、市長に伺います。第1次総合計画の基本理念でも示されているグリーンツーリズムの展開について、どう具体化をされているのか、今後の計画をお示してください。

県内のグリーンツーリズムは、鹿児島市とほかの市町村との農村部の交流が中心で、県外の観光客の誘致にまでは至っていないのが現状でございます。日置市の自然と文化を全国に情報発信し、県外の観光客を誘致すれば、経済効果が生まれ、日置市の産業の活性化に寄与できるものと思われまます。今後、九州新幹線の全線開通を考えますと、県外客、特に福岡からの入り込みの増加が見込まれます。観光客の受け入れ体制の充実を図るには、まず宿泊施設の利用の促進と内容の充実が求められます。

日置市内には吹上温泉、湯之元温泉という県内有数の温泉資源があります。また、吹上

砂丘荘、江口浜荘という2つの公営宿泊施設を持っており、宿泊の受け入れができる条件が整っております。しかしながら、施設の老朽化を指摘されており、観光客に喜ばれる雰囲気づくりに努力をしていかなければなりません。

私は、吹上砂丘荘や江口浜荘が持つ自然景観のよさや鹿児島市に隣接する地理的条件のよさを最大限に生かし、新幹線の全線開通までにグリーンツーリズムやこの水産資源、焼酎の文化、そして美山の薩摩焼、妙円寺参りなどの歴史と文化、そして宿泊と食事の組み合わせにより、宿泊施設の利用促進を図ることができるのではないかと考えますが、その点、市長は具体策についてどのようにお考えになっているのか、伺います。

これから、観光の需要が高まるのは団塊の世代ではないかと私は考えます。先日、内閣府の都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査というのがございまして、その結果によりますと、都市部の住民で週末は農山漁村で過ごしたいと希望する人は、団塊の世代を含む50歳代が最も多くて、45.5%にも上っております。また、定住を希望する人もその中の28.5%おり、2007年から定年を迎える団塊の世代の田舎暮らしへの関心の高さが示されております。

全国で700万人とも言われる団塊の世代の大量退職が始まるまであと1年、退職金は50兆円を超えるとも言われ、地域経済の浮揚にもよい影響があるものと期待をされます。既に首都圏などに住む団塊の世代をターゲットにして、移住の促進や長期滞在を取り込もうとする自治体もあります。北海道の南部、伊達市では、企業誘致より人の誘致という理念のもと、農地のついた田園住宅などを提供するなどして、官民共同で元気な高齢者の受け入れに努めていらっしゃいます。居住者の高齢化は財政負担の増加につながるという懸

念はございますが、高齢者の移住や長期滞在を受け入れることで、高齢者相手のビジネスにつなげようと考えてやっておられます。この影響で人口もわずかに増加し、3年前には住宅地の基準地価上昇率が全国1位を記録したということがございます。

内閣府も、団塊の世代の人々のための施策を検討する必要があると言っております。日置市でも豊かな自然、観光資源、鹿児島市に近い地理的条件をフルに生かし、グリーンツーリズムとセットにして、団塊の世代の移住や長期滞在の受け入れを図り、地域経済の活性化につなげることができると思いますが、市長はいかがお考えでしょうか、見解をお聞かせください。

2点目の質問に参ります。市民の救命率を向上させる取り組みについてでございます。

12月議会で、レスポンス時間（通報から到着までにかかる時間）について、同僚議員からのご質問がございました。そのときの答弁が、目標時間が5分、実際の平均時間が8分、最長が20分ということございました。

消防本部の職員の皆さんは5万3,000人の市民の生命と財産を守るべく日々業務に励まれており、私どもも深く感謝をいたしております。今の消防本部の業務では、救急の出勤が約9割を超える状態で、1日も早い救命救急体制の強化が急がれます。

また、救急搬送先は、鹿児島市内の病院が約55%、いちき串木野市の病院が約10%、つまり約65%が日置市の管外であると聞いております。レスポンス時間もございますが、この病院までの搬送時間も大きなネックであるのではないかと考えます。これら救急搬送にかかわる時間の短縮についてどのような取り組みがなされているのか、市長に伺います。また、その取り組みを行う中でどういった問題点があるのか、お伺いをいたします。

さて、皆さんは自動体外式除細動器（AED）というものをご存じでいらっしゃいますでしょうか。このAEDとは、心臓が不規則に震えだして、血液を送り出す機能が停止し、数分間で死亡するおそれがある心室細動などの症状が出た場合に、電気ショックを与えて心臓を再び動かし、蘇生をさせる救命機器でございます。心室細動は、発症して1分たつごとに助かる確率は10%ずつ下がると言われており、一刻も早い心室細動の除細動が求められます。その点でこのAEDは画期的な救命機器と言えます。

使い方は至って簡単です。説明図と機器の音声指示に従って、胸の近くの2カ所に電極を張ってスイッチを押します。すると、機械が自動的に心電図を解析して、電気ショックで心拍を正常に戻す除細動が必要かどうか判定をした上でショックを与えるものです。

この機器は楽に持ち運べて、音声メッセージに従って簡単に操作できることから、政府が2004年7月に医師以外の一般人の使用を認め、全国各地で配備が進んでおります。東京都杉並区ではAEDをコンビニへ貸し出す、また、店員や地域住民でつくるまちかど救急隊を認定しております。また、福井県美浜町では海水浴場にAEDを配備しています。県内においては、薩摩川内市で公共施設に、いちき串木野市で学校に、鹿児島市ではホテルやデパートに配備されており、広がりを見せつつあります。

そこで、市長にお尋ねいたします。日置市でもこのAED（自動体外式除細動器）の導入、普及を図るお考えがないのか、伺います。

次に、3点目の質問、小中学校の授業の充実についてでございます。

私が所属する教育文化常任委員会では、去る1月18日、日吉地域の日新小学校を訪問し、小規模校の複式学級について所管事務調査を行いました。また、2月7日には、吹上

地域の和田小学校の研究公開授業も見学をさせていただき、複式学級の授業の内容について理解を深めてまいりました。

現在、日置市内の小学校20校のうち、複式の学校が7校ございます。どの学校でも担任の先生方や校長先生、その他先生方のご努力でよい教育環境にはございますが、1時間の授業時間の中で2学年分の授業内容を消化しなければならないため、担任も、そして子供たちも時間配分にかなり苦勞をしている様子でございました。

複式学級は人数が少なく、児童一人一人に目が届くことや、子供たちが自発的に問題を解くことから、みずから考える、そういう力を養うことができるメリットがございます。ただ、その反面、1人の教諭が2学年分の学習課題を抱え、時間に追われてしまい、満足した指導ができない点、また、一つの時間内において、子供たちが先生の指導を受けられる時間が半分だけというデメリットもあることがわかりました。

そこで、教育長に伺います。複式学級において、国語や算数などの基礎学力が必要な教科で複式補助教員を配置するお考えはないのでしょうか。市内の教育の平等性を確保する観点からご答弁を願います。

次に、教員志望の学生を対象に、学生による学習支援ボランティアを募集して、授業などの指導補助を行う考えはないか、伺います。

この制度は、埼玉県のさいたま市、また蕨市の教育委員会では既に実施をされております。内容は、教育実習を修了または修了予定の教育学部の3・4年生を対象に、市内の小中学校で授業や部活動などの指導補助を行うもので、学生はボランティアで参加するかわりに、大学はその活動を単位として認定するものでございます。

さいたま市教育委員会は、この学習支援ボランティアは教育実習とは異なり、プレッシ

ャーのない中で実践を積む機会であり、参加することに意義がある。学生の若いエネルギーできめ細かい指導が実現できれば、子供たちの学習成果も上がるはずと期待をしております。また、大学側も、机の上での学習よりも、実践に即した教員養成を教育現場から求められており、外部との連携で大学内に新しい風を送り込みたいと思惑が一致していると、そういう現状であるということでございます。

財政難で教員の増員が望めない中、このボランティア制度は財政負担の伴わない新しい教育の形として注目に値するものと思われませんが、教育長はいかがお考えか、見解をお伺いいたします。

以上、3点の事項につきまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、観光資源を生かした人の誘致、その中でグリーンツーリズムの具体化ということでございますけど、現在、農作業体験を通じた取り組みで、本市の吹上上与倉の田植え、稲刈り体験を初め、年間を通じてのバスツアー、また東市来の尾木場の米づくり体験や棚田散策、また、高山ふるさと秋祭りでのマス釣りや農産物収穫体験、かずら工房などが行われている現状でございます。

平成18年度に、本年度でございますけど、グリーンツーリズムを推進する中で、日置市内における農村地域と他産業との連携を構築していくための県単独事業を導入いたしまして、農作業体験受け入れ地域や物産館直売所、水産業関係者等の代表者を推進メンバーに推進組織を立ち上げて、市内関係施設の連携システムをつくり上げていく計画でございます。

地産地消の推進の点からも、鹿児島市を中心とした食の交流でのモニター的なツアー等も並行して検討を進め、都市と農村との交流

により、農村地域の活性化と安心安全な農産物に対する農村地域の取り組み等をPRの機会としてとらえ、地域と連携をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

特にこの新幹線開通におきます波及効果の中におきまして、今特に指宿、霧島、鹿児島市という形でございますけど、私どもこの地域へ、議員がおっしゃるとおり、やはり農村、農産物を中心とした一つの特色ある地域でございますので、さっきも申し上げましたとおり、こういう機構の連携ができる組織体制を早くつくり上げていきたいというふうに考えております。

また、江口浜荘、吹上砂丘荘などの宿泊施設でございますけど、両施設、昭和40年代に民間レジャー施設等が少ないころ、国民、住民のための休養施設として、また健全なレクリエーション及び健康増進に寄与するために建設された施設であり、所期の目的はおおむね達成されたと認識しております。

まず、江口浜荘でございますけど、開所当初以来、大規模な改修もしておらず、近年施設の老朽化、景気の低迷、近隣市町の類似施設の建設など苦戦を強いられております。平成13年度から支配人を民間から採用し、鋭意企業努力をしているところでもございます。

吹上砂丘荘では、国民宿舎として昭和45年に建設され、その後、大規模なリニューアル、改装を行い、平成14年度から同じく民間の支配人を登用し、施設の利用促進について、支配人以下企業努力しております。特にレストラン部分におきましては、前年度から7,000人ほど増加しているのが実情でございます。また、宿泊部分については、団体客の長期滞在を目的とした合宿の誘致などを積極的に取り組んでいるところでございます。

今後、特にこの吹上浜一帯におきますサーフィン、ウインドサーフィンなどの九州大会

等も開催されておりますので、やはりこの両施設を活性化するに至っては、特にこういうスポーツ大会を開催することにおきます合宿等、こういうもので対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

また、団塊の世代でございますけど、700万人程度と言われております。それぞれ各市町村におきましても、このことにつきましていろいろと施策をしているのが昨今の情勢であるというふうに思っております。

本市といたしましても、今九州観光推進機構が作成いたしました観光ルートの中で、陶芸の部門には美山が含まれております。特に温泉、観光農園というのが私どものこの地域の特色でございますので、特に日帰りのプランとか宿泊のプラン等を今後きちっと作成していかなければならないというふうに思っておりますし、特に私ども、関西、関東におきます県人会等がたくさんございますので、そこでもきちっとしたニーズも調査等を今後きちっとやっていきたいというふうに思っております。

特に今後の課題といたしまして、この受け入れ体制をいかにしていけばいいのか、やはり十分な体制ができない中におきましても、PR等にも大変なことがございますので、やはり受け入れ体制をいかにしていくかというのが今後の課題でございますので、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目のことでございますけど、このレスポンスの短縮ということでございます。今議員がおっしゃいますとおり、私どものこの管内、約8分程度でございます。特に5分ぐらいの中でということに言われておりますけど、特に今後、短縮におきまして一番大きな原因とするのは、やっぱり道路網だというのが一番大きな課題でございますので、やはりきちっとした市内の道路整備というのをやっ

ていかなければ、幾ら短縮してみても、短縮という形をとってみても、大変時間的な短縮はならないというふうに思っておりますので、やはり全般的な道路整備というのが一番最初じゃないかなと思っております。ことし、今月の末にもこの県道伊集院日吉線のバイパスの開通になりますので、ある程度のまたここにも短縮ができるというふうに思っておりますし、特に私ども日置市の特色としては、やはり今おっしゃいましたとおり、9割以上が消防署におきます仕事が救急体制でございますので、やはり職員体制の中におきましても、この救急救命士の職員の取得というのを、やはり一番たくさん職員が受験できるような体制もとっていかねばならないというふうに思っておりますし、また、ご指摘のとおり、受け入れ体制、鹿児島市、またこの周辺というのが多いところでございますので、その間どうするかというのは、今申し上げましたとおり、この救急救命士をきちっと整備していかなきゃならないし、また、救急車におきましても、法規格の規格も導入ということで、その整備をやっておりますので、周辺部に搬送いたしましても、その措置をきちっと医師との連絡ができるよう、そういう体制をしておけばいいのかなと、これにまた今後とも充実できるよう努めていきたいというふうに思っております。

また、AEDの導入でございますけど、このAEDの使用につきましては、だれでも使えるということでもございますけど、基本的には消防機関が行う救命講習の受講が必要とされておりまして、特に一般の救急講習会等を実施いたしまして、このAEDについての活用の効果、重要性について、やはりきちっと市民の皆様方に今後やっばし普及して、説明する責任があるのかなと思っております。

そういう中におきまして、特に体育施設を含めたところに設置をしていかなきゃならな

いんですけど、とりあえず私ども今考えているのは、この設置もなんですけど、その使える講習会というのをやはりきちっとしていかなければ、約、あれ30万円ぐらいかかりまして、だれでも使える、その機械がいろいろな指示をしていただきますので、使えると思っておりますけど、そういう講習会をしていきたいというふうに思っております。

箇所的につきましては、今消防署の方にも設置してございますし、また、今各関係の医療機関とか、また病院、施設とか、そういうところにも置いてございます。消防署の方にもすぐ貸し出しができるという体制にしておりますので、今後、年次的にこういうものの導入というのは計画的に導入していきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

小中学校の授業の充実についての、複式補助教員を配置すべきではないかということですが、日置市では、平成18年度は7校の小学校で14の複式学級が見込まれています。複式学級における指導では、ガイド役の子供が友だちと協力し、教師が直接指導しない時間に自分たちで自主的に学習を進めるガイド学習を取り入れたり、学習の流れをずらし、学習課題を把握させたり、学習のまとめをしたりする場面では両学年とも教師が直接指導に当たるなど、指導法の改善に取り組み、児童の基礎学力の定着を目指しております。

また、複式学級では、教育機器や教師の自作ワークシート、ヒントカード等を十分に活用したりしてするとともに、子供たち一人一人が自由に考え、あるいは意見を発表し合える雰囲気大切に、複式少人数学級ならではのきめ細やかな指導が展開されております。また、1・2年の複式学級では、新1年生が学校生活や複式の授業になれるまでの1学期

間は、教頭が1年生の国語や算数の授業を担当するなど、新1年生が安心して楽しい学校生活を送れるような配慮もなされております。

なお、市教育委員会では、平成18年度からは、新たに鹿児島大学附属小学校での短期研修の制度を設けるなど、複式学級を担当する教師の指導力向上を図ってまいります。

複式補助教員の配置につきましては、よりきめ細やかな指導が可能になるなど、その効果は少なくありませんが、現在のところ、学校の指導体制の充実や教師の指導力の向上により、複式指導のデメリットは補うことができると考えており、複式補助教員の配置は今のところ予定をしておりません。

次に、学習支援ボランティアについてでございますが、学生支援ボランティアを使った授業の指導補助についてですけれども、これにつきましては、鹿児島市に本市は隣接して、しかも複式学級があるという立地条件から考えますと、我々教育委員会といたしましても、学校における授業の支援という観点や、あるいは教員志望学生の資質の向上という観点から、意義ある提案でもあると考えております。委員会でも教育学部を持つ大学と連携をとっておりますが、現段階ではまだこのような取り組みを実施はしておりません。

しかしながら、大学の方でも、この学生の支援ボランティアの授業の指導補助につきましては、今後の検討課題でもあるととらえ、検討しているとのことでした。このことにつきましては、大学の授業などとの関係もありますので、今後も関係大学と連携をとりながら慎重に検討し、まずはその可能性について探っていきたいと考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時10分といたします。

午後0時06分休憩

午後1時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（出水賢太郎君）

それでは、1番目の、グリーンツーリズムの具体化について質問いたします。

先ほどの市長の答弁で大体の概要はわかりましたが、グリーンツーリズムを今現段階でやっている、具体的にどのような成果が上がっているのか、簡単でよろしいですので答弁願います。

○市長（宮路高光君）

特に今、私どもの地域2つの地域がございますけど、特に受け入れ体制の方におきましても、大変高齢化率の高いところでございますけど、大変高齢者の皆様方が大変頑張っている、そういう姿がひしひしと私どもの方に伝わってきますし、また、このように農業体験をする中におきまして、特に家族的に、子供からお父さんまで、おじいちゃん、もう大家族の中が一緒に体験をしていただく、そういうことで私どもの地域もよくわかりますけど、大変子供たちのそういう体験に素晴らしい体験になるのかなと考えて、大変大きな成果が上がっておるというふうに思っておりますし、また、そこの地域の特性と申しますか、特にこの両地域は南北と申しますか、南と北の一番山間地域で、棚田と申しますか、そういうよさを大変生かしている地域でございますので、農業を含めた中での大変厳しい環境の中であるけど、そういう自然を生かしていけばいろんな方向性が見えるのかなと、そういう一つの素晴らしい事例であるというふうに私認識しております。

○1番（出水賢太郎君）

ぜひこのグリーンツーリズムの政策に関しましては、日吉、伊集院の地域にもどんどん広げていただきたいと思います。

それで、今のご答弁で、子供から大人まで

一緒に体験できる体験型の観光農業という形で推進をしていかれてると。私がそこで一つご提案を申し上げたいのは、小中学校の修学旅行、今これも総合的な学習の推進の中で、体験型の修学旅行学習を進めている学校が幾つかございます。

それで、これと江口浜荘、吹上砂丘荘の宿泊を絡めた形での旅行プランの策定をして、それを市としてほかの県の学校に売り込むと、そういうふうな形での戦略というものは、市長は考えをお持ちではございませんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

旧吹上地域におきましてこのような取り組みをした経験があるというふうにお聞きはしております。特に砂丘荘を活用した中におきまして、砂丘荘の宿泊施設を含め、またそれに携わる中核農家ですか、農家の皆様方にもお願いしたという報告は受けておりますので、今後どれだけの需要があるのか、また、それぞれのアンケートといたしますか、またそれぞれの都会を含めた方々につきますお伺い調査とか、そういうものもしていかなきゃならないと。ご指摘のとおり、一つの、両施設を活性化していく一つの方策であるというふうには考えておりますけど、今後これは具体的に、受け入れ体制の問題を含めた中のまたこちらの整備というのもきちっとやっていく必要があるというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

その受け入れ体制の整備についてということで、市長もお考えだとは思いますが、昨日の質疑で、21番議員の質疑で、江口浜荘のこれからどうするかという質疑がございました。市長は昨日、指定管理者制度の導入、そして、それでもし公募がない場合には、あり方の検討する委員会を設置するというふうな形でご答弁されたと思うんですが、その前に、やはり将来の観光のビジョン、その中で

江口浜荘をどう位置づけていくのか、吹上砂丘荘をどう位置づけていくのか、こういった戦略というのがやはり必要になってくると思うんですね。そこがあって初めて、あとは管理とか運営の各論に入っていくと思うんです。そこら辺を市長はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、さっき申し上げた答弁もございませぬけど、今後そういう老朽化してる施設をどういうふうにしていくのか、今ある施設の中でできるものだったらそれだけで活用というのはできますけど、今後そこに大きな投資というのが必要であると。やはり今おっしゃいましたとおり、そういうすばらしい受け皿のビジョンというのも大事でありますけど、それをする中におきます投資的なもの、そういうものもやはり比較検討していかなければ、ただ一つのビジョンをつくる中だけは難しい。そういうことを含めた中で、今後そういう検討会を設けて、あり方というのもひとつその施設自体も考えていかなければならない。今おっしゃいますとおり、それを活用することで活性化してその施設が活かされる、そういう多面的な部分もございませぬけど、今話しのとおり、その自体もどうすべきなのか、そういうものも含めて考えていかなきゃならないということでございませぬ。

○1番（出水賢太郎君）

今の答弁を聞いてると、何かこう前向きというよりも、何かこう、切り捨てるわけではないですが、ちょっとこう、後ろ向きにしか私には聞こえないんですね。やはりある観光資源、今あるこの江口浜荘の景観とか資源を最大限に活かして、メリットを生かしてやろうというやはり意気込みがないと、こういうものはしっかりとつくれないと思うんですね。そのあり方の委員会というもののメンバーとかも、やはり市内だけではなくて、例えば東京、大阪、福岡のそういう感覚を持った人、

それから、やはり旅行代理店、旅行業者の関係者、やはり観光連盟もそういう中に入ってくると思うんですが、それから、やはり旅館の経営に精通した方々、そういう方々やはり入れて、そしてまた、市民の、受け入れる方の立場の方々の意見も十分聞く必要があると。

ここにちょっと資料があるんですが、九州新幹線の開通に合わせて西日本新聞が調査をしているんですが、宿泊の旅行のうち、やはり鹿児島の中では鹿児島市と指宿、先ほど言ったように上位にランキングされています。けれども、鹿児島の隣ですから、日置市は。同じ範囲内にやはり来ると思うんですね。その中で、やはりこういう観光戦略というのをしっかり出した上で、江口浜荘をどうするかというのは決めていかなければ、各論になると思うんですね、総論じゃないんですね。総論をまず決めてから各論を決めていくべきだと思うんです。

そこら辺でもう1回、ちょっと難しいかもしれないかもしれませんが、江口浜荘についてはどういうふうに生かしていくのか、やはり長期的な5年とか10年先のスパンまで考えて、ビジョンを出すべきだと思います。1回切ってしまったら、もう戻すことはできないですよ、なかなか簡単には。観光というのは、一度切り捨ててしまったら、なかなかそう取り返せることができない、やはりかけがえのない資源でございますので、そこを有効的にどう生かしていくのか、市長のもう一度ビジョンをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

観光戦略の中の一つの産業振興ということであるというふうに思っております。この観光資源の中で、私どものこの地域にどれだけの経済効果が出てくるのか、やはりいろいろと産業おこしにおきましては、1次産業、また観光、またそれぞれの工場誘致、いろいろな角度の中で、基本的には、この地域が産業

的にどう発達して、また経営的にどうあるのか、やはりこういうこともやはりきちっとやっていかなきゃならないというふうに思っておりますし、また、それぞれの観光と大変大きな枠組みの中で、このことが鹿児島県、また日本を含めた中で、外国、そういうものの中の観光資源の中でどう生かされるのか。そういう中におきまして、私どものこの地理的な場所がそういう大きなものをターゲットにすべきなのか、それとも、ある程度の省略した中でやっていくべきなのか。今おっしゃいましたとおり、今後やはりこの素材を生かす中におきまして、やはり観光客を含めた中におきまして、自分たちのこの素材がどうあるべきなのかという、やはりこういう検証というのもきちっとしていかなければならないというふうに思っております、今議員がおっしゃいますとおり、観光戦略の中も大きな一つの戦略でございますので、そういうことを含めた中でも、今言いました江口浜荘、いろんなものも検討はしていかなきゃなりませんけど、私ども行政の中で、今指定管理制度を含めた中で、今現実的なものの、後ろ向きという言葉が言いますけど、やはりこれをどう今施設をしていくのか、やはりこれは早急の、観光というのは今から10年、20年の大きなビジョンもあると思いますけど、今とりあえず私どもは、公共施設が今どうあるべきなのか、やはりこれが一番の喫緊の、一、二年の対策を含めたのを考えなければならぬというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

江口浜荘の件につきまして、今度はちょっと細かいところでご質問をいたします。

大分老朽化が進んでおりまして、私も以前ある市内のホテル、鹿児島市内のホテルに勤めてましたので、中身ですね、客室、レストラン、施設、温泉施設等、それから経営の状況とか、人員配置までちょっと見てみました

ら、やはり施設の面というのが非常に問題があると。大体宿泊のお客様というのは、クレームを出す場合には、大体8割方が客室のトイレとか浴室ですね、そういうところでのクレームというのがほとんどなんです。食事はよくすればよくしたほどほめられる、プラスになると。江口浜荘もそういう面で食事はかなりの努力はされてると思うんですが、どうしてもそういう客室の面でマイナス面が大きくなると、全体的な評価が下がると。これは施設だけじゃないんです。日置市の観光のイメージダウンということにもつながっていくと。

そういう面で、16年度、17年度の宿泊の利用人数を比べますと、16年度が6,300人余り、これ4月から1月の数字ですね。17年度が5,000人余り、1,300人ぐらい減っております。宴会の利用に際しては、先ほども市長が言われたように、蓬萊館の関係もあると思いますので、これに関しては余り数字のことを言うと酷だと思いますから、あれですが、どうしてもやはりそういう面で施設の老朽化がかなりやはり影響を与えているなど。

指定管理者制度をもし導入して、その施設の改修などについてはどういう形でやっていくのか、そこら辺の話はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきの答弁でもお話申し上げましたとおり、こういう江口浜荘自体に対します施設のあり方を含めた中で、またどれだけの投資をして、どれだけの収支を得られられるのか、そういう収支計算もやはりある程度の専門的な見解をいただきながら投資をしていかなきゃならん。今おっしゃいますとおり、現実的にもう30数年たった施設でございますので、やはりお客様はやはり新しいリニューアルした施設の方にどうしても行きがちであるとい

うことございまして、大変危機と申しますか、ちょうどこういう検討する大きな時期に来ておると申しておりますので、このことにつきましても、さっきも申し上げましたとおり、今後どうしていけばいいのか、また議会を含め、いろんな皆様方の知恵をいただきまして、検討をし、また最終的に私の方で決断をしていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

江口浜荘は、18年度の予算を見ますと、一般会計からの繰り入れが1,500万円と。その反面、砂丘荘に関しましては、基金からの繰り入れが850万円なんですけど、ただ、事業収入が前年度比3,079万円アップしていると、収入アップしていると。江口浜荘は逆に1,455万円ダウン。やはりこの営業努力の差もですし、施設も差もあると思うんですが、やはりそういうところで、うまくやればできるんだと、砂丘荘の事例がありますから、これをぜひ江口浜荘にも適用して、この日置市の観光の受け入れ体制の充実というものを、市長の、やはりトップの強力な推進体制でやっていただきたいなと思います。

では、次に、団塊の世代の移住、長期滞在について質問いたします。

これは先ほども市長のご答弁でございましたけれども、県人会のニーズを調査していきたいと。幾つかやはりその中で課題が見えてくるだろうということでございました。これはぜひ早急にやっていただきたいと思います。

それで、やはりUターンという形で来られる方が多いと思うんですが、このやはり受け入れの問題点として、例えば、移住の場合は空き家の情報とか、そういうのをどう誘致していくか、あっせんをどういうふうにしていくか。それから、長期滞在に関しては、今言いましたような宿泊関係の問題があると思います。これを、例えばこれから5年ぐらいの間隔でこう考えたときに、人口増を図る意味

でも移住というのも考えるべきだと思うんですが、市長、こういった夢をえがいていらっしゃるか、大体でいいですのでお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

先ほど一つだけ訂正をさせていただきますけど、さっき答弁の中で、団塊の世代が「700人」と言いました。「700万人」でしたので、ちょっと訂正をさせていただきますと思っております。

今おっしゃいますとおり、700万人ぐらいの皆様方が、特にこの方々は全国から、中心的には関西、関東、ここに集中して、高度成長を含めた中に行かれた方だと思っております。今後の時代を数系を考えたときに、やはりこの高度成長を大変仕事にまみれた皆様方でございますので、スローライフ、やはりそういう気持ちでやはり今いらっしゃるのかなど。私どもの同じ年代の人たちだけだと思っておりますので、そういうときに、私どもやはりこういう大変自然に恵まれた地域でございますので、スローライフができる、やはりそういう受け入れ体制をどうしていけばいいのか。さっきも申し上げました、宿泊も、プランも、また定住、定住する中におきましては、やはり空き家とか、そういう住宅における一つの整備というのにも必要でありますし、特にいろいろアンケート等を聞いてみますと、その地域が一番心配しているのは医療的にどうなのか。やはり福祉を含めた中に医療制度がその地域ですぐ完備しているのか。やはりこれが一番大きな一つのポイントであるというふうにお聞きしておりますので、そこあたりも含めまして検討していかなきやならないのかなどと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

確かに今ご答弁いただいたように、内閣府の調査によりますと、やはり定住希望者は、医療機関の整備が43.8%、あとは土地・

家屋を安く入手できることが43.3%というふうになっております。そのとおりだと思います。

そういう中で、日置市の場合は、幸いやはり鹿児島市と隣接する、30分で行き来ができるというこの最大の利点があります。病院もまあ、確かに市内、救急病院とかは少ないですけども、鹿児島に行けば、まだ十分通院も可能な地域でございます。

それから、土地・家屋のやはり安く入手できる条件も、ミニ団地ですね、ミニ住宅団地の活用というのも十分できるのではないかなと思います。今あるものを十分生かして、この団塊の世代の受け入れというものを積極的に推進していけば、経済効果というものは十分得られるのではないかなと考えております。

その中で、今話出てましたけども、そういう情報をインターネットとか、例えば新聞の広告とか、そういう中で情報を発信していく、そういう考えはないか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

一般私も関西県人会に行かれまして、もう来年は帰ってくろうと、だれもないけど、空き家にしておったと。そういうことでいろいろ話をさせていただいた部分がありました。

そういうことを含めまして、やはり私どもこの地域と、今おっしゃいますとおり、この医療機関と安い価格、もしふるさとなない新しく来られる方については、やはりそういう安い土地の価格のところ、そういうのを望んでいらっしゃるということでございますので、私どもも、それぞれ土地の有効利用を図る中におきまして、定住促進という一つの名目の中でも今後整備をした中において、それぞれの発信というのはもう、定住促進というのはこの団塊の世代だけでなく、また若い方々の定住と、こういうものを一緒に含めた中で、そういう整備できたところでありましたら、

いろいろとインターネットを含めた中でも情報提供というのはやっていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

全国の、特に関東圏の周辺部の農村地帯の市町村でもそういう取り組みをよくされています。この前私も東京にちょっと行ってまいりましたが、電車の中刷りのところにこう、那須塩原とか、いろいろこう宣伝が出ております。

それで、ほかの市町村と同じような情報発信の仕方ではなかなか飛びついてこれないでしょうし、ちょっとこう魅力がないかなと思うんですね。その点で、やはり付加価値をつけることというのが大事だと思います。先ほど申しましたようなグリーンツーリズム、それから、やはりこういう資源、観光資源、歴史と文化があるんだよというような形でセットでやはり情報発信されるべきではないかなと思うんですね。そのまず前段階として、やはり観光の推進というのがあると思いますので、市長の方も、そちらのそういう関係で、一生懸命先頭に立ってトップセールスを行っていただきたいと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そのような考えを含めまして、今後やっぱり特色ある、ポイントをした中で宣伝していかなくちゃならない。例えば、さっきも言いましたように、安い中におきまして、この地、例えば温泉つきの分譲地とか、そういういろんなものをまず工夫していかなければ、ただ一つのあるようなものだけじゃどうしようもない。温泉つきでも安い価格で温泉つきとか、やはり60過ぎる中にはゆったりと、スローライフという形でございますので、そういう特色あるのをどうにかできないものかなという、そういう今から検討しながらトップセールスもやっていきたいと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

次に、救命率の質問をいたします。

先ほどご答弁いただいたように、レスポンス時間の短縮に向けては、やはり道路事情の改善というのが一番必要だというふうに答弁されたと思うんですが、それと、もう一つ気になったのが、救急車の配置の問題でございます。

先日の総務企画常任委員会の方でも質疑があったと思うんですが、予備の救急車が1台ありますね。その救急車のやはり動きというか、これは原則として非常用と、車検とか故障のときに使うということなんですが、もう一つ聞くところでは、病院から病院の間の搬送にもやはりその救急車が使われていると。こういうのを少しでも緩和というか、事情を改善すれば、常時しっかりとした形で救急車が出せるような形にもなるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は市長はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

最近のこの緊急出動を見ますと、大変年々多くなっているのが実情でございまして、それぞれ、時にはタクシーがわりに使っているとかなんなことも言われているということもお聞きはしております。

そういう中におきまして、やはり稼働率を含めた中におきまして、予備車もやっておりますし、病院からの搬送もございまして。今国の方でも、この救急車の出動の中で有料と、こういうものも今後やはり考えていかなければならない。これだけいろいろと大変多様化、また回数的に多い。国の方におきまして、この有料化という一つの今問題提起の中で検討をしておるようでございます。本当に真に必要な方という部分がどうなのかということで、私どももそういうものの検討会をきちっと見守って、また、私どものこの日置市の消防の方もそれに基づいて検討もしていかなければ

りやならないというふうには思っております。

○1番（出水賢太郎君）

それと、やはり救急車4台あっても、1台予備ですけれども、救命救急士がやはり足りない、なかなか出動がしづらいと、そういうこともあると思います。先ほども答弁にあったように、救命救急士の増員について一生懸命されるといことなんですが、大体救命救急士1人当たりの育成にどれぐらいの費用がかかって、どれぐらいの時間がかかるのか、これについてご答弁願います。

○消防本部消防長（田上規夫君）

救急救命士にありましては、現在9名、この3月に1人研修を終えて、免許をとってくれば10名という体制になる予定でございます。養成につきましては、東京と九州、北九州にございますけれども、鹿児島県はほとんど北九州養成所というところで6カ月間研修を行います。要する費用は、すべてを含めて約400万円という状況でございます。

○1番（出水賢太郎君）

非常に難しい試験というか、講習内容だと思いますし、ただ、お金もかかるでしょうが、人命にかかわることですので、やはりこの予算措置に関してはどんどん積極的に行っていたきたいなと思います。

では、AEDについて質問続けさせていただきます。

先ほどの市長の答弁で、講習がやはり、講習の受講の増加ですね、この必要性を説かれました。その後やはり設置、配備じゃないかということなんですが、これはもう同時にやることだと思うんですね。やはり物が、しっかりとそういう箱に入ったAEDがある。それを見た、市民が見たと。じゃあやってみようかなと。やはりそういう同時進行でないと、なかなか普及というのは図れないと思うんですね。

1台30万円で、各市役所の本庁、支所に

置いても4台で120万円でございますから、人の命を守るものでございますので、それぐらいの予算措置はできたんじゃないかなと。今年度は1台分30万円計上されてますが、やはりこれは本庁と支所には最低限配置するべきじゃないかなと思うんですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今この管内にAEDの設置、9施設に10台もう設置、日置市は設置されておるようでございます。私どもはこの公共施設の設置ということでございまして、ことし1台ということでございますけど、これはちょっと年次的にしていきたいというふうに思っておりますし、いつでも消防署の方でも貸し出しもございますので、やはりそういう貸し出しもできる体制をとっておりますので、恒久的な施設の中におきましては、今後それぞれ年次的に設置をしていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

鹿児島市では、ライオンズクラブとかからの寄附で賄っているというところもお聞きしておりますので、ぜひそういうところにも呼びかけして、少しでも普及を図っていただくようにしていただきたいなと思います。

また、なぜ今私が本庁と支所に設置をするべきじゃないかご提言申し上げたのは、やはり市役所の職員、それから我々議員もそうですが、市民がやる以上は、我々も先頭に立って、そういうところの普及、講習の活動をしていかなければならないというふうに感じております。やはりそのためには、本庁、それから支所にあつて、市民の方がそれを目にとすると、こういうことがやはり大事じゃないかと思っております。年次的に設置をされるということでございますが、やはりそれは積極的に早目に行っていたきたいなと思います。

それで、もう一つ市長にお聞きしますが、

AEDについて、市長は実際に手にして使ってみたことがございますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

はい、この質問が参りまして、一応消防署にございますので、きちっとさしていただきますけど、一つだけするのは、健康の方はこれを使ってはいけないと。それをしたら逆作用になるということで、私も当ててみようかなということをしたら、逆作用になるということで消防長からしかられましたので、もうそういうことは、実施するのは大変そういうときでなければならない。話のとおり、機械の方がきちっと操作を教えていただいているようでございますので、私どもも今からこういうものは、議員の皆様方も実際見るだけでございますので、体験するのは元気なときはしない方がいいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

もう一つAEDについてですが、海水浴場に配置している県がございます、福井県ですけども、江口海浜公園の海水浴場には配置をする予定はございませんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、今さっきも言いましたように、今後、特に使用の頻度ですね、支所もよろしいんですけど、この支所の場合についても、本所にしても、すぐ救急隊が来れる場所でございますので、今言ったように運動施設の場所とか、今おっしゃいましたように海浜公園とか、そういう救急隊が来るまでの、それが一番大事なことだと思っておりますので、そういうところに先に設置をしていかなければならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

やはりレスポンス時間が平均で8分で、この心室細動の場合は、1分たつごとに10%その救命率が落ちていきますから、大体5分以内にとにかくやらないといけないということで、やはり市内で一番そういう遠いところ、

時間がかかるところから優先的に配置を進めていただきたいと、私もそういうふうに思っております。

それでは、次に、授業の充実についてでございますが、複式学級の補助教員、これは例えば、今、校長先生や教頭先生などが入って実際にやられているところがあって、どのような形で運営をされているのか、教育長に質問いたします。

○教育長（田代宗夫君）

今現在、子どもが聞いておりますのは、扇尾小とか美山小あたりでは教頭等が入って、特に入学児あたりが、1年生がなかなか1人で学習ができない状況ですんで、しているという話も聞いております。

○1番（出水賢太郎君）

2問目の学習支援ボランティアと補助教員に関しては、私はセットで今考えているんですが、なぜかと申しますと、先ほどの教育長の答弁で、補助教員はやはり予定をしてないと。これはやはり財政的な問題もあると思うんですけども、ボランティアであればお金もかかりませんから、そういう面では早急に導入を図れるのではないかなと思っておりますが、その点は教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

学生のボランティアの件ですね。先ほどお答えしたとおりでございますが、もし相手側が条件がそろったならば、試行的にはやってみたいとは思っております。といいますのは、鹿児島市周辺であって、しかも複式の経験ができるということは、大学等の学生さんにとりましては、身近な場所で、しかも鹿児島県はこういう複式小規模校が大変多いですので、教員になる前の体験としては、非常にそういう意味では意義ある活動でもあるのではないかなと。ただし、だれでもかれでも応募させて、連れてくるというのでは、せんだっての

学習塾の殺人事件等もございましたから、しっかりと大学等との契約がきちとなされたりした上でないといけないだろうと思います。

そういう意味では、大学の方も、どちらかといえば前向きな検討はしてくれるのではないかなと思いますが、まずはそういう可能性はあるか、ないとは、ある程度ありそうな雰囲気でもございました、そんな意味では。ですから、今後そういうあたりを大学等と詰めながら、できることであつたら試行的にまずやって、結果を見て、今後考えていきたいなと、そんなふうに考えております。

○1番（出水賢太郎君）

できれば、もし、もしこれを実施するというのであれば、やはり日置市内の出身の大学生をやはり採用すべきじゃないかなと思うんですね。特に教育実習は、行く学生というのは、その小学校、中学校の出身者がほとんどでございますから、そういう形で対象を絞っていけば、何かしらこう、いい地域の教育を推進していく意味でもいいかと思うんですが、具体的に例えば、18年度でどこまでどういう形で進めていこうとお考えなのか、簡単でいいですのでご答弁の方願います。

○教育長（田代宗夫君）

なかなか相手があることですので、私の方で今すぐやるということもできませんし、話し合いはずっと詰めていきたいと思っておりますが、もし話し合いがそういうのでスムーズにいけば、その時点ではできるかと思うんですけど、少々のまた予算等は多分、幾らボランティアとはいえ、少々は何なりのもが必要かとは思いますが、そういう準備等がやはり必要だろうと思います。

○1番（出水賢太郎君）

先ほどの埼玉の事例で申しますと、蕨市の教育委員会の場合は、給食の分だけボランティアというわけにはいかないの、実費負担というわけにはいきませんから、市の方で負

担をしたそうで、あとはもう単位認定互換という形で、単位の互換ということですかね、単位を認定するという形で、もう完全に無償ということをやっているようでございますので、これはなかなか県内でもやっているところはないと思いますから、ぜひ県内先駆けて、日置市が先進地としてやっていただきたいなというふうに考えております。

残り6分でございますので、そろそろ終わりにしたいと思うんですが、最後の質問でございます。先ほどのやはり観光の方にもう一度最後移りたいんですが、最後にもう一度、江口浜荘と吹上砂丘荘が、先ほどの市長の答弁では、一定の役割、当初の目的終わったというふうに述べられましたけれども、では、次どういうふうにしていくのかというのをもう一度前向きにこの決意を述べていただいて、最後の質問とさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

江口浜、吹上砂丘荘は別といたしまして、これはこういう施設でございますけど、観光という一つの行政的な進め方、あり方で、やはり私は、やはりこのやり方、手法というのをやはりきめ細かい、特に今までも申し上げましたとおり、やはり私どもこの地域、自然といいますか、山と農業、漁業、この3つをどういうふうにして組み合わせ、手軽に来れる、そういう形の観光戦略というのを今後ひとつきちっと立てて、実施していきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

私は日本共産党の議員として、市民が主人公であるという原則を踏まえ、市民の要求に基づいて、次の5点について質問いたします。まず、質問をする前に、3月の議会は予算

議会と言われます。国の平成18年度の予算も、民主党の永田議員のメール問題のどさくさの中で、自民、公明多数で衆議院を通過しました。中身を見ると、国民の命や暮らしを守る方向なのか、公聴会である大学の先生は、ことしの予算を見て、少子化促進、若者から夢を奪う予算と評価している新聞記事も見ました。国の冷たい状況の中で、我が日置市はどのようなのか。地方自治法第1条住民の福祉、暮らし、教育を守る予算になっているか、むだ遣いはないかなど、私は議員として責任を感じます。

それでは、質問へ移ります。

1番目、子育て支援、少子化対策の中の一つとして、子育て支援について質問します。

日置市独特の施策を設け、他のところから子育てしやすい市として移住する市になってほしいということです。いろんな議員が乳幼児医療無料化とか、医療費が入学前まで無料にしてほしいなど、いろいろな質問が過去にもありますが、なかなか国の基準以上に我が市はサービスはないようです。

私が昨年の暮れこんな相談を受けました。双子の孫が生まれました。生活が大変なので、鹿児島市は双子が生まれたときに一方ミルクの補助があると。日置市に言ったら、そんな補助はありませんと言ったら、親子4人鹿児島市へ引っ越していきました。そしたら、鹿児島市は早速ミルクを十分にくれましたと。ああ、そんな制度があったのか、私も何年も議員をしていましたけれども、鹿児島市のそんなサービスは知りませんでした。

それから、また、ことし2月2日南日本新聞に、いちき串木野市の未来の宝子育て支援という見出しで、第3子以降に出産祝い金10万円、1歳から5歳の誕生日、毎年2万円、小学校就学時に10万円、こんなことが載っていました。我が市にもこんな制度が欲しい。そんなことを考えないか。

それから、鹿児島市にはまだ未熟児医療補助があったり、不妊治療の補助があったり、いろいろなものがあるようです。ぜひ我が市でもそんなことをしてほしい。学童クラブのこともそこに書いてありますが、後で学童クラブの補助のことなんかもお尋ねします。

ちなみに、我が日置市に双生児、双子ですね、ゼロ歳から6歳までが23組おりました。三つ子が1組おりました。こんなふうにして子供をふやしているお母さん方、双子が生まれて喜べない現実もあるということで、そんなにたくさんな予算ではないと思いますので、鹿児島市のように、双生児ですね、双子のミルク補助とか、1年生になるときの1人分のランドセルの補助とか、こんなことをぜひ考えてほしいと思います。

2番目、ご意見箱のことです。

私は、1年に1回はご意見箱、まちによって世論箱とかいろいろありますが、提言箱とかですね、この中身はどうだったのかというのを質問しております。やはり住民の声を市政に生かしてほしいと思うからです。その中身はどうなっているのか。中身の数ですね、それから内容の大体の傾向、質問があったら、その返信はしているのか。

2004年の議会のとときに、傍聴席の声というので、たまたま山梨県から転入されたご婦人でしたが、何でこんなにご意見箱の中身が少ないの、宣伝が足りないんじゃない、町報、市報に、ぜひあなたのお声を町政、市政に生かしますのでご意見をくださいというように、今市報ですね、市報の隅っこに、世論箱の箱、写真でも入れたらどうねと言われたことが残っておりますが、やはりもう少しご意見箱、提言箱、こんなのはここにこうして設置されています、市民の声を聞かせくださいというような方向に持っていくべきではないでしょうか。

3番目、巡回バスのことです。

私は過去の町議会で、松元の100円バス、郡山の元気バスのようなバスをなぜ伊集院町は運行できないのか、お年寄りが一番望んでいることであるという、数回質問してきましたが、町長の答弁は、営業バスとの関連がありまして、路線バスとのことで云々と言っていて、いつも答弁は同じで進展しませんでした。昨年の6月議会での答弁で市長は、18年4月から、あと1カ月ないわけですが、運行できるようにするという答弁をもらっております。施政方針の中でも、市内全体を視野に入れ、路線バスの運行を考えていきたい。4月から運行できるようになっただろうと思います。その答弁を期待しています。

4番目、1月20日の議員全員協議会で市長が説明しました、野田地区に場外馬券場が建設される説明会が1月15日にあったということです。びっくりしましたが、そのとき私は市長の考えはどうですかと言ったら、僕は反対ですという声を聞いて安心はしたんですが、その後、野田の人の話を聞いたりしますと、賛成者も多く、何か話が進んでいる状態に耳にしましたので、今の進行状況を、それを市長はどうとらえているのか、報告を求めます。

5番目、介護保険改悪です。

介護保険法が改悪されて、10月から実施されました、食糧費、施設入所者の食糧費、それから住居費が自己負担になりました。全国的には施設を追い出される人も出ています。日置地区の現状はどうか。金の切れ目が命の切れ目にならないように、改悪された介護保険法に対する市長の考え、思いもあわせて質問いたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、子育て支援についてということでございます。

子育て支援については、日置市子育て支援計画を策定中であり、少子化の振興に伴い、さまざまな子育て支援施策を盛り込んでいるところでございます。

現段階における日置市子育て支援施策の特徴といたしましては、子供・子育て応援隊の設置ということで、また、虐待防止や子育て相談などを行う、69名の方に委嘱してお願いしているところでございます。また、保育所におけます、日曜日、祭日におきます保護者のご要望等もございまして、休日保育事業の実施を18年度から実施する予定でございます。また、保育料の負担軽減を含めまして、特に保育所に3人以上入所した場合、第3子を無料化して、18年度から実施していきます。また、吹上地域におきましても子育て支援センターを設置する計画でございますし、また、特に障害児の施策として、療育事業がございまして、大変父兄の皆様方から、保育園、幼稚園に出しておりながらこの療育をするということで、このことにつきまして、幾ばくかの負担の軽減を18年度からしていきたいというふうに思っております。また、先般の今予算にも掲げてございまして、乳幼児医療におきまして、3,000円から2,000円の控除に引き下げるということ、また、妊婦が安心して産めるように、妊婦無料受診券を2回から3回にふやす。このようなものが日置市におきます今子育て支援の特徴であるというふうに思っております。

ご指摘のとおり、各市町村におきましていろいろと特色ある形をしております。出産祝い金とかミルク補助とか、また未熟児対策、不妊症、それぞれやっておるようでございますけど、今後の具体的なものにつきましては、さっきも申し上げました、ことしは、今申し上げたことを18年度は実施していくつもりでございます。今後この子育て支援計画の中にどう財源的にある中でできるのか、今後

の検討になるのかなというふうに思っております。

また、放課後の児童クラブの現状でございますけど、基本的に日置市内に今14カ所、205人の児童が利用をしておりますところでございます。

ご意見箱の現状について、市民の皆様方から広くご意見を聞く方法として、本所や支所、そのほかの出先機関の13カ所に設置してある提案箱と、市のホームページにメールで寄せる方法の2通りで対応をしております。

合併後に寄せられたご意見としては、資源ごみの収集方法を検討してほしいとか、行政無線を使って早期の放送を改善してほしいとか、職員の接客マナーが悪いとか、やっぱりそういうこといろいろございますけど、合計27件の意見が寄せられております。この取り扱いにつきましては、本庁におきましては企画、支所におきましては地域振興課で対応しておりますところございまして、特に記名のある方につきましては、すぐ文書等でお知らせをしておりますけど、27件の中におきましても、大方が匿名といいますか、名前がないということで、どこに返事をしていいのかわからないというのが大方あるということでご認識をしていただきたいことを思っております。

次の、巡回バスのその後ということでございまして、先般の議会の中におきまして、18年度から実施するというご答弁いたしました。その中におきまして、特に今予算を計上しております、まだ予算も議決がされてない状況の中でございますので、特にこの陸運局との協議がございまして、実施が先般は4月という形の中でお話を申し上げましたけど、この予算が成立した後の中において陸運局と交渉していかなければならないということでございまして、特に今、7月か、ちょっと8月、そのころにずれる。協議が約

4カ月ぐらいかかるということでございまして、協議が整えば早くできますけど、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思っております。基本的には100円ということでございまして、今、特に伊集院地域におきましては、ゆすいん号を走らせておりますけど、路線的には、基本的にはこの8路線をしながら、それぞれの機関のところに行けるよう、今企画の方でコース等も検討しているということでございます。

次の、ギャンブル場誘致のその後ということで、先般1月20日の方に全協の方で私の方から、1月15日にこのような話があり、地元で説明会があったというご説明を申し上げたところでございます。その後、2月の上旬ごろだったと思っておりますけど、野田の公民会長さんが私のところに参りまして、市長の考えはどうであるかということでお伺いしましたので、そのときも皆様方に申し上げましたとおり、今私どものこの本市におきまして、私、市長としてはこれを誘致する気持ちはないということを申し上げました。その後、2月中旬ごろだったと思っておりますけど、野田の方にあっせんしている人が私のところに参りましたので、そのときもきちっと今そのような考えはないという考えを申して、その後のことはちょっとようわかりませんが、私としては、そういうその後におきましては、ふたかたにおきましてもそのように、今、場外馬券場の誘致という考えはないということをして、後はまだ向こうがどのような行動をしてるのか、そこあたりの実態はわかりませんが、私自身自身はそのように答弁をさせていただきました。

5番目の介護保険改悪後の現状ということでございまして、日置市に介護保険施設が、老人保健施設、老人福祉施設、療養型介護施設を合わせまして11施設で、利用者が17年の11月現在567人いらっしゃいま

す。そのうち、市外は140名ということでございます。

ご指摘のとおり、10月から施設利用者に対する食費、居住費の見直しが行われました。このことの一つ大きなポイントとしては、在宅と施設の利用負担の公平さを確保する観点からということでございまして、居宅で介護をしている人は、居住費も食費も、居宅、家でしている人は本人が払っているという、そのような見解の中におきまして、施設に入っている方々につきましては、介護保険でなく、食費、居住費はいただくという形に、出していただくということに法が改正されたようでございます。

その中におきまして、特に今ご指摘の、低所得者の皆様方をどうするのか、これが一番大きな一つのポイントであるというふうに思っております。特に利用者段階の中におきまして、第1段階の人、また2段階、3段階、それぞれ階層によって負担が違うようでございます。特にこの2段階の方でございますけど、この方々につきましては、今まで月3万9,600円から3万6,300円、この方々は3,300円減額になったということでございまして、それぞれご高齢の方でも所得のある方はそれぞれの負担をしていただくということで、段階的には大変多くなっているのが実情でございます。

そういう状況の中で本市がどうあるのかということでございますけど、基本的にこの2段階の、さっき申し上げました約567名、約、その中的人数でございますけど、第1段階、もうそういう居住費も払わないという、食事費が300円程度ですね、1日、そういう方は27名ということでございます。2段階でさきに言いましたように、3,300円下がった方が379名います。それで、その3段階で上がったという方が3段階の該当が99名、4段階以上が62名、150名程度

の方は負担が上がるということでございますけど、基本的に400名程度の方は下がったということで日置市の実態でございますけど、そのような分析になっております。そういう中におきまして、今まで私どものところに情報入っている中におきましては、この中で施設を追い出されたとか、出たとか、そういうことはお聞きしていないというのが実情でございます。

以上で終わります。

○18番（坂口ルリ子さん）

1番の子育て支援のことについて、日置の実態を聞いたんですが、これでは日置市になってきて子育てをしたいという人はいないように見受けられます。子供を育てる応援隊69人というのは私も初めて聞いたんですが、この69人の人たちがどんな地域で、どんなことをしているんでしょうか。そこの説明をお願いします。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

これは子育て応援隊と申しまして17年度の事業で発足をさしております。構成メンバーにつきましては、各地域の主任児童員、それから、母子保険推進委員、各地域にございますので、その方々を任命をいたしております。そして、かねての子育ての相談とか、あるいは虐待がないのか、そこあたりの見守り活動とか、そういったことを具体的に今年度からは、18年度からですね、開始をしていきたいということでこの応援隊を17年度に設置をしております。

○18番（坂口ルリ子さん）

その69人は市内大体平均的に選ばれた方で、これはボランティアですか。少し手当てがつくんですか。こんなのは私初めて、保険推進委員ちゅうのは知ってましたけど、子育ての応援隊というのはちょっとピンと来ないし、私も猪鹿倉のいろんな係をしておりますけど、えー、猪鹿倉にはだれがいるんじゃないかとこ

んなふうと思うぐらい知られてないと、そんな気がするんですね。そこも少し。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

先ほど申しましたように、平成17年度に設置をされましたので、まだ、十分には周知はされていないと思います。今後周知をしていかなければならないんですけれども、会員につきましては、各旧町で上がっております母子保険推進委員ですね、この方々を併用して任命しているところでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

ボランティアか有料か。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

一部日当も出るように予算化してございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

保育園に子供を3人出していて3人目は無料だということを私も知って、ああ、ちょっと明るいことがちょっとあると思うんですが、これはどこの町でもそうだって日置市の目玉じゃないような気もいたします。

それから、3,000円が2,000円になったというのはいろんなところで知ったので、だけど、面倒くさいことで、それから、療育児、療育の事業も18年度からちゅうからですね。そして、一番最後に聞いたのが、財源的にと、こうおっしゃるから、財源的に、だから、いちき串木野のようなことはできないというしっぽがあるような気がするんですが、やはりさきも言ったように、双子、三つ子、こんな子供たちを育てる親のことも思って目玉を、ああ、日置市はこんなことをやったか、3人目が産まれたら10万円ちゃあ、はあ、いちき串木野のまねをしたかち言うかも知れませんが、いいことはまねないといけないんですよ。まねるといのは学ぶちゅうことなんです。学ぶこと、まねること、いいことは私はまねて、学んで子育てしやすい日置市に、あ、日置市に引っ越して行ったら、ミ

ルクの補助、双子の場合、ミルクの補助もある、入学前の6歳には、双子の場合にはランドセルの補助がある、いちき串木野何か10万円でしょ。入学前の子供に補助が、毎年2万円とか、いちき串木野市ができて日置市ができないわけじゃないわけですので、ぜひ前向きに検討してほしいと思うんですが、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれここでいろいろと予算の中じゃなく、私が財源と言ったのは、子育て支援をするトータルの中でどれぐらい今後予算を組んでいけばいいのか、そういう中でいろいろと今、今回このような事業もやって単独でやっております。そういう中におきまして、また、今さっきも申し上げましたとおり、子育て支援計画の中において、今後の考え方の中でどれを、部門をどう充実していけばいいのか。特にこのことについては子供を持っている一番切実な方々のご意見もきちっと聞いて、基本的にやはり私考えているのは、やはり就学前のみんながある程度平均化した中で全体的に予算が投資されればいいのか。一部の部分だけじゃなく、やはりこういう三子と言いますか、三子が産まれたら一子、二子のない人は子供を持っておってもそういう祝い金はもらえないということでございますので、やはり就学までの子供たちをどういうふうにして薄く、広くそういうものをいろいろとみんなで知恵を出して、予算のやりくりをきちっと検討していくべきなことじゃないかなというふうに考えております。

○18番（坂口ルリ子さん）

それじゃ、子供はふえませんか。日置市、やはりいいことはさきも言ったように、前向きに検討してほしいと言うんですけれども、検討の余地がないように今の答弁では受けとれるんですが、日本中には私たちは議員で研修に行った岐阜県の笠松町という町があるん

ですよ。中学3年まで医療無料というのが、しようと思えばお金を使う方向を変えればできている町もあるんです。だから、双子が産まれるちゅうのはそんな数多いことじゃないので、それぐらいは目玉にできないかと思っても今の答弁ではほど遠いということを感じましたが、やはり少子化対策としてもう少し日置市は考え直してほしい。いちき市が今年やりましたので、これでいちき串木野が子供が産まれるのが増える方向へいくのか実証されると思いますけれども、やはりいいことは人の町で学んでほしいということでここは終わりにいたします。

2番目、ご意見箱のこと、びっくりしました。たった27件です。13カ所ででしょうかね。だから、去年の傍聴者が言われたように、意見を自分はぶつぶつぶつ不服があってもご意見箱に入れるというようなこんな習慣がないのかな、意見を言えないというような人もいますので、市報の隅っこにでもご意見箱が設置、市民の声を聞かせてくださいと毎月でもいいですからたまにはこんなものを載せないで、へえ、そげんとがどこにあるのという人もいますね。だから、やはり市民の声を聞くために、これの宣伝をして、あんなのは普通名前を書かないものです。名前が書いてあるのには返信をしているということでこれは当たり前と思うんですが、もう少しご意見箱の入る数がふえる方向で市民の声を聞いて市政をしてほしいと思いますが、その広報係でしょうけれども、市報に世論箱、ご意見箱、提言箱の何かコーナー、宣伝をすることは考えられませんか。

○市長（宮路高光君）

こういう設置につきましてはそれぞれ転入したり、いろいろわからないと思っておりますので、今後広報誌の中には載せていきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

今前向きな意見をいただきましたのでこれで終わりますが、いろんなところに聞きますと、入ってるのを出して見れば、ぐちゃぐちゃと落書きをしたようなものもあるといいますが、それでも、それに書こうごちゃて書かないれる年寄りもいるかも知れないわけですので、そんなことがあるから馬鹿にしてご意見箱、世論箱なんかということがないように一人一人の声を市政に生かしてほしいと思います。

次の巡回バスのことです。もう18年度4月から走るものだと思って期待をしていたご婦人方がガッカリされると思うわけですね。いっつも聞くのが陸運事務所のこと、陸運事務局とのいっつも言いわけを聞いて、何で陸運事務所がそんなに固いんですか。私は自分で行って見ようか思うな気がしましたよさっきは。私は鹿児島交通線に清田耳鼻科と関山ができたときやあそこに停留所つくってくださいと言うたときには行ったんです。4月から停留所をつくりますちゅうのが、これは停留所ですからちょっと違いますけれども、そっちの中身とは。新幹線が走った3月13日に停留所はできました。予定よりも早く。だから、せつつかないでだめなんです。お人好しで陸運局ですか、陸運局からないがしろにされているんじゃないかと、これだけ要求を市長も出してると思うんですが、また、8月が、また6月議会で言えばまた何月にずれるのかなと、もう年寄りには本当にかわいそうですよ。もう年金も少ないのにタクシーで走らんな済まんという人がいるのよ。「坂口さん、うそばっかりじゃらよ」で、私はもう本当にあいが悪いように言われますので、これはもう市長とどこの部署かわかりませんが、だって、日吉町も吹上も東市来町も全部一応は待ってるわけじゃないですか。本当に必要な人が伊集院町だけ利用してない。松元町、郡山町のように、あんな元気バスそ

んなにあそこが陸運事務所が難しいはずはなかったはずです。何で伊集院町のこれがこんなに難しいのか。もう何回質問しても陸運局——陸運局、営業バス——営業バスとの関係でおっしゃるんですよね。もう私も聞きあきましたよ。今度8月にできなかつたらどうされますか。市民にどうお詫びを言われますか、お年寄りに、そこを聞かせてください。もう8月には必ずでき、まだ、予算化もされてないでしょう。すればいいんですよ。予算化しましたからしてくださいい言えがいいんですよ。予算化もしない、何もしない、自分の怠慢をひらけているような気がするんですが、もう少し今度は8月が守れますかね、そこを聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

陸運局とこれ地元の運輸業者、これ予算が成立しなければ予算を地元の業者と締結して陸運局にいきますので、事前にこの議会が前に業者と18年度の予算を締結するわけにはいきません。そういうことをちょっと理解していただきたいと思っております。その中で、陸運局はそういう形が、私どもは予算をやはりきちっと18年度の成立の18年度の予算に計上しておりますので、18年度の予算の中でやるということでございますので、その予算が議会を、これは議会軽視になってしまう。それが、そこあたりは理解していただかなければ、やはりその手順の中で予算を議決後において18年度の地元業者と契約をしてそのことを陸運局に認めていただくということで、議員の方が何かちょっとその陸運局だけじゃなく、今回予算が18年度の予算に入っておりますので、私どもが事前にこれを協議していったら議会軽視で大変叩かれますので、そこあたりはご理解していただきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

18年度予算の見方が足りなかったと思う

んですが、計上されているんですね。その点はお詫びします。

ほしたら8月はもう確実ですね。そこを念押ししてこの問題はここで終わります。

○市長（宮路高光君）

基本的にさっき言いましたように、これ予算が成立しなけりゃあ何も、これがもし否決でもされたら確実とも言えませんので、この予算をきちっとした中において、今後陸運局ときちっと詰めをさしていただき、先ほど申し上げましたとおり、この路線をひとついろいろとまた市民の皆様方にもきちっと通知をしてやっていきたいというふうには、3カ月かかるということでは私ども精一杯陸運局と地元の業者と詰めていきますので、今の予定でいきますと8月ごろは運行ができるんじゃないかなという見通しです。

○18番（坂口ルリ子さん）

8月から大丈夫だとお年寄りの質問には私も答えます。今度はほんのことじゃろなちゅうか、ほんのこつよと言うておきます。

東市来町なんかもしか去年ごろから走ったのにそげん長ごうかかったろうかなと思うわけです。質問を出してませんので支所長に、伺いませんけれども、8月ごろからをお年寄りにはあと4カ月首を長くして待っている人がいると思いますので、次へ移ります。

ギャンブル場のことですね。市長が野田の人とあっても全員協議会でもギャンブル場は反対ということを意思表示されていることは評価したいと思います。町によっては、これは大崎町ですが、来てくれ、来てくれというような町もあるそうですので、私はギャンブル場で市は豊かにならないと、ポートピアの舟券売り場の吹上の議会なんかも傍聴にいきました。（発言する者あり）金峰でしたか、吹上に行ったんですよ。吹上に初めは決まりそうだったから、そのとき、議会は賛成が多くて横山町長がストップをかけたときは私も

傍聴に行っって。もうそのときは凱旋車がががが回ってましたよ、びっくりしました。これは伊作小の子供や伊作中は授業できないなちゅうぐらいの状態でしたよ。それだけ、そして、またここには東市来町の議員もいらっしやってたしか12年前ですね、東市来町も舟券売場で自殺者、逮捕者いろんなのが出た経験を持った議員もいらっしやると思いますが、さて、自分の町に来たかと、市に来たかと思うんですが、野田の人の話を聞きますと、野田は過疎と高齢化でもう昭和の合併のときから差別的な何かあれを受けて水道も通らない、何も通らんち、今度は何かそんなのが来たら働く場所はあるよ、よくなるようなイメージを持っている人もいます。お年寄りも働ける場所があるんじゃないかということをも電話を何本かもらいまして、賛成の議員を見つけたとはおらんかったと、おまんさ反対でしょうというような電話でしたが、日本共産党はギャンブル場で町はよくなるよということに反対をしております。だけど、野田地区のことを思えば何か野田地区にも光を当てないといかいんですよというよなことは電話で言いました。本当に何も企業もなし、お年寄りが農業で細々と暮らしているけれども、年取って年金だけでは大変だと何かほしい気持ちはわかるわけですが、野田がとらんな桑畑もけいちゅうち、下神殿も馬券売場をつくりたいというような声があるよなことも聞きましたけれども、私はそんなのができたら結局、アクセス道路なんかは市費を使ってつくってやって、今この書類を見ますと、30億円の売り上げがあれば1%は市に寄附します。野田の公民館には20万円迷惑料として払いますと書いてある。迷惑料というのがおかしいですよ。やっぱほで、ギャンブル場は迷惑をかかると思ったら迷惑料を払うよなだろよと思えますけれども、私もギャンブル場ができて、

やはり汗水たらして働く人がいなくなったり、お金を使う人があっちこちから走ってきて、家庭崩壊につながるとか、余りいい話もないし、やっぱり回りにまた金貸しの店ができたり、暴力団がらみがあったり、いろんな環境がよいはずはない子供たちがあそこを学校は遠いと、通学路でもないと言いますけれども、やっぱり子供たちは野田にいるわけですから、私はこのギャンブル場は反対、だけど、市長が今まで反対を言ってくださるので大丈夫だろよと思えますけれども、市長はその、結局はあれをつくるのは地元と自治体とあとは警察とかいろんなのが許可が要るわけですよ。最後は国道事務所の何か許可が要るよなことが書いてありますが、市長はそれをぜひ貫いてほしいと思えますが、大丈夫でしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、さっきも今議員がおっしゃいましたように、私も日置市が5月に誕生した中において、今まで私どもこの地域の大変いろいろとこのことについて大変住民の皆様方をいろいろと論争に巻き込んだ経緯がございました。そういうことも含めまして私自身自身はこの馬券場については私の方が誘致するよな、積極的にしようよな気持ちは何も持っておりません。そういう考え方でございますので、今後ともそういう方が来たら自分の意思ははっきり申し上げていきたいよなふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

今の言葉を聞いて安心するわけですが、それに加えて、やはり市内にある過疎地ですね、過疎地に光を当てるよなちゅうか、過疎地に生きがいが、住んでいる人たちの生きがいがあるよな施策もちょっとは考えていってほしいと要望しますが、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

今回野田地区だけじゃなく、やはり日置市全体見渡して見ても、やはり大変高齢化している地域とか、いろんな地域がございます。そういうところにおきましては、また今後やはり地元の自治会長さんを初めどうしていけばいいのか、地域のそれぞれのまちづくり方向、集落方向というのも十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

最後に介護保険のことへ移ります。今のところ介護保険を聞いて施設を追い出されるような人はいないということで安心はしたんですが、全国的には例がたくさん出てきておりますので、やはり監視の目をしていかなないと金の切れ目が命の切れ目にならないように、本当に今小泉構造改革で貧富の差も開いて格差が大きくなってきていると私は思います。市長はどう思われるかわかりませんが、小泉支持らしいので、ですから、低所得者の対策ちょっとしかない年金から住居費、免除者も大分いると言われましたので安心はしたんですが、私もまたこれ勉強不足の点もありますので、介護保険センターに行きたくて勉強したいと思いますが、市長も、低所得者、底辺にあるお年寄り、そんな人に温かい目を注ぐような人になってほしいと思いますが、市長の姿勢を聞いて今後の考え、本当は介護保険がだんだん変わっていく、このことに関しての考えを聞いて終わりにいたします。

○市長（宮路高光君）

今回のこの制度の中におきまして、先ほど申し上げました2段階と3段階の中におきまして、通常の中で2と3が一緒に2段階だったわけでございます。その中におきまして、この3段階における方々は1万4,100円ふえたと、だから、基本的にはやはり私はこの制度上を含めていつも国の中におきます言っているのは、やはりそういう所得の関係の中ではきちっと低所得者たちにはそれぞれの負

担と言いますか、それしてほしいと、今回の介護保険におきます制度上の全般の中で、全国のいろんな厚生省いろんな問題の中で私も指摘しますので、そういう面の中でこういうふうについては提言していく、また、きちっとそこあたりの分について認識をしながら、また市民の皆様方にもご理解をいただいきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議は14時40分といたします。

午後2時33分休憩

午後2時42分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。漆島政人君。

〔11番漆島政人君登壇〕

○11番（漆島政人君）

公の施設のあり方についてお尋ねいたします。日置市が合併して初めて1年間の予算が提案されました。その予算編成の中で、一番気になったのが歳入の不足分を残り少ない基金の中から大幅な取り崩しによって賄われていることです。このことは私が想像していた以上の危機的状況です。今後大きな災害でも発生すればどうなるのか。財政改革が一番の目的であった合併が1年もたたないうちにこういった事態に陥れば、今後のことが非常に心配されます。

それでは、その財政悪化の要因になっているのはどういったものがあるのか。その1つとして考えられるのが、数多く存在している公共施設の管理運営費です。現在、日置市内には種別だけでも約270の施設が存在しています。その中には、設置目的が重複している施設もあります。また、赤字経営の施設や老朽化した施設、そのほか施設存続そのも

のに疑問を感じる施設もあります。こういった施設を今後どうしていくのか。逼迫している財政建て直しの大きな鍵になると思われま

す。いずれにしろ、施設の方向づけにあたっては旧町時代の考え方や地域住民の感情に左右されることなく、新生日置市の新たな視点に立って決定していくことが重要なことだと認識します。

そこで、その一環として、今期定例会に公の施設を指定管理者制度へ導入するための手続き条例案が提案されました。この指定管理者制度は、公共施設の管理運営に民間のノウハウを取り入れることによって住民サービスの向上や経費の縮減が大きなねらいです。

薩摩川内市等では、この制度の導入によって多額の経費削減が図られていることが新聞等でも報じられていますが、私が今までにいろいろ調査した結果では、この制度を導入することによって成果が見込まれる施設もあります。しかし、民間に経営権をゆだねることによって利益追求を優先する余り、住民のための施設運営という本来の目的が見失われることも懸念されます。また、施設そのものが抱えている根本的な問題を解決しないまま経営権だけ委託したために、何の成果も得られていないケースもありました。

そこで、2つほどお尋ねいたしますが、1点目は、指定管理者制度を導入するのか。それとも、直営にするのか。このことを決める前に施設そのものを存続していく必要性があるのか。また、活用策の見直しや民間への売却は考えられないのか。まず、この基本的な方向づけをすることが先決だろうと認識します。

しかし、さきに提出された資料の中には、施設の廃止や売却等の対象施設は示されていませんが、こういったことに関する検討はなされたのか、お尋ねいたします。

2点目は、今回12の施設について公募による指定管理者を選定される計画になっていますが、12の施設を公募とされた理由は何なのか。この2つの点についてお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の公の施設についてと、特に指定管理者制度のことについてであるようでございます。地方自治法の改正により公の施設の指定管理については従来の管理委託制度が廃止され、平成18年9月から指定管理者制度が始まります。このようなことを受けまして、本市でも市で管理しているすべての施設約1,241施設でございますけど、この概要を調査いたしました。調査は民間事業者の管理運営の領域であるということを中心とする施設管理運営チェック、それから、施設の概要に関する調査でありました。この調査をもとに、行政改革推進本部の専門部会、また本部会議、また庁議を開催しながら今回の施設を決めてまいりました。

ご質問の施設の廃止、継続、民間への売却について検討しなかったかということでございますけど、一応それぞれの部会では話の話題には上がりました。そのような話題に上がりましたが、今回はそれぞれの中におきまして、この指定管理者制度を活用してやっていこうという方向に決めさせていただきました。今ご指摘のとおり、この指定管理制度をする中におきまして、民間にしたときに大変営利目的とか、いろんな形の不安材料があるというふうに思っております。そういう中で、特にこの管理委託をする要件、条件、こういうものを付議していかなきゃならない。今それぞれの施設におきます要綱等を策定をしているところでございますので、それぞれの施設に公募にあたったときはそれぞれの要

綱に基づいてやっていくということでございます。

2番目で、なぜ公募した理由ということでございます。自治体が民間団体の持つノウハウを最大限に活用する機会を得るためには、公募が最も適切な手段ではないかと思っております。

民間事業者で発想されたさまざまなアイデアを活用され、有効に機能していけば、これまでにできなかったさまざまな工夫が生まれることは十分期待できると考えております。公募しないに限定しますと、申請する団体が極めて限られますので、今回は市内外を問わないと考えているところでございます。

指定管理者制度の趣旨はサービス面、コスト面等において、最良の公の施設運営を追求することでありまして、直営や自治体の支持団体が管理する場合と民間団体が行う場合とのどちらが効果的、効率的を比較検討した上で施設管理の主体を決める必要があると思っております。公募を行うことは自治体が民間団体等の持つノウハウを最大限に活用する機会を得ることであり、公募する方法が最良ではないかと思っております。今回12の施設について公募という形をさしていただきまして、そのほかにつきましては、今まで指定していたところに委託をするということでございますけど、今回委託をするところにつきましても次回からは公募ということになるというふうにご理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○11番（漆島政人君）

今回40の施設を指定管理者制度へ移行される計画であるわけですが、ここに至までは行革推進委員会、庁議こういうところで話題にのせていろいろ議論をしてきた、そういった内容の答弁ではなかったかと思えます。

そこで、市長にお尋ねしますけど、この今

回指定管理者制度へ移行される40の施設につきましては、廃止や売却の必要性はないと認識されているのか。それと、40の施設以外については、直営の方がいいと、そういう認識をされているのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことで施設の廃止とか、売却とか、これはこの今公募している中においても全部ないとは言えないというふうに思っております。さきも先般の1番議員にもちよつと答弁いたしましたとおり、今回は公募しておるのかいないのか。やはり今の施設の状況で市も手も入れないでいろいろ苦心して、それで民間がそれでもいいよという形だったらきちっと要綱を遵守していただければ、それぞれ素晴らしい効果が出てくるというふうに思っております。それだけの民間の方々がいらっしゃるのかちよつとわかりませんが、そのように認識をしているところでございます。

○11番（漆島政人君）

今回公募する施設、こういうものについては廃止ですね、売却、こういうことについてはないとは言えないと。私はその考え方がですよ、先ほどの1番議員のあれじゃないですけど、質問じゃないですけど、まず基本的なことが先にあって、そして、次の段階に各論に入っていくんじゃないかと、私はそういうふうに思います。まず、その基本的な続けていく必要があるのを、継続をしていく必要があるのかないのか。まずここをきちんといろんな施設の内容、事業内容そういうものを見極めた上でまず決めて、それから、やはり公募していく、現在委託している公社等に移行していくそういう考えになっていくべきだと私はそういうふうに思います。

そこで、私がいろいろ私自身もいろいろ調べさせていただきましてけど、まず、基本的なことですけど、今の財政状況を考えたとき、

やはり幾つかの施設で閉鎖した方がいいと思われる施設もあります。また、今回公募を決めている12の施設の中には、なぜ公募の方がいいのか疑問を感じる施設もあります。その疑問を感じる施設の中で、これから幾つかの施設についてお尋ねいたします。

まず、初めに、伊集院町の妙円寺にありますゆすいんです。この施設は創設当初から民間へ委託されていますが、毎年4,000万円前後の赤字が続いています。市長はこの赤字を公募することによってどう改善しようとお考えになっているのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この施設をつくる中におきまして、健康増進という意味合いを含めた中において建設をしたというふうに認識しておりまして、今それぞれの各地域におきましても、旧伊集院地域におきましては保健センター機能というのをなかったということでございましたので、設立をしたというふうに思っております。今後この中におきまして、管理部門につきましては民間委託をしております。特に使用料の問題等を含めて今の収支体制の中でおきましては大変赤字が多いということでございますので、基本的に総体を委託することにおいて今2カ所のところに委託をしておりますので、それを一つ一本化するにおいて、また経費的な委託の方法が考えられるのかなどそのように考えて少しでも持ち出しというのを少なくしていかなければならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

今の答弁の中では具体的に幾ら幾らの金額を赤字解消をやっていくんだとそういった具体的な金額は答弁はなかったわけですけど、私がゆすいんに対する率直な感想として、まず、施設の中身に健康増進をやっていくためと言われましたけど、施設の中にゲームセン

ターある、ギャラリーはある、販売所はある、何かこの一体性がないと言いますか、どの業務を主軸にどういった運用をしようかとそのやり方がどうも私にはわかりづらく感じました。

また、環境的に一番いいと思われるスポーツ合宿の受け入れ体制についても中途半端な規模で経営コストは割高になると思います。したがって、だれが、どういった形で経営をしても、やはり大幅な赤字解消というのとはできないのではないかと。そこで、これだけの厳しい財政の中で、これだけの赤字が長年続けば抜本的な改革が必要だと思えます。また、この改革なしに行財政改革の必要性は語れないと思えます。そこで、お尋ねいたしますけど、多額の赤字を出してまでこの施設を続けていこうとされる必要性ですね、これは何なのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に健康増進という一つの目的の中でございますので、それぞれの目的、施設いろいろと目的があるというふうに思っております。今回のこの施設の中におきましても、今4,000万円程度の収支的な経営の中じゃ大変赤字であるというふうに認識しておりますので、利用度を含め、また、それぞれの施設の中身の中で工芸センターとか、今おっしゃいましたとおり、趣旨一体性がないという形でございまして、今後やはりこのゆすいんという施設を今後どういうふうにしていけばいいのか、また、戦略的にいろんな知恵をいただいて考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

まず、考えていかなければならないのかなということより、だから、こういうことだから、これを続けていかなければならないんだと、やはりその方が私は先にあるべきだと思います。

そこで、私はこのゆすいんについては起債条件や、やはり補助金適正化法こういったものとのからみがなければ施設が新しいうちに民間への売却も検討していく必要もあるのではないかと思いますけど、このことについては市長は全くそういう考えがあるのかなのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

売却というのはまだいろいろと論議をしていかなきゃならない問題であるというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

売却はしない。4,000万円の赤字解消はいま一つ市長の答弁の中では出てきませんでした。今後検討していく、検討していかなければならないと、でも、これはもう何年も続いてきているわけですから、これは平成12年創設ですか、やはりもう少し踏み込んでやっぱり施設のあり方については、この施設のあり方については考えていくべきだと思います。

次に、1番議員の方からもかなり詳しく質問がありましたけど、江口浜荘についてお尋ねいたします。

この施設はここ何年も約1,500万円前後の金額が一般会計からの繰り入れによって運営されています。その赤字につきましては、私がいろいろ調査、調べた限りでは、経営的な問題より施設の老朽化や経営効率のいい適正規模になっていないことが一番の要因じゃないかと思えます。したがって、こういった問題が解消されない状態で今回民間委託を計画されているわけですけど、仮に民間委託しても私は効果得られないと思えます。そこで、先ほどどういったビジョンを持っておられるのかという質問だったですけど、その中では、市長は具体的にどういうビジョン持っているかということはないようだったので、単刀直入にお尋ねいたします。

建物が非常に古いというのがあります。それと、年間千四、五百万円の税金投入がなされている。この現実を踏まえた上で、この施設を続けていくお考えなのか。それとも廃止しようとするお考えも持っておられるのか。この基本的なことについてどうお考えなのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に今私がここで廃止するかということじゃなく、先ほども申し上げましたとおり、この江口浜荘におきますいろんな幅広い皆様方のそれぞれ角度の違ったご意見をいただいて最終的に私は結論づけていきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

市長は大胆な改革の必要性をやはりマニフェストの中でも言うておられます。また、よく言われております。また、予算の提案権者は市長にあるわけですので、もう少しするのか、しないのか、続けていくのか、そういった基本的なことはやはりお示しされるべきだと私はそういうふうに思います。

そこで、お尋ねいたしますけど、今回公募されるわけですけど、仮に委託先が、適当な委託先が決まれば営業をこのまま続けていかれるお考えなのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ今回公募する中でございますので、これ委託先が決まれば、これは3年契約だったと思います。3年7カ月の中でございますので、その期間におきましては続けていかざるを得ないというふうに思っています。

○11番（漆島政人君）

それでは、この江口浜荘については、委託した業者が音を上げるのか、設備投資にお金を出していく市の方が音を上げるのか私は3年7カ月の流れの中ではそう簡単なもんじゃないような気がします。

そこで、私が調査した中には、調査した一つの施設の中には、環境もいい、施設もいい、また委託した業者も専門業者であったにも関わらず、なかなか業績が伸びない、採算ベースにのせられないそういった例が私の調査したところでありました。その根本的な原因は、私がいろいろ分析した結果では、やはり経費に対する収益効果が上がらない。つまり経営効率の悪い施設だと、私はこの江口浜荘はやはりその典型的な適正規模でないといった典型的な施設ではないかと思えます。

それと、施設の老朽化の程度を考えれば、やはりこの施設の役割は終わったんじゃないかと、また、財政的なことややはりお客さまに対する安全性の確保、こういったことを考えたときに、やはり私はこれ以上続けるべきではないと思えます。したがって、今後は施設を閉鎖して、新たな視点で、やはり今後の方向性を探っていく方が日置市のためにはいいのではないかなとそういうふうに考えます。

続いて、次に、東郷記念館について、東郷茂徳記念館についてお尋ねいたします。

この施設については、年間の利用者を1日に振り分けますと約6名ぐらいです。それに対し、平成16年度での税金投入額が約380万円です。施設については旧東市来町の住民総意によって創設されたものですので、意義があることは十分私も認識していますが、財政改革や強制的なスリム化、このことが大きな目的である合併を考えたときに、やはり東郷記念館としての施設運営は中止し、新たな施設の活用策も考えていくべきだと私は思います。

なお、施設の設置目的である元東郷外相の遺徳を忍ぶことや戦争のない平和の尊さへの呼びかけ、こういったことについてはやはり東郷先生の銅像が建てられている敷地内を地域ボランティアや顕彰会もできているようですので、こういった顕彰会等で清掃管理をし

ていくことで十分その設置目的は達成していけるのではないかと思いますけど、市長はこのことについてどうお考えかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、財政収支の中で言いますと、今おっしゃったとおり、大変大きな赤字が出ているのはもう認識しております。今回私どもこの指定管理者制度を設けているのは、今公的な金額をつぎ込んでおりますけど、基本的にはこれよりも安い形をいかにすべきなのか。今おっしゃいましたとおり、もうゼロとか、おそらくそういう部分じゃ難しいと思いますので、今の現状、今言いましたように、私も大胆な改革ということをおっしゃっておりますけど、今までのそれぞれの町のそれぞれのを引き継いでいる部分もございまして、基本的には今投資している金額をより少なくするこの一つの最善の努力の中で今回の指定管理者制度というので公募で民間の皆様方をお願いしたいというふうに考えておりますので、どう思うのかということもございまして、この第1段の今回の指定管理者制度を活用するには基本的には今の現状、18年度の管理の委託を含めた管理費用を少しでも少なくする方向のところじゃないと、これよりも高くなるようなところにはおそらく委託というのは難しいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

現在ここに投資されている税金投入されている金額は16年度で380万円です。今回公募されることによって300万円に管理運営費が下がれば、そしたらこれでこの施設を運営していくべきだと、そういうものではないんじゃないかと300万円の金額が提示されたんだったら300万円で続けていくべきか、それとも300万円使ってまだここは閉鎖して300万円まだほかの形で使っていないのか。やはりそういった論点でやはりこ

の施設のあり方というのについては考えていくべきじゃないのかなと私はそういうふうに思います。

次に、旧吹上町の施設であります公衆浴場と老人福祉センターについてお尋ねいたします。

公衆浴場は経常収支の面で採算ベースにあるわけですが、施設の維持補修やまわりに何軒もおふろ屋さんがあることを考えれば、行政がこのまま営業を続けていく必要があるのか。私は疑問を感じます。

また、隣に併設されている老人福祉センターについてもひざが痛くて2階まで上がれないから何とかしてほしいというお年寄りの要望も多く寄せられています。仮に福祉センターを廃止してもそのかわりは民生的な役割を担っているゆーぷる吹上や砂丘荘、こういった施設で十分対応できるし、また、その方が利用者にとっても経費的にも安く上がるし、いいのではないかと思います。

そこで、私の提案ですけど、この2つの施設を一緒にして売却も含めた検討する必要もあるのではないかと思いますけど、このことについてはどうお考えかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今回一つの原点を申し上げますと、5月に合併いたしまして、この制度上が来年の9月ということで、言えば時間的な一つは余裕がなかったというのが事実でございます。おっしゃいますとおり、廃止、継続をもう少し論議をした中でしていくのがベターであるというふうには思っております、おっしゃるとおり。ですけど、今回のこの9月までする中におきましては、やはり一応応募した中においてどう民間の皆様方がご判断していただくのか、そういうものも私どもは今後一つの継続にするのか、廃止にするのか一つの判断材料にしていきたいとそういうふうに考えておりました、今おっしゃいましたとおり、この公

衆浴場を含めた中におきまして、今後の中でやはりここは地域住民、旧四町合併した中でございますので、それぞれの地域におきましていろんなご意見も賜って英断を奮っていかなくちゃならないということでございますので、今回の場合については、時間的な余裕がなかったものですから、そこまで論議はしてないということでご理解していただきたいと思っております。

○11番（漆島政人君）

時間がなかった、確かにそういうことは私自身も重々感じます。そうであれば、仮に今回でも具体的にこの施設については指定管理者制度へ移行しますという計画案も具体的に上がってるし、お知らせ版等でも出されているわけですよ。仮にもう委託先が決まれば3年7カ月は、やあ、これは廃止するべきであったんじゃないか、売却するべきであったんじゃないかとそういう結論が出てきてもなかなかその時点では難しい、だから、時間的なものがなければ、やはりひとまずは直営方式にしまして、そして、もうちょっと時間をかけて、やはりその段階で指定管理者制度へ移行するのか、それとも、売却の方がいいのか。売却であれば、どういった業者に売却していけば地元にとってもいいのか、そういうことも含めてやはり検討されるべきだと思います。

次に、今回、公募対象になっていますこれも旧吹上町の施設ですけど、砂丘荘とゆーぷる吹上についてお尋ねいたします。

この2つの施設については設置目的は違うわけですけど、この施設が公共施設として果たさなければならない役割は同じような内容だと私は認識しますので、一緒にしてお尋ねいたします。

まず、初めに、砂丘荘ができたとき、温泉の配分量をめぐって地元温泉組合との間で裁判ごとに発展し、その和解策として砂丘荘を

民間へ委託した場合は、温泉の供給をストップする内容の覚書が交わされています。温泉組合は今回の指定管理者制度への移行は民間委託と同じであるという認識を示しています。

そこで、この問題について具体的にどういった方向づけをして公募をされるのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

旧吹上町と温泉組合の委託契約というのは存じ上げておりました。一応それをも含めて今回要綱の中に入れて民間の中に公募をするというふうに考えております。

○11番（漆島政人君）

温泉の掘削権が法的な規制がない、そこで仮に温泉を独自で確保しても、やはり覚書が交わされたいきさつを考えれば、やはり官が民を圧迫する可能性があるから、そういう予想があるから、こういった覚書が交わされたわけですので、やはり独自に温泉を確保しても私はまだやはり別な角度で温泉組合からの反発は必ず発生すると思います。

そこで、次の質問ですけど、民間委託されたものが経営状況が悪くなって、3年7カ月後には委託契約が成立しなかった、仮にそういう場合が発生したときはその後はどういふような対処をされるのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

期間的なのが今話によると3年7カ月ということですので、今の時点でその後をどう論じてみてもこれがプラスにいくのか、マイナスにいくのかまだわからない状況でございますので、やはり期間的の中で1年1年以上の収支計算、2年目それぞれございますので、その都度それぞれ期間はありますが、それぞれの委託業者と十分協議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

やはりこういった砂丘荘、宿泊施設の経営

については1番議員の方からもありますけど、やはり私は長期的なビジョンに基づいて長期的な視野に基づいて今後の見通し、そういういろんな角度から見極めて、やはり経営をやっていかなければ、やはりこの3年後はどうなるかわからないとそういうような考えでは、やはり公の施設としてのやはり必要性が問われてくると思います。

そこで、まず、この両施設の具体的なことについてお尋ねしますが、まず、財政的な2つの施設の財政的なことからお尋ねいたします。

砂丘荘の施設については、今まで過去何回か思い切った投資により特に必要に部分については改善が図られています。それによって、ここ最近の経常収益を見ますと、単年度平均で約800万円ほど黒字になっています。

また、毎年支払っている約2,450万円、この起債償還もことしの3月で終了し、今後は経常収益で三千二、三百万円程度は確保できる施設ではないかなと私は思います。

一方、ゆーふる吹上につきましては、最近の3カ年間の経常収支を単年度平均で見ますと、やはり同じく800万円から900万円の黒字で、その収益から現在一般会計からの繰り入れ分と一般会計で面倒を見ている市の職員1人分の人件費を差し引いたとき、プラスマイナス現在重油が高騰している、こういうのもありますけど、大体プラスマイナスゼロぐらいでやっていけるのではないかなと思います。

なお、ゆーふる吹上が収益が上がらない要因は、官が民を圧迫してはいけないという観点から、温泉組合との関係で施設の利用に制約があること、また、入浴料が高く設定されていることが背景にあると思います。

そこでお尋ねいたしますけど、市長はこの民間委託することで財政的に今のこの現状をどういったふうに改革していこうとお考えな

のか。また、当然、この2つとも、2つの施設とも利益が出る施設ですので、どれぐらいの施設利用料を請求されていくお考えなのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、今それぞれの施設に対します要綱、今作成中でございまして、まだ最終的な取りまとめをしてないのが今の現実でございますので、近いうちにそれぞれの公募におきます業者に対します要綱を策定いたしますので、その中でいろいろと判断をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

どうしても私が考えますに、公募をする、応募者が来る、もう淡々として感じで流れていくと思います。そして、最終的に次の6月議会で我々に提案されるときは、もうほとんどそれをどうですかね、行政として、議会としてもそうですけど、どこまでそれを指定できるのか。すごく疑問を感じます。

そこで、あとはまず財政的なことは別において、経営の中身です。このことについてお尋ねいたします。

現在砂丘荘で働いている人が47名、そのうちの9割がほとんど地元です。また、食材の調達や物品購入、小規模の改修工事に対する地元割合、地元の関わりは約4割程度です。同じくゆーぷる吹上につきましても、やはり雇用の9割が地元雇用で、また、地元との経済的な関わりがある、そういった割合は約4割程度です。

そのほか、両施設とも地域団体で構成されている地元の地域団体で構成されている吹上浜運動公園の施設利用促進協議会等を通じて地元の温泉組合や料理屋さん、弁当屋さん、こういった人たちとの強い連携も図られており、地域と一体となった今経営がなされているわけです。また、そういった形をリードし

てきたのは言うまでもなく行政がリードしてきたと私は思っています。

そこで、仮に民間委託されれば、当然、経営者は雇用条件にしても、物品調達、食材の確保、細かなメンテナンスに至るまで、どうすれば利益が上げられるのか、このことを基本に私はシビアな感覚で選定してくると思います。

また、今まで培われてきた地域との連携体制ですね、これも壊れていく可能性が当然考えられます。そうすると今まで築き上げられてきた地域との共同企業体そういった感覚はなくなって一つの単なる民間企業的存在になることになるのではないかなと、そうなったときに私が一番心配するのは、住民がそうなったとき、この2つの施設を2つの必要性を認めてくれなくなるのではないかなと、そういうふうに思いますけども、市長はこのことについて、どういったお考えをお持ちかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの委託先におきましても、先ほど申し上げましたとおり、地元との雇用の問題を含め、食材にいたしましても、これは公の施設でございますので、経営的なものを民間にやるということでございます。さっきも申し上げましたこの要綱、やはり今回公設民営の中で運営を基本的に民営の中にするということでございますので、今申し上げましたこの要綱の中できちっと地元を今含めましたそういう共同してきたことをそういうものは踏襲していく要綱をつくっていかねばならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

要綱の中にいろいろ制約をかましていけば、これは民間委託の意義が問われてくるんじゃないかとそういうふうに思います。でも、その制約についても、雇用一つにしても、今のメンバーを使ってください。こういった、今

まではこういう体制ですから、こういった体制でやってくださいと言ってもどうしても受ける企業側、民間の方はそういうのにはなかなか、仮に建前上、1年間はそういった流れをつくっても1年後は必ずやはり自分の経営的な考え方でやっぱりやっていんじゃないかなとそういうふうに思います。現在、砂丘荘にしろ、ゆーぷる吹上にしても常にやはり結果を求められるわけですので、やはりどうしても今の支配人もやはりコスト、やっぱり採算性のいい方向でいろんな業者との関わりも持とう持とうとするわけですよ。でも、やっぱり本来必要性を考えれば地元との関わりだろうと、それが、それをなくしてしまってやはり公共施設としての必要性はないのではないかなと、そこで、市長は民間にできることは民間にとそういうことを言われるわけですけど、やはり砂丘荘やゆーぷる吹上につきましては、公共施設として果たさなければならぬ大事な役割があると思います。それは地域との共同による運営によって地域経済への発展や住民福祉につなげていくことです。そのためには、現在も今までもそういった取り組みをしてたわけですけど、地域住民や行政と一体となったスポーツイベントの開催やスポーツ合宿の推進、また、地産地消の拡大や特産品の販売、PR、そういった活動に取り組むことによって先ほど言った地域との4割程度の関わりをさらに上げていく、また、それと同時に住民の福祉向上、健康福祉に寄与していくそういった割合を上げていく努力は必要だろうと思います。

また、経営方針につきましても、今後は商工観光から地域振興という考え方で経営内容の透明性が図れる直営方式としてやっていくことがさらに住民から必要とされる施設になると思います。したがって、そういった経営内容をやっていくとなれば、今回市長が提案されている民間への公募による民間への委託

は私はなじまないと認識していますが、市長はこのことについて、どういったご見解をお持ちかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの考えがはられるというふうに思っております。今の経営状況を判断した中で、これは今の現状がいいとか、基本的に今回の指定管理者制度の中に先ほども申し上げましたとおり、民間活力を含めた中で、これ以上にまた伸びる可能性というのも秘めていると、それぞれの今からの分析もまだ経営内容もそれぞれ違ってくるというふうに思っておりますけど、今回は今申し上げましたそれぞれの施設におきます要綱等をきちっとした中において、委託先が決定されるということでございますので、むやみにどこの、それぞれの方が今の条件をクリアしていかなければ委託は決まらないというふうに思っておりますので、ひとつそこあたりの理解をしていただきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

伸びる可能性それが今市長は伸びる可能性ということを言われましたけど、どういったことで伸びる可能性を求めていくのか。そこがまず伸びる可能性より公共施設としての役割はどうあるべきかと、そこを基本に、そこを基本にしてそれから外れることなくして伸びる可能性を探っていけば、探っていくべきだと私は思います。でも、どうもその公共施設としてあるべきそういうのが、やはり市長が考えておられる公共施設としての必要性、これがどこにあるのか、私にはどうも伝わってきません。やはり指定管理者制度、こういうの導入にあたっては、まず公募することじゃなくして基本的なやっぱり理念そういったものがあって初めてその指定管理者制度のその制度が活かされるかどうか、そこが問われてくると思います。

そこで、一通りの決まった流れで管理運営

していく文化施設や地域住民が主体的な考え方で管理運営する例えばチェスト館——チェスト館みたいな施設は指定管理者制度の導入はこれはもう私は効果があると思います。しかし、砂丘荘やゆーぷる吹上みたいな施設は住民との関わりが少なくなった状態で利益追求や経費の縮減だけを追い求めれば本来あるべき先ほども言いましたけど、公共施設としての必要性が必ず問われてくると思います。したがって、こういった砂丘荘、ゆーぷる吹上、地元との関わりが多いこういった施設については、民間委託ではなく、現在働いている人が持っている能力をいかに能力や意欲をいかに引き出すか、この仕組みづくりをどうやっていくのか。このことを基本に今後の管理運営のあり方を検討していくべきだと思いますけど、市長はこれについて、どうお考えかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、公の施設、特にいろんな公の施設、昔いろいろと民間ができなかった部分がおそらく公でそれぞれの地域を支えてきたというふうに私は理解しております。そういう中におきまして、今の昨今の情勢の中におきまして、民間も入れるいろいろと民間も競合しているそういうそれぞれの部門があると、今回は基本的にはそれぞれ民間もそれなりの経営の中でやっている部門だけだというふうに思っております。今漆島議員が言うように、ここにおいてそのようにした公的なものであっても地域を巻き込んだそのような運営のあり方という施設もあったというふうには思っておりますけど、今後今公の施設、今今回出した以外にも今後やはりほかの部門も民間がしているようなものにつきましては、やはり今後民間と自治体も公共団体も競っていかなければならない、そういういろんなあり方になってくるというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

民間ができなかった、民間ができない、できなかったから、できない施設をできなかったから行政がやってきたんだと私、そういうことじゃ、そういう時代もあったかも知れません。でも、すべての施設がやはり時代の流れとともに類似施設ができてきて、やはり今施設存続の必要性が問われているわけです。

それと、施設の中には、民間ができなかったからじゃなくして、やはり住民に必要とされる施設であったからつくったんだとそういう考え方の施設も私はあったのではないかなと思います。

そこで、最後の質問に移りますけど、公共施設のあり方については、合併効果を引き出す観点から既に具体的な方針やビジョンが示されなければならない時期にあると思います。しかし、今までお尋ねした限りでは、そういった理念より拙速な判断による方向づけがなされているような印象を受けます。したがって、今回指定管理者制度への導入を計画されている施設の中には、特に公募対象になっている12の施設につきましては施設を存続する必要はあるのか。ほかに活用策や切りかえ、ほかに活用策への切りかえや見直しはどうか。

また、なぜ公募でなければいけないのか。このことについて、まだ十分検討する必要があると思います。冒頭でも申し上げましたが、18年度当初予算を見ますと、17年度末で19億円しかない財政調整基金が18年度では15億6,500万円取り崩される計画になっています。これで予期せぬ大きな災害でも発生すればどうなるのか。私はまさに非常事態だと思います。この財政状況を考えたとき、もう1回施設の中身や事業内容を精査し。

○議長（宇田 栄君）

漆島議員、発言時間が過ぎましたので、簡潔にしてください。

○11番（漆島政人君）

今後の見通し等も見極めた上で思い切った判断と的確な方向づけをしていくべきだと私は思いますが、市長はどうお考えか、このことを最後にお尋ねして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今後の公の施設を含めましてそれぞれのこの財政の中におきまして大変厳しい環境であるというのは認識しております。今後十分それぞれの施設にさっき言いましたように、おのおの形態も違いますので、形態が違う中におきまして、それぞれのいろんな人のご意見をいただいてこの公の施設のあり方というのを今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時50分といたします。

午後3時40分休憩

午後3時50分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、25番、谷口正行君の質問を許可します。

〔25番谷口正行君登壇〕

○25番（谷口正行君）

きょうはおそくなると皆さん心配しておりますけれども、私はもう簡潔に質問をして、簡潔に答弁をいただいて早く終わろうと思っております。よろしく願いいたします。

3つの項目で伺います。

まず、水害対策についてであります。

神之川の河口の水害対策でございますが、合併直前の旧東市来町の時代に、この神之川集落の方々より、毎年もう決まったように発生するこの水害を何とかしていただきたいとのせっぱ詰まった陳情を議会も採択した経緯

があります。結局、時間もなくて何らの解決策もとることができなかつたわけでありましたが、日置市の段階まで持ち込むことになってしまいました。

梅雨のときあるいは台風のとき、決まったように水害を受けてしまう神之川河口流域の一地区に救済の手を差し伸べていただきたいということでもあります。いったん大雨となれば、神之川自体が短時間に増水をしてしまい、いつも消防団の出動を受けております。よって、近辺住宅地の高さよりも川の水面の方が高くなってしまう状況で、住宅地からの排水路は、その出口部分で逆流防止が働き、全く水路の排水がなされない状況にあります。これは神之川上流域の道路や市街地、田畑や山林などの整備が進んだ結果、水が集中して川に流れ込むのが原因であります。よって、そこには川の水面より低くなった住宅地の水を排出させるには、ポンプアップの方法しかないと判断するわけでありましたが、住宅地の浸水防止対策としてポンプの設置は検討できないかということでもあります。

2番目に、東市来地区にある養蚕試験場、一部中央家畜衛生保健所となっておりますけれども、現在の状況と今後はどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

養蚕試験場においては、昭和11年に設置されたとのことでもあります。当時の面積4町1反5畝を町が1万8,000円で買収、また施設建設費として1万5,000円を投じ、県に寄附がなされたということになっております。これまで70年もの間、鹿児島県の養蚕及び農家を支えてきたわけでもあります。しかし、時代の流れとともに、養蚕の衰退、農家の減少とともに、東市来地区から吹上の県農業開発総合センター内に全面的に移転がなされるとの計画であったと思っております。

平成14年には、中央家畜衛生保健所がこの養蚕試験場の一部に移転をいたしました。

したがって、中央家畜保健所の敷地を差し引いた残り跡地は今後どう利用されるのかということでもあります。このことは、東市来町の時代に県が養蚕試験場として必要でないのならば、何としても地域に払い下げをしていたら、町の活性化のために生かすべきであると、このような要望が強かったわけでありませう。

このことから現在の状況をお聞きいたしているわけですが、きのうも出ましたけれども、繭の集荷もなくなった今日、今後の試験場残り跡地はどうなるのか、伺っておきます。

それから、環境問題について質問をいたします。

吹上の産廃も環境問題であります。大変これ幅広いわけでありませうけれども、私は今回は化成場における悪臭を防止する方法として伺います。この問題は、これまでの旧東市来町の時代に私何回も質問をしてみました。しかしながら、いまだに解決されてない状況が続いております。よって、このように日置市の時代まで持ち込んでしまったことをやや恐縮に感じているところではあります。住民の長年の悩みを何とかいい方向に導いてくださることを期待して質問させていただきます。

市長は、これ初めてであると思っておりますので、若干これまでのいきさつを簡単にお話ししておきたいと思っております。

昭和60年ごろ、東市来の上伊作田地区の化成場の余りにもひどい悪臭に耐えかねて、近辺住民が何とかしなければと一致団結し、立ち上がり行動を起こしたときがありました。署名活動がなされ、事業主とも何回か話し合いがなされ、町長部局はもちろん、町議会、また県議会に対しても何とかしていただきたいと陳情が出されました。あれから20年余り経過した今日、国民の権利として当然快適な住民の生活環境が保障されなければならな

いわけでありませうが、旧態依然何変わらない悪臭、嫌なにおいをかがされている住民がいるわけでありませう。

そして、皆さんよくご存知のように、特にBSE、これがもたらした肉骨粉処理の問題では、全国の化成場がフル操業せざるを得ない状況になりました。そして、これは現在でも続けられている状況にあります。そして、そこには多額の処理費を必要とするわけで、国、県も頭の痛い状況にありました。特に、鹿児島県としては畜産県でもあります。その処理のあり方に対しては、余り強く言えない状況も私ども重々承知はいたしておいたわけでありませうけれども、でもやはりその一方では、その肉骨粉処理がもたらす公害、悪臭の発生にもう以前にも増して頭を痛めている地域住民がいるわけでありませう。もちろん、これはBSEの発生以前からの問題でありませうが、もう当時はそれこそ施設のフル稼働・フル操業でありませうから、もう特にひどいにおいでありませう。

このようなことから、再度これは何とか解決していただきたいということで、もう何回となくこれまでも質問してきたわけでありませうが、このように日置市の段階まで引きずった形になってしまったわけでありませう。

よって、今後どうするのかということではあります。本来なら業者に市の環境保全条例とかあるいは県の公害防止条例、国の悪臭防止法、化成場に関する法律、そして業者と人の公害防止協定書、これらをしっかり守っていただければ何ら問題はないわけでありませうが、でもなかなかこれまでここに対して守っていただけてないわけでありませう。その中身の遵守事項を一つ一つ申し上げるのは省略いたします。

よって、今回は逆に、この悪臭を取り締まる側の市の対応のあり方、方法を検討していただきたいということでありませう。

ご存知のように、このような悪臭に対する規制、基準が悪臭防止法で定められております。現在もこれに基づいて悪臭に対するもろもろの調査判定がなされているわけでありませう。そして、その方法とは、そこで発生する特定の悪臭物質の濃度が基準値以内か否かで判断するというものであります。そしてまた、これまでは大方の町がこの方法をとっていたわけでありませう。もちろん、日置市もこの方法であります。しかしながら、この方法では現在の化成場に対する悪臭の防止対策にはマッチしない、適用しないということがわかってまいりました。よって、そこには平成7年に法の改正がなされております。十分な悪臭防止法の規制基準の第4条でありますけれども、略して申しますが、物質濃度の規制によって十分な生活環境を保全することができない場合には、大気の臭気指数を許容限度として定めることになると、こうなっているわけでありませう。

よって、このことからこれらの解決策として、私はこれまでの物質濃度規制判定の方法から、臭気指数の測定判定方法を日置市は導入すべきであると思うわけでありませう、このことに対して市長の見解を伺いたい。

また、このことに対する県の立場、対応はどうか、これもわかっていれば伺いたい。

それと、化成場への操業許可を出した県にあっては、許可後の施設や操業に対する指導、検査、監視体制というものはどうなっているのか、これもわかっていれば伺いたいと思ひます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の水害対策、その中におきまして神之川河口地域の浸水被害について、国道の神之川橋の下流側ではないかと思ひます。当地区は堤防より低い地区で河口部であることか

ら、特に満潮と豪雨が重なると、河川の水位が上昇し、地区内の排水ができなくなることや、排水口からの逆流があったのではないかと思ひます。

河川からの逆流につきましては、県にお願いいたしまして、排水口の扉の取りかえを本年度実施いたしたところでござひます。しかし、地区内の排水につきましては、現在のところこれという方法が見当たらないところでござひます。議員の言われませう排水ポンプの設置も一つの方法と思われませうが、ポンプの設置には大型集水ますの設置、大型発電機の設置のスペースや設置後の管理の問題などがあると思ひます。特に、この地域は昨年の台風の時だったと思ひておりますけど、伊作田分団を初め、消防団の方が出ましまして、右岸・左岸の両岸にわたってポンプアップをして難を逃れたということもお聞きしてござひます。

今後、この大型ポンプを含め、また維持管理費を含め、浸水被害の現実と照らし合わせながら、まだ簡易で効果的な方法がないのか、今後とも検討をさせていただきたい。特に、伊作田分団の皆様方には、台風時を含め豪雨時については日夜この場所に警戒設置をお願いしているところでござひます。これにかんがみまして、今、神之川河川の改修ということで行っておりますけど、基本的にはこの河川の流れが悪いというわけではなく、特に話のとおり満潮時におきます中におきまして、地区内の水がそこにたまるという現象でござひますので、今おっしゃいませうポンプを設置するか、その地域を全部区画整理で土地を上げるか、基本的にはこの2つしかないのかなと思ひておりますけど、いずれにいたしましても大変な経費を伴う部分があるということではござひますので、十分皆様方とも協議していかんきゃならない、大変頭の痛い箇所であるというふうには認識してござひます。

2番目の県の養蚕試験場につきましては、ご指摘ございましたとおり昭和13年に旧東市来町の方が土地を提供したというふうにお聞きしております。現在まで養蚕試験場として、大変本市はもちろん鹿児島県の養蚕業振興には大きく貢献されたと思っております。そのような中におきまして、平成17年度をもってこの養蚕試験場を廃止するという方向を県の方が打ち出しておりまして、養蚕試験場につきましては、特に応用昆虫の研究部門を農業開発総合センターに移転するというふうにお聞きしております。県におきましても、この試験場閉所後の跡地利用について、検討を進めては今の段階はないということをお聞きしておりまして、特に地元から何か意見がないのかということも話を賜っておるところでございますけど、廃止した後において、県としていろんな事業がなければ、また私どもの方もちょっと時期を見まして、県の方にこのことにつきましてはご要望を出していきたいというふうに考えております。

3番目の環境保全について、議員がおっしゃいますとおり、鹿児島化成場のところの悪臭について、先般も14年の9月だったと思えますけど、議員が旧東市来町の方で質疑をしたということで伺っております。特に、その中におきまして、臭気指数の導入についてということをごさしまして、臭気指数による規制のメリットといたしましては、さまざまな物資が混合した複合臭に対応できること、また物質濃度の測定では対応できない未規制物質にも対応できること、人の臭覚で測定することで住民の悪臭に対する感覚と一致しやすいというのが挙げられるというふうに思っております。

県内におきましては、鹿児島市が平成15年7月よりこの臭気指数による規制を行っていますが、ほかの市町村ではこの臭気指数ではなく物質指数による規制を行っている

のが状況でございます。悪臭については、県内でもこの管内で苦情が多い方でございます。県におきましても今市町村合併によって改めて規制地域や規制基準についての検討をしているということをごさしまして、本市につきましても、その見直しについてご意見をいただいたところでございます。

本市といたしましても、この悪臭を出す可能性のある特定地域につきましては、県とも協議をしてまいりたいと思っておりますし、また市におきます環境保全審議会を開きまして、このような状況も説明申し上げ、どの指数を導入すべきなのか、また一番大きな問題としては、この問題はやはり区域を限定していくべきなのか、今議員がおっしゃいましたとおり、そういうある工場の周辺部、これを今言いましたように臭気指数と物質指数でかえてしまい、その地域を一緒くたにしていきますと、特に今後畜産農家の方々に対する影響、畜産を飼うことができなくなってくる地域もございますので、一概にこの臭気指数につきまして全域するというのは大変私は基本的には難しいのかなと。やはりそういう周辺部の区域を区切った中でやっていくべきなことかなという、私自身自身の見解を持っておりますけど、このことにつきましては十分環境保全審議会におきまして審議をしていただきまして、県の方にそれぞれ具申していきたいというふうに考えております。

それに伴いまして県の対応ということでございますけど、この悪臭防止法では規制地域や規制基準を定める場合や変更する場合については、まず市町村長の要請に基づき、市町村長の意見を収集して決定されるということでございますので、今後先ほども申し上げましたとおり、県と十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

3番目の中で、化成場の設置については、県の公害防止条例に基づく特定施設の設置の

届け出をすることになっていきますので、悪臭に対する苦情が発生した場合は、当然県は指導・監督する立場にあるというふうに思っております。

以上で終わります。

○25番（谷口正行君）

いろいろ答弁いただきましたけれども、まず神之川の水害対策でございます。

これは市長言われたように、考え方によっては大変難しいけれども、考え方によってはそう難しいことではないと。ポンプアップすれば私は解決できるんじゃないかと、このように思っておりますけれども。言われたように、現在の神之川河川改修いろいろなさされております。しかしながら、この地域はこの河川改修では何らこれは改善されないということになります。このことは担当職員、そしてまた県土木事務所も重々ご存じのことです。私も、今回のこの河川改修に引っかけ何とかできないかと、土木事務所の方にもお願いに行きましたけれども、どうもできないですねというようなことで、前向きな答えはいただけませんでした。

よって、何とかいい方法はないかと思案していたわけでありまして、実際、この伊集院にも似たようなところがありました。市長、あそこの写真ちょっと撮らせていただきました。この中にポンプが入っておりますよね、大きなのが。これはいいなと私思ったんですけれども、これを設置していただけたらいいんじゃないのかなと、こう思ったわけでありまして。あれ聞いてみますと、本当地区の方大変喜んでおります。8・6災害の後に設置されたということですが、その後災害が起こってないというようなことで、そこに対しては本当大変住民の方も助かっていると、安心して生活ができるというようなことで喜んでおられました。これは本当に市長が本当に住民の弱いところにしっかりと手を

差し伸べているなど、もう私関心しまして敬意を表するところでございます。

よって、できるなら神之川地区もこういった方法をとっていただけないかなと、こう思ったわけでございます。市民の安全をこれは確保してやるのが、行政の一番の仕事でございます。設置されたときに私、お金も聞きましたけれども、導入の仕方によっていろいろ違いもあるようでございます。でも、東市来の場合、ポンプでなくてもいろんな対応するときになったら過疎債も充当できるのではないのかなと、このように思っております。こういった対応策に対して、こういったところはどうか、財政の方としてちょっと伺っておきます。こういった水害対策については。わかってなければもういいです。

○市長（宮路高光君）

この財源の問題で過疎債ということもございまして、これは十分いろんな中で財源は今後検討していかなくやならんというふうに思っております。

1点だけ、荒瀬井堰の今ポンプを設置した場所と、この河口と1点だけ違う点があるのかなと思っております。と申し上げますのは、この地点におきましては、まだ川下まで満潮と、そういうものと重ならない部分の中で流れておりますので、表面の中でいきますけど、この地域、満潮時期、上からのオーバーフローが来る可能性が大変強い地域だと。そういうときは幾らポンプアップをしてみても基本的には難しいのかなと、そういう見解もちょっと持つておる関係の中におきまして、先ほども言いましたようにちょっとここは消防団の方からも十分このことにつきましては、私どもの方にいろいろとやってきてもらっておりますので、今後地元とも十分検討させて、そういう災害を含めた中にどうすべきか、今後検討材料とさせていただきたい。今さっき議員がおっしゃいましたとおり河川がござい

ますけど、河川の問題につきましては、それに該当しないと。さっきも申し上げましたように、基本的には一番上げることが、この方が地域住民が移転していただく、その方が一番私は基本的にはいい。あの河口、満潮のときはオーバーフローすることはもう間違いないんです。そういう中でポンプアップをしてみても、どうしてもこの問題は荒瀬井堰の場合と違うのは、あれが効果があるというのは、後ろの方に流れていく部分があったからある程度の効果があったということですけど、そこあたりも大幅な幅広い形の検討をこのところはしていかなければならないというふうに思っておりますので、またいろいろ専門的な方々とも十分この場所については検討させていただきたいというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

確かに、潮の干満の影響もございます。そうなれば本当ちょっと難しくなるのかなと思っておりますけども、でも昔はあんなんなかったわけですね。だから、私が言うように、そこに対しての原因というのは、やはりこの上流地、伊集院、郡山とか、そっちの辺の水路がしっかり整備がされてきて、どんと一遍に来るとというのが、私はこれはもう一番の原因なんだと思っております。そこに対しては、上流だけよくなるんじゃないくて、やはり下流の方もしっかりと住民の安全を守っていただきたいと、このように思います。

これ私ども旧町の議員も、これが解決しないと一向に型の荷がおろせない状況にございます。どうかこれは私どもが議決したこの責任を果たせるように、今後検討していただきたいと。温かみのある決断をされることをお願いをいたします。

それから、これはもうこれで終わりますが、次に養蚕試験場のことであります。

市長、廃止するということであります。これはもう言いましたように、前は吹上の農業

開発センターに移すというような計画だったわけでありませぬ。きのうも出ましたけれども、養蚕から手を引いたということで、私もこれはもう廃止だなど、このように感じておりました。今聞いたら、廃止するというようなことでありますけれども、それはそれでいいと思うわけですが、私が気になるのは、やはり今県も本当逼迫した財政を少しでも立て直そうというようなことで、あちこちの土地を処分しております。でも、片一方では問題になっておりますけれども、県庁の横を10億円出して買おうとか云々と言っておりますけれども、わからんことを言っておりますけれども、よってこの養蚕試験場の跡地も何らかの動きがあるんじゃないかと、こう思ったわけでありませぬ。これはもう現在県の所有でありますので、余りもう勝手なことも言えないわけでありませぬけれども、だけどこれまでの経緯からできるなら日置市としても活性化のある使い方、そのような使い方に利用がなされたらなと思ったわけでありませぬ。

これも市長も言われましたけれども、もしもというときに対して、県とのしっかりとしたコミュニケーションをとっておいていただきたいと、このように思います。決してこれタイミングを見失ってはいけないと思っておりますので、今後注意深く見守っていただきたいと思っております。

この件は以上でございます。

化成場に関することであります。

市長も初めてのことであるかと思っております。相当勉強されたなど、このように思いますが、先ほど言いますように、これ業者が本当いろんな法律がありますけれども、これ守っていただければ本当いいんですよ。だけど、なかなかそこに対して守っていただけないわけでありませぬから、であればこの新しい方法を取り入れていただきたいということになります。悪臭防止法であります。これ市長が言

われたように、物質濃度の規制がなされております。これ日置市、どこもですけども、ほとんどのところがこれとっているわけでありまして。たしか物質数が22だったと思っておりますけれども、この悪臭の物質の濃度を機械で測定する方法であります。東市来もこの方法をずっと高い委託料を払って何年もやっていたわけでありまして。でも、いつまでたってもこの問題は解決しなかったと。それはなぜかということになりますけれども、このような化成処理機で発生する悪臭に対しては、物質が濃度指数の規制がなされている物質と全然違うということがわかってまいりました。よって、幾ら濃度指数の規制を高くしても、この濃度というものが基準を超えることはなかったと。結局、数字にあらわれてこないということですね。もう幾ら我慢できない臭いにおいでであっても、結局基準を超えることはないというようなことがわかったわけでありまして。

よって、この方法で同じ悪臭防止法であります。この方法で生活環境保全することが十分でないと認められる区域があるときは、嗅覚測定法、結局、臭気指数の導入でありますけれども、字のごとく、これ嗅覚測定法、人間の鼻による測定法になるわけでありましてけれども、これ市長、聞いたことありますか。——であれば、この臭気指数の投入とはもう並行していくわけでありましてけれども、これをとっていただきたいということでありまして。このことについては、当時県もこのような判定方法があるというのを知っていながら、この方法をとっていなかったと思っております。恐らく、これは鹿児島県自体が先ほど市長も言われたように畜産県でありますので、そこに対しては敬遠をしていたと、遠慮していたということが実態のようでありまして。しかしながら、言われたようによその市町村もこの方法をどんどん取り入れてきております。

先ほどの鹿児島市もこれも早い時点で切りかえております。理由はもう言うまでもありませんけれども、これまで物質の測定方法ではもう魚ふんとか動物とか、幾ら臭くても苦情が寄せられても、この規制基準を上回ることがなかったと。よって、鹿児島市もこの方法を取り入れたということでありまして。

この新しい方法、市長も言われたように知事が基準を定めることになっております。基準値の設定、区域の設定、要するに県が網をかぶせてしまうということになります。この臭気指数の導入、県が網をかぶせるわけでありまして、市の場合は独自でこれは条例の制定ができるようになっていたと、私もちょっと自信はないわけですが、条例の制定は独自でできるようになっていたと思っております。そこら辺はわかっておれば確認したいと思っておりますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

環境保全条例ですか、この条例の一環の中でどうしていくかということ、ちょっと私も具体的に臭気指数を含め悪臭に対するこの部分がこの条例でできているのかちょっとわかりませんが、お聞きしているのは、県に臭気にするか物質であるのか、県の方に指定をしますのか——県の方がしますのか、そのときは市町村の意見を十分反映して、市町村の意見を聞くということでございます。そういうことでございますので、さっき申し上げましたとおり、環境保全審議会でこのことは私は審議をしていただきたいというふうに思っております。

今お話ししたとおり、東市来の化成だけでなく伊集院地域にもそういう同じような工場もございまして、いろいろと今回、日置市になった中におきまして、そういうもろもろの施設の問題につきまして一括して、4月になりましたらこの審議会を開かせていただきたいと思っておりますので、このことにつき

ましてこの審議会でも十分論議をしていただいて、県の方に見直し——今、見直しをしているということでございますので、それに間に合うように進めさせていただきたいというふうに思っております。

○25番（谷口正行君）

ちょっと私、ここの方を確認していませんでしたので、たしか前の場合は町独自に条例の制定はできなかつた、このように思っております。でも、市になったときはできると、このようにちょっと記憶いたしておりますけれども、よって町の時代にはできなかつたわけでありましたが、それに対しては県の方も当時、いずれ市になったら検討せざるを得ないだろうというようなニュアンスも当時ありました。よって、臭気指数等に対しては導入の条例は市独自でできるけれども、いろんな区域設定基準、そういうものには県がタッチしてくると。だから、県との連携はこれはもう当然必要になるということでもあります。よって、これ県とのコミュニケーションをよくとっていただきたいと。東市来の時代にはこちらあたりが余りとられてなかつたように思います。よって、事がスムーズに運ばなかつた原因でもあると、私は思っております。でも、今は本当にうちの東市来の職員にいたしましたも、もう本当これは何とかできんのかいなというようなことで、本当県にも積極的に出向いていってもらっております。それと、今度はもう逆に、市が条例を制定すれば、独自にもう必然的にこれは県がついてくるというような格好になると思っておりますので、もう逆に市がこれ県を引っ張っていただきたいと、このように思っております。

それから、市長、もう言われたように日置市の中に本当幾つかの化成場があります。伊集院にもあります。東市来に2カ所。でも、本当全部が全部このようにおいはしないわけですよ。私もあちこち見て回りました。

たまたま私の近所のところの工場がちょっと古い工場なのか、しっかりとした脱臭装置が設置されてないのか、あんな我慢できないにおいがするというようなことであります。よって、これいろいろ調べてみますと、このような化成場に対する悪臭の防止技術というのは、これ完全に確立されているそうでございます。燃焼法、洗浄法、吸着法、生物脱臭法というのがあって、これはもう完全にできるんだそうであります。しかし、そこにはもう当然多額のお金ですね、それと設備の改善が必要になってくると思います。よって、そこに対しては、私どもも本当何が何でもおいを出すなということとは言っていないわけがあります。このような施設は、本当今の食生活には欠かすことはできません。必要不可欠のものであります。よって、これは余りにも我慢できないにおいは何とかしていただきたいということでもあります。そのために臭気指数の導入が必要であるということなんです。

そこに対しては、当然これ区域を絞ってやることになると思います。これも市長も言いましたけれども、化成場に限らず悪臭に対しては畜産関係もございまして、これ本当気をつけないと、慎重に慎重審議して区域を絞らないと大変なことになります。これ言われたように、畜産農家がもう騒動することになると思います。そこに対してはもうちょっと先ほど聞きましたけれども、本当に私どもも勝手なことばかり申すわけではありませぬので、そこに対しては十分県とも協議していただきたいと、このように思っております。

それと、この化成場の操業に対する許可であります。これ県が出します。よって、私、監視・指導・検査、こういったものがどうなっているかということの本当常日ごろ疑問に思っております。私も過去、県の方に伺いましたけれども、本当これはあいまいな答えしか返ってきません。よって、そこには本当中

間検査みたいなものは何もしなされていないのかなど、このように思っております。化成場に関する法律があります。第3条の第4項にありますけれども、臭気の処理がしっかりなされること、人家が密集している場所がある場合は操業できない、こう決められておりますけれども、そこらあたりが何ら関係ないという状況で仕事がなされております。この辺は許可した時期の関係もあったかと思いますが、その後の第6条第7項では、これらのことが不適切である場合は、施設の改善や収容制限あるいは禁止を命ずることができると、このようにことにもなっているわけでありませう。

（「簡潔に」と呼ぶ者あり）簡潔に言ったらわかりませうよ、これ。

○議長（宇田 栄君）

一問一答ですので、質問をしてください。

○25番（谷口正行君）

わかりました。

では、この辺何かわかっておれば伺いたいと思います。県の監視や指導のあり方、中間検査というものはないのか。

○市長（宮路高光君）

検査の中におきましては県がするということとございませうけど、検査におきましてはさっきも言いましたように特定悪質物質の濃度とか、そういうものの検査をして、それに基準を超えたら県の方がそれぞれ指導するというふうになっているというふうには思っております。今、議員がおっしゃいましたとおり、今はそれぞれこのところも測定はやっておるということをお聞きしておきまして、ですけどさっきも申し上げました物質指数でいきますと、許容範囲であるということとございませう、そう大きな県としての指導はできてないということじゃないかなと思っておりますので、さっき議員がおっしゃいましたとおり、この臭気指数を使いましてやっぴいかなければ少しの改善は難しいのかなという、私個人

的な考え方を持っておりますので、特に今言いましたように県におきまして、そういう検査の結果によってそれぞれ指導体制をやっぴいかなというふうには思っております。

○25番（谷口正行君）

市長の言われるのは、臭気に対する検査じゃなくて、これは臭気に対する調査ですよ、設備に対する検査というものは私はなされてないと、このように思っているわけでありませう。要するに、これ一回許可を出せば、もう出し放しの状況にあるのではないかと、このように思っております。ですから、このような設備は古くなればなるほど能率は当然これ下がりますし、もう当然これ脱臭装置も効果もなくなるというようなことを思っているわけでありませう。よって、県は許可を出すけれども、このような許可機能に対してはルーズだなど、だからこういうことが発生するんだと。これ鹿児島市の花火事故も許可を出したけれども、その以後の監視指導体制が全く私はなされてなかったと思っております。どんどん火薬をため込んであんな大きな事故につながったと。それから、吹上の現在問題になっております産廃についても、これ前許可したやつの監視体制のずさんさ、これ言えると思うんですよ。だから、そのようなことから住民の不信を招いたと、このように思っております。これ大事なことでありませうので、ここらあたりはまた協議するときには県とも協議をしていただきたいと思っております。

お互いに同じ町に住む隣人同士でございませう。本当、いつも言っておりますけれども、本当いがみ合うことはもう避けたいわけでありませう。よって、そこには本当私も地域住民の存在を尊重していただきたいと思っておりますけれども、そこに対する市長の手腕をこれから私ももしかすると見ておきたいと、このように思っております。お互いに県とも連携をとって、何とか本当していただきたい

と、臭気指数の導入に前向きに取り組んでいただきたいと、このように思います。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、14番、西菌典子議員の質問を許可します。

〔14番西菌典子さん登壇〕

○14番（西菌典子さん）

大変お疲れのこととは存じますが、21世紀最重要の課題と言われます男女共同参画の推進についてお尋ねいたしますので、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、真の男女平等の実現とともに、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化、地域社会の変容など、社会・経済情勢の急速な変化に対応していくために、緊急かつ重要な課題であります。

高度成長期の我が国では、男性は仕事、女性は家庭を守るという役割分担が一般化し、仕事や社会、政治に、また家庭や地域において、男女片方の視点が届きにくいという現状がありました。また、女性にとっては、社会的・経済的自立が伴わない無償労働による家事、育児、介護などの負担や年金格差や財産、資産、地位などの不利益な立場がありました。

そうした女性の抱える問題、言い換えれば男性の問題でもあるわけですが、それらを十分に見直すとともに、狭い範囲に限定されていた女性の力や意欲を社会の構成員として、義務と権利を発揮できるようにして、これからの厳しいと予測される時代をみんなが住みやすい世の中にして、乗り越えていこうという重要な政策であります。

しかし、家庭、地域、社会の意識を含めた環境整備が十分に整わないままに、女性の社会参加推進を図ろうとしたために、男性は仕

事、女性は家庭も育児も介護も仕事もという現状に追い込まれ、生き残れるのは能力、気力、やる気、体力のそろった女性、結婚も子育ても二の次にして男性並みに働ける女性、そばに助けてくれる親などがいるなど、条件がそろわなければなかなか厳しいという女性たちの中に、また正規雇用とパートや専業主婦など、女性同士の新たな対立さえ生まれてしまいました。

とはいえ、社会に交わりながら生きる人間として、経済力という基本的な自立を伴った価値観を女性たちは捨てることはできませんでした。現実には、男性社会に女性が入り込んだだけの構造で、仕事と家庭の両立はなかなか大変。多くの女性たちが結婚も子供もと願ってもできない厳しい現状でもあります。少子化は、女性の静かなストライキと言われる由縁でもあります。

しかし、北欧などの男女平等の進んだ先進国を初めとして、働く女性の方が子供を多く産むという傾向が始まっております。特に、終身雇用の崩れ始めた我が国の現状は、若い夫婦にとって互いが経済的にも社会的にも支え合える現状の夫婦共働きの家庭の方が、子供をつくりやすいという傾向が生まれつつあります。今、まさに社会の大きな問題である少子化は、家庭、社会、職場における男女ともに支え合う男女共同参画社会形成推進によって、解決の光を見出せられるという現実があります。

これからの人口減少時代の対策だけでなく、経済、社会、さまざまな問題解決には、男性の力はもちろん、女性の力も合わせて活用する必要があります。

日置市誕生において、住民の半分である女性が抱えるさまざまな問題解決、持っている潜在的な能力の活用のためにも、男女ともに生きやすい日置市をつくるためにも、真剣な取り組みが望まれます。

そこで、お尋ねいたします。

1番、新年度に当たり、男女共同参画社会の推進に向けた市長の基本的な考えを伺います。

2番、日置市の状況をどのように認識し、男女共同参画の推進をどのように図っていかれるおつもりでしょうか。市長のお立場、教育長のお立場でそれぞれお気持ちをお知らせください。また、予算などもお示しください。

3番、市全体としての取り組みをより充実したものにするために、各部、各課の連携をどのようにお考えになりますでしょうか。

4番、日置市市役所を一事業所として実態をどのように把握し、どのように取り組んでいくおつもりか、市長にお尋ねいたします。

5番、推進のための審議会や懇話会の現況と今後の活動やその活用をどのようにお考えになっておいでかをお尋ねいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここで本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ18時まで延長ということでしたしたいと思います。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

男女共同参画社会の推進についてというご質問でございます。

合併前のそれぞれの町で取り組んでおりましたこの男女共同参画計画の策定については、それぞれ進捗の差異がありましたので、今回改めて日置市の計画策定に取り組むこととなります。平成18年度は、まず公募委員を含む20人で構成する男女共同参画推進懇話会を立ち上げてまいりたいと考えておりますが、この組織を中心に計画の策定に取り組み、男女共同参画社会基本法の目的を達成できるよう努力してまいりたいと考えております。

日置市の状況をどう認識しているかについてでございますけど、まず各種の審議会等委員の女性の登用という点では、37の審議会

等の委員の定数1,345人のうち、576人が女性ということで、割合でいいますと42%を占めていることとなります。

それから、職員については、615名中178人が女性ということで、29%程度でございます。

このようにして審議会等の委員の女性の登用アップに、この男女共同参画社会の構築に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

各課の連携については、18年度に計画を策定しますが、それに並行して職員で構成する男女共同参画推進委員会を組織し、庁内の連携を図りながら取り組んでまいります。

市役所も一事業所という考え方に立って、市民の先頭に立って取り組みを進めてまいります。計画が策定されますと、それに基づいて具体的な取り組みを進めることとなりますので、さきに申しあげました男女共同参画推進懇話会や各種女性団体とも連携しながら、計画の実現に取り組んでまいります。

次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に公布され、日置市においても職員を雇用する事業主の立場から、昨年6月に日置市としての特定事業主行動計画を策定し、「職場でサポート安心次世代」のローガンのもと、職員みんなで支え合う職場づくりに取り組んでいるところでございます。

行動計画の内容といたしましては、本市職員の育児休業や年次休暇の取得状況などの状況を踏まえ、仕事と子育ての両面支援や育児休業をとりやすい環境をつくるための5項目について明示し、職員全体でサポートするという雰囲気づくりに努めている次第でございます。この計画は、平成21年までの5カ年を計画期間としておりますが、今後おおむね3年ごとに見直しをしていく予定でございます。見直しの際、職員アンケートで職場の実情を把握するとともに、育児休業休暇の取得

経験者の意見等も十分反映したものとなるよう努めてまいり次第でございます。

1 問目は以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

日置市の状況をどう認識し、政策をどのように推進し、予算等にどう反映させていくか。それから、3番の市全体としての取り組みをより充実したものにするために、2、3を一緒にお答えしたいと思います。

日置市の状況はどう認識しということにつきましては、市長の方から答弁がありましたので、割愛させていただきます。

特に、教育委員会といたしましては、男女共同参画社会の推進に向けて、学校教育の中であるいは社会教育等の中でも取り組みはしておりますけれども、特別事業等を計画するなど、予算計上等は現在しておりません。教育委員会におきましては、学校教育の中で男性または女性としての自己の認識を確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等等の精神に基づく豊かな男女の人間環境づくりができるようにする、これらのことを目標として、各教科や特別活動等の中で取り扱っております。

具体的には、小学校低学年においては男女仲よく、中学年では男女の助け合い、また男女平等と協力、高学年では異性の友達、中学校では現代社会の男女のあり方、高等学校では男女の人間関係などの内容を学習しております。

社会教育におきましては、各地域の女性大会等や女性団体等の運営に当たっての支援を行うとともに、今後さらに生涯学習の中で関係課と連携し、事業を推進していかなければならないと考えております。

また、自治会活動研修会や一般住民対象の高齢者学級とか婦人学級、各種研修会、大会等で、機会をとらえて学習テーマとして取り

組んでまいりたいと考えております。

○14番（西園典子さん）

思いのほか簡単にお答えくださいましたので、私一つ一つお尋ねいたしたいと思います。

昨年6月に、私も男女共同参画推進についてどのようなふうに進めていかれるかということをお尋ねいたしました。そのときには17年度中に男女共同参画懇話会を設置して基本計画を立てると、そして20年度までには目標の50%という市長のマニフェストに至りたいというようなお答えをいただきました。

17年度には懇話会ができなかったということですが、それはどういう理由でできなかったか、その理由をお知らせください。

○企画課長（富迫克彦君）

ただいまご質問のことにつきましては、昨年6月議会の時点では、日置市の総合計画をおおむね10月とか11月までには策定するつもりで段取りを考えておりました。結果といたしましては、総合計画の策定がこの3月議会までずれ込んでしまいましたので、懇話会の方を先送りさせていただいたということでございます。

その根本的な理由といたしましては、市の一番の柱になります総合計画の策定を待って、それと整合性をとりながら男女共同参画基本計画をつくった方がいいだろうという判断がございましたので、そういった形にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○14番（西園典子さん）

総合振興計画を待って整合性をということですが、男女共同参画、この政策はすべての教育、環境、農業、それからまちづくり、福祉、すべての政策の横ぐしを通すというふうに言われます。そういう意味で考えますと、総合振興計画と同じようにというか、

それと一緒にまた懇話会をつくるならば、懇話会の意見をそこに入れたりしながらしたらなおよかったのではなかろうかと、私は思っておりますが、それについていかがでしょうか。

○企画課長（富迫克彦君）

総合計画への懇話会等の意見の反映のことでございますが、これまでの流れをもう一回ご確認いただければご理解いただけると思うんですけれども、総合計画をまとめるのに住民説明会等々を開催させていただきました。その中で女性の皆さんにも、全体的には参加者は少ないということでございましたけれども、いろいろご意見もちょうだいいたしております。それらを踏まえて総合計画をまとめさせていただいたということでございまして、その中の具体的な施策の中に男女共同参画のことも触れてございます。そういった意味で、先ほど申しました総合計画との整合性をとらせていただいたということで考えているところでございます。

○14番（西園典子さん）

ちょっと納得が本当のところはいかないとか、よくそういう全体的なことに横ぐしを通すという意味で、この男女共同参画が21世紀最大の課題であるという意味は、そういうことも含めてすべての政策に通じるものであると。縦割り行政の中を横ぐしを通すと、すべてに連携をとってまたよくしていくための行政であるというふうに解釈して進められている政策であるわけでございますので、本当は一緒に進んでいただきたかったというところではございますが、そこはもう済んでしまったことではございますのでもうよろしいです。

今度3月の補正におきまして、17年度予算の減額がされておりましたが、17年度何にどれだけ使ってどれだけが――執行残はわかっておりますが、最初はどれだけであって

どれだけ使われたかをお知らせください。

○企画課長（富迫克彦君）

当初、懇話会の設置の謝金とか経費を計画しておりましたけれども、実際執行できませんでしたので不用額という形で減額をさせていただきました。

○14番（西園典子さん）

では、研修会とかいろんなことなどに何回ぐらい参加をなさって、これに取り組もうとなさったのかなどをお知らせください。

○企画課長（富迫克彦君）

17年度の取り組みといたしましては、県内の先進事例とかそういった資料を取り寄せながら、また県主催の研修会等々延べで3回か4回か出席をさせていただいたと思っております。

○14番（西園典子さん）

それでは、18年度はそれを十分に生かした形で推進に十分に期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

18年度の予算の中に男女とともに築く農業農村総合振興推進事業というのが組み込まれているようでございます。農業を支える女性たちを支援しながら、男女共同参画を進めていくと、農業の分野でも進めていこうという働きではなかろうかと、県の補助事業ですかね、ではなかろうかと思いますが、そういうような活動ともどのような連携をとりながら推進していかれるおつもりかということをおひとつお知らせください。

○企画課長（富迫克彦君）

農業振興費の方だったと思いますが、そういった予算が計上されております。そういった意味では、私どもが今後立ち上げます懇話会、それとも十分連携をとらせていただきたいというふうには考えております。

○14番（西園典子さん）

では、これは連携をとりながら十分にさせていただきたいと思います。縦割り行政という

ふうに先ほども申し上げましたが、農業で女性がやはり支える部分、そしてまた知恵、そういうものをまた女性の男女共同参画のこちらの事業にも十分にその力をお互いに協力し合っていていけるように願っているところです。

次にまいります。先ほど日置市の現状をお答えいただきました。大体今、審議会の委員が42%、それから女性職員は29%であるということでした。また、教育長からもるお答えもありました。教育長にはまた後でお尋ねしたいと思いますが、まず日置市の現状というのを知る前に、伊集院地域で16年の3月に、旧伊集院町として懇話会の方で宮路町長という名前で伊集院の男女の意識に関する調査というものをしておいでありますが、市長覚えておいででしょうか。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、合併前の中におきまして、それぞれ旧町村で取り組み方の温度差があったと申し上げたのは、旧伊集院町の場合におきましては、この懇話会をつくりまして、それぞれの行動計画、またそれぞれのアンケート調査を実施して、2年間ぐらいかかって実施したのかなというふうに記憶しております。

○14番（西園典子さん）

東市来では、女性担当窓口をつくりました。そしてまた、伊集院では懇話会をつくってそういうふうに取り組んでいらっしゃいました。そういうふうで、それぞれの地域でいろいろの取り組みをしていたわけでございます。日置市の現状というのを知るために、このアンケートを私も見させていただきました。その中で日置市の女性たち、男性も含めまして、いろんな気持ちがちょっと見えてきたものですから、ちょっとだけアンケートで見えたことを簡単に申し上げたいと思います。これは700人を対照にして20歳以上の男女です

が、お答えになられたのは男性が122名、女性が208名の計330人の答えだったようでございます。

そこで、男尊女卑という気風が残っているというのをどうですかということに対して、男性も女性も残っているという考えが非常に高い、どちらも多かったです。男性は50%が残っていると、女性は61.5%が残っているということでございます。これは県が43%と58.4%、県よりも高い比率で男尊女卑の気風が残っているというふうなお答えが多かったというふうに見えます。

それから、女性と仕事に関して、結婚と出産で一時的に家庭に入り、育児が終わると再び職につくという考えが男性、女性ともに多かったです。そして、女性が仕事を持ち続けることが困難にしているのは、出産、育児、これが男性の方が多くて7割の方、女性自身は仕事と家事の両立が困難であるというのが一番高いでした。そういうようなことなどで、また特に家事、育児、教育、家計、それからPTA参加とか近所や自治会活動、介護など、すべての分野において希望とするところでは、男性も女性もともに男女で同じように力を合わせていった方がよいというふうなお答えが多いという現状が見えました。

それから、男女の地位の格差ということにおきまして、すべての分野においてやはり男性が優遇されているというのが、男性も女性も男性は6割、女性は7割、男性が優遇されていると答えていらっしゃいまして、平等であるというふうなお答えは男性が3割、女性が2割というふうで、不平等であるというお答えなどがこうして見えたわけですね。

これが日置市の中の伊集院という部分的なものかもしれませんが、こういう現状ではないかなというのをこうして感じたわけですが、今のアンケートの私が簡単にちょっとお伝えいたしました、現状のままで男

女共同参画の推進が図ることはなかなか難しいのではなかろうかということも思ったりしますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、アンケートをやるお話しいただきまして、特に若い方々はさほどそういうふう感じてないのかなとしたりしておりますけど、やっぱり年配の方々はそういう男尊女卑の問題とか、男性が優遇されるとかいろいろ感じているのかなと、そのアンケート結果の中の年代別もちょっとわからないもんですから、結果的にそういう数字が出たのかなという感じしか受け取れないというのが今の心境でございます。

○14番（西園典子さん）

若い方の方が女性は特に結婚や出産、仕事両立が厳しいというふうに答えていらっしゃいました。また、男性はやはり男性はお年になった六、七十歳代の方々が、やはり不平等なところが多いということも答えていらっしゃいました。私も意外だったのですが、そういうような結果が出ております。

なかなか分析はちょっと難しいわけですが、それからもう一つ気になることがございました。DVと言われる配偶者や恋人などに対する暴力ですね、それに対して回答者が330人、その中で直接経験したことがあるというのが42名お答えがありました。また、身近に暴力を経験した人がいるというのが49名答えていらっしゃいました。非常に問題があるというふうに私は思うわけでございます。こういうことに対して相談窓口とか、こういうことにどう行政として向き合ったらいいのか、そこ辺をこうして悩むわけですが、市長はどのように思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

どのように思われるかということよりも、そのようにいろいろとこういう暴力的なもの

については、すぐ行政また警察、こういうところに相談に来ていただかなければ、早期にやはり相談に来ていただき、またいろいろ対処していかなければならないというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

相談に来ていただければいいんですが、相談は実際あったのでしょうか。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

たしか本年度に1件ほどあったようでございます。

○14番（西園典子さん）

夫婦のけんかは犬も食わないと言われた時代もありました。こういうことは本当に余り表に出しにくいというのが個人的、いろんな人たちの多くの人の考えではなかろうかと思えます。でも、現実的には今数字を私が申し上げました、これは16年の3月の伊集院のアンケートでございます。やはりそれは男性も女性もでした。経験したことがあるというのが男性10名、女性32名ということでございましたが、やはり相談窓口とか、それからそういうことはやはり暴力であると、そしてまたそういういろいろな広報の中でも、そういうことが時々広報でもあるようでございますけれども、やはりそういう検討も今後もっとこういう現状もあるということが必要ではなかろうかと思えますが、そこはいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、今後この懇話会等におきまして、それぞれの窓口をする担当課もきちっと決め、またそのような広報等もやはり市民の皆様方にまた今後きちっと情報伝達ができるよう、今回の18年度におきまして、この行動計画ですか、策定する中で明記をしていかなければならないというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

それを期待して、そしてまたそれが市民に

とって使いやすいものになるように、お互いに努力をしていかなければいけないのじゃないかと思います。

それから、またアンケートの中で、今後男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うものはどれですかというのを男女それぞれに質問をしておりました。そこで、男性も女性も1、2、3番同じ答えだったんですが、1番が男性、女性がお互いに理解し協力し合う。2番、男性、女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりを改める。3番、女性自身が経済力をつけたり知識、技術を習得するなど、積極的に力の向上を図るといふうなことがしておりますが、やはりこういう啓発などをまたしていくために、やはり教育の現場から子供のときからこうして、先ほど生涯学習の分野などでも教育的に取り組むと教育長はおっしゃいました。

そこで、本当に大切な分野であるというふうに考えますが、いろいろと問題になっておりますが、慣習や社会通念など、そういうのを取り除くという意味でよく言われるのが、男女別々の名簿になったりしておりますが、混合名簿などでということなどは教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私は、先ほどから14番議員がおっしゃっております男女共同参画社会というのは、性別に変わりなく個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくることであると。ですから、単に男子だけの名簿、女子だけの名簿をつくったからといって、この目的が達成できないというものではないと考えております。

○議長（宇田 栄君）

西菌さん、何番の質問がちょっとわからないので、ちゃんと項目を、アンケートとかそういうのは質問事項に載ってないので、ちゃ

んとその項目で質問していただきたいと思えます。

○14番（西菌典子さん）

これは日置市の現状をお尋ねしたいという意味で私がしたわけですが、そういうふうにおっしゃるのであれば、今のはそこだけで終わりにしたいと思えます。

次にまいります。3番にまいります。

市全体としての取り組みを充実するために推進をどのように図っていくかということでございますが、庁内での推進などを進めたいと、そして具体的に懇話会などで取り組んでいくというふうにお答えになりました。現在、各課での庁内推進ということがまだできていないという現状であります。今からそれを積極的につくっていくかというふうに解釈をさせていただきます。

もう一つ、男女共同参画の担当窓口とか、それから係とか、そういうことをちょっとお尋ねしたいと思えます。市の中では、係とか室とか課とかというのを今あちこちで合併したでき上がった市の中でも係が、鹿児島市は政策室ですね、それから鹿屋市と名瀬市が政策室、それから係としては出水市、大口、揖宿、さつま、川内、曾於、霧島、いちき串木野、志布志、加治木、始良、肝付、大崎、南大隈、喜界、和泊、知名町と8市8町が係を置いておりますが、合併して市となったところの多くが係を置いて、このことを一生懸命に取り組んでいるところでございますが、合併としてのメリットとして、私たちが合併協議会のころなどに男女共同参画など専門的なことなどを配置して取り組むことができるんだと、それが合併のメリットであるというふうに私も何回か聞きましたが、そういう係を設置する気はありますかをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、企画の中におきまして、企画係の方で

担当しております。今後の行動計画を策定するに当たりましては、基本的に企画の方で対応させていただきますけど、この行動計画の中にどういう位置づけをするのか、やはりこれは皆さん方でそれぞれ審議をしていただいて、その後でどこにどうするかというような決定をさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

それでは、行動計画の中で係が必要だというふうになれば、またつくられる可能性もあるというふうに解釈してもよろしいということでございますね。わかりました。

4番に入らせていただきます。

日置市を一事業所として考えるということで、先ほど次世代育成支援のこともこうしてお話しになりました。きのう、おとといとこうしてテレビとか新聞とかでも言っておりますが、厚生労働省の発表で「夫が家事をすれば子供もふえる」という題名で載っておりました。読んだ方もまたテレビを見た方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。やはり夫の家事、育児時間がふえた夫婦は、減った家族よりも多く子供が生まれるという結果が出たと。夫の仕事時間が減少した場合も同様で、少子化対策には夫側の変化が有効であると。そしてまた、夫の休日の家事・育児時間が増加した夫婦では、30.4%に子供が生まれたが、減った夫婦で子供が生まれたのは20.2%だったと、そういうようなこと。それから、育児休業制度があるところは14.3%で子供が生まれたが、ないところは3分の1の5.2%にとどまったというのが載っております。読まれた方もおありではないかと思いますが、本庁の育児休業制度を利用した男性、女性、それをお答えいただけたらと思います。

○総務課長（池上吉治君）

現在、育児休業中の職員は3名でございま

す。女性のみ3名でございます。

○14番（西園典子さん）

男性はゼロであるということですが、男性は2日間ぐらいの配偶者がお産のときの介助というのがあるみたいですが、それはとった方はいらっしゃらないんでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

現在のところは、男性の方のそういった特別休暇は出ておりません。

○14番（西園典子さん）

それでは、長々と私の職員の方々のアンケートというか、次世代育成のためのアンケート、「職場でサポート安心次世代」という職員すべての方々いろいろなご意見が載っているのを見させていただきました。対象者は541名というふうで、回答者が520名というふうでありました。いろいろな意見がございました。それを読ませていただきました。その中で、先ほど私が申し上げました、この日置市がやはり非常に問題としている中で、やはり子供が生まれず、子育て支援をどうしたらいいかということが先ほども何人も——私もいつも言っておりますけれども、子供のためにどうしたらいいか、子供を産みやすい、育てやすい環境づくりをどうしたらいいかという根本のところ、子供を産みやすい環境づくりをどうしたらいいかというところが、ここの一つの日置市の事業所としても考えられる。それがまた日置市全体としての考えとしても、やはり生きていくのとはなからうかという意味で、先ほどの介助育児休業制のことなどを申し上げたわけでございます。

それで、男性職員のお気持ちを聞いたところがあります。配偶者がやはりこうして子供を産むときに、そういう介助休暇をとりたかどうかというのにお答えに、15人中11人、15の答えがあるわけですが、15人中11人はやっぱりとりたいたいという考えである

という答えでございます。でも、実際は1人もとっていないという現状でございますね。なかなか難しいという現状ではなかるうかと思ったりいたしますが。

それから、連続休暇をとりやすい環境づくりをするにはどうしたらいいかというのの質問がありました。その中で、周りの理解と協力、制度の理解や思いやりなどが欲しいという中で、特に注目すべきは上司、管理職の理解、それから代替の臨時職員の確保の必要性という声がたくさんございました。そのことについて非常に厳しいことかもしれませんが、市長どう思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に課におきまして、特に育児休業をされている方々の代替として、正職員を配置できればそれで結構でございますけど、もしできない場合につきましては、それぞれ臨時の皆様方をお願いして、それぞれの職務を全うしているというのが実情でございます。

○14番（西園典子さん）

では、代替の臨時職員の確保はできていると。では、上司、管理職の理解というのが欲しいという声がいっぱいあったということは、余りそこにどうであろうかなというふうに感じたりするわけでございますが、管理職、上の方は理解していらっしゃるというふうに、そういう雰囲気であるというふうに市長はお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、仕事をする中におきましては、職場の中におきましてもやはり上司の理解をいただかなければならないし、上司がやはりそういうふうにして環境的に育児を含めた中には、やはり自分が頑張るから元気な子供を産んできなさいとか、そういう激励的な言葉を今後——もう今も私は発しているというふうに理解をしておりますので、やはりそのような環境の中で、特に課長、管理職の皆様方がこ

ういうことについては理解をしてほしいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

市長のように優しい管理職ばかりで皆さんいてくださいますように、どうぞよろしくお願いいたします。でも、管理職の方々も大変厳しい今の現状でございますので、50代が一番自殺が多いと、男性が、もうそういうようなふうで過労死も多いという世の中でございますので、お互いに男女ともにこうして暮らしやすい世の中づくりというために男女共同参画がございまして、そこをしていけたらと思います。

そこで一つお尋ねいたしますが、市長は先ほど何回も問題になっておりますが、昇進テストというものを今度から採用したいというふうにお考えでございますが、こういう育児休業をとったり、男性でまた介助休業、また男性も育児休業をとるかもしれないと、そういうふうにしたときに、とりたいけどとりにくいというのの理由の中に、そういう昇進に影響があると、そういう答えがたくさんありました。そういうことに関して、テストに関してこのことはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

本人がそれぞれのかねてどうというふうに仕事をしているのか、ただ試験があるからじゃなく、やはり私は今後かねて方々がやはり仕事をどう取り組んでいるのか、やはりさっきも上司の理解というのは、やはり本人がかねてきちっと周りの見配り、気配りを本人もやっておれば、やはり自然に私は上司もでございますけど、このことが昇任試験と何も影響はないと。これはきちっとした育児の中で子供を少子化する、たくさん産んでいただく、これは喜ばしいことでございますので、そこ昇任試験とかそういうものは関係ないというふうに理解をしております。

○14番（西園典子さん）

やはり役場職員という方々は、対人間、人間に対する仕事でございますので、やはり子供を育てたり産んだり、いろいろとそういうさまざまな苦労や経験をしてこそやはり人間が育っていくと、そういう意味でこうして子育てをする、やはり家庭も仕事もというふうに本当に頑張る若い方々をぜひ支援していただきたいと思っております。

それで、そういうような今の人物本位だということをお聞きしまして安心するわけでございます。そういうふうでしていただきたいと思っております。

5番目にまいります。

推進のための審議会など、懇話会の現状などに関しては今からだということでございます。メンバーが20人ということでしたが、いつごろの予定、いつごろを予定にしていられるのか、また公募とかそういうことはどのようにしていられるか、そこだけをお尋ねいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

懇話会の設置につきましては、要綱が既にできておりますので、それに基づいてできるだけ新年度速やかに公募をさせていただきたいと思っております。その上で、先ほどの農政サイドの方とも連携をとりながら、取り組みを進めたいというふうで考えておるところでございます。

○14番（西園典子さん）

新年度速やかにということでございます。やはりもうともに本当に大切な問題でございますので、市長もそれを十分にわかっているって、前の私、6月の議会するときにも本当に大切な課題であるというふうにおっしゃってくださいました。私はその言葉を信じております。ぜひみんなが住みやすい世の中づくり、そして子供たちもお年寄りもみんながよいふうに暮らせるような社会づくりに、この政策を大切にさせていただきたいと希望し

て、市長の最後のお言葉をいただいて終わりにいたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

男女共同参画の推進につきまして、全力をもって推進していきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月13日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後5時31分散会

第 4 号 (3 月 1 3 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（17番、6番、21番、22番、13番、5番）

本会議（3月13日）（月曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	蘆園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
福祉課長	馬場恵三郎君	土木建設課長	樹治美君

企 画 課 長 富 迫 克 彦 君
教 育 総 務 課 長 坂 上 安 男 君

合 併 プ ロ ジ ェ ク ト 室 長 有 村 芳 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君）

こんにちは。私も議会に席を置くようになりまして9年目になりますけれども、一番最初の質問者は初めてでございまして、少し緊張感でございまして、時期尚早かと思っておりますけれども、同郷者の一人として、この場を借りてお祝いの言葉と、時期尚早と思っておりますけれども日置市政の発展も期待しまして、今期の鹿児島県の県議会で同郷の仮屋県出納長さんが再び副知事に選任されるということをお聞きし、皆様もご承知のことと思っておりますけれども、本市からは、これまでもたくさん副知事さんが誕生しておられますけれども、また宮路市政とされましても県とのパイプを太くしていただきまして、本市の発展に期待をしたいと思いますので、市民の皆さんとともにご期待とお祝いを申し上げたいと思っております。

それでは、さきに通告しております質問事項に移らせていただきますが、まず最初にポジティブリストのことについて、また品目横断的補償のことについて、市長並びに市政のあり方について伺いをいたします。

1998年、7年前になりますけれども、日本農業のこれまでの基本法が食料・農業・農村基本法として改正をされました。日本農業の現在、あるいは未来を見据えた法律とし

て施行されました。その後も今日まで、農業を取り巻く環境の変化はまことに大きく、食農教育、地産地消、食の安全の確立など、食料の生産と農業の現場は外国農産物や農産加工品の輸入の増大で、残留農薬やBSE対応による生産地の明記、生産履歴の表示、生産物のブランド化、有機栽培、減農薬栽培の推奨、作物ごとの農薬の使用制限などの使用基準が明確に示され、安全安心な食物の生産が求められてきています。

さらに、このたび食品衛生法の改正がなされまして、すべての食品に農薬や使用添加物などの残留基準を設けることというポジティブリストという制度が、ことし5月29日から施行されるというものであります。基準値を超えた食品は販売が禁止されます。農作物に対する薬剤散布は、作物により使用認可された農薬が異なるものであり、圃場が連担している場合、散布用機材の選択や無風の時間帯を選ぶなど、隣接地の田畑への飛散防止の対策、注意の配慮、また隣接者同士の理解が必要と考えられます。

例えば、水稲は共同防除が行われることで対応ができる部分もたくさんあると思っております。共同防除への参加を求めることが最も大事なことから考えますけれども、近年、伊集院町の方ではスーパースパウダーも故障も多く、好条件下での限られた時間内での作業に対応しきれない面もあり、その対策も必要かと思えます。その他の作物に対しても農家へのポジティブリスト制度の啓発が必要と考えますけれども、市の対応についてを伺います。

次に、2007年4月1日に施行されます品目横断的経営安定対策について伺います。

品目横断的経営安定対策はWTO農業交渉で農業補助金のあり方と関税にかかわる政策提言で、農産品の価格補償ではなく経営に対する直接支払いということで所得の安定と持続可能な農業経営を目標とされており、対象

作目は米、麦、大豆、てん菜、でん粉用バレイショ、サトウキビで現在のところはなっております。直接支払いの対象農家は、経営規模は都道府県の場合、認定農家は4ヘクタール、北海道は10ヘクタール以上となっております、基準面積に達しない農家には、その支払いの対象にならないということになっております。

また、特例で20ヘクタール以上の経理の一元化がなされている集落営農組織が認められる方向にあるようですけれども、集落営農の場合は地域の3分の2以上の農地を集約すること、それから法人化すること等が条件ともなっており、地域によっては4ヘクタール以上の認定農業者と農地の奪い合いといえますか競争も生まれる可能性もあるとされております。

所得補償の支払いは18年度の経営実績が必要ともなっております。日置市の場合、早期水稻で優位な作型の地域もありますけれども、関税の引き下げを考えると、市農業の対応を決め、経営安定対策の対象になることで地域農業の崩壊も防げるものと考えますけれども、その担い手の確保はできるのか伺います。

続きまして、周回バスの運行についてでありますけれども、伊集院町においても周回バスの運行を実現すると、市長のこれまでの発言に期待をしている市民の方も多くいらっしゃると思っております。私も、土橋地域の皆さんとともに「ゆすいんバス」の幅広い運行について、合併前の宮路町長に要望したこともありました。平成18年度の施政方針で、周回バスとして「ゆすいんバス」の運行計画が表明されており、早期の実現を願うものであります。

土橋校区は国道と県道がありますが、校区集落の両両端を通っており、高齢者には日常生活の中で難儀がありました。また、土橋小

学校、中学校は、特別入学認定校として指定を受け、年に一、二名程度の児童生徒の皆さんが通学をしていただいておりますけれども、またほかにも通学の希望者もあると聞いておりますが、登下校の利便性、安全性に不安を持つ親の方々も多く、認定校の効果を十分に生かすことができていない実情がございます。最近に至るところで凶悪事件の発生もあり、さらなる安全性確保の意味からも遠距離通学者も利用できる運行計画を求めたいのですが、いかがでしょうか。

以上、これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

農業についてというご質問でございます。

水稻の防除につきましては、現在、日置市管内では旧東市来町、日吉町、吹上町で無人ヘリコプターを利用した防除で、旧伊集院町におきましてはスーパースパウダーで防除を行っております。今回の制度改正により課題になるのは、旧伊集院町におきますスーパースパウダーによる集団防除と考えております。このため伊集院広域防除対策協議会では、17年度においても既に25ヘクタールの無人ヘリによる防除を行い、18年度はさらに住宅地や国道沿いの地域を含め約40ヘクタール、無人ヘリで防除する予定であります。

これまでも事前における防除の日程や注意事項等戸別に通知しておりますが、さらに地域防除組織等を通じ、周辺農作物の栽培者に対して対策を徹底するよう連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

品目横断的経営安定対策につきましては、現段階で水稻、麦、大豆、ジャガイモ、カンショ等が対象作物として明確に示されておりますが、野菜、果樹、花卉等については品目が示されていない状況であります。面積要件で中山間地域の特例が考慮され、認定農業者で2.6ヘクタール、集落営農で10ヘクター

ルとなり、さらに水稻の生産調整の過半数を受託する集落営農の場合は4ヘクタールとする措置がとられているところでございます。特にカンショは、1農家50アール以上が対象となるために、管内での対象者は、ある程度確保できる見込みであります。

水稻については2.6ヘクタール以上となりますと、ある程度限られてまいります。また、大豆につきましても、現段階では集団転作としての大豆栽培を行っている吉利北区が対象となる見込みですが、面積の確認要件が農用地利用集積等農業委員会に申請された農地でないと対象とならないために、通称「やみ小作」と呼ばれている借地については今回対象となりませんので、若干の対象減につながる可能性も考えております。

本市農業に対しての影響であります、各作物の収入の変動による影響緩和のための対策でありまして、農家側にとりましては生産、販売する面積すべて加入することになりますので、今後におきましては対象となり得る担い手農家等説明会を開催し、事業内容の周知徹底を図りたいと考えております。

今回の品目横断経営安定対策の内容につきましては、作付の現地確認や標準収量に対する実際の農家の収量、出荷量の確認、さらに、抛出金の納入先や総体的な事務の取り扱いをどこが行うかなど明確でない点も多くありますので、県からの具体的な提示があり次第、農家等への内容の説明を行いたいと思っております。

2番目の周回バスの運行につきましてでございます。

18番議員が先般、一般質問でご指摘ございましたことと関連いたしますけど、伊集院地域におきましては今まで100円バスを運行しておりませんでしたけど、18年度から「ゆすいん号」を基本として運行をする考えでございます。現在、「ゆすいん号」の路線

につきましては、それぞれ7路線あったと思っておりますけど、これは週に1回という形の中で運行をしておるといふふうに思っております、今までの「ゆすいん号」でございましたら、始発から目的地まで、その間おられることもできませんでしたが、今回100円バスということで、ほかの地域と同じように、それぞれの停留所でおいて使用していただくということになります。

そのようなことを含めまして、今ご指摘でございます特認校や遠距離通学者のことも計画に入れられないかというご指摘でございますけど、基本的に今回運行するのは週1回ということでございますので、この特認校の方々が利用できるのか、遠距離の人ができるのか、そこあたりが若干難しい部分であるというふうに思っております。

今後につきましては、週1回でございますので、今後の利用状況を含めた中で、この問題につきましては検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上で終わります。

○17番（梶 康博君）

あらましの答弁については、ただいま市長の方からあった分については理解をしますけれども。

最初の質問事項については、スーパースパウダーと共同防除のことについて、その現状とこれからの対策というようなことで説明があったようですけれども、農家としましては、こうして非常に今薬剤散布の機具も多様にわたっていると。こうして水稻においてはスーパースパウダーを利用し、また場合によってはヘリコプターを——今年度の予算にも無人防除機のヘリコプターの購入予算も計上されておるのは存じておるところですけれども——他の畑作とか、品目によってはスピードプレイヤーとか、あるいはミスト機、ダスト機、それから動力噴霧機とか多様な機械

施設を利用し、またいろんな飛散防止の対策として求められているのは、広い農家の負担となると圃場の周囲にビニールなんかも張って他へ飛散しないような、その使用機材によっては、そのような対策を講じて薬剤散布もしなければいけないと。また、残っている収穫した野菜、収穫物に対しても、品目ごとに農薬の濃度が、今後、品目ごとに表示されるというようなことで、こういったこと等をどのようにすればいいのか。

やはり、行政とか農協、普及センター、そこからあたりには、これまでに——5月29日からということでありますので——何らかの通知、達しがあつてきているんじゃないかと思うんですけれども。また、そういうマニュアルもあつて、そしてそれを農家へ、生産者へ知らせる。農業者の方々はどういった等には、なかなかむとんちゃくという無責任にもなりますけれども、やはりその指導は徹底することが必要じゃないかと思つたので、そのことについて行政としての立場からどのような状況になっているのか、どういうことまでは行政で知り得ているのか、お聞きしたいと思つた。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、水田の方につきましては、それぞれ集団防除という形でやっておりますけど、畑作、特に今後におきます農薬の散布、お茶を含め、市的に私ども、この地域、カンショ、いろいろとございますけど、特に農家の皆様方には、ことしの5月29日ということでございます。公民会長文書を含め、またそれぞれの作物の生産部会等を通じた中でこのことについては徹底してやらなきゃならないし、またそれぞれ野菜園芸といひますか、自分の食べる物だけの作物をつくつていの方を含め、基本的には隣近所の、やはりその作物の、自分の隣に何があるのか、やはり農家自身もきちっと、また作物を栽培する

人も今後気をつけていかなければ、基本的に一番怖いのは、販売した中におきます残留、それぞれ今ご指摘のとおり、品目によってその濃度が違いますので、今後私ども行政といたしましては、やはり農家、またそれぞれの生産組織に、早い形の中でそれぞれの標準的な要綱を作成して通知をしていきたいというふうに思つております。

○17番（梶 康博君）

期間的にも、もうないわけですので。本来ならば、専門の日本農業新聞なんかには、早い時期からいろんなキャンペーンが張られておつて、いつ——私も農業が主ですので、イチゴ部会長としてもいろいろ話も期待もしておつたんですけれども、朝晩に営農指導員の方々とも話をするんですけれども、そのことについての指導というのがないもんですから、やはりこういったことについては一番安全を守る基準から、また栽培農家を保護する面からも一番重要なことだと思つて今回取り上げたところでございますので、今市長のあつたように、そういう早期的な対応策を講じていただきたいと思つております。

次に、品目横断的経営安定対策ですけれども、中山間地における特例があるということでもあります。なかなかこれまでの農業形態を覆す農業経営の方法ということで、これを一気に進めるとするのは非常に難しい面がたくさんあると。近くにそういったモデル的経営団体でもあれば取り組みもしやすいんですけども、なかなかこれを実現していくのは大変だろうと。

でも、実際のこの事業が始まるのは来年の作付からということで、ことしのその実績が基準になると。収穫した作物に対して幾らの補助金は、これまでの農業の形態でしたけれども、これからは10アールに幾らかの補償金を出すという形になっていくわけですので、これまでの農地の所有形態が、利用権の設定

等によって変えていかなければならない。そういったこと等を考えると、本来ならばいろいろ見て聞いておりますと、水稲については、ことしの作付けたその面積が実績になって来年度に対処されるというようになっておるわけで、この中山間地域2.6ヘクタールですか、こういった方々は身近にいらっしゃるかもしれませんがけれども、そこに到達しない方々の対応策というのは非常に時間がかかると思うんですよ。

それで、その対策について、これからということでもありますけれども、本来ことしの6月までのその間に、例えば農地の集積、利用権の設定と、それから利用権を設定した場合の、今度は農地を売買するときの問題とか——これから高齢化が進んでいくと——そういったこと。

それから、今後の制度というのは、土地は利用権設定して、田畑の管理、水管理はそれぞれの農家にしてくださいと。そして、そのかわり賃金を支払って、今度は自分の農地の収穫物ももちろん利用権設定をしておりますけれども、極端なことを言うと自分の食べる米も買って食べなければならないと、ここらあたりを農家に説明をしていくというのは非常に時間がかかると思うんですけれども。県の指導がないということなんです、全国的にはそういったこと等に自主的に、あるいはそれぞれの県が積極的な動きをしておって、その対応に追われているという状況ですが、市長がおっしゃった、これから県の指導を受けてというようなことで、十分来年度に間に合うのか伺いたいと思いますけれども。

○市長（宮路高光君）

この安定対策は2007年からということで来年からでございますけど、基準的には、ことしのそれぞれの面積を基準にしておるといってございませぬ。基本的に、この日置市におきまして、さっきも申し上げましたと

おり、今の該当者は、さほど私は多くないのかなというふうに、この要件だけを見ますと考えられます。

特にカンショが対象になっておりますので、カンショの50アールというのはある程度いらっしゃるのかなと。水稲につきましては大変いろいろとまだ難しい部分がございますし、特にご指摘のとおり、今回、価格補償じゃなくて、それぞれの基準的な収入を一つの目安として、それから国が示しているそれぞれの収入と2つございますので、その収穫の年によって、もし災害が起こって収入が少なくなったら、それだけまた多く金銭的にもらえるということ。私どもも、まだここあたりが、それぞれのケース・バイ・ケースが作物にして、基本的にはこの対象者が今どれだけ、今の要件の中でおるのか、この実態をきちっと把握いたしまして、それぞれおのおのについて具体的に県の説明があった後に説明をしていきたいし、今後——議員おっしゃいましたとおり——面積集約をして多く作物をする場合につきましては、また来年、再来年以降の中において、基準年度がそれぞれの前月を含めた中で、この安定対策事業は推進していくというふうに思っておりますので。

まだ、そこあたりは詳しいことも今の段階ではわかっておりませんが、とりあえず今の要件の中で、どこの農家のだれがということの実態把握を先決にして、また検討を、それぞれ打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

市長のただいまの答弁では、水稲については対象者は少ないんじゃないかということおっしゃいますけれども。一説によりますと、農業交渉が妥結する方向になっていくと、中国産の米で新潟産のコシヒカリぐらいだと、魚沼産の60キロが8,000円、普通の米だと2,000円というような米価格が想定さ

れるというような説も流れているんですよね。これも新聞にも載っておりますので。やはりそういったことを考えると、その大きい方の2.6ヘクタールの農家だけではなく、全体の農家が、そんな安い米が入ってくると本当に農業意欲を失うんじゃないかと。

今、私も議会の方から農業委員会に席を置かせていただいておりますけれども、遊休農地の解消といいますけれども、これはやはりそういった対象者が今のところ少ないというものではなく、そういったこと等を考えていくと全体の米づくり農家、そういった方々については、もうつくる意欲がない。1年の米の消費量が1人七、八十キロと言われますけれども、ほんのわずかのお金で安い——先ほど申し上げましたドリフト対策なんかに適応した米が入ってくると、これはもう高齢化が進む農村地帯は米をつくっても——今現在、政府米として販売をしている農家は少ないかもしれませんが、自主米ということで販売しておられる方々も、この日置市の水田面積からすると相当あると思うんですよ。

そういったこと等を考えると、やはり県の指導、また農林省の指導あると思うんですけれども、やはりこういったことを、農業を主としたこういった地方自治体では、もっと真剣な考え方が必要じゃないかと思うんですが、その大規模の——この辺でいう大規模農家、そういったこと等だけを考えておればいいのか、市長の考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ販米農家、兼業農家、この対策は対策として、今後もしていかなきゃなりませんけども。今回のこの品目横断的経営安定対策、こういうのがどう今後推移していくのか。私どもが入手している感じの中におきましては、大変たくさんの多額の財政適用を伴うというふうに考えております。

基本的に例を挙げますと、やはり国の基準

収入というのが10アール当たり約14万円というのを想定しております、私どもの日置市におきます収入というのは約8万円でございます。これを計算しますと、10アール当たり14万円でいたしますと約2.6ヘクタールつくったときに364万円程度、私どもの日置市におきましては、10アール当たり8万円とすると208万円、その差額について国が補償するという形でございますので、できぐあいじゃなくて、そういう単純収入を考えたときでも約2.6ヘクタールをしましたとき、掛け金もございますけど、差し引いて約130万円も国からお金が出るという大変ありがたいのか、これだけで財政的なものができるのかどうか、私どもはこの制度上の中でどうなっていくのか、大変不安な部分もございます。

こういうものも一つの国の方策として打ち出しておりますので、なるべくこの国の方策にあった、農家は農家なりにこれだけの収入が得られるものであったら、それぞれ補てんをしていただくものであったら、きちっとこのような制度を使っていけばいいし、今ご指摘ございました販米農家、また兼業農家、高齢農家、この皆様方の米づくりについては、またきちっと地産地消を含めた中で、私どもはやはりその推進を図っていく必要があると。今後は、やはり水田におきましては二極面化の中で、農業をきちっと考えていかなければ大変難しいという認識を持っております。

○17番（梶 康博君）

二極化というのが、今後想定されるのかなあと。私の考えも突飛的で飛躍した物の言い方かもしれませんが、非常に今後、農村のあり方というのが極端な変化をしてるのが、農村のおじさんたちに聞いても、農家の人たちに聞いても、これからは米をつくったっち安いもんかという人たちもたくさんおられるんですよね。そういうことは、今申し

上げたようなことを想定されるわけです。そういった中で、市長もおっしゃいましたように、本当に資金がたくさん要ると私も思っております。きょうの質問事項の中にも、そういうことを想定したことを思っているところ です。

その中でも、規模が急に大きくなることによって機材の調達ですね、運転資金。そういったものが、例えば乾燥機とか収穫した作物の置き場所、貯蔵庫、そうした中で一気に一部の方々が米を所有することによって、販売先が、国の政府米が今日そうたくさんいかな い中においては、今、米の販売は市場が開市 されておりますので、全農の方で。そういったところへの出荷とかということになります けれども。

鹿児島県の米は、米の価格も一類から五類 まであって、三類ということで、やはり価格 も安いわけですので、そういったこと等を考 えると、やはりその一部の大きな——一部 といっても全国的には面積は小さいわけ ですけれども——そういった農家のことと、それ から二極化されるといいますけれども、小規 模農家の方々が栽培する米も、購入する機械 の経費等を考えると、本当にそう期待できる のか、地産地消向けの。そこら辺は、本当に どのような施策をやっていくのか。

今、市長も手探りの状態だとおっしゃいま すけれども、もっと広い水田、たくさんして ある基盤整備をした水田のこの将来というの は、もっと考えていくべきじゃないかと思っ ますけれども。今のところでは非常に不安定 要素を持った考え方だと思うんですが。でき るだけ早い時期に、県の指導がわかった次第 で市長の対応では対応したいということ です が、こういうことが私としては想定されると思っ ておりますので、これをどこそこで言い ふらすというわけではないわけですが、この ような時代が近々想定されるんじゃない

かと思えます。

そういう場面に至らないように、やはり地 域農業の、特に稲作農業の経営確保というの は、遊休農地をふやさないためにも早い機会 に——鹿児島市に近いといえますけれども、 近いところが荒れるような状況にはならない ような制度運用をお願いをしたいと思います。 こういうことが想定されるんじゃないかと思 います。品目横断的経営については、今後、 関心を持っていかなければならない問題じゃ ないかなと思います。

それから、周回バスのことについて伺いま すけれども。市長の答弁では、やはり「ゆす いんバス」を週1回のペースで利用者に提供 してきたいということでもありますけれども。 伊集院のこれまでの経過、また置かれている 地形的な面からしますと、前段ではそのよう なことになるのかなという気もします。

しかし、週1回ということではなく、利用 者は、高齢者の方々は、今までは「ゆすい ん」だったから、「ゆすいん」を利用するこ とが特定のバスだったから週1回でもよかつ たと思うんですが、やはり高齢の中には、そ れまで自家用を運転されておられた方々も 年々技能が低下して、期待している方々がた くさんいらっしゃると思うんですけれど。こ ういった方々の利用の仕方を便宜を図ってあ げるといことが、この100円バスの、コ ミュニティーバスの意味だと思いますので、 いま一度、その利用状況を見ながらというこ とではなく、もっとその運行回数をふやすと いうことは頭から考えていないのか。そこ に は、何か陸運局とか現在のバス路線の問題と かあるのか、そこらあたりはどうなんですか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、ほかの地域も車は1台なん です。1台の車を借りて、それぞれ運用をし、 起点をどこにして終点をどこに持っていくの か。見直しの中において、起点の持っていき

方を変えていけば、それぞれ週2回という計算もできるのかなというふうに思っておりますので、とりあえずはこの「ゆすいん」を使っておるのを基本にして、そこからまた次の路線の地域にも行くというふうに考えて。これを、ことし一回基本的にやらしてもらいまして、今後それぞれの利用状況を含めて考えていかなきゃならない。

4地域におきましても、先ほども基本は車が1台という一つの基本的な考え方の中で路線は考えればよいと思っておりますので、これは陸運局とか、いろいろそういう問題はございませんので、そこあたりは1台でどう——2回運行したときは起点を変えていかなきゃならない。また、そうしたときは朝夕にする時間帯が、また若干変わってくるのかなど。そこあたりの部分もきちっと検証しながら、また利用者の実態も把握しながら、そこあたりの路線の変更というのも考えることはできると。半年でも一応1台ということで、1台それぞれの業者と委託契約を結びますので、年間の中で、それはどこを走ろうが構わないと思っておりますので、うまく、そこあたりの実態はどうなのかということは、今後検討させていかせていただきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

非常に言葉じりをとって申しわけないんですが、これまで私ども土橋地域からは、特認校に通学バスに利用できないかということも申し上げ相談もしたこともあったわけですが。高齢者の方々が、本当に長い間から県道も国道も両端を通っておって、村の中を公共乗り合い物がないと。本当にご苦勞をされて、足の痛い中に停留所まで歩いていたり、タクシーを呼んだりということで期待をしておられたわけですので、週1回でも喜ばれるのかもしれないけれども、もっと回数を上げてもらいたいと思うことであります。

それから、通学バスに利用していただきたいというのは、これも一番私ども土橋地域の願いでもあり、また土橋校区だけでなく飯牟礼の方でも特認校の指定を受けておるということで考え方は一緒じゃないかと思うんですが。そういった中でそれが利用できないとなれば、これまで申し入れもお願いもしてきておった地域民の期待も非常に半減していくというのが実情的なところですよ。

そこで、今市長がおっしゃいましたように、一たん許可をいただければ、どこを通ってもいいということであれば、その路線はやはり明らかにして申し出はしていかなければならないわけですが、特認校の通学者のために、朝晩1回だけ余分な運行をするというようにそういった無理なことはできないのか、そこはどうなんですか。

○市長（宮路高光君）

さっき、どこでもということは、その路線は、やはりきちっと計画して陸運局の方に届けをして、そのところを走っていくというのが基本でございます。

今、話のとおり、車が年間1台と、この中で、どう利用できるのか。もし2台にすれば、また倍になってしまう。ほかの地域も、この100円バスを使っての1台で、それぞれ地域の特色を出しながら運用していくということで、今3つの地域も約800万円程度の契約になるのかなとは思っております。今「ゆすいんバス」は約二、三百万円の契約でございますけど、800万円程度の中で契約をし、それで利用客がおれば運賃を差し引いた中で、また業者の方には、その差し引いた中でお金を支払いするということになりますので。

基本的に、議員がおっしゃるように2台車を入れれば、まだできますけど、基本的には、統一する中において車は1台ですよ。そういう中において、吹上の方におきましては日

曜日を利用した中において、このツアーをやっておるといふことをごさいますので。

私どもは、やはりこの1台の中で、朝晩夕を含めまして、どう路線をやっていくのか。特に、今は「ゆすいん」の施設のおふろの問題も含めまして、これを一緒に今回やろうといふことをごさいますので、いきよくだにいろんなことは難しいのかなといふふうに思っておりますので、そこの利用状況、利用者状況、そういうものを判断して、次の段階でまたどうしていけばいいのか、十分みんなの意見を聞いてやっていきたいといふふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

非常に、話は堂々めぐりで難しい面も認識はしますけれども、1台のバスでも周回バスとして利用する運行時間と、それから学校の通学の時間とはかなり時間的な差もございませぬので、その点については今後とも——運行も始めてみないと、市長がおっしゃるように本当に時間的な配分というのはわからないといふのも私も理解もしますし地域民も理解もすると思ひますけれども、これまで私どもの地域の希望もございませぬので検討していただきたいという時期もまたあるかと思ひますので、そういうことも含めながら運行に対して市民の利用促進にも役立てていけることで、私も、今後ともまた何らかの機会にも要望、相談もしていきたいと思ひますが、こういう地域民の願ひはあるといふことも認識をしていただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

質問の前に、お手元の質問要旨の「3月31日」となっておりますところを「3月

に訂正をいただきたいと思ひます。正確には3月とありますので、よろしく願ひをいたします。

では、私は、さきに通告してありました資源ごみ収集についてお尋ねいたします。

資源ごみ収集方法については、日置中央合併協議会で平成18年3月までにコンテナ収集に統一することが確認されておりました。

しかし、1月20日、議会の全員協議会において市長は、コンテナ収集の運搬コストが高くなるという理由から、「これまでどおり伊集院地域ではコンテナ収集を、ほかの3地域は袋収集で当分の間継続する。平成18年4月からの実施はできない、凍結といふことだ」と説明されました。その席で、私は納得できない幾つかの点について上げましたが、全員協議会は非公式の会議でありますので、改めて、これまでの経緯と今後の政策について質問いたします。

1点目は、全員協議会で説明に使われた全市コンテナ収集を実施した場合と、全市袋収集をした場合の比較表で、コンテナ収集が高くなる理由について。

2点目は、同時に配付されたコンテナ収集、袋収集の問題点と利点について、市長のご見解を。

3点目は、本市におけるごみ資源化の政策について、環境面と効率面の観点から市長の考えをお聞きいたします。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

コンテナ収集につきましては、合併協議の中でも新市において実施することとしておりました。昨年の10月から東市来地域、日吉地域、吹上地域においてモデル地区での収集を行い、その後、各自治会へも収集場所の選定等を依頼してきたところであります。

しかし、収集日数や収集箇所等が明らかに

なる中で、運搬経費など、ごみ処理にかかる経過がこれまでの袋収集に比べて総体的に高くなることや、収集場所が遠くなるといった意見等なども多数寄せられたことから、18年4月からの全市一斉実施を見送ることといたしました。

18年度においては、分別の現状把握と今後の収集方式の検討を行うため、各地域の代表者の方々がりサイクルセンターに来ていただき、意見交換をしながら収集方法の統一へ向けた検討を重ねてまいりたいと考えております。

経費の比較については全員協議会でも申し上げましたが、袋収集に比べてコンテナ収集の方が総体の経費が上がるという試算になりました。ただ、これまでの各町の委託形態などが異なる中で、これまでの委託料を基本に試算いたしましたので、今後は委託料の試算についての見直しも検討する必要があると思っております。

問題点、利点については、それぞれ相反する点があります。しかし、収集方式を統一するためには、どこかで調整していかなければなりませんので、今後、住民の意見を十分反映させながら調整を進めてまいりたいと思っております。

環境の面と効率的な観点からということですが、ごみの排出を抑制し、限られた資源を有効活用する循環型社会を形成する上で、ごみの徹底した分別は必要不可欠と考えています。そのため、行政はもちろんのこと、市民一人一人がこの問題に真剣に取り組んでいかなければなりません。それが環境教育へもつながっていくと考えております。

ただ、ごみ処理にかかる経費なども、市の財政上、全く無視して考えることはできませんので、今後、環境教育の面と十分照らし合わせ、皆様方が納得できる形での統一を進めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○6番（花木千鶴さん）

この問題については圧倒的多数の市民が驚きと、そしてまた疑問を感じるころだと思っておりますので、わかりやすく簡潔にご答弁を、これからいただきたいと思っております。

まず、運搬コストのことでございますが、私もこの比較表の根拠については、担当課で詳細に伺ってまいりました。そこで、まず4地域の収集委託業者のことでございますが、今市長もそのことに触れられました。4地域それぞれの委託先が違ったり、方法が違っております。

この中で吹上地域が管理公社になっているわけですが、聞くところによりますと、何年か前から吹上の産廃問題のこともあったことから、民間に委託しないで半公半民の形にしたんだと伺っておりますが、そのいきさつがわかっていたら、運搬方法を考える上で重要なことと思っておりますので、できましたら——助役もちょうどいらっしゃることですので——そのころのいきさつ、経緯がわかっていたら、少しご紹介をいただけないでしょうか。

○助役（横山宏志君）

じゃあ、私の方からご答弁をいたしたいと思っております。

まだ、当時は、私は町長でございませんでしたけれども、一般の収集業者に委託をしておりましたが——昨日も花木議員にも現場の方に行っていただきましたけれども——芋野地区で産廃事業を営む業者が、本町の委託業者というようなことで収集運搬をしておりました。そういう中でいろいろと問題が出てくるという中で、町民の中から、やはり安心して収集運搬をしていただきたいということの中で、現在委託をさせている業者ということについてはいろいろ問題があるんじゃないかと、そういうこと等が声が大きくなってまい

りまして、時の町長が、それでは直営方式と
いいますか、そういう形にやはり切りかえて
いくということを判断をされまして、結果的
には施設管理公社というものがございました
ので、そちらの方で収集運搬業務をさせると
こういう経緯がございました。

以上でございます。

○6番（花木千鶴さん）

大体そのような事情だとは伺いました。そ
こまで詳しく伺ったわけではありませんが、
今よくわかりました。

この運搬につきましては、難しいことも今
伺ったようにあろうかと思いますが、原則的
には、この家庭から出される廃棄物は一般廃
棄物でございますので、産廃業者でなくても
できるという原則があろうかと思えますね、
ここを押さえておきたかったわけです。

なぜ、この質問を、まず冒頭にしたかとい
いますと、吹上地域をコンテナ方式にすると、
不燃ごみと資源ごみを民間に委託して
2,000万円ぐらいかかってしまうという
ことでした。現在行っている袋収集だと、燃
えるごみもひっくるめて2,130万円ぐら
い。コンテナ収集にすると3,770万円ぐ
らいになってしまいます。1,600万円ぐら
いがコスト高になってしまいます。もちろん伊集院
もコンテナ収集をしておりますが、袋収集に
するよりも600万円高くなってしまいう
ことですよ。それでも市長が、実際、伊
集院地域は600万円高くなって、これま
でもやってこられたわけです。そういうもの
から考えていきますと、一番やっぱり問題に
なったのは、この吹上の1,600万円のコ
スト高だったんじゃないかと思うのですが、
そこはいかがなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この吹上地域だけというわけじゃなく、ほ
かの地域におきまして、やはりそれぞれの
金額が上がったという総体の中で約

2,000万円程度、今の現状のままいった
ら上がってしまうということがございました。
基本的に、それぞれの可燃物を収集している
方法を含めて、今回検討をし直さなきゃなら
ない。いわば範囲の問題も含め、今まではそ
れぞれ旧町だけのものと考えておりましたけ
ど、やはり地域的な範囲も考えていけば、そ
れぞれ重複していない部分もあったり、また
それぞれの地域で時間的なものもどうだった
のか。今後やはりそこあたりも、この一、二
年の間に十分検討をしていかなければならな
いという、そういう判断もございました。

特に、今いろいろと公民会長さんたちから
話が出てきたのが、高齢者の方、障害者の方、
私ども旧伊集院町でもございましたけど、ま
た十分ここあたりも配慮した中において設置
場所を含めて検討してくれないのかなという、
そういうこともございましたので、モデル地
区をした中においてもそのようなご意見があ
りましたので、もう少しいろいろと時間をい
ただいて、そこあたりも解消できるものがあ
るのかどうか、やはりそういうことも今回の
延期しなければならない判断でもございまし
た。

もう一つは、袋の中身が、資源ごみの中に
どういうもので分別をされているのか。それ
ぞれの中で分別というのは、手前で分別す
るのか、後で分別するのか、その両方がある
というふうに思っておりますけど、この袋の中
がそれぞれの地域がどうあったのか。この中
できちっと、袋であっても中身がきちっと分
別をされておれば、それでこしたことはない
という一つの基本的な考え方を持っております。

今リサイクルセンターの方でも、その袋で
どれだけの経費と、また時間をかけているの
か。もう一回そこあたりを検証した中で、今
後どの時期にどういう方法の中で統一をすれ
ばいいのか。やはりそれを十分、この一、二

年、検証していきたいということで、全協の中でもそのような説明をさせていただきました。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

詳しく言っていたいたわけですがけれども、公社の1,600万円ばかりではないと。もちろん伊集院が600万円、日吉が600万円、そして東市来が200万円、そして吹上が1,600万円という形で3,000万円ぐらいが、これだけを見ればコスト高になると、そのことはそうです。そしてまた、それ以外のことも回答していただきましたが、それ2問めにかかりますので、今はコストのことだけで伺いたいと思うんですね。

ほかの経費についても、二、三お尋ねしたいと思います。コンテナ収集にすれば、自治会にご苦労さま金とでもいうんでしょうか、報奨金が計上されています。これは全市統一にすれば搬出の責任は住民ですので、今までは別々にやっていたときには、それはそういうこともあったかもしれない。特定の地域だけを報奨金を支払うということはあったかもしれない。だけれども、全市で統一すれば払わなくてもいいお金なんじゃないかなと思いますが、その辺のところでは市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

全市でそれぞれ統一すればということでございますけど、実際、現場の声を自治公民会長さん、いろいろと話をしますと、あさって、いろいろと大変だという一つの声がありましたので、これがいつまで、全市にしたときにいつまで支払っていけばいいのか、ちょっとわかりませんが、最初のうちはいろいろとスムーズにいかない部分があったり、また人をお願いしなければならなかったり、長く定着すればみんなローテーションでいかれるというふうに思うんですけど、当初のうちは、

やはりある程度の謝金みたいというんですか、出れば1,000円ぐらいとか、その地域で違うと思いますけど、それはやはり必要ではなかったかというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（花木千鶴さん）

では、今1点目のコストのことについて伺っていますので、では袋収集の場合、袋の中身をクリーンセンターで1袋1袋あけて選別する人の人件費っていうのがかかっています。1,700万円ぐらいかかることとなっています。本来、住民一人一人がこれをやらなければならないわけなんですけれども、その住民がやらなければならない責任を他人にやってもらって1,700万円かけるということですが、運搬費の2,000万円と、この住民みずからがやらなければならないものを1,700万円かけているという、この2つの比較について市長はどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、リサイクルセンターで人件費が1,700万円ぐらいということでございますけど、基本的に今のコンテナ方式の中の、この分別をまだ細分化していかなきゃならない。それで住民の皆様方が、それに今以上に細分化したときでなければきちっとした分別じゃないと。今、伊集院のコンテナ方式の分別したのもリサイクルセンターの中でもう一回入れまして、それで細分化しておるということでございますので、一概に、この1,700万円と今の分別が完全に市民の手

の中で分別はされていないというふうに報告をいただいておりますし、現状はそのような状況であるというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

いずれにしても、コンテナをやっている伊集院であっても、ほかの地域であっても、もっとさらに細分化を進めていく意識は高めていかなければならないということですね。

では、別なことですけれども、袋収集の場合、住民が袋を買わなければなりません。そのコストが370万円とされています。住民は袋代も払っているわけですが、ところで、この選別をするために破られて空っぽになった袋は、一体どうなっているのか、どう処理されているのか、市長はご存じですか。

○市長（宮路高光君）

これはリサイクルセンターの方で処理を、そこをしているのか、ちょっと把握は今のところしておりません。

○6番（花木千鶴さん）

私はこの間伺ったときには、センターの方からはお話を伺っております。本市の資源ごみ分別の方法は、今のところは容器包装リサイクル法の範囲でなされています。それからいきますと、本市はこの袋のようなものは分別の対象となっていないので、焼却するしかないんだと思うんですね。それが現状だと思います。

では、旧伊集院町がコンテナ収集に入るときに、このような説明がなされました。まず1点、焼却による有害物質の発生を防止すること。2点目、焼却炉の温度が高くなり、修繕費に四、五千万円から七、八千万円だったでしょうか、何年か前やりました。そういうふうに焼却炉の耐用年数を短くすることが必要だと、大変このコストが高くなるためだと言われました。3点目に、リサイクルすれば焼却費の節減になるのだという説明がありました。これが分別を徹底していく基本的な考

え方だということだったんです。

全員協議会の中で、私はそのことの説明を求めましたら、それは数字にあらわすことのできないものだから、ここに書いていませんということでした。数字であらわすことができないものと、数字であらわすことができるものを比べて2,000万円高くなるというのはおかしいんじゃないでしょうか。比べられるんですかね。これを説明してください。

○市長（宮路高光君）

今コンテナ方式を導入した中におきまして、基本的に収集運搬だけの中で2,000万円程度高くなるというふうな形の中で理解しております。今は3つほど、それぞれ有害、また炉の耐用年数、そういうものもあるというふうには認識しておりますけど、一概に今おっしゃいましたとおり、いろいろと相対的に比較できない部分もあるというふうには認識しております。

○6番（花木千鶴さん）

そうだと思うんですね。この環境の問題というのは、簡単にこのようにしてあらわすことができない。もっといえば、この容器包装リサイクル法の分別を徹底させればさせるほど行政の負担が大きくなる、こういう法律です。ですから、この分別に関して環境政策をやっているとき、コストをどの表示で示していくのかというのは大変慎重になさなければならないはずだと思うんです。私もいろんなことを、伊集院がスタートするときに調べて知っていました。だけれども、それを先に示してから努力をしてくれというのでしょうか。そこら辺が、ここの市長が、まず2,000万円高くなるというので説明に来られたことが、私は一番の疑問だったわけです。それで、この1問目を質問させていただきました。

では、次の2問目を質問させていただきたいと思っております。問題点と利点ということでご

ございますが、先ほど市長もご答弁ありました。コンテナ方式の問題点として、コスト高になる、高齢者・障害者・自治会未加入、場所の選定、雨が降ったらどうする、時間帯、指導員・補助員をどうする、プライバシーなどと並べられていますね。先ほど市長が、これも言われました。

そしてその次に、ほかの地域の住民の反発が大きいと書いてあります。そして、その内容も先ほど市長は言われました。先ほど、私がここに書いてある、読んだ、このことだったわけですよ。

でも、私もいろいろこの問題を調べさせていただきましたけれども、この問題はやったところだけしか解決できない問題だと思っています。やらなければ、永遠に続くテーマだと思います。いろんなところで私も調べさせていただきました。現地にも行かせていただきました。その地域に合った、実情に合った方法を、自分たちが工夫して改善してやっていく以外には、解決の道はないんだということを私は思い知りました。ぜひ、そのことを市長、考えていただきたいと思うんですね。

それともう一つ、袋収集の問題点という中に、伊集院地域に周知する必要があると書かれています。現在、伊集院以外のほかの3地域には班回覧を回してあるそうです。でも、周知が必要だと書いている伊集院町だけには、まだ知らせていないのはなぜですか。

○市長（宮路高光君）

伊集院地域の皆様方には、先般、公民会長の衛自連の会の中でも、今後、同じ形態の中でしていただきたいということで申し上げたところでございまして、ほかの地域につきましては4月から実施するという方向でしておりますので、そこあたりの、できなかった経緯等をきちっと説明させていただきまして、伊集院地域の皆様方については、このまま18年度の間はしていただきたいということ

でお願いしておりましたので、特別に伊集院の方が方式が変われば、きちっとまた住民説明しなきゃならなかったんですけど、そこあたりの中で周知しなかった点についてはご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、またそのようなことを含めて周知する必要があったら、また伊集院地域の皆様方にも、こういう経過の中でお願いするという通知文は、今後出したいというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

ことしの3月までに全市統一すると決めていたことなんですよ、市長。それを伊集院がするとか、ほかのところはどうなるかという問題ではなくて、日置市がやると決めていたことを変更するのに何の説明もすることもなくて、伊集院地域の住民にだけコンテナ収集をやらせ続けていいんですかと私は思うんです。いかがですか。

○市長（宮路高光君）

その周知の中におきましても、今月の3月号で、広報誌で皆様方に今までの経過等につきましては周知する予定でございます。

○6番（花木千鶴さん）

私は、9日に新市の18年度の予算の本会議がありましたときに、市長の施政方針のところで質疑をさせていただきました。新市市民の一体感について具体策をどのように考えているか伺いましたら、説明責任を果たしていくことだと言われました。本当ですかね、市長。

私は先日、四国の上勝町というところに調査に行っていました。ここは人口2,200人、高齢化率は44%、路線バスも通っていません。隣町のバス停まで1日2便、町営バスを走らせていました。海拔は300メートルから500メートルという大変な山合いの町でした。今この町は日本全国から、また環境先進国のドイツの学者も注目

して視察が絶えない町です。町に1カ所のクリーンセンターがあって、住民は自分でそこに持って行ってコンテナに入れています。運搬コストはゼロ円です。町が指定している分別の数は34種類です。住民が自主的に分別をふやして、とうとう55種類になっていました。

また一方、薩摩川内市にも調査に行かせていただきました。合併して統一するということでしたが、甑島だけは3年のうちに調整をするとなっていたのですが、10カ月でも統一に踏み切っています。説明会に行ったところ、甑島の人は、それは川内ではできるかもしれないが甑島は無理だ、川内のような都市とは事情が違う、大変問題が出されたそうです。でも、もう川内市もありません、甑4村もありません、今あるのは薩摩川内市ですと、これは薩摩川内市の環境政策ですと言って回ったそうです。今は1回1回、甑のものも分別がよくなっていると聞きました。

四国の山間部の上勝町でも、離島の甑島でも、川内のような都市でも、みんな事情が違いますよね。やれるかやれないかというのではなくて、やるのかやらないのかということが問われているんじゃないでしょうか。市長、本市は——きのうも私、伺いました、先ほど助役の話もありました——私たちの市は、これから産業廃棄物問題に取り組んでいかなければならない市です。住民と行政が自分たちのこんな大きな問題を先送りにできる状況なんだろうかと思うんです。先送りにして、これからこの問題と一緒に取り組んでいけるとお思いですか。

○市長（宮路高光君）

先送りだけでなく、さっきも申し上げましたとおり、18年度からそれぞれの市民も一緒に入りまして、旧4町それぞれ、このごみの問題につきまして分別方式を含めた中でいろんな角度から検討して、それぞれ一つの

統一方法をやっていきたいと。これは前向きの中でやっていく、そのような考え方を持っております。

○6番（花木千鶴さん）

では、3点目の政策のところについて伺いたいと思います。

私は1月に説明を受けてからきょうまで、市長が理由に上げられたコスト、利点、問題点について私なりに調べてきて、きょうの質問となりました。どうしても住民が納得できるような答弁だったとは、私には思えていません。伊集院町がコンテナ収集方式になるとき、私は町議でありました。そして、そのとき、組合の構成町の足並みがそろわないやり方が住民に負担をかけるから、合併してからにしてはどうかと何度もいただきました。しかし、旧町長であられた市長が、環境は重要政策だから範を示してやっていくと、はっきりこの場でおっしゃったんです。

あれから3年、同じ組合であった構成町で合併したではありませんか。この3月を目途にしてきたのです。コストの問題も住民感情も含めて、3年前から、みんな私はわかっていたはずだと思うんですよ。この1年の中でできるというのだったら、この3年間で解決できたんじゃないでしょうか。まだ1年待てと言えるんですか、住民に。待つのは、この3年間で十分だったと私は思っています。一たん決めた期日を守ることが大事ではないでしょうか。全市、袋収集にするのか、コンテナ収集方式で統一するのか、そこに決定すべきだと私は思います。

そして、これからの環境問題に、どうみんなで行き組んでいくのかという方向性を明確にして、みんなの一つの方向をつくっていく方がずっと建設的で効率的ではありませんか。いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その期日を決めた中において課題があった

ら、きちっとまたみんなで話し合いをすればいいです。その期日を決めたから、それで押し切る、このことがいいのかどうか。やはり期日を決めているいろいろとモデルをやってみた、その結果でいろんな課題もまだ残されておった。それを、もう一、二年勉強しよう。その中でそれぞれの市民が、そのような意思統一を図っていくことが大事である。

今おっしゃいましたとおり3年あったという形で言われましたけど、このことにつきましては、まだ財政的なものとか、そこまで具体的に合併協の中では、収集運搬を含めた中で検討がなされてなかったと。今回17年度、そのようなことをいろいろとやってみたら、いろんな問題があったから、18年度は踏み切れない。だけど、一、二年、それぞれまた検討しましょうということですので、私はこれでまた市民の皆様方に納得をし、また説明も申し上げていきたいというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

私は、これまで多くの町へ調査に行かせていただきました。多くの方々にお会いして、さまざまな土地で、この難しい時代のこんな困難な問題を工夫し努力して暮らしている姿に触れるたびに、政治の重要性和我が日置市への思いを強くいたします。こんな一議員の思いと比べて、市長の市民への思いはそれは大変なものだろう、そうしてその責任の重さは、どれほど重たいことだろうと私は改めてお察しするのです。

訪れた土地で学ばせていただいた一番のことは行政と住民の信頼であって、そのことが、市長がおっしゃっておられるように説明責任と約束を守っていくことだと私は痛感いたしました。市長、ご苦労ではありましようが、今以上に日置市のかじ取りを、宮路市長に託した市民の信頼にこたえていただきたい、それが市民の幸福というものではないでしょう

か。そんな市民の願いを込めて、最後の質問をさせていただきます。

法定協議で確認したことがどうなのかということ、先ほど市長はおっしゃいました。先般の日置市総合計画の地域審議会で、この資源回収の方法について出された意見の中に、政策転換を簡単にすると市民に不信感を与え、それ以外にも影響するので慎重にしてほしいというのがありました。地域審議会の設置目的からいたしましても、法定協議の確認事項に関する意見としては大変重く受けとめるべきではないかと私は思うんです。私も法定協議の確認事項というものはどういうものか、法的に拘束力があるのかないのか調べさせていただきましたが、見当たりませんでした。

しかし、ありとあらゆることを調べていく中で、一つだけ福岡県の市町村合併Q&Aというものに行き当たりました。そこには、このように記述されてありました。「拘束力はないものの、事実上、議会議決の前提となるものであり、合併を法的に決定する上での重要な判断材料になっていることから、特段の理由もなく変更もしくは不履行とすることは許されず、このような場合、首長に政治的責任が発生するものと考えられる」というのがありました。非常に市長のこの決断は重いのだと、私も思っています。そして、多くの住民もそのように受けとめているだろうと思います。市長のお考えをお聞かせいただけませんか。

以上で私の質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

大変、今のご質問の中で、法定協で決められておったことにおきまして、期日を18年3月31日といいますか、18年度実施するという方向で話を詰めさせていただいておったところでございます。その中で今ご指摘のとおり、審議会の中でその方策を変えるのはどうかという意見もございましたし、ある反

面、地域審議会に行きましたが、もう少し時間と色々な方法をごみの問題については考えてくれないか、そういうご意見もございました。

そういう中におきまして、大変苦痛の判断でございましたけど、この中で協議会で決めたことを撤回するというを私は申しておりません。ですけど、もう少しじっくり時間をかけて、このことについては市民ともう一回話をしてやっていくということで、先ほど申し上げましたとおり、18年、19年、この2カ年の中におきまして、それぞれのごみの問題について、またたくさんの方の市民の皆様方にご協力いただきながら、またお互いに現場を見ていただきながら、このことを集約していきたいとさように考えております。

○議長（宇田 栄君）

次に、21番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔21番松尾公裕君登壇〕

○21番（松尾公裕君）

私は、18年度の予算についてを議題といたしております。

国の景気もデフレから脱却して景気よくなってきたと言われておりますが、地方はまだまだ景気の回復の実感はなく、産業の停滞が続いているところであります。かつてのバブル景気の時代と違って、強い企業だけが生き残っていく弱肉強食の時代であり、企業の倒産等によって失業する者や、勝ち馬に乗って一段と進む者や、光と影がはっきりする時代となってきました。

このような中で国の財政状況は非常に厳しく770兆円という膨大な借金を抱え、国の財政支出を抑えるために地方の交付税や補助金を削減をし、地方の活動を少しずつ縮小させております。

私どもは、国も憂い、地方も責任を持って進めていかなければならないと思っておりますが、

本市の財政も、17年度の持ち寄り予算からすると1割近く抑制しなければならないという18年度の厳しい予算が発表されました。市長も、合併後、初めての本格予算を出され、事業の面、またそれを裏づける財政の面を照らし合わせての予算計上であったと思います。

そこで、歳出部分での義務的経費、物件費などが全体経費の中の60%になっており、やはりこの経費の削減が今後の大きな課題であると思います。

一方、補助費や投資的経費は大幅な減額であります。合併して市民は今までどおりの住民サービスを期待をしておりますが、身近な市道幹線道路改良、まちづくりの事業、街路整備、産振の事業、まだまだ多くの改良事業などが残っております。

また、合併をするときの条件として合併特例債があり、合併の最大の目玉であり、それによって旧町でできなかった事業等ができることを市民は期待をしていたのでありますが、しかし、用途の関係、起債の関係から有効に生かすことはできないようであります。計画では、10年間で200億円まで合併特例債を使えるとのことであります。合併特例債の生かし方の方法があるのではないかとと思いますが、伺います。

次に、4つの町が合併して、それぞれの特徴や体力、財産、負債を抱え、持ち寄って、一つの日置市ができました。そして、本庁と3つの旧町に総合支所ができ、いよいよ2年目が始まろうとしております。この1年間、市長は機会あるごとに4つの町が均衡ある発展をしていかなければならないと言ってこられました。

しかし、4町の産業の活力や人口の差は当初から歴然としておりましたが、そのような中で伊集院町がその活力の先導役としてこの日置市を牽引し、文字どおり日置市の中核となってきております。人の流れや物の流れは、

人々が集まるところに人や物が集まってきます。そして、その中心部だけが栄えていくのが世の中の常識であります。私は一極集中にならないためにも、均衡ある発展をさせていかなければならないと考えます。

そのような中、旧3町は、今後の人口推計を見てわかるように、また推計以上に減少していくのではないかと考えられます。産業の活力も現状を維持するのが精いっぱいであり、後退するのではと懸念するものであります。総合支所という名のもとでありますので、ソフト面、ハード面においても、支所に集まってくる声を支所長が背負っておりますので、各支所の声を十二分に汲み取っていくべきであると思います。

また、過疎地域をどのように引き上げ、その地域の中心的な町を発展させながら進めていき、4つの町の総合力によって日置市の発展につなげることが発展の基盤であると思います。

また、政治でできる部分と、民間の力によって進む部分がありますが、民間活力の少ない地域ほど、政策による後押しが必要であります。18年度の予算が、旧3町が落ちこぼれないよう、また過疎地にも元気の出る、希望の持てる予算であるか伺います。

また、過疎債については、これまでいろいろな事業に活用され、大変重要な特別な起債でありました。この過疎債は70%を国が交付税で見てくれる、市の負担の少ない最高の起債であります。昨年度7月の当初議会に出された過疎自立促進計画は多くの事業を計上してあり、3地域の生活向上のために計画されましたが、これを議会でも議決しております。3地域にとっては、まさに発展の命綱であります。過疎債は有効活用されているか伺います。

以上、2つの質問でありましたが、市長の心のもった答弁を求めて、1回目の質問を

終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

18年度の予算についてということでございます。18年度の当初予算は、厳しい財政状況の中で限られた財源を最大限に有効に活用するという観点から編成し、本議会の方に上程しているわけでございます。

歳出の性質別割合で、人件費、扶助費、公債費の義務的経費と物件費で約60%となっている状況でありますので、事務事業の見直しや経費の削減を行う必要性を十分認識しているところでございます。今後、事務事業の見直しとともに、指定管理者制度の導入や外部委託など、経費の削減の努力を続けていきたいと考えております。

合併特例債についてであります。18年度の予算では地域イントラネット整備事業、伊集院総合運動公園陸上競技場整備事業、消防本部消防ポンプ自動車の購入、地籍図の数値化事業の4事業を計画しております。合併特例債の申請予定額が5億5,130万円を見込んでいるところでございます。

今後は、財源の観点からも、合併関連事業として採択可能な単独事業について申請を検討していきたいと考えております。

2番目の過疎債のことでございます。現在の当初予算を含めまして、継続事業を最優先して過疎債を活用する予定でございます。

東市来地域、日吉地域、吹上地域の道路整備、漁港整備、公園整備、消防施設整備などを予定しておりますが、今後の市の財政状況を考えますと、歳出の削減が重要な課題となった中の18年度の予算編成でございました。特に過疎債で上がっているものにつきましても、やはり国県交付金事業、こういうものに変えられるものにつきましても、やはり基本的に変えていき、その交付金、補助金の残りの部分に過疎債を活用していく。そうするこ

とで、今後19年、20年、21年、3カ年間に起債におきます償還額、これが私ども日置市におきましてピーク時がまいります。そういうことも、やはり起債の活用というのは、それぞれの償還をどうしていくのか、そこあたりの総体的なことも考えていかなきゃなりません。

今それぞれ合併債、過疎債につきましても、交付税、需要額として認められておるということは認識しておりますけど、総体的のこの交付税の額がどれぐらいの額になってくるのか。やはり、この交付税の額の確保をきちっと見た中におきまして、今後の合併債、過疎債の活用というのは十分検討していかなければならないというのを基本的な考え方に持っておりますので、一つご理解いただきたいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

ただいま答弁をいただきましたが、ともかくこの予算について、先ほどおっしゃいましたように経費の節減を今後ちゃんとしっかりやっていくということ、それから事務事業の見直しなどもやっていくと、指定管理者のこともあるので、そういったことなどを含めていろいろ経費の節減をしていくということでございましたが。やはり義務的な経費、いわゆる人件費、扶助費、公債費と、この点が非常に金額的にも115億円という大変大きな額でもありますので、ここの経費の削減というものはやっぱり今後大きな課題であり、これは進めていくべきであると思っております。

それと同時に、この物件費であります、物件費の中でも特に委託料というのが、全体に占める割合が非常に高いようであります。そしてまた光熱費、あるいは備品、こういったものを合わせても29億円というような金額でもありますので、全体的に3%なり、あるいは5%なり、そういう努力は常に目標を

持つてするべきではないのかなと思ったりもしますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に総体の義務的経費を削減していかなければ、大変、財政上無理であるというふうに思っております。今おっしゃいますとおり物件費等につきましても、毎年それぞれの見直しをしておりますので、基本的に年次に目標を持たしながら、それぞれの数値目標の中で努力をしていく必要があるというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

投資的な部分、そして補助的な部分が大幅な減額でありますけれども、これについてはいろんな事業にも大変影響してくるのかなと。道路の整備にしても、安心安全なまちづくりにしても、あるいは街路、観光の面、こういった面にも大きく影響してくるのではないかなと思っておるところであります。そういう部分から見て市民が、合併する前、合併して、やっぱりいい市ができるだろうということを期待をしているわけですね。そして自分たちの身の回りのことについても、やっぱり今までと変わらない、継続的なものはちゃんとしてくれるだろうという期待度があるわけですね。

そういう期待があるのに、しかし、こういったマイナスの部分がありますけれども、住民の期待度に、サービスに対して、私は少しは逆行しているなと思ったりもしております。これは起債の関係やそういうことであると思っておりますけれども、そういう面から住民に対してもしっかり説明をしていかなければならないのかなと思ったりもしますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、合併して、それぞれ市民の皆様方は期待したというのが一番大きなものでございますし、また私ども

も、そこは最大限努力をしていかなければならないというふうに思っております。基本的に、特に私ども職員、議員の皆様方、財政状況というのが、どうあるのか。やはり私ども職員、議員の皆様方を含め、このことをやはりひとつ、ある反面、市民の皆様方にもきちっとご説明申し上げていかなければならない。

それぞれの地域のご要望というのは、今までそのとおり要望したら、それぞれきちっとできていく、これは本当に今の現状の中でみんながそう思っているというのは、自分自身も思っております。ですけど、日置市それぞれ3割自治といいますか、この税金を含めた中におきまして、私どもの地域の財政指数、これがどの位置にあるのか、自分たちの力が本当の税金を含めた力なのか、これを今ご指摘のとおり借財をしながら、それぞれ回しておりますけど、やはり地のついた借財でなければならぬし、今だけでなく、3年、5年後に本当に運営がなっていくのか、ここあたりをやはり私どもは、きちっと今回検証すべきことであるというふうに思っております。

基本的にいつも申し上げておりますとおり、継続の部分につきましてはきちっと、それぞれ旧町でございましたことはきちっと引き継いで、みんなで優先順位を決めながらやっていかなきゃならないというふうに思っておりますけど、新しい新規事業の合併特例債を使う場合につきましては、もう一回、みんなとご審議をしながら、またさきも申し上げましたとおり公債比率というのが大変、18、19、20、21、この3カ年間で今まで以上に伸びてきておるということを考えた場合につきましては、この2年、3年は大変難しい投資的な経費が削られていかなければ、それぞれの予算編成というのが難しいということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

この合併の特例債でありますけれども、合併のときに、それこそあめとむちの表現でよく使われたわけではありますが、このあめの部分ということで議会や執行部や、あるいは住民に対しての説明は、早く合併しないと特例債がもらえないというような、そういったことなどの声のもとに住民の説得手段にも使われたとっておりますが、しかしこれが、やはり起債の関係で特例債の使える用途というものもありますけれども、しかし特例債が十分に生かしていけないなど、生かされていないのかということを考えるわけではありますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今回、約5億円ぐらいの特例債を運用しておりますけど、これがもし合併しなかったら、この地域イントラにいたしましても、陸上競技場の事業、消防自動車の購入とか地籍図の数値化のこの問題につきましては、これは一般財源です。ですけど、合併したから、こういう今まで一般財源でしておったものが、このように特例債を活用できるということでございますので、今後におきましても、今まで一般財源化しておったものが、そのようにして年次的に合併債が使えるということでございますので、何でもかんでもというわけじゃございませんけど、やはり今までの——合併しなかったらこういうものは、今まで消防自動車を買っても一般財源の一般単独で買わなきゃすまなかつたのを充当できるということでございますので、やはり今ご指摘のとおり、合併債はうまくこのようにして活用していくべきだという基本的な考え方は、私は議員と一緒にございます。

○21番（松尾公裕君）

この合併特例債で、私どもは大きな期待を、

実はしておったわけですね。10年間の間に200億円も使えると。1年では大体20億円から25億円ばかり、最初のころは使えるだろうということを執行部の方からも説明を聞いておったわけでありすけども。実際、先ほど言われました5億円ということのございましたけど。この合併関連事業は9億6,500万円の、このことですかね。このことですよ。実際、こうだと思っておるところでありますけれども。

私は、例えば解釈の仕方でありすけれども、合併をして全市民がお互いに活用、利用する中で、例えば幹線道路は——これは該当するかどうかわかりませんが、もしそういうのが該当したとしたら——例えば各町に1本ずつ、この合併特例債でそういった道路が新しく改良されてできるということでもあれば、非常に合併効果と申しますか、合併をして住民の人たちは、これは合併特例債の道路だよというぐらい、そういうものができれば本当にいいのかなと思ったりしているところですが。それは非常に難しいかもわかりませんが、そういう解釈の仕方というものもあるだろうと思います。

それともう一つ、伊集院の陸上競技場に穴があいたということで、今回も合併特例債を活用するわけでありすけれども、これ1億4,000万円でしたか、かけてしますが。例えば旧伊集院町だけじゃなくて、ほかの吹上の運動公園、あるいは東市来の運動公園、そういったところが、もし改良しなければならぬ、修理しなければならぬ、あるいはまた新しくつくらなければならぬ部分があったとした場合に、そういったところにはこういうのは使えるのかどうか。そこはどうでしょうか。その2つです。

○市長（宮路高光君）

道路の問題でございすけど、今私どもが求めているのが、合併した中におきまして臨

時特例交付金とか道整備事業とか、そういう中でそういう交付金が、さきも申し上げましたとおり、これを最優先してやっていきたい。合併した中に、特例債だけでなく道路関係につきましても、そういう補助事業等が合併した恩恵がございすので、そういうものを最優先して、それでできない分については特例債をやっていきたいというふうに思っております。

また、営繕の問題でございすけど、やはり基本的には合併して、それぞれ人がそこに集中するとか、そういう一つのストーリーがなければ単に合併債は使えないと。そういう一つずつ、合併してみんながそこに集まるから、そういうものであるからそこを修理する、そういう一つのストーリーをつくっていかねければ、何でもかんでもが合併債の中で営繕修繕というのはできないというふうに思っておりますので、また皆様方もそういうご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（松尾公裕君）

午前中に引き続き、午後から、また私の持ち時間の範囲内でやっていきたいと思っておりますが、しばらく間があったために少しテンションが下がっておりますが、テンションを上げて、またやっていきたいと思っております。

次の2番目のところになりますけれども、伊集院町は、この市のいわゆる先導役として引っ張っていってもらおうということは、非常に日置市の発展につながるということはよく

理解をするわけでありますが。そしてまた、鹿児島市と一番近いところでもあり、産業の交流や、あるいはベッドタウンとして住むことが重要であると、市の中心地として、このまま邁進してもらいたいという気持ちがあるわけでありますが。

しかし、残る旧3町は、このままでは現時点で見ましても、先ほども1回目のときに申しましたけれども、やはり少子高齢化、高齢化がどんどん進んできていると。大きいところは35%ぐらいになつると。東市来は31から2になるようなところでございますけれども、非常に少子高齢化が進み、あるいはまた産業の落ち込みが出てくるのではないかと、思って心配しておるところであります、住みよい環境、それから若い人が住みやすい環境をやっぱりつくっていかねばいけないうことが非常に大切なことではないかなと思いますが、市長は、先ほど言いましたそういう認識と、今後のこの地域に対しての考え方をひとつ聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

4町合併したわけでございますので、いつも均衡ある発展ということを私は申し上げているところでございます。特に今ご指摘のとおり少子高齢化の中で、大変私ども日置市におきましても、波というのは大変大きな形の中でやってきているというのは、私自身も認識しているところでございます。

特に、今後、若い方も定住する形でどうすればいいのか、いろんな考え方、方策があるというふうには考えておりますけど、ご指摘のとおり、やはり一番は私も生活関連道路だということは考えております。やはりこの生活関連道路を、それぞれの中におきまして、どのように今後年次的に整備をしていくのか。それぞれ家を建てるにいたしましても、いろんな条件を考えた場合につきましても、この道路整備というのは最優先していくという認

識を持っております。

その中におきまして、さきも申し上げましたとおり限られた財源の中で、どのようにして年次的にこの整備をしていくのか。ここを、やはり知恵と汗を出していかなければならないというふうに思っております。

今後におきましても、それぞれご指摘のとおり、この過疎債の活用というのをどういうふうにしていけばいいのか。また年次的な償還を含めた中で、この過疎債の活用をみんな今後とも検討し、やはり重点的な過疎債の投入というのは、基本的には道路整備の中で一番活用していくべきものであるというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

わかりました。知恵と汗を出してやっていくということでございますが。

市長は先ほどもおっしゃいましたが、旧4町が均衡ある発展をしていかねばいけないうことを言われますけれども、先ほど道路の問題等もいろいろ言われましたけれども、やっぱり全体を見て、今後予算の問題もですけども、全体を見て地域の活力が、やっぱりこの過疎地域は少し落ちているということでもありますので、やっぱり弱いところを、政治というのは弱いところを引き上げてやるというのが私は政治ではないかと思うんです。均衡ある発展になるためには、やっぱり弱い地域をば引き上げていこうという、そういう姿勢が、心構えが大事ではないかなと思いますが、どうでしょうか、市長。

○市長（宮路高光君）

均衡ある発展という言葉を裏返せば、特色のある地域の発展と、また言いかえてもいいのかなと。それぞれの地域のよさというのがあると思っております。伊集院地域につきましては都市計画を含めた都市的な環境がございますけど、そのほかにとりにおきまして

は農村地域のいやしの地域である、いわゆるこの均衡と特色ある地域の発展と、ここあたりをうまく今後進めていかなければならないんじゃないかなというふうに認識しております。

○21番（松尾公裕君）

わかりました。

今回、継続事業を中心に、ともかく予算を組んだということでございます。そして、我々にもその資料を配っていただきました。その中で建設的な継続事業が総額で38億円でございましたけれども、私の計算によりますと約22億円ぐらいが伊集院町の事業なんです。特にまちづくりを中心にしたそういう事業の中で、パーセントから見ましても55%が伊集院を中心にした——中心と申しますか、旧伊集院町が55%、この事業で獲得しているということ、この事業の金額で見ますと、やっぱり継続をとにかく中心にするということはよくわかりますけれども、しかし全体の、18年度の予算の全体的な配分から見ますと、これは均衡ある発展になっているのか。均衡ある、いわゆる政治的な施策であるのかなと、こういうことが少し疑問に思えたりするわけでありましてけれども、そういう面。

それと、市長はもともと、全体の均衡を図ってバランスをとっていくんだということも言っておられたんですね。そういう面からしますと、ちょっと今回の継続事業の、ここに一覧表が出ておりますこれから見ますと、本当に偏っているのではないかなと、我田引水的なところがあるのかなと、こんなふうにも思えたりしますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

投資的な経費の中で見ますと、今ご指摘ございましたのは若干そのような状況はあるというふうには思っておりますけど。基本的に継続事業の中におきましても国県補助を優先

していく、これが第一の考え方でございまして、それぞれの地域におきます国県事業をしているものにつきましては、それぞれきちっとし、また新たにやっておりますけど、とりあえず伊集院地域におきましては、まちづくり交付金という大変大きな国庫補助金を継続しておいた関係の中で、このように、ことし、来年くらいまで多いのかなと。これが終わりますと、また一つの新しい方策が出てくるのかなということでございますので、このとらえ方を、やはり国県補助の重点的な配分が継続事業で多かったから、伊集院地域の方が多いんだというご理解をしていただければいいというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

すべてを納得はできませんけれども。

次に、過疎債ですね。過疎債。これはもう、この旧3町にとっては大変、先ほども申しましたが命綱です。これを非常に、今までも貴重な起債事業として、すばらしい事業であったわけでありましてけれども、しかし今回、予算を、起債部分を見ますと4億7,000万円ほど3町であるわけでありましてけれども、しかし今まで、この起債、過疎債の起債の中で東市来町だけでも5億円とか6億円とかというような、こういった過疎債事業を活用して、いろいろ生活の向上のために活用してきたのでありますけれども。70%の交付税措置というのは、例えばほかのまちづくりの交付金は50%ぐらいだと思いますけれども、他の起債よりも非常に有利な起債だと思います。だから、やはり私はもっとこういった有利な起債というものを、先ほどからいろいろ理由があるということはおっしゃいましたけども、私はもっとこれは活用をすべきであると思っておりますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に一般単独といえますか、単独事業の起債も、単独事業といえれば単独事業の特色

ある単独事業であるというふうに考えております。

今ご指摘のとおり、有利な過疎債を含めた中で事業を遂行していくのは、一番大事なことであるというふうに思っております。

特に、ご指摘ございましたとおり旧東市来町におきましては、特に14年、15年、16年、この間、大変過疎債の活用をうまく活用していただきまして、ほかの地域からすると大変大きな投資をしている地域でございました。これが来年から3カ年間、大変大きな形の中で償還をしていかなければならない。その償還をする中におきまして、基本的に交付税の算定率の中において、今ございましたとおり、毎年その算定の要素というのは違ってまいっております、交付税の中にそれぞれ70%という一つの起債枠の中でやっておりますけど、年度年度、交付税の対象にする需要額のパイと供給の中で違ってまいっておりますので、やはりむやみに、有利な起債であっても、さきも申し上げましたとおり、年次的に返還していく金額もきちっと把握していかなければ、有利な起債であっても大変財政的な運用に支障を来してくるということがございますので、有利な起債等を活用し地域の振興を図っていく基本的な考え方は持っておりますけど、やはりそこを十分配慮した中で起債というのを活用すべきであるというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

いろいろ交付税の算定とか返済のこととか、そういうことの実情、事情があるということをお聞きしたわけでありまして、今も。

しかし、やはりこの事業というのは、非常に貴重な事業であります。昨年度当初の議会でも、過疎地域自立促進計画の議決をしたんですよ。それには、いろいろな生活道路とか、道路の改良とか、その中でも道路の改良だけでも東市来で17本、日吉で39本、吹

上で37本というような、こういった過疎事業に対して要望があるわけですね。まだまだ、もっともこの地域には、本当にたくさんの事業をしなければならないものがたくさんあります。

その中で、この過疎の事業費の今までのベースでありますけども、もう皆さんご存じのとおりでありますけど、平成12年には23億円、15年には31億円の過疎事業費を、これだけ投入をしたわけでありましてね。いろいろな実情があったとしても、やっぱり新規に、もっと過疎債を新たな、例えば道路整備にも、基幹道路でも私は過疎債を活用して、それを新規に始めても構わないのではないかと思ったりもするわけです。

ただ、返済の部分がいろいろ、かれこれおっしゃいますけど、しかし旧3町はこの過疎債を本当に期待をしているわけでありまして、これをもっと活用すべきであるというふうに考えておるわけでありましてけれども。

これは時限立法ですよ、時限立法で17年から21年まで、去年議決したのは21年までです。これが、その後継続するかどうか、これはわかりません。市長もわからないだろうと思いますが、これで打ち切られると、もうこれで過疎債の事業は終わってしまうわけですね。それは継続するんですよということをはっきり言えるなら言ってもらいたいわけでありましてけれども、しかし年度に限りがありますので、今やらないと私は——もう17年から始まっているわけで、あと4年しかないわけですね。今やらないと、私は取り返しがつかないのかなと。旧4町にとっては、私はそういうふうに考えるわけでありまして、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるのは十分理解はしております。あるものは早く使ってどんどんした方がいいと、それは十分理解はしておりますけど、先

ほど言いますとおり財政収支の運営というのをきちっと考えて、その活用を図っていかなければ、ただ、いいものがあるからそれを使っていく、そちらを優先していきますと、それぞれ償還の時期がどれだけの起債を返還していくのか。

やはり基本的には、さきも申し上げました地方交付税を含めた中におきます起債償還の年度別、私はこれも十分配慮していかなければ、そのときは借りていろいろしていけばいいんですけど、これがつけが回ってくるのが3年から後でございますので、その後には何も、ほかの一般事業も何もできなくなるということでございますので、この過疎債を活用していくのはよろしゅうございますけど、やはりきちっとした年次的な計画、償還を含めた中で実施していかなければ、大変な財政運営が強いられてしまうというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

いろいろな財政の運営というのがあるかと思えます。特に返済の部分が気になるんだということでもありますけれども。私は先ほども言いましたけれども、本当に旧3町にとっては活性化の命綱であると思えます。ことしの予算を見ておきますと、本当に割方一つのところに集中して予算があり、ほかの部分では、ほとんどそういう面では恩恵を受けないのかというようなふうにも考えたりもします。

ですから、やはり過疎債というものを私は、後年度で交付税措置をしてもらうわけでもありますけども、70%というのは、後年度といっても70%の補助があるんだと、まちづくり交付金は50%であるが、過疎債は、私は70%の補助があるんだという認識でもいいのではないかと。実際その金額は大きいんですけど、今返済していくのに、ここ3年4年大変だとおっしゃいますけれども、やっぱり私は、過疎債は70%補助をもらってるんだと

というような気持ちで対応してもいいのじゃないかなとこういうふうにも考えたりします。私は、このままでは本当にほかの地域は寂れてしまうというふうにも思いますが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

議員の方は、過疎債は70%の補助という形を認識しておるようでございますけど、基本的に、この財政の交付税の算定を自分自身でも今回してみればわかると思います。やはり、その算定は需要額と供給額という形の中の、交付税の需要額に70%は入ります。ですけど、その額が丸々交付税にきちっと入ることはございません。交付税というのは全体的なパイの中でやっていきますので、実質的には、やはりこの70%という需要額でございますけど、実質的には50%、本当にこの交付税に入っているのかどうか、実質的にはそれぐらいのものしかないという理解をしていただきたいというふうに思っております。

そういうふうにして、うまく今後活用していかなければ、基本的に70%交付税に返ってくるということもございますけど、これは交付税の算定率をする需要額に70%入るということでございますので、また詳しくは担当の中で交付税の仕組みというのをきちっと、またお互い勉強をしていかなければならないというふうに思っておりますのでご理解いただき、30%は、まだ一般単独もつけていかなければならないということもございますので、松尾議員がおっしゃいますとおり、私はこのことの過疎債は今後とも3地域には活用して、この地域の活性化には努めていきたいという考え方は変わりません。

○21番（松尾公裕君）

最後に、私はいわゆる4町と申しますか、日置市の発展の振興を、いわゆる一つの形で示したわけもございますけども。私は、いわゆるピラミッド型と円形型の考え方を見た

きに、やっぱり今非常に伊集院町は全体を引っ張ってやってくれるということは非常にいいわけでありませう。今この一連のいろいろな施策の状況やいろいろ考えてみますと、やっぱりほかの3町は下のすそ野で、このピラミッドの頂点だけが伊集院になっているような感じがするわけですね。

ですから、私はやっぱり各町、伊集院町は伊集院町、日吉町は日吉町、東市来は東市来、吹上は吹上のそれぞれの核を持って進んでいるわけですから、今までそういうつもりでしてきたわけですから、この地域地域が、東市来や吹上や、地域地域を一つの核として、これがやっぱり発展をしていかなきゃならない。そうすることによって円形的な発展をしてもらいたいとは思いますが、このことについて何か。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、旧町それぞれ中心的な役割は果たしてきたというふうに思っております。今している中の行政施策の中で効率性というの、費用と対価の効果、この効率性というのもしていかなければ、いつまでもそれぞれ旧町、それぞれの物の考え方で進めていったら何も発展的なものはない。そういうことも気にしながらも、やはり日置市がどういう形の中で、今後ほかの地域に劣らないまちづくりをつくっていくのか、このことも一つ基本的に考えていかなければならない。やはり、今おっしゃいましたとおり、そのピラミッドと丸をした中間的な気持ちの中で進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○21番（松尾公裕君）

終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

私は今回、市長に3問の質問をいたします。

まず最初に、1問目、農業問題であります。

市長は、我が日置市は農業が基幹産業であると言われております。私も、まさにそのとおりだと思っております。戦前、戦中、戦後の食料難の時代から、当時はだれもが想像さえしなかった、金さえ出したら何でも買える、物余りの時代であります。どん底まで突き落とされた戦後の日本を、先人の方々が国を思い、家族、地域のことを思いながら、日本人の勤勉さで経済大国と言われる現在の日本をつくってきました。こういう時代に生まれた我々は本当に幸せ者だと思います。

右肩上がりの人口が永年続いてきた人口は、ついに減少が始まりました。成長期から成熟期を過ぎ、高齢の時期になってくる日本をどうやって維持発展させるか、私たちの責務じゃないかと思っております。

本論に入ります。国は農産物などの世界の貿易の自由化に向け、WTOの農業交渉で、いつかの時代にはそうせざるを得ないことを前提に、農業の施策、方針を大きく変えつつあります。この時期に乗りおけないように、行政は農家の皆さんに正確な情報を提供し、一緒になって取り組むべきだと思います。

①であります。農用地の生産基盤整備についてであります。本市におきましては、水田の区画整理はほとんど終わりに近いと思いますが、どのくらい残っていますか。各地域別にお示しください。未整備地域の今後の実施計画も、あわせてお示しください。

また、本市は畑地のかんがいがおこなわれているように思いますが、今後の計画を伺います。

次に、②であります。国は平成17年3月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画の中で、認定農業者への支援の集中化、重点化を明確に打ち出しました。戦後農政の大転換、担い手経営安定新法など農政改革

3法案の骨子が固まり、19年度より実施の方向であります。地域農業を支え、農村の振興に必要な認定農業者、担い手などの後継者、新規就農者など予算措置してあるものも含め、確保対策をどのようにされるか、市長の考えを伺います。

次に、③集落営農方式の採用、進め方などのようにされるか伺います。平成18年度から大きく変わろうとしています政策の中、実施予定の——先ほどの17番議員の質問の重複もあるかもしれませんが——品目横断的経営安定対策に対応するには、先ほどの認定農業者か、規模の小さい農家の集まりで集落営農方式を採用するしかないと思います。県も進めていますモデル地区の取り組みなど、今やらなければ大きく取り残されると思いますが、本市の対応を伺います。

次に、④年々増加傾向にある遊休農地の発生防止と解消対策であります。農家の後継者不足と農産物価格の低迷などによる離農がふえてきております。各地域の近年の水田、畑の遊休農地の発生状況をお示しください。また、その発生防止、解消対策の考えを伺います。

次に、⑤であります。米の生産調整が始まったのは昭和30年代後半だったと思いますが、当時は植えないだけで補償があり、その後ほかの作物を植えて補償があり、最近ではいろいろ条件が悪くなり、米価も下がり、難しい状況になりつつあります。今後、行政は関与しないようなことも聞きますが、市長の考えを伺います。

農業問題最後の⑥であります。私は昨年6月の一般質問で、学校給食での地産地消を取り上げ、教育長は「給食での食育、食農教育を一層重要視し、今後可能なものから地産地消に取り組めるように検討する」と答弁がございました。その後、新聞で伊集院地域の飯牟礼小学校での地元産米の取り組みが報道

されました。日置市の前向きな取り組み、市民の皆さんの関心も高かったと思いますが、大変うれしく読ませていただきました。今後、数量、品目ともにふやしていただいたらと期待申し上げているところでございます。この件につきましては、15日に下御領議員の質問が控えておりますので、後を期待いたしまして、私はそれ以外のことを質問いたしたいと思っております。

何と申しましても本市の場合、農産物は米が主であります。一般的であります。この米政策について矛盾を感じております。本県は、米につきましては消費県だと聞いておりましたが、最近は需要が落ちているとも聞きます。今、県内の生産量は何トンか、消費量は何トンか、また本市の場合は生産量、消費量とも何トンか、おわかりでしたらお示し願いたいと思っております。

地産地消をいうなら、本市の水田にまだまだ作付をし、地元でたくさん消費していただいたら農家も潤ってまいります。もちろん、これは安全で安心できる、価格も安いものが求められることはいうまでもございませんが。過去、農家は、売れようが売れまいが収量の多い品種をつくっていました。自分たちが食べるものはヒノヒカリのおいしい米をつくっていたのです。これは農家だけが悪いのではありません。農協、行政の指導もよくなかったと思っております。最近になり、売れる米、おいしい米、安全、安心して食べられる米をつくる傾向になってきております。

WTOの農業交渉で関税の削減率などを決めるモダリティ確立の期限が、来月4月だと聞いております。関税削減と輸入枠拡大という組み合わせの中で、無傷で米を守ることはできないとも言われております。アメリカ産ももちろんであります。中国産については——これも楯議員の方からありましたけれども——60キロ、7,000円から

8,000円での輸入、これは現在、国内産の半額であります。輸入がふえれば、まだ安くなると言われておりますが、現地ではおおむね2,000円代で取り引きされているそうです。我が国の3分の1であります。農水省にできるだけ有利な交渉を期待するしかないわけですが、市長の考えをお聞かせください。

次に、2問目の安全、安心な住環境の整備対策についてでございます。

①であります。県単補助治山事業、公共治山事業など、事業実施になるまで旧町間で採択など差があったように思われますが、新市ではどのようになりますか。昨年6月にも質問しました。16年度、伊集院6件、東市来4件、吹上3件で合計13件、17年度実施箇所、伊集院3件、東市来2件、日吉2件、吹上4件、合計11件で前年より2件減っております。18年度の見通しはどうなりますか、伺います。

次に、②急傾斜地崩壊防止対策事業の実施状況についてであります。(イ)であります。過去5年間で旧町で実施した件数、事業、規模は幾らでありますか、伺います。(ロ)であります。今後予定される件数と事業規模、見通しはどうなりますか、伺います。

③であります。伊集院、猪鹿倉の朝日ヶ丘団地北側の急傾斜地の危険防止対策についてであります。この地域は長松川と並行して山林急傾斜地域が広がり、県も土砂災害警戒区域に指定し危険箇所になっているところがございます。地域住民は梅雨時期など雨が降るたびに、災害が発生しないか、おびえておられます。現在まで何回となく防災対策をお願いされてきたと聞きます。そのたびに危険な区域という悪いイメージ、地価が下がるということなどの理由で立ち消えになったと聞いております。市長は、市はこれを承知しておりますか、まず伺います。

次に(ロ)であります。この事業は民間での事業ならともかく、県の外郭団体の県住宅供給公社が昭和40年ごろに造成、分譲を行った事業であり、今までのうちに当然改修とか改善されるべきだったと思いますが、災害が起きてないのが不思議なぐらいでございます。私も数日前、同僚議員と現場を見に行きました。写真も10枚ぐらい写してきました。天候が悪く、暗く、何せ素人であり、雑木などが繁茂してうまく写っていませんけれども、市長にお届けしてあります。大体はおわかりいただけると思います。

まず驚きました。よくも今までほうっておいたものだ、40年当時は建築基準が甘かったのでしょう。今では到底考えられないようながけ上に、ほんの一部には擁壁、間知ブロックなどがありますけれども、わずかではあります。昭和52年に県営の治山事業で土どめ工が施されております。ほとんどのところは何も構造物なしに、がけの近くまで家が建っているのが実態でございます。数カ所のがけ崩れが発生し、台風時に根こそぎ大木が倒れてがけ崩れなど起きておりました。崩れたところには洗濯機の廃品やいろいろなちりが捨てられております。

また、この地域は特別養護老人ホームもあります。団地開発から38年も経過し、急傾斜面の地盤も不安定で、災害が起きてしまったら大変なことになります。住民の方々の不安も高まり、早急に危険の解消に取り組むべきと思います。

また、この事業に関しましては同僚議員も住民の皆さんを思い、日夜関係なく関係地権者に相談に回り、同意をいただいたとも聞いておりますし、朝日ヶ丘自治会長の橋口勇氏よりも要望書も提出されているようにも聞いております。市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に3問目、携帯電話などの基地局設置

についてでございます。

今や携帯電話の利用は常識的なものであり、ほとんどの人が所持し利用しています。東市来地域の養母地区では、梅木を境に田代、荻、高山方面ではほとんど使用不能で、NTTに基地局の設置の要望を過去何回となく、しております。NTTの回答では、光ケーブルが敷設されたら設置するとの回答で、本市事業のイントラネット事業かもしれませんが、18年度に事業実施ということの回答をいただいております。市長も、この事業が早くできるように進めていただきたいと思います。

今回の質問は、ただやみくもに基地局建設に反対するものではありません。動画のやりとりも可能な第3世代携帯電話の基地局の設置が全国的に、本県、本市でも急ピッチで進んでいます。エリア拡大や新規参入など、業者側と住民との間のトラブルが相次いで発生しているようでございます。本市でも大きなトラブルこそ見ませんが、住民には十分な説明もなく、建設後に健康被害や景観悪化を心配する声が聞こえてきます。早く条例を制定してトラブルのないようにすべきと思いますが、市長の考えを伺って1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の国の農業に対する新しい施策が示されていく中、日置市の今後の農政についてご質問でございます。特に農用地の生産基盤について、どのような圃場整備の進捗率かというご質問でございます。

水田の方におきますと、旧東市来の方が93.5%、旧伊集院町が88.8%、旧日吉町が97.0、旧吹上町が75.3、平均いたしますと88.6でございます。これは水田でございます。畑が、旧東市来町が35.6、旧伊集院町が19.8、旧日吉町が26.2、旧吹上町が69.8、平均いたしますと

37.8の圃場整備率であるというふうに思っております。

今後におきましても、今中山間事業等におきまして県営事業の水田の整備をしている地域もでございますので、今後におきましても、特に地域からの要望を十分配慮しながら圃場整備を実施してまいりたいというふうに思っております。

また、特にかんがい排水につきましては、4つの地域におきましても大変普及率が低いというのが実情でございます。今回、日吉地域の方でもかんがい排水の事業を進めておりますので、今後、地元と十分協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

2番目の認定農業者を含めた担い手農家の確保についてというご質問でございます。特に旧町の農政関係課に農業改善支援センターが設置され、後継者や新規就農者の相談窓口として対応し、米、畜産、果樹、イチゴ等の施設野菜、水田農業に対する大型農業機械の導入などにおけます補助事業の紹介、資金の活用等、随時相談を受け対応をしているところでございます。

しかし、県も厳しい財政状況下であり、国庫とあわせ、特に県単独事業については予算割り当てが少なくなる一方、採択基準も一層厳しくなるなど、要望していただいていたすべてを賄える状況にはないということでございます。

新規就農につきましても、新市になりました本庁農林水産課にも相談がまいりましたが、新規就農の場合、まず取り組む品目はもちろん、必要な農用地の確保や資金面など、最初の多くの課題があります。農業をやることで得られた楽しさや魅力なども当然紹介いたしますが、施設野菜などは、現在、原油高騰で経営を圧迫することや、天候不順による作物の出来、不出来、さらに市場価格の変動など、決して甘くない厳しい実態も紹介をしております。

ます。

現在、吹上農業公社が農地のあっせんや利用集積、新規就農者等の研修等就農支援、農作業受委託事業等を主に業務を行い、毎年3名を1組として研修生の受け入れを行っていますが、初年度が研修、2年目が研修と補助事業による施設設置、3年目に事業開始となります。これまで吹上地域ではアスパラとソリダゴの2品目に、平成13年度から10名が新規に就農しているところでございます。

次に、集落営農方式の採用、進め方についてというご質問でございますけど、平成19年度の品目横断的経営安定対策に向けて、現在、農業改良普及センター、農林事務所等一体となり、農家の皆さん方や農業委員の方々を含め、対策の内容等について研修会を開催しているところでございます。事業に対する対象農家の把握はもちろんでございますが、集落営農に向けて地域の実態把握が、まず必要であると考えております。

集落営農に向けた取り組みを進める背景は、農村地域の高齢化に伴い、今後、農業経営を進める中で経営に対する過剰な農業機械の投資が大きな課題でありますので、過剰投資の実態を把握して、どれだけのコストの高い作物の生産をしているかなど、地域における情報交換と話し合い活動が必要であると考えております。その上で、農作業受委託組織や共同作業の必要性を見出して、兼業農家や若い農家以外の人たちがオペレーターとして役割を担って土日に従事できる体制や、高齢者であっても作業を分担して段階的な作業ができるような体制づくりなど、会計を一本化して集落営農につながる一つのシナリオが描かれないと、短期間での組織づくりは難しい内容であると考えております。

18年度は一部の地域で集落営農モデル地域として実施していく計画であります、担

い手農家の方々や農作業受委託組織で既に取り組んでいる地域等を含め、地域の皆様方のご協力をいただきながら推進していく計画でございます。

4番目の遊休農地はどれぐらいかということでございますけど、遊休農地の面積でございますけど、旧東市来で田畑合せまして67.9ヘクタール、伊集院地域が58.8、日吉地域が32.4、吹上地域が41.6、合計200ヘクタールぐらいでございます、耕地面積にいたしますと5.8%、これは農業委員会の統計の中で実態を把握している数値でございます。そのようにして、遊休農地が年々ふえているのも実態でございます。

今後、このような遊休農地を防いでいくにおきましては、特に水田におきましては圃場整備されております。畑の方が圃場整備率が低うございますので、このような圃場整備を実施していく中において荒廃地を防げるんじゃないかなというふうに思っております。

特に水田におきましても、圃場整備した中におきましても排水対策の悪い水田等がまだたくさんございますので、そういう圃場のところにおきます事業を導入しながら、荒廃地が少なくなるよう努めていかなければならないというふうに思っております。

米の生産調整をどのように考えているかということでございますけど、米の生産調整は需給調整を図るために昭和44年から取り組んできた事業でございます、本市に対する国からの配分面積は17年度で——この配分面積ということでございますけど、作付ができる収穫の米の量を国から配分されますけど、それをつくってはいけないといえますか、休耕する面積に勘案いたしますと——17年度は547ヘクタールに対して562ヘクタールということ目標を達成しているところでございます。18年度におきましても、271ヘクタールを農家の皆様方をお願いを

しなければならないということになっております。——571ヘクタールです、ごめんなさい。訂正申し上げます。571ヘクタールでございます。

それと、米の県内におきます生産量でございますけど12万500トンでございます、生産量は。消費が10万4,293トンというふうになっております。日置市におきます生産量5,050トン、消費量が3,134トンということでございまして、鹿児島県、消費より生産が多いというのが事実でございます。

また、地産地消の進め方と今後どうされるかということでございますけど、市内各地域に設置されております物産館や直売所における地域農産物の販売を初め、学校給食の食材としての活用、さらに農家レストランにおける地元食材の活用で都市住民との交流など、関係機関のご協力でこれまでも幅広い取り組みが展開できたと考えております。

学校給食の食材につきましては、地元産米の活用や地域で生産された新鮮な野菜など、まだまだ地域農産物の活用が必要と思われませんが、これまでも生産農家と児童生徒との給食交流会で、だれがどのような方法で生産してきたのか、野菜づくりや米づくりで一番苦労したことなど、栽培に関する意見交換等も食育の推進の一つとして積極的に取り組む必要があると考えております。

特に、国の施策を含めまして、今後、輸入米の考え方でございますけど、大変いろいろと大きな危機感を感じているのが事実でございます。60キロ当たり2,000円という価格の中で輸入をされるものにおきましても、大変生産者にとっても大きな打撃をこうむることでございますし、やはりここにおきましては国策の中で、この生産調整を含めた価格の問題を十分考えていかなければならないというふうに思っております。

2番目の安心、安全な住環境の整備対策のご質問でございます。

今ご指摘のとおり、17年度におきます要望箇所は議員がおっしゃったとおりでございます。特に18年度は25件の要望がございました。それぞれ公共治山事業、県営治山事業、県単補助治山事業を実施いたしまして、伊集院地域で7件、東市来地域で5件、日吉地域で2件、吹上地域で5件、計19件を事業計画箇所として上げておりましたので、また県と十分随時打ち合わせをしていく予定でございます。

基本的に今後の治山の見通しであります、県政刷新大綱により普通建設事業費を3割から5割程度削減する方向で見直しが行われており、19年度事業要望分からは、事業要望箇所ごとに必要性、重要性、緊急性、効率性、熟度の5項目の評価指標を設定し、評点により優先度を決定されることとなりますので、今後はますます事業採択が厳しくなるのではないかと懸念をしているところでございます。

2番目の急傾斜地崩壊防止対策事業の実施についてということでございまして、過去5年以内の実施状況でございますけど、平成13年度から17年度までの5年間で実施した件数は6カ所でございます。内訳としまして、県事業で5件、町事業で1件でございます。地区別におきますと伊集院地域で2件、東市来地域で3件、吹上地域で1件となっております。また事業規模では県事業の事業費が5億4,890万円、また町事業の事業費が1,400万円となっております。

今後の見通しでございますけど、18年度予定といたしましては県事業の1件が継続事業として計画されています。地区は伊集院地域の窪田地域でございます。また、近年、地元より要望が出ている地区も1カ所あるようでございます。

3番目の朝日ヶ丘団地北側の急傾斜地の危

陰防止対策についてというご質問でございます。県は平成16年度に本市の約3分の1の地域を調査し、平成17年3月に日置市内で480カ所の土砂災害警戒区域に指定しているところでございます。この朝日ヶ丘団地北側もこの一つであります。また、警戒区域に指定された区域については、今後、警戒避難体制の整備をしなければならないと思っております。

朝日ヶ丘団地の当地区から要望書が近年出されていますが、急傾斜事業を実施するようになりますと事業用地を無償で提供していただかなければならないことから、地権者の理解が必要であります。事業を要望するには、まず地元地権者の用地無償提供に対する同意が絶対条件でございます。これらの条件がそろえば採択条件もあると思っておりますが、市としても地元からの同意書・要望書を添えて、積極的に県に要望していきたいと思っております。

なお、この事業にいたしましても、市の負担が1割必要ということでございます。

また、この地区につきましては、18年度、県が概略調査を行うということでございます。先ほどから申し上げますとおり、この実施に当たりましては概略調査を含めまして地権者の皆様方と話し合いを進めながら、事業を県の方に要望していきたいというふうに感じております。

3番目の携帯電話基地局設置についてというご質問でございます。

携帯電話の基地局、鉄塔の建設については、携帯電話の不通話地域を解消するために市町村が鉄塔を整備するケースがあり、そのために条例を設けて対応している町村がございます。

その一方で、基地局が発する電磁波の問題で建設に反対するケースもふえているようでございます。ただ、これに関しては、規制を盛り込んだ条例を設けている市町村は、まだ

少ないようでございます。

また、全国には昨年度末現在8万5,792の基地局がありますが、今後まだふえる方向にあることから、都市部を中心に基地局の撤去を求める裁判も起こっているようでございます。

全国的にもこのような状況にあるようでございますが、日置市の場合には不通話地域を多く抱えていることから、市民の要望も高い状況でございます。したがって、市が整備する光ケーブルを活用して、できるだけ早く不通話地域の解消を進めてまいりたいと考えております。その上で、実際に鉄塔を設置する場合には、建築確認申請も提出されますので、建築場所、周辺の市民への周知など、施行業者への指導を行い、トラブルが発生しないようにしてまいりたいと考えております。

条例の制定については、冒頭申しましたとおり、建設を促進するケースと抑制するケースの2通りが考えられますので、状況を見ながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○22番（重水富夫君）

市長に答えていただきました。まず、順を追ってまいりたいと思っております。

1問目の①の基盤整備についてであります。本市の場合は水田は88.6、畑地が37.8という整備の状況でお示しいただきました。吹上地域が幾らか水田が進んでいない形におきましては、吹上地域はまあまあよしとしても、特に伊集院、そして東市来、日吉、これは大変おくれておると思っております。先ほど、市長の方は、地域の要望が上がったところからするという答弁でございました。

水田におきましてはまあまあいいといたしましても、畑地の方、大変おくれておるわけでありまして、また畑地でどんな作物をつくるかということで、最近、しょうちゅうブームでカンショが有望になっておりますけれど

も、里の蔬菜類についても余り、施設園芸は幾らかありますけども、なかなか畑地の利用が少ないということでしょうか、要望は上がらないと思うわけでありまして、特に畑地のかんがいにつきましては負担金の問題はあり、今、日吉で実施中ではありますが、これを進める中でいろいろと検討し、また市全体に広がっていくと、このような答弁だったと思うんですが、日吉の方でもかんがいを畑地にすることじゃ非常に問題がありそうで今あるんですけども、市長はこの点について見通しといたしますか、自信といたしますか、どう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、畑地の基盤整備をし、それと基盤整備をした中におきまして、収益性の高い作物を導入する、それが基本的な考え方の中で、特にかんがい排水の中でございますけど、やはり水利用をした形の作物の育成という中におきまして、今おっしゃりましたとおり、大変多くの経費を必要といたします。

そういう中におきまして、今、日吉地域におきますかんがい排水の事業を展開しておりますけど、やはり圃場整備を含め、またそれぞれの費用、維持管理の費用、こういうものが大変大きな費用にかかってしまう。また、一番問題といたしまして、何をつくって、そこでその地域で特色を出すのか、やはりそういう具体的な一つの作物の選定もきちっとしていかなければならない、そういうことを含めまして、大変、今後、畑地とかんがい排水の導入については、十分検討を踏まえながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

国の農政が変わっていく中、担い手がまた法人を含めた集落営農方式、今後そうならざるを得ないといえますか、そうなっていくだろうと思うんですけども、その中ではやはり

受け手の方がつくりやすい圃場でないと利用できないわけです。数値目標で今示せと言っても、市長は数字はちょっと難しいにしても、大まかな5年以内、あるいは10年以内には圃場整備をどのくらい持っていきたいと、今のお考えで結構です、考えを伺います。

○市長（宮路高光君）

水田の方につきましては、今88.6ということでございますけど、基本的に畑の圃場整備を含めた中で、今ここで数値目標というのは大変難しいというふうに私は思っております。やはり基本的には、今ある耕地を含めた中で、いかに活用していくのか、現実的に今後10年後の中で圃場整備をして、そこにどれだけの担い手農家ができるのか、その試算も大事なことだというふうに考えておりますけど、やはり圃場整備をする前に、今それぞれの日置市全体を含めると、大変まだたくさん耕地面積というのが私はあるというふうに思っておりますので、全体の中の圃場整備を早くしていかなければならないという考え方は今のところ持っておりません。

○22番（重水富夫君）

次にいきます。

認定農業者の方ですが、先ほど市長は、地域支援センターなどを設置して、相談窓口は設けてあるということでありましたが、私は認定農業者の数をお示しいただけたらいいと思うんですが、最初といたしますか、過去、計画していた数字がうまく上がってこないと、そういうことも聞いておりますが、今、日置市で全体で認定農業者が何人かおわかりでしたら、お示しいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

今ちょっと具体的な数字を思い出しませんけど、部長、わかりますか、数字的な問題につきましては部長の方で答弁させて、私の方でも施策をお話をさせていただきます。

○産業建設部長（外園昭実君）

市内の認定農業者は現在157名でございまして、5年後、平成21年度を目標として、178人を設定しているところでございまして、営農部門別では、現在、野菜が34人、お茶が25人、たばこが25人、肉用牛15人、酪農12人、果樹8人、以下複合経営が38人となっております。

○22番（重水富夫君）

今、計画では平成21年には178名にするということですが、現在は157名という数字でございまして。これは、今まで、つい最近になっていろいろ農政が変わってまいります。集落営農方式になる、あるいは認定農業者を主にいろいろな交付金制度、補助金制度、そういうのが整備されつつあるときに、私はこの数は非常に少ない、目標がやはり立て直しをやらなきゃいけないと思うんですが、ここ二、三年のうちにこの整備が進まない、本市の農業は取り残されると。前後して、後のにも関係しますので、これは市長は今この計画、数字についてどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

認定農業者の要件といいますか、これは所得の基本的な目標を含めまして、これだけ157ということで、178、約20人ぐらいの増ということで、今ご指摘のとおり、これじゃ少ないんじゃないかなというお考えのようでございます。さきもお話がございました、今後の国の補助事業を含めました、また価格補償を含めました制度上が、今ご指摘のとおり、認定農家か集落営農、この2面に入っておるようでございます。

特に、集落営農につきましては、本当に小規模な方々を含めた中で集落で賄っていき、認定農家につきましては大規模な農家でございますので、私どもは、さきも申し上げましたように、この2局面を1つの目標でやっていき、基本的には地域の産業、1次産業、農

業は産業でございまして。また、耕地を荒らさない、その両面を図っていく中におきましては、さきも申し上げました集落営農というのは大変ここをまとめていくのは難しい部分がございますので、なるべく認定農家の数を今187というふうにしておりますけど、これは今後やはり多くを持っていくような推進を図っていかねばならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

今の問題、あと③とまだ一生続くようになりますので、同じような質問になると思うんですが、まとめてみたいと思いますが、男女共同参画、これを今いろいろ言われていて、進めなきゃいけないというときであります、認定農業者、これも国は同一経営体、家族であっても奥さんにも認定農業者は認めるというふうにも今制度化が多分なっていると思うんですが、市長の考えは、日置市ではそういったのはどうしていこうかと考えていらっしゃいますか。

○市長（宮路高光君）

男女共同参画を含めたばっかしじゃなく、先般も日置市におきます婦人の農業関係の皆様方が、新しい担い手の中で頑張っていこうという1つの組織も立ち上がったようでございますので、私は男女を問わず、それぞれ認定農家を含め、農業をする、やる気のある方は男女問わず進めていくべきであるというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時20分といたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（重水富夫君）

ちょっとテンションを上げないと間に合いそうにないということで、早口でしゃべるかもしれません。

次に、③に入ります。

これは先ほどと似たようなといいますか、になりますが、市長の答弁でよくわかりました。前向きに進めていると、地域の情報を交換して、今まで各地域にありました受委託制度、そういったメンバーの方々との連携しながらやっていくということだったと思います。18年度に試験的に何か事業をやるというようなことで答弁ありましたが、田代地区のこれですかね、早くこういう事業はしないとおくれます。ということで、18年度に県内で20地区の中に日置市に1カ所ということで計画しておられますが、これはどんどん進めたい。

中山間地域の直接払い制度と重なってもいいという事業、普通はこういうのはだめなんです、重なってもいいという事業で、水田につきましては10アールに2,200円、それと県、市で同じ額ですから4,400円、畑地で1,400円の倍額ですから2,800円、これを支給すると、支援するというような制度で、非常に今は試行的にあります、取り組んでいただきたい。この制度について、市長、何か考えあられましたら、述べていただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この事業は、県の耕地事務所の関係の中の事業でございまして、今ご指摘のとおり、県内の耕地事務所管内におきましてモデル的にやっていくということで、18年度、日置市が取り上げておるのが田代地区でございまして。特に、この問題につきましても、やはり農地の田畑の交配を進めていく、そういうのが基本的な考え方でございまして、ことしのモデルを実施する中におきます効果がどう出るのか、そういうことにおきまして、国といた

しましても19年度の事業の箇所を含めた予算の枠というのが決まってくるというふうに思っておりますので、日置市としても1カ所やりますけど、ほかの地域におきましても、今後、モデル地域の進め方がすばらしい結果を出す中において、ほかの地域にもこのような営農集落方式を取り入れる箇所を選定していきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

次にいきます。

遊休農地であります、本市で合計200ヘクタール、耕地面積からしましたら5.8%あるということですが、この遊休農地、特に近年目立つようになったと私は思っているんですが、例えば圃場整備をしてある水田でもそういうところが現在東市来にございます。離農、高齢化、後継者がいないというような理由であるでしょうけども、この対策、市長はどう考えておられるか。

もう一つ、水田については排水が悪いということで荒れている、これを中山間地域総合整備事業でしょうか、これで実施されるということですが、前倒しでどんどんしていただきたい。

それと、畑地をどうするか。この3つ、まとめてお答え願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、遊休農地の解消の対策ということでございまして、水田の方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、特に排水対策の悪いところが荒廃していく、また高齢者でもう田んぼをつくることができないとか、そういういろんな諸条件があるようございまして、特に今は直接支払い関係をしている地域を初めとして、みんなでその地域、水田を守っていただきたいというふうに考えております。

また、畑地についての荒廃でございまして、特に段々畑といいますか、急傾斜地の部

分の畑の荒廃というのがやはり目立ってきておるようでございます。特に、樹園地を含めまして、今までミカンにいたしましても、そのようなものが主でございますけど、やはり遊休地になってしまうということでございますので、急傾斜地のところを圃場整備しているかどうか、私もやはり投資効果と今後におきます耕作者の意識の問題、やはりここあたりを十分考えていかなければ、また水田と二の舞になってしまうという部分がございますので、特に平地の畑の部分につきましては、やはり農業委員会ときちっと連携をとりながら、遊休地の対策を今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

次にいきます。

⑤であります。生産調整であります、ことはまた昨年よりか幾らかたくさんの転作、植えない水田ですか、がふえたということになっておりますが、国はつくる自由、売る自由を表向きには言っております。矛盾しているところもあるんですが、今後は行政は生産調整には関与しないということも打ち出してはおりますが、これは行政がしないで農協だけでやったら、とても収拾はつかないと私は思うのであります、この点について市長はどう考えますか。

○市長（宮路高光君）

来年度から、それぞれの団体が実施するというに、国の方は方向しておりますけど、実質問題として、今、議員のご指摘のとおり、今までの経過、30年間の水田調整をしてきた経過を踏まえた中にいたしますと、行政が入らないでこのことが推進できるか、私は疑問であるというふうに思っております。基本的に、やはりきちとした調整がしていかなければ、米の価格というのが今以上に暴落していくということでございますので、これは今後、事業主体の方が変わろうとも、やはり

行政としても幾ばくのかかわりをしていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

次の⑤生産量のところに入ります。

先ほど、数字を聞きますと、米の消費量が少なくなっているようであります。私は、今まで本県は消費県だということずっと聞いておりましたけども、この数字を見ますと、消費県ではなく生産県になっているようであります。先ほど質問でもありましたが、昔は1人頭大体80キロというのが消費量だったわけですが、今の資料では58.956ですから約59キロ、60キロぐらいしか食べないということになります。1人頭20キロ少なくなったということでありまして、本県では12万トン生産の中に10万4,293トンしか食べないということで、13.44%余るようであります。

まだ、今後は考えを変えながらいかなければいけないと思うんですが、やはり先ほども出ました学校給食では、もっと量をふやしていきたいというような地産地消の面から答弁がありましたけども、市長、このことについて今の考えをお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、生産と鹿児島県を含め、また本市におきましても消費というのを見てない、基本的にはやはり1人頭の米を食べる量というのが一番少なくなった、これが一番大きな私は原因であるというふうに考えております。

そのような中におきまして、特に地産地消を含め、子供たちに米のいいといいますか、やはり地産地消を含めた学校給食でありまして、原点にどうして米ができるのかどうか、やはり食育といいますか、食育を含めた中でやはりきちっと子供たちに教えながら、米のよさというのを知っていただく。やはりこういうものをきちっと今後進めていく中におい

て、やはり米の定着化、こういうものを図っていくべきなことであるというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

市長の力強い答弁でありましたが、私はいつもう言うんですが、今、食事でアメリカの人たちが一番いい食は日本食だということを現実には言っているんです。それほどまで米はいいんですが、なぜ米を食べなくなったかという、小麦粉、パン、これをアメリカから売りつけられて、食生活が変わったということが一因なんです。これは、今おっしゃったとおり、食育、食の教育ですが、本当に大事なことなんです。子供たちにその教育をしたら、また米食はふえてくる、世界に米食がほとんどになってくる、私はこう思うんです。

ちょっと余談ですが、みそ、今、アメリカで物すごく人気があるんです。みそを食べたらダイエットになる、これが実証されてきたんです。やはり日本は食については進んでいると。それと、たんぱくも肉ではなく魚です、大豆、そういったものを食べる日本食が一番いいということになりつつありますから、ぜひこれは自信を持って、今後は米をどんどん食べるようにやってもらいたい。

次にいきます。

今度は、2問目の1の県営、県単治山事業関係であります。先ほど16、17年度は実施でわかっております。18年度は要望がたくさんあるという中で、過去の実績より大体四、五割ぐらい多いんでしょうか、19件、今計画している。非常にこれはいいことなんです。私も農林事務所なんかに行って数字を聞いてきましたけども、やはり数としては決して日置市が少ないわけではありません。ところが、やっぱり地形的にそういった場所が多いということは事実であります。

その中で、各町、旧町で私は採択にばらつきがあったという表現でありますけども、前

は各町あたりに何件ぐらいということで配分があったと思うんです。その中での消化でしたので、たくさん要望が残っているところは厳しい、余り要望のないところはまあまあ楽に通過して採択になったというのが現場を見て感じた私なんです。今後は本市全体で考えますので、今たくさん、東市来が5、伊集院7、日吉2、吹上5は立派な数字だなど、こう思うんですが、これもまだ一応申請の段階であり、県からのそういった採択がするかわからないということでありまして、市長、これは絶対まだまだたくさん残っているのがありますので、これだけはどうしても持ってくるんだという気概でいていただきたいんですが、今の市長の考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この事業につきましては、県、国を伴う予算でございます。私どもも、やはり県、国の予算のお願いに行く中におきまして、やはり獲得をしていかなきゃなりませんけど、先ほど申しあげました5項目の評価指数と、やはり県におきましても大変財政が厳しい中でございますので、何でもかんでも一応採択というのは大変難しいというふうに思っております。評価指数という点数的なものをつくっておるようでございます。そういう中でございますので、これだけの確保はいつも毎年、今から今後につきましても要望していかなきゃならないというふうに思っております。

また、本市といたしましても、今後やはり19年度の事業要望を含めた中におきまして、特に今後、4つの地域におきます自治会長さんを通じて、今後はきちっと事前に要望していただく、やはりそこを通る形を19年度からの要望箇所については自治会長さんに全地域、事前に要望書をとりたいというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

よくわかりました。自治会長を通じて行うということで、各自治会、あるいは全市が統一した形でなされると思います。過去の東市来の経験からいいますと、なかなかこの辺がうまくいっていなかったんじゃないかなというのも考えられますので、ぜひ統一したところでやっていただきたい、このように思います。

それに、②であります急傾斜地につきましても、今まで県が5、町が1というようなことで、非常に件数は少ないわけではありますが、工事としては県で5億円、1現場1億円ということになりましょか。町の方で1,400万円、小さな事業ではありますが、これも非常に大事なことであります。ことしは1件、窪田地区ですか、近年にまた1カ所あるということではありますが、これは今のところは場所は言わない方がいいですか。言って差し支えなかったら、お願いします。

○産業建設部長（外園昭実君）

あと一件というのが、伊集院地域の朝日ヶ丘地区ということで、要望書がつい先日上がってきております。

○22番（重水富夫君）

質問を続けます。

今、朝日ヶ丘もひょっとしたらそうだといいことであると思うわけですが、先ほども申したとおり、市長にいろいろと写真も持ってきております。ただ、この中でいろいろと私も聞きました中、住民の方々が非常に心配をされております。雨天時など、雨水の処理であっても裏の方に流れないようにいろいろしながら、そしてまた大雨のときは崩れたら大変ということで、ほかの方に家の隅っこの方に移して寝泊まりをしておられるそうです。それが実態です。

それと、幾らか地盤がコンクリートで舗装してありますが、ひび割れております。その

中から水が入っていったら落ちるわけですが、それを落ちないように補修をしたり、いろいろとされているようでございます。

また、先ほど市長は、地域の関係地権者の方々の無償の提供が得られたら、工事をやりたいという気持ちをお聞きしましたので、これはぜひ関係者だけでなく、皆さんでそういう方々をお願いして、同意をいただいて、協力いただくという気持ちをこうしていただければ、この事業は市が県に、あるいは国に要望したら、県も市がしたらせざるを得ないなと、やりますとは言いませんが、得ないなということはしてくれるということにちょっと聞いております。

そういうことで、ぜひ住民の方々を思い、また1割の市の負担というのも大きいですが、やはりそういった財産、命にはかえられませんので、万が一、そういうところがあるとわれながら、ずっと行政がしないで大きな事故でも起きたら、日置市の恥にもなります。そういうことで、ひとつ市長は先ほどに重なりますが、確認の意味で、市長はやるかやらないかということでお答えをいただきたいと思います。

先ほど、「ながまつがわ」と僕は読んだそうですが、「ちょうまつがわ」の誤りだそうです。ちょっと地域名を知りませんでしたね。市長の今の気持ちを再度お聞かせください。

○市長（宮路高光君）

先般、重水議員が言った写真をここで見せてもらっております。実態として、今までこのような話がなかったというわけではございませんでした。基本的に、このことにつきまして、さきも申し上げました、地域住民の皆様方は大変不安であられるということでございまして、特に地域住民の方々と地権者とまた違うというふうに思っております。

基本的には、あそこの地域、まだ筆界未定になっている地籍の関係もございまして、いろ

いと要因は幾つか上げればあるわけでございますけど、先ほども申し上げましたとおり、県が概略調査をするということでございますので、私どももやはり一緒に協力していただき、筆界未定の部分も解決をし、また地権者の皆様方のご理解もいただきながら、また工法的にどういうふうにするのか、やはり工法の問題も一番大きな課題でございますので、十分今後、県の土木事務所とタイアップして、このことにつきましては対応していきたいというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

実は、その写真を撮りに行くときに、現場に行きました。県はやはり心配して取りかかったんでしょ、もう測量をちょっと始めております。実態を調べるためにですね。我々もよく歩いていけたわけですけども、やはり県としては市が、先ほどを繰り返しますが、市が要望したら、やる体制に入ったと私は思っておりますから、ぜひそういうお願いをしていただきたいと思います。

次にまいります。

3の方になります。3問目ですね。今後、基地局は全国的にも物すごい数が設置されると聞いております。本地域でも苦情を聞くようになりました。何か工事をしているので、何の工事ですかと聞いても、何もわからないと言って、知らないと言って答えないそうです。しばらくして鉄塔ができてから、住民はこの鉄塔やったとかとわかるということで、本地域にも断りなしに工事をしたり、農道を踏んだり壊したりして、工事のための車両、それがやっているということでもありますので、ひとつ市長、そういった条例はつくられない、あるいはつくる必要はないと言ったらそれでもいいんでしょうけども、これは非常に今後、本地域にも何十局という基地が持ってくると聞いております。ここの二、三年のうちに、本当にたくさんできると思うんです。そうい

う苦情がないうちに、出ないように、先ほど言われましたけども、建築確認時、そういった地権者、あるいは周囲の方々と協議をして、トラブルがないようにやりなさいと、その指導はできると思うんです。

そういうことで、ぜひ指導していただき、私どもは便利になる方ですから、ぜひつくっていただきたい気持ちは重々あります。それを民間のすぐそばにつくるとかじゃなくて、皆さんが納得いくところにつくる、そういうのを強く、法制力はないにしても、それに準じるぐらいの力がある取り決めが必要じゃないかなと思っての質問であります。ぜひ、そういった形で、何かやる方法というんですか、市長の考えを聞いて、終わりにします。

○市長（宮路高光君）

一番チェックができる場面は、先ほど申し上げましたとおり、建築確認を申請するときでございます。そのチェックをする中におきまして、建築確認でございますので、周辺部がどうなっているのか、どれぐらいのがけ地のものなのか、その後、建てて恒久的に大丈夫なのか、そういうチェックもいたしますし、また特にそういうものがきちっと整っておいたら、やはり地域住民、またはそれぞれの周辺の土地を持っている方々には、やはりきちっと事前説明、こういうものができるよう、今後、建築確認の時点で行政指導をやりたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

まず、私の一般質問に入る前に、ここにおられる皆さんにお願い申し上げます。我々議員に与えられました執行部の答弁を含めず1人につき40分以内、前回までは1時間以内という一般質問の持ち時間を、私は私のや

り方で私なりに最大限有効に使いたいと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第であります。

まず、さきに通告しました通告書に従いまして、4項目、一般質問いたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問としまして、第1の問題、市の財政の実態等についてであります。

小泉首相の三位一体の改革などにより、地方自治体の行財政改革は徐々に進展しつつあります。しかし、地方財政は一層厳しさを増し、改革は待ったなしの状態であります。限られた経営資源を有効に使うためには、行政の透明性を確保した上で、市民の意思を反映できる財務情報の整備が求められます。すなわち、行政の透明性と明確な基準に基づく情報開示が求められているわけであります。

地方財政とは、地域社会の共同事業、地域住民の共同意思決定に基づいて実施するための共同の財布であると言われております。ところが、日本では国が税金を集中的にかき集め、それを補助金としてばらまくことによって、地域住民の共同の財布であるべき地方財政を地域住民ではなく国が決定してしまっています。

三位一体の改革の目的は、地方財政の決定権限を地域住民が国から取り戻す改革とも言われております。今回の改革で、自治体と国との役割分担に応じて、国税と地方税とを配分し直す3兆円の税源移譲が実現されたことは、曲がりなりにも評価できると思われま

す。しかし、残念ながら、補助金削減の内容と方法は、国から自治体への負担転嫁や補助率引き下げという地方財政の裁量を拡大しないような形で決着を見ました。したがって、今回の三位一体の改革では、地域住民が共同の財布をコントロールするささやかな権限しか取り戻すことができないことになりそうあります。市民のコントロールが重要というこ

とになり、市民の理解や満足を得るには、自治体の経営情報の開示がこれまで以上に求められます。

市民主体で、市民との協働（協力して働く）によるまちづくりということをまちづくりの基本理念にすべきと思いますが、そのためには市民と情報を共有する必要があります。特に、財務情報、経営情報というものは、行政を進めていく上での基礎的な基本的な情報であると考えられますので、積極的に開示することが必要です。財務情報、経営情報については専門的な部分も多いので、可能な限りわかりやすい形での情報公開が望ましいと思われま

す。財務情報、経営情報の中には、自治体を一企業とみなして、自治体決算を企業会計的な手法でコンパクトにあらわした自治体決算公告があり、全国で多くの自治体が既に作成し、公表しております。この中には、バランスシート（貸借対照表）、行政コスト計算書及びキャッシュフロー計算書があり、これらの財務諸表を活用して、財政の健全化を図るとともに、市民にその市の財政状況をわかりやすく理解していただいております。そして、施策の有効性や費用対効果を検証し、その見直し状況を適切に反映させた行財政運営の推進に努めているところが多いのです。

簡単に言いますと、貸借対照表とは、自治体の財産、社会資本の整備状況と、その財産をだれの負担で築いたのかを示したものであり、行政コスト計算書とは、行政サービスにかかったコストと収入をあらわしたものであります。また、キャッシュフロー計算書は、自治体の活動から生じる1年間の資金の収入と支出を、1、行政活動、2、建設活動、3、財務活動の3つに区分してあらわしたものであります。

そこで、市長に質問いたします。

市の財政の実態を明らかにするために、バ

ランスシート（貸借対照表）や行政コスト計算書などの財務諸表を本市でも作成すべきと思いますが、どうでありませうか、お伺いするものであります。

2番目、行財政改革の一環として、行政の生産性の向上のために、事務事業の成果、効率性などを事業実施の段階ごとに評価する行政評価制度を導入すべきと思いますが、どうでありませうか。平成18年度から試行で事務事業評価を実施、平成19年度から本格実施するとともに、施策、政策評価にも取り組んでいくことを提案いたします。市長は、行政評価制度の導入につきどのように考えておられるか、率直な見解をお示しください。

2番目、自治体経営の効率化をどのように実現するつもりか、お尋ねいたします。

㊤自治体に環境変化が押し寄せております。すなわち、少子高齢化が急速に進み、我が国の総人口は昨年の平成17年から減少に転じ、今後は徐々に人口が減少していきます。この動きと並行して、現在、地方分権の動きが活発となっていますが、その背景には国が抱えている膨大な借金があり、今後、すべての自治体は財政的に自立することが求められます。国が面倒を見てくれる時代は終わり、地域のことは基本的に地域で考えなければなりません。

一方、自治体内部の問題として、団塊の世代が定年に近づき、職員の大量退職という事態が目前に迫ってきました。このようなさまざまな変化の中で、自治体がみずからの基礎をしっかりとしたものにし、新しい時代にも的確に対応するためには、行政の効率化、すなわち自治体経営の一層の効率化が急務の課題と言えます。

B、乗り越えるべき課題として、自治体経営の効率化を進めようとする上で、現下の重要な課題は以下の3点であると思われまます。

第1に、職員にコスト意識が薄く、事務事

業の根本的な見直しできていないことあります。この原因としては、自分たちの行っている事業にどれだけの総コストがかかっているかを自覚していないこと、また行政の事業は赤字でもよいという考えが根強くあることが上げられます。この意識を変えない限り、経営の効率化は不可能ではないかと思われまます。

第2に、高度成長時代の社会資本の老朽化が進み、更新が必要になることあります。道路やプラントなどの整備には、多額の予算が必要である上に、その維持管理コストにも大きいものがあります。さらに、今後はその更新経費も見込む必要があります。私たちの生活は、これらの社会資本の充実の上に成り立っており、更新を先送りにして、次世代につけを回すことは許されまません。

第3に、職員の年齢構成が偏っていて、50代の職員が全体のかなりの部分を占めることあります。特に、団塊の世代の退職は職員定数を減らすチャンスではありますが、サービスの質の確保など多くの課題があります。

C、行政の形を大胆に変えるべきであります。このような課題を解決するためには、次のような対策を講じていく必要があると思われまます。

第1に、行政に経営の視点をより強く持たせるために、専門家による外部監査を制度として導入することあります。外部監査を既に実施した自治体では、指摘項目が100以上にもなり、その対応に必死に取り組んでいます。何よりも、役所にはなじみの薄かった時間・空間コストを学ぶ効果は大きく、資産の有効活用につながっています。また、これまで職員だけで行ってきた事業の見直しを、10人識者を入れて広く公開しつつ、改めて実施することが重要であります。

第2に、社会資本ストックの更新に際して、

予防保全型の対応をしていくことであります。壊れてから直すという考えではなく、劣化する前に手を入れることで、より安く長く使用することができます。この手法を実施するためには、施設の管理状況を的確に把握する必要があります、そのデータベース化を推進すべきであります。

第3に、団塊の世代の大量退職に対し、正規職員の新規雇用を抑制し、年齢構成の平準化を図ることです。そして、正規職員にかわって、住民のパート雇用、民間やNPO等への施設事業運営委託などを拡大します。また、団塊の世代が持つ経験熟練の継承については、講習会の実施、OB相談員の確保などにより、その実現を図るべきです。

都市間競争に勝ち抜くために、自治体の今後を展望するとき、ほかにも困難な課題が数多く存在します。当然のことです。老齢人口の増加により、社会福祉費の増加が避けられないこと、またアジアの各都市の台頭により、我が国の大都市の持つ力も総体的に低下します。これからは、国際的な都市間競争、地域間の都市間競争もますます激しくなりますが、これに勝ち抜く力を持つ自治体にならなければなりません。

このように、自治体を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想されます。しかし、たとえ困難であっても、私たちの未来はみずから手で切り開くべきであります。住民に対し常に情報を開示し、また事業に対する不断の検証をともに行うことで、住民と協働しながら、地域の経営に全力で当たっていくべきであります。

そこで、市長にお伺いいたします。市長は、自治体経営の効率化をどのように実現するつもりか、お答えください。

④財政危機が深刻化していますので、市長が財産活用作戦を宣言して、歳入を少しでもふやす方策を全員で知恵を絞って工夫し、考

えるべきではないでしょうか。今は、日置市にとっても未曾有の財政危機ですので、なりふり構わず増収策を図る必要があります。本庁に限らず、3総合支所のどの部門も、うちは関係ないという態度ではなく、全力を挙げて知恵を絞って増収策を考えるべきであります。財産活用といっても、財産に限りません。財産を中心に、自分の部門の仕事の中で何が稼ぎになるか、市の職員を中心によく考えるべきであります。

私が、先日、政務調査に行きました東京都に近い埼玉県の人口約6万人の吉川市では、市広報、ホームページ、窓口用封筒に広告を掲載し、歳入増を図っておりました。今年度見込みは約100万円ですが、費用対効果よりも市民に対して行革の姿勢を明確に示す方策としてアピール効果、イメージ効果が大きいとっておりました。行革の先進地である吉川市の行政改革の取り組み状況に関する諸資料、コピーを参考までに本市の行政改革推進室長に渡してありますので、今後の本市の具体的行革推進に当たり、ぜひ有効に活用していただきたいと思っております。

その他、市営住宅用地の活用、事務用敷地の利用、3総合支所の空き部屋の活用、各公共施設の有効活用及び市の所有で何も使っていない空き地の有効利用等、いろいろ考えられます。

そこで、市長にお尋ねいたします。本市の財産等を活用して、歳入を少しでもふやすべきと思いますが、どうでありましょうか。市長のご所見と具体策をお知らせください。

第2点、市職員の危機意識についてであります。

⑤今、なぜ市職員に危機意識が必要か申し上げます。多くの乗客の生命を一瞬のうちに奪う列車脱線事故や通りざまに巻き込まれる日常的な事件など、我々の身近に予測もつかない種々の危機が潜んでいます。また、地震

や風水害など、自然災害もいつ起きてもおかしくありません。さらに、国際交流がもたらすBSEやSARSなど、見えない恐怖の影も、住民自身の安全で安心できる生活に忍び寄り、不安感を駆り立てています。

こうした危機的状況にある中で、自治体職員の公務員倫理に反する行為、例えば汚職を初めわいせつ行為、セクハラ、ひき逃げなどの交通違反などの不祥事も後を絶ちません。鹿児島県内でもこの種の不祥事が最近特にふえていますので、外部の声も聞き、抜本的再発防止策を講じる必要があります。

このように、職員の職場内にも危機は常にあります。最近では、当然重視すべき個人情報保護の理念に反する情報漏えいや処理ミスがふえ、組織がパニック状態に陥っている例が多いのも事実であります。本市にも、過去にUSBメモリの紛失事故等が発生しております。その根底には、職員の緊張感と危機意識の欠如が見てとれます。そうした危機をめぐる課題に対して、職員としてどのように取り組むべきなのでしょう。その対処の仕方いかんで、職員の能力ばかりか組織のあり方まで問われることとなります。それゆえ、常に危機意識を持ち、高めていく努力をするのは、職員に課せられた大切な責務であることを忘れてはならないと思われます。

B、危機意識を高めていくために、職員の危機意識を覚醒し、持続し、高めていくためには、次のような方策を講じていくのが効果的と考えられます。

第1に、職員自身が常に問題意識を研ぎ澄ますことでもあります。危機はその実態が明確でなく、とらえどころもありません。危機的状況にあったかどうかの結果が出て初めてわかるのが現実であり、これが危機だという明確な判断基準はありません。職員の問題意識をそうした危機に対処し、危機意識を高めていくためには、日ごろから職員の問題意

識を養う努力が不可欠であります。

例えば、自分の仕事のむだを見直し、どう改善すればコストダウンでき、財政健全化に役立つかなどの身近な工夫を通じて、まずは日々の問題意識そのものを培っていきます。また、研修の充実を図ることも大切であります。身近な具体的事例をもとに、どこに問題点があり、どう克服すれば効果が高まっていくか、事前にどのような手だてを講じれば危機が防げたかなどの実務重視の研修を通じて、職員の問題意識を高めていくことができます。

第2に、常に危機に関する情報の収集、情報から読み取れる危機への予知の対応に努めることでもあります。危機的状況に際しては、情報が最も重要なかぎとなります。現在の事態が今後どのような危機を生むのか、その可能性を予測する能力が職員には求められます。日ごろから情報を集める習慣を身につけ、その情報の中から何を読み取るかの訓練をしておく必要があります。危機の可能性の察知が早いほど、深刻な問題に発展せずに解決できます。

また、職員の情報感度を高めるとともに、組織としても日ごろから幅広い分野の情報を採集し、いつでも使えるようにしておくことが欠かせません。例えば、職場の担当業務に関連して発生した過去の問題事例、ほかの類似事例、さまざまな研究成果など、地道な収集活動を行います。その分析、整理を通じて、予測される危機的状況への対処のシミュレーションを準備し、実践していくことなどが求められます。

第3に、緊張感があり、職員が意見をぶつけやすい、風通しのよい職場風土を醸成することでもあります。職員の空気に緊張感がなく、どこか気の抜けたような職場であっては、危機に際して判断のおくれや責任の不明確さを露呈して、結果として職場に深刻な事態を招きます。危機への対応では、限られた情報や

時間の中でさまざまな判断が求められ、そこでは意思決定に当たる職員の判断力、決断力とともに、行動力が重要となります。そのためには、正確な情報収集、今後の見通し、とり得る選択肢の把握などを適切に行っていく必要があります。

そして、不測の事態に備え、いざというときに職場が一丸となって効果的に機能するためにも、職場内のコミュニケーションを活発にして、どのような情報をも職員が共有できるようにしておかなければなりません。危機に関する情報を全職員が共有していれば、どんな危機的に状況に際してもスピーディーに緊張感のある対応に徹することができます。そうした職場環境が整備されれば、おのずと職員の危機意識は高まっていくものと思われます。

C、危機意識を高めるためには、まずは職員の職場から見直すべきであります。職場に危機的な状況が横たわっているのは、生活の不安や社会への危機感を抱いている住民に、適時適切な行動サービスを提供していくことはできません。特に、行財政に関して、全職員が常に危機意識を共有し、自己革新、自己変革を図って、みずから危機に対処できるようにしていかなければなりません。危機的状況は、行政の第一線で働く職員だれにも降りかかってくる可能性があります。その対応次第で、危機を未然に、あるいは最小限に防ぐことができます。まさに、危機への迅速性、的確性が自治体を苦境から救い、住民サービスの向上にもつながります。

職員の危機意識の高揚は、時代の求める課題とも言えます。職員はそのことを常に肝に銘じ、どのような職員とも交流を図って情報を共有し合い、危機への意識を常に高めていく必要があります。そして、いざ危機的状況が発生した場合には、率先して事に当たるべきであります。

以上を踏まえ、市長に下記4点、質問します。具体的に明確に答弁してください。

1、市長は現在の市職員の危機意識をどうとらえておられますか。

2、職員の危機意識を高めるために、どうすればよいと思いますか。

3、職員の人材育成、資質向上のための研修等をどうしていますか。

4、日置市職員人材育成基本方針を作成する考えはありませんか。

第3点、ボランティア事業について、簡単にお伺いいたします。

1、市として、ボランティア事業を基本的にどう考えていますか。

2番目、行政サービスを補完するNPO団体やボランティア団体の活動をどのように支援していくつもりでありますか。

第3、昨年、日置市誕生とともに発足した、市長が会長を兼ねる日置市社会福祉協議会の現状はどうであるか、お伺いいたします。また、その課題、問題点等は何で、どのように対処していますか。

4、市として、有償ボランティアをどう考え、どのように利用していくつもりでありますか。

第4点、最後であります。吹上浜の一体的活用による持続可能な観光等について質問いたします。

1、昨年の9月議会でも一般質問しましたが、明確なる答弁がなかったようですので、再度質問するものであります。

第1次日置市総合計画案の第3章「日置市創生プロジェクト」、第1節「吹上浜アスリートの森づくり」プロジェクトの中では、次のように記述されています。すなわち、「吹上浜サイクリングロードの整備をするとともに、沿線に休憩機能や案内機能等を備えたサイクリングステーションを整備します。また、サイクリングロードと国道270号、

各スポーツ施設を結ぶアクセス道路を整備します」と述べられています。

また、このプロジェクトでは、東市来サイクリングステーションもつくる計画となっていますが、このサイクリングロードは、現在、日吉地域の帆の港地区まで整備されたままになっております。現時点では、市行政として、これの活用策が乏しいように思いますが、サイクリングロードの活用及び拠点整備を今後どうするつもりか、市長、具体的に詳しくはっきりと教えてください。

2、昨年の6月議会でも一般質問し、質問直後、関係資料を市民福祉部長に渡してありますが、タラソセラピー（海洋療法）についてのその後の取り組み進捗状況はどうですか、市長、明確に答弁願います。

3、その他持続可能な観光をどのように考えているか、お答えください。

以上申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市の財政の実態についてというご質問でございます。

市の財政状況を判断する材料としては、バランスシートや行政コスト計算書などの財務諸表の作成は必要と考えております。日置市としては、今回の平成18年度の予算が本格的予算となりますので、平成18年度と平成19年度を比較したバランスシートなどの財務諸表を平成20年度に作成したいと考えております。

また、行政評価制度の導入であります。市の施策や事務事業の成果について、客観的な指標をもって評価することは重要と考えております。今後、施策や事業を厳選し、限られた財源を効果的に活用していく必要がありますので、行政評価制度も含めて検討してい

きたいと考えております。

3番目のことでございますけど、市の財政状況は非常に厳しい状況であり、財政の健全化に向け、歳入の確保と歳出の抑制を早急に行う必要があります。歳入については、市税の確保並びに使用料及び手数料の受益者負担の適正化や、市有地の未利用地活用で財源の確保を図っていきたいと思っております。歳出については、職員の定員適正化計画や給与等の適正化で諸手当とともに見直しを行い、補助金、事務事業の見直しを行うことで、歳出全般の削減を図っていきたいと考えております。

今後、日置市行政改革大綱に基づき、財政の健全化に向け、中長期的な財政プログラムを検討していきたいと考えております。

市の普通財産などは、これまでも事業用として計画が見込められない場合については売却をしております。今後、市の財産活用につきましては、それぞれ駐車場とか、またそれぞれの団体に貸し付け等を行っております。また、今後、やはり未利用地を含めた、特に市庁舎等を含めた中におきます財産の活用というのを今後とも図っていきたいというふうに考えております。

2番目の職員の危機意識について。

市の職員の危機意識及び危機意識を高めるための方策についてでございますけど、右肩上がりの経済成長が終息し、市税収入等が伸び悩み、今後もその増加は期待できない中、国の三位一体改革や県の行財政改革プログラムの断行などにより、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。こうした中、市役所の隅々に、改革の必要についての厳しい認識、言葉をかえれば、危機意識が存在しているのだろうかという、時々疑問に思う声も職員の話をする中において耳にしているところもございます。

このような意見の中で、市役所の改革を実

際に行う職員が危機意識を持って変わろうとしない限り、改革は不可能でございます。さらに、その強い気持ちが市民に伝わらない限り、市民と協働の改革を進めていくことも不可能でございます。

今後の方策といたしましては、限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度のさらなる向上を図るため、市民志向、競争原理などの民間経営の理念を積極的に入れ、官民の役割負担を明確にしながら、徹底した行政のスリム化を図り、政策立案型の低コスト・高レベルの市役所への転換を目指してまいりたいと思っております。

人材に係る職員研修及び人材育成基本方策策定についてのご質問でございますけど、人材育成につきましては、時代の変化に対応する政策立案や、問題解決能力を備えた感性豊かな人材の育成が必要であるとし、昨年9月に「日置市人材育成基本計画―職員研修の概要」を策定し、本年度も既に18年度版を策定し、全職員に研修事業の方針等を周知済みでございます。

基本計画の重点項目といたしましては、「自立的に政策展開を担っていくことのできる職員の育成」や「チャレンジ研修受講者の増による職員資質の向上」など、4項目を掲げております。中でも、業務に役立つ研修をみずから学ぶチャレンジ研修につきましては、18年度の受講者申し込みも先月末で締め切りました。結果的、50人を超える職員が申し込みがあり、研修に対する職員の積極的な姿勢を感じた次第でございます。

今後におきましても、人材育成基本計画による能力開発プログラムの充実を図りながら、育てる人事管理を推進し、従来からの発想や枠組みを超えた大胆でダイナミックな職員の育成、人材開発に努めてまいりたいと考えております。

3番目のボランティア事業でございますけ

ど、地域におけるボランティア活動の中には、河川愛護作業、道路愛護作業、海岸清掃、そのほか集落内行事やイベントなど、さまざまな分野においてボランティアの活動が見られております。また、子供の安全のためのPTA活動や要援護者の見守り活動、交通安全活動なども、身近で行われているボランティアだと思っております。このように、地域づくり、まちづくりには、ボランティア活動はなくてはならない大切なものであると考えております。

行政の行うイベントやスポーツ行事、あるいは実行委員会などが行うイベントなどは、常に行政とは切り離せない協働の事業であり、このようなときにはボランティアセンターと十分に連携を取り合い、応援をもらいながら事業を推進しているところでございます。

また、ボランティア育成のため、17年度は委託料としてボランティアセンターに399万円の助成を行っているところであります。

今後とも、ボランティアの育成推進を図り、支援していくつもりでございます。

NPO法人については、平成18年3月3日現在、県内には269の認証法人があり、そのうち日置市ではNPO法人樹等8つの法人が、保健、医療、また福祉の増進や、学術、文化、芸術、またスポーツの振興を図る等の活動を行っております。また、毎月第3日曜日には、NPO法人江口浜ビーチサービスなどが中心になり、海岸のクリーン作業を行うなど、海の環境保全等にも協力をいただいているところでございまして、大変ありがたいと思っております。

今後は、市内の各種ボランティア団体について、ボランティアセンターを通じて、ネットワークづくりに取り組んでいく必要があると考えております。

ボランティア事業に対する日置市社会福祉

協議会の取り組みについてでございますけど、社会福祉協議会では4地域ともボランティアセンターを設置し、ボランティア事業に取り組んでいるところでございます。

まず、登録人数でございますけど、日置支所では東市来生活学校ほか24の団体2,879人、個人で23人、伊集院支所では地域福祉システム推進協議会ほか31の団体2,373人、個人で33人、日吉支所では日吉町保健推進員ほか38団体844人、個人で23人、吹上支所では婦人会連絡協議会ほか16団体3,422名、個人で2人、合計で団体が113団体9,518人、個人で81人の登録がされています。

取り組み内容については、どの地域も同じような活動を行っております。福祉施設の訪問活動、公共施設などの環境美化活動、独居老人の訪問、声かけなどの見守り活動、ふれあい給食、いきいきサロン等、さまざまな活動に取り組んでいるところでございます。

支所別に見ますと、東市来支所では、施設入所者の話し合いの相手やボランティア体験学習ほか16件の活動、人員は延べ246人、伊集院支所では、ボランティア講習会、妙円寺フェスタほか48件の活動、人員延べ759人、日吉支所では、ボランティア入門講座、福祉援助ボランティア等12件の活動、人員で延べ405人、吹上支所では、サロン開設準備、ふれあい給食会等18回の活動、人員延べ449人、合計いたしますと118件、人員で1,859人となっております。まだほかにも、ボランティアセンターが把握していない地域での取り組みも多々あると思っております。

ボランティア事業に対しての課題、問題ということでございますけど、今のところ大きな課題、問題は生じてないというふうに思っております。今後は、ボランティア要員の確保、育成が課題となってくるのではないかと

思っております。その対策としては、現在行っているボランティア講座の充実を図るとともに、講座参加への奨励、また各種研修会への参加により、ボランティア活動の資質の向上を図っていく必要があると思っております。

4番目の吹上浜一体活用に係る持続可能な観光についてのご質問でございます。——すいません、もう一つ、ボランティアにつきまして、4番目の有償ボランティアをどう考えているかということでございます。

ボランティア活動は、基本的には無償ということであります。自由意志で取り組まれるボランティアは、お金で得られない心の豊かさや感動という恩恵があるということであります。しかし、活動を続けたり、より大きな効果を上げるためには、交通費や食費などの活動費を実費弁償的に受け取ることは、ボランティア活動においても認められているのが一般的な傾向となっているようでございます。

また、活動する人の責任を明確にしたり、活動を受ける側が気兼ねなく要望を伝えられるように対等な関係を築くためには、多少の謝礼金や時給を受け取る場合もボランティアと言っているようであります。このような活動が有償ボランティアと考えられます。

したがって、現在、無償ボランティア活動を行っていても、実費や多少の謝金等をもたらすことにより、有償ボランティアに移行することになります。いずれにいたしましても、地域のために貢献するものであれば、これらの団体の利用につきましては、最小の経費で実効が上がるように、常に連携をとるとともに活用していく必要があると考えております。

4番目のことでございますけど、サイクリングロードの関係につきましては、昨年の9月議会で申し上げましたとおり、日置市第1次総合計画の中に盛り込んで、取り組みを進めることになってはいますが、今議会に提案

申し上げております総合計画の基本構想と、参考資料として基本計画を配付させていただきました。その基本計画の第3章第1に、吹上浜アスリートの森づくりのプロジェクトの中にサイクリングステーションの整備が盛り込まれておりますので、これから具体化に向けて取り組むこととなります。

それで、今後に向けて整備が終わっているサイクリングロードと国道に併設している歩道との組み合わせや、物産館等の既存施設の休息機能や案内機能の活用などを検討しながら、プロジェクトとして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2番目のタラソテラピーにつきましては、議員からいただきました資料を見させていただきましたけど、その効果等につきまして、病気の治療や生活習慣の予防、ストレス解消等、幅広いものがあると認識したところでもございます。

しかしながら、この施設に必要な海水につきましては、太陽光が届かず、光合成が行われにくい、深い200メートルから300メートルの新鮮な海洋深層水が必要とされているようでございます。吹上浜の場合は遠浅で水深もありませんので、この施設に適した海水であるか、疑問を持っているところでございますし、また和泊の方でもオープンしておるようでございますけど、初期投資が大変多くかかるということもございます。

このことにつきましては、今後、研究も重ねていかなければならないというふうに思っておりますけど、大変財政状況から判断すると、大変難しい状況であるのかなというふうに思います。

そのほか、持続可能な観光をどのように考えているかということでございます。特に、吹上浜の一体的活用を図り、持続可能な観光を探るべきであるとのことでございますから、日本三大砂丘の吹上浜は南北に45キロと長

く、海岸も白砂青松の美しい海岸で、日本のなぎさ100選に指定されており、ウミガメも産卵に訪れる浜であり、海岸では潮干狩り、釣り、地引き網も楽しめます。また、東シナ海に沈む夕日はすばらしく、サンセットゾーンとして愛されている海岸でもあります。本年度から、吹上浜の最北端の江口浜では江口浜海浜公園が一部供用されてございますが、昨年7月に開園し、また海水浴も7月21日から8月21日までオープンしました。また、この一帯はサーフィン、ウインドサーフィンなど、九州大会も開催されており、マリンスポーツのメッカとして、県内から知られている海岸でもございます。

吹上浜地域は、スポーツ施設を初め公園等の運営管理、あわせてスポーツイベントの開催や大規模なスポーツ大会の誘致、市民やスポーツ競技者等で触れ合えるスポーツの森づくり、また体験農業等を中心としたグリーン・ツーリズムの展開や長期的滞在が可能となるような受け入れ体制を整備し、集客力の向上を図りたいと考えております。そして、吹上浜一帯の豊かな自然や歴史に恵まれた各地域の観光資源を最大限に生かしながら、また南薩地域との一層の連携を図りながら、広域的な観光も推進してまいりたいと思っております。

以上で1回目を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を15時40分といたします。

午後3時29分休憩

午後3時40分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（田畑純二君）

それぞれに答えをいただきましたですけども、またそれぞれに重要な私が考える重点項

目に絞って、さらに質問していきます。

まず1番目、財務諸表の作成につきましては、ただいま答弁がありましたとおり、前向きな答弁であったと受けとめておりますけど、市長は今まで各関係新聞やインターネット等で公表されている各自治体の年度ごとの貸借対照表などや行政コスト計算書の要旨やキャッシュフロー計算書の要旨などの財務諸表等を読まれたことがありますか。あるとすれば、それらの公表にどんな印象や感じを持っておられるか、まずお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

貸借対照表でございますけど、特にこの場合使うのが民間の経営の中に使います。行政の中におきまして当てはめている中におきまして、特に負の財産を含めた中においてどうあるのか、そういう表現もきちっと出てまいりますので、私はバランスシートを含めた指標をつくって、やはり経営コストの中で大変これは役に立つというふうに考えております。

○13番（田畑純二君）

先ほどの答弁の中で、18年度と19年度を比較して、20年度に策定していきたいという答弁だったんですけど、貸借対照表は単年度ごとにつくれるわけですね。だから、18年度の貸借対照表をつくろうと思えばできるわけです。ですから、公表の時点はできた時点でも公表していいわけですよ。そうすると、そして次年度から比較していけばいいということになります。ですから、20年度から比較するということがなんですけど、20年度に作成するということが、その年度を早めることもできるわけですね、しようと思えば。それについて、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、単年度の予算編成の中で当てはめていけばできるというふうに思っておりますし、特に17年度は持ち寄りの予算でご

ざいました。基本的に、これを早くするか、1年おくれてするかは課題でもあるというふうに思っておりますけど、やはり表をする場合につきましては、やはり前年と対年度を比較した場合、そういうものも活用していかなければならないということも言えますので、本格的には20年度という考え方の中で思っただけがいいと思っております。

○13番（田畑純二君）

それと関連して、先ほど自治体の決算報告と申しました。これは、新聞やインターネット等でよくいろいろと発表されて、公表されておりますので、市長もよく見られていると思うんですけど、その中で自治体の概要として、例えば男女別の人口と総人口、それから世帯数、面積など、市長のプロフィールとともに自治体からのメッセージというのがあるんです。それで、日置市からのメッセージを掲載するように要求されれば、市長としては日置市からのメッセージとしてどんな内容を掲載するつもりですか。

例えば、日置市の現状、日置市の特徴と課題、現在取り組んでいる行財政改革の内容とその方向、進捗状況及び日置市の中長期ごとの進むべき方向と将来像、ビジョンなど、ポイントを簡潔に、例えば400字詰め原稿用紙1枚ぐらいにまとめて書いてほしいと、こう言われたら、市長はどのように日置市のプロフィールとして、全国の皆さん、あるいは市民の皆さんにPR、アピールするつもりですか。400字ぐらいにまとめて、簡単で結構ですから、ポイントだけ。

○市長（宮路高光君）

基本的には、市の概要もございまして、やはり私どもが一番取り組んでいる大事な行政改革、この内容を一番その中に、プロフィールの中に書いていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

そのほかで、例えばまだ日置市で売り込むポイントとか、あるいは課題とか、日置市はこういうところですよとか、全国の皆さんが見て、日置市はこういうところだと、こういうイメージを持つために、ただ行政改革だけじゃなくて、日置市はこういうところですよ、みんなに全国的に日置市から発信するために、そういうメッセージを送っているわけです。だから、本市でもいずれはインターネットなり、何かで公表すべきだと思うんです。

そのときに備えて、例えば今言われたのは当然のことです。だから、日置市でPRすべきこと、あるいは困っていること、あるいはこう行きたいんだと、日置市はこういう方向に向かっていくんだということを全国の皆さんに、あるいは日置市民の皆さんに、県民の皆さんにアピールするために、何をポイントとして言われたいですか、今の時点でそうお聞きしているんです。もう一回、答弁してください。

○市長（宮路高光君）

基本的に、概要の中でそれぞれ私どもの市におきます特産、また歴史的な背景、そういうものがあるものはきちっと載せていく。その中で、今おっしゃいましたとおり、特色あるという、私どもが今行政の中で取り組んでいるのは行政改革であると、そのように思っております。

○13番（田畑純二君）

時間があと10分ありますので、ちょっとポイントだけお聞きしておきますので。

まず、自治体の経営の効率化について、2月28日の南日本新聞に、次のような記事が載っていました。見出し、「本庁方式へ移行検討などを求める、日置市行革委が大綱案答申として」、記事の内容は、日置市の行政改革の中長期的な方針や政策を検討していた委員会が日置市長に答申したと。宮迫委員長は、多くの市民が理解できるよう手だてを講

じ、協力を得ながら進めてほしいとあいさつ。答申の附帯意見として、本庁方式への早急な移行と地域サービス維持への配慮、自治会と連携した自治会統合再編の促進、市民参加実現のための情報を的確に伝える努力をするなどの検討も認めたと。同氏は、推進本部を経て、実現に向けた具体的施策や数値目標などを盛り込んだ行動計画をつくり、改革を進めると。

これに関連して、全員協議会で10日、行政改革推進室長より、この案が推進本部で決定されたとして説明がありました。この大綱案は、昨年9月議会で説明された後、推進委員会に諮問されて、5回の委員会を経て、今度3月1日に推進本部で決定されたということであるんですけども、附帯意見として述べられている本庁方式の早急なる移行と地域サービスへの配慮については、大綱の6ページ目に、今後の体制については、当面、支所はこの情報通信手段等を有効に活用しながら、地域の実情に合わせ柔軟に対応していきます。そして、より効率的で迅速な行政を進めるために、本庁と支所の役割を見きわめながら、部課等の統合を初め、支所業務の整理統合を進めていきますと表現されています。

それで、合併協議会で同意された今の総合支所方式を答申のとおり、早急に本庁方式へ移行させると、先ほどからほかの同僚議員も言っているんですけど、ただでさえ寂れがちな伊集院以外の3町地域はますます廃れていくことが懸念される。これは我々の望む、よく言われる日置市全体の均衡ある発展が心配される。それで、市長はこのことをどう思いますか。

それで、今のところ、私は本庁方式への早急なる移行はすべきではないと当然思います。本庁方式への移行と地域サービスへの配慮はどうすれば両立すると考えるか、この2点、まず市長の見解を教えてください。

○市長（宮路高光君）

大綱の中で、委員長の方からそのような答申をいただいたということでございます。特に、事務の効率化という中におきまして、本所と支所のそれぞれのことの整備ということは言われております。そこにご指摘ございましたとおり、その前に私どもはきちっと何をすべきなのか、特に今回の光ケーブルを使いましたイントラネット、こういうものにおきまして、住民のサービスをどうすべきなのか。今の支所よりも、公共施設を含めたほかの地域にもそのようなサービスができるよう、今回の光ケーブルの中でやっていきたいというふうに思っております。そういうものをはりきちっとある程度していかなければ、統合というのは難しいというふうに思っておりますので、本年度行いますイントラネットを含めた、また道路網もございまして、そういうものの見通しがついた時点の中で考えていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それでは、ちょっとしつこいようですが、先ほど申し上げました本庁と支所との役割を見きわめながら、部課等の統合を初め、支所業務の整理統合を進めていきます、こういう表現になっているわけですね。それで、今、市長がちょっと説明されたんですけども、こういうことを具体的にどういうことか、もうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思うんですけどね。

○市長（宮路高光君）

住民サービスをしている部署については、それぞれ残していかなきゃならないというふうに思っておりますけど、それぞれ技術的なものといいますか、特に保健師さんを含めたものとか、また建築士とか、そういうものにつきましてはやはり総合的にして、やはりかつまたそれぞれがかつ専門的に見られるよう

な体制をしていくとか、いろいろとそういう具体的な方策はあるというふうに思っておりますけど、今、特に本所と支所の問題につきましては、職員の適正な管理計画、削減を含めた中で、いつの時点でどれだけの人数が減っていく、ここあたりもきちっと見た中で、このことは実施していかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それと、この前、全協での推進室長の説明では、今後は3月いっぱいをめどに、行動計画を課長補佐以下の3つの専門部会で作成して、本市での行財政改革を進めていくということで、市長の今後の行政改革を進めていく意気込みと決意をもう一回この場で示してください。

○市長（宮路高光君）

私どもは、大綱に基づきまして、今後、行動計画というのをそれぞれございまして、それぞれの行動計画の中で、今ご指摘ございました課長以下の専門職員の方が一応その行動計画をつくりまして、また推進本部の中でも検討し、今現在ございます改革の推進委員会のそこにも計画等もご審議をいただく、そういう場面を多々、幾多かの日数をかけましてやっていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

1番目の4番目の本市の財産等を活用して、歳入を少しでもふやすという方策については答弁をいただいたんですけども、これは市の職員の皆さん全部に任せるのではなくて、日置市民全員、我々議会全員、三位一体となって知恵を出し合い、工夫をして、協力していくべき課題であるんじゃないかというふうに認識しています。それで、市有地の有効利用については、15日に7番議員も一般質問しますけども、さらに今後とも皆でよく議論していくべき問題であると。

特に、先ほどの市長の答弁の中で、使用料、手数料を見直して、適正化していくという答弁があったんですけども、これは考えによっては値上げも検討するという事も含まれると思いますけども、そこら辺の議論をもうちょっとよくみんなで作って、どうすればせつかくある財産を活用していけるかと、こういうことをまだまだもうちょっと突っ込んで、今からみんなで議論していくべきじゃないかと、私はこういうふうに提案しますが、市長はどうですか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃりますとおり、今の市におきます土地、建物、こういうものの活用の中におきます歳入源、これをどう図るのか、これもやはりひとつきちっとした論議の中で、どれぐらいの歳入源が入ってくるのか、またどういう手段も使うのか、やはりここあたりも十分検討していかなければならないというふうには思っております。

また、手数料、使用料、この問題もやはり並行した中におきまして、やはり一緒に考えていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

それから、市職員の危機意識について、さらに質問します。

市長は、平成18年度施政方針及び予算説明書2ページで、こういうふうに言われています。「一方、新市発足間もない時期に、公共工事の発生に絡む職員の不祥事やUSBメモリーの紛失事故などが発生し、市民の皆様の信頼を裏切ることになってしまいました。二度とこのようなことが起こらないように、外部委員による入札等監視委員会を設置し、入札制度の改善等について研究を進めているところであります」と、こういうふうに述べられておきまして、入札制度監視委員会については10日の総括質問でちょっと内容を聞

いたんですけども、これらの事件は、先ほどから言いました職員の緊張感と危機意識の欠如から発生したということは今さら言うまでもありません。

それで、合併してから既に10カ月が経過しており、市長はこれらの事件に心を痛め、いろいろな思いの中で、二度とこのようなことが起こらないよう、精いっぱい努力を傾注されてきたはずであります。それで、これらの事件に関するもう一回反省点と、こういう問題に対する現在の心境をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

昨年、いろいろとそういう事件も起こりまして、大変職員に対する危機意識の中で、強い口調の中でも指導もしているところでもございます。特に、やはり市民の皆様方にまずもって一番おわび申し上げなきゃならないと思っておりますし、いつも二度とこういうものが起こらないという危機管理の中で行政を進めさせてもらっているところでございます。

今後におきましても、やはり起こったことは起こったこととして、またそれぞれ職員一人一人がどうしたらこういう形にならないのか、今、議員がおっしゃいましたとおり、仕事に対する危機意識、この問題をやはりみんながおのおのが強く抱いていく必要があるというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

田畑さん、残り3分です。

○13番（田畑純二君）

残り3分以内におさめます。

先般、日置市の課長、係長昇任試験ということで、南日本新聞にも出たんですけども、先般、同僚議員もその意義について質問したんですけど、ただ気になることがありますので、その点を聞きます。

新聞記事によると、日置市は1月に市職員労働組合に制度導入を打診した。同職労は、

示された規定では公平性が確保できるか疑問として反対しているが、同市は組合の同意は必要ではないとして、ことし9月にも最初の試験を行う予定とのくだりがあります。それで、昨年5月の市長選挙のマニフェストで、職員の昇格制度の見直しを掲げていたという点と、制度上、組合の同意は必要ないという市長の思いも十分わかるんですけども、市職員労働組合の何らかの同意なしに今の時点で強行することで、今までせっかく営々と築いてきた労働組合との道義的な信頼関係が崩れて、執行部の上層部と平職員との間がぎすぎすした関係になり、日置市日常業務の目で見えない細かいところに支障が出てきて、効率が上がらなくなるのではないかというふうに心配します。それが日置市の発展を阻害する上に、結果的に市民へのサービス提供に悪影響を及ぼすのではないかと危惧するものです。

それで、この制度はよくわかるんですけども、民間会社と違って、トップダウンが浸透する市役所で一番の問題点は、昇任試験委員会がいかに客観的な基準で判断できて、組合の言う公平で公正な採用が本当にできるのかだと思います。それで、いかにペーパーテスト、論文を読まれ、人物本位6割で評価するとしても、非常にこれは客観性が発揮できるのかと。それが難しいからこそ、今まで県内のほかの自治体は実施してこれなかったんじゃないかと、私はそういうふうに思っていますけども、この点を市長はどう考えていますか。

そして、また組合がある程度同意できるまで徹底的に話し合い、平行線のままの強行導入はしばらく見合わせるぐらいの配慮をすべきと、配慮もしてもいいんじゃないかと、徹底的にまだ話し合いをすべきじゃないかというふうに私は思うんですけども、市長の率直な考え方をお知らせください。

○市長（宮路高光君）

各自治体におきましてまだないということでございますけど、基本的にはございます。教職員の公務員たる中で、教職もそのようなことをしておりますし、また消防組合もそのような任用をしております。基本的には、ご指摘ございました組合とはまだきちっと、1回お示しをただけでございますので、今後、それぞれの組合の要求もあるというふうに思っておりますので、組合の要件もお聞きしながら、内容をきちっと公表した中で実施をしていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

もうあと1分ですので、今、だから市長のその答弁なんですけど、あくまでもこの件についてはまだいろんな組合と詰めるべき問題とか、いろいろあると思いますので、あくまでも話し合いを路線にして、ある程度、組合の方も皆さん100%まではいきませんが、やっぱりそれならしやうがなか、やってもというぐらいのところまで話し合わない、このまま突っ走っていったら、かえって日置市のためによくないと思いますので、みんなでお互いの力が出ないと思いますので、そこら辺を要望じゃないんですけど、もう一回確認して、そこら辺をどう思うか、もう最後です、答弁してください。

○市長（宮路高光君）

何度もお話しいたしましたとおり、今後につきまして、組合の方につきましても趣旨要綱、内容につきまして、きちっとまた詳しく説明をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

本日、最後となりました。社民党の地方議員として、通告に従いまして一般質問をいた

します。

日置市が誕生いたしましたして、1年を迎えようとしております。合併直後のさまざまな問題や課題もありましたが、日置市としての新年度を迎えようとしております。3月2日には市長の施政方針も述べられて、基本的な考え方が伝わってきたような気がいたします。

現在、都市部では景気回復が進んでいると言われておりますが、依然として鹿児島県内では企業進出が少なく、雇用を含めた経済環境は厳しいものがございます。合併して間もなく1年、日置市としても今回初めての予算編成がされたようですが、少子高齢化、税収不足など、大きな課題もありますが、住民サービスの低下を可能な限りせずに、市民が合併してよかったと言えるような市政運営に心がけたいと思います。

1点目は、自治公民館の再編状況と活性化についてであります。

日置市は、現在274の自治会が地域住民を中心に運営されております。市の基本計画の中で、住民自治組織の統合を進める方針が打ち出されております。今後、自治会運営補助金も削減される方向が予想され、自治会活動の効率的な運営が求められます。近年、共働き世代の増加や長時間労働が増加し、コミュニティー不足もあり、日常的な住民同士の交流が少なくなってきたような気がいたします。また、若い世代と高齢者の世代の交流も少ないような気がいたします。

今、地域社会では、人と人との気薄さもあり、コミュニティー不足による事件も多発しております。せめて近所や住居地域ぐらいは、歩いていても「こんにちは」と言えるコミュニティー社会が必要だと私は考えております。そういう意味を込めて、質問いたします。

現在、旧4町の公民会長会を中心に、自治会の再編が進められております。現在の再編状況はどうか。

旧4町での自治会活動の特徴や特色をどのように認識されておりますか。

旧4町の自治会の課題や問題点について、どう考えておりますか。

基本計画の中で、住民活動の中核となる人材の育成を明記されておりますが、どのように進められているのか、教育長にお尋ねいたします。

2点目であります。国民保護計画作成と市長の平和に対する考えであります。

戦争やテロ事件が起きたらどうするか、有事での対応を定める国民保護計画が全国の地方自治体で進んでおります。国民保護法は2004年6月14日に成立し、同年9月17日に施行されました。まさしくこの法律は戦争を想定した有事体制づくりだと、私は考えております。

この法律は、国が国民保護基本指針、都道府県、市町村が国民保護計画を策定することが求められており、鹿児島県も策定が終わったようでありまして。地方自治体でも、2007年3月までに国民保護計画を策定し、国に提出しなければならないようでありまして。

この国民保護法では、市町村の役割は、避難に関する措置として、警報の発令、避難の指示、避難の誘導など、被災状況の収集などが盛り込まれているようでありまして。武力攻撃事態等における国民の保護に関する法律、通称、国民保護法では、第5条で憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないと言われておりますが、有事関連法の1つであることから、国民の権利、財産にかなり制約が予想されるという指摘もございました。

一方で、2004年12月に閣議決定された新防衛大綱では、我が国に対する本格的な侵略事態の可能性は低下しているという論調もあります。狭い日本には多くの原子力発電所が点在し、ミサイルを打ち込まれたら、避

難どころか、最悪な状況も予想されます。今の日本は、外交を含めて、経済政策もアメリカの意向が余りにも強い状況であります。そういう意味で、今、日本はアジア各国に対して配慮がないと私は考えております。

以下の質問をいたします。

市長の国民保護計画策定に当たって、基本的な考え方を伺います。

協議会委員定数40以内の根拠はどういうことなのか。

2006年度中に作成されます国民保護計画ですが、タイムスケジュールはどのように考えているのか。

こととして戦後61年になりました。戦後世代が非常に減りまして、戦争に対しての認識が非常に薄れているような気がいたします。市長の平和に対する考えを伺います。

3点目であります。指定管理者制度についてであります。

平成16年6月の地方自治法一部改正で、指定管理者制度の導入が決まりました。今、全国的に官から民への流れが非常に進んでおります。県内でも、薩摩川内を最初に、先月には鹿児島市でも導入が決定されていたようであります。財政負担を減らすのが指定管理者制度であり、民間のサービスを導入するのも大きな役割であるが、官から民への流れによる弊害の問題や、コスト競争による利益主義の問題もあります。私たちの大切な税金で建設された公共施設であります。導入に当たっても、平等で公正な判断が必要であると、私は考えます。

日置市でも指定管理者制度導入が3月議会で可決され、伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」や「ゆーぷる吹上」を含めて、40カ所が制度導入施設に選ばれました。指定管理者制度について、以下の4点で質問いたします。

今回、指定管理者制度導入施設が40の施

設が選定されたが、その理由は何か。

公募選考に当たり、市内外を問わないのか。

選定指定に当たり、選考委員会についてはどのようなメンバーを考えているのか。

委託が決まった場合、職員、臨時、パート、アルバイトの雇用と、一方的な労働条件の低下の心配はないのか。

5番目に、民間委託により選定された施設は、今後どのように活性化が期待されるのか。

一部重複する場面もありますが、市長の考えをお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2番目の国民保護法計画作成と市長の平和に対する考え方ということでございます。

国民保護は、万一の武力攻撃や大規模テロの際に迅速に住民の避難を行うなど、国、県、市町村、住民などが協力して住民を守るための仕組みで、国がこうした事態を招かないように、最大限の外交努力を行うことは当然の前提であります。あつてはならないことに対する万一の備えをすることにより、安全度を高め、万一のときに常に避難など国民を守る取り組みを意識し、実施することを担保とするものと考えます。現実には物事が起きないと動かないのではなく、発生したときのことを考えておく必要があると考えております。

市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために置く国民保護協議会の委員は、いわゆる国民保護法第40条4項各号に上げる者のうちから任命することとされています。日置市国民協議会の委員として、市の区域を管轄する国の地方行政機関などの職員を3名、自衛隊に属する者を1名、市に出先機関のある県の職員を3名、助役を2名、教育長、消防長、消防団長、各方面団長、そのほか市の職員

9名、市の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療、そのほか公益的事業を営む法人などの役員または職員を6名、国民保護のための措置に関する知識、また経験を有する者を7名を予定しております。

日置市国民保護計画策定のスケジュールといたしましては、国民保護協議会委員を任命し、国民保護協議会で市国民保護計画案を審議し、策定した計画について県との正式協議を行い、計画の承認後、市議会に報告し、市国民保護計画を公表することになります。市議会への報告は、平成19年3月議会を予定しております。

市長の平和に対する考え方ということでございます。

日本国憲法のもと平和を享受している私たちは、平和のとうとさ、大切さを後世に伝え、さらに世界平和のために貢献していく必要があると考えています。また、平和とは、戦争や紛争がなく、世の中が穏やかな状態にあることと認識しております。

3番目の指定管理者制度につきましては、先般の11番議員、また1番議員、それぞれの議員の皆様方が質問したこととある程度重複する部分が大分ございます。

1番目の地方自治法制の改正により、公の施設の管理について、従来の管理委託制度が廃止され、平成18年9月から指定管理者制度が始まります。ご質問の40カ所の選定につきましては、これまでの管理委託制度の廃止に伴い、現在、管理委託している施設を指定管理者制度へ移行する施設28カ所と、民間企業のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設12カ所となっております。

公募の方法につきましては、民間団体等の持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために、今回は市内外を問わない公募を考えているところでございます。

選考委員会につきましては、公の施設の指定管理者制度運用指針を定めておりまして、総務助役、産業建設助役、総務企画部長、総務課長、財政管財課長並びに指定管理者制度を適用とする公の施設を所管する部及び課長等の長で組織しております。そのほか、指定管理者としての経営能力の把握のために、申請団体から提出された財政状況等の書類審査を公認会計士等をお願いする予定であります。会議は非公開としますが、結果につきましては公開していきたいと思っております。

職員、臨時、パート、アルバイトの雇用につきましては、指定管理者募集要項の中に、職員の雇用については、現職員の中から希望者を指定管理者が定める雇用要件で再雇用することとしており、一方的な労働条件の低下のないものと考えております。

また、指定管理者の高い能力とノウハウ、それから施設の利用者の満足度調査などによりまして、施設の有効利用が図られ、これまで以上の利用者の増が見込まれるものと予想しており、施設全体が活性化していくと思われれます。

以上で終わります。1番目につきましては教育長の方に答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

自治公民館の再編状況と活性化について、まず自治公民館の再編状況についてですけれども、自治会の再編状況について申し上げます。

ご承知のとおり、自治会には2つの性格がございます。1つは、行政の普及推進を目的に、行政と住民の協働のまちづくりを進めるという自治体最先端の組織であること、もう一つは、地域住民の福祉の増進と地域の振興を目指して、生活全般にわたる事業や実践活動を行う、いわゆる自治公民館組織でございます。

最初の自治体活動最先端組織としての活動は、主に行政嘱託員関係の仕事になりますが、これは数は少ないほど行政効果は高まるものと思われまゝ。一方の自治公民館活動は、これは長い間培ってきた地縁関係や祭り、共同作業、あるいは伝統芸能の継承等、歴史的なつながりの深いもので、単純に行政効果だけでははかれないものがございませぬ。

日置市が誕生した平成17年度は、東市来が53自治会、伊集院が70、日吉が77、吹上が74の計274自治会でスタートをいたしました。平成18年度は伊集院が71に、日吉が18に再編され、計214になる予定でございませぬ。

伊集院は、妙円寺団地の広がりに伴い、これまで346戸1,181人であった妙円寺7・8区自治会が、それぞれ234戸778人の7区と112戸数403人の8区に分離するものでございませぬ。これは、世帯数が多過ぎて、自治会活動に支障を来していた自治会のある程度適正規模への再編でございませぬ。

一方、日吉地域では、合併当初から自治会単位について検討がなされていりましたが、77の自治会は平均戸数が32戸で、他の町と比べて少ないことから、他の町と同じ自治会活動をする組織としては、18の現存する自治公民館が妥当ではないかということになりました。そのため、自治会長さんや自治公民館長さん方との説明会や話し合いを重ねまして、最終的には18の自治会で新たにスタートしようということになりました。

東市来地域は現在53の自治会数ですが、平均は101戸で20戸数以下が6自治会です。東市来でも、過疎と高齢化の影響で、自治会の運営に支障を来しているところもあることから、現在、適正規模の再編が話題に上がっている状況でございませぬ。

吹上地域では、以前2回の自治会統合がな

されて、現在は74の自治会で平均53戸となっておりますが、各地区公民館単位で積極的な検討がなされておりますので、できるところから順次再編が推進されていくものと思っております。

今後の自治会再編に当たりましては、適正規模の公民館活動ができるかどうかの住民自身の判断と行政効果から見た行政嘱託員の数とを相対的に判断しつつ、説明会と話し合いを続けていく考えでございませぬ。

2つ目の旧町の自治会の特色、3つ目の自治会の課題について、まとめてお答えいたします。

旧4町の自治会活動の特色と課題についてでございませぬが、私自身、4つの地域をまわつぷさに観察したわけではございませぬので、詳しいことは申し上げられませぬが、一般的にこれまで感じてきたことを申し上げてみたいと思ひます。

東市来では、自治会長さん方が文字通り自治会活動、ひいては行政推進の牽引力になっておられます。組織も各専門部がある程度整備され、独自の活動が展開されていると思ひます。北山の火振りを見させていただきましたが、伝統芸能を力強く継承しておられる地区民の姿に感動いたしました。

伊集院の特色は、都市型と農村型自治会の混住社会だろうと思ひます。農村型の自治会活動が可能なところと、自治会未加入者を多く抱える都市型自治会の差があります。規模的には、大きい自治会は朝日ヶ丘の506戸1,001人を筆頭に、300戸以上が8自治会あります。それでも、キッズフェスティバル等で発表された妙円寺自治会の子ども会活動は大変まとまりもあり、大したものだったと感じました。

日吉地域は、太鼓踊り等の伝統芸能等の継承に特色があります。今後、18の自治会で活動することになりますが、これまでも公民

館活動は実質この18の単位で行ってまいりましたので、特別な変化はないだろうと思いますが、これまで77の単位であった行政事務の伝達に慣れるまではご苦労が多いことだろうと思います。

吹上地域は、74の自治会で平均53戸です。市内で一番面積が広く、自治会も広範囲にわたっているのが特徴です。合併を契機に、山間部の自治会が地区公民館単位での再編を模索する動きが出始めていますので、そういう動きを支援していこうと考えております。自治公民館活動は盛んですが、過疎化のために専門部活動ができないところが多くなってきております。

最後の人材育成についてですが、自治公民館活動においてはリーダーの存在が欠かせません。自治会長だけでなく、高齢者や婦人、産業部門、健康づくりや青少年の健全育成、または伝統芸能等の継承についてもリーダーが必要でございます。公民館活動の基本は学習活動にありますので、あらゆる機会を利用して、人材の育成に努めてまいります。そのためには、中央公民館だけでなく、集まりやすい身近い場所で、生活に密着した課題を学習する機会が必要だと思います。これからは、校区公民館の範囲でできる学習活動をふやしてまいりたいと思います。

自治会長さんを初め役員のなり手のないという悩みが、どの地域でも聞かれます。これは一概には言えませんが、役員任せの自治会活動が多いことも原因の1つではないかと思われまます。公民館活動は民主的な方法で運営されるべきもので、専門部活動の役割分担が十分なされているところでは、役員の選出も比較的うまくいっている例もございます。役を引き受けた人が何をすればいいのかわからない状況がありますので、そういう人たちにリーダーとしての心構えや活動の手法について学習する機会を提供できれば、人材の育成

につながっていくものと思います。

また、過疎・高齢化のため、絶対的な人数が不足していることも考えられます。人材を確保できる適正規模の自治会の必要性も、訴えていきたいと思ひます。

○5番(坂口洋之君)

最初に、自治公民館の再編状況について質問をまたいたします。

私も、一昨年の12月に、市長と同じ朝日ヶ丘団地に引っ越してきまして、昨年4月から1年間、地域の行事に参加しました。朝日ヶ丘は、さっき答弁があったとおり506戸です。実際は350あると思うんですけども、残りは恐らく城西高校の寮生の方が入っていますので、506という数字が出たのではないかと思っております。

なかなか自治会の再編は非常に難しいようでありまます。行政が余り強く言うとしたら、我々の任意組織だから、そういった介入はしてほしくないといった、そういった意見もあります。しかし、やはり行政が積極的にある程度取り組まなければ、なかなか合併は難しい点もあります。

この前、自治会の再編状況について話し合いがあったということで、いろんな話を聞いてまいりました。自治会の合併に賛成という方の意見として、やはり小さな公民館は高齢者が多いと、なかなか仕事をしながら公民館の方まで身が回らない、だからやはり合併をした方がより効率化が上がるといった、そういった意見や、統合はみずから積極的に進めるのではないが、行政がそういった意向があれば合併してもいいという、そういった意見もあります。

また一方では、反対の方からもやっぱり意見があったようです。各公民館の所有財産があったり、なかなかそういった点で合併しないということや、もともと戸数が少ないのに地域が広いということで、合併すればますま

す地域との公民館としてのつながりが薄くなる、そういった点でまだまだ合併したくないといった、そういった意見がありました。

基本的には、自治会というのは任意団体であります。今後、公民館編成をするに当たり、中央公民館が示したモデルケースが100戸ということです。伊集院地域も数年前から話し合いが進んでおりますが、うまく合併したケースもあれば、なかなかうまくいかなかったケースもあります。当然、今後、地域間の問題があるわけでありまして、財政が厳しく、合併するしかない今の自治会のあり方です。最終的には自治会の判断であるわけですが、今の市の財政状況を十分説明して、行政としても、公民館総会が今後行われると思っておりますので、そういった場に行きまして、今の市の財政状況を含めて、合併の趣旨などを十分説明する機会を設けるべきではないかと私は思いますが、教育長はどう考えておりますか。

○教育長（田代宗夫君）

今お話がありましたとおり、これまで伊集院地域におきましては、合併前から大体100戸数をめどに検討がなされていたようにございますけれども、他の地域におきましては1自治会当たりの単なる戸数だけでなく、面積の問題とか、あるいは過疎・高齢化の問題もあって、単純に100戸という数字とか、それは打ち出せないのではないかなと思っておりますが、大まかな数として多分出されて進めてこられたのではないかと思います。

適正な公民館活動がどの程度だったらできるかということで、最終的には戸数等が決まってくるのではないだろうかと思いますので、そういう地域の状況とか面積とか、人々の高齢者の数とか、いろんな問題をひっくるめて、ケース・バイ・ケースで対応していかなければならないのではないかと思います。

なおまた、自治会の財政状況等で、なかなか運営がうまくいかないというところもある

ということですが、今現在、市の方では自治会育成交付金と活性化補助金というのを出すようになっているわけですが、これはそれらのそれぞれの規模に応じた、自治会にこの程度は必要だろうということで計算をしてあるようではありますが、当分の間、これは続いていくと思っておりますが、将来的にはどうなるかはわかりませんが、したがって今お話がありましたように、そういう自治会において、ぜひそういう説明とか必要であれば、私ども自治会の総会等に来てくれということであれば進んで説明に上がりまして、そしてどういう学習をしていけばいいとか、そういう財政の状況とか、そういう問題もお話をしていきたいと考えております。

○5番（坂口洋之君）

自治体の合併は最終的には住民の判断ですが、やっぱり市の財政状況を知って、理解していくことが大切ではないかと私は思っております。

合併して10カ月を迎えようとしております。教育長も教育長に就任して9カ月を迎えまして、忙しい合間にあちこちの公民館等に顔を出されているようであります。教育長も教員の経験を40年以上されまして、県内各地あちこち転勤等をされていると思っておりますけれども、市長は前は鹿児島に住んでいたと思っておりますけれども、鹿児島市の自治会の様子、また県内各地転勤されましたので、他自治体の自治体活動を比べて、日置市の自治体活動、公民活動はどう異なるか、どういう特徴があるかをお尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

私もいろんなところを回ってまいりました。これまでいました鹿児島市も、やはり周辺地区と、それから中心地区、周辺地区でも違ってくると思うんですが、吉野下田町に住んでおりましたけれども、基本的にはいろんな各1年の主な行事といいますか、夏祭りとか、

そういうもの等は基本的にはございました。

それから、出水市にもおりましたけれども、出水市はもちろんこれもすべての自治会が同じようにというわけにはいきませんが、ある自治会あたりは子ども会活動の中で、子供たちに地域をきれいにしようということでテーマを設けられまして、毎月第3土曜日の午後は地域内を子供たちがごみ拾いをしまして、そのごみの分別をしまして、どんなものが一番たくさん落ちているか、全部グラフにしまして、そして地域の放送で流して、1年間をかけて地域をきれいにしたとか、1つの例ですが、そういう取り組みもあります。

それから、同じ日置市であっても、すばらしい活動がいっぱいございます。この前、美山の登り窯も見に行きましたが、登り窯の火たきのときにあわせてミニコンサートもされておられました。それが何も片意地張らない、まさに自分たちのコンサートでありました。もちつきをされまして、そしてそれぞれ地域の方々もふだん着の姿でそこにシートの上に座ったり、しょうちゅうを飲む人もいるし、高齢者の方々が本当に楽しそうに来ておられました。私は思いました、なるほどと、コンサートというのは文化会館で聞くものだと一方で思っておりましたけれども、お年寄りとか、そういう方はこういうところになかなか来れないんだと、そういうのを地域の中で簡単にやってのけていらっしゃる姿に本当にほのぼのとした感じを受けましたが、まさにこれが自治公民館の活動なんだなと思ったところでした。

なおまた、日置市の活動も、それぞれ先ほど言いましたように、伝統芸能を中心とした活動がいっぱいありますので、私は日置市に参りまして、日置市の全体的に地域の教育力というのはまだいっぱい残っておって、その活動がなされていると、これをもっともっと活用する方法があるんじゃないかと思うこと

でした。

したがって、日置市の自治公民館の活動はそれぞれ自治会によって違いはありますが、かなりいい取り組みをされているところもいっぱいあるということでございます。

○5番（坂口洋之君）

私も、3年前までちょうど松元に住んでいたんですけども、そこの方で体育部長をしておりました。なかなか体育部長というのは手が正直言っていないくて、本当に人集めというのが非常に難儀のする仕事です。松元も鹿児島市と合併いたしまして、公民館に対する補助金の予算が大幅に削減されたのと同時に、これまで自治会と行政が非常につながりが深かったわけです。

しかし、鹿児島市の自治会活動というのはあくまでも自主組織を重んじるものですから、行政との距離が非常に離れております。今まで、かつて体育大会とかスポーツ大会というのは行政と連動していた形だったんですけど、今では行政が離れたことによって、体育行事、スポーツ行事も自主活動になりまして、非常に運営も難しくなっております。日置市は、行政と自治会が非常につながりが強いので、そういった意味でも連携を強めていくべきではないかと思っております。

日置市の基本計画の中に、住民自治、地域の活性化を支える組織活動の充実がうたわれております。自治組織の構造も、自治会、地区公民館、地域中央公民館の3層構造で行われております。現在、伊集院地域、吹上地域では地区公民館の整備がされておまして、地区公民館に社会教育指導員が配置されております。

一方、東市来では、一部にしか地区公民館が整備されていない状況です。日吉に至っては、もともと合併前には地区公民館の制度がなかったために、地区公民館の整備が非常におく

れていると思われます。市長の施政方針の中に、地区公民館の整備と社会教育指導員の配置がうたわれていると思われます。今後の整備をどう考えているのか、また財政的にどうなのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

地区公民館の整備についてということですが、伊集院には現在5つの地区公民館のうち4つの児童館と1つの地域活性化センターを条例公民館として設置しております。それから、東市来では、廃校になりました高山小学校跡地を条例公民館にしたほか、中央公民館の移転に伴いまして、長里地区公民館を設置いたしました。今後、上市来地区の農業構造改善センターと伊作田地区の活性化センターを有効利用いたしまして、条例公民館に位置づけをしていけるようにしていきたいと考えているところです。

吹上地域では、文部省の補助で5つ、農水省の補助で2つ、総務省補助で1つ、単独で1つ、計9つの地区公民館が整備されております。

日吉地域は、これまで77の集落と18の自治公民館という組織で活動されておりましたので、地区公民館という概念が必要なかったのではないかと思います。したがって、今後、地区公民館活動の組織づくりから、まず始めていかなければならないのです。したがって、その組織づくりの進捗状況とあわせて館の整備も計画させていただきたいと、今のところ考えておりますが、今後、それらにあわせまして、これからもし必要であれば新たなものをつくりますし、あるいは学校の敷地を活用したりとか、いろんな方法が考えられると思います。

○5番（坂口洋之君）

市の方針で、どこに住んでいても不便を感じさせない行政サービスというのがうたわれていると思います。財政も厳しいですので、

新たに館をつくる必要はありません。今あるものを有効活用して、早急に地区公民館制度も日吉地域に導入すべきではないかと思えます。

3月に入りまして、各地区で自治公民館の役員改選があるようです。なかなかどの地域に行っても役員のなり手がおらずに、1年交代で公民館長を交代する、そういったケースもあります。1年ではなかなか、公民館長としての仕事も覚えたころには終わってしまうということで、そういった地域は公民館活動も停滞している、そういった状況も見られております。

自治体再編が進めば、当然ながら1自治会当たりの戸数もふえるわけでありまして。国が小さな政府ということで、さまざまなことを地方自治体におろしている、そういったケースもあって、今後、自治会長の役割は非常に大きいものがあると思います。また、行政嘱託員も兼ねる今後の自治会長の位置づけ、役割をどう考えているのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

自治会長の役割と位置づけということなんですけれども、ご承知のとおり、自治会には2つの性格があると考えております。1つは、地域づくりを主な目的としました自治会活動、もう一つは人づくりを主な目的とした自治公民館活動という、この2つがあると考えております。組織が再編されて大きくなっていけば、行政嘱託員としての事務量はふえていくことにはなると思うんですが、自治会とか、あるいは自治公民館活動は組織が大きくなっていけばなるほど、今度は各専門部の活動というものが活発に活動できるようになるのではないかなと思いますので、そういう意味から考えますと、大きくなったから忙しくなったというんじゃなく、かえって専門部の活動が充実することで、公民館長さんというんですか、会長さんというんですか、その方の仕

事というのはそんなに急激に大きくなったりすることはないのでないかなと、そんなふうに今考えております。

○5番（坂口洋之君）

財政が、これから今後非常に厳しくなっております。数日前の全協での日置市行政改革大綱の説明書の中において、今後とも補助金等の見直しが盛り込まれているようであります。補助金に頼らない公民館運営をどうすべきなのか、教育長はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

確かに、自治会の運営というのは、本来ならば住民の納める自治会費そのものでやっていくというのが本来の活動だろうと思います。しかしながら、現在、大体どこの自治体も同じようなことだろうと思うんですけども、本市におきましても交付金と、それから活性化補助金の方を主な補助金として各自治会の方にお流しているところですけども、先ほども言いましたが、交付金と補助金につきましては、それぞれの自治会の規模とか、そういうものに依じて補助していくことになっておりますが、この前、私も串良町の例の柳田の公民館長さんのお話もお聞きしまして、まさに自治会それで運営をすべてやっていらっしゃるというすばらしいお話も聞いたところですけども、当初申しあげましたように、本来ならば自治会そのもので会費を徴収して運営していくのが基本ではございます。

ただ、なかなかそうはいってもこれまでできないところですけども、ただ私はもし自治会の中でわずかでも自治会の何らかの活動をして、少しでもいいですが、何か補えるものがあれば、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。なぜかといいますと、それは何も財政を補うという面も1つはありますけれども、それ以上に地域の住民の方々が財政を援助するために、何か1つの活動をみん

なで取り組もうという、その意欲が私は自治会活動そのものに大きな影響を及ぼすんじゃないかなと、そんな気もしております。

したがって、もしそういう何か、この前の話ではカライモの栽培というのもありましたし、いろんな実のなるものを育てることも、いろんなものがその地域によってはあるかもしれないませんが、何か1つの活動をそういうことでみんなで取り組むことで、私は地域の自治体の連帯意識の深まりとか高まりというのは物すごく大きなものになってくると、そういう意味では少しでも何らかのそういう努力をされることは意義あることじゃないかなと、そんなふうに思います。

○5番（坂口洋之君）

先ほど教育長が答弁されたように、実は私も先々週の土曜日、鹿屋市の串良町の柳田集落に行ってみりました。なかなか活動をするには金が要るということがやっぱり我々は頭から離れないんですけど、金を稼ぐという、自分たちの地域づくりにはやはり自分たちで働いて資金を集めるといった意味で、柳田の集落は自立の道を歩んでいる地域でした。世帯数が122戸です。人口も300人ののかな集落です。行政に頼らない地域づくりということで、300人の住民が子供から高齢者までサツマイモを生産し、販売し、また焼酎を作ったり、土着菌を活用して家畜の悪臭解消をしたり、さまざまな実践活動をしている地域です。

そういったことで、資金を集め、地域の高齢者の自宅には安全ベルを設置したり、子供たちには働いた資金で、地域の人材づくりということで、公民館で鹿屋の町の方から塾の先生を呼んで地域で勉強を教えている、そういった活動をしておりました。

この間、1番議員も発言しておりましたが、これからは工場などを誘致して人をふやす時代ではございません。やはり定住者への促進

事業が必要だと思えます。団塊の世代が700万人と言われております。都会にも多くの日置の出身者がおります。また、鹿児島市にも日置の出身者がたくさんいるわけであり、日置出身者が再びふるさとに帰ってきたくなるような地域づくり、まちづくりが必要ではないかと、私は思っています。

12月議会で13番議員が述べられたと思いますが、人材育成のふるさと塾のようなものをつくる必要がないのかといった、そういった答弁がありました。そういった意味で、今後、人づくり、人材育成についてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

前回のときもいろんなそういう人づくりの塾等の話も出たようですが、私もこれまで社会教育の仕事も幾つかたくさんやってまいりましたが、行政が主導したこういう塾というのがなかなかうまく育たない。当初やった5年か七、八年ですぐしぼんでしまうような、これはもちろんおしかりを受けますが、おまえのやり方がまずかったからだろうと、そのとおりなんです、でなくして、私はやはり住民、あるいは地域の皆様方から自分たちでこれをやるぞと立ち上げて、どうしてもこれだけ金が足りんから何とかしてほしいとか、そういう地域の盛り上がりをもっともっと大事にしていかなければ、行政からやりなさいよ、こうしてお金をやるからやっごらんというような立場では、なかなか育っていかないんじゃないかなと。

しかし、そういうものを住民の皆様方が本当に、自治公民館の人材育成と同じように、人材育成していくことは大変大事なことだと思っております。ぜひ、そういうふうになっていただきたいと思えます。

○5番（坂口洋之君）

自治公民館のことについては終わります。国民保護法について質問をいたします。

市長の平和への考えもお聞きしました。一昨年、自衛隊がイラクに派遣されました。昨年は薩摩川内市や霧島市の自衛隊も、イラクに派遣されたようであり、しかし、イラクでもいまだに民間人を含めて多くの犠牲者が出ております。今回、国民保護法が作成しなければならない、こういった状況は私はこの騒ぎでならないと思えます。今のこういった状況について、市長はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

最近の外交といいますか、いろいろと報道する中におきまして、テロの問題を含め、またそれぞれのところの戦争、大変大きな憂いといいますか、大変心の痛む事件があちこちに起こっておりますし、特にアジア、私もアジアの中におきまして、特に北朝鮮を含めましていろんな問題があるというふうに報道されております。

そのような状況を踏まえた中におきまして、やはり備えなければ憂いなしという形もあるように、やはり自分たちの国は自分たちで守ると、やはりそういう気持ちを持っていない以上は、本当にいざ攻撃をされたときに大変なことであるというふうに思っております。

今後、今の保護法でございますけど、やはりこれも万が一ということの中で法律であるようでございますので、私も自治体におきましても、万が一に想定した中におきますマニュアルといいますか、そういうものもきちっとし、また市民の皆様方にもマニュアル等を提示していく必要があるというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここで、議事の都合上、会議時間を18時まで延長いたします。

○5番（坂口洋之君）

災害基本法という法律があります。災害基本法は、防災計画をつくるものです。国民保

護法では、国民保護計画が地方自治体では作成されるわけであり、災害基本法では、自治体に基本的な責務が果たされており、国民保護法では、国が避難の措置を講じるようになっております。作成に当たり、住民の安全を守るという自治体の責任を考慮して、権限が保障される文言を取り入れるべきだと考えております。

また、これから作成を1年かけて実施するわけであり、市長は本市の特色、特性をどのようにとらえ、またそれを国民保護計画にどのように反映されると思われませんか。

○市長（宮路高光君）

特に、私どもの地域を含めたときにおきまして、やはり一番大きな1つの関係のテロを含めた中におきましては、空港、港湾、そういう施設がどこにどうあるのか、そういうものが一番大きく問われるというふうに思っております。今後、私どもはやはり海岸を含めた中でどう対応すべきなのか、やはりこういうところに重点的に基本的にひとつ考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

日置市の特徴として、やはり吹上浜が重点の項目になるのではないかと思います。南北4.5キロの吹上浜です。今まで、非常に不幸な事件も起きたようです。また、日置市は川内原発、薩摩川内市にあります川内原発から直線で30キロ近くということです。今の近代戦争では、とにかく軍隊が攻め込むというのはそんなに想定されません。ミサイルが川内原発に打ち込まれる可能性が非常にあります。そういった意味で、川内原発を見据えた計画をぜひ練っていただきたいと思っております。

また、メンバーを今回、国民保護計画に対してメンバーが40人ということでありました。前回、18番議員が有識者として戦争未

亡人を入れろということだったんですけど、戦争未亡人は85歳を超えていると思いますので、非常に現実的ではないと思います。

いざ有事になりますと、自衛隊は最前線の方に当然ながら投入されるわけであり、日置市を守るのは当然ながら市の職員並びに消防団の方々、病院の関係者が守ると思います。そういった意味で、消防の代表として消防団長が委員に選定されています。病院の代表ということで、病院の代表も入っております。また、当然ながら市の職員も、そういった事態になったら、最優先で活動をされるわけであり、私は40人のメンバーの中に、ぜひ有識者として職員組合の代表などを入れるべきではないかと思いますが、どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

職員組合の代表というのじゃなくて、私は組合であろうが何であろうが、やはり職員という1つの考え方の中で、やはりこれは組合が守るというわけじゃなくて、職員自体は組合であろうが何であろうが、そういうふうにして守っていかなくちゃ、率先して公務員ですので、やはりその中で職員というふうに位置づけをしていきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

確かに、職員は命にかかわる行動も余儀なくされる場合があります。そういった意味で、十分そういったもし有事の際は十分審議していただきたいと思っております。

地方自治法の中に、市民の生命と財産を守らなければならないという項目があります。市民を決して危険な目に遭わせるべきではないと思っております。その決意を伺いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

私ども公務員は、本当に市民の安全、安心のために、それぞれ公僕として働いているも

のでございます。そういう中におきまして、いろいろな中におきましては、職員みずからがそういう場面について対処していかなければならないというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

国民保護法の市長の平和への考えは伝わったんですけども、隣のいちき串木野市では3月議会で市長みずから平和宣言を出され、議員全員の賛成で条例化されたようであります。これまで、18番議員とともに平和について質問いたしまして、市長の平和への考えを聞きまして、平和宣言については市民憲章を踏まえ、時期が来たら、平和宣言については検討したいという発言でありました。現在の考え方をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先般、答弁したことと一緒でございます。基本的に、市民憲章というのを制定した後において、それぞれまた議会の皆様方と平和憲章につきましては考えていきたいというふうに思っております。

○5番（坂口洋之君）

最後の指定管理者制度についてお尋ねいたします。

2月28日に、指定管理者導入検討施設の説明会があったと思われま。その状況はどうだったのでしょうか。また、今回の指定管理者制度の導入施設として、公益の宿泊施設がたくさん上げられていると思います。宿泊施設に関係する会社は何社ぐらい説明会に来られたのか、また当局としては当然委託先を視野に入れているわけでありま。今回の40の施設をどういう視点でPRしたのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この間、事前説明会といいますか、そういう形をさせていただきましたけど、約30社ぐらいだったのかなということは記憶しておりますけど——25ですか、25団体の

方々が来て、説明を受けたというふうに思っております。そこにおきま。会社の中におきましては、やはりビル管理をする会社があったり、また音響の会社、それぞれ千差万別であったよう。今、市内にありますそれぞれの宿泊を伴う施設は全部上げてございますし、また文化施設、また特に美山地区にございますそれぞれの連帯した施設、そういうものが今回の公募の対象というふうにさせていただいているところでございます。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

この前、2月に事前説明会を行いま。参加された団体数は、先ほど市長が申しましたけれども、数的には29団体40人ということで、その中でアンケートを行いま。提出いただいた団体が25団体、うち鹿児島市内が18団体、ほか日置市内は5団体ということで、ほかは南さつま市が1団体、いちき串木野が1団体という結果でございました。

また、先ほども市長も言われましたように、ビルメンテナンス業の業者の方が多かった。

それから、今回は民間団体が民間の方ができる、今でもやっているような業務、そういう施設について公募を行ったということでございます。

以上です。

○5番（坂口洋之君）

その前に、先ほど1回目の質問で、私は日置市でも指定管理者制度導入が3月議会で可決されたという発言をしましたが、まだ可決されていませ。訂正いたします。

昨日も、11番議員の質問の中に、「ゆすいん」のことが出てきたと思っております。私も何回か利用したと思うんですけども、一般会計から4,000万円の繰り入れがある状況ということでありました。私は、「ゆすいん」の場合は、単に利益を追求するだけの施設じゃないと思っております。本来の目

的が、健康増進施設としての役割ですから、必ずしも趣旨だけで判断すべきではないと思うわけであります。

しかし、やはり問題になっているのは、抜本的に業者が少ないということではないかなと思っております。たとえ赤字であっても、利用者が多くて、長い目で見ると事業費が削減できたり、また介護保険料などが削減できれば、それは十分公共施設の役割ではないかと思っはいるわけでありますが、今回、「ゆすいん」も指定管理者制度の導入に当たり、どういう観点、どういう契約内容を提示していかれるのか、市長にお尋ねします。

また、江口浜荘の契約は、年間1,500万円繰り入れているということなんですけれども、どういう形で契約をされるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、先般、選考委員会の中でいろいろと要綱等をまだ最終的に今まとめてないということがございますので、そういう要綱がまとまり次第、皆様方にもきちっとお示しをしていきたいと。今の現段階では、まだ要綱がまとまっていないということがございます。

○5番（坂口洋之君）

やはり委託をもしする場合においても、当然ながら、少しでも経費を削減する必要があるのではないかと思っております。事業計画書の内容が施設の活用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものとうたわれております。そういう意味で、選考については十分審議していただきたいと思ます。

また、少しでも改善して利用者をふやす、そういった工夫などを十分認識していく必要があるのではないかと私は思っております。

入札について質問いたします。

入札について、鹿児島市などは極端に安い

入札価格を出さないために、最低価格を設けているそうです。入札に関しては、入札応募会社は事業計画を出すようであります。現在の入札制度では、公共工事、物品工事をめぐって、業者との癒着危機などが非常に多くなりまして、全国でも自治体の首長や、また自治体の役員などが逮捕されたケースがあります。委託先を決めるに当たり、やはり平等性と透明性が必要であります。

鹿児島市などは、選定に当たって、自治体の職員だけで選定しているわけでありますが、日置市は先ほど市長の答弁があったと思ますけれども、民間から公募するということと言われたと思ますけれども、全国的には公募をされる自治体は非常に少ないようであります。今回、日置市はなぜ公募をすることが決まったのか、お尋ねいたします。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

今回の指定管理の選定につきましては、庁内の職員といいますか、庁内の先ほど助役が申しましたけれども、このメンバーによって選定をいたしますが、そのほかに必要があるときには外部の学識経験者等を会議に出席させ、その説明、また意見を聞くことができるというふうになっておりますので、それぞれの施設の内容によってはそういうことも考えられると思ます。

また、先ほどの答弁の中にも、財務諸表等につきましては、公認会計士さん等の審査をしていただくということを考えております。

○5番（坂口洋之君）

専門的な分野に関しては、専門の方を入れるということですので。ぜひ、いろんな分野、民間の新しい考え方もやっぱり必要ですので、そういった意味で、自治体だけで公募選定するのではなく、やはり広い意味でさまざまな分野の専門家の意見を十分反映させるべきだと思まして、私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時08分散会

第 5 号 (3 月 1 5 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（7番、28番、2番、3番、16番、12番）
日程第 2	発議第 1号 日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の制定について
日程第 3	議案第65号 伊集院中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結について
日程第 4	議案第66号 薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について
日程第 5	議案第67号 日置市長の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第68号 日置市長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第 7	議案第69号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第70号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第71号 日置市特別会計条例の一部改正について
日程第10	議案第72号 日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
日程第11	議案第73号 日置市介護保険条例の一部改正について
日程第12	議案第74号 日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

本会議（3月15日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	蘆園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
福祉課長	馬場恵三郎君	土木建設課長	樹治美君

企 画 課 長 富 迫 克 彦 君
介 護 保 険 課 長 久 富 木 盈 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 北 節 雄 君

合 併 プ ロ ジ ェ ク ト 室 長 有 村 芳 文 君
教 育 総 務 課 長 坂 上 安 男 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、並松安文君の質問を許可します。

〔7番並松安文君登壇〕

○7番（並松安文君）

皆さん、おはようございます。3月議会の一般質問は本日で最後になりますが、本日のトップバッターを私が務めさせていただきます。

それでは、さきに通告しておりました市有地の有効利用とその周辺部の整備について、質問いたします。

昨年、市長は市長の選挙に立候補されるときに四十数項目のマニフェストを掲げられ、17年度に実施する項目、また、18年度以降に実施する項目がありました。17年度実施する項目の中で企業の誘致等がありましたが、この企業誘致は市長は旧町時代から継続で清藤工業団地に1社、この工業団地にあります会社はもう既に操業中であります。そして、また、今月の17日ですか、落成式があるということです。そしてまた、17年度には亀原工業団地に1社決まりましたが、さらにこの誘致活動に努力していただきたいと思っております。

この工業団地とは別に、市内には大小数多くの未利用地と申しますか、使われない市の土地がたくさんみられます。市長は、一昨日の13番議員の質問の中で財政危機が迫っている中、増収策の一つに限られた資源を有意義に使い、歳入をふやす考えはないかという

質問に対しまして、事業に利用できない土地は売却や団体等に貸し付けをすると答弁されました。この事業に利用できない土地というのは、どのような土地などがあるのか、質問いたします。

それから、県道伊集院・日吉線飯牟礼峠付近にある、仮称で飯牟礼多目的広場という名称の埋立地があります。この土地は平成16年だったか、15年だったか、町が購入し、公共工事の残土埋立地であります。市長は17年度に伊集院・日吉線バイパス完成時に埋め立ても完了させる予定と、旧町の先輩議員の2名の地元の議員の質問に答弁されました。この質問は私も昨年の6月議会で質問しましたが、市長の答弁は造成途中で形がまだ、見えてこない。埋立地でもあるし、建物が建てられるか、大変大きな課題が残っていると答弁されました。

再度、私はこのことに質問するわけですが、今後、この埋立地はどのような計画があるのか、お伺いします。

次に、埋立地周辺の整備について質問いたします。

この埋立地横を走る市道があります。この市道は昭和6年に飯牟礼地区総動員で工事をし、その中でもトンネル工事は難関で1人の女性の方が犠牲になられたと、郷土史には載っています。

道路の完成で昭和30年になってからは、かつて有名なあの飯牟礼大根を満載した車が何台となくトンネルを通っていました。このことは市長もご存じだと思います。当時は主要道路だったのですが、現在は道幅は狭く、その上、がけが立っているためがけ崩れのおそれがあります。それでも、現在でも利用者が多いのです。その改良の考えはないか、お伺いします。この質問も地元議員の質問や要望がたくさんありますので、この質問をしました。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市有地の有効利用と周辺部の整備についてというご質問でございます。

最初に飯牟礼多目的広場につきましては、平成9年から主要地方道伊集院日吉線改良による残土、約20万立米と、新幹線の塩鶴トンネルの工事関係の残土、約30万立米の合計50万立米の土砂を利用して鹿児島県が埋め立てを行い、平成17年度埋め立て完了する予定になっております。

今月の3月27日に、この伊集院・日吉線のバイパスの開通を予定しております。今後のことにつきましては、県の確定測量など手続が終了次第、市に移管されることになっております。

今後のごとでございますけど、利用計画につきましては今後検討をしていかなければならないというふうに思っております。特に、今回のこの土地につきましては、さきにも申し上げましたとおり伊集院・日吉線の改良に伴うことが一番大きな原因の中におきまして、土地につきましては——旧町でしたけど、市の方で担当し、造成につきましては県がするという協定書を結んで、もう約8年ぐらいかかったということになります。今後のことを含めまして、さっき出ました関連道路の改良を含めた中におきますと、特に道路につきましては防災上、大変危険のある道路であるというふうに認識をしております。そういうことを含めまして、特に改良いたしますことにしても、やはり周辺部におきます防災上をきちっとしていかなければ難しいというふうに思いますし、今、現在、埋め立てをしています土地の高さを含め、県道との高さ、こういうものも今後、関連がするのかなというふうに思っております。

今後におきましては、県がもう、17年度

で埋め立てというのは一応終わりということでございますので、今後におきましては、その広場につきましては、市の方で計画を立てて造成なり、また、使用目的というのをしなきゃならないということでございますので、とりあえずさっきも申し上げましたとおり、県の確定測量が行われ、市の方に移管した後には検討していきたいと思っております。

また、ご指摘の中におきまして、特に未利用地の土地につきましては、どういうものを売却するかということでございますけど、特にこの未利用地につきましては道路改良等を行う中におきまして、そこに残地等が残ってまいります。そういうときにおきましては、市として基本的に利用しない分につきましては近隣の皆様方にそれぞれ譲り受けをするような形もとっておりますし、また、それぞれの未利用地がございますけど、さっきも質問の中でございました、やはり財政的なことを考えていけば、今後所有しているよりもやはりそれぞれ目的の中で、それぞれ一般の——また、企業の皆様方でも目的がございましたら、それを土地を活用していけば譲渡ということも考えていかなければならないというふうに思っております。

基本的には私どもやはり市の活性化を含めた中におきましては、やはりある程度の企業誘致、このことはやはり今後とも続けてまいりたいし、今、それぞれの関連のところをお願いもしているところでございます。

以上で終わらせていただきます。

○7番（並松安文君）

市長は、私の先ほどの質問に対しまして、この多目的飯牟礼広場の利用は今後検討していくということであります。

この関連する市道に対しましては危険性が非常に高いということで、これは数年前から毎年梅雨時期になりますと通行どめになっております。でも、これは本当、昔はこの道路

が本当主要道路だったんです。現在でも使われています。子供たちが現在、中学校に通学しているのは飯牟礼を通っていますが、飯牟礼の諸正岳、また矢筈岳から見ますとあの道路が一番、中学校にも近いわけです。だから、あの道路を私は改良して通学道路等にすれば、まだ、今、飯牟礼の大下といいますか、あのトンネルに近いところの周辺には子供たちがいないんです。もう、小学校に行く子供もいない。中学校もいない。何でかという、やっぱり交通の弁が悪いから若者が帰ってこないということで、そういう改良工事等をして、また、この若者が地元に戻ってきて子供たちをふやす。そして、また、道路整備をしながら通学——昔はあそこは通学道路で私も通ったことがあります。昔は、PTAでその下の川の方なんかも草払いをしたと、通学する道のために。そういう話も聞きました。

そういうようなことで、人通りが少ないということで危険は多いですが、そのような改良もぜひ必要じゃないかなと思います。

今、埋立地の件と、その関連する道路の件ですが、現在、埋立地も17年度までで完了するというので、高さ的には今の道路とそんなに段差はないんですね。それを左の出入り口の付近がちょうどその埋立地——現在、埋め立てている高さがどのようになるか、最終的にはわかりませんが、今のところはそんな高さは、段差はないということで、あのトンネルの出入り口のところ、左の方ががけが本当、急に立ってしまして、がけ崩れのおそれがある。

本当、これは危ないです。その埋立地を利用しながら、道路の改良を何とかできないものか。市長にこれを質問します。

○市長（宮路高光君）

今回のこの埋め立ては県の方はもう一応、これで終わりでございます。特に、今、ご指摘のございますこの道路でございますけど、

やはり県道との高さ、高さを含めた中で今の現道じゃ大変危ない状況であるというのは認識しておりますので、今後、この目的といいますか、この広場をどういう目的にする——目的のことが確定した中におきましては、どうしてもあの周辺部は防災上を含めた中で整備をして、一緒に利用目的の中で考えなきゃならないというふうに思っておりますし、また、トンネルの問題でございますけど、このトンネルもこのままでいいのか。トンネルをなくしてきちっとすべきなのか。そういう大きな、大変——このことにつき、あの道路だけじゃなく、そこまで考えていかなければいけないのかなと思っております。

それには、大変財政的なものも——大変莫大な費用もかかりますけど、基本的には防災上大変だという認識は持っておりますので、今後につきましては、この広場と一緒に関連の中で整備をすべきであるというふうに認識をしております。

○7番（並松安文君）

今の答弁で大体わかりましたが、市長は地域と地域を結ぶ道路の整備、これを早急に実施すると言っておられます。それは最も必要なことだと思います。

しかし、各集落から主要道路、その関連道、そしてまた、地方から、田舎から中心部へ行く道路、このような道路も整備が必要じゃないでしょうか。市長がマニフェストの中に載っています。どこに住んでいても不便さを感じない社会基盤をつくるということは、この道路環境、そういう整備等が本当に大事だと思います。

先ほども言いましたが、本当にこの道路は雨が降りますと通行止めです。6月前後になりますとあそこに両方バリケードができます。皆さん、広域農道をちょうど狩集前の信号がありますが、あそこは結構混雑をするんですよ、道路が通行止めになりますと。皆さん、

トンネルを使って県道に出て、そしてまた、狩集の県道から東市来方面に行く。そういう利用する人も結構いるんです。6月になりますと結構、通勤の方が多いですから、結構混雑します。

そのようなことで、市長もその関連道の整備をひとつ検討していただくよう、よろしくお願いします。

そしてまた、市長は安心・安全なまちづくりを提言されております。私は、この埋立地に何か利用するものはないかと、私なりにちょっと考えてみました。これはちょっと飛躍しすぎて皆さんびっくりすると思いますが、実は平成18年9月に警察署管轄の変更があります。これは伊集院警察署で全市管轄になる予定になっております。現在、伊集院警察署を見ますと、もう駐車場は狭い、車を本当——講習なんかあるときはとめるところもありません。そしてまた、今、区画整理も入っております。

そういうことで、ほかの——伊集院はいいですけど、ほかの3地域、東市来、日吉、吹上、このようなどころに行くのに必要とする時間がかかるということで、この全地域に短時間で出動できるには、この埋立地に警察署を誘致、建設するような、本当飛躍した私の構想かもしれませんが、市長はこの構想をどのように考え、また、そういう考えを持っているのか。私は本当、短い時間ですが、私のこの質問で最後にしたいと思いますから、もう一回、こういう考えもどうかということをお確かめの上に、ひとつよろしく——考えを述べてもらいたいと思います。

終わります。

○市長（宮路高光君）

大変、今、素晴らしいご提言をいただきまして、実現可能であれば、素晴らしいひとつの形ができるというふうに思っております。

今、ご指摘のとおり伊集院警察署、ことし

の10月から日置市警察署という形の中で管内の区域が変わります。今までと位置的なもの、そういうもののやはり位置的、中心的な部分が私は必要であるのかな。やはり道路事情のいいところであるべきことであるというふうに思っておりますけど、何しろ、このことにつきましては、これは県、または国の管轄の中で決定されるわけでございますので、今の伊集院警察署を含めた中で、今、ご指摘のごございましたことにつきましては、また警察の方にも問い合わせしながら、県としてどういう方針であるのか、そこあたりは今後お聞きしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（宇田 栄君）

次に、28番、成田 浩君の質問を許可します。

〔28番成田 浩君登壇〕

○28番（成田 浩君）

先に通告してありました2点を質問いたします。

団塊の世代の代表のつもりで、また、私なりの最高レベルに近い形で市長と教育長にこれからの行政のやり方あるいは方法について質問いたします。

きのうは市内の七つの中学校で日置市になって初めて卒業式が行われました。市来で138名、伊集院で293名、日吉で65名、吹上で99名、計595名が巣立っていきました。これは人口割でいきますと、1.1%です。本当はこれが二、三%になっていかないと力が出てこない、こう思っております。夢のある、希望のある子供たちのためのいいまちづくりをしていこうと思うところでありました。

日吉中学校に市長も出席されましたが、あの子らの姿を見てどう思われたかわかりませんが、私は非常に感動を受けました。これからの子供たちが日吉をつくってくれるのじゃ

ないかな、そう思っております。それと、おとついのテレビでは、駐在所の花壇の手入れに取り組んでいる日吉中の生徒たちが放送されておりました。こんなすばらしい子供たちをいい環境の中で見守り育てていくのが、子どもの役目ではないかと考えさせられました。教育長ならどう思われるのかなあと一人思うことであります。

そういうことを踏まえて質問いたします。

1点目、自治会の再編についてであります。13日の5番議員が質問と重なりますが、彼は教育長への質問、私は別な視点で市長に伺いするところであります。自治会については地域の活性化を支える組織活動の充実とあり、過疎、高齢化の進展により、地域活動が困難になっている自治会があることから、地域の実情を踏まえながら再編を促進しますとあります。今後の日置市の行政を手助けする、ともに働く協働の末端組織になります自治会、今、日吉地区では来年度からの――4月からの再編での自治活動に取り組みを準備中ですが、先々月、先月、今月と各公民館ごとに市職員が説明をし、地区民で対策を練っている状況でございます。他地域のモデルになるよう頑張っているわけですが、難儀をしている状況でございます。

今後、日吉地区への対応はどうされるのか。そして、その後、他の地域への市の対応はどうなるのか。どう位置づけていくのか。また、行政嘱託員の身分はどう位置づけるのか、責任はどこからどこまで果たしたらいいのか、市長に対して伺います。

2点目、児童を守るために、であります。

物騒な世の中になっている昨今です。事件、事故がどこで、いつ発生するかわかりません。自分たちの住む地域、町の安全は自分たちで守ろうとする自主防犯活動が非常に大事になってきております。特に、子供を取り巻く環境は厳しく、今後も学校、親、地域が一体な

って子育てに取り組もうとしなければなりません。

そこで、そのよい例として住吉小学校に「子ども見守り隊」なるものができており、今、活動しております。児童の安心、安全のための活動をやっているわけですが、少しずつでも効果があるのではないかと考えております。他の地域にも似たような組織があると聞いておりますが、このような運動、活動を続けていくことで非常にいい環境づくり、まちづくりができるんじゃないかなと考えているところでございます。

全市的に広めていくことも行政の仕事の中にあるのではないかと考えます。犯罪行為の抑止力となるような幅広い運動に盛り上がるようやっていきたいし、やっていった方がいいはずであります。

市としての考え方を教育長に伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の自治会再編についてご質問でございます。

日吉地区の方々については、私自身も自治公民館長さん方の研修会と自治会長さん方の研修に2回ほど参加をさせていただき、自治会の性格と行政嘱託員の役割、またほかの3地域の自治会活動との違いをるる説明申し上げてきたところでございます。おかげさまで、このほど77の集落を18の自治会に再編することについて、一応のご理解をいただけるものと感謝している次第でございます。日吉地域にあっては18その自治公民館が実質の活動をなされておりましたので、自治会活動につきましてはそう不安はないと理解しています。

ただ、これまで77の組織で行政事務の伝達等をしておられたということで、今後、この流れをどういうふうに整理されていかれる

かが、課題であるというふうに思っております。

他の地域への推進策につきましては、今後、事あるごとに自治会再編の必要性を話題にしていきたいと考えております。今回の行政改革大綱の中におきましても、この自治会の再編というのをひとつ大きく取り上げておりますので、この行政改革をしていく中におきましてもほかのところにもご検討をお願いするよう今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

まず、行政嘱託員の身分でございますが、身分につきましては、非常勤の公務員としての取り扱いとなります。行政嘱託員としての活動中の事故等につきましては、非常勤公務災害が適用される一方、職務上知り得た情報を本人の承諾なしに提供してはならない守秘義務の発生もいたします。

また、行政嘱託員の職務といたしましては、市及び市の関係行政機関からの通知等の配布、回覧について地域住民への行政伝達事務や市政の普及、周知、各種調査の協力等が主な職務でございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

児童を見守るために、「子ども見守り隊」等の活動を全市的に広める考えはないかということでございますが、その前に先ほど日吉町の駐在所前の花のことについてお話がありました。きのうでしたか、NHKテレビでも放映されましたし、けさほどは南日本新聞にカラー入りで載っていたようでございます。黒岩署長さんが大変長く続けておると、それと職員の心を大変癒してくれたと、そういうことが書いてございました。私どももこのような子供たちの活動に仕事の疲れも吹き飛ばしてまいりそうな気持ちで大変ありがたいと思っております。

ところで、答弁に入りますが、畠中議員のご質問でもお答えしましたとおり、県内でも不審者による児童生徒の安全が脅かされる状況で、多発傾向にあり、問題の深刻化、多様化、広域化が進み、もはや学校のみでは対応できない状況でございます。

このような中、地域ぐるみで犯罪から子供を守るという機運の高まりが見られ、自治会を初め、各種団体からの主体的な巡回、協力の申し出や、既に次のような取り組みも展開されているようでございます。

先ほどありましたとおり、住吉小学校では、校区では「子ども見守り隊」という名称をつけられて、校区青少年育成推進会議によるステッカーを作成し、全保護者、教職員、各集落等に配布され、登下校時を中心に巡回パトロールの協力を依頼してある。

また、妙円寺守り隊——妙円寺小学校校区ですけれども、有志者の方々が黄色い帽子にたすきをしたりして、散歩をかねての巡回パトロール等も実施していただいております。

また、永吉小では、校区公民館青少年健全育成部による看板設置とか、ステッカー作成配布等行われているようでございます。

また、伊作田小校区では、「子どもを見守り隊」と名称をつけて、1月27日に発足式をされて腕章、ステッカーをつけての巡回、それから地域の安全マップ等にだれだれが、どこどこにいて見守りをするという、そういうところまでもしてある。そして、隊長、副隊長ということ等も決められてやっつけらるようでございます。

このような地域ぐるみの活動が、さらに拡大、充実していくための教育委員会としての一つの取り組みといたしまして、先だって「シニアスクールガードチーム」の発足式がございました。これは日置市の方で全体の会をしたんですが、今後、各校区の高齢者クラブの方々に児童生徒の下校時刻等に巡回して

いただこうとするものでございます。学校長へは3月6日の校長会で早急に高齢者クラブへ協力要請をして話し合いを持ってもらうようお願いしたところであります。

これらの取り組みを契機に多くの各種団体の協力が得られるように今後も啓発活動をしていきたいと考えております。

○28番（成田 浩君）

ただいまそれぞれ説明をもらいました。

まず、1点目の自治会の再編の方から市長に再度伺っていきます。

これは、住民の自治組織が三層から形づけてやっていこうというところの問題でしょう。第1層は地域中央公民館の果たすこと、第2層は地区公民館の果たすこと、第3層は各自治会の果たすことと、いろいろ3層分けをされておりますけど、この区分を市長の方から説明をしてもらいたい、そう思っております。

それと、各地域にそれぞれ自治会が残っておりまして、説明の中で日吉地区は77を18にしていくということでしたが、私のデータでは東市来地区が56自治会、449班に目標設定してある。伊集院が73自治会を802班に、日吉が78の自治会、242班、吹上が76自治会、472班に世帯割でやっていこうということで、これを各自治会割りで行っていきますと、東市来は1自治会が96.7世帯になっていく。伊集院が123.8世帯、日吉が31.5世帯、吹上が56.4世帯という形になっていくわけですが、前の説明で一つの自治会の単位を100戸数ぐらいにしていこうと市長が言われたということですが、その辺のことについて伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に今後の自治会活動を含めた中で、このことにつきましては教育長の方も先般の議員の中でも説明をしたというふうに思っ

ております。特に、合併した中におきまして、今後やはり市を活性化していくには、地域の自治会活動を活性化していく。これが一番大きなねらいでございますし、また、これと相反いたしまして、少子高齢化に伴います自治会の今までの低下と、そういうものがございました。

そういうことを踏まえまして、新しい市になった中におきまして、やはりこの3層構造でそれぞれのまちづくりを進めていこうという一つの方針を出させていただきました。特に、今、ご指摘の通り日吉地域におきまして、いち早くこの自治会におきます再編ということに取り組んでいただきまして、大変ありがたいというふうに思っております。

特に、日吉地域につきましては、この自治会の再編というのはある程度の方角ができましたので、やはり今後この2層の地区間を含めた活動、これを今後どういうふうにしていけばいいのか、やはりそこあたりにひとつ大きな課題が残されているというふうに思っております。

また、先ほどご指摘ございました行政の中におきます連絡網の中で、私どももやはりことしの中での配布の方法も基本的には77の中でくりをしながら配布はするつもりでございます。そのような対応もとらせていただきますけど、自治長、行政連絡員は18ということでございます。そのようなことを今後とも進めて3層構造でいきたいというふうに考えておるところでございます。

申し上げましたほかの地域を含めました100程度というのはひとつの目安でございまして、今回も日吉地域につきましてもやはり今までの自治会活動をしている流れにつきまして、やはり100程度になっていない地域もございます。私はそれでも結構かなというふうに思っておりますし、ほかの地域におきましてもどうしても100というよう

な——やはり団地化しているところはそれでもよろしゅうございますけど、やはり集落間が大変離れているところについては、大変そこあたりの再編というのは難しいというふうに思っております。

今後につきましても、やはりできるところから早めにそういう再編というのをやっていきたいというふうに考えております。

○28番（成田 浩君）

市長は日吉地区が先に取り組んで非常にありがたいと言われましたが、実はそうでなくて、行政側から18に早くしなさいと押しつけられたような形でばったばったしているところなんです。ですから、私が今から先のことに心配して、どうしたらいいのか、もうちょっと行政側からの手助けが必要であるんじゃないかなあとあって、今、質問しているところです。

現在、係をしている人が心配されているのは、うまく連絡がとれていくのか、流れていくのか、地域のまとめができるのか。今後係をしてくれる人がいるのか。脈々と続いてきた伝統行事の保存、継承をどうしたらうまくやっていけるのか。地域行事はどうなるのか。いろんな問題を抱えて、公民館長イコール自治会長イコール行政嘱託員というつながった形の人員になられる——係になられる人たちがいろいろと考え、心配されているわけです。その辺のことをもうちょっと納得できるような形で職員にも説明してもらいたいし、市長にも説明してもらいたいです、もう一回伺います。

○市長（宮路高光君）

今、それぞれの町の旧町のやり方があったというふうには思っております。その中におきまして、それぞれの各町におきましては今までもこの自治会の統廃合といいますか、これはそれぞれ私はやってきたと思っております。

そういう中におきまして、さっきも班とか、いろいろとおっしゃいましたけど、やはりほかの地域は地域なりに、最初は大変取り組み方がいろいろな中で不安であったと思っておりますけど、現在、ほかの地域も統廃合しながらそれぞれの中の自治会の中をやってきたと思っております。今回、初めて日吉の場合、このような大きなひとつの改革の中でやられるということで、地域の皆様方は大変不安であるというのは十分認識はしております。基本的に私どもも見ています中におきますと、この自治会活動は基本的に18で伝統行事を含め、いろんなものはやっておったんじゃないかなという認識を持っております。

ですけど、今までのこの集落におきますいろんな形の不安があられるということでございますので、さっきも申し上げましたとおり、この18年度におきましても伝達の方法、やれ18の公民館にばっとやるんじゃない、77をうまく、こちらの方も一、二年は行政としてもそれぞれ班に配布するのも当初は77に分けて配布いたしますので、そこあたりの配慮も十分私ども行政の方も考えてやっていきたいというふうに考えております。

○28番（成田 浩君）

そのように急に改革しないで、もっと住民本位で改革していただければ、また、地域の人たちも助かるんじゃないかなと、こう思っております。

地域の方々はここまで改革されるんだったら、もうちょっと上の段階、校区公民館制度でやっていってもらった方が、まだ、助かるんだけどなという声までも出ているわけですが、その校区公民館について市長はどういう考えを持っておられますか。

○市長（宮路高光君）

特に、この校区というのは小学校校区でございます。ご指摘のとおり、小学校の存続というのは大変今後大きな、お互いに考えを持

って対応していかなければならないのかなというふうに思っております。ただ、学校だけの依存じゃなく、地域住民がきちとした形のサポートをしてできる。今までもそれぞれ校区単位にそれぞれやられておったというのは認識しておりますけど、やはり今後におきましては、私どもも行政としてサービス提供するのは、基本的には今後、校区単位の中でひとつやっていきたいし、また、今後まちづくり計画をつくっていくのもそれぞれの自治会でなく、校区ごとにどうあるべきなのか。自分たちの校区はどういう特色であるのか。やはりこの単位の中でそれぞれ計画書をつくって、それぞれ行政ができるもの、また地域ができるもの、そういうもので対応していかなければ、こういう少子高齢化の時代の中では対応は難しいというふうに考えておりますので、やはり校区におきますそれぞれの役割というのが今後大きくなるというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そういうことで、住民自体の発想、発案から地域は守っていないといけないというようなことになっていくと思います。来年度の予算の中にも、行政嘱託員市政説明会費あるいは自治活動推進事業費、もろもろ計算していきますと相当多額の予算が計上されております。先ほど言った行政嘱託員には82万6,000円、自治会活動推進事業費に1億548万円、地区公民館活動運営補助金として446万4,000円と計上されておりますが、これを少なくしていきたいのか、多くしていきたいのか、市長にお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

総枠で約1億5,000万円程度だっと思っております。これが多いのか、少ないのか、そういうことの論議じゃなく、とりあえずこの中でどういうふうにして有効活用できるのか、このことを考えていかなければなら

ないのかな。その中で、また、いろいろと論議をしていけばいいというふうに私は思っております。

○28番（成田 浩君）

そういうことですね。金額にとらわれずに一生懸命やっていかないといけない。これはもうわかっているところでございます。

先の見えない問題でありますので、どうか行政側も地区の人たちにこうしたらいいんだというような形で助成をしながら、補助金も少々出しながら、うまく円滑に自分たちの地域が運営ができるような形でやっていってもらいたいと思っております。

この問題について、最後、この自治会の問題は行政は企画課がやっていくのか、この前は教育委員会の方でも説明がありましたが、どちらの方が主にやっていった方がうまく行くのかなあと思っておりますけど、市長はどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

先ほども話ございましたとおり、2面があるというふうに思っております。この自治会活動を含めまして行政におきますそれぞれをお願いをする部分と、地域で活動する部分があるというふうに考えておりますので、どちらがするというわけじゃ、私は、これはちょっと難しいのかなあというふうに考えておきまして、やはり今後におきます地区間活動を含めた中におきまして、やはり行政におきますきちとしたまちづくり、また行政の伝達を含めたこともやらなきゃならないし、それぞれ地域の皆様方が憩いを含めて、生涯学習の活動もしなきゃならないということでございますので、当分の間、それぞれ教育委員会、また私ども市の部局、両方力をあわせてやっていくべきなことであるというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そういうことで、しっかりと伝達、連絡の

方法を確保していってほしいと思います。

一つ忘れておりました。行政嘱託員、この研修もやっていかないとみんなのレベルがアップしないと思いますが、行政連絡員の研修の場をどのようなふうにして確保されていく考えか、伺います。

○市長（宮路高光君）

今後、やはり行政連絡員の研修のあり方でございますけど、いろいろと旧町に置きます取り組み方が今まで違いましたけど、当分の間、2カ月に1回程度はそのようにして各、旧地域におきまして研修をしていきたいと思っておりますし、このことにつきましては、自治会連合会の皆様方とも十分話を詰めさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○28番（成田 浩君）

そのようにやっていきたいということですから、お願いして、次の2問目に入りたいと思います。

教育長の方から、シニアガード、スクールガードという言葉が出ました。これはスクールガードとは児童が安全であるよう学校と警察で形づくっていく。シニアスクールガードとは構成町が高齢者の方々に地域の子供を見守るように指導推進していくというような形ですが、この訳でよろしいでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

このネーミングにつきましては、私どもの市の方でつけた名前です。ただ、今、お話がございましたとおり、国のレベルで厚生省の方から全国の財団法人高齢者何とかクラブだと思いますが、そちらの方にぜひ、子供たちの安全について、地域で何とか協力をしていただきたいという文書がトップの方でなされております。それが県におりてきて、市町村におりてきているものでございます。

○28番（成田 浩君）

そのシニアスクールガードをこれからどう

育てていこうと教育長は思われておりますか。

○教育長（田代宗夫君）

この前も少しお話ししたかもしれませんが、そういうことで、私どもは県の教育委員会を通じて、市長部局にはまた、福祉の方へ県の方から全国のそういう通知が出されている。については、各市町村等で学校等で取り組みが進められるようお願いしたいという文書等が、多分来たと思います。

それを受けまして、私どもも学校の方にはその文書を流したんですけども、実際に、それじゃ、そういうことで高齢者クラブの方と学校と話し合いをして、何とかしてほしいとこれだけお願いしても、なかなか高齢者クラブの人たちも動きにくいだろうということで、日置市の高齢者クラブの会長さんの方から話があって、何とか市町村レベルで各学校と単位の高齢者クラブの方々がスムーズに話し合いができて、取り組みがスムーズに行くような事前のお膳立てを何かしてくれないかということでありました。

そこで、私ども教育委員会としてもいろいろ原案をつくり、ネーミングをスクールガードの高齢——年配の方のスクールガードという意味からシニアスクールガードという名前をつけたところでございます。

そして、具体的に各校区ではこのような取り組みが可能ではないだろうかというような原案をつくりまして、各地域の高齢者クラブの役員の方々の会がございましたので、4地域集まりで、その席上、その会の後半部分をお借りしまして、このシニアスクールガードの市の会を開いて、そこで協議をしていただいて、うん、これならいいだろうという原案をつくりました。

で、それを3月6日の市の校長会で各学校の校長に配りまして、こういうことが話し合いをされたので、こういう具体的な取り組みができそうだから、これをもとにして地域の

単位高齢者クラブの方と学校と話し合いをして、今、お話しのような各校区単位の、そういう見守り隊みたいなものをつくっていただきたいと、そういうお願いをしたところです。

○28番（成田 浩君）

今、呼びかけの段階、それから、もうひとつ進んでいかないといけないと、こう思います。

先ほどの新聞に、鹿児島市がこういうパトロールなんかのボランティアの方々に保険料を負担するという、市民奉仕活動賠償傷害保険に市の方が面倒みてくれるというような形で載っておりました。こういういい組織が頑張っていくには、やはりそうした裏づけがないといけないと思いますが、それについて教育長はどう思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

今のところ、結論としてはそういう傷害保険とか、市として予算をその他のものにつけるということは考えておりません。

これまでも、各校区におきましてはPTAとか、地域の方々が自主的にこのような活動を続けてきていただいておりますので、同様な形で地域の子供は地域で守る。みんなで守っていくんだという、そういう気持ちで取り組みを進めていただきたいと考えているところです。

○28番（成田 浩君）

教育長、今の言葉、ちょっとそれはおかしいんじゃないでしょうか。

地域の子供たちを地域の人たちが守るのは当然ですけれども、それについてその人たちにちょこっと補償をしてもらって保険料なんかはかけてあげてもいいんじゃないかなと、こう思いますけど。それはむだなお金じゃないと思います。どう思われますか。もう一回。

○総務課長（池上吉治君）

ただいまのボランティア等に対する、いわ

ゆる事故等の補償だと思いますが、これにつきましては市が市民全員を対象にそういった賠償保険に加入をいたしておりますので、ボランティア活動等における賠償については、保険に入っているということでございます。

○28番（成田 浩君）

今、教育長じゃなくて、総務の方から説明がありましたけど、それはすべてのボランティアについてそうあっていくのかなと思っております。そこをやはり教育長もわかっとして私の方にうまく説明をしてもらわにやいかんと思います。そういうような考えでないというのは、これはちょっとおかしいんじゃないかなと、思っているところです。

ボランティア、見守っていく方の人たちもですが、見守ってもらっている子供たちもやはりそこがないと、親も心配じゃないかなと思って。事故が——すべての事故が起こってからは取り返しがつかないわけでありまして、早急にそういうバック体制あるいは組織をつくっていかないと、いけないと思います。

その保険もですが、先ほど教育長の方から妙円寺あるいは永吉、伊作、それぞれできているということでしたが、すべての市の中にそういう組織をつくるには時間がかかり、お金がかかるとは思いますが、どのような方向づけで教育長は皆さん方にこれをお願いしていきたいと考えておられるか、お願いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

こういう見守り隊の活動を全市にさせていく方法はないかということですか。

○28番（成田 浩君）

もう一回、質問いたします。

先ほど教育長の答弁で、各地域、妙円寺あるいは永吉小、伊作校区にできているということでしたけど、そういう組織を全市的にどういう形でつくっていくのかというようなことを質問したんですが、いい答弁をお願

いたします。

○教育長（田代宗夫君）

そのような活動を全市的に広げるといことですが、先ほどもちょっと申し上げたと思うんですが、現在のところ、このシニアスクールガードの導入は、今やるところですけれども、それ以前に既に昨年度末に小学生の痛ましい女の子の事件が起きました、あの当時、各学校等につきましては、ぜひ地域の力を協力をいただいて、何とか子供を見守る、あるいはそういう巡回したり、そういう手だてができるように十分話をしてほしいと、検討してほしいということで、各学校の校長を通じてお願いしたところです。

そのような取り組みの中で、先ほど申し上げましたような、まだ、ほかにもたくさん、幾つかあるんじゃないかと思うんですが、私どもが把握しているのは、先ほど二つ、三つ申し上げたところですが、そういうところが自主的にそういう守り隊を立ち上げてきたということです。

その後、その高齢者クラブのこのシニアスクールガードという名称をつけたんですけれども、こういうのをもとにしながら、また、シニアスクールガードという高齢者を中心にした、そういう見守り隊みたいなものも私はできていくのではないかなと思っております。

また、その他の――先ほど申し上げました、その高齢者だけじゃなくて、全体を含めたそういう見守り隊というのは、私はつくるなどかどうとかということじゃなくして、これをさらにやっぱり地域の活動として盛り上げていかなければなりませんので、今後とも学校を中心に地域ぐるみでそういう取り組みがなされるように、私どもは一応とりあえず校長等を通じてお願いをしたり、あるいは先ほどから話題になっておりますように自治会の活動としても自治会長さんあたりにもそういうお願いをしたり、いろんな関係団体のところ

にもお願いをしながら、このような組織を少しずつ充実させていきたいなと考えているところです。

○28番（成田 浩君）

全くそのとおりでありまして、高齢者クラブだけではなくて、他の団体、職場、企業なんかにも声をかけていってくだされば、幅広く運動ができるんじゃないかなと思っております。

そうした場合、やはりそこに何らかの補助が出てくるわけでございまして、県内でいち早く組織がつけられた妙円寺見守り隊、これは16年の10月にできたわけですが、ここには防犯活動推進事業補助金として10万円ほどいただいておりますが、やはりお金がなくては何も動けないし、ステッカー等も腕章等も旗等も買えないわけですが、そういう補助金対策はないのか、伺います。

○教育長（田代宗夫君）

現在のところは、そういう補助金なしで地域の方々の知恵をいただきながら、こういう見守り隊みたいな活動をやっていただいたり、看板設置をさせていただいたりしているところですが、これらの様子を見ながら全市的にそういうものをつけてしなければならないかどうか、そのあたりは十分また、学校や地域の方とも話をしながら検討してまいりたいと思っております。

○28番（成田 浩君）

いろいろこの問題は面白い問題がたくさん持ち上がって、防犯対策費の安全安心まちづくり推進会議、これに1万9,800円、防犯看板作成に10万円、防犯のぼり旗をつくるのに7万5,000円、市管理防犯灯の電気料に22万4,000円、修繕費に65万1,000円、集落間防犯灯設置工事に水銀灯6基つくるといので110万円、ほかに補助金を七つあわせて41万8,000円――負担金ですね、補助金とし

て四つあわせて922万3,000円、ランドセルカバーを子供たちにつけさせるという意味合いで10万3,400円と、18年度の予算に上がってきているわけですが、市長の話では全子供たちに安全ブザーを配布するんだと——教育長でしたか、全児童に安全ブザーを配布すると説明がありましたが、この予算が上がってないわけですが、これはどういう形でこの予算に目を通したらよろしいでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

今の全児童生徒に防犯ブザー、これを貸与する予定で予算は組んでございます。しかしながら、既に東市来、日吉地域の子供につきましては、これまで配布されたものがありますので、なくしているものとか、そういうものに対してはやっていきますけれども、あとの吹上地域あるいは伊集院地域の子供たちで持ってない子供すべてに、要するに今年度予算を一応計上し、これからはすべての子供たちが持っている形にしたところでございます。

○28番（成田 浩君）

どうしても子供たちには平等に安心、安全の形で守っていかないといけないわけですから、あの地域がおくれたとか、この地域が先に走ったとかじゃいけないと思いますが、その防犯ブザーをつける名目が私は見つからなかったんですが、どこにあったのか。見つからないのはいいんですけど、ぜひ、そういうような早急に子供たちに——全子供たちにつけていくような形をとっていただければと思います。

各地域に子供たちを守るために110番、こども110番がありますけど、その状況はどうなっているか。各地域に何名ほどずつ置いてあるのか、お伺いいたします。

○総務課長（池上吉治君）

こども110番の関係でございますが、この関係につきましては警察署の方が実施して

いる事業でございますので、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。

○28番（成田 浩君）

警察署の事業ということで、後もってそれがわかったらお知らせをお願いしたいと思います。

さきにまた、返るような形になりますけど、今、こういうものを車に張りつけているわけです。安全パトロール中。こういうのをやはり車につけていること自体で抑止力になって非行が少しでも発生しないように子供たちを守っていけるんじゃないかなと、こう思っているところですが、先ほど教育長はお金は出さないんだ。事業はやってくれと言いますが、これにもお金がかかるんですよ。本当はもうちょっとマグネット式で車に張りつけるような形のいいものをつくれたら、なお効果が出るんじゃないかな。少しでもどうにか補助金等をつけて、子供が少しでも守れるんだったら、少々のお金はいいんじゃないかなと、こう思っているところですが。

何回でも質問したいんですが、もう一回、教育長、どう思われますか。

○教育長（田代宗夫君）

ちょっと数字の方は忘れましたが、たしかそういう取り組みをしている学校が市内でおよそ八十数%あると、この前お答えしたところですけども。それぐらいの地域でそういうことがなされていると、私ども調査でわかっております。

したがって、そのことを今から、それに予算をつけるとか、どうかということは、今のところ考えておりませんけれども。先ほど言いましたように、もっと抜本的に何かその——防犯ベルにつきましては、18年度で全部そろえるということは決めましたけれども、そのほか、今度はそういう組織的な取り組みにつきましては、これまでの取り組みや、これからの取り組み等を見ながら、ぜひそう

いう全市的に何かそういうものをする必要があるかどうかのこと等については、また、検討しながら、今後考えていきたいと思ひます。

○28番（成田 浩君）

防犯ブザーの件も、今、また出ましたけど、防犯ブザーが子供たちに全部配布されて、もし、それを使わないといけない形になった——遭遇したとき、防犯ブザーが鳴ったとします。その防犯ブザーがその子供が危機感を持って鳴らしたんだということが周りの人にわからないと、また、いけないわけですよ。周りの人たち、例えば先ほどあったようにシニアスクールガード、この人たちが防犯ブザー今まで聞いたことがあるのかなと思ひますが、その辺の普及もまた、教育委員会みんなの役割ではないかなと思ひておられますが。そういうことも各地域、各校区で一生懸命普及をしていかないといけない、説明していかないといけないと思ひますが、そういう事業について教育長はどのように考えておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のとおりだと思ひます。例えば、どこかでそういう、どういふブザーの発信音が鳴るかによって地域の方が気づくか気づかないかということですので、ブザーの種類によつても発信音がピピ、ピピっと高い音を出すものやいろんなものがございまして、まず子供たちがカバンとか、体につけているというだけで一つの抑止力にはなるのかな。もう一つは、今話が出ましたように、それが鳴ったときに地域の方やだれかが、アツという——気づいてくれなければ困りますので、広報とかあるいは実際のいろんな研修会等とか、いろんな機会をとらえて子供たちが持っているブザーの音というのをその品物と、その発信音がどんな音がするのか、そういうこと等をやっぱり地域の方々に十分知っていたかなきゃならないと思ひておられます。

したがって、そういう手だては今後、またやっけていきたいと思ひます。

○28番（成田 浩君）

重々その辺の行動は早くとつていってもらいたいと思ひておられます。

子供たちが登下校する中で、そういう問題がないような形で行っていきたくと思ひますが、今、教育長の方で、教育委員会の方で把握されている通学に適さない場所、危険な場所、そういうところがどれくらいあつて、そういうところに対して防犯灯などの設置をお願いしていかないといけないと思ひますが、その辺の予算立てなんかをちゃんと答えてもらえば、これで終わりかなと思ひておられますが、教育長の答弁をよろしくお願ひいたします。

○教育長（田代宗夫君）

各学校区におきまして、そこから見えるかどうかわかりませんが……。これは子供たちが自分たちの校区の安全をマップに——子供がつくつた分です。こういうのを子供たち自身が気づいている場所、それからこちらの方は大人が——これは伊集院小学校ですか、安全のこういうマップをつくつているわけなんですけれども。

各学校区におきましては、スクールゾーン委員会とか、委員会がございまして、各学校のPTAの生活指導部の方たちを中心にしながら、あるいは地域のいろんな——学校によっては警察とか、関係機関団体なども入つて学校区内をどこが危険であるかと、そういうものを全部つぶさに調べて、そして話が出ましたように防犯灯の必要なところ、危険な場所、立て札を立てなきゃならない場所とか、あるいはこのところには信号機がほしいとか——できるできないは別ですが。そういうスクールゾーン委員会等で十分検討されて、そういうものがあるいはもう一方では、多分各自治公民館あたりでも市にそれを吸い上げ

る組織があると思います。形が。そういうもろもろを一緒にしながら、市の方に予算的な必要なものは要望してまいりますし、そして、こういうマップの中にその位置づけを記載していくという形をとっておりますので、その段階で防犯灯、いろんな必要なものは市の方からすぐできるものと、あるいは長期的なものとか、いろいろあるかもしれませんが、そういう取り組みは各学校でやっているのではないかなと思います。

したがって、危険箇所が幾らにあるか、そこまでは私もわかりません。もう、地域によっていろんな危険箇所があるし、道路の危険もあるし、薄暗いところもありますし、何カ所という把握はちょっとしておりません。

○28番（成田 浩君）

まだ、危険箇所の把握がされていないところもたくさんあるとお答えでしたが、その辺のことをしっかりと把握していくのが、教育委員会の仕事でもあるんじゃないかなと思っておりますので、これから重々日置市の未来を背負っていく子供たちを育てるために、私どももですが、教育委員会のする仕事というのはたくさんあるわけですが、どうかひとつ安心して子供が学べるような形で環境づくりをつくっていただきたいと思います、こう思っております。

その子供たちに対しての安心、安全を、最後にどういう形でこれから先も進めていくか、お伺いして終わりたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

先ほど何カ所あるかは把握しておりませんと申し上げましたけれども、こういう安全マップは全学校届けてあります。したがって、これを見ますと、どこが危ない箇所であるとか、それはわかりますけれども。ただ、行政等へお願いしなければならないような大きな、例えば道路であれば道路関係のところがあるわけですし、あるいはそういう部署、部署で

違うと思いますし、あるいは教育委員会に申し出て、そして教育委員会から、また、あるところへ——県とかいろんなところをお願いしなきゃならないような大きなものもあるかと思えます。

だから、それぞれの立場で学校から特に私どもに、もし、そういう大きなものが上がってこないとすれば、地域でそれは解決できる内容であったりするわけですので、そのあたりは私ども教育委員会としては学校とは十分連携をとっているつもりでおりますので、そういう申し出があったり、あるいは必要なものがあればどんどん上げてもらうようにしておりますので、十分各学校との連携はとってまいります。ただ、各学校が、今度は地域の方々とどう連携をとって私どものところに上がってくるか、そのあたりは今後も組織を通してやっていきたいと思えます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時25分といたします。

午前11時14分休憩

午前11時25分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（池上吉治君）

先ほどのご質問の中で、こども110番の家の箇所数はということでございましたが、日置市内に現在、178カ所でございます、東市来地域が63、伊集院地域が56、日吉地域が30、吹上地域が29、合計の178カ所でございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

次に、2番、上園哲生君の質問を許可します。

〔2番上園哲生君登壇〕

○2番（上園哲生君）

それでは、さきの質問通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先般の12月議会において日置市安全安心まちづくり条例が制定をされました。具体的な審議は条例10条に基づく推進会議においてなされことになっておりますが、安全・安心の内容にはいろいろな局面があります。以前の我が国は水と安全はただと表される時代もありました。現在の世相をかながみまますときに隔世の感があります。

そこで私は私たちの生活の中で、最も大事な飲料水、水道事業について質問をいたします。

今般の3月議会の冒頭におきまして、日吉地域、吹上地域の簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用させる条例の一部改正が提案をなされ、慎重審議の後、可決されました。当該年度末見込み額基金4,700万円、起債残高17億3,300万円を伴いまして、地方公共団体が経営する企業、原則独立採算の方式に移行いたしました。もとより地方公営企業法17条2項によりまして、簡易水道事業の部分には一般会計からの繰り入れの担保がなされておりますが、本来の趣旨はその経営に伴う収入をもって、その経費に充てるということでありませう。

これまで17年度は簡易水道事業には一般会計から6,200万円を繰り入れしてきておりましたが、それを抑え、地方公営企業の起債残高7億7,000万円とあわせまして、起債残高18年度末で28億6,000万円の見込みとされております。かなり厳しい経営が予想されます。

そこで、市長は18年度施政方針演説の中で、日置市水道事業全体計画作成のことを述べられ、18年度に2,000万円の予算を計上しております。具体的なことは今後待つとしまして、現状の日置市の水道事業を見ますときに、いろいろな要素があります。特に、

例えば水源地にいたしましても、地下水はもとよりでございますけれども、さつま湖の湖水、河川——河川も表流水、伏流水、あるいは浅井戸など、そういうところから取水をし、そして水道課の職員の方々が並々ならぬ努力をもちまして、品質管理に日夜努力されておるのがこの水であります。私は、今まで述べましたことの中でこれからは市民の皆様方にこれまで以上の負担を求めなければならない。そうしますときに、2点、市長にお伺いをいたします。

まず、この水道の全体像をどのように描いておられるのか。例えば、今度地方公営企業の中に入りました簡易水道等の地区統合を進め、最終的には給水人口5,000人以上の上水道事業へ整理をされていかれるつもりなのか。

また、それにはいろいろ市民の皆さん方のご協力を得なければなりません。そのためには、市民の思いというものをどのように認識されておられるのか。また、これからどのように酌み取っていかれるつもりであられるのか、お伺いをしたいと思います。

市長も私たち30名の議員も選挙のときに、市民の皆様を心とし、政治に邁進してまいりますとお約束をし、この壇上へ送らせていただきました。合併当初、私どもの水道料金の徴収方法が変更になりました。もとよりこれは合併協議会の中で話し合われ、決定をされていたとはいえ、吹上地区、日吉地区、東市来地区の市民の方々の中には、水道の料金の徴収が1カ月から2カ月徴収になり、そして当初は検査機関との兼ね合いもあり、市民の方々は負担がちょっと大きくなったなあという思いを抱かれたのではないのでしょうか。これが合併というものだという最初に実感されたのは、こういうことではなかったでしょうか。

そういう意味で、これからの厳しい地方公

営企業の中で水道事業をやっていく以上、市民の皆様の思いというものをどういうふうに酌み取っていかれるか、全体像とあわせてその2点を、まず、第1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

今回の質問の中につきましては、水道事業についてというご質問でございます。

日置市水道事業では、平成18年度から日吉、吹上地域の簡易水道事業を包含した地方公営企業としての事業運営を目指しています。今後の事業運営の方向づけをしていく必要があることから、日置市の地域水道ビジョンとしての水道事業全体計画を来年度策定をすることにしております。計画では、現在の事業の分析評価、将来像の目標の設定、実現方策の検討などによる目標に向けた整備や、経営基盤の強化、安心安全で快適な水の供給、災害対策の充実等が主な柱となるものと考えております。

また、現在抱えている重点課題といたしましては、水道料金の設定や施設整備の改良、また、施設管理対策、水質管理、事業の統合や未普及対策などさまざまな課題を抱えておりますので、こうしたことが計画上の重点課題になるものと思っております。

今、ご指摘ございました全体像ということでございますけど、基本的に今回、地方公営企業でやるということでございますけど、それぞれ独立採算ということを考えていかなければならないというふうに思っております。特に、まだ、一番課題として思っているのは、まだ、全地域に水道が普及してない、このことであります。

と申し上げますのも、一般財源をやはりみんなが平等に供給できるものだったら、一般財源もすればよろしゅうございますけど、やはりそこあたりの関連の中で、まだ、普及率

が100%いっておりません。やはりその中におきまして考えていくのは、それぞれの自己負担というのが伴ってくるということでご理解もいただきたいというふうに考えておりまして、一番最優先は未普及対策を重点的に考えていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で市民の思いということでございまして、その中で2カ月検針ということでございますけど、これは合併協で話しをしたということでもございますけど、基本的にはやはりこの経営的感覚をしなければならない。市民の皆様方に2カ月に1回すれば1回の料金よりも高くなるから、その負担が多いということでございますけど、やはりここに積む人件費の問題、また、それぞれの諸経費、こういうものもやはり少し軽減していかなければならない。こういう方策もございまして、この料金が上がる——2カ月検針して料金が上がるということじゃありませんので、私どももやはりこの言い分についてはきちっと広報しながらご理解をいただかなきゃならないというふうに思っております。

また、市民の思いということでございますけど、私ども、私も、また、議会の皆様方も、やはり市民の皆様方は安心安全の中でおいしい水をいただきたいというのが思いであるというふうに思っております。その思いはございますけど、この思いをいろいろと解決していくには、今言いましたやはり財政的なものを含め、経営的な、安定的な——財政的な経営がなければならないということでございますので。

特に、今、公営企業法を使いますけど、簡易水道の部分につきましても、先ほどお話のございましたとおり18年度の中におきまして、約23億円ぐらいの起債残高が残されております。その中におきまして、一般財源の中におきましては、この簡易水道の設備投資

をした部分におきます償還金につきましては、一般会計の方から約――何%か、補助というか繰り入れをしながらやっていきたいというふうに考えております。

○2番（上園哲生君）

ただいま市長から答弁をいただいたわけですが、確かに1カ月ごとの集金が2カ月で集金をする。ならば一緒にしないかという考え方もありますけれども、やはりなかなか人間というのは今月は水道料金がないから、来月のためにとっとくとか、なかなかできそうではない。また、大口のといえますか、私の自治会の中にもやはりいろいろ施設がありまして、その施設なんかも1カ月30万円ぐらいの水道料金を払っておった。それが2カ月になると60万円を超える。やはり資金繰りに苦しいかなというようなご意見もあります。

また、今後、その地方公営企業でやっていけば、当然水道料金が――新水道料金は上がっていくわけで、市民の皆さん方にまた、それだけ負担をかけるという状況が生まれてくるかと思うんですけれども、そういうことで、合併前のときの話し合いにおいてはそういうようなことで決まったかもしれませんが、現実にはこういうふうにしてやっていくときに、市民の方々の水道料金への負担というものをやっぱり見直す機会があつていいんじゃないかなと思うわけですが、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にさっきも申し上げましたとおり、これは経費が伴うことですので、さっきも申し上げましたとおり、今から公営企業すりゃあいかにして義務的な経費を削っていかなくやらない。この苦労をどうしてもやる必要があるというふうに私は考えております。

ご指摘のとおり大口の方々につきましては、

そのようなことが言えるというふうに思っておりますけど、基本的には相談に乗れば、ちょっと分納という形もできないことはございません。そういう形をしながら1年間の中で今は口座引き落としという形の中でやっておりますけど、そういう大変大きな、そういう方につきましては、そういう分納というのも可能でございますので、そこあたりをひとつの整理をしていかきなやなりませんけど、今後におきましても2カ月の検針をすることにおいて人件費といえますか、検針をする人の人件費、また紙の問題、こういうものも少し節約が私はできていく。こういう小さいことから節約をしていかなければ、今後の水道事業を踏めた中におきましても大変大きな経費がかかってくるということを思っておりますので、これはこの2カ月検針というのは今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

市長の言われることはよくわかるんですけれども、今後、水道料金が上がっていかざるを得ないということを考えましたときに、やはり市民の皆様方にしっかりご理解をいただくという、この努力は大切じゃないかと思えます。

そこで、負担が上がるという以上は、そこに何らかの質の向上がなければなりません。ただ、行政的なそういうことだけじゃなくて、例えば、私も今回勉強しまして、大変検査も安全性を確保するために一生懸命やられていることがわかりました。原水で40項目、そして浄水になりましてからも毎日検査、1カ月検査、そして3カ月検査、そして1年の検査、いろいろ検査をしております。

そこで、今、市長がいろいろ経費を切り詰めてといえますか、合理的な経営の更新でというようなふうに認識をしたわけですが、それでも、そこでそういう検査機関、検査機構にお

きましては、伊集院と日吉町と東市来町は同じところに出しますね。鹿児島県の社団法人の鹿児島県の薬剤師会、それに対しまして吹上地区は宮崎の民間事業にお願いしてあります。これはやはりそれだけの要件を備えて、そして大臣の登録機関として厚生労働省の登録機関としてそういうところにお任せをし、そして今のところ何の支障もない。

ただ、そういうことで言いましたときに、経費的には随分違います。民間事業に任せられた方が随分安い。市長の先ほどのご発言でありますれば、当然、今度はほかの伊集院町、日吉町、東市来町もそういう県の高いところをお願いするよりも、そういう民間事業でもしっかりした検査体制が整って、その要求にこたえられるところで費用で安いということであれば、そこも委託機関として候補として上がってくるんじゃないかならうかと思えますけれども、こういう検査機関への何といいますか、今後の取り組みといいますか、いわゆる全市を一つでいくのか。それともやはり今、伊集院、日吉、東市来がやっているところへの提供するのか、そこらについてお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には一つのところに今後すべきであるという認識は持っております。

今さっきも申し上げましたこの義務的な経費、人件費とか、こういうものは削減できますけど、この検査機関の選定、これは大変いろいろと今後考えなきゃならないのかなというふうには思っております。

それぞれ、今、おっしゃいましたとおり、今しているのは県の薬剤師会とか、県の環境技術協会とか、こういう県が関連したひとつの検査機関がございますし、今、ご指摘ございました民間の中では吹上地域がしている東洋環境分析センター、こういう民間がございます。今後、どちらがどうなのか。価格的に

いもの方がいいのかどうか、やはりそこあたりも今後指名委員会等で十分こういう検査、こういう水、こういうものにつきましては、この選定の中でやはり十分、私は検討していくべきなことかなあと。ただ、安いからいいのか。そこあたりの中で——この場合は宮崎市ということでお聞きしております。県内のすぐできるところがいいのか、これはちょっといろいろと論議を呼びそうな気がいたしますので、今後、そういういろいろな資料データを含めた中で価格の問題だけでなく、そういう中身も精査した中で、どこにしていくのか、そういうことを指名委員会等で十分論議していただきますけど。

基本的にはやはり統一していかなければ、検査項目が同じかもしれないけど、同じ出どころで私どもは行政一つでございますので、二つの検査のところに来てみても今後どう比較して見たときに、こういうものに大変——万が一、何か起こったときにひとつの責任といいますか、そういうものもできないというふうに考えておりますので、市長としてはこういう検査機関は一つに統一をしていきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

水質検査委託機関は、確かに市長が言われるようにいろいろな観点から検討はせざるを得ないと思えますけれども、公営企業ということで、そしてその検査の中身がきちっと責任が取れるということであれば、民間企業でも私は悪くないんじゃないかなと思います。

なぜ、やっぱりここまで申しますかと言いますと、やはり検査項目によりましては、随分価格の差があり過ぎます。やはり民間の方がそれだけ安いものですから、ぜひ、また、そこらも含めてご検討いただきたいと思いません。

次に、先ほどちょっと述べましたように、負担が高くなる、負担をお願いするのであれ

ば、やはり市民に説得をするためには質の問題ですね。事業の質の問題です。質の問題で、やっぱりおこたえをして、そして負担をお願いせざるを得ないんじゃないかなと思うわけですが、その中で大分水道水が濁っているという苦情は少なくなっているやには聞きます。これもやっぱり水道管の材料の——昔は鉄柱管だったのが、大分変わってきておりますので、今後もそのことは進めていただきたいと思うんですけれども、ただ、その苦情の中に、そして水道課の人たちが一生懸命になって業務をやっている中にありまして、縦割り行政の弊害があるんじゃないかなと思ったりするところがあるわけです。

それは、消防の消火栓の点検等の兼ね合いであります。市長はもうよくご存じだとは思いますが、大分消火栓も材料も変わったり、中もさびない工夫がされてはきておりますけれども、やはり水にはいろんな、何と云いますか、垢と云いますか、そういうものが付着をします。そして、結局、そういうものが——消防の方々は、いざというときにその消火栓を使えるためにいろいろ検査をしていくのは当然です。それは自分のところの職務を全うしていると、それは正しいんですけれども、やはりその横の連絡がないと、結局、水道課の職員の人たちが一生懸命努力をして、濁らない水を提供しようということで頑張っている中で、住民の方々から苦情が来る。そうすると、水道課の人たちはどこか漏水したんだろうか、水道管が破れたんだろうかという思いでそういうところに駆けつけるわけです。ところが、よく見てみると消火栓の点検をされていた。

やはりちょっと連絡ミスあったり、あるいは消火栓のあけ方の問題です。結局、水道管に付着物があると、やっぱり圧がちょっと変わりますと、そういうものが水道水の中に混じる。それを全部吐き出すほど消火栓の点検

をしている時間はない。そうすると、後、今度はまた水道課の人たちが長い時間かかって、何と云いますか、その汚れの部分を取り除くために排出をするというようなこともよく現場でお聞きをするものですから、これなんかやっぱり一種の縦割りの弊害じゃないかな。よく連絡を密にしたり、消火栓のあけ方を水道課とよく話し合ったり、やり方をやれば解決できる点があるんじゃないかと思っておりますけど、市長、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

議員がご指摘ございましたとおり、今までそのようなことがあったということは報告をいただいております。特に、消防関係の皆様方と水道課、また、地域住民、基本的に消火栓の開閉をするに至っても、やはりきちっと連絡をしていけば……、また、地域住民にもそういうことをしますという連絡をすれば、そのようなトラブルと云いますか、ないというふうに感じておりますので、今後、やはり消防関係、水道課、地域住民、こういうものにきちっとやっぱり連携ができるよう、体制をやっていききたいというふうに思っておりますし、今、ご指摘のとおりこの消火栓の質の問題も含めまして、長くおいておけば、この開閉する中におきまして、そういうものがたまっているというのもお聞きしておりますので、また、そこらあたりの改善もしなきゃならないのかなというふうに思って、今後、やはりおっしゃいましたとおり、この縦の流れをきちっと事前にそういうものの連絡がいけるよう指示していききたいと思っております。

○2番（上園哲生君）

ぜひ、前向きにご検討いただきたいと思っております。

そして、負担が高くなる以上、やっぱり住民の皆さんの満足度を上げる努力も大事だろうと思っておりますので、よろしくご検討いただきたいと思っております。

それから、本来は我々の水道事業とは関係はないんですけれども、やはり水道水の濁りで苦情が来るやつが水道の本管から各家庭に引かれているやつですね。そこでそういう、何といいますか、さびが出た。各家庭にそういう水が出ると当然、苦情が水道課に来る。やっぱりそういう意味で言いますと、きちっと自分の家庭が本管からどういう状況で引き込んでいるということの指導といいますか、啓蒙も必要なんじゃないかなと思います。

そうすると随分、また、いろんな意味で苦情も少なくなりますし、また、おいしい水といますか、きれいな水ということにつながるのではなからうか。決してそれは水道課の怠慢ではないんだということを、きちっとお示しすることにもつながると思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、消防関係からそういう開閉するときは水道課にきちっと連絡をいただき、水道課の方がそういう地域はいついつ、どういう点検をしますからということをやはり自治会長さんを通じた中で、きちっとその事前に連絡をしておけば、このようなトラブルはなくなるというふうに思っておりますので、その連携がうまくいくよう指示していきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

質問はそういう各家庭への配管が……、そういう周知の。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、各家庭を含めてそういう部分につきましても、そういうのが流れていったときには、各自治会の公民館長さんを通じまして各家庭の方にも連絡がいけるような体制をしていきたいというふうに思っております。そういう意味でしょ。

○議長（宇田 栄君）

もう一回。

○2番（上園哲生君）

例えば、各家庭の中でもそういうちょっとしたさいかいかいろいろ出てくるわけです。例えば、そこのご主人が仕事から帰ってきて自分でふろの水をためて、そしてふろへ入る。そうすると奥さんが必ず文句をいう。何であんたがふろに入った後はあんなに汚い水になるの、もっときれいにして入って。旦那は何か、水道が最初から濁ったよ、というような話になるわけです。

そういうところから行政の方へ苦情の電話とか、なったりするわけですし、そして、よく調べてみると、それは水道管の問題じゃなくて、そこから各家庭に引く枝管の話だったりするわけです。ですから、やっぱりそういうところのご指導もよろしくという趣旨でございます。それはもう結構でございます。

それで、次にこれからやっぱり大きな資金がかかるのに管理システムのことがあろうかと思うんです。今年度もいろいろ予算が計上されてやっておりますけれども、特に川から取水する場合、どうも見た目が市民の方々には不安を感じるわけです。というのも、川にはいろんなものが流れ込んできます。例えば、市長もご存じだと思いますけれども、やはり山手の方で牛だとか豚だとかいっぱい飼っておれば、指腸菌検査はやっていることですが、フェリストストリジムだとか、やはりそういうようなところの心配をされる市民の方々もおられます。そういうことで、なるだけやっぱり川から取水をしているようなところは、早めに管理システムを立ち上げてほしいなという思いがするわけですが、市長、どういうふうにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にはろ過施設をきちっとした形でしていく中において、安心安全の水を供給していかなきゃならない。これは地下水であろうが、湧き水であろうが、やはりきちっとした

ろ過施設を整備していくことが私は大事なことであり、というふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

そうですね。それも今後、いろいろ法定耐用年数とか、いろいろな装備のやつが出てくるだろうと思います。あわせて伊集院の方は見れるわけです。いろいろ管理システムでその現場まで出向くことなく見れるシステムができつつありますので、ぜひともそういう意味で川からの取水でありますとか、湖水からの取水でありますとか、いろいろ水源を求めておりますので、いろんなところに。ぜひ、そういうところの監視システムを早急にやっていただきたいと、これは要望しておきます。

先ほどからいろいろ私なりの考えで述べさせていただきましたけれども、やはり日置市の安全安心条例、これはやっぱり仏つくって魂入れずということにならないように、また、市民の皆さんの思いを取り上げながら同時に公営企業として成り立たせる。大変重大ないろいろな観点からの責任がありますけれども、ぜひ、責務を果たしていただいて、住民の方々が安心しておいしい水を飲めると、水道の蛇口にそれこそ浄化栓をつけたり、あるいはもう水を買ったり、いろいろされております。そういう中で日置市の水はおいしくて安全だということになりますよう、市長に最後の決意をいただきまして最後の質問にします。

○市長（宮路高光君）

私どものこの地域は本当に私、地形的にこの水を含めた中では素晴らしい環境の地域であるというふうに思っております。その中で、今、おっしゃいましたように水道水の供給の仕方が地下水とか河川の湧き水とかいろいろとしております。基本的には市民が出口の中できちっとした安心した水であればいいというふうに感じておりますので、先ほども申し上げましたとおり、今回、来年からこの全体

計画をつくる中におきまして、具体的な方策を年次的に策定をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

○3番（下御領昭博君）

新たな農業・農村・食料の活性化に向けて1項目の7点について質問します。

我が国の農業及び農村の現状を見ると、土地利用型農業における構造改革が依然として立ち遅れている現況にあります。また、農業地域における高齢化、過疎化、混住化等による集落機能の低下や、耕作放棄地の増加等により、農業の有する多面的機能の発揮に支障が生じています。さらに、国民と農業との間に依然として距離感が存在しており、「食」と「農」の一体化、「食」の安全・安心の確保に努めていく必要があります。

日置市は、吹上地域に県農業開発総合センターの整備が進められています。これにより、農業大学校や農業関係試験場が同センターに再編整備され、鹿児島県の農業の総合的な拠点として位置づけられています。すぐれた環境、条件を最大限に利用して、今後、農業技術の開発や担い手の育成など、基幹産業である農業振興に大きく貢献するものと期待し、先般通告しておりました新たな農業・農村・食料の活性化に向けて順次質問しますが、重複するところがありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

① 農業従事者の減少、高齢化等が加速する一方、農業経営の規模拡大や新規就農者の受け入れは不十分であり、生産構造の脆弱化の進行が懸念。このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが急務だと思います。

そこで、農林水産省は担い手と呼ばれる大規模農家などに助成を集中する経営安定化対策が2007年度から新たに導入される見通しである。どんな制度かという、一定要件を満たした担い手農家を対象に、所得を助成金で保証し、経営を支える直接支払い制度。戦後の農政を根本から見直すものとなっています。助成制度は2種類あり、一つは価格差を穴埋めする制度でゲタ対策、もう一つは収入の変動の影響を緩和する制度でならし対策である。以上のように対象も担い手に限定されるようではありますが、食料自給率の向上の面からしても、農村環境保全の観点からも担い手だけでは不十分であると私は考えます。

我が市は農業経営規模が小さく、兼業農家率も高く、農家の営農への意欲は衰えていくばかりです。このような状況の中、小規模農家に対する支援策が削除されますとますます農業離れが加速され、農村環境は低下していくことが目に見えています。本市においては、兼業農家や女性・高齢農業者も大事な地域農業の担い手であると思います。今後、担い手の育成をどのように進めていかれるのか、また、条件を満たさない小規模、兼業農家への対策はどうするのかを伺います。

② 我が国では戦後の高度経済成長期以降、昭和35年ごろ79%あった食料自給率も、農業では生活していけないと農業離れが多く、現在では農業に携わっている人は高齢農家が多く、食料生産は後退し続け、食料自給率は40%の水準で低迷しています。残りの60%は海外から輸入しているのが現状です。このような状況において、不測の状態になっ

た場合、今までと同じように海外から簡単に手に入れることが難しくなると思います。

以上のことから、農業で安心して生活ができるような対策を考慮し、やる気のある農業者を育成していくことが急務だと私は思います。ちなみに鹿児島県の認定農業者は平成16年8月現在で7,454戸です。

そこで質問ですが、本市の認定農業者の現在の確保状況と目標、また、営農部門ごとの確保状況はどうか、伺います。

③ 現在の農村社会の少子化、高齢化、後継者不足が現実の問題となっていて、その対策を急がねばならない。いかに地域づくりの進歩と発展を願っても意欲と経営感覚に富んだ人材が不足し、消えるようではたださびれるだけである。これからはやる気のある新規就農者を確保することが極めて重要な課題であると考えます。農業は始めたからといってすぐに利益が上がるものではなく、それを支える支援策がなければ経営していくことが難しいと思います。

そこで、新規就農者を認定農業者まで育成するための支援対策への取り組みはどうか、伺います。

④ 集落単位で土地利用調整を行うことで、集落営農は効率的な土地利用調整による農地の保全と有効利用が期待できる。農作業の省力化と作業効率の向上の期待、これによって生産コストの削減などが期待できる。しかし、多数の参加者が存在することから、単純に経営規模を拡大しても、それに対応した経済性が期待しにくい。土地利用型農業で経営規模を拡大しても農業機械など物材質の投資増に加え、田畑の農地が分散しているため、経営規模に見合った経済性が実現しにくい側面がある。

そこで、集落営農の組織化、法人化を進めるには、土地利用型の大規模集落営農組織の育成であり、条件のよい限られた地域になっ

てしまうと思うがどうなのか、伺います。

⑤ 最近、各地域のブランド品の紹介をテレビで放映されたり、新聞や雑誌などに掲載されている。つい最近、南日本新聞で紹介された例を上げますと、昨年5月かごしまブランドに指定された川辺町の南さつまのハウスキンカン、糖度16度以上の完熟キンカン「春姫」のブランド名で出荷されている。ブランド品化するためには大変な苦労があったと思います。やはり行政にはブランド品にかかわる各種情報の受発信機能や生産者、流通業者、消費者などを結びつけるコーディネート機能の発揮、施設整備等のハード面、流通システム整備などソフト面を含めたブランド品の仕組みづくりの支援などが必要と考えます。

そこで、18年度に「ひおき」ブランド創出及びブランド品目の指定とあるが、それに向けた取り組みはどうなのか、伺います。

⑥ 地産地消の促進は地域住民が地元の農業はもとより、それに深い関わりを持つ食文化や祭事、民俗芸能、年中行事などの伝統文化を見つめ直すきっかけになる。特に、学校給食への地場産農産物の利用は次世代を担う子供たちがこれについて学んだり、関心を持ったりするよい機会となると考えます。地域住民との交流もできて何よりも家庭での対話や給食日より、家庭通信などを通じて家族ぐるみでこれを考える契機となるなど、その効果は非常に大きいと考えられます。

また、地域の自立のためにも必要なことは地域に根ざした産業構造をつくり上げることだと思います。この地域の基幹産業は「農」であり、その生き残り策は「食」を抜きにしては語れないことだと思います。この食については、産地偽造、BSE問題など、安心・安全な食が求められており、食の供給基地としては大変な追い風となります。この追い風を生かしていくためにも地産地消の取り組み

が非常に大事であり、地産地消という言葉はよく聞きますし、全国でもその取り組みで地域おこしを図っている例も多くあります。我が日置こそが地産地消を生かすべき町だと心から思います。

そこで学校給食及び家庭での地産地消の取り組み状況と今後の見通しについて伺います。

⑦ 近年、BSEの発生などを契機に国民の食の安全に対する信頼は大きく揺らいでおり、国民の食に対する信頼を再建することが急務です。

そこで、国民の食生活改善を目指す食育基本法に基づき、食育促進の方針をしめす基本計画が3月末に正式決定するようです。地方自治体は別途、地域住民の食生活の実態などに対応した食育促進計画をつくることが求められています。

最近、消費者の安全に対する意識が高まってきています。学校での本格的な食育の取り組みはここ数年急増、しかし、男女共同参画が進む中、食の安全、安心が大事なのはわかっているが、仕事が急がしくてなかなか我が子の食に気を配れない共働きの家庭の間からも学校給食への期待は高まっています。食を取り巻く環境は、大きく変化しており、食に関する情報が氾濫しています。

少子高齢化が進む中で、健康寿命をいかに伸ばしていけるのか等、健康を基盤とする新しい課題も生まれています。国、地方自治体によって食をめぐる問題解決のためにさまざまな取り組みが続けられています。しかし、まだ、決定的な解決策が見いだされておりません。食の安全性を確保する観点から、特に消費者の要望の強い地産地消の給食に始まり、最近では子供を通して家庭や地域にも食育を広めようという動きが目立つようになっていく。

そこで、我が市の食育の促進の状況及び指導への取り組みはどうなのか、伺います。

最後に、市長、教育長の心のこもった熱い答弁を期待いたしまして、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

新たな農業・農村・食料の活用化に向けて7項目の質問でございます。順次、ご回答申し上げます。と思っております。

初めに、今後の担い手育成の進め方でありますが、後継者、新規就農者の育成対策につきましては、同僚議員の重水議員の質問でお答えしたとおりでございます。地域農業を支えていくのは専業農家で認定農業者の方々だけでなく兼業農家、特に女性、高齢者の方々の存在は大きいものであると認識しております。

特に、認定農業者の方々は規模拡大という大きな目標を掲げなければなりません。その意味では圃場におきましても面積も広く、水田では排水のよい乾田地域でないといふ大型機械も思うように稼働できず、特にコンバインやトラクターなどの故障の原因の一つにもなっている実態があります。その意味でも直接支払い制度の対象となる地域などは、特に大型農業機械が利用しにくいことから、やむを得ず女性や高齢者の方々の管理に頼らなければなりません。経営安定対策と直接支払い制度は切り離して考えてよろしいかと思っております。

経営安定対策は支援対象者が認定農業者と集落営農を取り組む地域が限定されますが、直接支払い制度はこれまでの協働作業と従来の取り組みであります。通常単価の8割に減額されますが、対象となる方々は1団地、1ヘクタール以上の面積確保と選択基準である対象地の基準の傾斜を有すれば、これまでどおり取り組むことができます。したがって、経営安定対策が国の施策として導入され、確かに認定農業者や集落営農に限定され、重点的に支援を強化する実態はあり

ますが、甘藷につきましては対象面積が個人で50アール、組織で取り組む面積は3.5ヘクタールで、団地でなく飛び地でも当然対象となります。また、小規模で多くの農家の方々が組織をつくり、経営を一つにしていくというのが、言い換えれば集落営農であり、組織づくりのよい機会になるかもしれませんので、地域でも十分にご検討いただければ幸いかと思っております。

2番目の認定農業者の現状の確保と目標ということでございますけど、認定農業者は市全体で157人、5年後の21年度の目標178人に今、設定しております。営農部門別では野菜が34人、お茶が25人、たばこが25人、肉用牛が15人、酪農が12名、果樹が8名、以下複合経営が38人となっております。

3番目のご質問でございますけど、認定農業者になるためには一定の所得目標が条件となり、現段階では5年後の所得目標をおおむね500万円としておりますので、品目によっても異なりますが、粗収入で最低1,000万円程度となっております。

4番目の集落営農の組織化、法人化を進めるには、というご質問でございますけど、集落営農そのものが決して大規模化、もしくは条件のよい地域になるということではありません。逆に条件の悪いところでも個別の営農だけでカバーできない面が多く、共同で行った方がより効率的であると考えております。

また、農業機械の過剰投資を抑制し、機械の共同利用でコストが下がり、健全な農業経営が可能となりますが、そのためには将来的に効率的で安定した経営を行うことでできるよう、やはり組織の運営や経理などの面をしっかりとしたものにするのが重要になります。

5番目の「ひおき」ブランドの創出でございますけど、農政面におけるブランド品目に

つきましては、これまで旧町では重点品目を決めて取り組んできた経緯があります。果樹でありますとデコポン、かごしま早生、ポンカン、野菜ではイチゴ、白ネギ、葉ねぎ、緑竹、アスパラ、花ではソリダゴなど、地域によって異なりますが、推進品目として重点的に取り組んできたところでもあります。

ブランド品は農産物だけでなく、畜産にしても黒毛和牛が京都市場で高値で取引され、ブランド品と呼ばれてもおかしくない優秀な肥育牛の産地でもあります。また、水産業でありまして、特色のある水産物加工品等それなりの評価の高いものが生産されているところでございます。

ただ、ブランド品として生産されている県内の品目について、一般の農産物と価格差がほとんど変わらないという、これまでとは情勢が変わってきている点でもあり、品目の指定には十分な検討、協議が必要と考えております。

日置市においては、土地利用型農業よりも施設を活用した都市近郊型の農業が条件的に有利であると考えておりますと、少量多品目的な農業経営といった面からブランド品目と、さきの県の農林水産物認証制度で認証されました日吉の緑竹や、このほど認証を受けました吹上のアスパラなども、ブランド品目にふさわしい品目であると考えております。

日置のブランド品目としての選定要件等を整備しながら18年度指定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

6番目のことでございますけど、学校給食における取り組みにつきましては、学校給食の食材の活用を初め、物産館、直売所、農家レストラン等における地元農産物の販売、活用を積極的に進めてまいりたいと思っております。

家庭での地産地消につきましても、学校給食同様、地域農産物の活用を推進してまいり

ますけど、一般小売業の方々への影響がないわけでもありませんので、日置地域の旬の野菜などを活用していただくなどの配慮も必要と考えますので、直売所等における地産地消のチラシ等で啓発し、関係者との調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

7番目の食育でございますけど、地域食材を活用することから、地域のだれが、いつごろから、どこで、どのような方法で栽培したのか、児童生徒と生産者との給食交流会の開催や田植えや稲刈り等、体験を通じての食育など、教育委員会、給食センター、学校との連携では食育はさらに広がり期待できる内容であります。

市内全域での取り組みが必要であります、できるところから進めてまいりたいと思っております。この3月、飯牟礼地区に完成予定の酪農家の内ファームでは、搾乳体験を初めアイスクリームやバターづくり、えさやり、牛舎清掃など、体験から得られる新たな食育のプランも策定中でありますので、小中学校へのこれらの体験プランも紹介していく計画であります。

また、日吉地域の酪農家でも酪農体験を既に進めていただいておりますので、同様に協力をいただき進めてまいりたいと思っております。

農林水産課でも、18年度食育に伴うソフトの関連事業を実施し、食育推進に取り組む予定であります、教育委員会、物産館等と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校給食及び家庭での地産地消の取り組みの状況と今後の見通しについてですが、平成17年7月から食育基本法が施行され、食に

対する国民の関心も高まってきております。食育は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められております。

学校給食の地産地消につきましては、これまで旬の野菜や米など食農教育の一環として取り組みをいたしてきております。具体的には東市来給食センターでは、江口漁協やこけけ特産品販売所から米や野菜などが納入されております。

また、学校においては、農家の皆さんと児童との給食交流会も実施をしてきております。

伊集院給食センターにおきましては、平成17年12月から米飯給食に月1回、地元産米を活用いたしてしております。日吉地域におきましては、各学校で給食を調理してありますが、一部に旬の地元食材を使用したり、子供たちが栽培した大豆やカライモ、各種野菜を学校給食に使用してしております。吹上地域におきましては、米や旬の野菜など30数品目を地産地消として利用してしております。

今後、食材の供給能力や価格、安全・衛生面等の問題をクリアできるよう、生産者や団体等と十分協議しながら進めていかなければならないと思っております。

なお、地産地消につきましては、学校で学校保健委員会やPTA保健部の活動の中に家庭における食育の問題や地産地消の重要性などについても、その中で話し合われております。

次に、食育の推進状況及び指導の取り組みは、ということですが、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、食は極めて重要であります。食育を生きる上での基本とし、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、

さまざまな体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てる食育を推進することは大変重要な課題であるにとらえております。

各学校におきましては、食育の指導は、家庭科、保健体育、学級活動の時間、給食の時間、総合的な学習の時間などに行われております。

1例を上げますと、農業体験活動の実施であります。米づくりや野菜づくり、イモづくりなどを行い、収穫し、食べる活動まで行っております。このような行事は子供たちに勤労体験をさせるとともに、生産者と消費者のかかわりを理解させ、安全で安心な食への理解と食にかかわる人々への感謝の念を醸成するなどの目的を選定して実施をいたしてしております。

次に、ある学校が1年間に取り組んだ食に関する実践指導の1例を紹介いたします。

給食のマナーをアップする週間を3回、高齢者とのふれあい給食を1回、栄養職員によります講話を1回、食に関する授業を1回、生産者との交流活動を1回、交流給食を1回などやっているようです。学校栄養主査と学級担任が一緒になって食育に関する授業を行う活動もございます。

今後も食育の重要性を踏まえまして、食育の推進、充実を図り、子供たちが健全な心と体を培えるようにしたいと考えております。

以上で終わります。

○3番（下御領昭博君）

ただいまの熱のこもった答弁をいただきましてありがとうございます。

再度1番から追って質問しますが、22番の重水議員のところで回答いただいておりますので、できるだけ簡素に質問します。

経営安定対策は、支援対象者が認定農業者と集落営農に限定されるようになるが、農家の住民は知らない人や、まだ、理解されてい

ない方が多いと思います。まずは、行政側が説明なり、制度の仕組みなどを説明した上で、あとは地域のリーダーがリーダーとなる人材がとりまとめていく方向で進めていくべきと私は考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

来年度から導入されます制度の中におきまして、特に大型の認定農家の皆様方と個々でございまして、集落ごとですか、集落営農、この二つに私は分かれていくというふうに思っておりますので、まだ、具体的に今後、それぞれ、国の中の制度がまだ、はっきりしない部分もございまして、いろいろとはっきりした部門の中におきまして、それぞれの営農集落の組合長さん、また、自治会長さん、また、それぞれの専門部会がございまして、それぞれの専門部会におきましてもきちっと説明を今後していきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

この前ですか、市長がいちき串木野市で開催されました日置地域農政の懇談会の件ですが、2月7日に日置地域農政促進懇談会が開催され、基幹的農業者や営農組織などの育成をテーマに意見交換や経営食安定対策等代行や、鹿児島食と農の県民条例の基本方針などについて報告があったそうですが、そのときの状況を差し支えない範囲でお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

これは県の主催の中で特にトップが県の農政部長、また、それに関連いたします課長が、それぞれの現地を地区ごとに視察、また、地域の代表者と意見交換をしたいという趣旨でございまして、今回、農政部長初め、関連の課長さんたちが五、六名参りまして、こちらといたしましても市長とか組合長、農業委員

会長、そういう方々との交流会でございました。

特に、現地視察もする中におきまして、私どものこの日置市におきましては、吹上の農業公社で取り組んでいる実態を説明申し上げ、また、いちき串木野市におきましては、水田を含めた輪作体系を含めた中の裏作を含めた中の現地視察でございました。室内検討に入りまして、特に今回、県が出しました食育に関する――食と農に関する県の方針の説明会がございました。

今、お話のとおり特にこの中で出てきたのが認定農家のセッティングといいますか、こういうことが話題になりまして、今、現在、所得で500万円という形であるけど、これが本当に500万円でそれぞれ経営ができるのかどうか、そういういろんなディスカッションの対応がございまして、今後におきましてもやはり私どものこの地域の実態をそれぞれ県の上層部もわかっただき、また、県におきます――特に単独事業等におきます施策につきまして生かしていただきたいという、そういうご要望も申し上げた次第でございまして。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

続きまして、2番に移らせてもらいます。

市長の答弁で、日置市は認定農業者は157戸ということですが、鹿児島県は7,454戸ですので、日置市は約2%程度にあたるわけです。今後、鹿児島県は5年後には1万戸にする予定を打ちだしていますが、我が日置市は178戸で約13%の増です。県はそれに比べ34%の増を見込んでいます。それに比べた場合に伸び率が非常に低いわけですが、それは確かに農業所得を見た場合に、低いのでやむを得ない部分もあると思いますが、しかし、やる気のある人材を育成していくことが必要ではないかと思っております。

現在、農業に携わっている人は高齢者で、あと何年も農業を続けていくことが難しい農家が多く、また、耕作放棄地も多いことから、環境保全のためにも認定農業者の増員を図り、活性化するべきと私は考えますが、市長の考えをお願いします。

○市長（宮路高光君）

今、日置市の現況をお話し申し上げまして、目標がちょっと低いんじゃないかなというお考えのようでございます。基本的にこの認定農業者の——さっきも申し上げました目標の金額が500万円程度という形になっておりますので、それでこの管内におきます該当者がどれだけおるのか。いなければ、今後どういう形で育成をしていくのか。それが一番大きな課題であるというふうに考えておりますし、年齢の問題もあるというふうに感じておりますけど、やはり60、70でありまして、それぞれ認定農家の中の要件が若干ございますけど、そういう所得と安定的な人においては認定をしていかなければならないというふうに思っております。

後ほど、関連いたしますけど、この後継者からの認定を含めた中で、やはり若い方々をいかにして所得のアップにしていくのか。さっき議員がおっしゃいましたとおり、農業というのはすぐ1、2年で所得が確保できることは大変難しいと、そういうことで新規就農を含めた中で、たくさんの皆様方がなり手が無いというのが実情でございます。

そのようなことを踏まえまして、私どものこの地域におきます作物の中で耕種部門、畜産部門、特に今、この地域、お茶も含めた中でございますけど、さっきも申し上げましたようにこの安定的な品目がどうあるのかということも、もう一回検証しながら、その目標数値になるよう、また、認定農家も多くなるような施策はやっていきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

大変よくわかりました。

続きまして、3番に移らせてもらいます。

新規就農者の件ですが、22番議員の重水議員のところで回答をいただいておりますが、再度、確認する意味で質問します。地域の担い手は地域の風土をよく理解した人が一番ベターじゃなかろうかと考えます。

そこで、市長は新規就農者に対する思いと期待はどうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

やはり農業もさっきも申し上げましたように、親の背中を見ながらそれぞれみんな子供は育っていくというような中におきまして、やはり基本的に新規就農者をする方におきましては、一番いいのはその農家で跡取りをしてきちっとしていただく方がおれば、私はそれが一番、この地域の新規就農者をふやす大きな対策であるということでございますけど、現実的にこのことが大変難しい環境で、今、あると。

そういう中におきまして、新規就農者の中で、今、吹上の公社でやっておりますように、地域でなく県外からとか、県内のほかからも来らざるを得ない。これはやはり農地を守り、私どもの地域の特産物を発掘していけば、それもひとつの手段であるのかなというふうに考えておりますけど、やはりさきにも申し上げましたとおり、認定農家、中核農家、この方々の、今、している方々を大事にしながら、その方々が所得を1,000万円、2,000万円上げていったら、やはり子供たちもその背中を見てやっていけるのかという、少しの期待感を持ちながら、この中核農家、認定農家をきちっと育成し、親が子の模範を見せていかなければならないのかな。そうすることがこの地域の新規農業者がふえてくるというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

次に移ります。

集落営農の組織化のところで答弁で、条件の悪いところほど個別の営農だけではカバーできない面が多く、共同で行った方がより効果的であると考えますと、答弁されましたが、確かに作業そのものは私もそのとおりでと思います。それでは経済性に乏しく、経営していく面には非常に厳しい面があります。そうした地域については、今後、圃場の整備とか幹線道路の舗装の整備など、ハード面を進め、効率のよい条件にすることが大事ではないかと私は考えます。

そこで市長のお考えをお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

先般の議員、質問でもお答えいたしましたけど、水田につきましては、もう約90%程度の整備率がしておりますけど、基本的には畑地の圃場整備がおこなわれているのが実態でございます。

今、おっしゃいましたとおり、面的な整備、道路の整備がよかったら、みんな就農するということで、ご質問のとおりでありますけど、基本的にさっきも言いましたように面積が広くても、また、条件がいいところも荒れてきておるといのも実態でございます、この中身を――農家の皆様方の中身の経営というのを今後はきちっとしていかなきゃならないというふうに思っております。

今、ご指摘のとおり、そういう不利的な条件の整備はやはり地域の皆様方の総意がなければならぬ。道路にいたしましても、面的な整備をするにしても、やはり地権者の皆様方がそれだけの意欲があり、一緒にやるんだというひとつの同意がいただければ、私ども行政がやはりそのことはバックアップしていきたいと、さように考えております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

次の5番に移ります。5番のところで肉用牛のことを言われましたが、その件について質問します。

肉用牛の認定農業者は、日置市においては15戸の農家が一生懸命取り組んで、黒毛和牛が京都市場で高値で取引され、よい成果を上げていて、ブランド品と呼ばれてもおかしくないとの市長の答弁で、私も深く敬意を表しますとともに、大変うれしく思ったところです。

また、鹿児島県は豚、肉用牛、ブロイラーを中心とした畜産が鹿児島県の農業産出額の54%を占めており、全国でも2位の農業産出県となっています。3月11日の南日本新聞に鹿児島黒牛の紹介がされていて、出水市では差別化を図ろうと、同農協が昨年立ち上げた地名銘柄牛ハナヅル和牛は柔らかくて、資質のすぐれた肉が特徴。同農協が出荷する約8,000頭のうち、厳しく規格をくぐり抜けた1割程度が高級和牛として関東を中心に出荷されていると掲載してありました。

畜産業は気象条件とか土壌条件に余り左右されることはなく、安心していることから、農家も安心して取り組めるものだと思っております。我が日置市においても銘柄を命名し、より一層の発展を要望するものでありますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、畜産におきましてもBSEとか、いろんな環境の中で、近年、価格変動がありました。今、子牛の価格が大変高騰している中におきまして、肥育農家が大変経営的に圧迫されつつあるというのも事実でございます。そういう中におきまして、やはり銘柄牛をつくるっていくには、それぞれの経営もきちっとした中でなけりゃならないし、今、ご指摘のとおり、高級牛といいますか、この上物率のパーセントの出現というのが約10%から15%の出現率しかない。そういう中におき

まして、やはり私どもが今後、技術的な指導をいかにして上物率の出現率をできるのか。このことがひとつのブランド、銘柄になってくるといふふうに思っておりますので、これには農協を含め、それぞれの普及センター、県の技術的な指導が必要でございますので、各関係機関と連携をしながら進めていきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

やっぱり5番のところですが、市長の答弁で都市近郊型の農業が条件的に日置市は有利であると答弁されています。大きな市場があるため有利となるのは私も考えますが、では、日置市の地理的な好条件を生かして販売ルート確保はどう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

鹿児島市に隣接する中におきます鹿児島市場、また、市場を含めて大変地理的にいい条件の場所であるというふうに認識しておりますし、また、特に、温暖化といいますか、南北に長い日置市の場合につきましては、それぞれの作物の取り組み方の地域的な割合も幅広いものがございます。特に、施設利用型の農業のあり方の中で、やはり多品目の中で経営をしていかなければならないというふうに思っておりますし、おかげさまでこの地域、また、それぞれの直売所をたくさん持っておりますので、鹿児島市の市場を含めた中でも推進していきますけど、この地産地消を含めた中のこの直売所をいかにして今後PRしていくのか。そこにまた、それぞれの農家の皆様方が出荷していただく。そういう仕分けをした中で、今後、進めていけば、よりよい地理的な条件の中で経営的なことがプラス指向になっていく、というふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

今度は日吉の緑竹と吹上のアスパラの件についてお聞きします。

県の認証を受けている日吉の緑竹、吹上のアスパラが日置市のブランドにふさわしい農産物じゃないかと思えます。アスパラにおいては早朝4時より収穫され、新鮮なアスパラを出荷されているようです。他との違いを前面に打ち出し、朝どりアスパラとして付加価値を高め、PR。生産体制の強化なども必要と思えます。

また、ブランドとしての認知度をまず、高めるためには、やはり地元の住民、日置市がだれでもアスパラ、緑竹と言えるようにならなければならないと思えます。PR方法、生産体制などの強化など、どのように取り組んでいかれるのか、答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

今、地域の二つの認定の作物がございまして、日吉の緑竹、吹上のアスパラということでございます。特に、一番課題として、この認証を受けた中におきましては、一定の面積といえますか、やはり量の確保がなければ、それぞれの安定的な品目にはならないということをおもっております。特にアスパラにつきましても大変、この作物、技術的に大変難しい作物でございまして、特に温度に左右される作物でございますので、今、普及センターを初め、公社の中でもこの技術の確立というのを一番大事にしております。この技術の確立がなければ、本当に今からの持続的な生産体制はできないというふうに思っておりますし、県内におきましたアスパラの産地も潰れてしまった地域が多うございますので。特に、温暖化している地域におきますアスパラの生産に関しては、特に栽培体系の技術体系を確立できるよう私どもも頑張っていかなければならないというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。一つだけ私の提案ですが、消費者が求めるものそれはBSE問題、産地偽造などもわかるように、産地、生産者、

飼育方法などが明確なものをもめています。透明性のあるものを求めるのではないかと私は考えています。農業だけではなく、医療機関でも本人が要求すればカルテも見られるというようにオープンに開示される時代になってきています。透明性が高ければ消費者にとっては、安心、安全もおのずとアップするのではないかと考えます。

ある本に、輸入農産物に対して日本の農業関係者は一様に批判的な見方をする。しかし、品質や安全性に世界一うるさい消費者のニーズにこたえていくとすれば、日本の農業の未来は決して暗くないとありました。品質、安全性を確保し、透明性を追求し、日置市の農業としてスケルトン農業と命名し、全国に発信するのはいかがでしょうか。

市長は私の考えについてどう思われるか、感想をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今、議員がおっしゃるのに同感でございます。やはりきちっとした作物を含め、消費者の皆様方が安心して、だれが、どこで、どのような手法でつくったんだと、そういうことをきちっと明示することが、安心して消費が拡大できるというふうに思っておりますので、日置市におきます作物等につきましては、そのような方策、方向の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

ありがとうございました。

次、6番に移ります。6番の地産地消の件では、22番の重水議員のところで回答をいただいておりますが、再度質問します。学校給食で地元の農産物を使用されているとお聞きしまして、地産地消が有効に使われているのだとうれしく思ったところです。

そこで質問ですが、内閣府が食育基本計画案で子供の食材に対する理解を深めるため、学校給食で地元の農産物を使用、地産地消の

比率を30%以上にアップさせると言っています。我が日置市における取り組みはどうか。市長、教育長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今後におきましても、私ども地産地消を含めて、特に学校給食を含めたものにつきまして、このパーセントを上げていきたいというのは考えております。特に、18年度におきましても農林水産課の中と教育委員会と十分連携をしながらやっていきたいというふうに思っています。

○教育長（田代宗夫君）

私ども教育委員会におきましても、給食においてはできるだけ使ってまいりたいという気持ちは持っております。

ただ、食材の大量に使用するという点から食材の供給能力とか、あるいは価格とか安全とか、衛生面等、こういう問題がございますので、十分これあたりと検討しながら、可能なものはできるだけ使っていくようにしていきますが、ただ、30%以上というのにつきましては、今、取り組み始めておりますので、徐々に今、申し上げましたところが可能になれば、取り組みは進めていきたいと考えております。

○3番（下御領昭博君）

もう一回、6番のところでお尋ねします。

農産物の地元消費のことですが、市町村の計画を農水省が助成と、平成18年2月20日の日本経済新聞に掲載されておりました。内容は農水省は来年度すぐれた計画を助成する。市町村が計画に従って農産物の直売所を設置、地元でとれた野菜や果物を直接消費者に販売する仕組みなどを取り入れる。スーパーなどの量販店で地元の農産物販売を促すほか、食品産業で地元でとれた農産物を活用しやすいような制度も導入すると発表されておりましたが、日置市はこれに向けて具体的な取り組みをどのようにされているのか、市長に

お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり新聞——日経の方で掲載されておったようでございます。私どももまた、具体的な——18年度からでございますので、県、また国の要綱を十分熟慮しながら、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

最後の7番目の質問に入ります。食育についてですが、さっきも教育長の方から丁寧にご説明があったんですが、食育についてどのようなお考えをお持ちか、改めて市長と教育長にお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

この食育ということで、今、大変クローズアップされておりますけど、これは今までも自然体の中でみんなが学んできておったことかなあと思っております。最近、こういう高度成長を含めた、大変食が豊富に余ってしまう、物を食物の中で残廃が多くなっておる。そういう現況の中におきまして、やはり改めて本当にそういう食のありがたさを含めたのをみんなで学んでいこうというひとつの考え方でございますので、私はこのことは大事なことであるというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

先ほども申し上げましたけれども、私ども学校におきましても大変重要視しているひとつでもございます。特に、昔から言われているのが、まず、朝食をとらない子がいるとか、いろいろ言われておりますけれども。もちろんそういう朝食をとることの必要性から、家庭で一人で食べないで家族で食べるとか、そういう食の大事さとか、それからもちろん食べ物というものは体の発育を助けるものでありますけれども、それ以上に精神的な子供の安定とか、そういう面にまで多様な価値が含

まれていると思っております。

したがいまして、学校へ食品が学校にまいりまして、先ほどもちょっと申しましたが、試食会とかあるいは家庭教育学級とか、PTAとか、調理実習とか、そういうところでPTAの方々、保護者の方々に講話をしたりしております。なお、また、学校給食だよりにおきましても食育の大事さ、それから食事をどうとればいいのかとか、あるいはひいては地産地消の地元でとれる野菜とか、あるいは旬の野菜をとる大事さとか、そういうこと等すべて含めて、今、盛んに学校では取り組みを進めているところです。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

市長にお尋ねします。市長は食育の日をご存じでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと存じあげておりませんので、また、勉強——教えていただきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

食育の日は毎月19日です。

そこで質問ですが、日置市独自の食育促進月間を設けて啓蒙活動を展開していくことも大切であり、必要と思いますが、どうでしょうか。

最近は朝食をとらずに登校する児童が多いと聞いています。栄養のバランスなど、身体に与える影響が大きいと考えます。成人においてはメタボリック症候群が注目されています。この点からも規則正しい栄養のバランスのとれた食事が大切になってきます。

これは私の考えですが、朝食もちゃんと食べましょうと3食運動など展開してはと思いますが、市長はどのように考えるか、伺います。

○市長（宮路高光君）

ありがとうございました。ちょっと私も勉

強不足で、毎月19日ということのを肝に銘じていきたいと思っております。

今、ご指摘の中におきまして、この食育の月間ということでございますけど、今、私ども一番を含めたのは健康ということ、教育委員会は子供たちの考え方の中で食育ということを言われますけど、私どもはやはり行政全般を考えますと、子供から大人までどうあるべきなのか。特に、今、健康ということと、食育、これは両面の中で今後進めていかなければならないというふうに思っておりますし、特に保健師を含めたそれぞれの人の健康管理を含めた中で進めなけりゃならないというふうに思っております。

今、その日を決めるということにつきましては、もう少し市民の皆様方のご意見をいただきながら、どういうことを設定していけばいいのか、このことにつきましては、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。

最後になりますけど、教育長にお尋ねします。食育の中心的な役割を担う栄養教諭が新年度から鹿児島県内の公立学校に設置されることになりました。2月11日の南日本新聞に掲載されておりました。目的は食育は知育、体育と並ぶ重要な育と指摘されながら、これまでは軽視されがちだった。しかし、偏食や肥満、朝食をとらないで国民の健康はむしばまれ、大きな社会問題となっています。栄養教諭制度が昨年度に創設されたのは、給食問題にとどまらず総合的な学習の時間や学級活動などのさまざまな機会をとらえて子供たちに理想的な食習慣を身につくように指導するねらいからだそうです。

栄養教諭は児童生徒が食料、供給権の誇りと幸せを実感できるような指導に力を入れるべきだと恵まれた教材を活用して食育を学校

から家庭へ、地域へと広げていくことも今後の課題としていますが、日置市にとっては今後どのように取り組まれていかれるのか、お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

学校栄養職員が学校教諭ということで来年度から県内約小中学校59人配置するという話を聞いております。これまで学校栄養職員は授業を担当することはできませんでした。つまり、これまでは県の方に非常勤講師を申請をいたしまして、そして辞令を受け取ったあと授業をするというシステムでやっておりましたけれども、今、3番議員がおっしゃいましたように、食育の重要性等から考えて、これを学校教諭ということにするということで決まりまして、昨年3月ごろから、各学校の栄養職員がちゃんとした講習会を受けて、単位を取得して、そのその取得したのに対して県が教諭という辞令を交付するということになりましたので、これまでと違って一人で堂々といろんなところに行って授業ができるようになりますので、とりあえずは学校栄養教諭ですので、学校を中心としていたしますけれども、学校から子供を通して保護者をとおして地域へとか、そういう面で多様な広がりを見せたり、指導ができるような形で努力していきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時11分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、池満 渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

通告のとおり2つの事項について市長、教育長に質問をいたします。

平成17年度の最終補正、18年度の当初予算など財政も、またそのための改革も、まずそこに暮らす人々の倫理観が先であります。ライブドア問題、耐震偽装事件、東横インの問題など、法に触れなければ何をやっても許されるというような風潮が、昨今蔓延しているように思われます。また、毎日のように各地で多発する殺人事件、弱者である子供たちをねらった痛ましい出来事が多発しております。

県内でも現役教師が不祥事を起こし、テレビではお笑い芸人がすべてのチャンネルを占領し、黙ってそれを見ている国民は、いつの間にか危機感を忘れてしまいそうであります。性経験の低年齢化など、これまでは考えられなかったような気がするのは私だけでしょうか。多くは大人が関係する事件であります。子供の時代からの教育のあり方も問われております。このような中、子供たちに対する教育現場での本市教育委員会の指導とその取り組みについて質問をいたします。

まず初めに、これらの事件についての感想を市長、教育長にお尋ねいたします。

またその原因はどこにあるのかお聞かせください。しっかりした子供たちを育てるためにも、人格的にも優秀な教師の採用について、市の教育委員会としてどこまで努力しているのか。また、そのことは可能なのでしょうか。社会科や道徳など、教科の指導内容とその教え方について、市の教育委員会としてどこまで立ち入り指導ができるのでしょうか。また、やっているのでしょうか。

子供たちの性の乱れが新聞にも掲載されていましたが、いわゆる性教育について日置市での授業内容は、子供たちの発達段階に応じたものになっているのでしょうか。これらの事件に、使用される教科書の内容も影響して

いる、そんな指摘もありますが、教育長はどうお考えですか。

さまざまな環境が、未来を担う子供たちの周りに影響を及ぼしています。この日置市内の2カ所に有害図書自動販売機が設置されて、なかなか撤去できないのが現状であります。昨年の議会でも撤去についての議論がなされましたが、その後、市としての対応はどうなっておりますか。

さて2問目は、市内に江口蓬萊館、チェスト館、かめまる館、ひまわり館とこけけ特産品販売所の5つの物産館がありますが、これらについて質問をいたします。

地域の農産物や特産品を販売する施設は、全国に自治体の目玉のように建設され、地域住民のやる気を喚起して、その効果も多大なものがあります。本市の物産館はそれぞれに活況を呈しておりますが、その建設時期、目的、投資額とその財源をお示してください。

そして、それらの施設の運営母体や管理委託先はどこですか。また、対応する行政側の主管は何課でありますか。活況を呈する5つの施設の経常状況はどうでしょうか。取扱高もしくは売上高をお示してください。この物産館での雇用の状況と、さきの議会で市長が、高齢者の元気づくりの拠点としたいとお答えになっていたこと、そういったことなど、その投資効果はどのようなところにあるのでしょうか。取扱高もしくは売上高をお示してください。この物産館での雇用の状況と、さきの議会で市長が、高齢者の元気づくりの拠点としたいとお答えになっていたこと、そういったことなど、その投資効果はどのような形であらわれておりますか。

最後に、それぞれは旧4町の住民のために建設されたはずであります。合併して新しい日置市になった以上、その枠を超えて全市民が参加できる体制を急ぐべきとも考えますが、いかがでしょうか。もちろん地理的な条件、さまざまな問題があり、クリアできない部分もありますが。市長、教育長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目のご質問の中で、ライブドア、また耐震偽装事件、東横イン、こういうものをどう考えているかということでございます。特に、この3つを関連いたしますと、それぞれの企業におきます、また個人におきますやはり法の遵守ですか、法をきちっと守らない、こういうことにおいて、大変国民的に信頼感を失っておるというふうに思っております。

昨今のいろんな情勢の中におきまして、やはりいろんな事件も起こる中でございますけど、一番問題は道德、倫理、そういうものが、私どもを含めた人間的な形成の中で、欠如している部分が多々あるというふうに思っております。

今後の問題につきましても、後ほど教育長の方も答弁するというふうに思っておりますけど、子供だけでなく、やはり大人がどういうふうにして倫理観、道德観を今後持つていくのか、このことを一番大きな原因となっておるのかなというふうに感じております。

6 番目の中におきまして、日置市内に設置されている有害図書自動販売機については、吹上町の永吉に遠隔監視機能装置つき自動販売機4台と、東市来湯田に年齢識別装置、これは免許証提示型ということでございます、2台が設置されております。

吹上地区におきましても、吹上町青少年健全育成町民会議でも協議をしております、小中高、PTAの皆様方が中心になりまして町内パトロールをしております。

このところにつきましても賃借権といえますか、土地の所有者と会社との、まだ賃借期限が切れないということでございまして、また土地を貸した人も、これが最初からこういう説明じゃなかったということでございますけど、私どもそれぞれの関係機関の中であるいは所有者の方々に、この期限が切れたときには、きちっともう契約を結ばないよう、そのようなお願いをしておるところでござい

す。

東市来地域につきましても、17年の12月におきまして県の青少年保護条例に基づきまして、県からも指摘がされておりました、日置市としても、この土地の所有者に対してもお願いをしているところでございます。この東市来につきましても、19年11月までが契約ということでお聞きしておりますので、その後につきます契約のことをしないよう、お願いをしていきたいというふうに思っております。

2 番目の、5つの物産館につきまする運営状況、活況ということでございますけど、1つずつ申し上げていきたいと思っております。

チェスト館から申し上げますと、平成14年の5月にオープンして、農村の活性化と都市と農村との交流を目的として、投資額が2億3,000万円で、投資額の内訳は国が55%、県が30%、町が15%の負担になっております。

経営母体、運営母体は日置市でございますけど、管理委託先は伊集院都市農村交流振興会の方に委託をしております、主管課は農林水産課でございます。16年度の取扱高が3億1,200万円となっております。また、職員5名とパート従業員27名で、投資的効果は、特に農業部門で、高齢者を含む農家の皆様方の生産意欲、所得の向上、健康管理、さらに農地の荒廃防止にもつながるなど、投資効果は大きいと認識しております。

東市来のこけけ特産販売所でございますけど、平成12年の4月にオープンで、高齢者の生きがい対策と所得向上、地域活性化、地域の情報発信を目的としております、投資額が約500万円でございます。この500万円は町の一般財源で負担しております。

運営母体におきましてはこけけ特産品販売

組合でございまして、主管課は農林水産課でございまして、16年度の取扱高が4,395万円でございます。パート従業員5名でございまして、特にこの投資効果を含めた中におきましてはチェスト館同様、高齢者の生きがい対策が一番効果ではなかったかと思っております。

次に、江口蓬萊館でございます。平成15年の4月で、地域のこれは農林水産物の消費拡大と、魚介類の付加価値向上における生産者の所得向上、また漁価の経営安定、地域の活性化、また地域観光等情報発信を目的といたしまして、投資額は4億3,700万円でございます。この内訳でございますけど、国、県の補助金が2億2,300万円でございます、残りが町ということでございますけど、その中におきまして、特に過疎債を2億580万円充当をしております。

また、運営母体につきましては日置市でございますけど、これは管理委託をしております、江口漁協がやっております。主管課は農林水産課でございまして、16年度の取扱額は9億2,400万円となっております。正職員が3各、パート従業員35名、アルバイト29人、計67人となっております。魚介類の消費拡大による市場価格の引き上げを初め、特にレストラン部門における漁協水揚げの鮮魚の活用は、来館者からも大好評でございます。農産物につきましては、ほかのチェスト館、こけけと一緒にございます。

次に、かめまる館でございます。平成10年の4月でございまして、都市農村交流と地区住民の所得向上、地区の活性化ということを目的としておりまして、もう投資額が4,000万円でございます。そのうち国の補助金が50%、約2,000万円でございます、残りが町の一般財源ということでございます。

運営母体は日置市でございまして、管理委

託先は山神の郷管理組合でございます。主管課は農林水産課、平成16年度の取扱いが4,666万円となっております。支配人とパート従業員6人で、7名でございます。投資効果につきましては、先ほど申し上げました高齢者の皆様方の生きがい対策とか、所得向上でございます。

次、ひまわり館でございます。平成16年の4月オープンでございまして、目的としては今までと同じでございます。特に、投資額でございますけど、9,770万円でございます、国の補助金が50%、残りが一般財源ということでございます。

この運営母体は日置市でございますけど、この管理委託者は指定管理者制度でひまわり館というふうになっております。また、主管課は農林水産課でございます。16年度の取扱高が8,087万円となっております。店長、パート従業員5人、計6人ということでございます。

特に、このひまわり館につきましては、隣接している農大におきます研究用の農産物も安い価格で販売されておりますので、大変人気でございまして、特にこのひまわり館の特色は農大と連携をしながら、それぞれの波及効果を図っていくというのが、大きな1つの特色であるというふうに思っております。

また、今後、4町を超えたということでございますけど、1月から2月にわたって日置農業改良普及センターが中心になりまして、旧郡山町、金峰町の物産館を含めた9施設が参加いたしまして、スタンプラリーということを実施して、すべてのこの物産館を回ったときに、いろんな商品とかそういうものがあるというふうにお聞きして、連携を行っているということでございます。

今後、やはり日置市になりまして、それぞれすばらしいこのような館がございまして、特に農業振興を含め、またそれぞれの地域の

一体感を図るためにおきまして、今後、やはり大きな農業施策の方針としては、この館を中心とした1つの方針を考えていきたいということで、来年18年度に耕地事務所と連携をとりまして、この館を通じた連携した中の1つのすばらしいビジョンづくりといたしますか、そういう計画書を18年度に策定をするつもりでございます。

その中におきまして、面的な整備の中におきます道路にいたしまして、また基盤整備にいたしまして、今後につきましては、やはりこういう館を中心としたものにおきます農村地域の活性化を側面から援助する、そのような考え方を持っておりまして、18年度中にこのことを耕地事務所と連携してまとめていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

ライブドア問題についてのこれらの事件についての教育長の感想は、あるいはその原因はどこにあるかということですが、私、常々いろんなことを考えておりますけど、これらの事件というものは、まさに人間としてのモラルの問題であるし、相手の気持ちを思いやる豊かな心や、とうとい人の命を何とも思わない、人間として許されない行為であり、大変心を痛めているところでございます。その原因としましては、さまざまな問題が複雑に絡み合わさって起こったものであり、単純に特定できるものではなく、大変難しい問題であると思っております。

私個人といたしまして考えておりますことは、一言で申し上げますと、幼児性の抜け切らない大人のしわざであると思っております。まず、家庭教育における幼児期からの基本的なしつけの不徹底が考えられると思います。幼児期から人の命を傷つけたり、人をいじめたりするなど、とうとい命にかかわることや、

人のものを盗んだりする行為等については、絶対に許されない行為であるなどについて、親が毅然とした態度で子供をしつけているかどうか、というところが考えられることだと思えます。

また、豊かな生活ができることは大変いいことなんですけれども、子供が欲しいものや食べたいものなどが何でもすぐ手に入る、こういうことは苦勞しないで何でも手に入り、厳しいことに我慢する心や耐える心が育たないと思われま。このように耐性のついていない子供は、ときとして短絡的な行動に走ったり、あるいは厳しい現実から逃げてしまったりする行動に出るのではないかと思われま。

学校にありましては、当然命の大切さや、相手を思いやる優しい心、少しのことでくじけないたくましい心などについて各教科を初め、全教育活動の中で知的理解はもちろんのこと、できるだけ体験的な活動を通して理解させるように努めております。

一方、このような取り組みは学校だけでなく、地域の子供会活動や自治会活動の中でも、また家庭の中でも同様の取り組みをしていかなければならないと思っております。さらに、子供を取り巻く情報や物的、人的環境など、さまざまな要素が複雑に絡み合っているものだと思われま。

2つ目に、教員の採用についてということですが、採用につきましては、県の教育委員会が任命権者ですので、私ども市教育委員会では関与しておりません。ただ、人事異動につきましてと置きかえますと、一般教諭等は基本的には標準勤務年数が6年となっておりますので、これらをもとに基本的にはということですが、6年以上のものが県下一斉に異動が行われるということになります。

したがって、校長の具申をもとにしまして、市教育委員会が県教育委員会へ内申を行い、

それに基づいて県教委が異動を行っていくこととなります。したがって、当然中学校の教諭等にあつては4年から異動があつたりする場合がありますが、基本的には6年と申し上げましたけれども、異動の対象者はそういう方々でありますので、おおむね6年以上の人たちが中心ですので、大体対象者というのは決まって、その年によって決まっています。

したがって、その中から本人の希望もありますし、また子ども学校を通して市教育委員会の希望もありますので、それらを勘案しながら、県下一斉に人事作業が行われるのでありますので、必ずしも希望どおりいくものでもございません。

次に、社会科や道徳など教科の指導内容とその教え方についてということですが、ご存じのとおり、社会科を含めた各教科及び道徳の指導内容につきましては、文部科学省から出されております学習指導要領に具体的に示されております。市教育委員会では、学習指導要領に示されている指導内容を踏まえた市の学習指導計画を作成し、各学校に配付しております。

各学校では、市の学習指導計画等を参考に、それぞれの学校の実態に合わせた学習指導計画を作成し、それに基づいて日々の授業を進めております。各学校におきましては、校長や教頭が定期的に授業の様子を見て回り、指導状況を確認したり、必要に応じて指導や助言を行ったりしております。

また、各学校で開催される研究公開及び校内研修会等におきましては、市教育委員会の指導主事が授業を参観し、指導内容及び指導方法等についての指導を行い、教職員の資質及び指導力の向上を図ってきているところでございます。

4番目に、子供たちの性の乱れが新聞に報道されているが、本市での教育内容は発達段

階に合ったものであるかということですが、ご指摘のとおり、情報化社会と言われる現代において、児童生徒を取り巻く性に関する情報や産業がはんらんするなど、社会環境は著しく変化し、出会い系サイト等による児童生徒の性の逸脱行動や、10代の若者の性感染症、人工妊娠中絶の増加、児童生徒等が被害者となる痛ましい性犯罪が増加し、社会的にも大きな問題となっております。

性教育は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や学校、地域の実態から行われるものであり、その内容が客観的に教育的な価値が認められ、保護者や地域の理解が得られていることが前提であると考えます。

性教育という教科、領域名で学習指導要領には取り上げられておりませんが、学校における性教育の教育内容は、その目標を実現するために必要な事項を児童生徒等の実態、発達段階に応じて、各教科、道徳、特別活動等の性に関する事項から選択し、それぞれの学校や地域の実態に合わせて構成されているものであります。

本市におきましては、県教育委員会から中高校指導者用の「性教育指導の手引き」が平成15年に各学校に配付され、各教科や学級活動等において積極的に活用されております。また、本年度は各小学校にも児童の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて組織的、計画的に行われる性教育を目指して、性教育の基本的な考え方や進め方、学級会活動等での指導展開例を具体的に示してあります「性教育指導の手引き（小学校用）大人への道しるべ」が配付されましたので、市教委といたしましてもこれを積極的に活用するように指導し、各学校でも計画的に活用がなされているところであります。

次に、5番目でございますが、これの事件に使用される教科書の内容も影響しているとの指摘もあるがということですが、先ほど申

し上げましたとおり、子供を取り巻くさまざまな情報や物的、人的環境などの様子が複雑に絡み合っただけで問題の行動が起こってくるものと考えておりますので、教科書の内容も関係しているかもしれませんが、私個人といたしましては、教科書の内容が大きく関係しているとは、今のところ思いません。

6番目、有害図書自動販売機の問題ですが、せんだって畠中議員のご質問でもお答えしましたけれども、教育委員会の対応は、自動販売機等を設置させない地域の運動や、そういう文書等を見ない、買わない青少年の育成に努めてまいります。

そのためには自動販売機等の設置に関する業者側の巧みな契約の方法とか、有害図書の弊害等をみんなが理解できるように、地域の教育力を高める手立てを講じてまいりたいと思います。具体的には、自治会活動、研修会や一般住民対象の高齢者学級とか婦人学級、各種研修会や大会等で、ことあるごとに学習テーマに取り上げて取り組んでまいります。

なお、東市来の方では既にそういうチラシも、青少年問題協議会等として配付する内容のものが起案で回ってまいりましたので、近いうちに多分、届けられると思います。

なお、東市来の自動販売機の設置等について、市長の方からも話がありましたが、せんだって3月9日の日には、県の環境生活部の青少年男女共同参画課長と何名か来られまして、本市の市役所あるいは教育委員会等の職員も交えて例の現場に行き、管理をされている方等のその施設のチェックをされたそうでもあります。

その結果、青少年保護条例等に抵触するものがあつたと。それは内容については、今、私が聞いておりますのは、指摘の内容は、10歳以下の子供のわいせつな情報が入っている可能性がある図書等が入っているというようなことだったということで、その内容物

を撤去するよう指導があつたということです。業者も、はい、とは答えたそうですが、まだその後の結果については、確認はいたしておりません。

以上です。

○16番（池満 渉君）

順番に、ただいまの答弁に対して再質問という形でお尋ねをしたいと思います。

これらのライブドアの問題など、感想も述べていただきました。特に、市長の教育に対する理念というのを、教育については教育長に委任をしておりますので、幾つかの部分は教育長にお伺いをしたいと思います。

今、この問題が起きたのは社会の問題、あるいはいろいろ複雑な問題がこう絡み合っただけというご指摘もありました。また、教育長の中からは、親もそうだし、子供の時代のしつけ、あるいは育て方の問題もそうだろうということでご答弁がございましたが、やっぱり一番大きいのは社会を形成する親、大人だろうと思いますが、その大人の教育に、こういった社会をつくらぬように、つくらぬように取り組んでいくのかということでありませぬ。

実は、若い年代をあるいは青壮年を高齢者の方々を時折集めて、社会教育の一環としていい社会をつくりましようというようなこともなかなかやれませぬので、であれば困難であれば、いわゆる大人になる前の子供たちに、しっかりとこう教育をしていくことが大事だろうという気がいたします。

これらの事件が起きた要因に、先ほど教育長は、子供の時代のしつけあるいは幼児期からの教育、ものの豊かさを云々ということもありましたけれども、子供時代のいわゆる教育です、教育の学校教育というんでしょうか、学校教育の内容や教え方も少なからず影響をしていると、私は考えますがいかがでしょうか

か。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のとおり、学校の教職員の資質向上、そういうことは関係があると思います。

○16番（池満 渉君）

では、教育長、あなたの立場で教育長としてあるいは日置市教育委員会として、秩序ある大人をつくるために、秩序ある社会を形成する大人をつくるために、今、子供たちにできること、やらなければならないことというのは何でしょうか。教育長のお考えを聞かしてください。さまざまな問題がありますが、基本的には、子供たちにはこういったことを教えていかなければならないと。あるいは、今、こう欠けているというようなもの、感じたことを話してください。

○教育長（田代宗夫君）

私ども学校におきましては、学習指導要領に基づいて、各教科の指導とか教育活動をすべてをやっておりますので、そのことがねらいどおりにしっかりこう教育できることだと、そのように思います。

○16番（池満 渉君）

学習指導要領や日置市のいわゆる教育の方針といったようなものがしっかりとやれば、いわゆる今よりも秩序ある子供が生まれるんじゃないかという、私もそう思います。そのためには、人格的にも優秀な教師の採用、採用といたしますか、人事異動による教員の優秀な教員の獲得であります。

そういったこと、勤務年数もありますし、あるいは教師本人の希望もあるというようなことでありましたけれども、やっぱり教員は県費の職員であります。児童生徒は日置市民であります。小学校3,000人、中学生およそ1,700人の5,000人に満たないですが、5,000人余りの日置市民が教育を受けるのでありますので、県教委の方針あるいは人事異動の関係といっても、日置市に

来る先生方の人事をやっぱり他人任せにしてはならないという気がいたします。最大限の努力をするべきだろうと思いますが、これまで以上に優秀な先生の獲得に力を注ぐべきだと思いますが、いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

もちろん、私の権限の範囲内で一生懸命努力はしているつもりですけれども、先ほど申し上げましたように、例えばことしでありますと、対象者になれる先生の数というのはおのずとほとんど決まっております。その先生たちを県下すべての市町村でお互いにこう配置していくわけですので、大変厳しい面もありますけれども、今、それぞれの学校で、私としましては、この学校には、今、どんな先生が必要なのかと。全体的な学校の職員とかあるいは学校の経営の方針とかあるいは地域の実態とか、そういうことを考えて、こんな先生が1人いれば助かるがなど。

そういうことについては積極的にといえますか、できる限りそれに沿うような形で努力はしておりますけれども、でも、私が直接動かすわけでもございませんので、なかなか厳しい面もありますが、そんな意味では努力をしてきましたし、これからもしていきたいと思っております。

以上です。

○16番（池満 渉君）

さまざまな条件はありますけれども、これまで以上に努力をしていただきたいと思えます。教師もそれなりに試験をパスをしておりますので、優劣といたしますか、先生方に優劣をつけるというのは余りよくないことかもしれません。採用に、いわゆる人事異動での、優秀な生徒をやっていただくということに、いろんなことで限界があるとすれば、今、日置市にいる、あるいは来ていただいた先生方の質を高める必要があります。頑張る教師、質の高い先生を養成する必要があります。

そこで、日置市の教師像といいますか、先ほど教育長が答弁の中でおっしゃいましたけれども、学習指導要領とあわせて日置市のいわゆる教育の指針、基本理念なりをしっかりと教えているということでありましたが、そういったようなことを市内の先生方にしっかりと研修をしていくような独自の場というのがございますか。あるいはまた、現在、行われている本市での先生方への研修の内容というのは、どういったものがありますか。二、三教えてください。

○教育長（田代宗夫君）

まず、2通りあると思うんですが、職員の資質という面からは、まず人間的に教師であるべき資質というものと、もう一つはいろいろあると思うんですけれども、もう一つは指導力だと思います。各教科とか、あるいはそれに応じた指導力があるかどうかという。そういう大きく2つあるかと思うんですけれども。

私もここに立って、余り大きなことは同じ教員として言えませんが、せんだって肝属の方で、教職員の女性の先生が死亡事故を起こしてという事件もございまして、県民の信頼を失ったということについては、大変心苦しい気もいたします。

そこで、私ども各学校においてもですけども、サービスの規律ということにつきましては、これはもう年間計画がどの学校もできておりまして、何月の何日の月曜日の職員会議の日にはこの内容をというふうに、これはすべての学校でもう決めてございます。

その中で、例えば具体例を挙げますと、連休の5月の前であれば、特に交通事故とか、そういう休みの期間における職員のもの話題になりますし、そういったふうに年間で、12月のころになりますと、夜、酒を飲んでのサービスの問題とか、そういうものはこんなふうにして1つの冊子等にしまして、内容的に

はそういう交通安全、スピード違反あるいはセクシャル・ハラスメントの問題、もういろんなものがここに載っております、こういう資料をもとに各学校できちっと指導しておりますけれども、せんだってみたいなのがやはり起こってくるということで、大変心苦しいところです。

そのようにして年間、月にしましても朝の職朝等におきましても、事件のあった新聞記事等をもとにして、必ず職員全部に指導をしたりしているんですが、実態としてはそういうことになっているようであります。

それから、教職員の資質を指導力を高めるための、あるいはそれ以外もありますけれども、研修ですけれども、もうたくさん研修を実際のところはやっているところでございます。

例えば、一生のうちに定期的にやらなければならない研修というのはフレッシュ研修というのを、これは初任者が年間180時間の研修が義務づけられております。なおまた、ステップアップ研修というのは、5年経験者の研修として年間3日間の研修、それからパワーアップ研修というのは、およそ10年目の経験者の研修ですが、年間17日間の研修という、これが義務づけられた研修ですが。

そのほか、教育センターにおきます短期研修、夏休みの研修、2学期の研修、それに応募して研修を受けたり、あるいは各教科それぞれの研究会等がありました。そのほか市としましても地区の栄養士研修会、特別支援研修会、いろんなものがいっぱい入っております。

なおまた、研究公開等につきましては田上小とか附属小学校とか、本校でも昨年度は和田小、日置小、飯牟礼、妙円寺小、伊集院北中など、6校が研究指定を受けた研究公開も、既に昨年度もやりまして、それに市内の先生方が参加したりもしております。

それと、昨年度から日置市にありまして、初めて市一斉に日置市教育講演会というのも、夏休みに全員の研修も実施をいたしました。さらに、学校内におきましては年間で既に計画が決まっております。それぞれの学校で約20回以上の研修を、どこもそれなりにやっております。例えば研究授業をしたりする研修とか、情報モラルに関する問題とか、生徒指導に関する問題、人権・同和に関する問題、服務に関する問題、そういうもの等を年間かなり一応はやっているところでございます。

○16番（池満 渉君）

細かな研修の内容はいっぱいございますので、もっともっと説明をいただいてもよかったのでしょうかけれども、教師には発達段階の児童生徒を教え育てるという、やっぱり高い倫理観が必要とされます。

きのうは日置市内の中学校で卒業式がありました。私も地元の中学校に出席をいたしましたけれども、服装の乱れやそういったものも幾つかはございました。もちろん子供たちとして冗談をしたり、あるいはふざけたりとかそういうのも、私は何もとがめる気持ちはございません。

しかしながら、やっぱり3年間の中学校生活を締めくくる最後の卒業式では、ぴしっとしためりはりをつけた子供たちが来てほしかった、そんな気がいたしました。社会に出れば、そんなことは許されないというようなこともありますけれども、一番危惧しているのは、社会全体が、そのようなことがまかり通ってしまうことが心配なんです。そのことが今のライブドア問題などに波及するんじゃないか、ということを懸念するわけでありまして。

そこで、教師自身の生活態度やあいさつ、あるいはかねての教師の規則、規律といいよったようなものが、児童生徒に影響を与えるというようなことはないでしょうか。

それから、子供たちのいわゆるシャツ出し、

カッターシャツが上着の下から出て、ズボンの中に入れていない。それから、ズボンを腰ぐらまで下げているとか、子供たち、女の子の場合はスカートが物すごく短かったりとか、そういうような部分もありますが、服装の乱れといったようなものは、ちゃんと指導できているんだろうかという気がいたしますが、そこら辺生徒指導の面も含めて、教師自身の行いが子供たちに波及することはないかということと、生徒指導をしっかりとやっているかということの実態はどうでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

市内の中学校の、特に中学校ですが、状況等をこういろいろ聞いているんですけれども、ある学校では2人ほどの子供が茶髪というんですか、現在の、あるいはだぶだぶの服を着たり、ズボンの長いのを着たりしているのがあるという報告も聞いておりますし、きのうの卒業式でも、ようやく何か間に合っただけに入れてもらったというようなことも聞いておりますけれども。

そのほかの学校等におきましてはそんな大きな問題はなく、言葉の汚い、相手を見下すような言葉を使うのが数人いたり、かかとを踏みつぶしたり、遅刻をする子が何人かいたり、そういう程度のことのように思われます。

しかし、最初申し上げましたその子供について、その学校でも本当に一生懸命こう取り組みを進めているようでは思いますが、なかなか難しいということも聞いたところでございます。

実態はそういうことですが、それらについて、確かに、今、ご指摘のとおり、私、教師自身の、例えば服装とか身だしなみとか、やはり基本的にある程度指導するものにふさわしい服装というものは当然あるべきであり、教師自身が、例えばそのような子供と同じような服を着ていたりとか、あるいは生活態度

が乱れていたりとかするようでは、少なからずそのことは、やはり子供にも影響があるのではないかなと思います。

したがって、そういうこと等があるとすれば、当然校長、教頭はやはり呼んできちっと指導すべきだろうと思います。

以上です。

○16番（池満 渉君）

さまざまな問題があります。教師はやっぱり常日ごろ、生活の態度も含めて、子供たちの手本になるべきだろうと思います。もちろん親の問題もあり、社会の問題はありますが、とりあえず教育委員会ができることというのは何だろうかということでもあります。

教育長もご承知のように、宮崎県の高鍋町、高鍋という町であります。教育熱心な非常に、それで宮崎県の中では知られた町であります。先生方が独自に研修をしたり勉強会をしたりしながら、その高鍋の先生たちの評価というのは、非常に高いものがあるようです。宮崎の先生たちの中でも、私たちも高鍋の町に行きたい、赴任したいと。むしろまた、高鍋を出てからも、高鍋にいた先生ならということで、評価も非常に高いと聞いております。

ぜひこの日置市でも、日置市に来たいと、先生方が。そして、日置市を出た、日置市にいた先生なら、ぜひうちの地域に来てほしいというような、言われるようなことができるような、そんな先生方に対しても教育をしっかりやっていただきたいと熱望いたします。

さて、各教科の指導内容やその教え方について、どこまで教育委員会として指導しているのかということでもあります。各学校のそれぞれの教科についてその指導内容、つまり学習指導要領はあります。それぞれの教育指針もありますが、そういったことについて教育委員会としてどのように指導ができるのか。どこまでできるのかということですが、そのときに4つの支所、あ、伊集院は本所でした

ね、に指導主事がおられます。指導主事がおられますが、その指導主事の仕事と職務権限についてお示しをください。

○教育長（田代宗夫君）

市町村におります指導主事の職務ということですが、基本的には指導主事は上司の命を受けて、学校教育法に規定する、第1章に規定する学校における教育過程とかあるいは学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するというところでございますので、当然学校に行き、いつでも行って、必要があれば指導することは当然できると思っております。

○16番（池満 渉君）

お示しをいただいたとおりであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第19条の3項にあります。この中に、教育長がおっしゃったように、上司の命を受けて、ということがあります。つまり、教育長であります。その教育長の考えや方針に沿ってということですが、教育長、あなたは、この法律の内容やあなた自身の基本理念をしっかりと指導主事に話をされ、指導主事にそのことを伝えておられますか、いかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

私ども教育委員会としましては、市の教育行政要覧というのをつくっております。その中に日置市としての教育をどう進めるか、学校教育で社会教育で、それぞれの分野で重点事項を決めて取り組んでおりますので、各指導主事はその方針等を見ながら、それに向かって重点事項の達成に向けて努力をしております。

○16番（池満 渉君）

そこで、1つだけ一般的な授業の内容をお示しをいただきたいと思っております。現場での教え方についてですが、中学校の社会科の教科の中に、西郷隆盛と勝海舟が向き合う場面があります、挿絵が。皆さんもよくごらんにな

ると思いますが、江戸城におけるいわゆる無血開城、城の明け渡しであります。その場面ではありますが、一般的にこの場面、中学校ではどのような教え方なんでしょうか。簡単で結構でございます。

○教育長（田代宗夫君）

中学校の社会科歴史の授業の無血開城ということで、資料等をこう読んでみますと、西郷隆盛と勝海舟がこう談判をする場面が出てまいります。西郷さんの方はどちらかというと、武力で何とかしようという意識を当初は持っていたようですけれども、勝海舟との2人の話し合いの中で、いろいろとこう考え方が変わっていくわけですので。

この授業の中では、やはり世の中がこう大きく変わっていく時代背景の中で、新しい政府の立場とあるいは幕府側の立場を十分にこう押さえた上で、相対するこの2人だったんですが、この2人がなぜ無血だったかというところ、多分、多分というのは失礼ですが、このこういう世の中にあって、もし戦争をしたならば、町は大変に荒れてしまっていて取り返しのつかないことになる。そういうことで被害の甚大さ、そういうものをお互いがこう理解し、本来ならば相入れない2人の間柄であったかもしれないけれども、そういう被害の甚大さ等をこう考えた上で、お互いが譲歩をして、日本のために無血開城をした。そういうその方が最良の解決策ではなかっただろうか、というようなことを考えてしたのではないだろうかという、この2人のやはり心の大きさというんですか、そういうものを教えたのではないだろうかと思います。

○16番（池満 渉君）

教育長がおっしゃったような内容だろうと思います。歴史的に詳しく見てみると、この1868年、慶応4年3月13、14日、無血開城というのは、簡単に言いますと、官軍にある西郷隆盛は、城を明け渡さなければ総

攻撃するよということに詰め寄っているんですが、実は江戸、当時の東京の隣に神奈川、横浜があります。横浜にはイギリス、オランダという外国人がいっぱい来ているわけですが、その前に西郷に、官軍として江戸に総攻撃をかければ、イギリス軍とオランダ軍がおまえたちをつぶすと言って、逆に言われているんです。その思いもあって臨んでいる。

一方、勝海舟は、自分たちの幕府軍はもう厳しいだろうということはわかりながらも、すごい形相で臨んでいます。それはその前に、江戸の市民の皆さんに町火消しの人たちに、もし総攻撃が始まったら自分たちですべて火を放てと。自爆の決意をして臨んでいる。

そして、その結果、教育長がおっしゃったように、多くの民が死ぬだろうと。このままでは争いはよくないということになった、というようなことではありますが、この歴史を、今、言ったようなところまで教えることは無理かもしれませんが、教育長がおっしゃったように、通り一遍のことでなく、やっぱりその裏にある背景にあることを理解させる教育が大事だろうと。

そのことが物事をただひとつ、表だけ見ていく、そういった世の中の大人たちの、このことをやればどうなるのか、といったようなふうにつながっていくんだろうというふうに思います。

さて、指導主事それぞれの得意科目もありますし、大変忙しいと思いますが、日置市内に27校の小中学校があり、そしてまたそれぞれの教科があります。その教科、ずっと教えるというのは、今の指導主事の体制で大丈夫なのかという気がいたします。少ない指導主事が多くの学校に指導をしていくのは、そういった指導主事が、もっとこう動きやすくする方法をとる必要があると思いますが、そこら辺はどうですか。

○教育長（田代宗夫君）

現在まで各地域の支所の方に指導主事を常駐していたわけですがけれども、おっしゃるとおり、県からの公文は全部本庁の方に参りまして、調査、統計すべて、それからまた各役割分担をしまして、各支所の指導主事に送り調査して、向こうで集めて、そしてまたこっちで集めて送るといふ、大変複雑な煩雑な仕事をこれまで一連やってまいりました。

そして、これまでは各地域の支所に1人いたわけですがけれども、ですから来年度からは、ぜひこの指導主事の配置につきましては、本庁で勤務を一応基本的にさせまして、どの指導主事もどこの地域でも行けるようにしたいと。

つまり、指導主事もやはり専門性がございます。一応どの教科でも指導できるような資質を持ったものでありますけれども、それぞれのまた専門教科というのもありますので、この地域の理科であればこの先生が行く、どこにでも行く。あるいは体育であれば何の先生がどこでも走るとか。そういう体制の方が、より学校へもきめ細かな指導もできるでしょうし、いろんな物事の仕事量もたくさん効率よく処理ができるというようなことから、来年度からはそんな形でしていきたいと考えているところです。

○16番（池満 渉君）

教え方の内容、あるいは学習指導要領とかいうのがありますけれども、当初の答弁で教育長は、教科書の内容は影響はないだろうという答弁でございました。しかし、現在の社会や公民、道徳、そういったようなものを見ると個、公より個人、個を尊重する教え方、あるいは社会より個人の人権の尊重などといったような部分が、非常にこう強調されているような気がいたします。そのことが自己主義、自己主義といったような社会へつながっているんじゃないかという気がいたしますが、本当に影響はないんでしょうか。いかがでし

ょうか。

○教育長（田代宗夫君）

大変なかなか難しい質問でございますけれども、といたしますのは、各教師が学級でたくさんの子供を相手にこう指導しているわけですが、その公的な教師というものが、個人の独善的な偏った考え方で授業をしていること、それがいろんなことに影響するんじゃないかというご意見だろうと思っておりますが、私どももそういう、すべて教師のところについて、指導を見たりする機会というのはいわゆるわけですが、そういうことがないように、かねて先ほど申し上げましたようなさまざまな研修会を通して、そういう個人的な考え方、教科書や学習指導要領にのらない、のらないものでも話はしてはいいかもしれませんが、そのことで子供やいろんな子供たちが、曲がった方向や間違った方向へ進むような内容であれば困ると思っております。

ただ、そうなされているかどうかという確認が、なかなか今のところできませんし、一人一人の教師にそこは任せられた範囲の中で、今、やっておりますが、先ほども言いましたように、校長、教頭が期間巡視をしたり、する中で、もし何かそういうものがもしあったとするならば、また話し合いをしていきますけれども。あとは教師を、私どもは信頼してやっているということでございます。（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

静かに。

○16番（池満 渉君）

教科書の内容がそうあるんじゃないかということ聞いたんですが、当初で影響はないだろうという答弁でしたので、それで置きますけれども、教科書と同じように副読本があります。副読本などがその内容が、子供たちに影響を与えるんじゃないかという部分で性の乱れ、いわゆる先ほど性教育というのは、

はっきりとないんだということでしたが、そのような部分について、教育内容が発達段階に合っているかという点ですが、教育長に感想を聞きます。

私たちがあるいは教育長が子供のころ、学校で習った性教育というんですか、そういったようなものと、今のその内容は随分違うような気がいたしますが、その感想をお聞かせください。

それともう一つ、世の中が急速に発達をしております。IT化もそうですし、さまざまなものがどんどん発達をしておりますが、そういったときにももっと早くから教えなさいとか、もっとオープンに教えなさいとかいったような、人間の性そのものも同時にこう発達していいんでしょうか。昔はそこまでじゃなかったけれども、今は時代が発達しているから、小学生にもこんなことを教えなさいといったような、そんな風潮があるような気がしますが、そこら辺はどうお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

まず、学校におきまして、子供たちが教科書以外に使う副読本とか、そういうものの取り扱いについては、市教科書以外の教材につきましては、まず各学校で教材選定委員会という組織をつくっております、その委員会でその副読本が、果たして教育的価値があるかどうかという検討をいたします。あるいは保護者の負担が余りそんなにたくさんでないとか、そういうものもあわせて考慮して、まず選定をされることになっております。

そして、市の学校教材取り扱い規則というのがありまして、教科書の発行されていない教科などの教材用図書は準教科書と言われまして、教育委員会の承認を受けることになっております。

○16番（池満 渉君）

教育長、気持ちでいいです。性を教え方の、今の教え方についての教育長の感想でいいで

す。

○教育長（田代宗夫君）

感想はなかなか言えませんが、今現在、やはり性教育と言いましてもおっしゃるとおり、雲泥の差があると思います。私が習った小学校の中学校の内容としますと、もう全く違っていることがあります。かといって、それを自分勝手に何でもかんでも指導していいということにはなりませんので、先ほど言いましたように、各学校で検討をした性教育の指導計画というのがありますので、それは各学校で全教職員でいろんな意見を出してもんでおりますので、私としてはそのとおりなされているものと考えております。

○16番（池満 渉君）

先日、教育長にも見ていただいた資料が二、三ありました。1つは、大阪府の吹田市教育委員会が発行した小学校の1、2年生用、低学年用の性教育副読本「大きくなあれ、心と体」というものであります。私、同じものをここにちょっと持っておりますが、読んでみます。

お父さんは精子をお母さんに届けます。精子も卵子も小さくてとても弱いので、体の外へ出ると死んでしまいます。だから、お父さんは——をお母さんの——にくっつけて、精子が外に出ないようにして届けます。

小学校1、2年生の教科書、教材にこれを使っているんです。

また、もう一つ見ていただいた横浜市神奈川市立今宿小学校の3年生の教材（「神奈川県です。横浜市ちゅう言われた」と呼ぶ者あり）あ、神奈川県横浜市立今宿小学校の3年生の教材に、「命はどうやってできるものか」というのがあります。教育長にも見ていただきましたけれども、ここにもありますが、犬と人間がお互いにちゃんとこう絡み合って、そういった挿絵がついて丁寧に解説をしてお

ります。犬の交尾は、最初オスが後ろから云々と書いてあるんです。

こういったようなものが、本市の学校の子供たちに使われていないかどうか、ということを確認いたします。こういったことがないか、しっかり監視ができていないかということを確認いたします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほども申し上げましたとおり、県の指導資料等を使って指導しているものと思っておりますので、今、ご指摘のようなものはないと、私は考えております。

○16番（池満 渉君）

もう一つ、これは鹿児島県でも配付がありました、何年か前に。東市来でもあるいは伊集院でもあったかもしれませんが、厚生労働省所管の財団法人母子衛生研究会が作成した「ラブ&ボディーBOOK」というのがありました。（「採用されなかった」と呼ぶ者あり）妊娠中絶の多さ、子供たちの、そしてエイズや性病が蔓延するといったことへの対処、そのために配られたのかもしれませんが、まさに反響が余りにも大きくてすぐに絶版、回収をされました。このブックを配付した中学生に、フリーセックスを勧奨している奨励しているようなものであります。こういったことが、ぜひ子供たちに渡る前に、監視されるように期待いたします。

さて、有害図書の問題であります。私は昨年の末に、伊集院保健所の男女共同参画課ですか、担当の方のところへ現物を持っていきまされたけれども、現物を見た担当者の方は、ヘアの露出はもう今は当然ですよ、というような言い方でした。そして、大人にも買いたい人はいるんじゃないですか、というような言い方でありました。余りにもガードが甘過ぎるというか、認識が違い続けるという気がいたします。

そして、届け出制であり、法的な不備がな

ければオーケーでしたということですが、先ほど市長からも答弁がありましたが、吹上の自動販売機は平成16年9月に廃止届が提出されております。現在、無届けであります。しかし市長が、地主と業者との契約の関係でまだ契約が残っているから、というような答弁でありましたけれども、地主と業者の契約は残っていても、許可権者、いわゆる届けの許可を出す県としては、無届けですから、撤去できるんじゃないかというふうに、市の教育委員会からもしっかりと働きかけをすべきだと思いますが、そういったような動きはどうでしたか。

○教育長（田代宗夫君）

今回の、先ほど申し上げました3月9日の県の職員の方と一緒に、うちの東市来支所の瀬川課長も同席して行っておりますので、そのようなことは話をしたんじゃないかなと思っておりますが、まだ届いておりませんが、それがかなうのであれば、もうしていただければ、ぜひそれはしなきゃいけないことだと思っております。

○16番（池満 渉君）

先月の2月15日に南日本新聞に、この鹿児島県青少年保護育成条例の改正をするという記事が出ておりました。この第13条の2の部分であります。この内容は改正の内容は、教育長は把握をされていますか。そして、この改正の内容が、改正が今後、どのようにこの自動販売機の問題に影響するのかわかることは、どのように分析をされますか。

○教育長（田代宗夫君）

ここに資料を持ってきておりませんが、一応読ませていただきましたが、直接その県の職員と、私も具体的に話をしたわけではないわけですが、実際その免許証を提示しての売買をしていたりするわけですが、それが対面販売であるかないかとか、そのあたりの問題が議論の中心に、今後、な

っていくのかなと、そういう話を、うちの職員から聞いたところでございます。

○16番（池満 渉君）

教育長がおっしゃるようなことであります。つまり自動販売機の貸し付け業者及びその管理者、業者はよそで、それを管理するのは地元の人ですが、は有害図書に該当するものを自動販売機に収納しないようにしなければならない。してはならないという部分なんです。何が自動販売機なのかと。

市長から先ほど答弁がありましたけれども、東市来にあるのは年齢識別装置つき自販機、いわゆる大人か子供かを見分けする、免許証を提示するなり、吹上にあるのはカメラつき遠隔操作自販機という、いわゆるカメラでだれが買いにきたかを監視しています。それを監視しているのは東京かどこかよそにいるんです。

なぜこの吹上の分がいまだ撤去できないかというのは、吹上に設置している業者が、カメラつき遠隔操作自販機は自動販売機ではないと言っているんです。対面販売だと。ですよ。私たちは、東京の方から常にお客さんをお店と同じように監視をしていますから自販機ではない、と言っているんです。

今回、県が改正に動いたのは、次のような判例があるからです。1つは、東京地裁が、年齢識別装置つき自販機であっても、これは湯之元にあるやつです、有害図書を自販機に収納することは条例違反と、判例で示したんです。そして、広島県が、カメラつき遠隔操作自販機、吹上にある、については、これを自販機またはこれに準ずるとして、条例による規制対象としたんです。この2つの動きがあったんです。

だから、条例を改正して、日置市の場合も鹿児島県の場合も、幾らか撤去ができるんじゃないかというような動きになったんだろう

と思います。恐らく3月議会で可決、施行されるはずですので、ぜひ県とも連携をとって、できるだけことはやってください。住民が地主の方に、あるいはPTAやいろんな関係が盛り上げていくというのは当然わかりますけれども、情報を知り得る立場にあって、そのことを県と連携ができる立場にあれば、しっかりやっていただきたいと思います。

そういったことがこれからの子供たち、日置市の子供たちに、立派になる子供を育てる環境をつくるということになりますし、先々は立派な子供がよい社会を形成していけるということになりますので、さまざまな今の大人の問題も、少しは軽減されるだろうという気がいたします。よろしく願いをいたします。

さて、物産館の……

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待って。池満君、ここで休憩いたします。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を15時30分といたします。

午後3時22分休憩

午後3時31分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（池満 渉君）

物産館の件であります。5つの物産館のそれぞれをお示しをいただきました。投資額は総額で8億970万円ということですが、この財源にいわゆるまだ払っていないとか、借金がございますか、どうですか。

○市長（宮路高光君）

今、まだ起債が残っている起債残高ということでございますけど、江口蓬萊館の方が

2億580万円、かめまる館の方が1,184万1,000円、そのように、今、起債残高があるということでございます。

○16番（池満 渉君）

この起債が残っているからどうこうということを、私は申し上げるわけではありませんが、この5つの運営をしているところ、まさに、今、これからやろうとしている指定管理者制度の模範のような感じがいたします。

そこで、それぞれの物産館の中で、市の方がいわゆる賃料、家賃といいますか、そういったのをもらっている施設がありますか。もし、だとしたら幾らぐらいになりますか。

○市長（宮路高光君）

この5つの中で賃借料といいますか、借地料という、こけけの直売場におきまして26万3,000円、年だと思えますけど、26万3,000円です。また、江口蓬莱館におきまして、使用料として163万円というふうになっております。

○16番（池満 渉君）

すべてにその家賃を取りなさいということまでも、私は申し上げません。投資額がおおよそ8億円で、売り上げは5億7,500万円ぐらいであります。むしろ委託先の皆さんは一生懸命でありますし、あるいはいろんな意味で、納入をしている方々も一生懸命であります。

江口蓬莱館の売り上げが9億2,400万円とありますが、この蓬莱館の分は純然たる蓬莱館の売り上げでありますか、どうですか。以前、私が確認をしたときに、江口漁協の購買部を含めてというのを聞いたことがありますが、これは蓬莱館だけでありますか。

○市長（宮路高光君）

ちょっと私のお聞きしている中でちょっと違いがあったらと思えますけど、基本的には年間9億2,000万円ぐらいと、売り上げということでございますけど。今、おっしゃ

るとおり、部分的にそれがあるということで、ちょっと定かな数字はわかりませんが、そのようなことで報告はいただいております。

（「市長、また後で」と呼ぶ者あり）

○16番（池満 渉君）

その明細は後でもいいんですが、私が言いたいの、江口漁協に対しても、あるいはほかの管理をしている方々に対しても、どうこう文句を言うつもりはないんですが、担当の行政として、もし漁協の幾らかの部分が蓬莱館の中にこう入っているようであれば、市がしっかりこう投資をしてお貸しをしている蓬莱館単独の実情をしっかりと把握をすべきだという気がいたします。

これ単独のものであれば、それで私の発言は撤回をいたしますけれども、もしまざっていると何かであれば、多くの投資をしたわけでありますので、任したということじゃなくて、それからもしっかりとその内容を行政として把握しておく必要があると思います。これは指定管理者制度にこれから移行するいろんな施設についても教訓となりますので、頭に入れていただきたいと思っております。

この売り上げの内容などを、あるいは5つの市のいわゆる市の税金でつくった施設であります。この実態などを市民の皆さんにこういったような、今、売り上げがあり、こういったような利用者もありますよということをお知らせをするというような、定期的にとにかく、1年に1回でもそういったようなことはどうですか。

○市長（宮路高光君）

今までも各旧町におきまして、広報誌等によりまして、その施設の概況ということで広報誌に掲載した形はございますので、今後、やはり5つを含め、まだこれよりも若干ちょっと施設はあるんですけど、やはり日置地域におきましてそのような施設がございますので、年1回ぐらいにおきましては、そ

それぞれの地域におきます取扱高、またそういう状況、またその地域の声というのを入れながら、広報誌等で広報はやっていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

ぜひ関係業界だけでなく、広く市民の皆さんに、自分たちの財産がこのように使われてしっかりとうまくいっていると。言い方を変えれば、ということを経営開示、進んで情報開示をしていただきたいと思います。

世の中というのは貸借の関係でシーソーと同じで、一方が上がれば一方が下がるというようなものもあり、すべてがうまくいきませんけれども、これらの物産館が盛況な中に、例えば物産館の取り扱い商品と同じものを扱う市内の、いわゆる小売業者、扱い商品がパッシングする業者からは、幾らかこの物産館にこうやられているというか、影響があるといったような声も聞いておりますが、そこら辺はどう分析されておりますか。

○市長（宮路高光君）

そういう声を聞いている部分もございますし、またある反面、こういう物産館に会員として自分自身もなって、そこで直販でやっているというのもございますので、いろいろとその手法の中で影響がなかったというのはいそいでございますけど、この直販の中に会員として入り、そこでまたその会員のものを売っておるといこともございますので、そこらあたりをまず、今後、利用していただければいいのかなというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

例えば江口蓬萊館でいえば、江口浜荘の食堂のお客さんが減ったとか、近いですから。そういったようなことも関係がないとは言えないと思います。すべての業種、業態が同時にうまくいくとは私も考えておりませんが、さまざまな方面に影響があるということをやっぱり認識をしておかないとならないと、気

配りをしておかないとならないと思います。

さて、最後になりますけれども、およそ8億円という公金が投入をされて、そのことで関係する住民の動きあるいは投資というのが促され、そして結果として税収となつて、税収が上がって行政に還流するという、こういったようなシステムであります。こういったようなことを、今後、どのように市勢の発展に、わかりやすく言いますと、5つの物産館をこれからもっともっと活用していくために、どのように展開をされるか、基本的な考えをお伺いをして質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今ある既存のこのような直販売場を、さっきの話のとおり、影響する部分が若干ありますけど、そこあたりも配慮していかなければならないというような気持ちは持っております。

特に、この日置地区におきます特産といえ、この物産館が、私は一つ大きな特色ある物産館であるというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、今、耕地事務所とこの農村地域を含めた中で、今後、どうあるべきなのか。また、これをうまく活用するにはいろいろなものをどういう課題があるのか、私は、ここあたりの究明を含めまして、今後、こういうそれぞれの施設がそれぞれの相乗効果が上がるような形も、きちっとやっていくべきなことがあるというふうに考えております。

○東市来支所長（住吉伸一君）

先ほどの江口蓬萊館の直売所の売り上げ9億2,000万円は、直売所だけの売り上げでございます。ちなみに江口漁協の水揚げ1本釣りとしりめんでは8億5,200万円ぐらい、年間売り上げしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

意味はわかりました。

○16番（池満 渉君）

はい。いや、漁協の購買の分は入っていないかということです。

○東市来支所長（住吉仲一君）

入っておりません。

○16番（池満 渉君）

はい、わかりました。

○議長（宇田 栄君）

次に、12番、中島昭君の質問を許可します。

〔12番中島 昭君登壇〕

○12番（中島 昭君）

一般質問も3日目、18番目で今期最後の質問となりました。市長と教育長に質問いたしますが、期待する明快なご答弁をいただきましたら、短い時間で質問を終わりますのでご協力願います。

国内外の大きなうねりの中で昨年5月1日、4町が合併してはや10.5カ月経過しまして、そろそろいわゆる合併効果が期待されるころですが、予測されていたとはいえ、伊集院地域の発展は評価しますが、残り旧3町支所周辺の町の形態、活性状況格差はますます大きくなりそうです。取引業者はもとより、支所を訪れる人は旧町時代に比べ少なくなり、21番議員も指摘のとおり、合併してそれぞれ均衡ある発展を願うのは私だけではないと思います。

そのような中、日置市として第1次日置市総合計画が示され、基本計画、第1章、分野別基本方向、第1節、社会基盤、どこに住んでも不便さを感じない都市基盤づくり、とあります。これは伊集院地域だけでなく、日置市全域を対象にしていることは当然であります。最初の第1号に、道路・交通、市内外の移動を円滑に進める道路・交通網の確立が示され、バス路線の再編促進や地域内

循環バスの拡充が計画されております。

そこで、市長に通告してありました吹上商店街の活性化策についてお尋ねいたします。

日置市役所吹上支所も、職員が約30名本庁へ配属されただけで、物品購買や食堂などの利用者が少なくなり、かつて機能していた商店街も、その役割低下が懸念されています。

そうした中、昨年10月、地元通り会の皆さんが地域の活性化を願い、空き店舗対策事業でアンテナショップ「薩摩えびす屋」を立ち上げ、商店街再生に懸命に努力されております。この事業は補助金の交付を受けまして、さらなる飛躍が期待されています。

また、旧伊作駅周辺の整備が進み、図書館が建設され、交通広場ゾーンにはバス待合所兼トイレ、ロータリー、交通広場ゾーンには観光案内所や噴水が計画され、それぞれに駐車場も設置されているようです。さらに住宅ゾーンも計画され、近い将来、定住人口の増加が期待されています。町の活性化は、まず交流人口の増加です。

そこで、新しい吹上地域のシンボルとして公園化されつつあるこの地域を、谷山伊作線のバスを利用する人たちに、日置市南の情報、経済の発信基地として、また、吹上地域の活性化策として、1日12本運行されている岩崎産業の空港バスを以前のように、伊作バス停に停車できるよう働きかけ、実現すべきだと考えます。

現在の東本町バス停には、駐車場やトイレがなく利用者も困っています。駐車場があるということは、見送りや出迎えのときの交通安全対策にもなります。また、空港から約1時間の距離です。トイレがあり、助かる人も多いと聞いています。

吹上に限らず、地域や商店街の活性化策は簡単なことではありません。まず、できることから提言してまいりたいと思います。市長の熱意ある答弁を求めます。

次に、教育長に質問します。

市内の主に図書館や書庫に埋もれている古い図書のうち、昭和30年代、40年代以前に刊行された、いわゆる古い図書類の活用策についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

私は昭和23年2月生まれで、いわゆる団塊の世代と呼ばれております。小学生のころ各家庭にはまだテレビがなくて、山や田んぼを走り回って遊んでいる時代です。家で宅習をした記憶はほとんどありませんが、東京弁いわゆる普通語を奨励し、間違うとタスキをかけられた、そういう記憶はあります。その対応策だったかどうか定かではありませんが、学校の図書は割と借りて読んでいました。吹上地域の図書館や、地区公民館の図書室をのぞきますと、子供のころ手にした懐かしい図書類に出合います。表紙など傷んでいますが、つい手にしたくなります。

私は、先日、同僚議員と大分県豊後高田市の昭和の町へ政務調査に行つてまいりました。昭和30年代の町並みを再現してまちおこしをしています。懐かしい駄菓子や絵本、セルロイド人形にブリキのオモチャなどが所狭しと展示されています。年間20万人から25万人の観光客が訪れるそうです。一番の苦労はその時代の品物収集だったと聞きます。

大量生産時代から大量廃棄処分時代へ移行して、環境問題も深刻化しております。一度処分してしまいますと何も残りません。質問の趣旨は、現在、市内の4カ所にある図書館蔵書数約15万6,400冊ですが、図書類のうち、廃棄処分される見込みの古い図書類を有効に活用して、団塊の世代に限りませんが、心のふるさとに帰れる方策とか、まちおこしなどに活用するとか、活用策をどのようにお考えか、教育長にお伺いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の質問でございますけど、空港バスの運行について要請する考えはないかということでございます。鹿児島交通の空港バス停を伊作バス停で乗車できるようにすることにより、伊作本町通りの活性化に寄与するようにとのご提案であります。中心市街地の活性化策として、旧吹上の時代より取り組んでいました伊作バス停周辺整備につきましては、17年度の図書館整備におきまして、今年の5月にオープンのご予定でございますし、また市道改良にあわせまして、バス停の周辺整備事業により一層の整備が終わるといふふうに思っております。

また、周辺地域におきます公社におきます宅地造成を含め、また今後の売れ行き状況もどのような形になっていくのか、見守っていかなければならないといふふうに思っております。

ただいまご指摘ございましたこの伊作バス停への空港バス停車は、同じ路線を往復するため時間の短縮の関係もあり、平成8年11月より停車しなくなったとお聞きしております。それから約10年近くたちまして、その伊作バス停周辺の環境も変わったといふふうに思っておりますので、そのような状況を踏まえまして、このバス会社の方に、この伊作バス停に停車できないかという要請をやっていきたいといふふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

旧町に埋もれている古い図書の活用策についてということですが、蔵書の廃棄につきましては、日直市図書館資料事務取り扱い規程を策定しており、その第2条で、資料の更新と廃棄についての基本的事項を定めております。

第4条で、廃棄対象の資料を次のように定めております。1、汚損または破損著しく、

補修が不可能な資料。2、内容が古くなり、資料的価値がなくなった資料、利用の可能性が低下した資料で複本のある資料、その他利用がなく不要と判断する資料。3、2年間調査しても所在不明の資料。

そして、第5条で、廃棄資料の取り扱いにつきましては、廃棄後5年間は閉架書庫に保存することとなっております。ただし、廃棄後、他の図書館、公共団体、社会教育団体または読書活動等図書館協力団体に譲与することができる旨をうたっております。

平成16年度は各図書館の廃棄状況は、東市来と吹上がゼロ、日吉が497冊、中央図書館が672冊となっております。

ご質問の古い図書の活用策につきましては、大体、今、申し上げたとおりでございますので、十分可能であります。希望する団体等がありましたら、ご要望に沿うようにしたいと考えております。

○12番（中島 昭君）

1問目は、市長の明快なご答弁をいただきました。

2問目につきましても、教育長の前向きなご答弁をいただきました。古い図書につきましては、まだまだ活用策、これからある可能性を秘めています。それで、一応廃棄処分にされているような配本場、配本施設とかそういうところに配本されると、そういうことは可能であるということですから、ぜひしっかりリストをつくって、ただ配本、こう配るだけじゃなくて、ある時期が来たらローテーションというんですか、それも可能なような仕組みにしていきたいと思っております。

蛇足になるかもしれませんが、「3丁目の夕日」という漫画がありますが、今、昭和30年代見直されているようでございますので、この古い図書、これはいわゆる漫画類、これも含めてですけども、できましたら図書室の、吹上の図書館は、今度、もう

新しい形でいきますけれども、旧役場庁舎内には空き室等もありますので、いわゆる私どもの年代といいますか、から上の人たちが楽しめるような、そういう空き部屋もあるんじゃないかと思っております。ほかの日吉、東市来は、まあ伊集院は恐らくないと思っておりますけれども。そういうところを利用して楽しめる、そういう活用策というのも考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

私の方では何とも申し上げられないんですが、旧庁舎の、今後、利用活用していく方策等については、今後、多分検討してまいりたいと思っておりますので、そのときにもろもろのことも検討をしてまいりたいと思っております。

○12番（中島 昭君）

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

これで一般質問を終わります。

△日程第2 発議第1号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第2、発議第1号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者に提案理由の説明を求めます。

○6番（花木千鶴さん）

発議第1号日置市議会議員の報酬月額の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に平成18年度日置市の予算案が上程されていますが、内容を見ますときに、本市の財政状況は非常に厳しく、財源の確保がなかなか見込めない状態で、平成18年度以降の本市の財政運営が懸念されるところであります。

そこで、我々議員といたしましても市財政の健全化に寄与するため、市議会議員の報酬月額を減額することについて、条例を制定したいので提案するものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから発議第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について討論を行います。討論はありませんか。（発言する者あり）反対ですか、賛成ですか。

○5番（坂口洋之君）

反対です。

私は、議案第2号日置市議会議員の特例に関する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

厳しい財政状況のもと、全国の市議会において特別職の報酬削減の動きがございますが、現行の日置市議会議員の報酬は、人口5万人規模の議会報酬が平均40万円であり、全国平均に比べて3割以上、10万円以上も低い状況であります。しかし、議員定数にいたりましては、全国の平均が20名足らずですが、日置市の議員定数は30名を超えているということで、議員の定数だけは非常に大きい状況であります。

現在、日置市の議員定数は30人と多いわけではありますが、今後の財政状況を考えますと削減も予想されます。これまでの町議会議員よりも市議会議員は広い日置市をカバーし、専門性や住民ニーズに対応しなければなりません。

そういう意味でも全国最低レベルの議員報酬をさらに削減することは、議員としての活動、活性化が失われると思われ、この議案に対して反対いたします。

○議長（宇田 栄君）

賛成の討論の方を許可します。

○29番（鳩野哲盛君）

ただいまの発議に対しまして賛成討論を行います。

5番議員の方から、今、反対討論がございましたけれども、議員としての務めを果たすためにはそれなりの責任報酬が必要かと思えますし、また議員のおっしゃることもよくわかるわけですが、日置市が、今回、誕生いたしましたからまだ1カ月そこそこ、これまでの17年度の予算につきましては、それぞれの町の持ち寄りというようなことで、日置市本来の予算が、今回の18年度の当初予算で初めてくださるわけですが、私ども合併をいたしまして、合併の目標そのものが行財政改革という大きな目標を持っております。

その中であって、これまではそれぞれの町でみんなが、それぞれの町なりの財政運営について、議員の皆さん方あるいはまた執行部と一緒に頑張ってこられたと思えますけれども、今回、4町一緒になって日置市という一つの大きな船出をいたしましたわけがございます。

この日置市が、今後、どう発展するか否かというのは、今回のこの18年度の当初予算が一番かぎになってくるんじゃないかと思えますし、また今後、それに向けて、執行部及びまた議会が一体となってこれを取り組んで

いかなければ、日置市の発展は望めないのではないかというふうに考えます。

今回の発議による目標といたしましては、やはり私どもは、議員みずからが姿勢をただし、そしてまた日置市の将来のために、頑張らなければいけないという姿勢を市民の皆さんにも、もちろん示さなければならぬし、また執行部の皆さんに対しましても、我々と一緒にやって頑張っていこうやという、そういった気持ちでの今回の発議であろうと思います。

そういった意味で、私はこの発議に対しまして賛成討論といたします。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

異議がありますので、この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第65号伊集院中学校
屋内運動場建築工事請負契約の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第65号伊集院中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第65号は、伊集院中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結についてであります。

伊集院中学校屋内運動場建築工事を施行するため、工事請負仮契約を締結したため、地方自治法96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては教育次長に説明をさせていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育次長（満尾利親君）

それでは、議案第65号伊集院中学校屋内運動場建築工事請負契約の締結につきまして補足説明をいたします。

次のページをお開きをいただきたいと思います。資料というところがございますけれども、建設工事の請負契約書であります。工事名が伊集院中学校屋内運動場建築工事、工事場所、日置市伊集院町下谷口地内、工期、平成18年3月20日から平成19年2月20日まで338日間、約11カ月を予定をいたしております。請負金額、2億9,025万円、うち（発言する者あり）2億9,925万円です。うち取引に係る消費税及び地方消費税額は1,425万円、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、請負代金に100分の5を乗じて得た額であります。（発言する者あり）105分の5を乗じて得た額であります。契約保証金は2,992万5,000円、解体工事に要する費用は該当はありません。

上記の工事につきまして、契約担当者として請負者は、おのおのの対等な立場における合意に基づきまして、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約のあかしとして本契約書2通を作成し、当事者が記名、押印の上、各自1通を保持するものでありま

す。

なお、この契約は仮契約でありまして、議会の議決を得たときに、本契約としての効力を生ずるものであります。

契約日が平成18年3月10日、契約担当者、日置市伊集院町郡1丁目100番地、日置市長、宮路高光。請負者、鹿児島市郡元町26番20号、株式会社木落建設代表取締役、木落貞徳であります。

次に、次ページをお開きをいただきたいと思っております。公共工事等の公表書であります。これにつきましてはお目通しをいただきたいと思っておりますけれども、入札に来た者の業者の所在地でございますけれども、今回のこの入札に22社、入札に参加をいたしましたけれども、そのうちに日置市が2社、5番の重留建設、それから10番の東建設。それから市来、串木野市が1社、11番の株式会社本田建設であります。なお、残り19社につきましては、鹿児島市の所在地の業者であるという内訳でございます。

次のページをお開きをいただきたいと思っておりますが、次からは付近の見取り図及び配置図でありますけれども、まずそのことにつきまして説明をいたしますが、建築の計画の建物は鉄筋コンクリートづくりの2階建てで、現在、屋内運動場があります南側といいますか、そこに一応計画をしております。

次に、次のページをお開きをいただきたいと思っておりますが、次は1階の平面図でありまして、これは柔剣道場であります。床面積が803.92平方メートルでございますが、柔道、剣道場の各1面、それから男女の更衣室2室、それから部室の3室、男女の便所2室、多目的便所、それから屋外倉庫、駐輪場等を考えて配置をしております。

また、この施設につきましてはスロープ等を配置をして、バリアフリーにも配慮しておるところでございます。

次のページをお開きをいただきたいと思っておりますが、2階の平面図であります。これはアリーナであります。床面積1,216.87平方メートルで、バレー、バスケットボール、各2面、それからバトミントンが3面、それからステージ、男女の便所2室、更衣室、それから倉庫等を配置をしております。

それから、次のページにおきましては立面図の1と2、それから次のページは断面図、一番最後が矩計図であります。これにつきましてはお目通しをいただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第65号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（谷口正行君）

ちょっとお聞きしたいと思います。

まず、落札業者にちょっと関連してですけども、私どもはやはり、今、言われたように、地元を取ってほしかったのでありますけれども、これはもう仕方がないなど、このように思いますけども。

落札業者が木落建設というんですか、この業者が、これまでいつどこでどのような建物、そして金額等、過去にやっていたのがわかっておれば、二、三教えていただきたいと思っております。

○財政管財課長（福田秀一君）

木落建設の施工実績でございます。鹿児島市の和田中学校の体育館、これがコンクリートづくりの2階建てでございますが、施工金額が3億2,550万円、これを平成16年の10月から17年の6月にかけて施工いたしております。

それから、県の農業大学の研究施設でございます。これはほかの業者とのJV方式で施工いたしております。総工事費が4億5,937万5,000円ですが、このうち木落建設分が1億4,614万3,000円。そ

れからちょっと前になりますが、平成14年の12月に、あ、今のやつは15年の7月から17年の2月にかけて施工いたしております。それから、14年の12月になりますが、同じく県の農業大学の管理棟、これを3億1,955万円で施工いたしております。

○25番（谷口正行君）

はい、わかりました。要するに、私どもは余りこう聞かない名前であるものですから、これまでどういった仕事、あるいはこの体育館に匹敵するような仕事がなされていたのかなど、こう思うわけであります。執行部においては、ここを過去の実績を考慮して指名をしたということになっておりますけれども、ここに対してちょっと私どもがわからなかったというようなことであります。

これからはできるなら、落札した業者がこれまで施工した、何というのかな、工事箇所を参考資料として出していただければなど。そうすれば私どもも、ああ、なるほどな、これぐらいの工事をしている業者なんだなというのがわかるわけです。できればそうしていただきたいなど、このように思います。

それと、今回は1階が武道館、2階がアリーナということで、2階建てにこうなっておりますけれども、そこに対しては日置市でもちょっと大きいこのちょっと、私ども素人にしても頑丈なものになるんだなど、このように思っておりますけれども。

そこで、ちょっと今、問題になっております建築設計事務所の耐震偽装、いろいろあったわけですが、ここにあってはそういうことはなされていないだろうとは思いますが、やはりこのような構造物というのは、詳しくはわかりませんが、強度というものが数字的にぴしっと出されていかないといけないんだなど。そこに対して、私どもは全くこの判断のしようがないわけですが、こういった問題が起こった後でもあります。

よって、このうちの体育館の場合、こういった強度の構造計算というものは、いつどこで、だれがどのような形で検査するのかということ。これがなされないはずはないと思いますが、ちょっとそれわかっていたら、どういうシステムになっているのか教えていただきたい。

○教育次長（満尾利親君）

この件でございますけれども、現在、この建築基準法に見合った構造で実施をするように地質調査のくい基礎、そういうのを適切な強度であるというふうにして検査をしております。したがって、この強度に耐える構造計算につきましては、その地質調査に基づいて、設計事務所に構造の専門家に依頼をしていただいて、その計算をしていただいたところでございます。

したがって、現在のこの強度につきましては、阪神大震災のあの程度のと申しますか、そういう程度の強度には耐えるというような、設計事務所からの回答をいただいております。

○25番（谷口正行君）

設計事務所が言ったということでもありますけれども、そこに対しては設計事務所を信じたからあのような事件が起こったわけです。これ。（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

ちょっと続けて。

○25番（谷口正行君）

やはりちょっと、私も詳しいことはわかりませんが、やはりここに対しては、この堂園設計さんが立てた設計書に本当に間違いがないですよと、この設計で大丈夫ですよと、強度は大丈夫ですよという、しっかりした証明があつていいのかなど、このようにちょっと私も思ったわけです。それで、あの後、やはり県が検査でもするのかなど、こう思っていたわけですが、そこらあたりがちょっと

とどうかなと思ったりもいたします。

これからの問題ですけれども、ここはやはり検討すべきではないのかなと、このように思います。これは、私は大事なことだと思うんです。

東市来でも陶遊館をつくりました。あのときをちょっと考えてみたんですけれども、あの陶遊館をつくってまだ間もないのにどうだったのか、屋根が下がってしまって、全部やり直しをしましたけれども、そこに対してやはりこういうような設計のミスというのもあったのかなと、このように思います。

これまでではそれこそ、工事による手抜きはよく聞いておったんです。でも、設計に対する手抜きというのは、だれもが想像をしなかったと、このように思っております。よって、あのような事件が起こったのかなと、このように思っておりますけど。やはりそこに対しては、これからはびしっとした設計に対しても検査が必要なのかなと、このように思います。これはまた検討をしていただきたいと思っております。

それと同時に、この設計屋さんにしても一たんこうやって設計を出されたら、やはりそこに対しては、この方が業者と同じように、どこの過去、どういうようなところを設計したのか、やっぱりそこもちょっと二、三こう参考資料に、私どもに出していただければいいのかなと、このように思います。よろしく検討をしていただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

いいですか、答弁はいいですか。

○25番（谷口正行君）

検討をしてください。いいですね。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

谷口議員とちょっと同じような内容もありますが、私がこの間、道路の強度のやり直し

があったと。だから、やはりでき上がったものの検査がいい加減だと、1年もたたないうちに強度不足で手直し工事をやっている。だから、私も、この中学校の体育館が耐震対策は大丈夫なのかと、強度を心配いたします。

そしてまた、私も議員を9度目ですが、これは「キラク」建設じゃろうかいと思った。

「キオトシ」と言うんですね。余り名前を聞きません名前だったので、どこの体育館をつくったかといったら、和田中の体育館と言われたので、ああ、体育館をつくったことあるんだなと思うんです。

予定価格と、質問ですが、予定価格と落札率、それから解体工事はありませんという教育次長の言葉が理解できませんので、そこ辺をお願いします。

○財政管財課長（福田秀一君）

まず、予定価格でございますが、税込みの予定価格が3億5,521万5,000円でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

もう一回。

○財政管財課長（福田秀一君）

3億5,521万5,000円でございます。落札率が84.2%となっております。

○教育次長（満尾利親君）

解体工事の件でございますけれども、この伊集院中学校の屋内運動場の建築工事については、解体工事はないということでございます。（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

結局つくる場所が違うから、後でまた解体の予算は出てくるちゅう意味なんです。そこをおっしゃってくださればわかったんですが、予定価格が3億5,000万円、一番初めは伊集院中学校の予算が出たときには4億1,000万円だったと思うんです。それに

また電気工事、いろいろこう重なってそうになっていくのかなと思いますけれども、落札率 84.2 といったら手ごろかなと思うわけですが。

やはり下請けを、日置市内の業者も利用してつくってもらえるように、市長は、どう申し入れとか考えがあられますか。そこを質問します。

○市長（宮路高光君）

基本的にはやはり地元の育成ということで、それぞれの関連分野があるというふうに思っておりますので、私としてはいつもそういう方々がおいでになったときは、地元のいろんな関連会社を使ってくれと、そういうお願いはしておるところでございますので、この件につきましてもそのようなお願いはしたいと思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、いいです。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○6番（花木千鶴さん）

私はこの図面のところで二、三質問がありますので、お願いをいたします。

まず最初に、この図面の見方で間違いがないかどうかの確認をさせていただきたいのですが、1階目の図面が、足洗いと手洗いというところが左の階段のところにあるわけですが、これ以外のところで、水を飲む場所というのは見当たらないように思うんです。男子更衣室のところと女子更衣室のところちょっと鏡があつたりするところに、水道が1個ずつはあるのかなとは思いますが、水を飲んだりするところはここだけなのかと確認が1点。

もう一つは、この1階で、武道場からトイレに行く場合に内側からは入れなくて、一たん玄関のところから外に回って外側から入ると、こういうトイレになっているかと思うん

ですが、これは多分、運動場を使った場合も、外から入れるという配慮もあるのかもしれませんが、これに間違いはないか、2つ目。

3つ目は、2階のトイレでございますが、伊集院中学校は500名ぐらいの学校規模だと思いますが、ステージもあることからいろんな多目的な利用ができるようにしていかなければならないわけですが、トイレが、これは内側からはなっていますが、女子トイレがこの2個しかついていないんですけれども、いろんな利用を考えていくときにこの数でいいのかどうかというのが、何百人かを収容するときにこういった心配があるわけですが、その辺のところでは1階のところは図面のところ、2階のところのトイレの数についてお願いをいたします。

○教育次長（満尾利親君）

ただいまのご質問でございますけど、まず水飲み場の件ですが、1階の図面を見ていただきますと、その階段の横に足洗い場と手洗い場がございますので、そこを外の活動のときにはそこを利用してもらおうようにしております。

それから、1階の便所でございますけれども、これにつきましては屋外の運動場の方に余り余裕がございませんので、単独として運動場の方に倉庫だとか便所とかそういう施設ができないということで、この1階を教室外の活動で使った場合には、ここの外からの便所を利用していただいて、ここを使うように思っております。

ですから、教室以外の便所については、1階のここの柔剣道場のトイレを使うということで、その柔剣道場からの入り口というのは、そこはしていないということでございます。

それから、アリーナの部分の便所の数ですが、現在、伊集院中学校は児童生徒が350名ぐらいですので、この便所の数につ

きましては下の方もありますし、上、1階も2階もそれぞれ教室棟にも配置をしておりますが、この便所については今の状況では、数としては適当ではないかというふうに、私は判断をしておるところでございます。

以上です。

○6番（花木千鶴さん）

1階のトイレと水道のことが、私もそんな状況だなと思ったとおりです。ただ、運動場の方から入ってくるのは配慮していいかと思うんですけども、武道場は防具を着たりしている子供たちですので、1階、外から入ってくる子供たちの分は配慮はしてあると。だけれども、内側からの子供たち、ここで活動をしている子供たちは、一たんぐるっと外に回らなければ入れない。

こういったトイレは両方から入れるつくり方も、妙円寺小学校の体育館はそうになっています。中からも外からも入れるように。そういった形でしてあげないと、ここで活動している子供たちは、夏場は特に暑かったりして防具もいっぱい着ていたりしてということもあって、夏場だけではトイレはありませんが、非常に不便だなと。1回、ぐるっと外を回らなければトイレに入れれないというのは、少し使い勝手が悪いので、初期の段階でその辺を配慮してあげればどうだろうというのを思うのが1つで、その辺の変更が考えられないのかどうか。

それと、足洗いと手洗いのところもですが、やはりここだけしか水を飲んだり手洗いするところがないとすれば、数年前に剣道の練習中の子供の不幸なことがあったわけですが、そういうことを考えますときに、出口のところにできるだけ近いところに、水を飲むような配慮をすべきだろうと思うんです。

これじゃやっぱり、せっかくつくるのであれば、便利なようにつくってあげればどうだろうと思うのですが、その辺の少し配慮をし

て検討をしてみる余地はありませんか。

（「休憩をとりましょうか」と呼ぶ者あり）

○教育次長（満尾利親君）

その水洗い場の件でございますけれども、一番近いところにとということでございますが、構造でこのことが可能かどうかは、また設計事務所とも協議をしてみたいと思っているんですけれども。

この1階からの便所の入り口につきまして、当初そのことも考えたりいたしましたけれども、この構造上、なかなかその何ですか、柔道場からの入り口を設ければ、便所のそういう状況がうまくつくれなかったということ等もありまして、今回は外側だけを使うという形で、柔剣道場ではそういうことでしたしました。

○6番（花木千鶴さん）

思春期の子供たちにしてみると、非常にデリケートな子供たちですので、発達段階的です。いろんな配慮はすべきだと思います。構造上、今、先ほどもあったように大変大事なことです。構造計算もそれは大変大事なことですけれども、生理的な問題については、やっぱり何よりも子供のそういった面も配慮してつくらなければならないのが、こういった施設だろうと思うんです。できてしまってからでは大変しにくいんじゃないでしょうか。

その辺のところは十分にもう一度、検討の余地が、まだつくる前ならあるのではないかと。その辺の努力を求めてみてはどうかと思いますので、もう一度その辺のところを質問させていただきます。

○教育次長（満尾利親君）

今、ご指摘をいただきましたその件につきましては、可能であれば、また検討をしてみたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（西園典子さん）

約3億円のお金でございます。そして、前のものが40年間使われたということを考えれば、長い間、子供たち、中学生が安全に十分によい環境で使われるということになると、ちょっと私も素人ではございますが、図面でちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、2階の部分でございますが、2階の部分にステージがあるということは、2階が集会所等、全体集会などにも使われるというふうに解釈できると思いますが、そうしたら2階から、先ほど350人と全校生徒おっしゃいました。350人の生徒たちが、集会が終わって教室に帰らないといけないというときに、階段をおりていく場所がこの左側の上の部分、そこからこうしておりていくわけでございますね。そこで、まずその幅と、そして手すりの部分など、まず安全であるかどうか。そのところをお尋ねしたいと思います。

それから、1階にまいります、1階のところに部室が3つあります。2つは内側からの出入りとなっております。そして、左の端っこの部分が外側からの出入りというふうに読めますが、それに間違いないでしょうか。この部室というのは体育関係の部室、文化系いろいろあると思いますが、これで十分なのかどうなのか。そういうようなところ、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

そして、例えば1つの部室を1つの部が使うとか、合同で使うとか、そういう意味で、この部室の配置など数などを広さなどを検討なさったのかどうなのかをお尋ねしたいと思います。

それから、自転車置き場が1階の部分にあります。2階がその上にかかっております。2階のアリーナ、それのところの下の方に自転車置き場があります。土台などは基礎などはきちっとした、非常に立派な自転車置き場ということになると思いますが、やはりこう

してその広さとかこうしてすごく、普通自転車置き場といいましたらスレート、鉄骨にスレートでもう地面にというのが多いわけですが、非常にこうして立派な自転車置き場になったわけですが、その辺の検討をなさって、それがいいと判断なさった理由をひとつお尋ねしたいと思います。

そして、あと1階が武道館、それから2階が体育館という施設というのは、学校ではちょっと珍しい形、今からだと思います。国、県からの補助率とかそういうのは一緒なのかどうなのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○教育次長（満尾利親君）

まず、アリーナの階段の件でございますけれども、これにつきましては1階からのぼる階段が左側にありますが、この2階につきましては校舎棟からの渡り廊下も、今後、将来の工事としては考えておりますので、この階段は1階からはそういう状況でございますけれども、渡り廊下を校舎棟にも行けるということを考えれば、現在のその階段で十分だというふうに判断をいたしておるところでございます。

それから、1階部分の柔剣道場の部室の件でございますが、これにつきましては柔道と剣道の部室をば柔道場から設けたというものでございまして、その部室3につきましては、例えば外で行う軟式テニスとかそういう部がありますので、そこについては外側からの部室を利用していただくと。

なお、この部室につきましては、現在、伊集院中学校の上に運動場がございますけれども、そこに部室が上にある部分もありますので、これは一応下の方で活動する部活の部室というような考え方をいたしております。

それから、駐輪場の件でございますけれども、駐輪場につきましては1階の部分のそこにつきましては、上の方が大体、先ほど申し

ましたが1,200ぐらいですので、この柔剣道場の1階のフロアの柔剣道場をつくった残りの基礎部分のところがフロアになりますので、そこを有効利用をいたしまして、自転車置き場をそこに駐輪場をば設定をしたということでございます。

○14番（西園典子さん）

大体わかりました。そして、手すりのこと、階段のところの手すりのことにちょっともう一つお聞きしたいんです、安全面で。

渡り廊下でなさるといことで、そこはよくわかりました。ですが、よく私たちがこうして学校とか施設へ行ったときに、手すりのところが施工のところで問題があるのかと思いますが、すぐはげてしまう。そして、それからその隙間からとか、中学生に小学生、いろいろとこうして元気な子供たちも多いです。そういうようなことのないよう、それはまた指導の部分になると思いますが、はげたりするようないかなるようなことのないように、よくあちこちで見えるものですから、そこは施工のところで気をつけていただきたいと思います。

それから、自転車のそのところのわかりましたが、先ほどいろいろとこうして、経済的にもうちょっとこうして広いゆとりがある形もあつたらいいのではなかろうかという部室の、例えば対外試合などがあつたりするときに、やはりこれでいいのだろうかというような思いがあります。

トイレのことも、今、出ましたけど、駐輪場などこうしてここにするのはすごくありがたい話ではありますが、ぜいたくな話でもあるというような思いもあつてお尋ねしましたけど、そのところのご意見をいただきたいと思います。

○教育次長（満尾利親君）

面積のことでございますけども、面積につきましてはこれを広げるということにつきま

しては、財政的な面もございましたので、私どもは、今回、柔剣道場あるいはアリーナの部分につきましては、学校の現在のクラスから判断をして、こういうような状況で適当であるという判断をしたところでございます。

○14番（西園典子さん）

先ほど補助率のことをちょっとお尋ねしたんですが、お答えがなかったのをお願いいたします。

○教育次長（満尾利親君）

今の質問ですけども、2階建てにしたから補助率が変わるというものではございません。これにつきましては、現在の伊集院中学校の屋内運動場が795平米でございます、これについてはもう老朽化しておりましたので、危険校舎改築ということでございます。

そして、2階のアリーナの面につきましては、新しく計画をいたしました1,216.87平米の残りの343平米が新築という形で、今回、建設をする予定でございます。

○14番（西園典子さん）

あとお尋ねしたのは（「補助率の件は、全協で説明したんですけどね」と呼ぶ者あり）

○教育次長（満尾利親君）

補助率の件でございますけども、先ほど申しました小中学校の危険校舎につきましては3分の1、それから新築につきましては2分の1という補助率でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）ちょっと待ってください。門松さんの方が早かったので、先に。門松慶一さん、慶一君じゃなかった、慶一君でいいんですね、失礼。

○4番（門松慶一君）

今回、伊集院中学校体育館すばらしい形ででき上がるわけではありますが、先ほど谷口議員からこう設計の問題が出ました。この設計、堂園設計の設計士、門松信久さんは、私の遠

い親戚になるかと思いますが、伊集院中学校のやはりOBでございまして、やはりちゃんとした形で設計監理していただけると確信しております。

先ほど坂口議員より、下請けの問題が出ました。下請けの形、市内の日置市での皆さん方に当然お願いしたいと、していただければと思うんですが、やはり落札率が84.2%ということは非常に低い落札率で、心配されるのは下請けの方々、また資材、機材の方の皆さん方に影響が出てくるのをちょっと私、心配するところでありまして。やはり下請けの方々も、ある程度ちゃんとした形の利益を得ていただかなければならないわけなんです、その点に関しまして、市長の方のちょっとご見解をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、下請けはお願いしますけど、やはりそれは、その元請けと下請けにおきましては、恐らく価格の相互の契約というのがあると思っておりますので、そこの部分につきましてはその業者の中できちっと、私はすべきだというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○24番（地頭所貞視君）

今、いろいろ質疑がなされておりますが、この議案第65号につきましては伊集院中学校屋内運動場建築の工事請負契約締結が議題となっておりますので、今、いろいろこの質疑の内容を聞きますと、これは、私は基本設計なり何なりのその時点で論議すべきものをこの場で論議して、そしてその構造までもここで質疑をしていいのかどうか。

そしてまた、このような質疑の中でこれで変わった場合には、設計変更なりで対応するのか。そうした場合にはこの図面をもって22社に見積もりをしてくださいと。そして、

契約をしたと。じゃ、議会でこうこういうのが出ましたから、変更しますというふうになるのかと。

だから、提案された業者がどうかというものに対しての審議のときに、このような質疑でいいのかどうかを、まず議長、こういう審議の方法でいいのかどうか。確認して、今後、これでよいのであれば、今後、またこのような質疑の方に、私はいきたいと思っておりますけど。

○議長（宇田 栄君）

議案の案件で、議案が建築に伴う設計のいわば議案ですので、それに対して設計の内容について、私は質問をしていいと思うんですけれども、どうでしょうか。（発言する者あり）

○24番（地頭所貞視君）

いや、それは設計段階で基本設計とか何かで出た段階で、私はいいと思うんです。もうそれは終わって、あとはそれをものを持って、今度は契約して、契約した時点でまたそれを蒸し返していいのかと。であれば、何で基本設計のときにやって、それでちょっと蒸し返すんだから。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待ってください。ここでしばらく休憩いたします。

午後4時46分休憩

午後4時56分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議を議事の都合上、19時まで延長いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○3番（下御領昭博君）

私は余り建築のことはよくわかりませんが、1点だけお聞きします。

このような大きな工事になると、監理するのが一番大事になってくると思うんです。そ

の監理をどこがされるのか。また、その仮検査の段階というのが、どこら辺とどこら辺でするのが大事なのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

確かに仮契約されている前に設計図面ができて、多分、業者側と行政側が十分な打ち合わせをされた上で図面ができ上がって、それに基づいて入札がされたわけですから、私がおもうには、その大がかりな変更というのは絶対不可能だと思うんです。

多少、窓をどこにつけかえるとか、多少のことは許されますが、通常考えた場合に、図面ができ上がって、それで役所側が積算をして、それに基づいて入札が行われたと。その図面に基づいてああだこうだと言うのは、順序からいけば間違いじゃなからうかと。

一番大事なのは、その業者さんが取られた仕事に対して、約1年11カ月ですか、工事をされるわけですけど。私はやっぱり監理の方が一番大事だと思います。その監理をどのようにされるのか、そこをお聞きします。

○教育次長（満尾利親君）

今のこの入札が済みましたので、今後、工事監理について入札をして、この監理をしていただく業者を決めるということになります。

○3番（下御領昭博君）

今後、その監理する会社をまた入札して、別途に決めるわけですね。わかりました。よろしくをお願いします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○22番（重水富夫君）

いろいろ質問が出ておりますけども、この工事の請負契約について、今、仮契約がなされた。議決したら本契約になると、このように理解しているんですが、この中でこういうことが書いてあります、契約の中にです。

「この工事について契約担当者と請負者は、おのおのの立場で対等な立場における合意に

基づいて」ここが大事です。「別添の情報によって公正な請負契約」ということですが、本来ならこの別添の条項がわかっているならば、こういうことを質問は余りないと思うんですけど。

この別添の条項の中に、小さな、今、いろいろ出ておりますけども、設計の変更とか見直しとか、どこの工事でもあるわけでありまして、この範囲がどの辺まで可能なのか、ここをお示し願えたら、いろんなその質問は余り出ないと、私はこうこのように思うわけでありまして。

よって、この工事について、予算が伴う場合は、両方で協議の上とかいろいろあると思っておりますけども、どのくらいまでのそういうのが範囲があるのか。大体お示しただけならば、皆さんも理解できると、このように思います。

○教育次長（満尾利親君）

別添につきましては、今、工事請負契約書の別添を見ておりますので、また後でちょっと連絡をしたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

多分、これは即決でしたよね。後でどうこうということは不可能なんです。今、大体のことでいいんです。結局、予算が伴うものは双方が協議の上どうこうとか、あるでしょうけども。予算が余り関係ないのは、例えば先ほど出ましたドアを1つつけて通れるようなのが遮断されて、外に回ってトイレを使わなきゃいけないとか、そういうのは、私は見直しは可能だと、個人的にはそのように思っておりますけども。

その程度でそういうことは許されますよというような理解がない限り、もう絶対にこの設計から曲げられないというようなことであれば、それは、いやこんなのはだめだということで、否決ということもあり得ると、私は思うんです。だから、誤解のないようにしていただきたい。もう後でちゅうことは、多分

できないと思います。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後 5 時 03 分休憩

午後 5 時 11 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政管財課長（福田秀一君）

契約書の 19 条で、設計図書の変更というのがございます。「甲は、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは工期もしくは請負代金額を変更し、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用負担しなければならない」という条項が入っておりますので、変更自体は可能でございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○19 番（東 孝志君）

1 点だけお尋ねいたします。

屋根の厚みが 0.4 ミリとなっているんです。天井が。これは台風強度にもちますか。ほとんど体育館が台風によってはがれたりして被害が出ておるんですけれども。この際、もっと厚みの厚いのにした方が、私は強度があつていいんじゃないかと思えますけど、どうですか。

○教育次長（満尾利親君）

この屋根の仕上げ材でございますけども、そこに示しておりますように 0.4 ミリのかわらということでございますが、これは十分耐えると思います。

○19 番（東 孝志君）

これは吹きつけですか。いや、私が言うのは、幅がちょうど 28 メーターですか。家の幅が 28 メーターで、台風が伊集院は非常に強いから、そういう事故はないですか、後で。

後でしまったちゅうようなことがないように、もしあったら、これは何年間の保証つきですか、家は。

○教育次長（満尾利親君）

屋根材につきましてはそこに示してありますように、ガルバニウム、銅板フッ素樹脂塗装ということですので、今の台風等にも十分耐えられると思います。

○19 番（東 孝志君）

そういう責任があるんだったらそれでいいですけれども、もし万が一どうこうということがないようにしっかりと、また設計屋ともよく話し合つて、確認をした上で工事を進めるようにしてください。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 65 号は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第 65 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 65 号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

65号は可決されました。

△日程第4 議案第66号薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第4、議案第66号薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第66号は、薩南衛生処理組合の規約の変更に関する協議についてであります。

平成18年4月1日から薩南衛生処理組合に収入役を置かないことに伴い、薩南衛生処理組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290の規定により、協議したいので提案するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第66号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第67号日置市長の給与の特例に関する条例の一部改正について

△日程第6 議案第68号日置市長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第67号日置市長の給与の特例に関する条例の一部改正について、及び日程第6、議案第68号日置市長等の給与の特例に関する条例の制定についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第67号は、日置市長の給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第68号は、日置市長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

まず、議案第67号では、市財政の健全化に寄与するため、市長の給料の月額について減額を行うものであります。

次に、議案第68号は、同じく市財政の健全化に寄与するため、市長、助役、教育長の給料月額及び部課長等の管理職手当等の額を減額することについて条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、それぞれ提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

ます。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第67号、第68号について補足説明を申し上げます。

まず、第67号でございますが、別紙によりまして説明いたします。

この条文につきましては、市長の給与の特例に関する条例の一部改正でございまして、昨年の9月議会で市長の30%給与カットということでご提案申し上げまして、10月から向こう8カ月間、ことしの5月まで続いているわけでございますが、今、申しましたとおり、4月、5月を10%ずつ上乘せをして60%減額に、40%減額して60%の手取りになるものでございます。

それから、この条例は18年の5月31日限りで効力を失うものでございます。

以上、よろしくお願ひしますが、次に、また続きまして議案第68号でございます。

日置市長等の給与の特例に関する条例の制定でございまして、別紙をお開きいただきたいと思ひますが、条文が長いですが、条文は全部読まずに要約して説明を申し上げます。

まず第1条が、日置市長等の給料の額の特例でございます。今、説明を申し上げましたとおり、5月31日までが給料の特例が前の条例が生きておりますので、これの6月から来年の3月31日までは100分の90を乗じて得られた額ということで、つまり10%のカットをいたしますというものでございます。

第1条の第2項は、同じく18年の4月から19年の3月31日までの間、これを特例期間といっておりますが、これにつきましては100分の95を乗じて得た額、つまり5%カットを助役2人について行うものでございます。

続きまして、第2条は、教育長の給料月額

の特例でございまして、この特例期間中における給料月額は、教育長の額の100分の95を乗じて得た額、つまり5%カットしていくという条文でございます。

次に、第3条でございますが、これにつきましては管理職手当等の月額の特例でございまして、同じく4月1日から来年の3月31日までに管理職手当の額は、管理職手当の額の100分の90を乗じて得た額とするものでございまして、つまり10%を減額した額、90%を支給するというものでございます。管理職手当につきましては本所、支所合わせまして60人分、約370万円でございます。合わせましてこの条例でお願いいたしますのは、年間約590万円という額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（梶 康博君）

ただいま提案されました議案第67号について、市長に伺います。

○議長（宇田 栄君）

梶君、ちょっとマイクを上げて。

○17番（梶 康博君）

これまで談合の事件にかかわる減額が継続中である中で、財政が非常に逼迫している中、市長のこの提案については認識はいたしますけれども、市職員の先頭に立って、職員の定数条例では608人という条例の中では、市長部局だけではなく全職員です、そういうふうになっております。

市長部局、これは病院も含み、議会、教育委員会とすべてを含んだとき、こうなっている中で最高のところにある市長のその給与の減額がこれまで30%、今後、40%にすることになりますと、規定は86万2,000円ですけれども、私の計算が間違いでなければ

51万7,000円ということになるよう
ございます。

そういうことになった場合に、助役、他の職員、市長の給与の減額がこれまで30%、今後40%にするとすることになりますと、規定は86万2,000円ですけれども、私の計算が間違いでなければ51万7,000円ということになるようございます。そういうことになった場合に、助役、他の職員を初め、通常の場合は職員の給与を下回らない程度の給料と、こういうふうになっておるわけですけれども、そこを40%のカットにするということは、やはり今までにもこう前例も聞いたこともないような気もいたしているところです。そういったことの中では本当にこれは適正な、財政逼迫の中で適正な市長の減額に値するのかなというようなことを考えるんですけども、市長はそこについてどうお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今回のこの給与カットにつきましては先ほど議会の方も発議の中で3%ということをご
ざいまして、基本的に向こう1年間私ども管理職を含めた中で特に三役につきましては10%カットということをご
ざいます。特にこの40%カットが先般のいろんな事件の中で約30%しまして、この今条例を可決して
いただきますと4月と5月分の2カ月間につ
きまして今おっしゃったようにこの40%が
該当いたしまして、今認めていただければ
6月からは10%のカットでいくというこ
とでございますので、ここあたりは大変厳しい
環境でございますので、私自分自身もこのこ
とにつきまして認識をしながら、またこの
2カ月間でございますので、皆様方にもご理
解いただきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

市長のその熱意は理解もしたいと思いた
すけれども、これぐらい非常に厳しいちゅうの

はわかっておりますけれども、私も先般申し
上げましたし、また今回の漆島議員の一般質
問の中でもありましたように、このような
1年に590万円ですか、そういうことにな
り議会も300幾らだったと思いたすけれど
も、そういうことで財政に寄与することに間
違いはないですけれども、こうして減額条例
の改正をすることよりも、本当にこういうこ
とを長く続けるということとはよろしくないの
で、また、市長もこういったところでありな
がらこういうこと、職員の皆さんも最近の人
事院の勧告により給料が目減りしていく中で
それぞれやはり人生の設計というものもある
と思いたすので、やはりそういったこと等を
考えると必要な本当に必要な施設、それか
ら何とか他の施設で代替え等ができたり、また
民間でその趣旨に沿うような可能性のあるよ
うな施設、事業、そういったものについて本
当にこう精査してやはりその負担を、昔の人
が言われるように苦しかれば食いぶちを減ら
せということをご
ざいますので、そういった
こと等に本当にこう取り組みをしていく、そ
ういった努力をして、それでもなおかつその
目的が達成されなければこういったこと等も
今後考えていくことも必要だと思いたすけれ
ども、今回こうして出されて非常にこう、一
市民としてもまたこういう立場に立つ議員と
しても、これは本当に適正な市長の提案なの
かなということを疑ってやみません。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（坂口洋之君）

市長も4月、5月、40%近い減給という
ことです。改めて市長のこの減給に対する決
意を伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

さっきも申しあげましたとおり、これは昨
年のいろんな事件も絡んだ中での結果になっ

たというふうに思っております。さっき申し上げましたとおりやはりこれが本当に、普通報酬審議会というのがきちっとあってそこで決めてそれで執行するのが私は常套だというふうに思っております。ですけど、今回のこのような合併した中の一つの大きな一つの財政的な事情がございましたので、早くみんなで健全な財政運営というのを努力していきたい、そのように考えて努力していきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号及び議案第68号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号及び議案第68号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第67号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第69号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第69号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第69号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告による給与構造改革に伴い所要の改正を行うため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第69号につきまして補足説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。別紙が日置市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、この条例につきましても条文は長いですが各項目ごとに要約して説明申し上げたいと思います。

まず第4項でございますが、第6条の第4項から7号を次のように改めるとのこと

で第4項でございますが、職員の昇給についてでございます。これまで1年間に各昇給期が4回職員がございました。これはそれぞれ個別違いますけれども1月、4月、7月、10月という4回の昇給期がございまして、それぞれ区分されておりましたが、これが今回の改正によりまして1月1日1回だけになりました。この改正でございます。

それから第5項でございますが、第5項につきましては、これまで1号ずつ昇給していたものをこれが4分割されまして、4号級1年に1回上がるということでございますので、これが今までの昇給が4回あったのをそれぞれまとめて1号、1号ごとの4分割されたということでございます。さらに55歳を超える職員につきましては、これの半分という2号級しか上がりませんということでございまして、高齢職員については若い職員の2分の1ということでございます。昇給期が長くなったということでございます。

第7号につきましては枠外昇給の禁止ということで、今まで俗に言う給料表がなければ刻んでげたをはかせてやったわけでございますが、今回からはそういうことはもうだめですよという規定でございます。

それから、別表を次のように改めるということで別表がございまして、これから以降につきましては、まず、現行の私どもがございました給料表は9級制でございました。行政1の場合。それが7級制に改めるということでございまして、まず、現行の1級と2級を統合して一つの号級にします。それから4級と5級をひっつけて一つの号級にしますということで、ここで2つ号級をカットしたということで、9級から7級になったということでございます。

それからこの平均、全部下げたわけでございますが、平均4.8%の給料表の下げということでございます。それからこれが、一

番最大でどれくらい下がっているんだろうかと申しますと、最大7.2%の下げをしてるということでございます。

別表の第1が第4条関係でアが行政職給料表ということで、今の4倍になっております、長さがですね、等級が。それから次が、1枚あけていただきますとイというのが医療職の給料表でございます。この表は病院診療所、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用するものでございます。次、あけていただきますと医療職給料表の2というのがウというのがございまして、これにつきましては薬剤師、栄養士等の分でございます。次のページのエが医療職給料表(3)ということで、これがずっと続いておりますが、これにつきましては病院等の助産師、看護師そういう職員の給料表でございます。

附則といたしまして、右のページでございますが、この条例は18年4月1日から施行するものでございます。附則の第2条で、特定の職務給の切りかえを規定してございます。第3条では号級の切りかえを規定してございます。第4条では、最高の号級を超える給料月額等の切りかえを規定してございます。それから第5条では、異動者等の変更が生じた場合の調整の規定が第5条でございます。第6条で、職員が受けていた号級等の基礎ということで、これについては条文の当然のことで決まり文句的な表現をしているところでございます。それから第7条でございまして、ここが給料の切りかえに伴う経過措置でございまして、後半の部分に4行目ぐらいにあると思いますが、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するというところで、下がった分については、3月末支給されております給料は保障するというのがこの条文でございまして。そういうことで4月からすぐカットするんじゃなくて、その差額については給料として見なして保障していきま

いうことでございます。

それから第2項、3項につきましては特別な事情があった、県等から数割りで入ってきた指導主事の先生とかそういう方がいらっしゃいますが、そういう方の規定は2項、3項でございます。

第8条が管理職手当の現給保障の規定ということで、今回の8条にうたっております。管理職手当につきましても下がった分についてはその分は保障はしますよという規定でございます。それから8条の中ほどに、平成18年日置市条例第〇〇号とございますが、これにつきましては今提案しているこの改正条例でございますので、この1項が入りましたらここに入って行くものがございますので、決してこれが抜けではございません。

それから第9条で規則への委任ということでしてございまして、あと、以下の表についてはこの行政職給料表が9級が新しくはどこに該当していくんだという表でございますので、一番上の表が行政職給料表が9級が7級に、左が旧の級、右側が新しい級ということで、9級が7級になっていきます。それから医療職給料の1、2、3、あとは別表はこれがどこの職務に該当するところで切りかわっていくんだという詳しい表でございますので、これ以下お目通しをいただきたいと思います。

一応骨子だけを説明申し上げました。以上よろしく願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第69号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

きょうは3月15日、私は長いこと公務員してまして、年度末手当を0.5もらう時代が二、三年前まで続きました。ほんとにこの年度末手当の0.5というのは、子供が入学だ卒業だというときにみんなに役立っていた金だったと思うんです。だからこんなふうに

して削られ、0.5の年度末手当もないのにまた下げられ、だから本当に悲しい時代が来たなと思っています。3点について質問します。年4回が年1回になって普通の職員が減額されるトータルは金額的にどれぐらいか。

2番目、この問題は日置市だけじゃないと思いますが、全県的にどの議会にもかけられているのか、3番目、組合との合意はできているのか。以上質問します。

○総務課長（池上吉治君）

昇給が年1回になったことで減額等もされましたが、昇給時期がこれまでの4回から1回になったことに対する減額というものはございません。もう少し補足説明申し上げますが、この新しい給料表は総体的に平均しますと4.8%の減額となっておりますが若い層、1、2級あたりではほとんど改定額はゼロでございます。上に行くにしたがって改定が大きくなり、先ほど部長が申し上げました最高で7.2%、平均して4.8%の減額でございます。

先ほど経過措置でも説明を申し上げましたが、これは本年3月31日現在の給料を保障すると、この給料表ではその4.8%の減額でございますけれども、3月末の給料を保障して今後支払っていくということでございまして。ただ、今回大幅に減額をされましたところの給料表で考えますと現給に、毎年新しい給料表から毎年昇給をしていくと仮定をして、今の現給に追いつくまでに七、八年かかるところがございまして。これは今の給料が何級何号かでよってまた違ってまいります、そのような形で現給は保障すると、ただ現給に追いつくまでは昇給がないと、一般的にはほかの結果を申し上げますと、現在50歳を超えている職員についてはもう退職まで昇給はないというような状況になるようでございます。

そこで、その減額の影響額でございますが、

非常に現給額の保障というところで単純に、計算が難しいものですからここに積み上げてこないと出ないわけですが、大体1,000数百万円の減額分になるというふうに判断しております。これが減額保障がなければ1億円程度の減額になるところでございましたが、現給保障の経過措置のために1,000数百万円の昇給がない分がそれだけ減るということでございます。

それから他市の状況でございますが、ほとんどこれは人事院勧告に基づく改定でございますので、どの市町もある程度これに沿った方向で行くんじゃなかろうかと考えております。

それから組合との関係でございますが、これまででも何回か交渉を続けてまいりまして、現在提案をしておりますこの議案に対する基本的なことについては合意をいただいております。そしてまだ細かなことについては今後まだ話し合いを続けていきたいと考えております。

以上です。

○18番（坂口ルリ子さん）

69号にかかわる一般職員の人数は何人ぐらいか、そしてやはり1,000万円ぐらいのあれだということ。それから現給は保障するちゃこれは国が保障するんでしょうか県でしようかどこでしようか。（発言する者あり）市がするんですか。

○総務課長（池上吉治君）

それぞれ給料表適用の該当の職員数を申し上げますが、まず、行政職給料表につきましては518名、それから技能職につきましては72名、ここには技能職給料表は附則の方で出てまいりますけれども、あと、医療の1が3名、医療2が4名、医療3が21名ということで、合計608名の職員数でございます。

その現給保障でございますが、この市の条

例で現給保障をいたしますので、当然市の支払いが今年3月31日現在の給料は今後も支払っていくということになります。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（坂口洋之君）

生涯賃金で1,000万円程度減額されるということなんですけれども、給料表そのものは全国的に用いられますということなんですけれども、都市部はもともと官民格差ということで賃金体系が変わるとということなんですけれども、都市部は好景気を背景に公務員の賃金も上がるらしいんです。その反面、九州とか北海道、東北などの公務員賃金が下がります。そういう意味で、今回の都市部と地方の格差について市長はどう考えているかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

まず、今論議されています地方と都市の格差、景気の流れでも若干あるというふうに思っておりますし、いろいろと国の予算におきましてもそのようなことがあるということでございます。特に人件費の問題におきまして、今まで全国津々浦々それぞれ公務員はどこ行ってもある程度の国の勧告の中で、人勧の中で給与設定されておりましたけど、今後やはり私ども行政、特に市役所を含めまして地方の中で地方の密着した形のやはり給与体系ですね、やはり私はやはりこの地元の企業を含めまして、やはりどれだけの民間の給料がどれだけなのか、やはり国との、これは都市との問題ではなくやはりいずこもこの地域におきます給与というのは、やはり今後緩和するべきなことじゃないかなと、私はそのような基本的な考え方を持っております。

○5番（坂口洋之君）

昨年は大手電機メーカーも270人の早期退職とか、また建設業者でも多くの方が失業

したということで、伊集院町も飲食業や商工業を中心になかなか活気が出ない1年だったということです。今回、賃金がかかることによって地域経済にどういった影響があるのか、もしわかる範囲内でお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ賃金体系の中の消費の問題で、それぞれ消費拡大ということにつきましては大変いろいろと影響があるというふうには思っておりますけど、やはりこれはそれぞれの給与の中であとは個人的にどうお使いになるのか、これはそれぞれの家庭を含めた中の使い方の中で、またそれぞれの中でどういうものに工夫して使い方をするのか考えていければいいと思っておりますけど、給料体系が減る中において消費が若干は減るとするのは否めないというふうには思っております。

○5番（坂口洋之君）

きょう一般紙で全国の県民所得の状況が一覧に載ってました。東京はIT産業や自動車産業を中心に非常に好景気が進んでまして、県民所得が1人当たり426万円です。鹿児島県は全国から下から数えて5番目の223万円ということです。都市部はとにかく大企業を優先の今政治が続いてますので非常に景気がいい反面、北海道を含めて九州地方は非常に景気が低迷しております。そういったことで、地域間格差が2年続けて拡大しているといったそういった記事があります。そういったことを含めてどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたしまして質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今、話のとおり県民所得、これは総生産を含めまして、ただ給料だけじゃなくその地域におきますそれぞれの所得計算があるというふうには思っております。その中におきまして特にこの地域格差、また求人倍率につきましても大変鹿児島と東京と格差があるというの

は思っております。今後やはりこの地域がやはり企業にしても産業にしてもやはり私どもも含めましてそこに一生懸命いろんな形をつくっていかなければならないのかなというふうには思っておりますけど、今の現状の中におきましてはやはりこの地域格差があるというのを感じております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

1点でございますが、附則の第7条先ほど説明をいただきました経過措置です。これは期間としてはどれぐらいの予定なんでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

この制度が続く限りでございます。つまり、続く限りと申しますか、先ほど申し上げました現給に昇給が追いついてくるまでの期間と考えればそれぞれの、職員で考えれば現給に昇給が追いついてくるまでの期間と考えていいんじゃないかと思えます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第69号について討論を行います。討論ありませんか。（「18番」と呼ぶ者あり）反対ですか、賛成ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）

○18番（坂口ルリ子さん）

財政困難の中、特別職や議員の減額は私は賛成し、67と68は何も言わなかったんですが、この一般職員のことはさきも質問の中でも言いましたけれども、人生設計が狂うようなことが起こりますので下げてほしくないということを反対討論いたします。

○議長（宇田 栄君）

賛成討論の方いらっしゃいませんか。

○6番（花木千鶴さん）

ただいま議題になっておりますのは人事院勧告による改正であるわけですので、全国の自治体でもこのような改正をしていくことだろうと思います。この改正は、給料を下げるというものではありませんので、昇給が幾らか先送りされるといいますか、そして今合併をしていろいろこの等級については各市町村いろんな考え方があってばらつきもあると思うんです。その辺も調整を整えていく意味では今回はそういったよさもあるのかなと理解しているところであります。それで先ほど本市の財政状況を考慮して特別職、管理職は減給と、そして私たち議員も減給しようという状況でありますので、今の情勢を考えていきますと反対する余地はないであろうと私は思うところであります。よって、賛成であります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。この採決は異議がありますので起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決さ

れました。

△日程第8 議案第70号日置市職員の
育児休業等に関する条例の
一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第70号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第70号は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

日置市職員の給与に関する条例の一部改正により所要の改正をしたいので、条例の一部を改正することとし、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容については総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第70号について説明申し上げます。別紙をお開きください。別紙で日置市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも第6条の第1項中細々と書いてございますが要点だけをわかりやすく説明いたします。

ただいま可決いただきました給与条例の改正で、昇給期が年4回が1月1日の1回に統一されましたので、育児休業を終わって復職するときの職員の調整というのがございますが、これを復職時と1月1日の年2回、2回できるんですけども復職時については仮調整して1月1日に確定するというものでございます。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第70号について質疑を行い

ます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第70号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第70号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第71号日置市特別会計条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第71号日置市特別会計条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第71号は、日置市特別会計条例の一部改正についてであります。

日吉地域及び吹上地域簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用させることに伴い、同条例第1条中第12号の簡易水道事業特別会計の項目を削除するため条例の一部を改正

したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第71号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第71号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第71号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第72号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第72号日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第72号は、日置市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。

障害者自立支援法の施行に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第72号につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の施行に伴い改正するものでございます。第2条第1項第1号は、児童福祉法の改正によりまして、児童相談所の規定が第15条にあったものから第12条に変わったことによる条文整理でございます。

次に、第2条第2項には対象者をうたっておりますが、「身体障害者更生援護施設」の次に「知的障害者援護施設」を加えるものでございます。これにつきましては、今回の障害者自立支援法の改正により、知的障害者の医療費の公費負担が廃止されますので、4月からは重度心身障害者医療費助成で負担をしていくということになりますので今回、知的障害者援護施設をこの条例に加えるものでございます。

なお、現在知的障害者援護施設に入所している該当者は30施設に85人ほどいるようでございます。また、この改正によって医療費の一時的な自己負担は出てくるわけですが、この条例によりまして助成金としてまた支給をされますので、実質的な自己負担は発生しないということになるようでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第72号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第72号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第72号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第73号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第73号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第73号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金等の算定等に関する政令の一部改正に伴い

所要の改正を行うため条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

議案第73号について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険制度が始まって5年目に制度を見直すこととした制度改正によるものと、3年ごとに策定する介護保険事業計画見直しに係る保険料率の改定及び地方税法に伴う地方税改正に伴う経過措置が主なものでございます。

別紙をお開きください。第3条は保険料率でございますが、この保険料率の適用期限の規定を平成18年度から20年度までの3年間とするものでございます。介護保険料につきましては、現在基準月額が3,880円、年額で4万6,560円ですが、これを基準月額で3,980円、年額で4万7,760円に改めるために、各負担区分ごとにそれぞれ改正をするものでございます。

第1号につきましては第1段階の方の保険料でございます。負担割は基準額の50%ということで、「2万3,280円」を「2万3,880円」に改めます。

第2号は第2段階の方で負担率は75%でしたが、負担能率の低い層に配慮しまして、これまでの第2段階を細分化をして2段階にここを分けております。新第2段階として、世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得金額の合計が80万円未満の人、基準額に対する負担割合は50%となりまして「3万4,920円」を「2万3,880円」に改めます。

第3号につきましては新負担3段階の方でございます。世帯全員が住民税非課税で年金

収入額と合計所得金額の合計が80万円以上の人で、負担割は改正前の第2段階の区分と同じで75%となります。改正前の第2段階「3万4,920円」から改正後の新3段階「3万5,820円」となります。

第4号については第4段階の方で、本人非課税で世帯の中に課税者がいる場合、改正前は第3段階の額「4万6,560円」が基準額でしたが、改正後はこの第4段階で「4万7,760円」が基準額となります。

第5号は第5段階の方で、本人課税で合計所得金額が200万円未満、改正前の第4段階「5万8,200円」の人が改正後、第5段階で「5万9,700円」になります。

第6号は第6段階として今回新たに規定されるもので、改正前の第5段階の人でございまして、本人課税で合計所得金額が200万円以上で、改正前5段階の人で「6万9,840円」が新たに第6段階として「7万1,640円」に改正をするものでございます。

次に第5条は、賦課期日以降に第1号被保険者の資格取得喪失等があった場合の保険料についての規定で、新たに第5号として第5段階の人を加えるというものでございます。

第17条は、被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対しての罰則規定ですが、新たに法第33条の3第1項後段として、要支援状態区分に変更する場合の保険証提出に係る罰則規定で、新たに要支援1、2が規定されたことによる改正でございます。

附則の第6号の追加規定ですが、改正後の介護保険法115条の39第1項で、市町村は統括支援センターを設置し介護予防事業を行うものと規定され、これの実施時期は平成18年4月1日となっています。しかし2年間の経過措置の期間が設けられており、この場合は市町村の条例で実施の時期を定めるように規定がされていますので、本市は平成

19年3月31日まで1年間の経過措置を設けるものでございます。

附則の第1項は、この改正条例のうち施行期日を平成18年4月1日としております。第2項は経過措置でございます。第3項と第4項の規定につきましては、平成18年度と19年度の保険料の特例で、平成17年度税制改正の影響により市町村民税が課税となる者及び、その者と同一世帯の市町村民税非課税者については扶養者負担段階の上昇により保険料負担が上昇することとなります。この改正については地方税法上でも平成18年度から2年間の経過措置が行われることに伴いまして、介護保険の利用料負担についても平成18年度から2年間この税制改正の影響を受ける激変緩和措置者について利用者負担の上昇を1段階にとめることができる特例を設けるもので、それぞれ7号まで規定をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第73号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第73号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第

73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第74号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第74号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第74号は、日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてであります。

土地区画整理事業の区域内における建築物等の許可について、平成18年4月1日から鹿児島県の事務移譲を受けることにより、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第74号について説明を申し上げます。

現在、東市来、伊集院地域において土地区画整理事業が実施中ですが、区画整理事業区域内における換地処分までの間、建築物許可について県から事務移譲を受けることにより改正するものでございます。

別紙の第1条、第2条の両条例中第30条の規定は、建築物許可申請の経緯を規定してございますが、県知事の許可を得るために提出する書類は市を経由しなければならないと規定してありますが、事務移譲によりまして市長許可ということになりますので、この条を削り以下の条を繰り上げる改正内容でございます。

以上終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第74号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

（「訂正の発言をお願いしたいんですけれども」と呼ぶ者あり）

○17番（梶 康博君）

先ほどの市長の給料のところ、市職員の定数を551名と申し上げましたけれども、私の発言は条例定数を申し上げましたので、先ほど608名という説明がありましたので訂正をさせていただきたいと思っております。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。3月30日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

午後6時12分散会

第 6 号 (3 月 3 0 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第10号 辺地に係る総合整備計画について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第11号 第1次日置市総合計画基本構想について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第12号 日置市国民保護協議会条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4	議案第13号 日置市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 5	議案第14号 日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について（環境福祉常任委員長報告）
日程第 6	議案第15号 日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について（環境福祉常任委員長報告）
日程第 7	議案第16号 日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 8	議案第17号 日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 9	議案第18号 日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）
日程第10	議案第19号 日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正について（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第20号 日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正について（教育文化常任委員長報告）
日程第12	議案第23号 日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第13	議案第25号 日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第14	議案第26号 日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第15	議案第30号 日置市一般住宅条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第16	議案第31号 日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について（環境福祉常任委員長報告）
日程第17	議案第34号 日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止について（環境福祉常任委員長報告）
日程第18	議案第50号 平成18年度日置市一般会計予算（各常任委員長報告）

- 日程第 19 議案第 5 1 号 平成 18 年度日置市国民健康保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 20 議案第 5 2 号 平成 18 年度日置市老人保健医療特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 21 議案第 5 3 号 平成 18 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 22 議案第 5 4 号 平成 18 年度日置市公共下水道事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 23 議案第 5 5 号 平成 18 年度日置市農業集落排水事業特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 24 議案第 5 6 号 平成 18 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 25 議案第 5 7 号 平成 18 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 26 議案第 5 8 号 平成 18 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 27 議案第 5 9 号 平成 18 年度日置市公衆浴場事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 28 議案第 6 0 号 平成 18 年度日置市飲料水供給施設特別会計予算（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 29 議案第 6 1 号 平成 18 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 30 議案第 6 2 号 平成 18 年度日置市介護保険特別会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 31 議案第 6 3 号 平成 18 年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算（環境福祉常任委員長報告）
- 日程第 32 議案第 6 4 号 平成 18 年度日置市水道事業会計予算（産業建設常任委員長報告）
- 日程第 33 請願第 1 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書（教育文化常任委員長報告）
- 日程第 34 議案第 7 5 号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 35 議案第 7 6 号 日置市民病院診療費等の費用徴収条例の一部改正について
- 日程第 36 議案第 7 7 号 平成 17 年度日置市一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 37 意見書案第 1 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第 38 意見書案第 2 号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書
- 日程第 39 公共工事不正再発防止等調査特別委員会報告（公共工事不正再発防止等調査特別委員長報告）
- 日程第 40 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 41 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 42 所管事務調査結果報告について

本会議（3月30日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	蘆園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君
福祉課長	馬場恵三郎君	土木建設課長	樹治美君

企 画 課 長 富 迫 克 彦 君
教 育 総 務 課 長 坂 上 安 男 君

合 併 プ ロ ジ ェ ク ト 室 長 有 村 芳 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 北 節 雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第10号辺地に係る総合整備計画について

△日程第2 議案第11号第1次日置市総合計画基本構想について

△日程第3 議案第12号日置市国民保護協議会条例の制定について

△日程第4 議案第13号日置市国民保護対策本部及び緊急処事態対策本部条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第10号辺地に係る総合整備計画について、日程第2、議案第11号第1次日置市総合計画基本構想について、日程第3、議案第12号日置市国民保護協議会条例の制定について及び日程第4、議案第13号日置市国民保護対策本部及び緊急処事態対策本部条例の制定についての4件を一括議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第10号辺地に係る総合整備計画について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月20日、本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、3月6日、3月20日に委員会を開催し、委員全員出席のもと執行当局者の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

本案は、日置市、伊集院町、上神殿辺地総

合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき提案されたもので、総合計画、総合整備計画辺地人口は303人、面積は6.9平方キロメートル、当地で該当字は66の小字、辺地の点数129点、100点以上が可ということで、必要とする理由として、山間居住が点在し、伊集院地域の中心から遠距離に位置し、市街地と結ぶ市道は急坂、急カーブ等が非常に多く幅員も狭く、生活に不便を強いられており、本事業により地域の振興、活性化を図られることで、平成7年度から始まり3期を終了し、今回4期目の整備計画で、平成18年度から平成22年度まで5カ年計画の事業で3億3,000万円となっております。

説明を終わり質疑に入りまして、委員から、22年度まで計画であるが、このまま道路の整備を行っていくのか、に対しまして、19年度から22年度まで660メートル残っている、これらの路線を改良が終わる。今後は国の辺地の計画との整合性となりながら進めていくことになるという。

委員から、辺地債の枠は年々どうなってくるかということに、国の過疎、辺地の関係があるが、年々縮減の傾向にあると答弁です。

次に、辺地債、過疎債の違いはという質疑に、過疎は町全体にくくられ、辺地は地域指定となり、この部分しかの辺地債は使えない。辺地債の元利償還は80%が、過疎債は元利償還金70%が交付税の算入されるという答弁でありました。

以上のほか多くの質疑がありましたが、質疑を終了し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第10号は辺地に係る総合整備計画については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号第1次日置市総合計画基本構想について、総務企画常任委員会にお

ける審査の経過と結果について申し上げます。

本案は、去る3月本会議におきまして、本委員会に付託され、3月16日、20日に委員会を開催し、委員全員の出席のもと執行部当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

本案は、第1次日置市総合計画基本構想について、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めたいので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき提案されたものであります。

基本構想は、合併協議会で作成したまちづくり基本計画、基本となっておりますが、住民説明会の市民の意見や展望等も反映した形で計画が練られ、地域審議会や総合計画審議会の諮問を経て提案されております。

構想は、平成18年度から平成27年度までの10年間とし、計画の構成は基本構想、基本計画、実施計画であります。基本計画は前期5カ年、後期は5カ年であり、実施計画は3年間で毎年度ローリング方式となっております。

総合計画の内容は、第1編総論として、「第1章 計画策定の考え方」、「第2章 日置市を取り巻く情勢」、第2編基本構想として、「第1章 市政の展開方向」、「第2章 日置市の将来像」という構成となっております。

計画の体系としましては、基本理念を「地理的特性と歴史を自然を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」として、日置市の将来像として、4つの「まちづくりの計画方向」、さらに「分野別振興方向」、旧町ごとの「地域別振興方向」、日置市の特性を生かした6つの「日置市創生プロジェクト」となっております。

特に、本市は、県都鹿児島市に隣接する地理的優位性を最大限に生かすとともに、歴史的、文化的遺産、白砂青松の吹上浜、泉質を

誇る温泉などの資源等を活用し、市民とともに生きがいを持って生活できる日置市の将来像を示している内容となっております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

地域審議会で指摘され見直された意見があったかということに対しまして、基本構想の部分で修正はなかった。日置市地域——日吉地域別振興方向、吹上は分野別振興方向で海砂採取の部分で修正があった。

方向転換を余儀なくされる場合がある。市民にはどのように訴えていくかとの質疑に、構想は10年、基本計画は前期5カ年、後期5カ年となっている。その中では必要があれば変えていく。行政評価の市民に説明して反映させていく。行政評価もです。

構想計画は10年間で完成するかという実現の質疑に、実現のため主要施策をつくっていく。財政の裏づけが要るので必要であり100%達成するのは難しいという答弁でありました。

以上のほか多くの質疑がありましたが、質疑を終了し討論を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成多数で全員で議案第11号第1次日置市総合計画基本構想については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号国民保護協議会条例の制定について、議案第13号国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告申し上げます。

議案第12号、議案第13号は、去る3月2日、本会議において総務企画常任委員会に付託され、3月6日、3月20日に委員会を開催し、委員全員出席のもと執行当局者の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

議案第12号は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する第40条第8項の規定に基づき条例を制定したいので、

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき提案されたものであります。

本案の目的は、第1条で、武力攻撃事態における国民の保護のための日置市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもので、協議会の委員の定数は、法第40条の規定により市長が会長となり、その定数は40人以内と定めているものです。会長の職務代理、会議の方法規定、さらに協議会に幹事を40人以内を置き、委員の属する機関のうちから市長が任命することになっております。幹事に協議会の所掌事務を委員及び専門委員を補佐する規定になっております。

また、部会の設置ができる規定、このほか運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める規定となっております。

議案第13号は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び183条において準用する第31条の規定に基づき条例を制定したいと、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたもので、発生が起きたとき組織、会議、現地の現地対策本部の規定、日置市緊急対処事態対策本部について準用するものなどの定めによるものであります。

以上、2議案を説明を受け、質疑を行いました。質疑の主な内容を申し上げます。

武力攻撃事態を背景に何かどのように経緯で——武力攻撃事態の背景は何か、どのような経緯でなったのかとの質疑に対し、自然災害に対しては災害対策本部でしているが武力攻撃、テロ攻撃が世界に起こっているの、起こったときの対処をあらかじめ準備しておくという平成16年の法律によってしたものである。

次に、対策本部の条例で第3条の情報交換はどうするのかという質疑に、会議は年2回程度考えていると。

次に、指定行政機関に警察が入っているか、

どのような機関かという質疑に対しまして、九州農政局、国土事務所、海上保安部などを考えているということでございます。

それから、九州農政局、国土事務所も入るわけであるが、ほかの自治体もあるが、委員はどうなるのか、に対しまして、緊急事態のときに集まるのではなく、あらかじめ緊急事態に備えて協議をする機関であると答弁。

以上のほか多くの質疑が出ましたが、質疑を終了し、議案第12号討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号日置市国民保護協議会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号も討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第13号国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の規定については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第10号及び議案第11号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号及び議案第13号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第10号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第5 議案第14号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について

△日程第6 議案第15号日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第14号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について及び日程第6、議案第15号日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定についての2件を一括議題とします。

本案について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第14号及び議案第15号について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査に当たっては、所管部長及び担当課長等の説明を求め審議いたしました。

以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第14号日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の制定について申し上げます。

本条例は、各地域ごとに暫定施行されていたが、旧伊集院地域のみ所得制限規定がなかったため、今回新市として条例を制定しようとするものであります。17年12月現在、受給資格者は449世帯1,169人であり、うち伊集院地域単独補助者は20世帯33人

の状況であります。

一委員より、助成基準が変わる伊集院地域への事前の周知を図りたいとの意見がありました。討論、採決に入り特に異論はなく、全員一致原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号日置市障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の制定について申し上げます。

本条例は、障害者自立支援法が平成18年4月から施行されることに伴い審査会の設置が必要となるため、本審査会委員の定数等の条例制定をしようとするものであります。対象者は、身体障害者3,017人、知的障害者413人、精神障害者255人、計3,684名であります。

一委員より、審査会の内容はとの問いに、申請がなされると一次判定をして79項目のほか、障害項目27、計106項目の調査、審査を行う。障害項目についての医師の二次判定を行い支給決定が行われる。医師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、学識経験者等による委員25人を5つの合議体に分けローテーションを組む計画であり、審査会は月2回を予定しているとの答弁。

一委員より、障害者制度区分が一度決定したらその後はどうなるのか、苦情処理はどうかとの問いに、障害程度区分の有効期間は3年間となっている。障害者自立支援法では障害者または障害児の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう、障害者または障害児の保護者は、市町村の行った介護給付費等に係る処分不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について迅速に審査を行うことにしているとの答弁でありました。

討論、採決に入り、異論はなく全員一致、原案可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第7 議案第16号日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について

△日程第8 議案第17号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について

△日程第9 議案第18号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について

△日程第10 議案第19号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正について

△日程第11 議案第20号日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第16号日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、日程第8、議案第17号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について、日程第9、議案第18号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について、日程第10、議案第19号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正について及び日程第11、議案第20号日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正についての5件を一括議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第16号日置市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、議案第17号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報申し上げます。

本案は、去る3月2日本会議におきまして、本常任委員会に付託され、3月16日、3月20日委員会を開催し、委員全員出席のもと執行当局者の説明を求め、質疑・討論・採決

を行いました。

本案は、日置市の公の施設に係る指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定手続等に関する条例を制定したいと、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたものであります。

市長の施政方針を行政改革大綱にもありますように、公共施設の効率的運営を図ろうとするものであります。

第1条主旨で、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定める。

第2条から第13条まで指定管理者の申請、指定管理者の選定の仕方、指定管理者の指定、協定の締結、業務報告の聴取などと指定の取り消し、事業報告書の年1回の作成の提出、原状回復の義務、損害賠償義務、個人情報の取り扱い、最後の条で、委任事項として、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定めるとなっております。

以上の逐条ごとに説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主な内容を申し上げます。

選定委員についてはとの質疑に対しまして、案として今考えているのは両助役、総務企画部長、総務課長、財政管財課長、公の施設に管理する部長、課長を考えているとの答弁。

委員から、指定管理者で業績が上がった場合、期間が終了するから終わりにできるのかという質疑に、毎年度協定が完了するので、そのときに打診できるという答弁。

委員から、住民サービスについて、デメリット、弊害が発生する場合があると思うがその検討はなされたかの質疑に、募集要綱の中に年の事業報告書、毎月の業務報告書を出すようにしてある。また、モニタリングのために住民アンケートもとる。市民から見ただ目チェックしていくとの答弁。

指定管理者になったとき、評価を仕組み、監視はどうするのかに対し、選定委員でも履行の確保を図っていく。監査でも規定をついている。監査の対象になるという答弁。

制度の目的は何かに対し、住民サービスの向上と経費の削減である。答弁。

委員から、指定管理の現行との金額に差がついている。試算を行っているか、に対し、まだ試算はしていないという答弁でございました。

以上のほか多くの質疑がありましたが、質疑を終了し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号日置市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま委員長は報告いたしましたけれども、議案第16号は原案可決されましたが、原案可決に伴い、本委員会においては、統合する12施設の中には老朽化している施設や民間委託になじまない施設もあり、また施設によっていろいろ条件の違いもあり、運営のあり方や地域活性化の面から幅広く真剣に検討されるべきであるが、財政効率の一面のみの判断だけでよいのか疑問が残るので、今後の施策、施設運営については慎重に期されたい、とする附帯決議が全会一致で行われましたことをご報告申し上げます。

議案第17号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正について申し上げます。

まず、第1条、日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例の一部改正、第2条で日置市キャンプ村条例の一部改正、第3条で日置市森林体験交流センター条例の一部改正、第4条で日置市共同登り窯条例の一部改正、第5条で日置市国民宿舍条例の一部改正、第6条で日置市国民保養センター及び老人休養ホームの条例の一部改正、第7条日置市元外相東郷茂徳記念館等の条例の一部改正。

以上、7条例が指定管理者制度導入に当たり、一部改正案で本委員会に付託分でありました。各条例いずれも開館時間、開設時間、使用時間、休館日、営業時間等損害賠償の規定、指定管理者による管理規定、指定管理者の業務の規定、利用料の規定等を定める条例の一部改正であります。

この条例は、平成18年9月1日から施行することになっております。

説明を受け質疑に入りましたが、質疑の主な内容を申し上げます。

ゆーぷるは雇用者数が多いが再雇用についてはどうなるのか、の問いに、協定を結ぶ中で引き続いてほしいという条件をつけるという答弁。

委員から、開館時間等は現在と同じか、また必要があるとき認めるときはどのようにするのか、の問いに、時間等は今と同じである。必要な場合は施設の箇所点検等の場合臨時に休むことがあり得るとさしている。また、年休、年末年始の休み統一したところである。

市民に不利益はないかという問いに、ないという答弁でございました。

以上、質疑はなく——以上で質疑を終わり、質疑を終了し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号日置市健康交流館ゆーぷる吹上条例等の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第18号日置市東市来総合福祉センター条例等の一部改正について、審査の経過と結果を報告いたします。

審議に当たっては、所管部長及び課長の説明を求め審議いたしました。

本条例改正の主な内容は、指定管理者導入に関する条例の一部改正及び開館時間等の規定化、条文整理、料金の一部改定等でありませ

す。福祉関係の施設として、東市来総合福祉センター、ゆすいん児童館として伊集院地域の飯牟礼、土橋、伊集院北、妙円寺、吹上地域の和田の5館、老人福祉センターとして、伊集院、日吉、吹上の3施設、日吉デイサービスセンター、日吉いきいきデイサービスセンター、日吉ふれあいセンター、市営公衆浴場の14施設が対象であります。

一委員より、福祉施設としての住民サービスの低下にならぬよう図られたいとの意見がありました。

討論、採決に入り、異論はなく全員一致、原案可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第19号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正について、産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日の本会議におきまして、産業建設委員会に付託され、3月6日に委員会を開催し、所管部長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

この議案は、指定管理者制度導入のための条例の一部を改正するものであります。チェスト館のほか日置市農村センター条例、日置市農産物直売所ひまわり館条例、日置市山神の郷施設条例、日置市伊集院森林公園条例、

日置市江口蓬萊館条例、以上、6施設の条例の一部改正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

今回の条例改正で6つの施設の経営状況はとの問いに、チェスト館は3億1,000万円、江口蓬萊館は9億2,000万円、かめまる館が4,600万円、ひまわり館が8,000万円の売り上げ、それぞれ自己収支を行っており、余剰金はそれぞれ市に使用料として納めたり、自己資金として積み立てたりしているとの答弁。

古い施設で、今までの経費以上に維持管理費が必要になった場合はどうなるか、との問いに、施設ごとに要綱をつくって、そこにそのようなことを盛り込んでいく予定である。これまでの負債的なものは市が負担するのはとの答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、議案第19号日置市伊集院都市農村交流施設チェスト館条例等の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました議案第20号は、去る3月2日の本会議において、当常任委員会に付託されました。その審査を去る3月3日午後、第3委員会室において、議案第35号に引き続き、委員全員出席のもと、執行当局の担当者を出席を求めて行いました。その審査の経過と結果の報告をいたします。

まず、議案第20号日置市文化施設条例及び日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正について執行部の説明を求めました。

提案理由は、指定管理者制度の導入のため条例の一部を改正したいというものです。別紙をもとに担当課長より詳細な説明を受けました。

まず、日置市文化施設条例の一部改正ということで、第1条、それから第11条で損害賠償、それから第15条で指定管理者による管理、第16条で指定管理者の業務、第17条で利用料、それから日置市東市来運動公園運動施設条例の一部改正、それに関連して第2条、第16条で指定管理者の管理、第17条で指定管理者の業務、18条で利用料、12条で損害賠償、第3条で使用時間など。この条例は平成18年9月1日から施行する、というものでございます。

以上で説明を終わり質疑に入りましたが、主な質疑と答弁だけ申し上げます。

委員より、日置市に文化施設は幾つあるかとの質疑に対しまして、現在は伊集院文化会館と東市来文化交流センターの2つあり、いずれも直営であるとの答弁でした。

委員より、現在、東市来の委託先である東市来支所、公共施設管理公社とはどのようなものかとの質疑に対しまして、事務所を東市来支所の地域振興課が持っており、5年前から東市来の公営施設の管理を委託している。職員数は東市来に住んでいる人を対象に30人ぐらいであるが、東市来運動公園には事務員が管理人も兼ねて1人常駐している。また、湯之元球場と東市来体育館の管理もこの公社に委託しているとの答弁でした。

以上で質疑を終わりましたが討論もなく、採決の結果、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第12 議案第23号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

△日程第13 議案第25号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

△日程第14 議案第26号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

△日程第15 議案第30号日置市一般住宅条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第23号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第13、議案第25号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、日程第14、議案第26号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正について及び日程第15、議案第30号日置市一般住宅条例の一部改正についての4件を一括議題とします。4件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第23号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月2日本会議におきまして、本常任委員会に付託され、3月16日、3月20日に委員会を開催し、委員全員の出席のもと執行当局者の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

本案は、条例の制定等に伴い、所要の改正等を行うため条例の一部改正をしたいと提案されたもので、別表第2、第2条、第6条関係の各種委員等の報酬及び費用弁償額で別表の追加する項目が2件、3、その他の委員の項中に3件、区分の欄の名称を変更するもの2件、名称を同一にするもの3件を1件に、条例から削除する名称を1件、費用弁償の項中13件を削除、整理するものであります。

質疑に入りまして、委員から、町から委員が共通——質疑に入りまして、委員から、省かれた委員で共通した委員があるかの問いに、質疑に対し、それはないとの答弁でございま

した。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第23号日置市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご報告申し上げます。

本案は、合併前に協議ができていなかったもので、日吉地域の病院、青松園が対象で支給実績がないものを廃止し、給料との二重支給を改正するものであり、病院は年388万6,000円、青松園は年586万3,600円の所要額が削減されております。

以上の説明を受け質疑に入りましたが、委員から、人件費削減のねらいであったのかに対し、給料の二重払いを是正したとの答弁。

委員から、感染症手当はサーズなど考えなくてよいのかに対し、感染症の定義はわからないが、インフルエンザ等もあるが、今まで支給はしていないとの答弁。

ほかに質疑はなく、討論に入りましたが、採決の結果、議案第25号日置市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご報告申し上げます。

本案は、日置市職員等の旅費の取り扱いについて所要の改正を行うため条例の一部を改正しようとするものです。

鉄道賃、航空賃は合併前に調整したが、今回の船賃の関係が統一されていなかったための改正で、船賃で3階級、上・中・下の区分の場合は中級に、2階級の場合は上級に統一しようとするものです。

質疑に入りましたが質疑はなく、討論に入

りましたが討論はなく、採決の結果、議案第26号日置市職員等の旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号日置市一般住宅の一部改正について、本案は、一般住宅2号棟設置及び扇尾一般住宅の払い下げに伴い、所要の改正を行うため条例の一部改正をしようとする提案されたもので、扇尾一般住宅、平成17年3月25日用途廃止されていたが、条例の改正がなされていなかったため今回廃止するものです。永吉一般住宅は5棟から10棟に改正するものであります。

以上で、質疑に入りまして、委員から、扇尾一般住宅は払い下げが済んでいるのか、に対し、平成17年3月25日付で用途廃止がなされておる。住宅は無償で、土地は40万5,520円、面積は202.76平米であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第30号日置市一般住宅条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第16 議案第31号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

△日程第17 議案第34号日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第31号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について及び日程第17、議案第34号日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止についての2件を一括議題とします。

2件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第31号及び34号について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査に当たっては、所管部長及び担当課長等の説明を求め審議いたしました。

以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第31号日置市乳幼児医療費助成条例の一部改正について申し上げます。

本条例の内容については、対象外となっている乳幼児をこれまでの条例では生活保護を受けない者、または重度心身障害者医療費助成条例の対象としていたが、日置市ひとり親家庭等医療費助成条例の対象者を追加しよう

とするものであります。

また、助成金の額を一部負担金の支払い額から控除額をこれまでの3,000円から2,000円に引き下げようとするものであります。対象者は6歳に到達する月の末日までが対象であり、18年4月現在では1,754世帯2,369人の予定であります。討論、採決に入り異論はなく、全員一致原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号日置市伊集院地域遺児等修学福祉手当支給条例及び日置市伊集院地域重度心身障害者福祉手当条例の廃止について申し上げます。

この2つの事業については、伊集院地域のみで実施されており、遺児修学手当については、義務教育中の者を監護している者に対し、1人につき年額5,000円支給し、17年度で130世帯197人98万5,000円、障害者手当については、身体障害者の1級あるいは療育手帳のA1、A2等に該当し、伊集院地域居住者または保護者に対し1人年額5,000円支給し、17年度見込み240人120万円であります。

昭和45年の事業導入により35年を経過し、合併調整によりサービスの公平性から、平成18年度より事業廃止の方向に伴い条例を廃止しようとするものであります。

一委員より、今回上程されている廃止事業には旧伊集院町の事業が多いが、他地域にはこれ以上に高額な事業が残っているようである。バランスをとった見直しを望むとの問いに、他地域では上程議案のような事業廃止はないが、保育料の見直し等で高くなったりした事業等も多くある。市内全域で平均して負担する事業見直しを行っているとの答弁でありました。

討論、採決に入り異論はなく、全員一致原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第18 議案第50号平成18年
度日置市一般会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第18、議案第50号平成18年度日置市一般会計予算を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第50号平成18年度一般会計予算の総務企画常任委員会に係る審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議におきまして、本委員会に係る予算を付託され、3月16日、17日、20日委員会を開催し、委員全員出席のもと執行当局者の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

まず、予算編成の概要を申し上げます。

今回の予算は、日置市誕生の初めての年間予算であり、予算編成に当たりましては、本市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことを認識し、限られた財源を最大限有効に活用する観点から経費の一層の節減、合理化と引き続き事務事業の見直しをすることとし、各施策の優先順位については普通建設事業は継続事業を優先し、その他の事業は費用対効果を勘案し、厳しい選択を行い編成したとの説明であります。

歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ241億3,960万円と定めたものです。継続費や土地評価時点修正業務、債務負担行為は追加が第3表のとおり5件分、地方債の目的、限度額、起債の方法は、利率及び償還の方法は第4表のとおり38件の事業債となっております。一時借入金金の限度額は最高10億円とするものです。

歳入歳出予算の流用は、給料、職員手当、

共済費、同一款の項間流用のできる規定であります。

それでは、歳入歳出予算の本委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、歳入では、1款市税から22款予備費まで含まれておりますので、主なものを追って申し上げます。

第1款市税は36億1,362万7,000円で、市民税個人分には1万9,664名分の納税者分、算出税額を95%とし、徴収率を98.7%としたものです。法人税は836社分であります。固定資産税は17年度概要により算出し、課税標準額にそれぞれ1.4%を乗じた税率額であります。軽自動車税は17年度決算見込み額同額を計上してあります。市町村たばこ税は、たばこ禁煙指導と10月から値上がりも決まっており、禁煙者がふえることを予想し減額を計上してあります。

2款地方譲与税は、所得譲与税を見込み増額し、自動車重量譲与税は地方消費譲与税は17年度見込み計上。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車税取得税交付金は、17年度の見込みを計上。

9款地方特別交付金は、17年度の見込み額の6割程度を見込み計上。

10款地方交付税75億円計上で、うち普通交付税で67億円計上で17年度交付済み額69億9,617万6,000円に対し95.76%を見込みとし、2億9,617万6,000円減の見込みを計上してあります。特別交付税は8億円計上、平成16年度の旧4町分の8億7,820万1,000円に対し91.1%見込み、7,820万1,000円減を計上してあります。

11款交通安全特例交付金は、前年度――

特別交付金は、前年度の10.8%減を計上してあります。

14款国庫支出金に地域イントラネット基盤施設整備事業費補助金、消防水槽3基分の含まれております。

15款県支出金には、市町村合併特例交付金等が含まれております。

16款財産収入は、土地貸付収入等であります。

18款繰入金19億9,900万1,000円計上で、財政調整基金繰入金15億6,500万円、減債基金繰入金3億7,000万円、施設整備基金繰入金6,400万円となっております。

19款繰越金3億円、21款市債は総額36億3,980万円となっております。

次に、歳出について申し上げます。

款1からいたします。1款議会費は2億2,457万2,000円の計上で議員30人分の報酬、職員5人分の人件費、議会だより、会議録反訳料、政務調査費等です。

2款総務費1項一般管理費は5億9,266万8,000円で、特別職3人分と一般職34人分の人件費、ほか本庁・支所の電話交換手の賃金と職員の普通旅費、全国町村総合賠償保険、本庁・支所の法規集、例規集、追録代、職員の福利厚生費、県派遣職員負担金等が大きな額です。文書費では1,395万5,000円計上で、郵便後納等ほかでございます。財政管理費では1億811万3,000円の計上で、職員13人分の人件費のほか、入札監視委員謝金、予算書の印刷、契約監理システムの導入、電子入札システム開発費負担金等であります。会計管理費は1億1,146万8,000円の計上で、職員11人分の人件費と決算書作成、公金事務取扱手数料等です。財産管理費1億1,472万6,000円の計上で、財産一般管理、庁舎一般管理、一般住宅・市営住宅管

理費等です。6目は交通安全対策費で1,210万6,000円を計上してございます。企画費は2億488万5,000円の計上で、委員20人分報酬、職員17人分の人件費のほか、国土利用計画作成委託料、4地域のコミュニティー委託料等です。広報費3,693万5,000円計上で、一般職員2人分の人件費と広報日置・市勢要覧印刷代等です。情報管理費10億6,608万6,000円の計上で、職員4人分の人件費、電算システム・機器保守委託料、セキュリティー関係構築委託料、合併電算システム関係貸付料、パソコン等の機器賃借料、地域イントラネット基盤施設整備事業費等となっております。諸費1,790万9,000円の計上で、市管理防犯灯電気料等であります。税務総務費は2億7,344万4,000円の計上で、32人分の人件費のほか、地籍調査事業委託料等です。賦課徴収費3,248万9,000円の計上で、土地評価時点修正委託料、過誤納付金返戻金等です。選挙費は2,434万5,000円の計上で、選挙管理委員2人分の人件費と6目の県議会議員選挙事務費等であります。統計調査費は1人分の人件費と指定統計調査事務費です。監査委員費は2億—いや、失礼しました。2,085万6,000円の計上で、委員2人分の報酬、職員2人分の人件費、決算審査意見書等であります。

7款商工費は1億8,517万4,000円の計上で、商工総務費9,144万4,000円の計上で、11人分の人件費のほか江口浜荘への繰り出し等です。商工振興費は3,155万5,000円の計上で、商工会運営補助、商工制度資金等利子補給補助であります。それと日置中央合併協議会補助金等であります。観光費3,286万4,000円の計上で、観光振興費の事務費と各観光協会への補助金等です。観光施設等

管理費では2,930万円で（発言する者あり）——2,931万円で賃金、江口浜荘公……海浜公園等——江口浜海浜公園委託料等です。

9款消防費7億8,018万2,000円の計上ですが、常備消防費6億2,391万5,000円で、職員66人分の人件費、消防車、救急車、消防器具の管理費、消防救急業務に必要な器具購入、使用料等、水槽つき消防ポンプ車購入費等ほかであります。非常備消防費9,626万7,000円の計上で、消防団員613人分の報酬、各種操法大会等の奨励金、団員の出勤手当、訓練手当等です。消防施設費3,533万7,000円の計上でポンプ車16台分、積載車40台分、維持管理費、防火水槽3基設置、消防車積載車1台購入費等です。災害対策費2,466万3,000円の計上されております。

12款公債費は38億1,001万7,000円の計上で、元金が31億6,402万2,000円、旧4町分の長期繰入金元金、クリーンセンター、消防本部の元金経常的なものです。利子6億4,599万5,000円で起債利子経常的なものです。それに一時借入金利子200万円の計上であります。

14款予備費1,000万円の計上をしております。

以上、歳入歳出について説明を終わり、次に入りまして主なものを申し上げます。

まず、委員から、最終的には財政調整基金は10億円ぐらい確保できるのではないかという本会議での答弁もあったが、起債充当率が上がり、また10人分の職員の純減も見込まれるということであるが、10億円になるまでと具体的なもの、具体的にどのように考えるかの質疑に対しまして、現在財政調整基金は3億5,000万円ぐらいある。施設整備基金が2,000万円あり、合わせると

3億5,000万円ぐらいある。特別交付税は予算は4億円は多目に入ってくる。起債充当率が上がれば3億円ぐらい入ってくるので10億円ぐらいになると答弁。

特例交付税を8億円見てあるが、16年度交付額が8億7,800万円、17年度が6億円であるが、財政が厳しい市長にもコンタクトを流しているかとの——とっているか、ということに対しまして、3月交付で4億円が来て10億円になっている。市長に報告をしている。新年度、職員にも財政状況の厳しいことを説明していくとの答弁。

委員会から、契約管理システム350万円、電子入札システム358万円あるが、目的はどのようなものかの問いに、契約管理システムであるが、指名から契約まで財政管理課でやろうとするものである。システムとしては契約管理、業者管理ができる。指名委員会に必要な業者の選定、契約、締結に必要な書類がこのシステムでできる。電子入札については県が音頭をとってしており参加を呼びかけている。現在、35自治体だったと思う。事務改善につながる物品工事が行う。18年度基本設計、19年度仮運用、20年度運用実施になるという答弁。

市有地に活用されていない土地、払い下げ可能な土地があると思うが、維持費がかさむ、維持費が上がるよりも払い下げた方がいいのではないかの質疑に対し、今確認をしている。区画整理事業の中にもそのような土地があり、検討していきますと答弁。——処理していきたいという答弁。

県職員の派遣の費用4人分の自前の4人分は、自前で職員ではやれないのかと質疑に対しまして、合併どきに県にお願いして生活保護など福祉関係の新たな事業がスタートしたので県にお願いした。今後は自前でできる2年間の約束をしてあるのでという答弁でございます。

委員から、郵便……後納郵便料、役所使う封筒に取り入れる、得ないかの質疑に対しまして、マットなどを増設対策はないかという質疑に対しまして、封筒と民間のコマーシャルを入れることはできるだけ活用していきたいという答弁。

委員から、指定管理者制度になる監査対象はどうなるのかとに対し、日置市の監査基準を定めてあるが、その中に指定管理者制度については監査委員に、監査項目に入れてあり、準備は進めているということです。

次に、ホームページの更新について説明をしていただきたいに対し、合併ときには暫定的につくった。各課に認識を持ってもらうために各課から答申ができるシステムに改めたい。職員の認識を高めるために計上したとの答弁。

国土計画利用について説明をしてほしいに対しまして、17年の債務負担行為をとって作業を進めている。国土利用計画法に基づく市の計画をつくっているということで、総合計画等もヒアリングしていくということを理解していただき、市内の土地利用の状況等を精査して今後の方針を決めていくこととなる。18年度に決めることになっているとの答弁。

自治会を回って納税申告になったが、未申告者が出ると思うがどうかとの問いに、未申告者に対しては再度呼び出して行うという答弁。

住民税が10%税率で統一されるが税率の適用はないか。可決された場合住民税額が減るということを日置市にとってはどうなるのかとの問いに、本国会で審議中である。一律の税率になるが高齢所得者がいるところは減税になると思うが、日置市の場合にはそんな影響はないとの答弁。

一時借入金10億円あるがその程度でいいのかとの対しまして、基金が33億円ある。一般会計が29億円貸し出している。一時借

り入れするのは本年も5億円を借りることにしているとの答弁。

次に、商工観光課関係でございます。シルバー人材センターの事業は東市来、吹上は該当しないのかに対しまして、伊集院、日吉は合併、吹上、東市来は管理公社である。定款の中で日置市内全域を対象とし、事業も市内を全域とするとなっているとの答弁。

日吉は行く行く支所になるのかの答弁に対しまして、当分の間は今の体制でいくが、日吉支所になる。吹上、東市来は詰めていかなければならないと答弁。

次に、今の時代にふさわしいやり方を考えてほしい。シルバーのことで、東市来の公社は公的なものだけをやっている。吹上、ごみ分別を行っている。シルバーと公社あるがスリムになることを考えるべきではないかの答弁に対しまして、シルバーは18年4月合併して日置シルバーとして発足する。管理公社は、公共施設3年して発足する。管理公社は公共施設3年7カ月で管理公社に管理される。シルバーについては市でも拡充、統一しうが、いつということは言えないとの答弁。

観光費、これまで続いているが、面的につなげる効果があると思う。イベントの組み合わせはできないかとの、対しまして、日置市の目玉をつくらないといけないがなかなか実施が難しい。イベントの場合複合もできないかと思っているが観光協会と一体とならなければ——観光協会が一本化にならないといけない。できないという答弁。

次に、消防関係に入ります。機材の購入について性能等の違いがあるが、これが欲しいという場合、現場からの声と財政の考え方は違うのではないかと、現場の声を反映されるかの問いに対しまして、消防機材については消防の方のことを聞いてもらわないといけない。希望の物を購入させていただいて要望していくとの答弁。

北分遣所の改修から現地調査をしたことがあるが、前の土地に電柱が立っているが、それを支障はないということであったが、その後どうなっているかとの問いに、片方しか出られないので上司に相談してきた。土地の交換することを考えなくてはならないということであったと答弁。

合併において消防行政の課題は何かの、施設も含めての問いに、施設・財産・人の3つの消防力と言われている合併により規模が大きくなるといけなかったが、逆に縮小になったという日置市は違った面がある。合併によって北分遣所は18人から10人になったが、消防車庫とか救急車両は何ら変わらない。5人、5人で対処していることを火災や発生した場合、救急が出た場合に消防は出動できない。本署からカバーしている。災害があった場合影響が出るのではないかと心配しているとの答弁。

審査の過程で意見として、17年度予算は基金の取り崩しなど危機的状況にある。事業の内容等を精査し、削減可能なものについては徹底した見直しをされたい。合併特例債、合併特例交付金の使途について、旧町の事業に充てたものなど、なぜこの事業を優先しなければならないのか納得のいかないとの意見がありました。（発言する者あり）——先ほどの内容の説明の中で、労働諸費1,718万7,000円が漏れていましたので、これは人材センターへの補助金でございます。失礼いたしました。

以上のほか多くの質疑がありましたが質疑を終了し討論に入りましたところ、反対討論、賛成討論があり、起立採決の結果、起立多数で議案第50号平成18年度一般会計予算案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告いたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第50号平成18年度日置市一般会計予算のうち、当委員会の所管に属する部分についての審査の経過と結果を報告いたします。

審査に当たっては、所管部長及び各担当課長等の説明を求め審議いたしました。

提案された予算のうち福祉課にかかわる分は社会福祉費、児童福祉費、生活保護費等49億4,430万2,000円、総予算の20.5%、健康保険課にかかわる分は保健衛生費の16億2,829万1,000円、総予算の約6.7%、市民生活課にかかわる分は戸籍住民基本台帳費、保健衛生費、清掃費等の8億1,932万9,000円、総予算の3.4%、クリーンリサイクルセンター費にかかわる分は清掃費4億7,883万6,000円、総予算の約2%であります。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

戸籍住民基本台帳費は、職員22名分の人件費を含め2億996万9,000円の計上であり、前年度対比1億3,045万2,000円の減額は、人件費で職員4人を国民年金費で無料にしたことと、原戸籍等のデータ作成及び戸籍等を作成——戸籍等を作業委託料等の電算事業の終了によるものであります。

社会福祉総務費では、障害者自立支援事業に伴う認定訪問調査や給付認定審査会事業費、18年度計画の障害者福祉計画策定委託料、社会福祉協議会活動事業費及び身体・知的障害者等の入所、在宅事業費等の見込み計上であります。

単独事業では、日吉地域の老人福祉セン

ター、温泉送水管布設がえ工事延長1,400メートルであります。

老人福祉費では、委託料については介護予防、生きがい活動指導支援事業費、配食サービス事業費等であり、扶助費では養護老人ホーム入所措置費等であり、繰出金5億9,948万9,000円は介護保険事業への見込み計上であります。

健康交流施設費では、ゆすいん施設業務委託料、需用費等が主なものであり、備品購入費の公用車はゆーぷる吹上分であります。

児童措置費の委託料の休日保育事業については、保育に欠ける事業の休日の保育事業に伴うものであり、補助金及び交付金では保育所地域活動等が見込まれております。

扶助費では、保育所運営費、児童扶養手当支給事業費等で、前年対比1億700万円の増であります。

児童福祉施設費では、工事請負費で区画整理による移転に伴う湯之元保育所建設事業費で1億210万円、備品730万円の計上であります。

生活保護費総務費では、生活扶助、医療扶助が主であり、保護人員数は平成17年度実績で伊集院72世帯115人、東市来74世帯94人、日吉30世帯42人、吹上49世帯62人、合計225世帯313人の状況であります。

保健衛生総務費では、繰出金2,000万円は市民病院への繰り出し分であります。環境衛生費では、ウミガメ保護監視員委託料、火葬場組合負担金、浄化槽設置整備事業等が見込み計上であります。

公害対策費の委託料は、本庁、各支所における水質、悪臭、騒音等の環境調査に伴うものであり、最終処分場閉鎖事務委託料分は東市来支所分であり337万円の見込み計上であります。

保健指導費での委託料については基本健診、

各種がん検診等にかかわるものであり、妊産婦健診については無料が2回から3回の変更に伴うものであります。

扶助費の乳幼児医療費助成金については、条例改正に伴う見込み計上であります。

塵芥処理費では、指定ごみ袋購入代、一般廃棄物収集運搬委託料等が主であり、報償費については本町のごみ分別にかかわる自治会への謝金、100世帯ごとに1,000円が2,000円の単価変更分とごみ収集方式の統一を図るため、各地域代表5人ずつによる検討会出会謝金であります。

クリーンリサイクルセンター分については、施設維持、修繕料、リサイクルプラザ施設業務委託料、塵芥車買い上げ料等が主なものであります。

し尿処理費については、委託料として衛生処理場、維持管理業務委託及び浄化槽汚泥海洋処分業務委託、負担金として市来・串木野市・日置市衛生処理組合及び薩南衛生処理組合にかかわる見込み計上であります。

歳入については、それぞれの算出基準に基づく国、県からの負担金及び補助金等と各種施設等の使用料及び手数料、雑入等が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一委員より、ウミガメ保護監視員委託料で東市来、日吉、吹上とあるが、監視員の体制の一本化はとの質疑に対し、監視委託は7団体180人である。5月中旬から7月までの2カ月である。県の補助等もあるので一本化については協議の上検討したいとの答弁。

一委員より、ウミガメの上陸頭数と産卵頭数はとの質疑に対し、上陸は東市来16頭、日吉80頭、吹上54頭、合計150頭、産卵の確認は東市来7頭、日吉65頭、吹上14頭、計86頭であり、孵化については日吉、吹上においては孵化場を設け、各学校等による放流会を行っている。東市来は、砂浜

がほとんど波がかかるため、産卵を確認した726個を神之川に移して監視を行った。孵化場は設けてないとの答弁。

委員より、今後ともカメの孵化や放流を市全地域への呼びかけ等で環境教育等にも役立てられたいとの意見がありました。

一委員より、住基カードのこれまでの発行数はとの問いに対し、3月1日時点で東市来57枚、伊集院82枚、日吉21枚、吹上55枚、計215枚で、うち電子証明までされたのは合計で88枚であるとの答弁。

一委員より、赤仁田処分場閉鎖に伴う整備費とは何かとの質疑に対し、赤仁田処分場は昨年閉鎖の届け出を行ったが、指導により排水場の側溝設置に伴うものであるとの答弁。

一委員より、国民年金で掛金免除者34.9%の内訳はとの問いに対し、1号被保険者7,546人に対し免除者2,637人であり、障害や生活保護などの法定免除者は730人9.6%である。申請免除として全額免除が894人で11.8%、半額免除が266人の3.5%、学生特例として603人の8%、17年度4月からニート等若年給付猶予の改正により144人の1.9%が新たに発生したとの答弁。

一委員より、福祉有償運送協議会のその後の状況はどうかとの質疑に対し、協議会は2回開催され、障害者や介護認定者等の専用車は運送業務も少ない状況であり、操業は必要に思うとの意見であるとの答弁。

一委員より、配食サービス事業の運用はどうなっているかとの問いに対し、伊集院は社協委託で対象は88人で400円、日吉はJAで72人350円、東市来は民間で123人300円、吹上は福祉法人で141人350円、登録者424人、配食回数は1日2回である。委託先と費用の統一を図っていかないといけないが、費用については18年度より一律400円の予定である。

委託先については温かいうちに届けることと、距離等も考慮すると地域ごとの委託になってしまう。今後も検討するとの答弁。

一委員より、ゆすいん施設のエレベーター等委託料及び経費等の見直しの必要があると考えるがどうかとの問いに対し、執行に当たっては精査した上で行うとの答弁。

一委員より、各種検診の受診率の見込みはとの問いに対し、対象者の70から80%を見込んでいる。これまで集団接種であった日本脳炎と二種混合が国の指導で18年度より個別接種に変更になったとの答弁。

一委員より、疾病予防のため受診漏れがないように周知徹底されたいとの意見がありました。

一委員より、クリーンリサイクルセンターが直轄となり、処理量と維持費について当初計画と比較するとどうかの問いに対し、20年計画を立ててあるが修繕費は計画より下回っている。2町が減り全体的なごみの量は減ったが、逆に1日分一人当たりのごみの搬出量が、地域差にもよるが平均600グラム以上を――600グラムを超えるまでふえている状況にある。廃プラは量的に全体の3%の状況であるとの答弁。

一委員より、スラグ開発を含め収入を得る方策はとの問いに対し、特にないが企業系の持ち込みをふやす方法は考えられる。スラグの再利用は開発中であるとの答弁でありました。

以上のほか質疑もありましたが、所管部長、各課長等の説明で了承し、審議を終了、討論はなく採決の結果、全員一致で本案の所管に属する部分については原案可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第50号平成18年度日置市一般会計予算の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議におきまして、産業建設委員会に係る当初予算を付託され、3月17日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

提案された予算のうち農林水産業費に係る予算は15億2,142万4,000円であり、前年度予算額と比較しますと1億1,497万円の増額であります。

農業委員会で主なものは、農業委員30人分の報酬費、報酬と補助金及び交付金で、認定農家や担い手農家の農地集積等の農地保有合理化推進支援事業補助金などであります。

農林水産課の農業総務費では、営農指導員の雇用賃金、農業公社の運営負担金などが主なものであります。

農業振興費では、補助事業として新規就農支援事業や中山間地域等直接支払い推進事業、施設園芸に対する補助、中期天張型ハウス設置、茶乗用型中刈り機の導入、茶防霜ファンの整備、産業無人ヘリ導入などとなっております。

畜産業費では、各種畜産品評会の共進会の出品報償や受精卵移植用共卵牛の導入、農協預託牛利子補給補助や投資的経費のもので牛舎、パーラー舎、堆肥舎施設の整備負担金などあります。

農地費で主なものは、工事請負費で上神殿の元気な地域づくり事業、県単農業農村整備事業3地区、農道等の維持補修などあります。

負担金では、農業用河川工作物応急対策事業及び中山間地域総合整備事業、県営かんが

い排水事業、県営土地改良に係る負担金が必要なものであります。

農業施設管理費では、農産加工センターの光熱費と機械器具の修繕料、永吉ダム、山神の郷、農産加工センターの維持管理、委託が主なものであります。

次に、林業振興費では、有害鳥獣駆除報償や県単補助治山事業、松くい虫駆除などの委託料や負担金補助及び交付金では、公共治山事業や県営県単治山事業、森林整備地域活動支援交付金が主なものであります。

次に、水産振興費で主な内容としましては、江口蓬莱館増築設計委託、江口浜海浜公園土地購入費、マダイ、ヒラメ種苗放流事業などが主なものであります。

次に、土木費にかかわる予算は40億709万6,000円で、前年と比較しますと3億6,980万7,000円の減額であります。道路維持費の賃金は、道路維持作業員の賃金で、本町7人分と日吉支所6人分であります。

報償費は道路愛護作業報償費で、均等割が5,000円で272自治会分と延長割が1メートル当たり10円で、67万9,000メートル分であります。

委託料は、市道の植栽管理及び道路維持管理業務など、人材シルバーセンター及び管理公社への委託料などあります。

道路新設改良費の委託料は、単独事業と補助事業の市道改良工事に係る測量設計業務や、用地測量及び登記事務などあります。

工事請負費は、補助事業で地方道路交付金事業で4路線、まちづくり交付金事業で2路線、道整備交付金で3路線、単独事業の一般道路整備では、9路線のほかに小工事が数箇所と過疎対策事業で6路線、半島振興道路整備事業で2路線、辺地対策事業2路線であります。

負担金補助及び交付金は、県道整備事業の

地方特定道路7路線と県単道路整備事業1路線に係る地元負担金であります。

次に、都市計画であります。都市計画総務費の繰出金は下水道への繰出金であります。

土地区画整理費の工事請負費は、湯之元第一地区と徳重地区の道路築造工事や整地工事、補助事業と単独事業によって進められます。補償補てん及び賠償金は、建物等移転補償費が湯之元第一地区26件、徳重地区が26件、移転補償であります。

街路事業費の工事請負費、土地購入費、補償金は、伊集院地域のまちづくり交付金街路整備事業であります。

次に、住宅建設であります。工事請負費の公営住宅建設事業は、紙屋敷団地C棟建設工事と、公営住宅建設事業のまちづくり交付金で、中園団地2号棟、新宮団地1号棟の工事建設費であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、農林水産課では、小規模ビニールハウス設置助成事業の補助率は幾らか、また活動火山周辺地域防災営農対策事業費が廃止になると聞いたがとの問いに、補助率は50%、1棟100平米、支所当たり3棟ずつで1軒25万円を見込んでいる。また、活動火山対策事業は、国は廃止をし都道府県に税源移譲をすることになり、今後は県が主体となり補助率は変わらず実施されるとの答弁。

農業公社会費について、また農業公社の現状と今後についてはとの問いに、農業公社会費は、市が400万円、JAが100万円、他の部会5つが1万円ずつ計505万円である。公社の人件費となっている。また、農業公社の現状は、農地保有合理化事業、農作業受委託事業、研修事業を主に行っている。今後は、日置市全域に拡大する予定であるとの答弁。

次に、農地災害で40万円以上のものは国の補助があるが、40万円未満のものについ

ては補助の要望が多いが方法はないかとの問いに、農地災害については40万円以上と5万円から13万円の農業施設災害については補助金の対応をしているが、13万円以上、40万円未満のものについては農地補助は難しい。水路や農道については補助金で対応しているとの答弁。——いいですかね。（発言する者あり）はい。

日置市内に無人ヘリは何機いるか、今後の計画はとの問いに、無人ヘリはJAが5機、アグリサポート3機、経済連が1機、計9機である。今年度は、伊集院のスパウダーが古くなっておるので無人ヘリを購入する予定である。

また、無人ヘリR50型機は、平成21年3月より電波法改正で使えなくなるので年次的に購入する必要があるとの答弁。

次に、土木建設課では、日置市の初めての本格予算であるが、予算作成に当たり旧町ごとのカラー、取り組み方の違いや、合併特例債で市内を結ぶ道路など、市民に目に見える形で使うことも大事ではないかとの問いに、土木建設で特に大きいものは道路新設改良だと思うが、18年度当初予算は継続事業が主で新規は認められない。旧町間を結ぶ道路整備は財政事情で先送りせざるを得ないとの答弁。

河川愛護作業報償費は、自治会あたりの河川の距離が違うが、すべて均等配分するのかとの問いに、暫定的なものであり、支給額等については均等割するか延長割するか各支所とも協議して決めるとの答弁。

道路愛護作業報償費は、旧町では年2回支給されていたがとの問いに、今後は年1回となる。均等割5,000円と作業実績のメーター当たり10円で支給しているとの答弁。

次に、都市計画課では、区画整理を進める中で問題点や地域に済んでいる人との関係はどうであったかとの問いに、予算的には順調

に執行している。猪鹿倉地区で引き家移転された方がいたので仮住居等で対応を考えていくことが必要と思う。湯之元地区の工事は駅前通りに入っているが、一部ご理解を得られない方がおり、説得中であると答弁。

徳重地区の事業は、本年で朝日ヶ丘まで行くのかとの問いに、18年度は道路を伸ばしていくが、途中田んぼがあり土が締まるのを待たなければならない。予定では平成20年度であると答弁。

そのほか多くの質疑ありましたが、所管課長の説明で了承し質疑を終了、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第50号平成18年度日置市一般会計予算の産業建設所管につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第50号平成18年度日置市一般会計予算のうち、教育委員会関係について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

3月16日第3委員会室において、委員全員出席、また執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、委員会を開催いたしました。

なお、審査は、1、社会教育課、2、市民

スポーツ課、3、教育総務課、4、学校教育課の順で、課ごとの説明を求め質疑して審査を進めました。

その中で主な事項のみについて申し上げます。

まず、歳出の主なものを申し上げます。

款10項1目1教育委員会費306万9,000円、主なものはALTの人件費、目2事務局費2億9,093万2,000円、主なものは特別職1人と一般職21名分の人件費。

項2目1小学校管理費4億692万2,000円、主なものは学校医等の報酬と一般職26名分の人件費及び伊集院小、吉利小工事請負費等の3,900万円、目2教育振興費1億635万6,000円、主なものはパソコンリース料5,431万2,000円、目3学校建設費1億665万1,000円、主なものは湯田小新增築工事費6,000万円及び妙円寺小外壁工事改修工事ほか4,000万円。

項3目1中学校管理費2億44万7,000円、主なものは一般職11名の人件費及び伊集院北中、東市来中、吹上中の工事費等1,500万円、目2教育振興費7,115万6,000円、主なものはパソコンリース料ほか3,542万8,000円、目3学校建設費2,180万円で伊集院中校舎の改築実施設計委託料。

項4目1幼稚園費8,143万5,000円、主なものは一般職6名分の人件費及び幼稚園奨励費補助金2,603万4,000円。

項5目1社会教育総務費1億7,258万円、主なものは社会教育総務管理費1億2,160万2,000円、社会教育指導員費3,227万7,000円、その他成人教育事業費、青少年教育事業費及び青少年リーダー研修事業費、目2公民館費2億918万5,000円、主なものは4地域中央公民館

総務管理費5,947万9,000円、地区公民館管理費2,605万7,000円、自治会活動推進事業費1億826万円、中央公民館、地区公民館学級、講座活動費943万8,000円、目3図書館費7,679万5,000円、主なものは備品購入費1,727万4,000円、目4文化振興費8,616万7,000円、主なものは文化施設総務管理費6,261万7,000円及び文化事業費2,355万円、目5文化財費6,999万3,000円、主なものは文化財保護事業費2,936万5,000円及び埋蔵文化財費4,005万6,000円。

項6目1保健体育総務費1億1,275万9,000円、主なものは負担金補助及び交付金2,903万2,000円、目2体育施設費7億266万7,000円、主なものは伊集院総合運動公園など4カ所分の賃金2,716万6,000円、4地域分の需用費6,615万円、委託料5,526万1,000円、(仮称)伊集院ドーム新築工事ほか2億6,749万円、伊集院総合運動公園陸上競技場レーン整備工事費1億4,000万円及び東市来総合運動公園弓道場建設工事ほか9,140万円、目3給食センター費1億1,399万2,000円、主なものは東市来、伊集院給食センター賃金2,174万9,000円及び需用費1,701万8,000円。

次に、歳入の主なものを申し上げます。

教育使用料4,816万2,000円、教育費国庫負担金2,002万8,000円で、湯田小学校新增築費、教育費国庫補助金1億3,765万6,000円、主なものは小中学校国庫補助金1,711万4,000円。この中には伊集院中学校武道場建設事業費補助金1,507万5,000円を含みます。及びまちづくり交付金、健康増進施設1億1,200万円、教育費委託金332万円

東市来支所分幼児教育支援センター事業委託金、教育費県委託金3,114万7,000円で中学校費が322万円、埋蔵文化財発掘調査費県委託金が2,792万7,000円、財産貸付収入のうち教職員住宅貸付収入は1,733万円、このような説明がなされました。

続いて、質疑に入りましたが、質疑と答弁の主なものについて報告いたします。

1、社会教育課、市民スポーツ課関係。委員より、公民館講座の講師の定年を決めてあとの人を探したらどうか。また講座の検証はどういう形で行っているかという質疑に対しまして、特に定年は設けてないが若返りのお願いはしてある。80歳を過ぎても元気な人もいるし、もうできないと自分から言い出す人もいて、個人的に判断せざるを得ず一概には統一できない。地域によって違うが、受講生10人集まる必要あり、新規の場合、要望をとっていい講師を探しているとの答弁。

委員より、旧4町ごとの公民館講座の一覧表を作成して配付できるように検討してほしい。また、自主講座の場合の公民館等の無料開放はしているかとの質疑に対しまして、期間は6月から翌年の3月までであり、5月ごろ固まるので作成する。また、自主講座と認められたら無料化しているとの答弁。

委員より、新築の吹上図書館長は校長の天下りではなく、免許を持った若い人を、また子供、子育てに優しいという特徴より、子供が寄りつくような、子供に好かれるような優しい館長、できれば女性館長が望ましいのではないかという質疑に対してまして、伊集院の中央図書館長が兼務するが、学校退職者で図書活動に精通した人を人選するよう教育長に依頼中、職員四、五人の人事は総務課に依頼してあるが、1人は司書補の資格を持った人になるとの答弁。

委員より、説明資料218ページの中央公

民館総務管理費1,418万7,000円は1日3万8,000円ぐらいになり、高いが内訳はどうかとの質疑に対しまして、伊集院391万5,000円、日吉40万8,000円、吹上371万8,000円、東市来は文化交流センター、中央公民館複合施設で614万6,000円管理委託料であるとの答弁。

委員より、自治会の統合は特例債があるかとの質疑に対しまして、自治会育成交付金として、2つが合併すれば2つに対して20万円、3つが1つになれば40万円、4つが1つになれば60万円、5つが1つになれば80万円5年続くが、期限を切ることを検討中。日吉地域は20万円を10万円にして自治会長に納得してもらい、日吉地域集落再編特別交付金交付要綱（5年間）に基づく。ほかは日置市自治会育成交付金要綱に基づくが、いずれも今月の教育委員会に提案し、5月1日に告示予定との答弁。

委員より、日置市としての成人式1回目の反省点はどういうことがあったか、また来年度以降の方向性はどうか、そして参加者は私立中学生出身が少ないようであるので小学校ごとに見直すとか、参加呼びかけの方法をもう少し検討すべきではないかという質疑に対しまして、携わった職員にアンケートした。その結果、実行委員会に頑張してほしい、管理の面よりアルコールを持った人、明らかに飲んでいるとわかる新成人は入れないという意見もあった。住民基本台帳で拾い合い、漏れの報告を自治会長にしてもらったり、その日に行う中学校の同窓会の2本立てで連絡しているようだが、地域公民館にももっと呼びかけて地域活動の中でPRしていきたいとの答弁。

委員より、説明資料225ページ、日新公顕彰会補助金はいずれも100万円であったが、今回は48万円とあるが、その中身の説

明がしてほしい。また、会員と行政とのかかわり合いはどうなっているのか。この活動の有効活用を図り日置市全体で取り組んでいくようにすべきではないかとの質疑に対しまして、17年度はイロハかるたの推進のため学校に配付した。10月加世田市の大会へ出場、12月には吹上でも大会を開催した。表札みたいなイロハかるたのリーフレットを地区公民館に配付し、1カ月ごとに交換してもらった。来年度は学校へも配付し、会の顕彰のため20名で研修も行う予定。総会、理事会も数回開催し、武田神社の跡地の清掃や大会の審判も会員で行う予定との答弁。

委員より、説明資料222ページ、文化事業費自主事業に係る委託料1,425万2,000円の中身を説明してほしいとの質疑に対しまして、60%から70%の収入を見込んでいる。伊集院は青少年劇場55万円、歌謡コンサート600万円、マスクプレイミュージカル170万円、東市来はコンサート年4回200万円、わらび座350万円、青少年劇場36万円などであるとの答弁。

委員より、説明資料229ページ、妙円寺詣り行事大会に関連して、ウオークラリーには参加費用が500円であったが、フェスタのイベントには行政が絡んでいるのか、参加者は一般の人が増加している反面小中学生が少なくなっているが、参加者の流れをどう見ているのか、また市外からの参加者の要望等はどうかとの質疑に対しまして、フェスタには行政はタッチしてない。内容は商工観光課が詳しい。50年を機に2日の開催日としたが、土曜、日曜は学校が引率が難しい。2日間を通すと盛り上がるので普及に努めたい。具体的には調査はしてないが接待の苦情はない。平日開催がよいのか、武者行列保存会とも検討の余地はあろうが今のところ変える方向にはないとの答弁。

委員より、説明資料230ページ、（仮

称)伊集院ドーム落成式ゲスト謝金とあるが、だれをどんな形で呼ぶのか、また近辺の有名なスポーツ選手にも声をかけるべきではないかとの質疑に対しまして、具体的に呼ぶ人はまだ決めてない。サッカー場、ドームとも9月9日ごろオープン予定だが、サッカー場はレベルの高い鹿実と城西高校の試合、その前に少年サッカー試合を行いたい。ドームをテニスカフットサルの呼ぶ人を早目に決めたい。近辺の有名なスポーツ選手にも声をかけたいとの答弁。

委員より、東市来のB&Gの状況を知りたい。多くの人に使ってもらうように広報、PRをしてほしい。B&Gは黒字か1日120から130人入っているが、まだ入館の余地はあるのかとの質疑に対しまして、平成15年に温水化と歩行浴の2工事をした。平成16年の年間入館者は3万3,268人、収入633万4,000円、平成17年度は2月末現在で入館者は4万1,569人、収入は755万5,000円で増加しているが、燃料費、光熱費、インストラクターの費用がかかる。パンフレット等をできるだけ多く配付するようにしているが、健康教室等の参加呼びかけ等、活動をより充実していきたい。数字のみなら赤字であるが、更衣室とか駐車場の整備をすれば入館者はまだ3割ぐらいは伸ばせるとの答弁。

委員より、伊集院ドームの工事に市内の業者が何社入っているか、できるだけ市内の業者を使うようにすべきではないかとの質疑に対しまして、何社入っているか調査してない。工程会議等で要請はするが、行政がどこまで言えるかということもある。資材等が地元業者に調達できるかという問題もあり、市内の業者をどこで使うのか難しい面も実際にはあるが、なるだけ市内の業者を使えるようにさらに努力するとの答弁。

委員より、説明資料233ページ、東市来

総合運動公園整備事業費、弓道場建設工事ほか9,140万円分はどこに、いつごろ完成予定か。弓道場だけの工事委託料は幾らか。市内の弓道の競技人口は幾らか。また、投資効果はどうかとの質疑に対しまして、運動公園の東側、遠見番山の登り口のところに19年2月から3月までに完成したい。近的6人、遠的6人分で大きな大会にも対応したい。弓道場工事費は概算で8,740万円だが、10カ年計画の後期5カ年の中で町内の検討委員会で決めた。競技人口は年間で伊集院弓道場3,500人、日吉弓道場4,000人、吹上弓道場1,200人、東市来の部員は23名だが月々の射会への参加、県大会の実施等利用促進につながるよう努力したいとの答弁。

委員より、説明資料233ページ、伊集院総合運動公園陸上競技場レーン整備(3種公認)工事1億4,000万円に関連して、レーンの耐用年数はあるのか、また、ほか施設スタンドの改修はどうするのかとの質疑に対しまして、耐用年数は1レーン5年間で8レーン全部なら10年と考えてよい。メインスタンドは昭和56年完成したが屋根は平成16年に補修し、野球場の雨漏りは都市計画で補修したとの答弁。

委員より、説明資料233ページ、体育施設委託料5,526万1,000円に関連して委託料の適正化を考えてほしい。特に、伊集院総合運動公園清掃業務委託の中で、トイレが汚くて臭く使える状態ではないのでよくチェックすべきではないか。また、諸大会の後は、モラルの関係もあるが気をつけてもらいたいとの質疑に対しまして、管理は伊集院シルバー人材センターへ委託している。日報で報告はあるが、不備があるので指導徹底したいとの答弁。

2、教育総務課、学校教育課関係。委員より、説明資料196ページ、吹上高等学校活

活性化対策協議会出会の謝金に関連して、ことしの入学状況はどうか、また今後どういう対応していくかとの質疑に対しまして、昨年12月、活性化対策協議会を立ち上げたが、ことしの募集は3つの科とも定員をオーバーした。どの時点でどうしていくか微妙なところが多いので、市としての方針は状況を見ながら慎重に対応していきたいとの答弁。

委員より、12月議会の一般質問の答弁では、耐震度調査を伊集院中で8カ所、伊集院北中で4カ所実施することだったが予算化されていない。その理由は何か。文部科学省よりも3カ年計画を出すよう要請されていることでもあり、補正もあるので今後粘り強く要求していただきたいとの質疑に対しまして、昨年11月ごろ予算編成する時点で問題となっていなかったのが財政的な裏づけが得られなかった。今後については、県からも要請はあるので、どれを乗せ込むか1年かけて募集をしていくが、促進計画については市と連携しながら、老朽化のひどい伊集院中が優先できるよう努力したいとの答弁。

委員より、説明資料の198ページ、東市来支所姉妹友好都市交流事業と航空運賃について説明してほしいとの質疑に対しまして、東市来の姉妹市町北海道弟子屈町との中学生の相互交流事業で17年度は16名受け入れた。18年度は15名を派遣する予定で学年相互交流事業である。旅行会社を通した正当運賃であるが、執行当時効率的に実施し安い旅費をとりたいとの答弁。

委員より、説明資料203ページ、南九州美術展運営費補助金100万円に関連して、運営の中身と今後の方向性を示してほしいとの質疑に対しまして、旧伊集院町で開催してきたが、ことしで53回目で伝統的なものである。幼稚園児から高校まで美術で8,300点、書道で2,500点、合計で約1万1,000点の作品が県内から集まる。

予備審査で半分ぐらいになり、最終的に、特別賞として美術部門で60点、書道部門で20点を表彰し、その表彰式を2月25日に行い、その作品を2月16日から26日まで伊集院中央公民館に展示した。今までの伝統があり、県内でもこのような大きな美術展はないので、南九州を日置市に変えて、日置市として継続して実施していくことになるとの答弁。

委員より、中学生の自転車の通学補助金はどうなっているかとの質疑に対しまして、説明資料209ページ、負担金1,204万6,000円に含まれている。内訳は1人3万円で、東市来100人で300万円、伊集院150人で450万円、日吉15人で45万円、吹上50人で150万円、合計315人で945万円計上しているとの答弁。

委員より、ALTの歳入はどうなっているか、また事業を受ける児童生徒の英語の実力は上がっているのかとの質疑に対しまして、国の事業、国の政策であり、地方交付税の中の交付金の中にALTの報酬、家賃、研修費、帰国旅費等が含まれている。目的は英語の導入のための英語になれ親しむことであり、目に見えた効果ははっきり言えないとの答弁。

委員より、給食センターは吹上地区にはないが自校式をお願いしているのか、また地産地消はどうかとの質疑に対しまして、吹上中は自校方式、栄養士1人、伊作小、永吉小は自校方式、和田小、花田小は伊作小のブロック調理場から配達している。食材は共同のひまわり館から調達、週3回の米食もときどき地産地消、ミカンも地元産との答弁。

委員より、説明資料210ページ、パソコンリース料でリース契約がどのようにするのか、市内の学校にはどの程度のパソコンがあるのか、またパソコン選定の導入についてはどうしているのか、教職員へのパソコン指導はどうしているのかとの質疑に対しまして、

パソコン導入は4地域でそれぞれに取り組んでいるが、契約期間は中心が5年間、日吉は平成15年、伊集院、吹上は17年に更新し、東市来は18年度に更新する予定。中学校はパソコン教室に40台設置し1人1台使えるようにし、小学校は生徒数の多いところに合わせて1人1台は使えるようにしてある。最終的には入札の結果で導入、教職員研修は毎年3回行っているが、苦手の人には呼びかけて研修の場を与えているとの答弁。

委員より、防犯ブザー3,000個の配付はいつどのようにし、音の周知方法はどうかとの質疑に対しまして、日吉全部、東市来は一部所有済み、伊集院小・中学生全部に配付、吹上は小規模校の希望者のみ、中学生には配付なし。したがって、伊集院、小学生1,600個、中学生885個、吹上265個、東市来約300個配付予定で、早いうちに購入し配付する。市内の所有していない人に対応するため貸与する。校長会やPTA新聞等で説明し、住民やPTAに周知方努力するとの答弁。

委員より、説明資料204ページ、学校評議員報償費100万円に関連して、学校評議員は全校に配付されているのか。また、委員よりどんな意見が出てどんな成果があらわれているのかとの質疑に対しまして、伊集院では伊集院小と妙円寺小の2校のみ。ほかはモニター制度で対応している。東市来、日吉は全校ある。吹上は花田小のみモニターで対応している。学校の開かれた教育で、児童生徒の健全な育成を図る目的で、文科省の提唱で始まったものだが、モニターの数が多いのを利用して生かしているところもあり、モニター制度のままの学校もある。PTA会長、公民館長、婦人会長、民生委員等をお願いして1校当たり五、六人の評議員であるが、地域に開かれた客観的な学校運営をしていくためにも、中身の濃い意味のある活動に心がけ

たいとの答弁。

ほかにも多くの質疑等がありましたが、それらは省略させていただきます。

質疑の後討論に入りましたが、次のような反対討論がありました。すなわち、予算の中に部落解放研究大会出席費用及び同和教育研究大会出席費用が含まれていること、そして、小中学校標準学力検査用紙代563万8,000円が含まれており、今回の当初予算に全面的には賛成できない。

採決の結果、議案第50号平成18年度日置市一般会計予算のうち、教育委員会関係で当委員会に属する案件は4対1の多数決で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○13番（田畑純二君） 総務企画常任委員長にお伺いいたします。

まず1番目に、説明資料37ページの中で、日置市発足1周年記念式典のことが書いてありますけど、このことにつきましていつごろどんな内容で、だれを招待して開催する予定があるのかという質問があったのか。まずこれが第1点。

第2点目に、先般南日本新聞社の報道にもあるんですけど、今回の当初予算の中で地域イントラネット整備事業、これが7億4,750万円計上するということで新聞の発表にもあるんですけども、このことにつきまして、事業内容について今後の見通し、目的、ビジョン、今後どうしているのか、そういうことについて、あるいはこのイントラネット基盤整備事業の中身、具体的にどういうことかということに関して、そういう質疑があったのか。これはまず第2点。

それから、説明資料の57ページに戸籍統

合システムとはどんなものか——戸籍統合システムのことが書いてあるんですけども、具体的に戸籍統合システムとはどんなものか説明してほしいというそういうような要望があって、それに対して質疑応答がなされたのか。

その3点お伺いいたします。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

最初の合併統合の1周年記念については質問がありました。また説明もありました。

まず、時期は、時期はちょっと聞きませんでした。質問がありませんでしたが詳細は800人程度予想しているということでございました。

それから、1周年記念の次は、イントラネットの7億……しばらく休憩を願います。あったんですけど。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時30分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

地域イントラネットについての質疑でございますが、内容を教えてほしいということで、本庁、支所、2月中旬からIP電話になっている。うち市内の95カ所の公共施設、光ケーブルを接続する。接続される20カ所の地区館で住民票、印鑑証明等を発行できる。議会中継もできるようになる。本庁に自動交付機を設置し日曜日、土曜日、祝日、夜間に証明等がとれるようにする。広範に活用が考えているとの答弁でございました。

次に、戸籍の関係は所管が違いますので……。

○議長（宇田 栄君）

ただ、質問の先が、その3番目の質問事項は総務委員会じゃないん。（発言する者あ

り）戸籍が。環境福祉じゃないんですか。じゃけ、そこもう一回質問されるんじゃないんだったらもう一回質問されて。

○13番（田畑純二君）

説明資料の57ページ、戸籍統合システムについての所管はその企画じゃないんですんで、また環境福祉のときに聞きます。

○議長（宇田 栄君）

いや、今いいですよ。もうすべての委員長……

○13番（田畑純二君）

ああ、そうかそうか。今聞けばいいんだ。ほなら環境福祉の委員長に、お答えください。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

これは電算のシステムの保守の委託料です。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。——反対ですか、賛成ですか。

○16番（池満 渉君）

16番。241億3,960万円という平成18年度の一般会計当初予算について反対をいたします。

大変厳しい状況で苦勞をされたということは、私も委員会の審議の中でもよく理解をいたしましたし、また、この予算の中にみずからの思いや住民の方々の生活に直結する予算も含まれているということも重々わかっておりますが、これから述べることを理由としながら反対といたします。

さきに日銀が物価指数が3カ月連続で上昇

をし、景気も回復基調にあるというような判断から量的緩和政策の解除を発表をいたしました。当面はゼロ金利政策を続けるとしていますが、果たして我が日置市にも明るい兆しを感じられるのかどうか不安でございます。もちろん一部には預金金利が上昇しその恩恵を受ける人もあります。

しかし、住宅ローンや事業資金の金利上昇も当然予測され市民生活にも影響が出ます。歳入の15%を占める市民税は36億1,300万円の見込みであります。徴収予定額そのとおり確保できるのでしょうか。市場金利の変動は、とりあえず350億円の市債残高には影響はないとしても、将来発行予定の起債に連動をいたします。合併前の交付税を保障するとして国の地方交付税総額は減額をされ、およそ75億円と見積もりました。他力本願の交付税額は確保されるのでしょうか。

また、基金からの繰り入れを財調などからおよそ20億円予定をしておりますが、残ったいわゆる非常の際の蓄えは3億円余りとなりました。繰り越し予定額などまだまだ確定しない部分もありますが、これはあくまでも結果であります。あてにできないものであります。

さらに、歳出に合わせた歳入予算の調整科目とはいえ、3億8,500万円の地域再生事業債の導入も気になるところであります。

さて、歳出の面では、義務的経費の削減など、内部の削減努力をいま一つ感じられないところであります。公営住宅の建設にPFIなどの民間資本の導入も考えられたのではありませんか。南さつま市の旧金峰町のやり方を取り入れると、かなりの公的資金が浮き市債の発行も抑えられます。これらを含めた18年度の本市の投資的経費の額はおよそ60億円。さきに公正取引委員会は、公共工事の設計額から18.6%の額が談合による

余剰資金だと発表いたしました。昨年の談合事件の教訓を生かすとするれば、予定価格の研究などによりかなり圧縮ができます。この投資的経費の60億円すべてでなくても、その一部であっても、あるいはその率を10%としても、財源はかなり捻出できるはずであります。これら歳入と歳出の厳しい台所事情を市民にわかりやすく説明して、苦労を共有するという姿勢が不十分に思えてなりません。

先日の南日本新聞にも、もっともっと行政は情報をわかりやすく市民に説明をすべきだというような記事も出ておりました。合併はバラ色だと説明をしてきたことを反省をし、この機会にこの合併を町が生まれ変わる転機ととらえ政をやらなければなりません。4つの町にそれぞれの多くの似たような施設ができて厳しくなった。そのあげくに合併であります。合併をしながらもさらに4つの地域に似たような施設が本当に必要なのか。この18年度の予算にもそのような傾向が見られてなりません。

市長がさきの一般質問の際に言われた、歳入があつて歳出があるという言葉に陰りを感じております。「入るを図りて出るを制す」のことわざもあります。この危機的状況を脱するためには、緊急事態宣言などをして持続可能な日置市、これから先も持続可能な自治体を目指して今からブレーキを強く踏まなければなりません。

関東地方に早くから合併に取り組みその先進地と言われた自治体があります。理由はわかりませんが、今再建団体の一步手前の黄色の信号が点滅していると聞きました。

また、先般、行政問題に詳しい先輩の1人と会社の経営者と別々にお会いする機会がありました。奇しくも、「日置丸はまるで泥船のようだ」との一致した意見だったこともつけ加えて、反対の討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成の討論の発言を許可いたします。

○6番（花木千鶴さん）

私は、本予算案に賛成の立場で討論いたします。

平成17年度予算が年度半ばの市町村合併ということもあり旧町の持ち寄り予算でありました。いよいよ平成18年度予算が日置市長による本格的予算編成であり、合併効果の見える予算であろうと期待していたところがあります。

しかしながら、ただいま反対の討論にもありましたように、まことに厳しい予算になっていると言わざるを得ないのは、私も全くの同感であります。

しかしながら——そのことは、施政方針及び予算説明とそれに対する質疑、委員会における審議を通し、さらには前者の反対討論で課題が浮き彫りになりました。

そこで、私は、論点の整理上、そのことから所見を述べたいと思います。

市民税は去年の計上と同じ、昨年並みとなっております。確かに徴収率が伸び悩んでいる現実ではありますが、行政として努力することが課せられている以上、同等の、いえ滞納分も含めれば多少多めに計上するのは当然の努めであろうと考えます。地方交付税につきましても、地方自治体の置かれている現下の厳しい財政環境にあって、依存財源の確保に努めなければならないことは言うまでもありません。

しかしながら、その一方で、やはり歳出の削減にも取り組まなければなりません。投資的経費のことでありますが、前年度と比べ14億円程度の減となっております。それでも60億円であるのは大きいと言えるでしょう。

反対討論の中で、予定価格の研究によって、圧縮が図られるのではないかということでありましたが、予算編成の段階でそのようなことが可能であるのかどうかはなはだ疑問であ

ります。これは入札等の方法や適正な競争によってなされるべきことではないでしょうか。むしろこの投資的経費の本質を見るべきであります。合併前の各町が持ち寄った継続費を消化するために、厳しい予算編成を強いられたと見るべきではないでしょうか。

義務的経費の削減努力が見られないということでありました。義務的経費の比率が大きければ経常的経費が増大し、財政構造が悪化します。

しかし、義務的経費の人件費や公債費、扶助費とは難しいものであります。人件費については5年で80人の減を明確に示してありますが、公債費は各町が持ち寄った借金の返済でありますし、扶助費は法に定められた生活扶助費であることから、その支出は法に定められているのであって、市長が勝手に削減できるものではありません。

このような厳しさの中で地域事業債も一応組まれたところでありますが、管理経費等の節減によって、財政運営の効率化、健全化に細心の努力をして、起債することがないようにしたいとの答弁でありました。新規の事業を組んだわけでもなく、むしろ物件費や補助費の削減には配慮してあり、財政の苦しい中において苦心した形跡は伺えたのではないのでしょうか。

以上、いろいろ申し述べましたが、最も重要なのは、この平成18年度にあると考えます。

先ほど第1次日置市総合計画基本構想が可決しました。また、市行政改革大綱もまとまり、4月中には日置市行政改革行動計画、アクションプランと政策評価のシステムが示されることとなっております。予算を指定することより、これらのプランを通して、行政改革推進委員会からの附帯意見であった支所の検討や継続費の見直し、タクシー補助金等の見直しを、市民にもわかりやすい形で示させ共

感を得られるよう工夫しながら、行財政改革を徹底して進めていくよう強く求めていくことの方が建設的であり、将来に責任を持つことだろうと確信し、私の反対討論といたします。（発言する者あり）

○議長（宇田 栄君）

賛成でしょ。

○6番（花木千鶴さん）

あっ、私の賛成討論といたします。失礼いたしました。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。反対ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

今まで、私も議員になって9年目になります。反対討論の連れがいたのは初めてですが（笑声）連れ、何かおかしい言葉ですが、まず反対討論の前に、私は——反対討論の前に2つだけ言わせてもらいたいことがありますね。それ言ってから反対討論に移ってからいいでしょうか。

まず、今議会で地方改善対策費がゼロになりまして、9年続けてきた反対討論の1項目が消えたことをごさいます。私は同和地区の解消ですね、本当に言い続けて、今度からなくなったことを高く評価したいと思っております。この前解消したところは枕崎市です。それで、まだ県下には10カ所ぐらいこんな同和予算を、地方改善費を使っているところもありまして、それが今度反対討論の中に入ってこないことで嬉しく思っているのです。

それと、もう一つ、市長がギャンブル場に反対したことも高く評価したいと思います。

それじゃあ反対討論に移ります。先日新聞に、たしか伊仙町だったと思いますが、当初予算を議員で否決してますね。ああこんな議会もあるのかと思って見てたんですが、やはりおかしいことはおかしいと言っていけないと、長いものに巻かれろ式では、さっきも

う一人の方がおっしゃったように日置丸は沈没する。まず日本丸が沈没寸前なんですけど、小泉首相は史上最大の借金王と言われ、国の借金が813兆円と財務省が3月24日に発表しました。一人当たり636万円。1年前の私は反対討論を見ても借金は700兆円なんです。1年で100兆円もと思うんですが、どんどんどんどんふえる借金に私は不安を感じます。借金を減らそうとして考えられた一つの方法がこの合併ですね。鹿児島県の知事は総務省天下り、伊藤知事のもとでは合併がどんどん進み、96市町村があったのが今49市町村、大体半減しているわけです。それが住民の暮らしにとっていいのか悪いのか今から答えは出るわけですが、私は合併反対論者でしたので不安を感じております。

伊集院、我が日置市も合併して11カ月、多額の借金を抱え収入は減るばかり。松下電子はなくなり特急、JRの特急も走らず駅前には火が消えたようです。

国は、自治体の自律の名のもとに国から地方へを合言葉に、三位一体の改革で国庫負担金廃止、縮減、配分の見直しをして国の責任を放棄して、福祉や教育の最低水準も保障されない。その上、自治体統制を強化し、地方分権どころか地方自治の破壊へつながりかねません。

国家予算の特徴は、年金、介護保険改悪で庶民増税反面大企業奉仕、公共事業浪費の仕組みは温存しています。イラク戦争参加や基地の強化、特にアメリカの領土であるグアム島への軍事基地移転に我々の税金を8,000億円、1兆円近く使うようなことが今もめております、国会で。

全国的に失業者、自己破産者、自殺者がふえ、若者に仕事がないなど国も地方も赤字財政の危機に見舞われています。

市民は合併して負担がふえたのか、ふえたと言ってなげいている人たちがおります。税

金のむだがなく公共に使われているか。

地方自治法第1条に地方自治の目的は住民の暮らし、福祉を守ることです。当初予算を見て、次の9点について反対、もしは見直しを要求するものです。

1点目、税金による飲み食い、食糧費を減らすこと。

2番目、市長交際費、議長交際費を減額すること。

3番目、市長・議長の公用車、33ナンバーの2台は要らない。全然公用車のない町もあるわけですので、せめて2台を1台にしてほしい。

4番目、兄弟姉妹都市のあり方。どちらも財政困難と思われまますので、これを縮小縮減、最低の交流にとどめるべきではないかと思ひます。

5番目、農業予算で農業振興費が土木面に使われているところがたくさん見受けられます。やはり食料自給率を上げるために農業後継者、お茶や酪農はありますが、お茶や酪農で自給率は上がらないと思ひますので、やはり米や野菜やそんなのをつくる人を、の方へ工夫をしてほしいと思ひます。

それから、6番目、市の管理する公園のことです。公園が遊ぶ人も何もいないのに電気料やら水を使っていることをよく見受けまます。この管理維持費も最低にしてほしいと思ひます。

7番目、子育て支援に金が余り回っていない、日置市は。ですので消費者対策として、もう少し子供の育てやすい環境づくりにお金を使ってほしい。

8番、安心安全のまちづくりをいつも言っていますが、ハザードマップとか災害備蓄などが、防犯灯などが足りません。日置市は、特に伊集院は暗い町だと引越してきた人の声を聞きます。そんなところに金をかけてほしい。

9番目、教育文化委員長も言いましたが教育の右傾化ですね、教育がだんだん右の方へ右の方へと向いていることを私は感じまます。私たちはいろんなことで——私はですね——教員をしながら、これ以上おかしい教育界にならないようにとずっと戦ってきまましたが、この学力、全国一斉学力テストに日置市だけで546万円ぐらいの金が使われているのに驚きまました。何が目的か、不安を感じまます。私は、全国学力テスト反対の運動をしてきた1人として、あっ昔に返りつつある。戦争への一里塚だということをはひしひしと感じまます。それで、もう9つ言ったつもりです。（笑声）

最後に、合併が本当によかったのか悪かったのかですね、今から答えも出るわけですが、日置市は合併とともに談合問題などが新聞ざたになり、本当に荒波の中に船出した船のように日置市を感じていまます。それも私は町議として8年過ぎし、自分も反省しなければならぬと思ひておひます。今後財政困難の中、暮らし、命を守るため、むだがないように本当に節約して、日置市が借金が減る方向、ふえる方向じゃなくて減る方向へ議員も当局も頑張っていかなければならぬと思ひます。ぜひ、日置市に暮らしてよかったと言われるような日置市になるように希望して、反対討論といたしまます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

○12番（中島 昭君）

12番。賛成の討論を行います。

私は、議案第50号平成18年度日置市一般会計予算について委員長の報告に賛成する立場から討論を行います。

平成17年度予算は旧4町の予算を持ち寄ったものでしたが、平成18年度は日置市として一本化された、まさに新市として初めての本格予算であります。予算編成に当たって

は当局も本定例会に上程されております第1次総合計画を基本として、歳入面においては市税、交付税、国県支出金など伸びが見込めない中、また、歳出面においては経費の節減、合理化と行政各般にわたる事務事業及び各事業の費用対効果などを検討され、前年度より20数億円の減額予算として取り組まざるを得ない中での予算案として上程されております。

議会においても各委員会で慎重審議がなされたところですが、先ほど各委員長報告でもありましたように、原案のとおり可決するものと決したとの報告もありました。施政方針では地理的特性と歴史や自然との調和を生かした、ふれあいあふれる健やかな都市づくりの実現に向け編成したとのことでありましたが、予算内容については、市民生活とサービス向上に必要なものになっていると一定の評価をするものであります。

執行部においては、さらに効率的財政運営を行い、市民の付託にこたえられるよう最大限の努力を要請し、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい。よろしいです。起立多数です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第19 議案第51号平成18年

度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第20 議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算

△日程第21 議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第19、議案第51号平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算、日程第20、議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算及び日程第21、議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の3件を一括議題とします。

3件について、環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において、環境福祉委員会に付託されました議案第51号、議案第52号及び議案第53号について審査の経過と結果を報告いたします。

審査に当たっては、所管部長及び各担当課長等の説明を求め審議いたしました。

以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第51号平成18年度日置市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

日置市内の国保被保険者数は17年11月末で1万2,456世帯2万1,251人うち65歳以上は1万1,761人であり、国保被保険者が年々増加するにもかかわらず国保税は所得の伸びが見込めず対0.03%増となった。

一方、医療費等に要する保険給付費は年々増加し、老人保健へ移行する年齢が70歳から75歳に改正され、高齢受給者が年々国保

制度に残り、19年10月まで増加することで医療費を圧迫している。

この医療費給付等の増加を見込み財源不足が生じ2%の増加、財源分約1億7,900万円は基金取り崩しで対応せざるを得なかった。このことにより18年度末残高が1億円を切り国保財政の危機に陥り、早い段階で国保税の料率改定をすべきと考えるという説明でありました。

歳入の主なものは、国民健康保険税13億4,923万5,000円、国庫及び県支出金26億997万4,000円、療養給付費交付金8億2,924万5,000円、繰入金7億65万5,000円等が計上されております。

歳出の主なものは、保険給付費40億2,991万2,000円、老人保健拠出金11億8,360万円、介護給付金2億5,855万円等の計上であります。

一委員より、合併協議では東市来についてのみ5年間の税額調整期間を置いているが、税額でどれぐらい他地域と違うのかとの問いに対し、18年度で平均保険税額は東市来6万9,855円、伊集院8万5,977円、日吉7万1,679円、吹上6万7,767円である。給付は市内すべて同じであるが、税額については合併協議に基づき積算されることになるとの答弁。

一委員より、地域差指数はその後はどうかの問いに対して、4地域とも非常に悪い、県からも安定化計画を作成し提出の指導が来ている。県は国に報告することになる。日置市が16年度で1.354となっている。

1.10を超えると県の指定、1.14を超えると国の指定、1.17を超えると国からペナルティーを受け、1.17を超えた分は保険税や国、県、市町村での共同負担で賄うことになる。今後ともさらに医療費適正化事業の促進を図りたいとの答弁でありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成18年度日置市老人保健医療特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、支払基金交付金46億5,897万2,000円、国庫県支出金34億25万9,000円、繰越金6億8,764万円等であります。

歳出の98%に当たる85億7,959万8,000円は医療費給付であり、対象者は9,289人であります。

一委員より、老人医療への移行年齢が75歳到達により19年度まで減り、20年度よりふえてくると思うが一人当たりの医療費はどれぐらいかとの問いに対し、16年度で伊集院95万5,806円で県で2位、日吉92万9,314円で県で5位、東市来90万3,189円で県で10位、吹上85万6,510円で県27位である。日置市は医療費がすべて高いとの答弁。

委員より、今後とも市内全体で元気老人づくり運動を展開され、疾病予防に努められたいとの意見がありました。

審議を終わり、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成18年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は3億892万2,000円とするものであります。

歳出の人件費については、職員28名、臨時職員18名、計46名分の見込み計上であります。

歳入については、施設介護サービス収入、短期入所介護サービス収入等が主なものであり、一委員より、起債元金及び利子の内訳は

との問いに対し、起債元金 399万5,000円のうち、施設本体 214万8,789円、ショートステイ施設増築分 184万6,211円、起債利子 52万9,000円のうち、施設本体 8万4,162円、ショートステイ施設増築分 44万4,725円であり、施設本体は18年度で終了、ショートステイ施設増築分は平成30年に返済完了の予定であるとの答弁でした。

審議を終了し、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時15分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第22 議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算

△日程第23 議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第22、議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算及び日程第23、議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算の2件を一括議題

とします。

2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議におきまして、産業建設委員会に予算を付託され、3月20日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑・討論・採決をいたしました。

この公共下水道事業は、妙円寺、徳重、下谷口、郡地区を中心とする下水道事業で、面積が549ヘクタールで、現在の整備率が83%で455ヘクタールです。区域内人口は1万5,534人で伊集院地域の人口の61%となっております。

予算は、歳入歳出それぞれ5億3,231万円であります。

歳入で主なものは、下水道使用料1億5,662万2,000円と一般会計繰入金2億1,619万円と、事業債の1億910万円が主なものであります。

歳出で主なものは、維持管理費の委託料や下水道整備費の工事請負費、公債費の償還金などであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

一般会計から2億1,600万円繰り入れをするが、基金の活用はできないのか。また、この繰入金は一部の人たちだけに予算を支出することになるがとの問いに、基金はこれ以上減らさないという考え方で、18年度末が8,175万1,000円である。また、繰入金については交付税措置があり、17年で経常経費で2,900万円余り、投資的経費で1億1,200万円で、合計1億4,130万2,000円の交付税措置があるとの答弁。

汚泥処理で肥料としての需要はどのような状況かとの問いに、天日で乾燥したものを肥料として出しているが、無償で取りにきていただいております、販売とか配ることはしていないとの答弁。

下水道工事の登録工事店は何店あるかとの問いに、97業者あって、旧伊集院町で29業者、主なものは鹿児島市内の業者であると答弁。

委託料の関係で委託者の契約はどのようなになっているかとの問いに、終末処理場の業務委託管理については18年度も随意契約で執行するつもりであると答弁。

以上で質疑を終了。所管課長の説明で了承し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第54号平成18年度日置市公共下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、3月20日に委員会を開催し所管課長の説明を受け質疑、討論、採決をいたしました。

この農業集落排水事業は、吹上地域の永吉地区の260軒の一般と、15戸の事業所、8戸の官公所、合計283件を対象とした事業であります。

一般家庭料金は1世帯に2,000円とプラス1人5,000円になっております。

予算は歳入歳出それぞれ4,463万1,000円であります。

歳入で主なものは使用料の1,200万1,000円と一般会計繰入金3,053万9,000円が主なものであります。歳出では維持管理費の需要費や公債費の償還金が主

なものであります。

次に質疑の概要を申し上げます。

汚泥の処分の経費が上がっているがどのような処分をしているかとの問いに、下水道は産業廃棄物になるが農村集落排水事業は一般廃棄物になるので、吹上地域の方は南薩の組合の方で処理しますとの答弁。

以上で質疑を終了し討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第55号平成18年度日置市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

大変失礼をいたしました。先ほど農業集落排水事業のところで、一般家庭料金は1世帯2,000円とプラス5,000円と申し上げましたが500円で、1人500円ということであります。訂正をいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

54号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第24 議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第25 議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第24、議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計予算及び日程第25、議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

2件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別

会計予算の総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議におきまして本委員会に付託され、3月17日、20日委員会を開催し、委員全員出席のもと、執行当局者の説明を求め質疑、討論、採決を行いました。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億8,629万8,000円で、一時借入金最高額は5,000万円となっております。

歳入の主なものは営業収入、宿泊料、休憩料、食事料、飲み物料、売店売り上げ料、婚礼売り上げ料などとなっております。それと、繰入金で国民宿舎事業基金繰入金でマイクロバス購入のための繰り入れとなっております。

歳出の主なものは経営費で、職員の1人分の人件費、嘱託職員等の賃金、共済費、修繕料、工事請負費、レストラン内改修工事、備品購入費、マイクロバス買い換え、レストラン調度品等、消費税、光熱水費、賄い材料費等経営費であります。

説明を終わり質疑に入り主なものを申し上げます。

職員が1人いるが、プロパー職員の入れかえと等級の低い職員との入れかえはできないか、職員を配置することは職員研修の一環として考えられないかの質疑に対しまして、業務関係から年間予算などの事務を考えるとある程度の年齢の人を必要となるという答弁でございました。

次に、指定管理者制度になった場合、職員の動揺は見られないかの質疑に対しまして、一番心配するのが従業員の問題である、従業員の雇用は再度雇用していただくという条件としているところであるとの答弁。直営となった場合の予算と考えればよいかの質疑に、指定管理者制度になれば打ち切ることになるとの答弁でございました。

以上のほか質疑がありましたが質疑を終了

し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第56号平成18年度日置市国民宿舎事業特別会計については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,576万3,000円にしようとするものであります。一時借入金の最高額は5,000万円となっております。

歳入の主なものは宿泊料、食事料、酒料及び飲料、売店売り上げ料など事業収入と、一般会計からの繰入金は歳出に不足を生じたための計上であります。

歳出の主なものは職員2人分の人件費、嘱託職員等の賃金、共済費、需要費、役務費、委託料、使用料、賃借料、公課費の消費税それと光熱水費、施設維持修繕費、賄い材料費等が主なものであります。

質疑に入りまして、等級別職員数の計2人となっているが職員の給与費明細書で給与費は1,541万4,000円となっているが、プロパーは数人雇い入れるのではないか、見通しはどうなっているかの質疑に対し、職員1人にする、6月の補正で減額するとの答弁。

保養センターと老人ホームとの2つの事業があるが江口浜荘と吹上砂丘荘との規制がされているのかという質疑に対しまして、補助金の関係ではそうになっていたが現在は規制はないとの答弁。

職員の削減した分はプロパーを補充するかの質疑に対し、プロパー的な職員を増やしていくことになる、18年度改善したところは何があるかという質疑に対し、職員1名減、調理面の面、味のつけ方などを改善していきたいという答弁でございました。

以上のほか多くの質疑がありましたが質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採

決の結果、議案第57号平成18年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第26 議案第58号平成18年

度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第27 議案第59号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第26、議案第58号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算、及び日程第27、議案第59号平成18年度日置市公衆浴場事業特別会計予算の2件を一括議題とします。

2件について環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託されました議案第58号及び議案第59号について審査の経過と結果を報告いたします。審査に当たっては所管部長及び担当課長等への説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第58号平成18年度日置市温泉給湯事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ566万5,000円とするものであります。歳出の主なものは需要費の湯源電気使用料及び揚湯ポンプ取りかえ等であり、歳入は給湯先7件分有償分の使用料等であります。

一委員より、湯量に余裕があるのかとの問いに対し、ぎりぎり足りているようであり、泉源3カ所で毎分250リッターであり余裕はない、取り決めでは足りなくなった場合は砂丘荘への供給で調整するとなっているとの答弁でありました。

審議を終わり討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号平成18年度日置市公

衆浴場事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ1,053万3,000円とするものであり、歳出の主なものは浴場管理の賃金5人分及び需要費の電気料や浴場清掃委託料等であります。歳入については浴場使用料が主なものであり、9月改定による収入の増加98万円の見込み計上がなされています。

一委員より、9月から民間委託となる予定である中、積立金1,000数百万円あるが今後は積み立てはできないのかとの問いに対し、基金は市の予算として入ってくる、指定管理者制度に当たっては大きな改修がない限り十分経営は成り立つ施設であるので、毎年200万円ぐらいは市に返還してもらつてもりで提案したい。なお、30万円以上の改修については市の負担となるようであるとの答弁でありました。

一委員より、利益のみが追求されて住民サービスが低下しないようにされたいとの意見がありました。

審議を終了し討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第58号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

58号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第28 議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第28、議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算を議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、3月20日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

この飲料水供給事業は伊集院地域の久木野地区であり、15世帯18戸数の給水事業であります。

予算は歳入歳出それぞれ68万2,000円であります。歳入では水道使用料28万8,000円と、一般会計繰入金39万2,000円が主なものであります。歳出では一般管理費の需要費や役務費などが主なものであります。

次に質疑の概要を申し上げます。

この事業は特別会計にしなくてもいいのでは、また水道事業に組み入れることはできないのかとの問いに、地方公営企業法を適用する場合には負担区分の原則がある。その条件を満たしていないので難しいとの答弁。

以上で質疑を終了、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第60号平成18年度日置市飲料水供給施設特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第60号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

60号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第29 議案第61号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

△日程第30 議案第62号平成18年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第31 議案第63号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第29、議案第61号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第30、議案第62号平成18年度日置市介護保険特別会計予算、及び日程第31、議案第63号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算の3件を一括議題とします。

3件について環境福祉常任委員長の報告を求めます。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

今期定例会において環境福祉委員会に付託されました議案第61号、議案第62号及び議案第63号について審査の経過と結果を報告いたします。審査に当たっては所管部長及び各担当課長等の説明を求め審議いたしました。以下、主なものについて申し上げます。

まず、議案第61号平成18年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ916万4,000円とするものであります。この特別会計は17年度までは市民福祉部の方で所掌していたが、隣保館事業の廃止に伴い、今後は住宅関係として土木建設課所管となる。貸し付け期間の最長は25年で、最終貸し付け者の終了年度は平成34年度で、起債償還

の終了年度は平成37年度となる。18年度の対象は22件で新築が13件、改築が4件、宅地が5件であり、そのうち18年度に貸し付け償還期限が終了するものが新築が4件、改築が2件であるとの説明でありました。

審議を終了し、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号平成18年度日置市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,639万4,000円とするものであります。歳出の主なもの、各種介護サービスに伴う保険給付費40億2,680万1,000円、新規事業として介護予防事業費2,674万1,000円、包括的支援事業費で2,000万円の見込み計上であります。

歳入については、介護保険料、国庫支出金及び交付金、支払い基金交付金、県負担金及び補助金と一般会計繰入金等であります。

一委員より、任意事業とは何かの問いに対し、福祉の部で補助対象でなくなり介護に移した事業であり、在宅支援センターで介護保険利用者の家庭環境等総合的な実態調査をするものであるとの答弁。

一委員より、18年度からの3年計画に当たり長期的な問題も含めどのようなビジョンで計画したのかとの問いに対し、第3期の事業計画の総給付費は介護報酬の改定、新予防給付の創設等を勘案し125億500万円と算定し、保険料必要額に第2期の事業計画期間に積み立てた1億1,100万円の準備基金を繰り入れて基準月額3,980円、年額4万7,760円と算定したとの答弁。

一委員より、介護予防一般高齢者施設事業でボランティア等の人材育成とはとの問いに対し、専門的知識を有する看護師、保健師を中心に地域の声を取り入れた事業をしながら企画していきたいとの答弁。

一委員より、筋肉トレーニング開催は4地域か、また健康教室の休日開催への対応はとの問いに対し、筋肉トレーニングは4地域で行う、検診や各種教室など要望等で夜間・休日での開催も検討していきたいとの答弁でありました。

審議を終了し、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号平成18年度日置市立国民健康保険病院事業会計予算について申し上げます。

予算の総額を収入支出それぞれ3億8,095万3,000円とするものであります。収入の主なものは入院、外来等の医業収益と一般会計よりの繰り入れ分であります。支出については74%が人件費にかかわるものであり、賃金については臨時職員20名分、報償費については非常勤医師7名分であります。

一委員より、起債償還と病院の今後の検討はどうかとの問いに対し、17年度末残額は1,190万円である、20年度で償還を終わる、病院の今後のあり方について「病院のあり方検討会」を立ち上げ、去る2月28日第1回市立病院事業あり方検討会が開催された。1年間をめどに委員会を4回ほど開催の予定であり、構成メンバーは各種団体代表4人、保険医療機関代表、企業代表、学識経験者の計7名の委員と市執行部8人である。広くいろいろな分野の方々の意見を聞き、運営方針、廃止も含め病院の今後のあり方を検討してもらうものであるとの答弁でありました。

審議を終了し、討論はなく、採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第61号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は委員長報告のとおり決定することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第32 議案第64号平成18年度日置市水道事業会計予算

○議長（宇田 栄君）

日程第32、議案第64号平成18年度日置市水道事業会計予算を議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第64号平成18年度日置市水道事業会計予算の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る3月9日の本会議におきまして産業建設委員会に予算を付託され、3月20日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け質疑、討論、採決をいたしました。

この水道事業会計は、ことしの18年度より、これまでの日吉簡易水道、吹上簡易水道を地方公営企業法の規定に全部を適用し、日置市水道事業に包括してすべての事業を運営するものであります。給水戸数が2万1,608戸で、1日平均給水量は1万5,881トンであります。

予算は収益的収入、収益的支出をそれぞれ7億6,382万1,000円とするものであります。

収益的収入で主なものは給水収益6億7,526万2,000円と、他会計補助金3,661万7,000円と簡易水道事業基金、日吉・吹上分の繰入金4,555万8,000円が主なものであります。

収益的支出は、配水及び給水費の委託料や修繕費、動力費等であり、減価償却や支払い利息などが主なものであります。

次に、資本的収入は1億7,796万7,000円で、企業債や出資金、工事負担金などが主なものであります。

資本的支出は4億9,027万9,000円で、建設改良費や企業債償還金などでありませぬ。

次に質疑の概要を申し上げます。

アスベスト関係の石綿管の交換と石綿管の残りの延長はどれほど残っているかとの問いに、吹上地域の永吉麓地区配水管工事と大谷口石綿管工事で約800メートルの予定である。残り800メートルであります。石綿管の残りは伊集院地域でことし400メートルの工事で残りは約600メートル、東市来は残り974メートルであると答弁。

伊集院地域の普及率が悪く、野田、桑畑はことしと来年になるようだが、他の北校区がおくれているようであるがとの問いに、北校区の皆様が集まって整備をしていきたいという前向きな考えがあるが、高齢者世帯が多くて水道をとるということが難しい、加入率を少し下げてくださいという話もあったが、簡易水道の補助事業を使うということになると最低90%の加入率が必要であることを伝えてであると答弁。

次に、合計の起債が23億6,000万円であるが、今後の起債償還は計画的にやっていけるのかとの問いに、また水道料金との整合性も考えていかなければならないと思うがとの問いに、起債の償還や建設改良等の必要なところを考えながら料金の設定をしていかなければならない、簡易水道分につきましては元金利息の50%分は一般会計からの負担をしていただくことになる、新たに出てきた償還金は多額になってくるので料金値上げで対処していかなければならないと答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し質疑を終了、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号平成18年度日置市水道事業会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第64号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第33 請願第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第33、請願第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書を議題とします。

請願1号について教育文化常任委員長の報告を求めます。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となりました請願第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願書を去る3月16日、第3委員会室において議案第50号に引き続き審査いたしました。

この請願書のうち義務教育費国庫負担制度の堅持に関する部分は、旧町時代にも毎年上がってきていましたし、次期定数改善計画の実施も含めて、この問題は我が日置市にも深い関係があります。

請願の趣旨及び請願事項についてもまさにここに書いてあるとおりであり、憲法第26条第2項にも義務教育はこれを無償とすると規定してあります。また、学力の向上のための少人数教育の充実を図る教職員定数の改善も必要であり、多くの僻地、離島などを抱えておる本県にとってはなおさら必要なことであります。紹介議員の坂口洋之委員にも詳細にこの請願書の背景説明を求めた結果、全員賛同の意向を示し、十分理解できるものであるとの結論に達しました。したがって、当委員会としましては意見書案で1字の抹消はしたものの、全会一致で採択すべきものと決定を見た次第であります。

以上で教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから請願第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。請願第1号

は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第34 議案第75号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第34、議案第75号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

石綿による建築被害の救済に関する法律の施行に伴い条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するもので、戸籍の記載事項証明書の請求があった場合、証明手数料を免除できるものとして取り扱うものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第75号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第75号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

△日程第35 議案第76号日置市民病院診療費等の費用徴収条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第35、議案第76号日置市民病院診療費等の費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第76号は、日置市民病院診療費等の費用徴収条例の一部改正についてであります。

健康保険法、老人保健法に基づく診療報酬の改定及び入院時の食事療養費用の額の算定に関する基準の改定、並びに介護保険法の規定に基づく指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の改定により、日置市民病院診療費等の費用徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第76号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第76号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

△日程第36 議案第77号平成17年度日置市一般会計補正予算（第10号）

○議長（宇田 栄君）

日程第36、議案第77号平成17年度日置市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第77号は、平成17年度日置市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,190万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億2,548万7,000円とするもの

であります。

まず歳入では、地方交付税で特別交付税 8,190万3,000円を増額計上いたしました。次に歳出では、公債費で起債元金及び利子の予算不足分 8,190万3,000円を増額計上いたしました。

本来なら先日の平成17年度の一般会計補正予算(第9号)議案の中に計上すべきところでありましたが、起債残高の精査が不十分でありました。今後適正な事務執行に努めてまいりますので、ご審議をよろしく願います。

○議長(宇田 栄君)

これから議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第77号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。これから議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

△日程第37 意見書案第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

○議長(宇田 栄君)

日程第37、意見書案第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番(田畑純二君)

ただいま議題となっております意見書案第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択されました請願第1号の願意が関係機関への意見書提出でありますので、意見書案を所定の賛成者を得て、日置市議会会議規則第14条の規定によりご提案するものであります。

内容につきましてはお手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により政府等へ意見書を提出するものであります。送付先は内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、参議院議長、衆議院議長であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(宇田 栄君)

これから意見書案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、意見書

案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第38 意見書案第2号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第38、意見書案第2号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております意見書案第2号道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書について趣旨説明を申し上げます。

道路は、交通の流れを円滑にし、活力ある地域社会の形成や経済活動等生活を支える最も基礎的な社会基盤であります。本市におきましても道路整備はまだおくれており、生活関連道路の整備を求める市民の声は切実なものがあります。

よって、このような観点から、道路整備の重要性を深く認識していただき、道路整備の促進及び道路財源の確保を図っていただくよう地方自治法第99条の規定により政府への

意見書を提出するものであります。

内容につきましてはお手元に配付してあるとおりで朗読は省略いたしますが、送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、金融経済財政担当大臣、規制改革産業再生担当大臣であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから意見書案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第2号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第39 公共工事不正再発防止等調査特別委員会報告

○議長（宇田 栄君）

日程第39、公共工事不正再発防止等調査特別委員会報告を議題とします。

本件について、公共工事不正再発防止等調査特別委員長の報告を求めます。

〔公共工事不正再発防止等調査特別委員長池満 渉君登壇〕

○公共工事不正再発防止等調査特別委員長（池満 渉君）

昨年9月議会において本委員会が設置をされ、10月12日の会議の進め方の協議に始まり、去る3月9日の調査報告書案のまとめまで延べ11回の委員会を開催をいたしました。市長、助役、関係部課長の出席を求めての聞き取り、市内土木業者88社へのアンケートの実施・分析などの情報収集、議会・議員の対応や今後の再発防止策など幅広く調査・審議を重ねてまいりました。

調査報告書についてはお手元に配付してあるとおりであり、さらに第6回委員会までの内容とアンケートの概要は、さきの12月議会で中間報告を申し上げたところであります。よって、第7回から第11回までの委員会の内容、まとめについてご報告をさせていただきます。

まとめとして、今回の事件の基本的構造は、地方公務員法に規定されているすべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとする服務の根本基準、また信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など服務の根幹を忘却した結果であり、職員による仕事に対するなれ、気の緩みなど、また職員と業者のかかわり合いなどが指摘されるところである。いま一度法律、条例などを精査・熟読し、職務上の判断基準をどこに置くのか初心に戻り見直してほしい。

また、これらを監視・監督する市民の代表である議会がその機能を十分発揮できなかったことを市民、納税者におわびし、議員みずからもさらに襟を正すための方策を構築しなければならない。

一方、業者に対しては長年の慣例・慣行などに基づく体質の結果であり、公共工事は税金を原資とし、市、市民の負託を受けたものであるとともに、公共の利益追求のために行われるものであるという意識が欠落し、社会的責任、道義的責任が問われるところである。

こうした観点に立ち、本委員会は二度とこのような事件が発生しないよう再発防止策について積極的に審査・審議を重ね、委員会の総意に基づく再発防止策をまとめた。

再発防止策、1、内部体制及び監視のあり方、ア、公共工事に係る市民、業者、職員などからの意見などを受ける窓口（ホームページ、提言などを含む）の設置及びそれらを調査し審査する体制を構築する、職員の能力開発及び職務の遂行能力の向上並びに不正防止及び活性化を図るため人事ローテーションの明確化を図る、風通しのよい職場環境を醸成するため職場研修を実施する、適正な業務を遂行するため管理職登用基準の明確化を図る、職員の技能・技術の向上を図るため専門研修を実施する、職員の職務に係る倫理の保持のための職員倫理規程に基づく意識啓発を図る、職員による外部団体など会計事務などの管理徹底を図る、上司として部下の行動を観察し、危惧される問題があるときは適正な指導をする。

2、入札制度のあり方、適正な指名業者の選定及び業者のランクづけの明確化を図る、技術力や品質を加味した業者の指名を推進する、一般競争入札の推進、電子入札などよりよい競争性の確保を図る、予定価格の適正化を推進する、資格審査などの強化とあわせ最低制限価格を設定する、入札制度の透明性を確保するため指名委員会、入札会の公開及び入札結果の公表を推進する、不正行為防止のため罰則規程などを整備する。

検査と監査の体制のあり方について、業務担当課と検査担当課を分離しチェック体制の

強化を図る、工事に係る品質の確保を図るため検査担当部門の強化を図る、工事成績が不良であった業者に対するペナルティー規定を整備する、競争激化による弊害解消のため工事補償制度の確立を図る、土木・建築関係の専門知識を有する機関による検査と監査の確立。

4、議会としてのあり方、市政に対する市民の信頼にこたえるため議会・議員政治倫理条例に基づく政治倫理基準などを遵守すると同時に、倫理観の醸成のための研修の徹底を図る、入札制度の監視を強め制度の刷新についての研究を重ねる、市民、業者、職員などから寄せられる情報などについての審査体制を確立する、情報などに対する迅速な対応とその審査結果の公開に努める。

結びに、民間企業の一部に景気の上向きが言われるが、国と地方を合わせた債務残高は800兆円を超えていると言われる。両者の歳出のさらなる抑制と効率のアップ、民間委託などの推進が望まれ実行の段階にある。地方はそれぞれの自立と競争のときで首長と住民の意識などそれぞれのその違いが顕著にあらわれてくるときである。そのような時期に贈収賄、談合など言っているときではない。民の税金は社会的に公平・平等・透明の観点からいつでも市民のために使われるべきで、一部の利益のみにあってはならない。公共工事の発注者としての行政の責任は大である。今回の事件を契機に我々議員もみずからの私生活の高潔を保ち、市民の代弁者として研鑽を積み、監視・監督する気概を持ち続けなければならない。また、市長を初めすべての職員も公僕としての倫理観と謙虚さを忘れることなく市勢の発展に尽くすべきである。同じく公共工事は公金でありこれらを担う者は公僕に等しいことを自覚し、公共事業は利益を生むという考え方を排除し、事業の多角化などで厳しい状況を乗り切らなければならない。

一連の事件により本市の土木建築行政が質的に後退することなく、今後も市民と連携して全国に誇れるモデルとなるようにさらなる努力が必要である。

以上が本委員会に付託された職員の汚職事件及び談合事件に至った経緯及び再発防止策の調査の調査結果であります。この調査結果報告書を議会の意見として市当局に申し入れ、適宜改善状況や執行状況などについて報告を求めるとともに、業界にも送付し監視を強めていくことが適当であるとの決定を見た次第であります。

以上、アンケートの結果を添付し12名の委員の氏名列記の上、当委員会のご報告といたします。

なお、この報告書は各委員の総意をもって作成されたものであることを申し添えますとともに、この報告のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○23番（畠中實弘君）

委員長報告に関して3点ほど委員長にお尋ねしたいことがあります。

まず、その前に、特別委員会委員長初め各委員の皆さんは、実に10数回にわたり真剣かつ熱心な協議、調査をされ、ここに立派な調査報告書をまとめられたことに対して深く敬意を表します。また、その内容についても高く評価するものであります。本当にご苦労さまでございました。

それでは質疑3点のうちまず1点目、去る2月に発行されました市議会だよりの5ページです。これの5ページに掲載されております公共工事不正再発防止等調査特別委員会中間報告の中で、4段目の中ほどですが、文章を読みますと、審議・調査の途中で、議員としてふさわしくない行動やモラルの欠如を指

摘する市民からの声があるとの意見も出されて云々というくだりがあります。そのことについて、私はその時点である委員に対してこれは一体どこのことかと問いました。それに対しては、その委員の答えです。これは旧伊集院町の元議員の問題であるらしい、委員があるらしいということです。あるとは言わなかった。最初あると言ってて後からあるらしいという訂正をしてみました、という返事があったわけです。そのとき私は実に不思議な思いを抱いたわけでございます。旧伊集院町の汚職談合の事件については既に司法の場で審判が下り一件落着しているはずですので、その返事に大変違和感を覚えました。問題点をすりかえてしまったなど直感したわけです。これは委員を監視しなきゃいけないじゃないかというような気持ちにさせられてしまったのでございます。そこで、議員のモラルということに対して旧伊集院町時代にまでさかのぼって議論をしたのかしなかったのか、非常に大事なことでございますので、まずそのことを確認したいのであります。1つの質疑です。これに対してまずお答え願いたいと思いますが。続けます。

次に2点目でございます。特別委員会は10月12日に立ち上げ以来論議・調査を重ねてこられたわけですが、一種の秘密会議ですので、外野においてはさまざまな憶測が飛び交います。その中で、議員の選挙違反のことについてまで話が及んだのかということをお委員長にお伺いするものであります。選挙もいろいろあります。一般選挙から職制の選挙、そして過去の選挙、現在の選挙、また未来へつながる選挙に至るまでさまざまです。数多い選挙の繰り返しの中で必然的に善良な議員も巻き込まれてしまうおそれがあります。問題は、選挙前になるとやたら高価な金品をばらまいたり、研修名目の会合や宴会による饗応を繰り返すやからがいつの時代でもいるわ

けですが、そういうものはいずれ司直の手に委ね白日のもとにさらけ出すことも可能ですが、それはこの調査特別委員会の目的とは全く別の時限の問題ですからここでは差し控えます。気の毒なのはそれに巻き込まれた善良な議員でございます。結果的に本当に哀れであります。もらったものを返せば法的に道義的にそれで済むということでもないでしょうし、まして返しそびれている人はいつも悶々として戦々恐々としている現実があるわけです。この特別委員会立ち上げ以降、私は複数の議員からそのような相談を受けています。以上のことを前提に、この悪の温床にもつながりかねない公職選挙法違反に関する議論が委員会の中であったのかなかったのか、委員長にお尋ねするものであります。

3点目は、一昨日最終の調査結果報告書を受け取りました。これは議員の立場で受け取ったわけです。その中で、再び議員のモラルの問題が提起されております。6枚目の下の方から7枚目までに及んでいる主な質問・意見等の中でアからキまで7項目にわたり記述されています。私は仰天しました。ただただ驚いて言葉を失い、二度と読み返す気にもなりません。吐き気をもよおすような嫌悪感を覚えます。重大な重大な問題と直感的に思うのですが、そのことを引きずりながら特別委員長はどんな思いで総括されたのか、そしてまだこの報告にないこともあったのではないかと、どうでしょうか。3点目の質疑といたしますのでお答え願いたいと思います。続けます。

委員長は、今回の事件を契機に我々議員もみずからの私生活の高潔を保ち、市民の代弁者として研鑽を積み、監視・監督する気概を持ち続けなければならないとまとめておられます。さらに執行に対しては、市長を初めすべての職員も公僕としての倫理観と謙虚さを忘れることなく市勢の発展に尽くすべきであ

ると結んでおられます。ところで、この調査報告書の中身を精査し翻って議会の実情を直視した場合、とてもじゃないが市当局への意見とか申し入れのできる段階ではないということを経理長が一番理解され苦悶されたこととご心中察するに余りあるものがあります。その辺のことも含めて3点に絞り質疑とするものであります。

以上です。

**○公共工事不正再発防止等調査特別委員長
(池満 渉君)**

お答えをいたします。

まず第1点目、議員のモラルということに対してであります。旧伊集院町時代にまでさかのぼって議論はしたのかと、なかったのかというようなお尋ねでございますが、中間報告を初め今回お渡しをいたしました報告書にも一部ございますけれども、委員会の中でいわゆるちまたのうわさあるいは意見として二、三、個人名が出るということではなくてそういう話が出たことは事実であります。ただしそれ以上旧伊集院町時代のことについてさかのぼって審議をしたことは委員会の中でございません。

続いて2つ目の、委員会の中でいわゆる公職選挙法違反などに関する議論はなかったのかというお尋ねでございますが、私たちのこの本委員会は付託された調査事項が職員の贈収賄事件及び公共工事の談合防止などに係る議案でございまして、議員の選挙などいわゆる公職選挙法に係る審議はしておりません。

3点目の質問でございますが、いわゆる総括の中で議員の道義的あるいはモラルの問題といったようなものがこの報告書のまとめとしてどのような形で出されたのかというか総括をされたのかという質問であります。11月の12日に議員及び職員の中に市内のすべてにおいてこれまで事件に至らなかったが類似した行動はなかったかという議題で審

議をいたしました。うわさやあるいは憶測といったようなものも流れましたが、委員の意見としてもありました。確かに委員会の議事録として委員会録として保存をしてある部分もございまして、そういったことも含めてすべて疑惑そのものが拭えたというふうには私自身思っておりません。時あたかも県議会において、県議会議員の中でいわゆる県議会議員の政治倫理に関するような事件も発生しておりましたので、いわゆる委員会としてはしっかりとした事実などに基づいたことで本件に付託された案件についての審議を進めるという観点で行ってまいりました。さきに議員発議で日置市議会の議員の政治倫理条例の制定がなされました。質疑の案件などについては、今後これら議員の政治倫理条例を遵守する中でどのような形でこれを実効あるものにしていけばいいのかということをお我々議員・議会みずからがこの特別委員会と切り離れた形で議員の高潔を守るための議論がなされるものと思っております。そのようなことを委員会の中で結論をつけまして、委員の総意として報告をしたとおりの結果で総括をしたものであります。

以上であります。

○議長(宇田 栄君)

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

○13番(田畑純二君)

調査結果報告書をいただいたんですけど、これちょっと読ませていただいたんですけど、この8回目の平成18年2月1日にやった議題、委員会のまとめについてちゅうのがあります。6ページぐらいだと思うんですけど。この中でこういう説明書きがあるんですけど、前回本庁・支所の土木職員についてアンケートをとるといってまとめがなされたが、結果的にアンケートをとることができなくなったため、その理由について委員長から説明がありました承された。だからこれだけを読ん

だらどうい理由があつたのか、例えばちょっとわからんわけです。その理由とは具体的にどういことで説明がなされ承されたのか、その理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

以上。

**○公共工事不正再発防止等調査特別委員長
(池満 渉君)**

この8回目の委員会のまとめの中で確かに報告をしてありますとおりにございました。7回目のときに本庁・支所を含めた土木建築関係職員からアンケートといひますか、今回の事件などに関するの思ひ、決意といひものを聞いたらどうだろうかといひような委員会での審議がなされたのは事実であります。で、結果その後、委員会の進め方のまずさは委員長としておわびを申し上げますけれども、委員会のまとめに入つた段階でそのようなアンケートはどのなかなといひような議論が幾つか出まして、私自身もそのような思ひをしまして、各委員の方々にその思ひを諮つたところであります。委員の皆さんから、昨年来であれば職員の方々からのアンケートもあるいはそういつたこともよかつたのではないかなと、委員会に入つて報告のまとめに入つたときにさらに今こうしたことはどうだろうかといひ賛同をいただき、この第8回目で結局前回決めたことを撤回したよな形になつた報告となりました。

以上でございます。

○議長(宇田 栄君)

ほかに質疑ありませんか。

○3番(下御領昭博君)

一番最後のところで、公共事業は利益生むといひ考え方を排除しといひ文言に適切でない言葉が使われているよに私は感じますが、どのよな意図を持って書かれたのか説明をお願いします。

○公共工事不正再発防止等調査特別委員長

(池満 渉君)

この最後のまとめの部分については委員全員で一字一字確認をしながらまとめました。この公共事業は利益を生むといひ考え方はよく一般的に使われる言葉で、公共単価と民間単価といひことで、民間の工事をすればこれぐらいで済むんだけどなあといひような話がある中での一般的に比べた場合での表現とさせていただいた結果であります。

○3番(下御領昭博君)

建設業の中に第1条に、建設業を営むものの資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とするといひ建設業で第1条でこのよに目的がうたわれているんです。民間といひのは企業といひのは利益が出て初めてそこで働く従業員とかそれによつて利益を生んだので税金したりするわけですから、やっぱし先ほどされてるこの文章といひのは私は余り思ひしくないと思ひますが、ご意見をお願いします。

**○公共工事不正再発防止等調査特別委員長
(池満 渉君)**

先ほどもお答えしたとおりに委員の総意として、一般的に公共工事は利益を生むといひその認識に変わりはございません。ただ法外に公共工事をしてる業者の方々が利益をとつていひといひたよな表現ではないことだけはつけ加えておきたいと思ひます。

○議長(宇田 栄君)

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。本件はお手元に配付しました委員会報告書のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員会報告書は委員長報告のとおり決定されました。

以上で公共工事不正再発防止等調査特別委員会報告を終わります。

△日程第40 閉会中の継続審査申し出
について

○議長（宇田 栄君）

日程第40、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

環境常任福祉委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付したとおり閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第41 閉会中の継続調査申し出
について

○議長（宇田 栄君）

日程第41、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、環境福祉常任委員長及び教育文化常任委員長から、会議規則第104条の規定によりお手元に配付したとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第42 所管事務調査結果報告に
ついて

○議長（宇田 栄君）

日程第42、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。ここで市長から発言を求められておりますのでこれを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

3月2日の招集から本日の最終本会議まで今議会に提案しましたすべての議案にご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして心から厚くお礼申し上げます。また本会議並びに委員会を通じて賜りました貴重なご意見やご指摘は今後十分に検討し取り組んでまいりたいと考えております。特に、合併初年度とはいえ、予算編成時における積算計数の見込み違いにより財政計

面に多大な影響を与えましたことをおわび申し上げますとともに、平成18年度の事務執行に際しまして厳しい財政状況下にあることを職員全体で認識し、的確な事務処理体制を確立してまいります。

国及び地方公共団体を取り巻く行政環境はますます厳しくなっております。とりわけ財政問題は三位一体改革などから一段と厳しい状況と理解するところでございます。先般定めました行政改革大綱や議決いただきました総合振興計画の早期達成は計画的に執行してまいります。住民に身近な市町村行政は、経済成長が望めない現状と住民ニーズの多様化のはざまに今後大胆な行政改革が必要であることもご理解いただきたいと思います。

最後になりましたが、議長を初め議員各位のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで平成18年第2回日置市市議会定例会を閉会します。皆さん大変ご苦労さまでした。

午後3時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 田丸 武人

日置市議会議員 池満 渉